B
5244
S894A1
1937
v.4

East Asia

Suzuki, Shigetane
Suzuki Shigetane zenshu

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

鈴木重胤全集

第四

B
5244
S894A1
1937
v.4

LIBRARY
MAY 29 1969
UNIVERSITY OF TORONTO

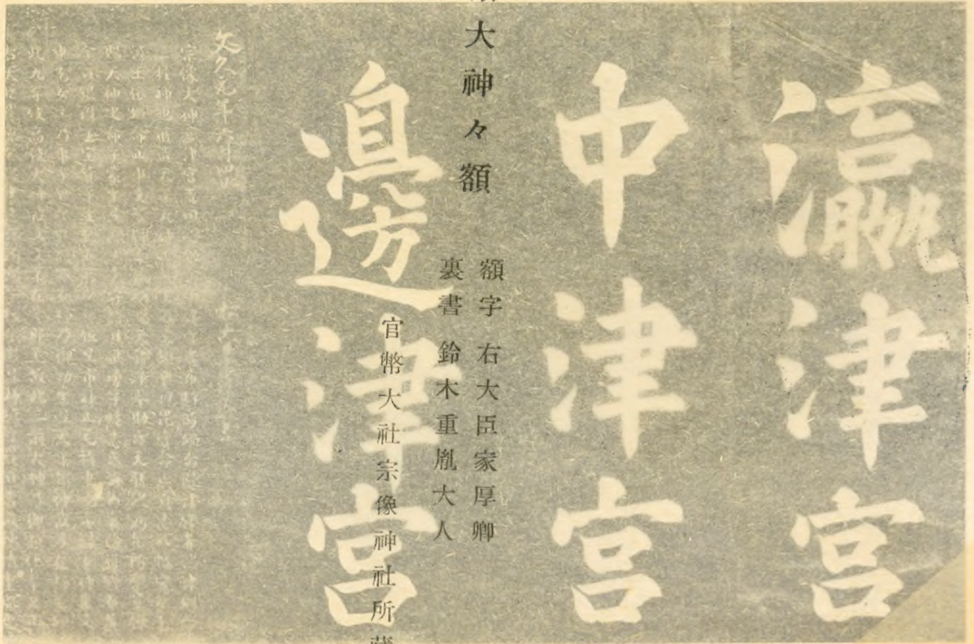

宗像大神々額

額字　右大臣家厚卿
裏書　鈴木重胤大人

官幣大社宗像神社所藏

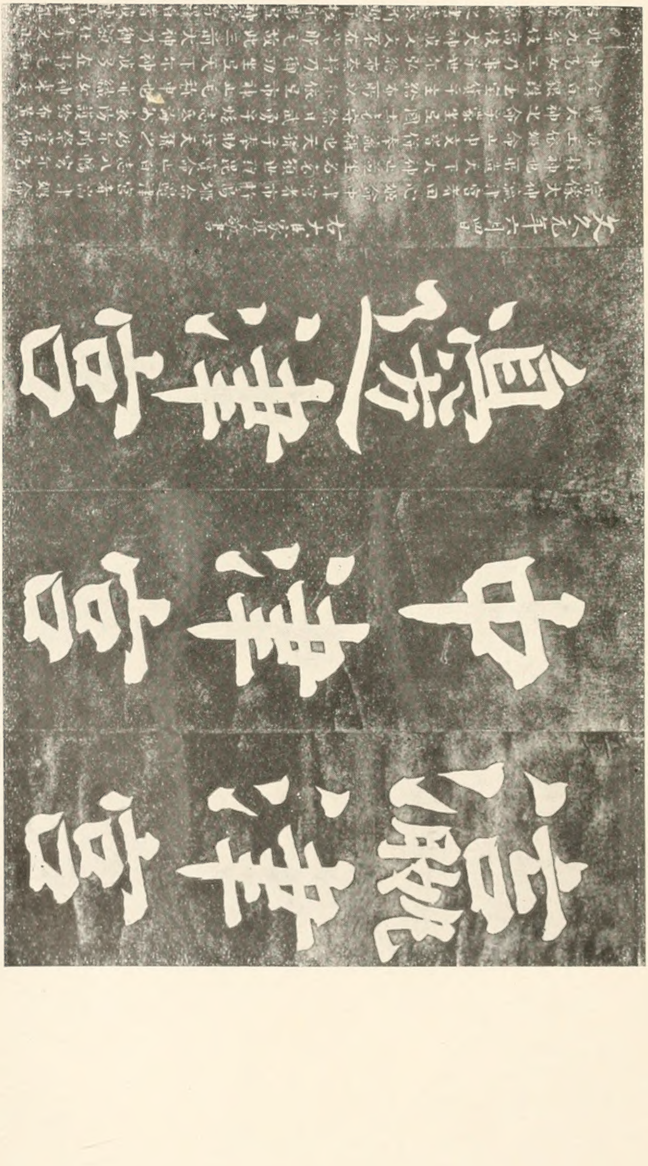
邊津宮
中津宮
瀛津宮

日本書紀傳 卷四 目次

十七之卷　寶鏡開始章……………………一頁
十八之卷　寶鏡開始章……………………四七〇
十九之卷　寶鏡開始章……………………五四七

日本書紀傳　十七之卷

穗積重胤謹撰

神代上第十七　寶鏡開始章

是後素戔鳴尊之爲行也甚無狀。何則天照太神。以天狹田長田爲御田時。素戔鳴尊春則重播種子。〔重播種子此云璽枳磨枳〕且毀其畔。〔毀此云波那豆〕秋則放天斑駒使伏田中。復見天照太神當新嘗時則陰放屎於新宮。又見天照太神方織神衣居齋服殿則剝天斑駒穿殿甍而投納。是時天照太神驚動以梭傷身。

八洲起元章第二の書に、天神謂伊弉諾尊伊弉冉尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜汝往脩之、廼賜天瓊戈、於是二神立於天上浮橋、投戈求地、因畫滄海而引擧之、即戈鋒垂落之潮結而爲島、名曰磤馭慮島、二神降居彼島、化作八尋之殿、又化竪天柱と有り、斯て此二柱御祖神其天柱を往巡り給ひて遘合し給ひ、同宮に共に住み

坐して之の蛭兒を[illegible]に生み給ひけるに、蛭兒は三年に[illegible]足立たざりしかば[illegible]
給ふ、是の國の東北たる[illegible]
り[illegible]
れ給はざりしは、[illegible]
に[illegible]
子孫の[illegible]はしか[illegible]けれは、[illegible]
しく明細にて、國々[illegible]の如く行幸[illegible]給ひて[illegible]生まする、御大八洲國の事にして[illegible]上にて[illegible]
の行[illegible]を以て[illegible]、宣[illegible]と[illegible]給ひて、二柱[illegible]の御生の天[illegible]に坐りて[illegible]
に至給へる御事なる者なり、一[illegible]の事を[illegible]と云ふを、廢り棄て給へる[illegible]の如く思ふは[illegible]にて、[illegible]
は[illegible]の御子[illegible]する中に、[illegible]にて生まさ[illegible]り、之[illegible]氏を[illegible]國[illegible]の[illegible]
り、然れども始めて[illegible]氏を賜ひて、人臣に列ね給ふ上は皇統の[illegible]を[illegible]と云ふ、[illegible]の[illegible]を記[illegible]と云ふ上に當れる
者なり、[illegible]子にして君上たり、外國は庶子にして臣下たる謂れ此に[illegible]れたれは、[illegible]外國の[illegible]長にしも我天皇に
對奉いて臣民たる[illegible]に由緒有る事なり、）若干國[illegible]に、既而伊奘諾尊伊奘冊尊共議曰、我已生大八洲國及
山川草木、何不生天下之主者歟、於是共生日神、號大日孁貴、此子光華明彩照徹於六合之内、故二神喜曰、吾
息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天、而授以天上之事、是時天地相去未遠、故以

天柱一擧ニ於天上一也、（中略）次生ニ素戔嗚尊一、此神有ニ勇悍一以安忍一、且常以ニ哭泣一爲レ行、故令ニ國内人民一多以夭折、復使ニ青山變枯一、故其父母二神勅ニ素戔嗚尊一、汝甚無道、不レ可ニ以君ニ臨宇宙一、固當ニ遠適ニ之於根國一矣、遂逐レ之と有る、此は二柱御祖神の上件に云へるが如く、天下國土の全を生成し堅め立て給へるに就いて、其を統御す大君の生奉らせ給はむと事議らせ御在し坐して、彼八尋殿に於て御子を生成し給ひけるに、先に生坐せるは質性閑麗しく坐して天地に照徹らせりければ、其天柱より天上に送擧奉らせ給ひける日神是なり、次に生坐せる素戔嗚尊も日神に並て貴く御在し坐しけれども、天下國土を所知看す御心も御在し坐さゞる上に、其後伊弉冉尊は故有りて此國土を避り給へりしかば、一向に戀慕奉らせ給ひて、其第六ノ一書に素戔嗚尊年已長矣、復生ニ八握鬚髯一、雖レ然不レ治ニ天下一、常以啼泣恚恨、故伊弉諾尊問之曰、汝何故恒啼ニ如此一耶、對曰、吾欲レ從ニ母於根國一、只爲レ泣耳、伊弉諾尊惡レ之曰、可ニ以任レ情行一矣、乃逐レ之と有るが如く、終に逐はれさせ奉給ふ御事と成りて、唯此國土には伊弉諾尊一柱のみ御在し坐す國と成りて、先に二柱御祖神共に、何不レ生ニ天下之主者一歟と宣ひ合せたる御言も、何も徒事と成れるが如く成れゝども、亦此に幽深き故有るべくなむ所思えたる、在の由緣を以て、天照大神素戔嗚尊と二大神の天國と根國とに御在し坐し乍も、此顯國を相持たせ御在し坐すべき神隨の道なむ御在し坐す御事なりけらし、（但此に片神の御事を云はざるは、先達も已に素戔嗚尊と同じ神なる趣なる說有るが上に、予又愈其に違ひなからむ證共を見得て、此傳に條條に云へるが如くなれば何方違も同神なり、）故瑞珠盟約章に、於是素戔嗚尊請曰、吾今奉レ教將レ就ニ根國一、故欲ニ暫向ニ高天原一與レ姉相見而後永退矣、勅許之、乃昇ニ詣之於天一也と有る、與レ姉相見は古語拾遺に欲レ奉レ辭ニ日神一辭

女と有れば、此高天原に參昇らで給はむとにの、前言之は伊奘諾尊大神の御勅許にて、其第二一書に、素戔嗚尊將昇天時、有一神號羽明玉、此神奉迎而進以瑞八坂瓊之曲玉、故素戔嗚尊持其瓊玉而到之於天上也と見えたる、此羽明玉と云ふは、天柱より上幸行す道を守し坐ひ、又其瓊玉は昇天の信物として其を献て大神の御心に稱はれたる可きか、此は物下なる方に座すなれども、斯て其瑞玉の御徳に依りて打解給ひ給ひけるに就て、天照大神に疑はれ給の給ひければ、誓約の間に其誓約之中必當生子、如吾所生是女者則可以爲有濁心、若是男者則可以爲有清心、と申給ひけるに、其第三一書に見えたる日神の御言にも、汝若不有姦賊之心者、汝所生子必男矣、如生男者予以爲子而令治天原也と有る、此時已に此二大神の御間より生坐さむ御子を以て天津日嗣に定め給ふ可き由誓約に定りたる事なり、首第三一書に又日神重誓曰、凡當有惡賊之心者、今所生之兒必當女矣、可以爲子矣、卽此約束共相誓約と有りて、此に於て天照大神は其瓊玉を以て三女神を生坐し、素戔嗚尊は其劍を以て五男神を生給へるに就て、第三一書に、則勅之曰、正哉吾勝、故因名之曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊（中略）故日神方知素戔嗚尊元有赤心と有るが如し、然して其物根に原きて詔別給へる御政正書にも見え、古事記にも於是天照大御神告速須佐之男命、是後所生五柱男子者、物實因我物所成、故自吾子也、先所生之三柱女子者、物實因汝物所成、故乃汝子也、如此詔別也と見えたれば、右の第三一書に、以爲日神之子使治天原と有る事の由來、書に漏れ有るを明らむ可くなむ有ける、○通釋七卷に物實と物根とは其物も名も通へり、後世にも人の母を云ふには某腹と云ひ、父を云ふには某種と云ふ、本草の種子も同じ、此も其意なり、谷川氏が通證に、夫根系種脈在レ矣、而不

レ在レ母、如二五男一則日神猶レ父也、素尊猶レ母也。根國出二子日神一、非二日種一而何耶と云へるは然る言なり」と云はれたる是なり、僭正書及其一書又古事記も、共に三女神の物根を劔とし、五男神の物實を玉と傳へたるは事實に合はず、第二一書是本説なり、心得置くべし。）斯れば四神出生章に二柱御祖神の何不レ生二天下之主者一歟と宣給ひて、生成し奉らせ給へりし天照太神素戔嗚尊、共に天國と根國とを所知看し別れさせ御在し坐して、二大神共に此天下に御在し坐さず成りぬるに、此御誓に及ばせ給ふ御事の運に、止む事を得させ給はざる次第に行至れりけるさへ奇しく御在し坐すに、天照太神の物根を以て素戔嗚尊の男御子を得させ給へるなむ、天地を質鎔造らせ給ふ皇祖大神の奇魂に頼るとは申ながら、實に奇しく妙なる御事に御在し坐しける、故其天忍穂耳尊はしも、天照太神素戔嗚尊の珍御子として此天下國土を所知看べく、神隨に定まり坐す道なむ、此に至りて如此しも立てりければ、彼二柱御祖神の何不レ生二天下之主者一歟と所思ほし掟てさせ給へりし御言の結と、又今玆にして神隨には成れりける者なり、僭有の瑞珠盟約章の始に、是後伊弉諾尊神功既畢、靈運當遷、是以構二幽宮於淡路之洲一、寂然長隱者矣、亦曰、伊弉諾尊功既至矣、徳亦大矣、於レ是登レ天報レ命、仍留二宅於日之少宮一矣と有る、登天報命の御事はしも、有に聞ゆる高皇産靈尊に使レ治二天原一と有るは、後に天降して天下を所知看させ給はむとの御心なるを、其御政をだに聞食し及ばせ給へる上ならばこそ有らめ、然る御事の御在し坐さゞるに其報命の出來させ御在し坐すまじき御事なる者なり、其は寶八洲起元章に天神の御命以て、有二豊葦原千五百秋瑞穂之地一宜二汝往循一レ之と宣給へる任に、此國土は形の如く生成し給へれども、天下之主者をしも定め置かせさせ給はず、此國土を塞しくして幽宮に長隱坐すと云ひ、又登天報命など云ふ事

は闇きに有ると云ふ事になるを、思ふべき者にてむ有りける、（此御事に與らず、凡て禍事と云ふは此作られたる事を設して、其根を御り申すをこそは然云ふ事なりけれ、功徳の至誠けずして中枝に折き給へるを以て、手せる禍事と云ふ事の御在し坐さむ、其上國土を荒し給ふと云ふは、人民を損しむ可き御事に非ずや、其人民の上と同じくして國土を所知看すべき大君をも、其在ての輪はずして禍禍し給ふと云はゞ、其末を治めて末を亂れ給へると云はまし、皆々心を盡して思ふ可きなりかし、）右に關しに四神出生章本書十一二書に、既而天照大神在於天上曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之、月夜見尊受勅而降、已到于保食神許、（中略）然後復命具言其事、時天照大神怒甚と云ふ文有り、此時は已に伊弉諾大神に事て、國命し給ひて、其國土には御在しまさゞりし時なるは、天照大神と月夜見尊二大神の意用すて忍穂耳尊はに御生れまりしかば、天照大神の御計らひを以て天津日嗣として天降し奉らせ給はむ御事の御時なるを、斯所知看て御在し坐しけむから、其功を天神に報申し給ひて、國土には其大神の御在しますことを有の御事なりかし、信此に天照大神の、其月夜見尊をして保食神の許に天降し給ひて、其消息を今に給給へるは、其皇太子天忍穂耳尊を天降し奉らさ給ひて、二柱御祖神の何不生天下之主者歟と所思さし捉てさせ給へりし御言や、遂に天治めさせ給はむ大御心の御在し坐すに就ては、其皇御孫尊と御在し坐して、統御さむ天下蒼生の上に就ては得有らぬ物たむ有りける、謂ゆる人者の命續く食物寄物住宅の三足なり、此を存ひ給ふ大神保食神の御在し坐す事を、豫て所知食さむ給ひしかば、其天忍穂耳尊には同じ御生にも御在し坐す御事なる故に、其月夜見尊を大御使として葦原し給ひければ、共に天津日嗣の御事を神議に議らはむ御議（ソラマシ）とたむ所見さむ給へりける、然るに其保食

神の御饗奉らせ給ふ御有状に就て無禮げなる事しも有りければ、例の神性の雄健きが任に其神を甚く辛苦め置かして、即復命して其に其状を奏させ給ひけるに、天照太神怒甚之曰、汝是惡神、不レ須ニ相見一、乃與ニ月夜見尊一一日一夜隔離而住と有るが如く、再度御中快からず成らせまして御在し坐して、日神の御前を令レ避給ふ御事と成りたるにて、是即後継に天照太神の石窟隠れの元因とは成れりける者なり、（借有に月夜見尊忿然作レ色曰、穢突鄙矣、寧可下以ニ口吐之物一敢養中我乎上、廼拔レ劍撃殺と見え、古事記にも速須佐之男命立ニ伺其態一爲ニ穢汚而奉進一、乃殺ニ其大宜津比賣神一と有れども、共に殺と云ふは僻傳なり、攝津風土記に稻倉山昔止與宇可乃賣神居ニ山中一以盛レ飯因以爲レ名、又曰昔豐宇可乃賣神常居ニ稻椋山一而爲ニ膳厨之處一、後有レ事不レ可レ得レ已、遂還ニ於丹波國比遅乃麻奈韋一とあるが如くに、實には素之鳴尊に遂害め奉られさせ給へるにて有る事、已に傳十二に委しく注せるが如し、）右の續きに是後天照太神復遣ニ天熊人一往看之、（中略）雖有其神之頂化ニ爲牛馬、顱上生レ粟、眉上生レ蠒、眼中生レ稗、腹中生レ稻、陰生ニ麥及大豆小豆一、天熊人悉取持去而奉進之、于時天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生可ニ食而活一之也、乃以ニ粟稗麥豆一爲ニ陸田種子一、以レ稻爲ニ水田種子一、又因定ニ天邑君一、即以ニ其稻種一始殖ニ于天狹田及長田一、其秋垂穎八握莫ニ然甚快也、又口裏含レ蠒便得レ抽レ絲、自レ此始有ニ養蠶之道一焉と見えたる、是即保食神の御靈物を以て、衣食住の物根の成出でたる始なり、借此に顯見蒼生と有るは天下の人民を云ふなり陸田水田も天下蒼生の爲に天上にて農作の事を起し給へるなり、因定ニ天邑君一とは地方に因て其長たる者を定め給へるにて、後の國造縣主の類是なり、天狹田及長田は御紀の屯田にて、田令に謂ゆる官田に當れり、借右の陸田種子水田種子を指して、是物者則顯見蒼生可ニ食而活一之也と宣給へりしに、天下人民の御食なるを

以て、思ふに天忍君ら今天下蒼生の衣と食のをを給へる所にして、其衣食主宰と神として豊受姫神を以て天降し奉らせ給はむとの御意にこそ、上の第三ノ段に見ゆる稲ノ種を、天忍穂耳尊に授け給ひし事と云し此段にも見えたれ、能く照大神の事が知給ひて、己ても天津日嗣を知食さむと思給ひて、天忍穂耳尊に授け奉らせ給へる事、又此事記に天照大神の御言に、天照御子之天降る時に寶鏡を授けて申給へるは、天忍穂耳尊の天降の御事である以て知るべき者なりけむ、猶右の以下其詳に解釋して天孫瓊瓊杵尊の天降の段に委しくと云ふに就て、又其中に天孫の高御産之神と云ふの文より續きて、神武本紀に乃起三都峯之宮と有るに因りて神方に就て神武宮殿と云ふに係れる有り、然るに此に又天照大神の右に見る文の所見ゆるに從て、宮殿の事は此時には非ずして異事なれども、其新宮の新室にて事知らる、又既有詞に皇御孫之命が天之御蔭日之御蔭と住居て御名を云ひて、下に宮安天神白く、屋船久久遅命、屋船豊宇気姫命と文にて師説の如く共同神たる所由知らるれば、此宮殿の始も同じく保食神に御在し坐せど、右には衣食と宮殿の二に就たる事をのみ傳ふるを主と爲る故に自然に省りたるにこそ有りけれ、衣食住の三共に天下蒼生の爲に要なれば、是時なほ其始なる可き、能く實に祭の由て起る其原を明らめざれば、其義を知り果す能はざる所故に、今茲に新詳らかへるを、猶此に擧て云ふべき事ら多く有れども、此は天照大神素戔嗚尊の正統と御在し坐して、天忍穂耳尊の天下を所知食す御爲に、衣食住の道を定めて天津日繼を事依し給へる由緒を先づ証きたる也、然るに未だ素戔嗚尊は未其御

心も御在し坐さゞりしから、無狀き御爲行共の御在し坐しける事共をも云續く可きを、其にては餘りに長々しく成行くを以て、又下に至りて再註むを合せ讀みて曉るべき者なり、（其大抵は傳十二に註せれば此章の傳を讀むには必見合す可き者なり、然らずして直に瑞珠盟約章より此に亙る時は、決めて曉り得べからざる事なむ多く在りぬ可きを、古より代々の識者も唯其なりにして濟ませ置きたるこそ心行かぬ事なりけれ）○是後を日神に生ニ御子一後也と註せれども粗し、上件云へる如く御子を生坐して後に、天照大神の大御使として保食神許に葦原中國に天降り坐せる御事有り、四神出生章第十一ノ一書に所見たる故事是なり、偕此に是後素戔嗚尊之爲行也甚無狀と先一に擧ね云置きて、次に其事を解きて何則云々と、其爲行の無狀き御事の條目を巨細に並べ云へるを、第二ノ一書は此を倒反して先に日神尊以ニ天垣田一爲ニ御田一云々と並べ立て、其時の素戔嗚尊の爲行を擧げて、其終めに凡此諸事盡是無狀と有り、如此く綱より目を云ふも目より綱を云ふも皆同じとなる也、（第三ノ一書にも終めに凡此惡事曾無ニ息時一と見え、古事記にも同じく猶其惡態不レ止而轉と見えたる、其に第二ノ一書の文法に異らざる者也、）偕此爲行也甚無狀と有る御行の御在し坐すは、何れの時ならむと云ふに、四神出生章第十一ノ一書保食神の許より復命申し給へる所に、天照大神怒甚之曰、汝是惡神、不レ須ニ相見一、乃與ニ月夜見尊一一日一夜隔離而住と有りし間の御事なる可く所思えたり、如何にとならば右の傳の本は唯隔離而住とのみ有りて、御前を退け給ひしなりけむを、亦御名月夜見尊の方にて傳はれるから、日月の晝夜に分巡る如くなる貌象を思ひ寄せて、中昔の誰やし人か一日一夜の四字は書加へたりつらむ、其始に月夜見尊者可ニ以配日而知ニ天事一也と有る、其緣に引かれて然る狡意は出來れりけむ、（其事傳十

一[illegible]篤くなるが如し、古道[illegible]れたるは、上文にも[illegible]の[illegible]し、然[illegible]
[illegible]、又[illegible]の[illegible]行くが如しと雖も、[illegible]
[illegible]にて[illegible]ければ、其を以て[illegible]一[illegible]の[illegible]に[illegible]
[illegible]神と[illegible]の中に[illegible]御在し坐し、然[illegible]、此とのは[illegible]を[illegible]して[illegible]
日神又田有三處、云々、其素戔嗚尊之田有三處、云々と有る、[illegible]には[illegible]か[illegible]有る事なれども、[illegible]
進らせざりし事知らる、[illegible]を見るに[illegible]日[illegible]など[illegible]作給へるにては有るべからぬ[illegible]なり、[illegible]ければ[illegible]
[illegible]に、天照大神の[illegible]に[illegible]有る御[illegible]行[illegible]む[illegible]在し坐したりけらし、[illegible]て御[illegible]ひ坐すゆの本に、素戔嗚
尊に[illegible]天照大神はしも幾く[illegible]し[illegible]と所思して、[illegible]御[illegible]坐さゞるに、天照大神
の[illegible]て御[illegible]坐して、[illegible]素戔嗚[illegible]相見[illegible]て[illegible]を[illegible]給ひ、[illegible]天[illegible]人を[illegible]して其神の[illegible]に[illegible]
を令レ探給ひ、甚く喜ばせ御在し坐して、[illegible]顯見蒼生可以食而活之也と宣給ひつゝも、専衣食住の營爲をのみ
事[illegible]て[illegible]し[illegible]御在し坐して、紀記には[illegible]へ漏されたる事には有れども、[illegible]を[illegible]天に[illegible]て、天照
大神の[illegible]し[illegible]御在し坐すを以て、素戔嗚尊の御心には、[illegible]の[illegible]しき中をすらに[illegible]給ひて、[illegible]か
し[illegible]しゝ然許り[illegible]し給ふ事と、[illegible]下に[illegible]坐す御心坐しけらし、然るからに天照大神の[illegible]せ給へる[illegible]、[illegible]
[illegible]を奉らせ給はむとは[illegible]思し[illegible]りぬるなゝめり、（素戔嗚尊の[illegible]心はしも、上[illegible]御父大神に[illegible]させ給へる御[illegible]に、
吾今奉レ教將レ就二根國一、故欲下暫向二高天原一與レ姉相見而後永退上矣と有り、又日神に[illegible]給へる御[illegible]にも同じく吾元無二

黒心一云々、如不ニ與レ姉相見一吾何能敢去と申奉らせ給へる御事有り、若て其誓に勝驗を得させ給ひければ、第一ノ書に於是日神方知ニ素戔嗚尊固無ニ悪心一と見え、また第三ノ一書にも故日神方知ニ素戔嗚尊元有ニ赤心一と有るが如くに、露も私心は御在し坐さゞりけれども、彼保食神の御事より、以降皇太神と左に相隔住ませ給ふ計に成りしより、又種々の事共の起り初めてなむ有りける。」偖上章第三ノ一書に、素戔嗚尊云々、便化ニ生男一矣、則稱之曰ニ正哉吾勝一云々と云ふ事有りて、赤心の顯れたる事を宣へり、偖此事に合せて古事記に爾速須佐之男命、白ニ于天照大御神一、我心清明故、我所レ生之子得ニ手弱女一、因レ此言者、自吾勝云而、於ニ勝佐備一云々と見えたる、得ニ手弱女一は古史徴に云はれたるが如く、得ニ男子一の傳誤なる事云ふも更なり、然れば其男御子を生坐しゝ時に、稱して正哉吾勝と宣給へる其事を、此に取出て勝佐備の御荒びをなむ物爲させ始め給へるには御在し坐しけるを、素より男御子は天照太神の物根に因りて成出で給へれども、素戔嗚尊の元より悪意の御在し坐さゞる驗に成坐せる所なれば、其保食神の御事に就て天照太神の御許を隔離させ給へる故、先に男御子を成し給へりし事に寄せて然荒びさせ給へるにて、其清明く坐す御心なる事を貫ぬかむと爲させ給へるから、其事の過ぐるに至りて此上無き大禍事とは成れりけれども、又此事に依りて八百萬千萬神の大なる功績も顯はれ行きて、天地と極無き大吉事はしも成以て出來れゝば、事の極みは彼天地を靈造らせ給ふ皇祖天神の御心と申すより外無き御事なる者ぞかし、(先にも日神に疑はれ奉らせ給へる故に、終に誓約を成して其赤心を明らめ申すに至らせ給へるを以て男御子を生出させ御在し坐せばこそ、柱御祖神の、何不ニ生ニ天下之主者一歟と宣給へりし御言の驗も立てたりけれ、今將保食神の御事坐さずは、爭でかは其神の衣食住の質を世に著はし給ふ御德の顯

はれさせ給ひし生さむ、後又此御笑びの御事坐ますは、天照大神の八百萬千萬神に坐りて、天地の間に二つ無く貴く高き大御神に坐ませ給へる事の然計には如何は知られさせ給はむ、又此條中に必しも今くは計有ることを事物論議の神代の論定ふ事には何とも至らむ、又其神達に通はせ給ふ時に及ばては、天照大神に至りて尊き此神の國土萬物に幸ひ給ふ御徳の、無しと言くは何とて坐らせ御在しましつ可き、此に神の徳有る世に御行を以て、皇祖天神の御心とはもとより申すまじき御事なれど、物の善事はしも皆禍事を經て後に成ると云ふ、禍亂なる神典を明らめ知るに見れり、此に就ても吾師大人の、世間に在る其何事も吉善より凶惡を生じ、凶惡より吉善を生じつゝ、互に移り以て行く理を曉る可く、又然凶惡は有れども終に吉善に勝つ事理はでる理をも知るべく、又人は必凶惡を去りて、吉善を行ふ可き理をも知るべきなり、悲しきかも惡しきかも、如何なるかなと思ひなやみ、と云はれたる説意は令して、如此く事實に見合ひ行く事よ、云へば得に言はむ方無く實に有し、惡しく如何なる御事にこそなれ、○穢行は必罪と謂む、穢其穢し行ふ事を云ふなり、第二一書に惡事と有る事をも此の穢行に及ぶ所なり、考合す可し、又惡を行きて穢を罪とのみも云ふなり、古神出生章に此神の御事を日常以泣と云ひ、此の第三一書に諸神嘖之素戔嗚尊曰、汝所行甚無頼（中略）汝是躬行濁惡而見逐謫者と見え、古事記にも此の御業行の御事を稍具し而と見えたる是なり、其外にも大直毘比賣神條に云ふ同其態、海神宮段に其潮時之種々之態下と絶住來也など有りて相通はし言める事有なり、高壁二（十一丁）に穢行雜行事乎、御跡古夏在、四（十四丁）に今耳之行事在かれ、九（二十三丁）に從來不淨行事歟、十六（二十五丁）に荒穢良者、妻子之雜事乎矣、十九（二十六丁）に古醜、百家穢行射乃、久須

婆之伎、事跡行纏など有る此末なるには事と業とを對へ云へるなり、業の事は傳十二に云へり、合せ見る可し、（漢籍には事の字をも多く和邪と訓めり、此等を志和邪とも訓むは言上に爲字の添ひたるなり、事業活業を志和邪と訓むを、又志業登とも俗に訓みて仕事の意と爲る是なり、）○無状は第二ノ一書に、凡此諸事盡是無状と見え、古語拾遺には、素戔嗚神奉レ爲日神一行甚無状、種々凌侮、所謂毀畔埋溝放樋、重播刺串、生剝逆剝屎戸と有る、即四神出生章に無道と所見たる其傳六に說けるが如し、又寶劍出現章第四ノ一書には、素戔嗚尊所行無状、故諸神科以二千座置戸一而遂逐レ之とも所見たり、若て此に謂ゆる無状は第三ノ一書に凡此惡事曾無二息時一と見え、古事記にも猶其惡態不レ止而轉と所見たる、惡事又惡態と云ふになむ當れりける、然れども言義は伊勢物語眞名本に無味氣と作る其意なる者なり、（物に甘美造の美味有る者なるを、其味ふ可き味しき所無きは即美からぬなれば、此は惡とも何とも指さず大らかなる言の状にて甚愛たし、字鏡集に㨗を阿遅佐那志と訓めるは如何なる事にか未考へ得ず、借此字老子に無状之状無象之象と有る、其は玄の又玄なる所を云へるなれば其には有るべからず、士禎が後漢書注、其罪惡也大、其状無レ可レ言、故云二無状一と有る如くなる可し、）因云、右に引ける拾遺の凌侮を阿那豆理給布と訓めるは孝德天皇御紀に尊レ佛法一輕二神道一と見えたる輕字と同じ訓なり、其下に削二生國魂社樹一之類是也と有り、靈異記に蔑を阿那都利と訓みたるを合せ考ふるに、輕しめ蔑如する意にて有りければ、甚棄の意にもや有らむ、然れば此に素戔嗚尊命の御心には引替へて日神の御爲に種々に轉有る惡しき御所爲其の御在し坐せるに能當れる言なる故に序に註す者なり、（名義抄に侮を阿那豆流と訓み字鏡集に悍をも然訓み、又中昔の言共に阿那豆雜波志と云ふ言も見えたるを、新撰字鏡に侮をも

猶今に備ふる處あれば、岡部氏は□と云ふも本意なるにて阿須許波は在けり」○何故に至よりも在ける田の名を別けて上下とす可き詞にて、上に云る□を□□之□□□と先づ云置きて、此は其□□き事を□□に□□□するなり、○天狹田長田は、□□□生□□十一書に、即以□□□□□□田及長田、其□□□八握□□□也と見えたる御田にて、其□□田□□□□□□□生し□へる地なり、日本紀に天狹田長田者□□□之良田也と云へるに、此に天照大神の□□□□□□事の有るを□に云ふ說にて、實に然る事なり、此二田の事□に□十二に云へり、○□□御田とは、□□田に□る□、□田は□の田なりと云ひ、□代□□□に田□に□□□□の別有る故に云ふと云へり、○□□御田とは事二□書に、日□□□天垣田□御田と云ひ、第三□書にも、日神之田有三三處一焉と見えたる、天原の廣く遠き中にて、□に御□田をあめて□在し坐して□□らし給へる、朝夕の大御□の料の屯田是なり、古事記には天照大御神之□田と有り、下に□ける今の官田を、宮内省式には□田とも官田とも□はしたりける是なり、古には凡て天皇尊の□御の御田を□に定めさせ給ひて、□に□じき物に爲させ給へり、其は仁徳天皇御紀に、額田大中彦皇子□□倭屯田及屯倉一、而謂二其屯田司出雲臣□淤宇宿禰一云々と有るを、倭直吾子籠を召して令レ問給ひけるに、傳聞之於二纏向玉城宮御宇天皇之世一、科二太子大足彦尊一定二倭屯田一也、是時勅旨、凡倭屯田者、毎御宇帝皇之屯田也、其雖二帝皇之子一、非二御宇一者、不レ得レ掌矣と詔はれるを以て、倭御の屯田をしも、其事無きものに爲させ御在し坐しける古風を見る可きなり、古事記日代宮段に、此之御世定二田部一、又定二倭屯家一と見え、此にも五十七年御紀に、令二諸國一興二田部屯倉一と有るは田部は屯田を作る部の民を云ひ、屯田司は其屯田を所任れる者にて、此の其邑君の如く、屯倉は其田子

を收むる倉稟を云ふなり、孝德天皇二年御紀に、改新の詔有りて右の屯倉を罷られたれども、猶官田を被レ置たり、田令義解に、凡畿内置レ官、（謂レ畿猶レ甸也、言レ王畿之内、）大和攝津各三十町、河内山背各二十町云々と有り、職員令宮内省義解に、官田謂二供御稻田、分二置畿内一者、名爲二官田一也と有りて、彼省の主る所なり、宮内省式に、凡省營田四十町、大和國九町、山城河内二國各八町、攝津國十四町云々、凡省營田稻踰レ年之後不レ供二御一云々、凡營田收納帳云々、凡營二官田一者云々と見え、内裏式に、十一月奏二御宅田稻數一式と有りて、御宅田刈稻事申賜止云々、内國乃奉留御宅田合若干町得稻若干束云々、仕奉留事乎申賜久止申と見えて、儀式にも十一月廿奏二御宅田稻數儀一と見えて、其式の最重なるを以ても、右に謂ゆる玉城宮の古儀なお偲ばしき事なりける、（太神宮式にも、凡神田四十六町一段云云、右神田如レ件割二度會郡五町四段一町四段太神宮三町度會宮令二宮郡司營種一收二獲苗子一供二用太神宮三時祭度會宮朝夕之饌一自餘依二當土估一賃租充二供祭料一と有りて、神郡三有り、神田右の如く四十六町餘有りと雖も、其は唯供祭料として給ひ、供御の神田は僅に五町四段許を以て充たるは、右の倭屯田の如くして、極めて重く爲さゞ給ふ事にて、神廷朝廷其儀一なり、）故甚も久しき古には神は更にも云はず、皇子等を始として、貴人と雖も各田を耕し給はねば御坐さゞぞ有りけらし、此第三ノ一書に、其素戔嗚尊之田亦有二三處一と有るも、其供御の御田たる事申すも更なり、（書紀出現章に素戔嗚尊の新宮を建て給へる所に、吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也、故賜二號於二神一曰二稻田宮主神一と云ふ旨に、其后奇稻田姫命の御名に因れるならめども、其も稻を作る田地の由を以て負せ給へるなれば、供御の御田の事にて有るなり、猶出雲風土記に飯石郡須佐郷郡家正西一十九里、神須佐能袁命詔、此國者雖二小國一國處在故、我御名者非レ著二

昔在ニ天皇日所レ置子代入部、皇子等私有御名入部、皇祖大兄御名入部、及其屯倉、猶如ニ古代一而置以不と有るは此等の屯田を定めらせ給へることにて、田に御名を負はせ給へるなり、孝德天皇元年紀に、自ニ古以降、毎ニ天皇時一置ニ標代民一垂ニ名於後一と有る其事の標識なり、世に傳はしめむとなれども、天地と共に窮へて田作も貴き物はなければ、實に要有る御せにぞ御名をしも負しけむ、然れば古事記垂仁天皇段に、伊登志和氣王者因ニ無レ子而爲ニ子代一定ニ伊登志部一と見え、又高津宮段に、大若日下王の御名代として定ニ若日下部一と有る事の見はしら、遠く神代に用來れる迹を見るに足給へるなりけり、○其部と云ふは、其部の民をのみ定められたるが如くなれども然らず、其御名代の田を作る田部を云ふなり、繼體天皇八年紀に、太子妃春日皇女の沛泣給へるを太子の問ひ給へる所に、妃曰、非ニ餘事一也、唯妾所ニ悲者云々、乃ニ至於人一豈得ニ無レ慮、無嗣之恨、方鍾ニ太子一、妾名隨絶、於是太子感痛而奏ニ天皇一、詔曰、朕子麻呂古、汝妃之詞深稱ニ於理一、安得ニ空爾無ニ答慰一乎、宜下賜ニ匝布屯倉一、表中妃名於萬代上と有り、又安閑天皇元年紀に大伴大連金村奏曰、亦臣所レ憂也、夫我國家之王ニ天下一者、不レ論ニ有レ嗣無レ嗣、要須ニ因レ物爲レ名、請爲ニ皇后次妃一、建ニ立屯倉之地一、使レ留ニ後代一、令レ顯ニ前迹一、詔曰、可矣、宜ニ早安置一とも見ゆ、○天孫降臨章第二一書に、天神の大己貴神に又將ニ田供佃と有るは、其天日隅宮に就て賜へるなれば、此は後世の主田の事に當りて別なれども、御田の御田定めさせ給へる例上に同じ、出雲風土記に、出雲郡美談郷、郡家正北九里二百四十歩、所レ造ニ天下一大神御子、和加布都努志命、天地初判之後、天御領田之長供奉坐之、即彼神坐ニ郷中一、故云ニ三太三一（神龜三年改ニ字美談一）即有ニ正倉一と有る、天地初判は國魂初判れたる後を云へるにて、其天御領田は天日隅宮に附き給へる將田供佃と有る神田を云ふなり、其

傳に就て云ふを待つべし、猶又、意宇郡出雲神戸、郡家南西二里廿歩、伊弉奈枳乃麻奈子坐、熊野加武呂乃命、與ニ五百津鉏神鉏所ニ取々一、而所レ造ニ天下一大穴持命、二所大神等依奉、故云ニ神戸一と有るは、素戔嗚尊より大己貴神に神鉏を授依し賜へるにて、其は國土經營の御料には有れども、主とは農耕の具なること云ふも更なり、其神戸を授け賜へるは、供御の御田を進らせ給ふなるに合せて知るべし、本朝事始に鉏（須岐）有ニ天八鉏一、有ニ神田壽鉏一、大己貴命與ニ少彦名命一同レ心合レ力、製レ之耕ニ種田一と見え、鍬（久和）有ニ大和鍬一、有ニ神田壽鍬一云々など見えたるをも合せ考ふ可き事なり、又出雲風土記に、楯縫郡玖潭郷、郡家正西五里二百歩、所レ造ニ天下一大神命、天御飯田之御倉將ニ造給一覓巡行給、爾時波夜佐雨久多美之山、詔給之、故云ニ忽美一（神龜三年改ニ字玖潭一）と見えたる、天御飯田は上に云へる御稲田を奉らせ給へる御田を云へり、又古語拾遺に昔在大地主神營ニ田之日一、以ニ牛宍一食ニ田人一、于時御歳神之子至ニ於其田一、唾ニ饗而還、以レ狀告レ父、御歳神發レ怒、以レ蝗放ニ其田一、苗葉忽枯損似ニ篠竹一、於レ是大地主神（中略）以[illegible]其祟、依レ教奉ニ謝御歳神一、答曰實吾意也（下略）など有るを以て、大國主大神の實に農作の事に種々に勞かせ御在し坐しける當時の御有狀をなお見奉る可かりける、（其御歳神は、古事記に速須佐之男命、娶ニ大山津見神之女、名神大市比賣一、生ニ子大年神、次宇迦之御魂神一、故其大年神娶ニ香用比賣一、生ニ子御年神一と有るこれにて、即ニ御田神に御在し坐せるなり、此御神の御事實に就ては事始奉る可き事の多在るを、此は御當門の順をのみ云ふ所なる故に、其御上は別に下に云ひてむかし）海宮遊行章第七一書海神の御言に、兄作ニ高田一者汝作ニ洿田一、兄作ニ洿田一者汝可ニ作ニ高田一と有るは、彦火々出見命の未だ御子に御在し坐しける程の御事にて、兄は即ち火酢芹に坐すなり、此を以て見れば天神御

テと申すと云ふ[illegible]の御田は神代より作りし事の見えしなるが、崇神天皇四十八年紀に倭屯田及屯倉を定め、又、日本書紀倭屯田、御田、御刀、近江、倭屯田と見えたれ。此は神代にては有れども、倭屯田と申すも、御刀の事を註きてと調ひしかども、然る事もなかりしものなりけり、又古事記上卷石屋戸段に、又御田長田と、以鏡心種之文所小倭屯田、倭田、日本紀延喜式を見えたる上に之か、古事記比有、垂仁を了、伊勢神祀、並に御世と見えたる、此等同じく御代天皇の御料とする事に遊ばしましども、然、此と申し御田の文は御供天皇に、皇統の御刀代と稲、供く申し、天下公民の耕作供御を資きともなりにても、上御以下の人にしも、天下の百姓と共に御田を耕しにて耕ける故に、上に天皇の御を国に遣して、天皇の御田を耕す[illegible]天平十二に云ふと云ひてたる、倭大宮の[illegible]上には屯田を御門に定め給ひしを御付にし給ひて、其者御に作らしめ給へる事の国にて[illegible]に定めなんし給ひしなり。其御田はしも、此に大宮の御田、大御田其田にて御田と云ひ、[illegible]る時は、既に[illegible]、日本紀同時にも見えたれば、此と同じく古田の[illegible]にて、[illegible]に其土を以て御田の有る所に三[illegible]と云ふ故、[illegible]御上御以下に作給の田を御ふ事の始とは云はなし。この春同意に、秋同意には、夏冬も[illegible]せて古意を存なよては、御[illegible]けれは有るべきなり、鈴屋大人の論語中に、年の年の米を行はひ給ふ形は、或は経の[illegible]れど、大穴牟遅少彦名命の時代より世の[illegible]しきを神かに、其の五穀種ひて稲作るの作し得る、[illegible]六とも商を始め、靈などを[illegible]得めて、品物の数の始まる頃をたむ時とは定めたりける。（中略）其春の始は即年の始なれば、上に云ふる如くにて是秋冬の御中にて、其時々の事の上を見聞きて知れらし事件の事と同じくて、一年の春しき日の祖ふる方、

月光の清さ鈍さなどに考へ、或は木草の上を見て此木の花咲くは其季の其頃、其木の實生るは其季の其程、此草の生出づるは何時の何時頃、其草の枯るゝは何時の何時程と知り、或は水田種子陸田種子に就ても、稲の苅時に成るは其程、麥の穂の熟らむは其頃と云ふ如く心得、或は鳥の當世に往還るを見、蟲の穴に蟄れ出るを伺ひなど、凡て天地の内に時々轉變るものに因りてなむ其季の何時程とは定めたりける。萬葉集の歌に久方乃、天香具山、此夕、霞霏引、春立下、又打靡、春立奴良志、吾門之、柳乃宇禮爾、鶯鳴都、又春過而、夏來良之、白妙能衣乾有、天之香來山、又妹手乎、取石池之、波冊從、鳥音異鳴、秋過良之などと詠める、皆上代の意に叶へり、其が中に春過ててふ大御歌は、殊に人の偽行なすら見行はして所知看したる御趣なるをや、此外にも多在れど曉り易き一二を擧けつ、今世に至る迄も歌に詠む趣のみは、漢籍の狭意に係らにて、多くは古意に叶へるを、萬葉集などのは更なり、（以上宗要）と云はれたるが如く、定に春夏秋冬としも云ふ名目はしも、時の遷行に随ひて、其時に就けて移り易る物に因りて、誰が定くとも無く、其實象に合せて神隨に成以て出來れる稱なりけり、然れども其は日月の光を受くる顯國の上の定めにこそは有りけれ、天照す日御國などに、寒さ暑さの差別など此國土の如く有りや有らずや知るべからざれども、萬の物も事も大抵顯國の状なるに、猶此國に在る現存の事などに、擬て彼天國にて命賦なさせ給へるなれは、如何にして然るとは知るべからざれども、天は天にて春秋の來經なむ自然に在るべかりける事なりける、彼天に在りと云ふ高天香具山の五百枝眞賢木の木芽の萌出づる頃を春と云ひ、左々邊の小野の七相菅の生揃へる程を夏とは云出でたる如く、天狭田長田の稲の熟らめる時を秋とは云ひ、安河邊又は其處菅原などの五百荷野萬の枝はへ敗衰るゝ

[illegible]しまでには拝禮の言有けるし、此に春秋の名有るのみならず、紀二一書にも春用て枝葉と云ふ事なむ所見えたれば

[illegible]、[illegible]上る古事の文の續きの意にては、冬くの後續の文法にて其事最異し、天上にも因る解する由を春と云ひ

[illegible]時を咲ふと云ふ者ならば花咲と同じく有りと云ふ事を心得ざらんとて如此云ふなり。」春と云ふ事をくは[illegible]年々に

云ひけるに、古事記に青山に神の子に若年神と云ふ有りて、又に其大神には夏秋の稱有るなり、[illegible]と云ふ稱に

[illegible]

若木を稱る云々、若年神の御田[illegible]若木を云へる若年は春と云ふ事なり、[illegible]

[illegible]けり、然れども四時の名に作せて云ば、春作なる可き事云ふべし更なり、故に[illegible]

[illegible]と讀は給へるは年の[illegible]意に續ける給へり、[illegible]六（二十九丁）に[illegible]、春

[illegible]、[illegible]九（十二丁）に[illegible]代、春[illegible]、秋[illegible]と有る、此[illegible]字の[illegible]にて木[illegible]の[illegible]

の[illegible]、一（二十三丁）藤原宮御井歌に日本乃、青香具山者日經乃、大御門爾、春山跡、之美佐備立有と有りて、

畝火乃瑞山、耳梨を青菅山と云へるは青山の木立の美はしき事を稱たるに並べて、春山跡と云へるは[illegible]に何時も春山

の[illegible]、青々と茂るを云へるが、其[illegible]木芽の萌出る[illegible]の[illegible]れたるを美稱へたりし者にて、[illegible]春の義を[illegible]る者なり、

[illegible]下なる冬の下に云へる、冬木成春と續けたるは、冬木と成竟て後に芽を生と云ふ意なり、又冬木成春と續くるは、草木

の實を[illegible]して[illegible]の[illegible]る義なるにて、[illegible]其落つる所一になむ[illegible]ける、日読に春之言、木芽発也と云へる是なり、但

日[illegible]に[illegible]稱[illegible]たる後、[illegible]と云ふ事にて今[illegible]するに及ぶまじき事なれば、共に並べ[illegible]すしては、暁の[illegible]なる事ども

とて云ふなり、猶正月は萌月、二月は毛更月にて、毛とは令義解に土地之所ㇾ生爲ㇾ毛と有る是なり、毛の更に生替り草たちれる謂にぞ有るべき、三月は彌生月なる事誰も知れるが如く、此三名を合せても右に云へる春の意も同じき者なり、漢籍釋名に、春蠢也、動而生也と云へり」夏は右の若年神の同胞に、夏高津日神、亦名夏之賣神と申す御名、古事記に所見たり、眞暦考に引かれたる仁徳天皇二十二年御紀皇后の御歌に、那虚務始能、譬務始能虚呂望と詠ませ給ひ、古事記速總別王の御歌に、那都久佐能、阿比泥能波麻能と有るなどは古き歌に傳はれるなり、崇神天皇十二年御紀詔に、陰陽謬錯寒暑失ㇾ序とも見えて、陽陰の字を冬夏に當て、下に寒暑と相照し應せたれば、貝原が日本釋名に云へる如く夏は熱冬は冷の轉れる言なるが如し、然れども右にては春は發秋は熟なるに合はず、故此次第を以て考ふるに春の發より來る時は夏は成立の意にもや有らむ、故古今歌詞に夏山夏野など云ふ時は、木立の繁く有る事、草村の深き事などを云はずして、然聞ゆるは夏の言に十分に其意有るを以てなる可し、殊に草木と云ふ内に、右の神名などは穀物に因れるを、其は夏中に成立ち揃ひて、實を結ぶに至る頃ほひなるも思ひ合す可くなむ有りける、」四月は殖月、五月は早苗月なりと云へり、又右の若年神の次に妹若沙能賣神と有る、沙は假字にて苗を殖うる女を作賣登賣と云ふ是なれば、佐都紀と云ひて直に早苗月の義なるにも有るべし、六月は實成月なりと云へり、右にて夏の那も成なる事知らる、釋名に此字を釋せるに夏假也、寛假萬物使生長也と云へり、予が今說く意と大に相似たり、其春は苗子を殖うる時秋は苗子を收穫る時なるを、夏は唯其生と熟との間に在れば實に假の意なり」秋も亦右の夏之賣神に次で秋毘賣神と申す御在し坐せり、猶其より早く四神出生章第十一、注に、其神名意八

推量に然爲理也と有る、已に此の類の[illegible]に云へる者なりけり、中臣壽詞に[illegible]
[illegible]千秋の五百秋に、瑞穂を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]右の如く秋と云ふ[illegible]へ
[illegible]、[illegible]の[illegible]
にし[illegible]のみならず、[illegible]其紅葉る事を詠める歌共、數へも盡し
[illegible]、[illegible]六月は[illegible]にて其[illegible]の[illegible]、七月は[illegible]と云
へり、[illegible]に、穴色の澄明るき[illegible]に云へるは[illegible]可し、[illegible]に、[illegible]
の[illegible]、冬の方人には[illegible]ならぬを、其々
[illegible]にて、[illegible]は生穂にて[illegible]年に[illegible]にて、[illegible]
すみ[illegible]、[illegible]、播磨[illegible]に、古事記[illegible]
[illegible]と有る、[illegible]と云ひて、其[illegible]の[illegible]より下に冬と云ふ言を
起したる者なり、若て次は如ニ冬木一枯より云係けて、柯之下木之亮々と詠めるにて、此は大雀命の御横刀の末の動搖
きたるを、冬木の風を得て枝葉の動搖く状に見立てたるなり、此を以て見れば當昔[illegible]冬は[illegible]の義を人皆知りて有りし

者なりけり、其意を得て萬葉を見るに一（十二丁）二（三十四丁）などに冬木成、春去來者、三（三十八丁）に冬木成、時敷時跡、六（二十五丁）に冬木成、春去行者、九（十二丁）に冬木成、春部乎戀而など有るは、何れも木葉を振落して芽を發る意の續けなり、十七（八丁）に美布由都藝、芳流波吉多禮登と有るも眞冬盡にて、此も木葉を振盡して芽を發る意に云へる者なり、冬を布流と見る時は右等の歌などの能解くるのみならず、立返りて上なる久々年神の御名にも合へる事、奇しとも奇しとも妙なる事なり、（十月は神無月、十一月は霜降月、十二月は年竟の義なるにも通へり、釋名に冬終也、物終藏也、右の美布由都藝云々に似たり、倍冬と云ふことを字鏡には奥義抄なる曾根好忠歌に設無云甲斐無き身さへ急ぐ哉、倍冬の布由と訓も云ひけり、と云ふ歌を載せたるに就て考ふるに、倍冬は秋に至りて萌吹めて冬の例に齊當する時なれば、目ゆる恩賞の義ならむかとも思ひしかども、其は甚迂遠き語釋にて、中々なる僻事にて有りけれは、今此説に改めたる者なり。）〇重播種子、此云璽枳磨枳（は第三一書にも出でたり、古書播遺には重播と書きて、下に古語志伎麻伎と記し、大祓詞に天津罪云々頻蒔、皇太神宮儀式帳に天津罪所謂志岐散蒔など見え、大嘗祭儀にも天罪の中に頻蒔と有り、右の如く志伎に重をも頻をも敷をも作たり、垂仁天皇二十五年御紀に、常世之浪重浪歸國也と有る重も、其同じ訓なり、此言の例萬葉一（二十四丁）に由次之反音、之吉之見國、六（四十三丁）に布將見、人闇令見跡、又布將見跡、吾念君者、九（十六丁）に百重浪乃、頻毛志所思、十一（二十一丁）に敷而斗八方、雖雙奈牟、又（二十六丁）敷而毛君乎、將見因母鴨など、又は一（三十七丁）に敷布而、常丹跡付之、四（四十六丁）に敷布二、吾者織益、十七（三十五丁）に志吉思吉爾、於毛保要武可母など、此言甚多

在るを重くにて、同じ義なるなり、俗にも敷くの義にて、物に敷く所有るを云ひて、大殿の敷物、又は其付たる數寸の數々とも、下る意にて有れど、圖を下に敷きて上に人の居上し、有物を下に敷きて上に物を重ね置くをも、皆重と云り、但其は物の上に物有り又物の下に物有るにて、重ね敷の意なるは違へり、其等なるは頻又は重疊なる敷の重なると、此に称の重に所有り又物の前に物有る時の事にて、其用ふる所は異なれども、其本は元より同一なる事の重なるなり、猶久は、重覆出現有る時に、凡大小兩國之間重、不一有繁而直青山一馬、其國王二寳に、人屏臺八十本物前揺車、たとへば、又重要三（三十六丁）に有三繼時、乾上重事、皇子、不信而不起、胸上有背陰、七（六丁）に其也之、日出峰、無前有、又（七丁）御中跡、紀本之不同矣、又（三十八丁）重也之、韓國之他矣、又（四十二丁）日本不乃、爲山上崇敬事、又東本有に此山重畳、重言天木、八（十九丁）に有舊來縁、重之眾今、十（五十丁）に有古之、日手山重畳、重前乃、十八（二十九丁）に條也之故事、重言重重根深傳之、又（三十一丁）宇重之川乞、三青之言を重も、十五（七丁）に重畳、皇を使夫重なども有り、是等は全て上に種子を下して其生立の事を表作する訓ずる可し、○爾雅、重複事に頻有無よ、頻重とも、重なとも、及動流とも、有可流とも種々に讀めり、本節子に播種在後、又文明に、播重百穀と有るを取られたるなり、又字書に、播重布也、重種也と有り、）播種播種子は、日訣に二度播也と有るが如きなり、私記に、前人既播種子而後更重播播種子、若如此者、則前播之人有深患害、故以爲大忌也、天神前既播種、而素戔嗚尊更又播、當年爲日神有害、故日神爲愼と有り、又集重に、重播種子者謂有田夫一播時既播種而重他人重下種、則前播之人所以深愛也と云へる重意の如し、此は

有の私記に著給へる御說なるを、通證に引けるには私記曰と見えたり、（又口訣に三月每ㇾ畝蒔二一斗一、四月蒔二一斗二升一、過ㇾ之則不ㇾ熟と云ひ、纂疏には毎ㇾ畝用二種子一有ㇾ法、一三月毎ㇾ畝用二一斗一、四月用二一斗二升一、若過二此數一則不ㇾ成ㇾ穀之寄一、故忠二重播一者也と有れども、種子を用ふる事の法に過ぎたるを以て、何でかは重播とは云はむ、直指に人の田を已に殖ゑ畢れる後に、竊に種子を其田に蒔く、假令は水田に稻種を蒔けるに莠種などか、或は他穀の種子を重ねて蒔けば其田に穢有りと云ひ、白井宗因が、重蒔きたる穀の芽生たる時を見て、又跡より種子を蒔くを云ふ、然れば後れて生る稻と、先に生れる種と蒸せ枯れて、共に立たざるなりと云へる、此兩說共に聞取り易かり、予先に思ひけるは、田令官田の下に當年所ㇾ種式目と有る、義解に謂二色目一者稻白黑等色也、稻名等目也と見ゆ、此を以て思ふに、天照太神の白稻を播せ給へる上へ、素戔嗚尊の黑稻を重ね蒔き給ひて、其種類の別なるを云立にして、我子物なりとして爭ひ給ふを云ふにやと思ひしかども、其にては彼尊二天原一と云ふに當れゝは、甚じき僻事にこそ有りけれ、此は唯其勝佐備に殄りて、徒事を爲し給へるのみにて、其田を穢はせ給ふ御心に御在し坐せるにはあらざれば、其田は今棄てたるなり。）〇毀二其畔一は、古本に其字不ㇾ讀と有れは、字の如く訓みては惡かりぬ可し、下に毀、此云二波那豆一と有るも、其心して書かれたるが故なゝめり、古語拾遺に、毀畔、古語阿波那知、大殿祠文式祝詞に畔放と有るを證と爲べし、此に依りて古事記に離二天照太御神之營田之阿一、又埋二田之阿一なども有るを、記傳に阿離と續け訓まれたり、其下には引かれたる新撰集に本芽生る時に成る迄苗代の、阿をだに未作らざりけり一と有り、又源順集に荒さじと打返すらむ小山田の、苗代水に濡れて作る阿一とも見えて畔の古言阿なり、和名抄に畔田界也、和名久

且一云[illegible]、[illegible]。諸神を[illegible]は、其田に[illegible]水を[illegible]し、又[illegible]の[illegible]時は件[illegible]入[illegible]て、[illegible]の[illegible]り、[illegible]の[illegible]の[illegible]、春と秋とに分けて云へる中に、此[illegible]の事と[illegible]ある[illegible]の[illegible]は[illegible]り、[illegible]の[illegible]田の[illegible]し[illegible]云ふとて、田[illegible]田[illegible]有るも、[illegible]に[illegible]たる名なるを[illegible]と可し」と云はれき。和名抄郡名、上總國[illegible]郡、阿比留と見えたり、同抄郷名に、上總國[illegible]郡[illegible]、又武射郡畔代など見え、上野國群馬郡[illegible]と有るも畔は[illegible]なり、[illegible]と云ふは[illegible]にて、[illegible]の阿又は[illegible]などの阿是なり、又久呂と云ふは、[illegible]などの如く、一[illegible]にして界を分てる[illegible]ければ其[illegible]一なり、或説に、阿世を間瀬なりと云へれども、[illegible]の方や[illegible]りたりなむ、畔字は、海宮遊行章に[illegible]畔と作て海[illegible]の意に被用たり、和名抄に、[illegible]、[illegible]、[illegible]波[illegible]、又加々流又[illegible]、又久呂又阿世、久又[illegible]波良と訓るを考へ合すべし、又畔を久呂と訓るは、[illegible]に[illegible]と有る註に、[illegible]高[illegible]と見ゆ、」日[illegible]に毀其畔[illegible]也と有り、[illegible]にも畔は田と田との間の界とし、又水を貯ふる料なるを、取放ちて界を亂し、水をも湛へしめぬなりと云はれたるが如く、譬へば高田と窪田と界を並へらむに、其中の畔を切放ちて、高田には水を湛へしめず、窪田には水を溢らして、耕人を苦しむるを云ふなりけり、（纂疏に毀畔者慢其經界、使人爭田之謂也と註させ給へれども、人をして田の經界を慢らし令爭るには有るべからず、窪田の畔を毀ちて[illegible]して水を引去り、又水の溢るゝ田とも成して農作の事を阻へ給へるにて有りぬ可し」）○天斑駒[illegible]、[illegible]には、秋則使馬と見ゆ、此一條は古事記は更なり、大祓などにも見えざるなり、紀[illegible]し（十四丁）に天斑駒、和名抄に、駁馬俗云布知無萬、[illegible]文云、駁不純色馬也、又驄馬、爾雅註云青[illegible]白[illegible]

駒、俗云二阿之布知一と云へり、後世には夫知と濁りて云へども、凡て首を濁る言は、古は無ければ布を清む可し、今世にも清て云ふ處有りとなむ、俗馬は宇麻、古麻は萬葉十四（三十丁）に古宇馬と訓めり、駒にて馬子なりと和名抄にも云へれど、古は馬を古麻と多く云へり、故今も然訓むべしと云はれたり、右の天斑馬を此にては天斑駒と有り、其を右の如く第三一書に、唯に馬と有る上は、斑馬を布知古麻と訓まれたる、實に然る言なり、故考ふるに廐牧令に、細馬中馬駑馬の三等見えたる、義解に、謂二細馬一者上馬也、駑馬下馬也と有る、細馬は右の古宇馬の意なる可きにや、俗今諸國に唱ふる所を考ふるに、駒と云ふは牡馬に限れる稱にて、牡なるも其子をば駒子と云ふ事常なれば、和名抄に駒（和名古萬）馬子也と有るにも、強に驚く可からざるなり、若て西國の方言に、牝馬を陀無萬と云ふは凡馬と云ふ事にて、駒の上馬に反を云ひて對へたる者なる可ければ、古麻は牡馬の稱なる事、著明くなむ有りける、（名義抄に、駁を布知無萬と訓める外に、麻陀良那理と云ふ訓も有り、萬葉七に不時、斑衣服と有る斑を麻陀良と訓み、同抄に斑を麻陀良那理又麻陀良加と見えたり、纂疏に、天斑駒者謂二馬之駁文一と有るは宜し、然れども一云覺れ、使二伏放二於田間一踐且食上、則爲二其害一者大矣、況於二秋穀已登之時一哉、凡四時田獵者爲レ除二其害一也と有るは、其無き御邊の御說なるは、如何にして宜ひ出でけむ、）俗馬はしも、因神出生章第十一一書に、保食神の御事御在し坐して有る其頂化二爲牛馬一と見えたるを、天熊人悉取持去而奉レ進之一と有るは、世に牛馬と云ふ物の出來始になむ有りける、此は農作の爲に、殊に利用有る物にし有りければ、天神の御許にて已く令に畜給へる、素より穀物と共に其を鳴食の狹から下斷思しける神の字より吹出でたりし者なるが故に、其穀物を損ひ給ふ二作生二、此にて、神の、共に傳は

む[illegible]事、[illegible]の[illegible]事に[illegible]を[illegible]て、[illegible]けれ、[illegible]
[illegible]し[illegible]りし[illegible]の進びにこそ[illegible]しけれ、[illegible]に[illegible]の[illegible]にし[illegible]の[illegible]に出る
事、已に傳八、十二などに委しく云へるが如し。[illegible]に[illegible]には[illegible]に[illegible]しき、[illegible]上[illegible]して
と云ふ[illegible]有り、後漢書に[illegible]には牛馬無しと云へれども、[illegible]有る上に、八千矛神の[illegible]の[illegible]
[illegible]有るを[illegible]と云ひたり、[illegible]行[illegible]に、[illegible]は[illegible]に[illegible]と云ふ[illegible]の有
るに[illegible]て云へるなり、[illegible]、[illegible]、[illegible]、馬と[illegible]
[illegible]、[illegible]の牛馬を貢ぎ奉らざりし以前なるに、牛馬と云ふ[illegible]を[illegible]世に無からむ
は、[illegible]の有らむ、[illegible]て申させるにも、[illegible]中[illegible]と[illegible]、
共に馬と云ふ[illegible]せさせ給ひけれ、[illegible]として[illegible]食し別るべきや、其上[illegible]
たる[illegible]の[illegible]にて外国の事とし云へに[illegible]ひと[illegible]傲りせる[illegible]の[illegible]に、[illegible]にはさるを、
[illegible]以来に[illegible]と云へるは、[illegible]の[illegible]の[illegible]を云へるにこそ有りけれ、[illegible]の[illegible]を[illegible]れたるは、
隋書に[illegible]北方の御使に[illegible]て来りし時の事を載せる中に、東[illegible]と有るは、[illegible]の[illegible]を云へるにて、[illegible]
稿なりと[illegible]人の云へるぞ諾なりける、然れば百済よりは、貢物に良馬を奉れるにこそ有りけれ、[illegible]かは其[illegible]と云ふ
事を得な、」[illegible]故は馬は[illegible]牧に畜ふ物にこそ有りけれ、[illegible]に此を放つ時は、馬は人に使はれて農作の利用有る物には
有れども、馬に然る心有るに非ざりければ、[illegible]の[illegible]田に[illegible]るを忘れたる如く、[illegible]き食[illegible]す可き事、[illegible]に然有り

ぬ可き事なり、萬葉十一（二十八丁）に放駒（ハナレゴマ）、蕩去（アレユキ）家良思、又馬音之、跡杼登毛爲者、十四（三十丁）に久叡胡之爾、武藝波武古宇馬能、又或本歌に宇麻勢胡之、牟伎波武古麻能、十九（四十一丁）に赤駒之、腹婆布田爲乎など有る、何れも馬の放（ホシイマヽ）なる事を云へるなり、二（二十八丁）には、鳥にも放鳥と云ふ事見えたり、秋は穀物の已に熟らみて苅收む可き時なり、其時に及びて數多の馬を田中に放ち入れて食ませ、或は踏荒させて苅るべき稻の取實を、亡する所行なり、（其の使ニ伏ニ田中ーの解と、一に合せて心得べし、祝詞にも營佃不ニ得作久備氏とも、馬に云ふ種の事にし有れば、其を放ち給へらむには、如何は荒れたりけむ。）○使ニ伏ニ田中ーの田は、佃に耕める御田を云ふなり、舊田中を美多能那加と訓み來れり、使伏は田中を以て廐の如く、自由（ホシイマヽ）にして其に起伏を令成るを云ふなり、第三一書に伏ニ馬と有るも、共に田中に伏しめて、牧に馬を放ち畜ふが如く、常に放ち置きて、其稻を食ませ蹈荒さしめて、秋稼（ナリハヒ）を得ざら令るなり、故古訣に放ニ駒伏レ田者殘ニ傷稻穀ー也と云へり、伏と云ふは其住所なる謂に、萬葉八卷に吉名張乃、猪養山爾、伏鹿之、十卷に左小牡鹿之、朝伏小野之、又左小牡鹿之、小野草伏、十四卷に安太多良乃、禰爾布須思之能、安里都々毛など見え、後の歌に伏猪の床など云ふも、其住處と爲すを云へるをも考合す可し、此を以て此の段は田中に放ち飼ふ事、伏は其田中に住ましむるを知るべし、）（當ニ新嘗ー時は、第二一書に當ニ新嘗之時ーと有り、其ニ新嘗のことは通證に見えたり、又此を古事記には、聞ニ看大嘗一と見えたり、猶此は四時祭式に見え

三所が如く、神以ニ天垣田ー爲ニ御田一、天狹田、及長田、其秋垂穎八握莫々然甚快也と有りて、此て稻を植ゑ給ひしところの御事なり、猶此に以ニ天狹田長田ー爲ニ御田ーと有る、謂ゆる佃の御田の事なる由右に已に云へるが如し、

の御在しなず御事は[illegible]、[illegible]の[illegible]を傳へまさ[illegible]て、[illegible]と[illegible]と共に[illegible]たる[illegible]
御事にて、其容易からざる大御政にし有りければ、別に[illegible]と云ふや、[illegible]にて著述にして註し奉れゝは、
[illegible]ての[illegible]略に、其書に委任ねて此に云はざる者なり、（又大嘗祭詞と皇太神宮の神嘗祭詞との講義にも、[illegible]
[illegible]
中行事祕抄に、[illegible]の[illegible]き、今[illegible]の上人[illegible]、[illegible]の間[illegible]
祭米に[illegible]比[illegible]に[illegible]るなれば、其に[illegible]にて、字の如く當年の[illegible]なり、[illegible]
と云ふは[illegible]に[illegible]嘗祭と有るを、[illegible]と訓み、[illegible]人[illegible]
[illegible]と有るが如く、[illegible]に[illegible]年の[illegible]を令[illegible]る故に、[illegible]嘗祭と云ふ[illegible]是なり、[illegible]

御紀に、天皇嘗₂其嚴瓮之粮₁と有る嘗を、多氏庭都流と有るは、義を以て訓ませたるにこそ有りけれ、其嘗に當年の意にて書かれたる字なり、然れば次に云へるが如く、新嘗の字に猶異なる訓も有れども、新穀を嘗むると云ふに當りて正しき訓は、爾比那米なりける者なり、常陸風土記に、新粟初嘗又は新粟嘗と有る、此二共に引合ひて爾比那米と訓むべき字なるが、初嘗の字を以て右に云へる義共を曉る可くなむ有りける、（故此の爾比は贄の意にて、次なる庭を云ふとは異なり、萬葉十四卷三丁に、爾比其波麻欲能、十二丁に爾比多夜麻、十九丁に布流久左爾、仁比久佐麻自利、二十六丁に爾比牟呂能、三十丁に波都波都爾、仁必波太布禮思、十七卷三十九丁に爾比可波能、二十卷十九丁に今替爾比佐伎母利我など有る爾比の同例なり、但記傳六卷に、右の爾比那閇夜と有る那閇は、之嘗の約れるなり、大嘗は大新饗の義なる由云はれたり、後人能く定む可し、）然るに御紀には、一として爾比那米と訓めるは無くして、此なる次なる又天孫降臨章に、天稚彦新嘗休臥之時也、其第三一書に、神吾田鹿葦津姫以₂卜定田₁號曰₂狹名田₁、以₂其田稻₁釀₂天甜酒₁、嘗之、又用₂渟浪田稻₁爲₂飯嘗₁之と有る、此等を皆共に爾波那比と訓めるは、仁德天皇四十年御紀に、是歲當₂新嘗₁之月と有るを爾波能阿比と訓める、能阿を切て那と云へるにて、同語なり、顯宗天皇御紀に、排₂新嘗供物₁、用明天皇二年御紀に、御₂新嘗於磐余河上₁、舒明天皇十一年御紀に、春正月乙巳朔壬子車駕還₂自温湯₁、乙卯新嘗、蓋因₂幸₂有間₁以闕₂新嘗₁歟、皇極天皇元年御紀に、十一月壬子朔丁卯天皇御₂新嘗₁、是日皇太子大臣各自新嘗と有る、此に爾波比と訓めるは、又爾波那比の約れる言なり、天武天皇五年御紀に、爲₂新嘗₁卜₂國郡₁也と有る、此訓には波爾閇能牟と有り、大嘗なり、又傳に於保爾閇と訓めるは大嘗の義なり、又其下に云々と

有ゐて、與度觀也と云ふ訓有るは、此の例なる者なり、此は字も同じけれども每世一度の大祀に當る所なるが故に、如此樣々の書紀に例見えり、其は一二見え二れども、[illegible]には出さず、其元年の下に[illegible]賀御禊[illegible]と見え、續紀第三十八卷に、十一月大嘗祭乃、由[illegible]、[illegible]とる[illegible]に相嘗と云ふ[illegible]るべし、[illegible]の下ゐるが故に[illegible]なり、次に云ふを合せ考ふべき者なり、」私記に新嘗大嘗[illegible]新嘗、謂之新嘗[illegible]、今年[illegible]、之[illegible]、[illegible]く日本紀云、[illegible]と見えたり」と有れば、[illegible]ける、[illegible]と云は、上に引ける大嘗[illegible]二十一年に[illegible]と云へる丈なり、神武天皇四年紀に、立[illegible]時[illegible]と有るを、大々に[illegible]し、[illegible]天皇元年紀に、[illegible]神を[illegible]、[illegible]へる下に[illegible]と有るを、[illegible]也と有り、[illegible]事といふは[illegible]の事を行ひ[illegible]と云ふ也、[illegible]に云へるが如くして、[illegible]に[illegible]の事を行ふ場所なるが故に、下に[illegible]の[illegible]にして[illegible]と云ひ、又は[illegible]の[illegible]を[illegible]へて其を行はせ給ふ事と成るなり、一存に引ける[illegible][illegible]記に、[illegible]比[illegible]と云ふ事にて[illegible]の[illegible]に非ず、和名抄[illegible]に、備中國[illegible]を[illegible]比[illegible]と有る是證なり、但今云、[illegible]を[illegible]に[illegible]れり、」然れども右の私記の[illegible]に就ては心得ぬ事こそ有りけれ、今[illegible]之新[illegible]、之[illegible]之[illegible]也と有るは、後の新嘗會と云ふ事に合せて、之[illegible]の[illegible]に[illegible]へたりとの意にや、然れ[illegible]以前には[illegible]に新嘗を[illegible]との[illegible]ひて、[illegible]ゐる[illegible]庭の[illegible]なりけるにこそ、中臣壽詞に天[illegible]長[illegible]、[illegible]千秋乃五百秋爾瑞穂乎平介久安介久由庭仁所知食止事依奉志[illegible]云々、如此依奉志任任仁所聞食留由庭乃瑞穂乎[illegible]云々、大嘗會乃

齋場に持齋ﾃ利参來ﾃ今年十一月中卯日に由志理伊都志理持恭ﾃ悠紀ﾆ至ﾃ請輪波利に奉仕ﾙと見えたれば、[illegible]
志米須と云ひて、齋庭爾聞食と云ふ義なる可し、但齋庭之穂と有る、穂の言の省かりては、然は聞え難きが如くなれ
ども、齋庭は新穀を聞食す可き御座と定めたる所にし有れば、其齋庭に私食すと申して、即稲穂の御事とは成れるに
こそ有りけめ、然れば右に引ける天武天皇御紀の相新嘗、孝謙天皇御紀の、大新嘗など新嘗を爾波と訓むべきは宿古
の唱の任なるべし、然れば此の新嘗を古事記に大嘗と有るも、嘗字に眼の著くからは、大贄の義に識立つる事には有
れども、右の例に準らふる時は、大嘗は大庭にて其新穀を所聞食す齋庭の事をいふにぞ有りける、故大嘗祭詞に天都御
食ﾉ長御食ﾃ遠御食ﾄ皇御孫命ﾉ大嘗聞食ﾃ爲故ﾆと有る、大嘗に當る所を、中臣壽詞には由庭ﾆ所聞食とは有るな
り、然れば書紀に新穀既熟乃於婆嘗也、訓之爾波也と有るは、實に古言を傳へたる者と所見て、甚貴たき事なりか
し、(字書に秋祭曰嘗也と云へる其字に泥めるからに、此なる爾波は齋庭と云ふ義なる事も何も知られず成竟たる
を、書紀に斯文の遺れゝばこそ然る古義をも思ひ得べき因縁とは成れりけれ、此新嘗の字は續日本紀に、天皇秋又嘗新、
大嘗祭記に嘗ﾆ新於皇祖皇考ﾆと有るを取られたるなから、此齋庭の御事なども、皆西蕃などに有るべき事ならめや
は、然れども左右に其字のみ眼を著くるから、然る古義は絶えて世に知る人なかりけるﾞ又古の[illegible]に余此の辭を
加へて、即是命之義也、言是新嘗之命と云へるは、日本紀に當ﾆ新嘗ﾆ時有新嘗祭也、十一月中卯日祭、在諸國三百四座
中ﾆ云、新嘗祭ﾆと有るが如し、神祇令義解に凡大嘗者、毎ﾚ世一年、國司行事、以外毎年所司行事、二箇四國者、在京
諸司ﾆ供奉ﾆ者也ﾞと見えたる、其毎世なるは前條に、凡天皇即位摠祭ﾆ天神地祇ﾞ(一日即位之夜仲冬乃祭、下條所謂

大嘗祭は一年神事行事に見ゆと有るなれ、毎年なるは神今食下卯大嘗祭（若有三卯、用中卯、以下卯、不應行）下卯に當ると云ふなり、如此大嘗は毎世なるをも毎年なるをも大嘗と云ふに合せて、毎年なるをも大嘗と云ひ、神祇令には上云ふ毎世にて、神祇令義解に毎年なるを大嘗祭と、毎年なるを新嘗祭と分ち云ひて、此を拜み祭る者の差別に在るなり、即ち事ほぎに云ふ、新嘗を神に奉らせ給ふ、一代の初には大嘗と云ひ、年毎のをば新嘗とは申すなりと有るなり、仍共に大嘗と新嘗、新嘗祭と大嘗祭の差別有る事にて、其の云ふは大嘗會に、卯日を以神祇官に幣帛を班ち（割注）と有りて、凡そ大嘗の儀の其の幣帛を分ち奉らせ給ふ事の祭にして卯日なり、大嘗會と云ふは辰日巳以下の事の事にて、儀式、辰日節會に曰く卯日神祇、又巳日上卯（小朝拜記聞曾之、大嘗會叙位聞部之）と見え、正日、一同豊と有る、上に云ふ毎年の新嘗祭も、卯日中卯に行はれ、辰日豊明節會にて、神今食を行はせ給ひ、大嘗祭の豊明節會僚に、是は今年の稻を神に奉らせ給ひて、今日我も聞食し臣下にも賜ふ故に節會行はると申へるにて、卯日をもて卯史に神事を云ふは即此に當る、故に私記に曰く大嘗を比と云ひて、即大嘗之祭也、日本紀と云へるは正しく此を養たる者なり、（大祓詞後釋大嘗祭の祝詞の條に）、凡て大嘗新嘗は天皇の聞食すを主とする事にて、神に奉り給ふも天皇の聞食さむとするに就て、先づ奉り給ふなり、故古書に大嘗をば聞食とのみ云へり、是天皇の聞食すを主とする故なり、然れば神々に幣帛を奉り給ふも、天皇の大嘗を聞食さむとするに依りて奉り給ふにて、此祝詞は其祝詞にこそ有れ、神に大嘗を奉り給ふ祝詞には非ず、大嘗に依りて幣帛を奉り給ふ祭と云ふ事なり、抑世人大嘗新嘗

は、唯神に奉り給ふをのみ主と心得たるは古意に非ず、古書共に此事を云へる詞を能見ば曉る可しと云はれたる、實に然る言なり。）右は天照太神の新嘗聞食し初めさせ御在し坐して、天神御子の繼々天津日嗣と天津高御座に大坐々て、萬千秋の長秋に、齋庭の瑞穗を聞食し來る大御政の較略を說成し奉れるなり、其中に天照太神のは　御自天狹田長田の新稻を聞食すに就ては、皇祖天神にも必相嘗は奉らせ給へりけむ、四神出生章第十一ノ一書なる保食神の御政は、此には天照太神一所の御計らひなるに、古事記には故是神產巢日御祖命令レ取レ茲成レ種と所見たるを以て、其大神も共に相携さはらせ給へるを見奉るに、決く天皇の大嘗に相嘗の御事御在し坐す是なり、中臣壽詞に皇神等も千秋五百秋乃相嘗仁相宇豆乃比奉利、堅磐常磐仁齋奉利弖と有る是なり、又天照太神に仕奉る八百萬千萬神にも、其新嘗を賜はせたりけらし、上に云へる新嘗會に天皇の聞食すに就て臣下にも饌賜ふ事の起、此に非ずは何れの時とかは爲む、又每世一年の大嘗は國司行事と有れば、天邑君ぞ奉り初めたりけらし、又此御祭には神饌を奉る采女を殊に重き者に爲給ふめるは、豐受大神の天上にて天照太神の御饌都神と御在し坐して、仕奉給へりし儀を移されたりけむ事、大嘗に云へるを以て考合す可き事共になむ有りける、（但此等は餘りに推量りに過ぎたりと雖も、此大御政のいはゆる内食を擬はせ給へりし御事にし非ざれば、實に天上の儀を移させ御在し坐しけむ事灼ければ、切て云ふなり。）偖古には天皇に限り奉らず、凡人と雖も各其新嘗の事は爲つるなりけり、常陸風土記に昔祖神尊巡ニ行諸神之處一、到ニ駿河國福慈岳一、卒遇ニ日暮一、請ニ欲寓宿一、此時福慈神答曰、新粟初嘗家內諱忌、今日之間冀許不レ堪、於是祖神尊恨泣詈告曰（中略）更登ニ筑波岳一、亦請ニ客止一、此時筑波神答曰、今夜雖ニ新粟嘗一、不ニ敢不レ奉ニ尊旨一矣、爰設ニ飲食一、敬拜祗承、於是祖神尊

[illegible]〔下注〕と有るが如く、其を略言して、[illegible]と云も他人の来給へるには容易く宿し進らせざりしなり、[illegible]第十四〔[illegible]丁〕に[illegible]、[illegible]能可奈之伎手、[illegible]と有るも、[illegible]抄十九〔二十[illegible]丁〕に、[illegible]と下[illegible]に[illegible]と云ふ處有り、其處の早稲を云ふなり、[illegible]と云ふは[illegible]なり、又に新嘗[illegible]早稲を[illegible]て、[illegible]の[illegible]て食ふをば[illegible]と云ふなり、[illegible]と云ふは[illegible]に[illegible]なり、[illegible]ふ物なれば新嘗と云ふ、[illegible]に[illegible]する所をも[illegible]と云ふ、[illegible]は[illegible]に[illegible]せたる[illegible]、[illegible]には[illegible]と云ふ、[illegible]と云ふ[illegible]にどする所[illegible]、[illegible]する所をば[illegible]とこそ申すめれ、然には[illegible]と[illegible]に[illegible]ば、此[illegible]に[illegible]はむも[illegible]が[illegible]、[illegible]には[illegible]にも[illegible]、[illegible]を閉ちて[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]むやはと詠めるなり、とは[illegible]されたり、[illegible]を[illegible]く入れず、然れども悲しく思ふ[illegible]の[illegible]なれば、門外に[illegible]ては[illegible]らじ、[illegible]を[illegible]して[illegible]に内へ入れてむと、との[illegible]を[illegible]むるなり、[illegible]に[illegible]之[illegible]と有る[illegible]、新嘗は甚しく[illegible]の故に云ふなり、[illegible]に[illegible]の早稲田[illegible]上げて[illegible]とも、君が使を[illegible]には遣らじと」有るは、右の歌を[illegible]したる[illegible]なり、[illegible]と云はれたり、然して[illegible]〔二十八丁〕に右の歌を載せて云はく、饗すとふと云へるは[illegible]と[illegible]る時に、[illegible]に[illegible]人の[illegible]を、何人ともなく[illegible]ひを定めて家に呼集めて、給ふるに[illegible]ひて物を[illegible]して年木と云ふ物を[illegible]らせ、[illegible]の[illegible]の[illegible]に立つるなりと云ふ、其年の[illegible]たる[illegible]を始めて刈て、春伐りし[illegible]の人々を集めて、門を[illegible]の[illegible]の出来ぬ前に[illegible]にして[illegible]なり、其[illegible]

に来る人は如何にも其音をだに偽ざるなり、譬へば田舎などに在りつる親の、珍らしく上りて逢ひけむとて叩き立つるをも入れぬなり、然らむ時なりとも、君が使をば返さで呼入れむと志有る狀をば詠めるなり」と有るは右の常陸風土記の故事をも合せ註せるに似たり、御年木の事は傳廿四に云へり、又記傳に「萬葉十四(二十丁)に多禮曾許能屋能戸於曾夫流、爾布奈未爾、和我世乎夜里弖、伊波布許能戸乎と有る、此歌の意は新嘗を爲る所へ夫を遣りて、妻の家に留居て詠めるなり、人の許へ爾倍に行たる跡にても、家の戸を閉ぢて愼み齋ふ事と見ゆ、然る時に來て押て開けむと爲るは誰ぞと咎めたるなり、如此く新嘗は朝廷のみならず下々迄並て爲し事なり、又後世には專ら神に祭る事とのみ思ふめれど然に非ず、神にも奉り人にも饗して、自も食ふ事なり、贄、苞苴、牲(イケニヘ)なども本此新嘗より轉れる名なり、書紀に天稚彦新嘗休臥と有るも、上下並て爲る事なるが故なるを、此神代紀の新嘗を宮中など云ふ説の有るは、書に昧き者なり、皇極天皇御紀に、天皇御新嘗、是日皇太子大臣各自新嘗と有るを見よ」(以上取意)と云はれたり、此說の如くは新嘗(ニヒナヘ)は新饗(ニヒナヘ)、大嘗(オホニヘ)は大新饗の義と成りて、予が右に云へる新嘗(ニハ)は新齋庭(ユニハ)、大嘗(オホニヘ)は大齋庭(オホユニハ)の省かりたると云ふ説の立たざるが如く成れども、記紀の古語も、中古の人などの思寄るまじき事なれば、其事其名を以て新嘗と云ひ、某時を以て齋庭(ユニハ)と云ふ事の一に成りて、然定まれる語なりと云はむも、強たるには非ざる可くなむ、(斯れば新嘗を爾波能阿比と古には云ひたりけらし、外の事にて古言を設けるなどこそ有らめ、記紀は其後より下に至る迄にても成れる書にし有れば、其當時の唱ふる所を以て記されたる可ければ、千年五百年の後の世より強て然なる由無しとは云はる可からむ、其上に爾波と云ふは、當昔にも甚く古言なりつる歟なる者をや)○聞食(キコシメス)は、書に、皇御孫之

給ふ事に依りて出來れる詞なり、又天孫降臨章第一の一書に天の原所知食す事と有り、又用明天皇二年四月紀に、御新嘗の事を言へる詞なりと見ゆ、此は欽明天皇の大嘗に天照大神を祭ると有りて、記傳八(六丁)に續紀第三十六卷に、今日の大嘗は、新嘗の豐明聞看す、又云ふ、此乃大嘗の聞看す食、高御座に坐して、今日は大新嘗の豐明聞看す日に在り、又云ふ、此大嘗の事は、此の大御食を聞食す事を云ふ事なり、後世の書にも多く然云へり、今世にも新嘗祭と云ふ事の類なれ、此大嘗祭の詞に、天皇の大御食を聞食す事を主として云へる詞なり、大嘗祭の詞にも、天皇が御孫命の長御食の遠御食と天照大神の穗を聞食、皇御孫の御食を聞し食す事を云へり、又天皇の大嘗に云ふ事なり、大嘗祭詞に今年十一月中卯日に天都御食の長御食の遠御食と皇御孫命の大嘗聞看す爲に、皇神等相字豆乃比奉りて、持斎はり奉りて依りて、千代五百秋に、安く聞看す爲に明仕へ奉る事を言ひ、新帛を有る此の見ゆべし、天皇の御日継食す事を主と云へり、此の大嘗を平穏に仕へ給ふ事にのみ言はすは、古意には新嘗と云はれたるは、實に古今に貫きて動くまじき意になむ有りける、神祇令には常に大嘗の曲にて毎年依りて任々に新嘗由を謂れて云々、延喜式に云々、主基に云々と有りて、物部の人等酒造兒稻實稲持作稻等穴等大嘗會の齋場に侍ひて、今年十一月中卯日に由志理伊都伎理持ちて、日の内に撰定め給ひて悠紀主基の黑木白木の大御酒を、大倭根子天皇の天都

御膳乃長御膳乃遠御膳止、汁仁毛實仁毛赤丹乃穗仁毛所聞食、豐明爾明御坐氐、天都神乃壽詞遠稱辭定奉久と見えたり、此にて愈明らかなる者なり、○右の由庭の瑞穗は、大神の事依し奉り給へる謂ゆる齋庭の穗なり、悠紀主基は其を作る國郡なり、物部乃人等は、其齋郡に事定めて大嘗宮に奉る迄、其支度に仕奉る部を云へり、由志理伊都志理に齋貫嚴貫にて齋郡に出來れる御酒御食の料の稻穗を云へり、其より後は、天皇の聞食す謂ゆる大嘗會になり、下にも右の大嘗祭詞に同じく、皇神等母千秋五百秋爾相嘗仁相宇豆乃比奉利、堅磐常磐仁齋奉利弖、伊賀志御世爾榮志米奉利云云と有るは、大嘗聞食すに就て、其相嘗に祭り給ふ神の御事を申せるにて、相嘗と云ふは俗に云ふ相伴の事なり、此を以て記傳に右に天皇の與自聞食す事を主と云へりと云はれたりし說の、愈以て明るき定說なるを知るに足れりと云ふべし、○俗說時の相嘗は彼保食神亦名豐受大神こそは仕奉る例の給ひけらし、等由氣宮儀式帳に天照坐皇太神始卷向玉城宮御宇天皇御世、國々處々大宮處求賜時、度會乃宇治乃伊須々乃河上爾大宮供奉、爾時大長谷天皇御夢爾誨覺賜久、吾高天原坐氐見志眞岐賜志處爾志都眞利坐奴、然吾一所耳坐波甚苦、加以大御饌毛安不聞食坐、故爾丹波國比治乃眞奈井爾坐我御饌都神等由氣大神乎我許欲止誨覺奉支、爾時天皇驚覺賜氐、即從丹波國令行幸氐、度會乃山田原下石根爾宮柱太知立、高天原爾知疑高知氐、宮定齋仕奉始支、是以御饌殿造奉氐、天照坐皇太神乃朝乃大御饌夕乃大御饌乎日別供奉と見えたる、此文に吾一所耳坐波甚苦、加以大御饌毛安不聞食坐とは、天宮にしては豐受大神の御饌都神として仕奉り給へる大御饌を、宮に聞食すなるに、此在十餘宮には其神の御坐し坐して仕奉り給はざる事を、大御心苦しく所思ほし坐すとなり、我御饌都神等由氣大神乎我許欲止有る御饌都神とは御饌を主神と申す事にて、下

にも以御饌殿を造りて、天照大神に朝夕の大御饌を奉る、止由氣大神の大御饌をも奉る事と申せり、丈神天照事本記に止由氣宮の事を、豊受大神の御鎮座より御饌を奉る、今に至るまで之を行ふなり、御饌殿の事なり、然るに今は御饌殿の事に二十二年に天照大神の御饌都神を、以て豊受の宮は御饌殿を始めて建てさせ給ふとあるは、此神記に豊受大神の天降り坐しし時に、其の古事記には其御饌津神、天の御饌を奉るべき所に天降し給ひける時に、丹波の眞奈井の神、即ち豊受の神なり、二十二年の秋に、天照大神の御饌を奉らむと神の宮に迎へて、豊受大神の御饌殿に坐ます事を示し給へる神なるを、右の天照大神の大御饌まで、天照大神の御許に迎へまさむと御告をし給ひしかるに、然も御饌殿に坐し坐しし御事になむありける、二年天に御饌殿の事に大御饌の神に御饌を奉る御事は是に始まれるなり、下に引ける文徳本紀に一書に云く中御饌殿は伊勢の神宮の事なりと、是等の事に見えたる其由は豊受宮の御饌殿なり、又其天照の御饌の事は、中にも一朝一夕の事にあらず、其は豊受大にけるにて、其の上は今を以て、下に述ぶ、今時の日供の大御饌を奉る事の起りなる所以なるべし、皇太神宮儀式帳に、御饌殿在所、若しくは六月十二月の大神嘗祭にて、奉ゆる三節祭を云ふなり、其儀に御饌殿一處（長十丈、廣二尺、高八尺、）在二處（方四尺、）大神宮に在御門在二伊勢御河一、當二此御門一造二一殿一也、其中居二造一奉レ御、皇太神宮司以二木造奉、三節祭別宮、奉レ其時、人使不二往還則豊受宮一、十六日夕大御饌、十七日朝大御饌奉、作内人造二奉御饌殿一、忌鍛冶内人造二奉御鏡小刀一立、忌部伊勢國神戸在神造二奉御鏡一、御饌内人

物忌等御贄御前進ル、持立ル開ニ封御箸ニル、參度ル、止由氣大神乃御前跪侍ル、則御河ニ清奉ル、御箸捧取奉ル、御飯足奉ル、御贄前進ル天照皇太神乃大御饌供奉と見えたる、月次祭は朝廷の神今食に同じく、神嘗祭は朝廷の新嘗祭に等しくなむ有るを、此奉る大御饌は、全く豐受大神の調へ奉らせ給ふ趣なるに、心を潛めて思ふ可き御事なりかし。此事を建久行事記にも、正權神主南御門外留、於テ物忌父等ハ者參テ入瑞垣御門内。御饌物之中、酒坏神戸所ヲ進鮑奉着料串及机忌刀自御饌奉ニ取出ヘ、豐受宮奉ル御行擧副奉ル昇居ヘ、物忌父等皆賦候、但三色物忌父兄部等者、西方東向列立申云、御塩令ニ成御ニ侍也者、彼御副賦候内外物忌父等令ニ成御ニ侍答、其後各於ニ件御座所ニ彼鮑以テ忌刀ニ奉ル切、又ニ串奉ル副ニ盛御鹽ヘ、自忌御饌御河水入合奉、其後參ヲ入内院ニと見えたり、此は當にし豐受大神の御饌殿にて、天照大神の日々の大御饌には奉らせ御在し坐すなるに、三節の大御祭には如此く五十鈴宮の宮ニに行幸して、調理奉らせ給へるなり、百志き甚じき御事を人の私に神を畏て物係る事の有りなむや、下にも引ける神樂歌は更なり、小前張の薦枕の末に安夜仁萬須、此與手留比衣乃夜安以曾乃仁乃比止去幾津支乃保留、安美佐呂之、佐夫佐之乃保留と有る、二つの句は同の天爾乎閑伎之なり、夜安は阿夜と云ふ歎辭に夜の嘆詞の添れるなり、曾乃は其其にて、其る贄物を指て、仁乃比止は贄人にて料理る者を云へり、去幾津支乃保留は河瀬上にて網以て網を云ひ、安美佐呂之は網を下して魚を採り、佐夫佐之は萬葉十一十九丁にト瀬の小網刺渡と有るに同じく小魚を取ふ事なり、此等の贄人の料作る其事の御事など曾少緣の由ならむやは、正しく天上の儀を傳へ來れる神事に任ふべき事、由ずる更なる御事に云ひ有りける、

（荒木田久守が制竹[illegible]田にも有の二書を引て云はく、儀式帳に止由氣大神の前跪侍と有ると、年中行事記に言議

無しと御饌奉侍神と申すと全く同じ事にて、今世も迄を事無く知止く給ふなり、御膳を供むる職掌にして闕文大御の入食に申して御北申して、御饌に仕奉ることありて、豊受大神の御饌の神にませて、豊受大神の御自ら作り給ふ物はくにすとして例〔之〕、これを以て毎日朝夕の御饌の事も推はるべしと云へるは、例の諸田へ大々行きに給ふ諸人の饗と体義にて、皆に見れたる事になむありける。」雄略天皇の御世豊受大神に鎮坐しまつり由は、神祇本紀文に引けるに大御本紀に、天皇之二十二年乃時亦御膳所奉三間竿立二合に御饌の本記に、「雄略天皇二十二年、今伊勢宮乃御饌宮坐等由気皇大神奉と詔ひて、一處でハ朝に御饌夕に御饌を行ぬ云々、「渡会の天皇神食に饌都神朝々之夕、朝夕御饌日毎に御饌奉生之神云々と言ひ、御饌都神の名は上に引ける大事ありに、又に豊由言ふ者、此亦第二外宮之延暦神事也と有るに其同義にして、豊かの由所に言の本所に天の御饌の種々ありて、御天降の始より天皇の御食津神と今に至る迄に専奉らせ御坐し宣す御事にて、又其外にこ御食津の神八柱の中にも此御食津神の御座し坐す、是は右と同神にはあらで侍へとも、天孫降臨の随一神に、御饌都高皇産霊尊、天之吉葉神、天津神籬を同じ事を、〔高御産巣日神〕と見えたる、其時に随のて奉御饌の大御を給へるにて、此は日々の大御の事に就たるなる由、上件に見えたる、又高橋氏文に若狭の大御を明石すに、御時に随、此者磐鹿六鴈命所レ進之物也、即令ニ磐鹿六鴈命一勅、此者若狭六鴈命、子孫命獲ニ社之十餘、取ニ生御膳ニ物也、又倭國者以ニ行事ニ負ニ名国ニ可、若狭六鴈命高御、子孫八十連属ニ遣ニ尽、天皇ニ天津日嗣ニ至ニ若志取持ニ仕奉ニ者賜、云々依賜、如レ此依賜事ニ膳ニ自心ニ非矣、是天坐神之命ぞ云々、上件上総國安房大嶋ニ御食都神ニ坐ニ宣ニ云々、伊波比由爾留ニ供ニ御食ニ拝ニ大八洲ニ坐ニ八千止ニ八千止

咋定、神嘗大嘗等仕奉と有る細書に、但云二安房大神一者、今大膳職祭神也と見えたる如く、今現に磐鹿六鴈命の嘗れるなるに、斯天坐神乃行賜へる物也と宣ひ、其御食の事に任して、令二仕奉一給はしめながら、是天坐神乃命叙と宣へるなど、御食の事は豊受大神の所知看す御事なるに依りて、其に係れる萬の事共なれば、皆其大神に委任給へるにて、神武天皇御紀の顯齋の所に、粮名爲二嚴稻魂女一と有る大御政の頭なる者なり、神樂歌に天爾坐豊岡姫と此神の御事を申せる其下を省かせ給ひて、天爾坐神とは宣はせたる者にて、此は常に皇祖天神を然申せると異なる事、此御食物に依て齋宮へるを曉る可し、其安房大神と申すは、卽其豊受大神に御在し坐す事、旣に首門、十一に註せりき、御神名式に大膳職坐神三座と有る中の御食津神社是なり、（然れども天照大神の御膳を豊受大神の奉り給ふは同じ神どもの御事なれば、然もこそ有らめ、天皇は現人神に御在し坐すなるに、其御膳を豊受大神の御事に係けて申せるに甚く事違ひたる如くなれども然らず、譬へば御門神と申すは彼天石窟を開き奉れる由に依りて、天照大神の日宮の御門神に御在し坐すなるに、皇大宮にても、四面御門に各其神を祭置せる、其は祭祀の事なれば此又正に然有りぬ可き事なり、然るに御門祭詞に、自波開門々波閉門氏、參入罷出人名乎問所知志と有るは、宮門兵衛二府の人の守る所なるを、神の開閉し給ふ事に云へるなど、皆右の御食津神の知る所由の有る事なるを准へ知る可きなり、（神事の神事と朝家の公事とは正に有合ひて、右の如くなる上は、其宿必しも天照大神の此に寄事開有し御あるべき時に、豊受大神の御饗部神として奉り給へるも、常時なる事は何の時に在りとか爲む、當四部開生章第十一二章に保食神の事守より成れる物を天熊人を取持て面奉進之と有る其時に、其大神をも天上に奉りたりけむし、其と時宮の御饗ひも

其事に關りて記し得けむと所思しき由に上に述べる如くなれば、此の事に就ての考へて、實に其の御座の事なれば、
中所思して其時の此事に就ての事に上に述べたるに、此の事に就ての事を引きて申し上げて、此に申して申し奉れり給ふ
には其の御座の事を所見なりける、其れは所見に記し給ふ事を、其の上に申して記す如く、全く其の事
を申すなり、其事の事の由に、此の事の御事の記すなり、上に記し給ふ事を申し奉らずと申すなり
に、其上の御の天子の事に、御座に坐すに因れて、神の位を讓し給へるにぞ有りける、然るに上に御座し坐すに、
むに依る神の御在し坐すべきには非ざるをや、其上右に引ける儀式帳に、天照太神の吾一所耳坐 甚大と詔給へる
を、其上の御の事の天下の御座に取りて、此事をして其御の大御座に至らしめむと詔へて、天照太御命に
御在し坐しけむものなるを、一旦其の天上に御座し坐して、天照太御に仕へたる御在しませむと申す
と申せる由にに、先づ其の事に云へるが如し、又御の事の事なれば、其の事の事と申して顧るに、思ひなれど
らすこの御に此の事と謂ひたり、神武天皇御紀に御伏其兵、御仕御坐と有る事に同じ、前二十年に至る神主
の事と有るに、上の御の事の事は見えし事も待つべくして、既に物得させ給へるなるべし、此は人知れず思ひに物得
させ給へりしなり、古語拾遺に當日神皇位之國御往其田云々と有れども、事實に合はざるなるべし、然るに此は上
に引ける紀の御説によれば御管之符と有りて、其時には皇孫天神等に御管を奉らで給ひ、御子神等は更なり諸神等にも其
直管を賜はらせ給へる御事にし有りければ、其事を甚じく御惜しみ請のさせ御在し坐しけむから、顯はには得賜し
給はざりし故に、陸より其御席の下に至らせ給ひて、然る御事は物爲給へりしなり、右の國日遊突と有る續きに、日

神不レ知徑坐ニ席上一と有るを以て、其然る故由を曉る可くなむ有る、（海宮遊行章に陰呼ニ此鉤一曰云々、又天孫不ニ能レ忍竊往覘之、其第七ノ一書に天孫心怪ニ其言一竊覘之などの竊をも然訓み、神武天皇御紀に宜汝二人到ニ天香山一潜取ニ其巓土一而可ニ來旋一矣と有る潜字など是に當れり、名義抄陰字の訓の中に加宜とも比曾加爾とも加久流とも久良志とも見ゆ。）（新宮は齋庭の事にて、即古事記に聞ニ看大嘗一之殿と有る是なり、第二ノ一書に新宮御席之下と有る、其御席は謂ゆる天津高御座の御事なる由、傳十九卷に云ふべし、記傳八（九丁）に此の文を引て、「此に新宮と有れば、此時に新に此大嘗聞食し坐す料に、宮をも新に造り給ふ事と見ゆ」（補意）と云はれたるは實に然る言なり、即此なるを[illegible]比能宮と訓來れるは、即新嘗宮と云ふ事にて、次に云ふ大嘗宮の權輿是なり、清輔奧義抄に、日本紀に、新嘗と有りて爾比那比耶と訓みて有るは此の事なる可し、然る時は此訓を今棄てむ事餘りに可惜しければ、古事記朝倉宮段大后の御歌にも、三重婇が歌にも、爾比那閉夜と有るは新嘗屋と云ふ事にて、此と其意異ならざるを以て今も古き訓に從ひつ、（然るは常に云ふ新宮は其住ませ給ふ料に構造らせ給ふ宮室の事にし有りければ新宮と訓みて宜しからざるを、此は其とは殊にて右の聞看大嘗之殿と有るが如く、新嘗聞食させ給ふ料に更に制構を作らせ給ふ事にし有りければ、爾比那夜と訓みては其の差別無きが如し、已に引ける用明天皇御紀に、御新嘗於磐余河上と見えたる、此時の皇大宮は譯語於磐余池邊雙槻宮と見えたる其地なるを、殊更に其河上に新嘗屋を作らせ御座し坐して、其所に幸行て聞食させ給へるを思ふ可し、」此新宮は謂ゆる齋庭の事にて、即大嘗宮と云ふなりと云へるは、已に引ける中臣壽詞に、千秋乃五百秋仁瑞穗乎平介久安介久由庭仁所知食止事依奉天云々、同壽詞に、[illegible]作[illegible]所聞食事

[illegible]云々、[illegible]と有るに引合せて、大嘗會儀に[illegible]
[illegible]官下[illegible]大人[illegible]中臣[illegible]、造酒[illegible]、次
主殿[illegible]
酒[illegible]之、大嘗絵之運ニ[illegible]場一と見え、先ㇾ祭十餘日、各[illegible]、[illegible]
膳ニ大嘗宮南殿場ニ[illegible]也、神祇官中臣忌部官人、供[illegible]（中略）宮
[illegible]文、入ニ南門内一再拜兩段訖、讀ニ祝詞一、（主基入ニ其門内一再拜、）[illegible]樹ニ[illegible]
[illegible]門[illegible]（[illegible]八束）然後[illegible]二時[illegible]、其[illegible]
[illegible]、南北[illegible]東[illegible]後、西爲ニ主基院一、（下略）と見えたる、如此く此[illegible]下
前一殿を、正殿の外に別に此事のみに構造らせたまへるなり、但此は御世一度の大嘗祭の時の御事なるを、毎年一
度の新嘗祭、又六月十二月兩度の月次祭に續て行はせ給ふ神今食と共に、於ニ中和院一行と江次第に見えたるを以て、
正殿の外に別に此事を行ふ所有るなり、然るを神今食儀には其同じ所を神今食院と註されたるを、高橋氏文には神今
食を神嘗と作り、此を以て毎年の新嘗を行はせ給ふ其所も、同じく嘗庭の義なるを曉る可くなむ有りける、（神今食
は凡て新嘗と相ひ異らざる事なるを、新嘗は新稻を以て行はせ給ひ、神今食は今揩の米を以て聞こしめしたまへる御事
にして、六月十二月に頒たせ給ふ月次の幣帛は、其爲に奉らせ給ふ由、委しく祝詞講義に註せるが如し、神廷にても
六月十二月月次祭と九月神嘗祭とを三節祭と申して、其儀凡ての事共朝廷の御式と異ならざるは、其頃〻く所此と同

じき御事なるが故なり〕倩此は巻首に已に註せるが如く、四神出生章第十一ノ一書なる顯露なる時なるに、其に以て其稻種ヲ始殖ニ于天狹田及長田ヘ、其秋垂穎八握莫々然甚快也と有るは、此に天照大神當ニ新嘗ニ時と有るに合ひて、即其物の始なり、又に自ら蠶始有ニ養蠶之道ニ焉と云へるには、此に天照大神方織ニ神衣ニ居ニ齋服殿ニと有りて衣服の起なり、然るに此に新嘗の御事有るは、正しく宮室の原とは見えながら、上に照らす可き文はしも見えざる如くなれども、已に引ける大殿祭詞に、屋船久々遲命〔是木靈也〕屋船豐宇氣姫命〔是稻靈也、〕と有りて、此にては別神の如く見ゆれども、其二柱を上に擧て屋船命と有り、下の祠別には大宮賣命と有りて一神に坐すを、貞信抄に牡丹庭に茂れる花の香を、家隆て詠る保食神と云ふ歌に就て云く、保食神は宅神なり、和名抄には保食神と書けり、萬物を掌れる神御坐す、葉守神は樹神なり、精神は産生の神なり云々と有りて、實に屋船神は保食神と同神にて、衣食住の神に坐す事著しければ、其保食神の御身より、宮室に作る木と草と出來るを令ㇾ採て天香山などに令ㇾ殖給へりし傳の有りけむを、四神出生章に生ニ木祖句々廼馳ニ、次生ニ草祖草野姫ニと云混れの傳有るを、即りて其を正しとして然る傳へは有りれたりけむを、然るにても覆はるまじき事は、其第十一ノ一書には稚産靈神と傳はりて此神頭上生ニ蠶與ㇾ桑ニと有る、桑は蠶に屬たる者にて屋材には非ざれども、保食神の御身より木共の多く成れるを、蠶の事に因りて桑木の名のみ出でたりと云はむも顯事には非ず、機殿儀式に、天八千々姫殖ニ桑栗於天香山ニとのみ見えたれども、此章には天香山より五百箇眞坂樹などをも取られし事の有るを、然ればこの章も右の如く衣食住の三共に具はりたる上は、其に對へ見る可き傳を其章に漏らせりけむ事由す遂にも來ざる程の御事なるぞかし、其上右に引ける儀式に天香宮を構へ奉る事を

豐宇氣の比賣は作れる計下に云へる多かく、古語拾遺の本より成すべき者ながら、此神に始まれる由なるにも考ふる時の、其は大殿祭詞に依るに、屋船神と申すは、久久能智と申すと共に保食神の名なるに、[illegible]の中に云へる古語拾遺の[illegible]、其保食神の又[illegible]の御名に豐宇氣比賣と[illegible]古語拾遺の、大殿祭の、稱式に於ける儀はれるに[illegible]、[illegible]を擧げ申ひけむを、此に[illegible]、然れ[illegible]二神の正體を[illegible]）は、此保食神の時に作りて、其豐受大神の名を給ひたるにても有りける、一箇有條に、保食神を[illegible]と有るを見て、何と云ふに神祇令季夏月次祭條に、[illegible]、與に祈年祭に同、國司[illegible]宅神祭と有るは宅にて祭る神と稱え、又[illegible]に宅神を夜刀伎神と[illegible]、宅内の神と見え、土御門院御集に[illegible]の下葉を宅神祭て、夜刀伎神を祭る頭[illegible]、又木工頭爲忠朝臣家百首に、神祭を[illegible]手を手向つゝ宿の竈に備へつる哉、又忠見集に四月宅の神祭る、年毎に祭らむ木は[illegible]見む、[illegible]迄に、なども有るを、拾芥抄に宅神・苦木と有れども月を指さゞるに、右の爲忠百首に卯花を詠合せ、忠見集四首にも四月と見えたれば、右の季夏月次祭の下なる宅神祭とは別なるにや、明月記建久十年四月廿日條に、今夜家神祭云々[illegible]日未時、坊門、上廿七日夜、此宿所坤方一と有る、此も右の爲忠百首と同じく家神と云ひて、其祭る所は竈所と見えたり、然れば宅神祭と云ふは、一神を指さずして家に在る所の神を祀れるなれば、此の例には取難きが如しと雖も、正しく其條步に保食神と指したるからは縦令家宅の神ならずとも、家内にて祀る[illegible]の神の中には、其保食神を主と立てたる者なきにあり）然

るは傳五に已に註せるが如く、八洲起元章第二一書に、化ニ作八尋之殿一、又化ニ竪天柱一と有るなどは、今漸くに滄溟より破敗盧島を探給ひ得たる所なるに、然る御設の出來整へるなど、凡て世の始には其奇異なる御事なむ多在りければ、今容易く測知り奉る可き事ならねども、此保食神の御在し坐す迄は、世に人としも云ふ者無くして、何れも尊き神等のみ御在し坐したりしかば、此御時より以前には宮室は本よりの事にて、食物衣服凡ての事物器械共に思ほせば所思ほす任に、神隨に成出來る御事に御在し坐しけむを、彼二柱御祖神の何不レ生ニ天下之主者一歟と宣ごちて生成し奉り給へりし御驗の顯はれ給ひ、天照太神素戔嗚尊の皇太子天祖吾勝尊の成出で給へる、卽伊弉諾尊は幽宮を構りて寂然に長隱給ひしより、國土は全く顯世に成れりしかば、衣食住の三共に人力を盡すに非ざれば、成以て出來難く成りにたり、是を以て皇祖天神の天地を預議造らせ給ふ靈威なりけらし、保食神の御德盛に成らせ御在し坐して、國土に其御靈を幸はへ御在し坐しける程、天照太神の其皇太子を以て顯國を所知し坐さしめ奉り給はむ大御心坐すが故に、其神の消息を令看給ひけるに、的して其物の成れりしかば、保食神と共に其靈物共に天上に召上給ひて、御田營りて養蠶の道をも始めさせ給へるは、皆顯國の爲にして顯見蒼生の爲にし有りければ、此に御殿造の御事なども、亦國土人民の爲に始め給ひ定め給ふ所なりければ、右件に云へる如く保食神と事議り給ひて、然る可き道共を始めさせ給へりけむ事申すも更なる御事なりかし、〔此時までの天宮はしも、彼八尋殿の其に奇異の神業を以て化作させ御在し坐しつらむを、其は如何なる狀にて如何に在りけむなどとは何でかも測知奉らむ、然れども漢土などには久代は穴居野處と云へるを、皇大御國に世の始より然る物事の有りつるは、其を成し給ふ神の本つ御國なる故なるを、況てや其

天神の御詞なり、」〇發見は、第二一書に[illegible]と見え、古事記には[illegible]と有り、[illegible]本紀には第二一書と同じ事を[illegible]には[illegible]と[illegible]有れ、[illegible]と[illegible]べし、[illegible]の[illegible]は[illegible]も、八[illegible]しく[illegible]されは[illegible]考ふ可し、然るに[illegible]に[illegible]て、[illegible]たるは、[illegible]に[illegible]比云[illegible]、以上八字印度不可讀之と有るが如く、印[illegible]にて[illegible]る事を[illegible]るが故に[illegible]に[illegible]と言を換へて申さるのみなり、」然るは[illegible]に、[illegible]と有る[illegible]なども[illegible]と[illegible]べきなれども、[illegible]て[illegible]と[illegible]るが如く、然る[illegible]はしも[illegible]は[illegible]すと云ふに換へて、[illegible]はしたるが[illegible]の如くに[illegible]れし者なり、今此御紀に然る[illegible]を[illegible]られには、後世に至りて、何れが其と知らるまじきを恐れて[illegible]に從ひて、[illegible]古事記[illegible]比賣は、大[illegible]に依りて[illegible]を[illegible]の給ふ中に[illegible]と有るは、此の如き[illegible]有るを云ふなり、然るに古[illegible]の[illegible]の下に[illegible]と有るは、古く[illegible]と[illegible]れる[illegible]に[illegible]て[illegible]したる者にて[illegible]ぞ、」第二一書に[illegible]御[illegible]之下[illegible]、[illegible]と有るが如く、[illegible]の[illegible]の下にこそ[illegible]へるには有りけれ、古事記に[illegible]と有る其意なるにて、[illegible]には更に然る事の見えざりける者や、[illegible]大[illegible]共に[illegible]と作る、其に[illegible]は[illegible]なり、記傳三十(三十五丁)に「[illegible]は久[illegible]と[illegible]べし、上巻に[illegible]と有る是なり、[illegible]は[illegible]の[illegible]を[illegible]けるにて[illegible]を云ふ、和名抄に[illegible]は久[illegible]比[illegible]乃夜[illegible]比とも、又[illegible]は[illegible]比[illegible]とも有り、又[illegible]の比[illegible]も、[illegible]に[illegible]の[illegible]かなるを[illegible]と云ふも、此比[illegible]と通ひて同言なり、即[illegible]小[illegible]などの[illegible]を[illegible]て物に著け置くを[illegible]と云ふも是なりと云へり、又大[illegible]後[illegible]に拾遺に[illegible]と云ひ、[illegible]考に[illegible]の意と爲

られたる、其に聞えぬ事なり、天罪七を擧げたる其六は放又埋又蒔又刺又剝と其成せる趣の言を擧げて罪名と爲れば、此も閑理と云ふ態の言を擧げてこそ、餘の例の如くには有れ」と云はれたる、實に然る言なり、(又如此樣の理は省く例多し、日鼓知と申す御名を比那米志と申すがごとしと云はれき、邊を倍とも倍理とも云へるなど共に其例なり、) 私記に凡欲レ詛レ人之時、必有レ逆ニ着其坐一、若穢ニ其糞一者必有ニ憂病一、故日神穢ニ糞御一有ニ病害一是古之遺法也、今世欲レ詛レ人者本有ニ放レ矢者一、倣レ此耳と見え、桐壺卷に「渡殿を渡る時は彼方此方云合せて衣の裾堪へ難う物爲つゝ甚無端き事多在り」と有るも、右の類の事をして人を詛ふ事の世に有るを以て書きたる文なり、此にては素戔嗚尊の日神を詛ひ奉るとは無く唯御心の進びに因りて物爲さず給へるならめども、其汚穢に觸れさせ御在し坐して第二一書に日神慍不平とある如きには言れりしものなゝめり甚切可畏、(後釋には「此は本須佐之男命の犯し給へるは、大嘗の殿を穢し給へるに依りての罪なれば、此國土にして人の上にても穢すまじき所を、此事をして穢すを罪とは云ふなる可し」と云はれたれども猶事の義を盡さずなむ、) 又此に因りて窃に思ふに、必此事に先は爲給へる其本なむ有るべかりける、其は例の第十一一書に、保食神の御饗奉り給ひける所に、先時月夜見尊忿然作レ色曰、穢哉鄙矣、寧可レ以ニ口吐之物一養レ我乎と見えたるに、古事記には爾其大氣都比賣自ニ鼻口及尻一種々味物取出而種々作具而進、時速須佐之男命立ニ伺其態一爲ニ穢汚一而奉進と有るが如く、其給鼻口尻より取出て御饗し奉らせ給ひしかば、穢汚き物を以て進ると所思し坐しけるに、天照大神は其を令レ取給ひて、御田に作らしめ給ひて其秋の例の新嘗を聞食すにも嘗殿に坐して宥ひ慎しみ御在し坐すに依りて、素戔嗚尊の爲さ給へるとは反樣なるを以て、穢汚の事を所思し出て、然る

御心ひは物母ろせ給へりし者となむ所思えたる、（若て我には汚しと思ふ物なるに、皇大神の食ニ作り給ふを貪へる事の不審しさよとて、御腹たらせ給へるにて、背後保食神殿の御難しに、他たは害奉り給へりし御事にぞ有るべき、）古事記には此に故段　然後、天照大御神者、登賀米受而告、如ニ屎醉而吐散登許曾、我那勢之命為ニ如此一、又離ニ田之阿埋ニ溝者、地矣阿多良斯登許曾、我那勢之命為ニ如此一登詔雖ニ直一、猶其悪態不レ止而転と見えたる、其は此前ニ一書に雖然日神恩親之意、不レ慍不レ恨、皆以ニ平心一容焉と有るに引合ひたる所なるに依りて、其傳十九にたしく註す可き事なれども、此にも云はずしては得有らぬ事なむ有りける、其如ニ屎醉而吐散登許曾と云たる地矣阿多良斯登許曾と二有る詔直しの御事はしも、自然に他より詔はれたる時に、其詔戸を還す様方とは成れる者とこそ所思えたれ、然るは其悪しき行を見ヶ悪しき言を聞たらむに、必しも其善しとは本より見ゆまじかりける事ながら、其悪しき事に当りて此方よりも其目ヶ行ひもし、言も宣たらむには即ち神と云ふ者にて、此には何れ勝るや知るべからずらむを、然見直し聞直さむゝ、相の事ならむには、見直し聞直し置く時は、其災なむ中休にして息むべかりける事なりめり、然れども其次に又、見ニ天照太神方織ニ神衣一居ニ齋服殿一、則剝ニ天斑駒一穿ニ殿甍一而投納云々、由レ此發慍乃入ニ于天石窟一と有るが如く、事の極めて甚じく有りて、何方よりも見直し聞直す所無きに至りては、止事を得べからずして発慍らせ給へるにて、其御勢も決めて甚じかりつれば、終に日神の天地の間に二無く尊き高き大御稜威なむ顯はれさせ給へりける、定に天照太神の平和かなる大御心なむ見奉り、知るに感け奉らるゝ事云知らずも在りける、即是後に言忌と云ふ事の出来始れる基たる者なり、（齋宮忌詞式に、凡忌詞内七言、佛稱ニ中子一、經稱ニ染紙一、塔稱ニ阿良々岐一、寺稱ニ瓦葺一、僧稱ニ髮長

長ニ、尼稱ニ女髪長ニ、齋稱ニ片膳ニ、外七言、死稱ニ奈保留ニ、病稱ニ夜須美ニ、哭稱ニ鹽垂ニ、血稱ニ阿世ニ、打稱ニ撫、宍稱レ菌、墓稱レ壤、又別忌詞、堂稱ニ香燃ニ、優婆塞稱ニ角筈ニなどは遙に後の事にて有れども、然る禍々しき事に當りては必詔直す古の風儀なる事を知るべし、又御紀に川ノ飽(ハエ)と有るも其反語にて、飽を榮の意に云成し、又は台記別記などに年始に病煩らふ事有るを歡樂すと有るなど皆詔直の例なるなり）記傳八（十丁）に「如レ屎醉而吐散と詔ふ意は、屎の如く見ゆるに屎には非ず酒に醉て吐散しつる者ぞとなり、此は屎なる事は所知看ながら、屎に非ぬ状に詔ひ成せるなり、抑醉て吐くは已事を得ず處をも擇び敢ぬ事有り、又屎よりは穢も淺き故に、如此詔直し給ふは御恩愛の深きぞかし」と云はれたるは、右に引ける第二ノ一書の意を含みて云はれたる說にて、實に然る言には有れども然のみには非ず、此は其大嘗を齋庭に聞食させ給ふ御時の事にし有りければ、萬に齋清めさせ給ふ上にも、猶慎しませ御在し坐す所なるに、然る禍々しき事の有りなむには、此齋庭の御事の不祥きを所思看させ給ひて、詔直させ給へるなり、大殿祭詞別に神等(能)伊須呂許比阿禮比坐乎、言直(志)和(志)坐氐、皇御孫命朝(乃)御膳夕(乃)御膳供奉流、比禮懸伴緒襁懸伴緒乎、手躓足躓不レ令レ爲氐(テ)と有るなども大御饌に就たる事なるに、神等の進(スサ)び荒び坐さむを詔直し坐して、手躓足躓などの不祥き事無かる可く祈申すにて、其始此の故事などに依りて出來れる詞ならむ事、祝詞考義に說けるに合せて知る可き者なりかし、又此直と云ふ言の義は、傳八、十一などに已に註せりき、（踐祚大嘗祭式に、凡散齋一月、致齋三日と見えたるを、神祇令に、凡散齋之內諸司理事如レ舊、不レ得ニ弔レ喪問レ病食レ宍、亦不レ判ニ刑殺ニ、不レ決ニ罰罪人ニ、不レ作ニ音樂ニ、不レ預ニ穢惡之事ニ、致齋唯祭事得レ行、自餘悉斷と有るは、後の事ながら上世より傳へて、物忌の嚴重なるを

見るべし」醉と云ふ例は神武天皇御紀に、又以嚴瓮沈于丹生之川、如魚無大小悉醉而流、譬猶柀葉之浮流者（中略）乃沈嚴瓮於其川、其口向下頃、魚皆浮出隨水噞喁と見えたるは、其醉ひの狀態に醉ひたるなり、神功皇后二年御紀に、到倭國□□□□上、時游魚聚集、□□□、其皆□□□□、魚□□□□□と有るに合せて知るべし、又古事記明宮段に、於是天皇宇□□□□□□□□歌曰、□□□□□□□和禮惠比邇祁理、□□□□□、□□□□□、和禮惠比邇祁理、如此歌幸行時、以御杖打大坂道中之大石者、其石走避、故諺曰堅石避醉人也と見えたる、此に守部が□□と有るは浮醉（ウカレエヒ）と云ふ事にて、大御酒を聞食て御心の浮れ給ふるを申すなり、上なる魚の事に浮と有るも、皆其醉て浮るゝ貌を云へり、萬葉三（三十丁）に酒飲而、醉哭為之、□□□□、又□□□□□、又飲酒而、□□□□、□不如□、六（二十八丁）に□□□之、□□□□、大丈夫之、□□□□、□□□□□などと有るなど、醉と云ふは酒に依浮るゝを云ふ者なり、然れば□と云ふに近かるべし、（但此は此序の事を主として云ふべき所に非ざれども、事の因に云はでは得有らぬ故なり、其委しき義は、□□□□□、□□□□云々と有る下に云ふべし、傳二十一卷見るべし、上に引ける大嘗祭後日儀に、巳一刻賜侍臣御酒、次賜五位以上□と有りて、其日は□紀節會なり、巳日は主基節會なり、午日は豐明節會にて酒饌を賜ふ事なるを、其宣命に今日は大嘗の直會の豐樂聞食日に在、故是以黑酒白酒の御酒、赤丹の穗に食惠良岐罷止爲てなも、常も賜御物賜久止宣と有り、又□□宣命にも、今日は新嘗の直相の豐樂聞食日に在、故是以黑酒白酒の御酒赤丹の穗に食惠良伎、退止爲而なも云々と見えたる、赤丹の穗は酒を飲みて顏色の變まて赤くなるを云ひて、豐明の明に同じく、食（タマヘ）は續紀第三十八詔に多末倍と云へり、即今も

俗に多倍流と云ふ是なり、惠良岐は此に嘘楽と有るを口訣に笑遊也と有る如し、如此く後の大嘗會新嘗會共に天皇の聞食させ給ふに就て皇太子より始め奉り、群臣に酒饌を賜ふ御事の御在し坐すは、例の天上の風儀に倣はせ御在し坐す大御政なる事、申すも更なる御事なり、此に就て思ふに、右に引ける酔面吐菩と云ふ大御言は、尋常の時に宣ひ出でさせ給ふまじく、如何にも現に飲酔給へる御有状を見行し給はずは、然る大御言の御在し坐すまじきを思ふに、決く此は皇太神の新嘗聞食すと共に、素戔嗚尊なども諸神と共に宴席に立列り御在し坐して、然る從事は物爲させ給へるなどあり、（古事紀に有の大御言の傳はれるが故に、後の大嘗新嘗に正しく合ふ事の有るを、唯に新嘗を聞食させ給ふ御事とのみ見るは甚麁漏き事なり、予が此醉の一言を捉へて如此く思得るも、先に中臣壽詞講義を著述はしつるに依れるなり、）然るは先づ天孫降臨章第三一書に、神吾田鹿葦津姫以ニト定田一、號曰ニ狹名田一、以ニ其田稻一釀ニ天甜酒一嘗之、又用ニ渟浪田稻一爲ニ飯嘗之と有りて、酒と飯とを相並べて新嘗爲させ給へるなり、中臣壽詞にも悠紀主基乃黒木白木乃大御酒遠大倭根子天皇我天都御膳乃長御膳乃遠御膳乃汁仁毛實仁毛赤丹乃穗仁毛所聞食豊明仁明御坐と有るにも、酒を先にして飯を後に云へるなども、酒を第一と爲る事なる故なり、故大嘗祭儀式の所に、卜ニ定物部人等一十五人（男六人女九人）造酒童女一人（以ニ當郡大少領女未レ嫁卜食充レ之、神語佐可都古）稻實公一人、大酒波一人、多米酒波一人、粉走二人、相作四人、燒灰一人、採薪四人と有りて、造酒童女の方稻實公の上に在り、又其卜定田の拔穗の事も、造酒童女先レ之、稻實公次レ之、酒波次レ之、物部男女次レ之と見えて、其餘の事共多くは、皆造酒童女一人を以て專要と仕奉れる事、酒を先とし飯を次と爲る事なるが故なる由、予已に中臣壽詞講義に已に記置ける

如くなれば、其本書の大御酒の事と有る此御酒に奉れるならずは何れの御酒を指して然とかは思ふ、上にも云へる如く、其時の御料にして、豐受大神の[illegible]に[illegible]めて[illegible]らしめ給ふ御事にし有ければ、天上にても、之を[illegible]ふ事の始は、其本に見えたる趣をもしけむ、其は皇太神宮儀式帳に載る十二月[illegible]祭[illegible]に、[illegible]大御饌[illegible]白木[illegible]酒[illegible]、[illegible]部[illegible]、即造酒兒大[illegible]造[illegible]加[illegible]、[illegible]、[illegible]辭[illegible]云々と有る御造酒兒は、右に謂ゆる酒造童女の始なり、大[illegible]造は大御[illegible]造の由なるに思合す可き事なり、又同[illegible]風土記に[illegible]豐宇賀[illegible]命の御事を記せるに、[illegible]天女[illegible]釀酒、飲一杯吉萬病除之と云ふ事の見え、又神名式の[illegible]御井[illegible]大宮賣神社二座（一名[illegible]神大）を神名帳に[illegible]宇賀[illegible]賣神を二座に祭る由云へるは、大殿祭詞に[illegible]命と申せるを、同詞には大宮賣命と有るに合ひ、又式に造酒司坐神六座と有る中に、大宮賣命四座と見えたるを、造酒司文に[illegible]合す[illegible]神四座を一神とし、其の三座は其下に從五位上大邑刀自從五位下小邑刀自[illegible]邑刀自と見えたる其神に御在し坐すなるに、文德天皇實録に、齊衡三年九月辛亥造酒司酒[illegible]神從五位下大邑刀自小邑刀自[illegible]並[illegible]、又清和天皇實録に、貞觀元年正月廿七日甲申奉授造酒司從五位下大戸自[illegible]從五位上と有れば、其[illegible]は[illegible]と[illegible]とを以て祭らせ給へると下とに云ふ事をも思合す可き者なりかし、（續古事談に、造酒司の大刀自と云ふ瓮は三十石入なり、土に深く堀入て僅に二尺許出たるに云々、三條院の御時、大風吹きて酒司倒れたりけるに、大刀自小刀自大刀自皆打破てけりと云へり、倭姫命世記に、酒殿神[illegible]宇賀能賣命御坐と有るは右と同じ御靈形に御在し坐すをも思合す可し、此酒殿神は造酒司坐神と同じき謎なり。此事下に云るをも考合す可し）〇神衣は加牟夫曾と訓みて、天照太

神の服御し給ふ御衣と申す義なり、第一ノ一書には、神之御服と出でたるも此意なる者なり、右に誓の御事の御在し坐す共に並びて織神衣と有るは、踐祚大嘗祭式に織二神服一と所見たるに同じければ、其起原此に出でたる御事申すも更なり、神祇令義解に季夏神衣祭（謂與二孟夏祭一同）神嘗祭（謂神衣祭日便卽祭之）と所見て、神宮の神嘗祭にも神衣祭有るも其始一事にし有るを、崇神天皇御世より神虛朝廷相分れさせ給へるに依りて、又皆其事異なりと思ふ事には有れども、其本此に在りて古は同じかりつる者なりけり、傳十二に引ける機殿儀式帳に、皇太神御二座高天原一之昔、人面等之遠祖天八千々姬、殖二桑葉於天香山一以二所レ蠶之御絲一織二供一進御衣於大神一と見えたるは、同神出生章第十一ノ一書に自レ此始有二養蠶之道一焉と有る所に係りて、此に織神衣と云ふに相當れる文なる事論を待たずなむ有りける、又神宮雜例集に載る、少神部神服連公俊正、大神部神服連公道尚等が嘉應二年解狀に、於二神御衣一勘昔、掛畏天照坐皇太神御二坐天原一之時、以二神服部等遠祖天御鉾命一爲レ司、以二八千々姬一爲二織女一、奉レ織と有るも、此所の儀を委しく云へるなり、平田翁の古史成文には、此を日神の石屋隱の所に序られたれども、其時は此に已に有たりて、養蠶紡織の道有りて後の事にし有りければ、殖二桑葉於天香山一と云ふ時は同じ事の相復れるに成るを如何にとか爲む、其は古語拾遺天石窟段に、令二天棚機姬神織一二神衣一、所謂和衣（古語爾伎多倍）と有ると一事に思はれたるなる可けれども、其時の事は、此に日神の齋服殿に於て初めて物織しめ給へるを、生剝逆剝の御荒びに依りて事の息みたるを、再興して御心を取奉れるなれば、同じ神にして同じ事を仕奉れるには有れども、其前後の相違有る事になむ有りける、（凡て天石窟の件々には、顯と幽と二方に係けて心得べき事共有り、下に云へる事なるが、其顯と云ふは、

言も知れる如く未変西の習俗に因て、日神の天石窟に籠居り御在し坐す神衣を織坐す時に、太部帯を爲給ひて六合を照臨し給ふ日神の御衣を織らせ給ふと云ふは日神の本性の御事は衣服作の事をしも本意と定め給ひて、瑞見に奉仕し神ながら坐すなり、然るに此事は此の石窟に籠り坐しまして、其の石窟の御戸を閉て坐し給ひて、日神の御衣を織り坐しき在しまして、天石窟に籠り坐す御事も神御衣の事も、思兼神の御心より出でたる事にて、其の事の御本意は深く御衣の事に坐しける衣奉仕の道を、始より神衣の事に始めて、天照大神の御衣を織り奉りて神に奉る事、此神御衣の事の中に、天石窟の御時の事なる事も同じく云ふを見て知るべし、然れば右の神衣の如きも、此に在りて其石窟の時に在る事、由縁有る事なるそ、人は得知らずぞ有りける。）神衣と云ふ義は神祇令の古記に、和妙衣ぞ云ふ、伊勢神宮式に、皇大神宮所以、參河神戸服部等織作神衣（中略）以供神明、故曰神衣と見えたるは大嘗祭の神服に同じく、神に衣服を奉を以て云へるにて、神嘗祭神今食などの神衣に同じ、然るに皇太神の此御時なるは、皇孫瓊瓊杵尊に天降りて御殿を令作給へるなれば、此神事は例の新嘗祭などの神事に同じ、然るを第二の書に、令織神之御衣は、皇太神より奉せら給ふ可き神の御在し坐して、其神の御料に令織給へるに有れども、此事の例に依りて、神衣を天皇の御事の有るも、皆此の故事に依りて天照太神に神衣御服を奉らせ給ふ御事にし有りければ、此御時に何れの神の御衣とて殊更に令織給はむ、此御政に就ては、相嘗の皇祖大神に本より奉らせ給ふ可き御事は申すも更なれども、此は新嘗御食さしめ給ふ皇太神を主と爲る所にし有りければ、神之御服には非ず、古事記にも神御衣と引続けたるが如く、日神の御料の御衣なるに、唯漿まへて神の音を値ふらせたる者になむ有りける、伊勢神衣祭共に、此の和妙に相竝べて荒妙をも奉

る事は有れども、古語拾遺天石窟段に、庭と殺木との事を云ひて、以上二物一夜蕃茂也と有るが如く、其時に在りて成初めたるなれば此にては和妙のみなり、口訣に、神衣者神服、云二明妙照妙一と云へる是なり、（但此の神衣は和妙なりと云ふは此に限りたる事にて、凡て神衣とは、荒妙に在れ和衣に在れ神に奉る服御を摠て云ふ稱なり、大神宮式神衣祭條に、右和妙衣者服部氏、荒妙衣者麻續氏、各自潔齊、始レ從二祭月朔日一織造、至二十四日一供レ祭と見え、伯家部類に載せたる主上大嘗會降神御祝文に、辻讀朕我奉留神衣乎羽槌姫所織留文布、栲幡姫乃所織留和衣能神衣登云、奉獻留荷前乃文布乃荒妙乃神服、白絹布乃和妙乃神衣と有るが如く、神に奉る御衣を、凡て神衣と云ふ事を知るべし、倭美曾と云ふ言の義は、傳六卷に云へりき、）○織は意理都々と訓めり、此にては天照太神の御自織給ふと云ふ事にて、他傳の狀とは異なり、此第二ノ一書には、稚日女尊坐二于齋服殿一、而織二神之御服一也と見え、古事記にも天照大御神、坐二忌服屋一而、令レ織二神御衣一之時、穿二其服屋之頂一逆二剝天斑馬一剝而、所二墮入一時、天衣織女見驚而、云々とも見えたれば、天照太神の御自織らせ給へるならず、衣織女に任して令レ織給へる者なり、其上右に引ける神殿儀式帳に、天八千々姫命二蠶養於天香山一、以所レ貢之御絲二織供二進御衣於太神一と見えたるは、始めて蠶養の事に仕奉れるより、此に神衣を織りて仕奉るに至る迄、皆其神の仕奉られしなりけり、神祇本紀に織女稚日女尊と有るは、右の天衣織女と一に合せて情進に物爲るには有るべけれども、其實は同神に御在し坐せる狀なり、倭古事記の傳にては、天衣織女をして令レ織給へる其忌服屋に、皇太神も入坐御在し坐して、其業も行し御在し坐せる趣なるは、實に事實に合ひて甚愛たく有れば、此のみは此に天照太神の御自織り給へると有ると、第二ノ一書に日神居二齋服殿一

と有りて、織女を云に云る傳と二は異なる事を申すも更なり、（但、其に云衣服古語麁妙、和妙と上に有る神と有るは此第二一書に稚日女尊乃織而、唯神衣、所以著素戔嗚尊、神衣と有ると同じ傳なるを、其の書に給へるに文を成さるは誤なり、此より後に石屋戸の時に仕奉り給へる古語拾遺の天羽槌雄神と申すも、此は神に御坐した事を如何にとか爲た、然れば斯て退出給ふにこそは有るべかりけれ、委しく傳十六巻に註せるを見て知るべし）、然神衣を織る事は、右に引ける神宮雜例集に載れる舊記に、以神部奉造天御孫命幸衣、具に八千々織造、其ノ事ノ初度ト有るに、此度にも天の石屋戸の時にも右の如くして仕奉れりしなりけり、舊記錄に、天御中主命十一世孫、天御桙命之後也と有り、太神宮式四月九月神衣祭條に、右和妙衣者服部氏（中略）、各自潔斎、始従二祭月一日、織造至十四日供祭、其儀太神宮司禰宜内人等率服織女八人、皆著明衣、各執三其物、列神衣之後、入（下略）と有る、服部氏は司なり、織女は其部にて、天上の服織の如く仕奉れるなり、又大神宮式に、凡服織神社者、九月上旬神祇官差三神服社神主一人、給駅鈴一口、遣參河國、令三神戸ト二定織神服長一人、織女六人工手二人、並率三長以下十人、特三當國神服部所獻衣神服絲十絢、歸向京齋場、先祭三織屋、然後始織（下略）と有る、並にても神服社神主は司なり、其長以下十人は部なるを知るべくなむ有りける、然れば此より溯りて其天宮にての御事を申さむに、天照大神は其神衣を被奉れ給ふ神に坐し、天御桙命は其齋服殿の長に坐し、天八千々姫命は所謂る服織子々姫命の御上にて、又は天棚機姫神とも申して、又三女神をも弟棚機姫神と稱へて、共に天大織女に御在し坐す事、傳十八に論ひ云ふを見て知るべきなり、（然るを古史徴第四十三段に、太御神の自物爲給へる書紀の傳を採りて、天衣

織女云々と有る古事記の傳を採らざる由は、天上の御衣織る女は必栲幡千々姫命なる可き事、古史傳に註せる如くなれば、死給ふ可き由無く云々と云はれたるは、委しからざる説なり、其天衣織女を、神祇本紀に織女稚日女尊と有るに其字は和名抄に織女和名太奈八太豆女と見え、萬葉集七夕の歌に其訓を以て用ひたるなどを見ても、天衣織女は有寤の時の天棚織媛神に御在し坐すを、思ひ漏されたるなゝめり、俗又、神服連に熯之速日命より出でたる一統も有りて、其にも云ふべき事も有れども、此に然しも用無き事なれば云はず、傳十六卷に云へり。」織の例は神祇本紀保食神段に、自此而始有二養蠶之道一、乃起二絍織之業一者也と見え、天孫降臨章第六ノ一書に、其於二秀起浪穗之上一起二八尋殿一而手玉玲瓏、織絍之少女者是誰之子女耶と有るなどは、氏に服部と云ふ言の本なり、常陸風土記に中臣幡織田大夫と作るを以ても、其約れる事知るべし、神名式に筑前國宗像郡織幡神社一座（名神大）と有るは、其を留反に云へる神名なり、萬葉七（九丁）に席蕭、誰將織、經緯無二、又（二十一丁）未通女等之、織機上乎、直楷用、擧上栲島、浪間從所見、又（二十七丁）旋頭歌に君爲、手力勞織在、衣服斜、又（三十丁）千名、人寧云、織次、我廿物、白麻衣、八（三十一丁）に經毛無、緯毛不定、未通女等之、織黃葉爾、霜莫零、十（二十七丁）に爲我登、織[illegible]、其屋戶爾、織白布、織弖服服、又、君不相、久時、織服、白栲衣、垢附麻弖爾、又（二十八丁）棚機之、五百機立而、織布之、秋去衣、孰取見、又（三十丁）古、織義之八多乎、此暮、衣縫而、君待吾乎、又、是王時、手珠毛由良爾、織旗乎、公之御衣爾、縫將堪可聞、十六（八丁）に打栲者、經而織布、日暴之、朝手作尾など所見たり、一直流は縦なる可し、經に緯を打延へ置きて、緯に梭を以て絲を通し、上より筬を降して堅むる者なればなり、和名抄に織字に

逝彼と云ふ久半とも云ふ例ある、久牟は其簾を下し圍むる謂なるべく思ふべし。○齋服殿は第二一書にも見ゆ、第二一書には齋殿と見えたるは、下に云ふ大嘗宮の神服殿を織屋と云ふに同じく、又此齋服殿を古事記には忌服屋と有り、又倭姫命世記に八尋機殿と有りて、此同じ服の事を八尋之機屋と云へるが如し、大神宮式に云云、神衣を織る殿、又古語拾遺の神服殿の名見えたり、其服部を神宮雜例集に神服部と有れば、神服部殿とも云ひ、又其織殿をも長殿に神服織殿と云へれば神服織機殿とも本より云ふ古の事なり、又儀式大嘗祭式に凡神服織殿一宇、中略、殿ノ南東側、織屋、其神服殿有、南北各一宇、神服長屋一宇、服部別屋一宇、織部と見えたる、其に織屋と云へるは此の神服殿の事にて、此に謂ゆる齋服殿是なり、然れば大嘗宮に預る人服殿と云ふべきに神服殿と云ふ由は如何にと云ふに、儀式も共に、大嘗祭には神に上るを神衣と云ひ、其衣に預る人の皆るを、齋服と云ふ文法なるが故なり、(古語拾遺には此の齋服殿の事を織堂と有り、其はなの織屋と同じく謂むなる可し、下に引ける常陸風土記にも神衣の御服織る所を造ニ立織屋ニ初織ニ之と有り、今も同所にては織殿と申し、地下には織屋と云ひ、越後國などにて高貴の御服を織る所を御機屋と號けて深く崇敬しおかるに此名殘りたるなり。)又は右の新嘗聞食さむ給ふ新宮はしも、中臣壽詞に謂ゆる齋場なる由、上に云へるが如し、其齋場に對へたる稱なり、右に引ける大嘗祭式に、歸ニ向京齋場ニ、先祭ニ織屋ニと有りて、齋場と神服殿とを並べ對へたる是なり、神祇令にも又神衣祭義解に謂ニ伊勢神宮祭ニ也、此神服部等齋戒潔清云々と有る、其を釋に齋戒淨清と見え、太神宮式にも各自潔齋衣從ニ祭月一日ニ織造と有るが如く、神衣を織奉る御屋なる故に、常に潔清むる事は更なり、其仕奉る程は、萬に齋戒し

て深く愼しむ事なるが故に、齋とは云ふなり、大嘗祭式齋事條に、凡散齋一月、（十一月自レ朔至レ晦）致齋三日、（自
レ丑至レ卯）其齋月者、預告二諸司一、及レ下二符畿内一不レ得レ預二佛齋一淸食、其言語者死稱レ直、病稱レ息、哭稱二鹽垂一、打稱
レ撫、血稱レ汗、宍稱レ菌、墓稱レ壤と有るは其齋戒（モノイミ）の狀なる中に、死稱レ直、病稱レ息などの如きは、上に引ける古事記
なる日神の御言に、如レ屎醉而吐散登許曾、又離二田之阿一埋レ溝者、地矣阿多良斯登許曾と詔直し給へる、是始にて忌
詞の起なり、如此くして物事の惡しきを避け善き事に進むを齋戒と云ひて、卽此齋服殿の齋の一言是なり、（記傳七卷
に、「忌服屋は伊美波多夜と訓むべし、忌と云ふは神御衣を織屋なる故に、萬を齋はひ愼しむ殿なり、齋斧齋鉏齋柱な
ど云ふも同じ」と云はれたれども、未だ委しからず、）服殿は右に引ける太神宮式に、機殿と有るに同じ、古語拾遺天石
窟段に、令下天棚機姫神織中神衣上と有るも、稚日女尊と同じく機を織り給ふ由の御名なり、萬葉七夕歌に多く織女（タナバタ）を
詠み、和名抄に織女を太奈八多豆女とあるも、天棚機姫神と申す御名を取りて物偁るなり、和名抄機具に、機
云經緯、以レ機成二繪布一也、楊氏漢語抄云、高機（多加波太）と見えたる是なり、仁德天皇四十年紀に、天皇幸二
雌鳥皇女之殿、時皇女織縑（ハタオル）女人等歌之曰、比佐箇多能、阿梅箇儺麼多、古事記には女鳥王坐レ機而
織レ服、爾天皇歌曰、賣杼理能、和賀意富岐美能、淤呂須波多、他賀多泥呂迦母と有り、此歌、女鳥王之、吾王之、
爲織機、誰之種料哉と云ふ事にて、淤呂須は爲織なり、右に引ける萬葉の歌其に、織女機二十物と有るは、機織る我
機物と云ふ事なり、又、棚機之、五百機立而、又、古織之八多乎、又、足玉母、手珠毛由良尓、織服乎など有り、織服
多と云ふは服手にて、服を織る手伎を成す謂なり、古語拾遺石窟段に令三長白羽神（伊勢國麻續祖、今俗衣服謂二之白

羽ノ衣服なり）古語拾遺に（衣服を作る使ひ）令ニ天日鷲神以ニ津咋見神一穀木種殖之以作ニ白和幣一（是木綿也、以上、令ニ長白羽神一（今伊勢國麻續祖）、令ニ天羽槌雄神一（倭文遠祖也）織ニ文布一と見えたる文脈、同ニ之白羽ニと見えたるは、麻を云ふ白羽と云ひけめ、随て此羽と云ひけらし、又なる天日鷲神も駿河風土記に、天羽槌雄命と云ふ事有れば、其も羽の名にて其羽の事に趣り功し給へる由の神名なり、津咋見神は古史傳（第四十六段）に、長白羽神の衣名なりし説も有れば、今此説に准すと雖も、天日鷲神の造る木綿を以ニ津咋見神ノ穀木種殖之と有りて、其は其を織るのみの神なれば別神なるにや、下に云へり、又の天羽槌雄神も羽津持男の義なるを合せて、羽は衣服を云ふ羽なるを知るべし、雄略天皇十七年御紀、更に縫工女を求めに潮へて、導に遣はされし久禮波久禮ると云ふ人有る、羽田神社なる可く、御共國より召給へる工女共は、攝津國豐島郡児屋里に住める由、其呉服社の縁起に見え、又雄略天皇十四年御紀に、是より織女共を喚れるに、泊ニ於住吉津一と有るは、住吉本社記に児羽神社見たり、山城國風土記に、天羽衣天羽裳見えたれども、江次第大嘗祭條に天羽衣と有るは、主上の御湯衣の事これば、鳥羽などを以て造れるにはすてるなり、宅給を世に羽二重と云ふ是なり、皆波多のもを羽なりと云ふは右の雄略天皇御記に、是所ニ謂手末才伎漢織呉織一と見えたる是にて、崇神天皇十二年御記に、女之手末調と有るも、女の手伎にして織れる絹織布帛などの貢奉ると意味、なる者なり、（工人を氏児登と云ふも右に同じ、通證にも新井君美が東雅の説を引て、漢多羽手也、羽謂ニ衣也、手謂ニ織也と云へれども、羽は衣服なる事を知りてか知らざる何の推量ならめども然る言なり、倍又拾遺に秦氏の職織の調を貢る所に、所レ貢絹綿數ニ於肌膚一、故訓ニ秦字一謂ニ之波陀一と有るは、下に論ふなれど

も、同じく織の意には非ざるにや、輭ニ於肌膚ニと云へる事、餘りに淺く聞ゆ、又至りて卑しき官人の公服を白張と云ひ、又下賤の者の衣服の上に着る單衣を上張と云ふ事も有れば、羽は張の略にても有るなる可きか、）○剝天斑駒の剝は唯に波岐氏を訓むべし、今本には佐加波岐爾波岐氏と訓めり、第一ノ一書に逆ニ剝斑駒ニと有り、第二ノ一書には生ニ剝斑馬ニと見え、古事記に逆ニ剝天斑馬ニ剝而と有り、神祇本紀に天斑駒生剝逆剝と有るは其第一第二の一書共を合せて文を成せる者なり、古語拾遺に此の事を生剝逆剝と有るを始として、大祓詞、皇太神宮儀式帳、世記又大嘗祭儀に悉然見え、古事記訶志比宮段にも、生剝逆剝と出でたるも、共に此天罪を云ふなり、偖此は古語拾遺に、當ニ織室之時ニ逆ニ剝生駒ニ以投ニ室内ニと見えたる如く、生たる駒の皮を逆剝に剝ぎて、活せて放ち遣る時は物狂ほしく成りて、甚く荒び進ぶ者なる故に、然爲給へるにて、生剝逆剝と言の累れゝども、別事には非ざるなり、此を以て剝字をば第一ノ一書と同じく、逆剝と訓みたるに、第二ノ一書には、言を換へて生剝とは有るなり、（祝詞考に、生剝とは生ながら其皮を剝ぐを云ふ、逆剝も一事なるを文の勢に重ね云ふなり、生剝の逆剝と心得は疑非じと云はれたるは實に然る言なり、生剝は伊部波岐と訓むべし、大祓詞後釋に、伊部波岐と云ふは令ニ生置きて剝ぐ意なり、伊部は伊加勢の約りたるなれはなりと云はれたるが如く、皮を全剝に剝ぎながら、活せ置く事なればなり、馬は更にも云はず、凡ての獸なども、手負と成る時は甚く嗔りて、荒巡る者なる事人の知れるが如し、伊部波岐と云ふ事の有るに就て、古今著聞集十六に粟田大納言忠良、古き大納言にて御在しながら、甚も出仕なども爲で隱り御在しける頃、公家に大納言の御用有りけに聞えければ、定めて剝がれ給ひなむと世に云ひけるに、其儀無かりければ、縣召除目の日、普賢寺入道殿彼卿が許

一道はされける人よりも、彼蟲物に見ゆる蟲を伊都波岐に似たりとやしけむ、然し、伊都波岐に限らず、凡て蟲類の
骨と皮との蟬脫樣には、其大剝ぎは衣剝りたる人にて御在しければ、如此亂し令え在らせられけむとぞ」と有るも皮を剝
きて生かせ置くを伊都波岐と云ふを取られたるなり、猶古事記に見えたる、稻羽之素菟が皮を剝がれながら生きて居
しみ居たるなど、此の生剝と云ふ狀に異ならず、（此生剝を第二一書には伊佐波岐と訓み、古事記傳の寫本には伊都
波岐と訓附けたる、伊岐と伊都と何れ可からむと考ふるに、猶伊都の方や勝りたりなむ、後釋に生剝を俗に伊都波岐
と訓む、其も悪くも非ねど猶伊佐波岐と訓むぞ勝りたる可きてよと云れたれども、後撰姓氏記に佐々木乃木佐手剝素
面、生比佐佐宇氣比佐良世給と有る生をも伊都と訓めるなど例の多きに從ふ可かり）逆剝は尻の方より逆に皮を捲り
あげて、手剝の如く上方よりたく剝取りて俸すには非ず活せ置くなり、雄略天皇元年御紀、戰猶の暴れ出でたる時の
詔に、「猛獸逆、人則止、宜逆射而且刺」と有るも、後の方より逆に射、且逆に刺すを云ふなり、又竹取物語に、「是をぞ見て
猶くり落さむ、逆尻を搔出て許在の公人に示せて、恥見せむと思立ち侍り」と有るを、田中大秀の解に、「是をは鈴木
朗說に髮の結ねたる本を、手の大指の方して逆に捲るを云ひ、逆尻は髮の結を上の方へ搔揚けて尻を顯はすを云ふ、
大祓詞の生剝逆剝に本著きて、强く猛く云ふ意なり」と云へるは然る言なり、此逆尻を搔出と云ひて、逆剝の逆と同じ
く、共に下方より上に事を及ぼすを云ふなり、右の古語拾遺に「逆剝生駒」と有るに、悉く剝き竟らぬ狀なる所見たり
ける、（荒木田守訓神主の大祓詞管解に、「逆剝の逆は物の有るべきが如くには非ずたるを、水沫逆浪く、又川水海汐など
の巷里に推上るを、道上ると云ふに等しき道にて、生ながら剝を爲まじき事に爲る由にて、逆剝と云ふべし」と云へる

は、未しき説なるぞかし、）剝は、第一一書に、全剝此云二宇都播伎一と見え、古事記素戔嗚段に、即代二其御一而遍捕レ我、悉
剝二我衣服一、又少名毘古那神段に、内二剝鵝皮一剝爲二衣服一など有るも、共に波具と訓むべき所なり、剝字の音と思ふ
可からず、大方は擗（ヘグ）と云ふに同じ、又禿（ハゲ）山などの禿（ハゲ）も共に類語にて、波具は羽擗（ハヘグ）の意にて、羽は物の皮を云ふ事有に
云へる服（ハタ）の事も考合す可し、延喜式などに獸皮の事を何張（イクハリ）と云へるも、衣服を羽と云ひ張と云ふが如く、皮をも同じ
く羽とも張とも云ふなりけり、（剝字は邦角切にて波久の音なるを、其音義共に同じきは奇しき事になむ、傳三巻、
埿土煮尊沙土煮尊の下に云へるが如く、斯る例常に在りて、地又は土又は沙なども音訓等しき[illegible]なるも、多在る事な
り）殿は奥の殿をば美阿良加と舊事紀訓に然訓めり、第一一書に殿内第二一書に殿内と有るも、然りと雖も此は古事記に
天照大御神坐二忌服屋一而、令レ織二神御衣一之時、穿二其服屋之頂一と有る服屋に當る所にて、天照大神の正殿を申すな
らず、齋服殿の事にして其を見行はしに坐せる所ならざれは御在所（ミアラカ）とは云ひ難かり、萬葉十六（八丁）に海神之殿蓋
丹（ウカ）と云ふ句の有る、其に依りて登能々伊良加となむ訓むべかりける所なる、其は海宮遊行章第三一書に[illegible]不合[illegible]の謂
事を以レ彼海濱産屋全用二鸕鷀羽一爲レ草葺レ之、而甍未レ合時兒卽生焉、故因以名焉、第七一書にも卽以二鸕鷀羽一葺
爲二産殿一、屋蓋未レ及レ合（中略）不レ待二葺合一徑入居焉と有るを、古事記には以二鵜羽一爲二葺草一造二産殿一、於レ是其産殿
未二葺合一、不レ忍二御腹之急一故入二坐産殿一と見えたる、此二を合せ見るに、屋蓋とも殿蓋とも云ふべき状なるを知る
べし、（阿良加と云ふは、大殿祭詞、瑞之御殿の下に、古語云阿良加と註し、古語拾遺に古語正殿謂二之[illegible]一と有る
如く、其在所として常に住はせ給ふ正殿を云ふ稱なれば、此齋服殿を然云はむ事如何なる可し、萬葉一に荒妙乃、藤

に上げ荒菟、多賀都、置之鳴かさ、都ミラカ、高比加武で、二に由爾伊加都、賀都乃爾爾、宮社、大神社、加在香て、高知津備たり、甚に常住不動の住處と云ふ意なる語なり、神祇式に之の殿を美阿良加と讀て、古點、宮富登能と有るを見れば、古人も之の意をおもしたり」都合の文に合せて考ふるに、屋植の前方より草茅を葺上りたる、其首りの合目は、草茅の入組て一に成る所にし有りければ、苛草葉なるなが、約りて伊良加の言とは成れる者なる可し、和名抄に甍を伊良加と訓て、字書に小草生屋也と有なる此意なり、個夜を加とのみ云ふは、瓦も草葺の甍なる甍なり、同抄屋棟部に、甍屋脊日甍、（和名伊良加）古作上覆ニ屋ニ字ニ也見え名義抄に甍棟と有りて伊良加と云ふ訓有るは、屋棟に覆被甍と有るに依られたる者なり、雄略紀に、難波大宮殿式大嘗宮正殿一字の下に、甍置ニ堅魚木八枚ニと見えたるを思ふに、甍の方位を倶に屋棟としも云へれば、甍は眞に屋脊と云ふに當りて、世に棟又は上棟と云ふ物にたりと云へるは、甚紛しき説になむ有りける、（谷重遠説に、甍屋棟覆也と云へるは可し、然れども其狀ニ似魚鱗ニ處以爲ニ甍と云へるは否らず、其は後の瓦屋などの上なればこそ有らめ、高茅の甍たりし上代に何ぞ然る状の有らむ」、右の古事記に字ニ其假屋之頂ニと有るは、甍と一處を斥して廣く屋棟を云へる者なり、靈異記中（十四丁）に又其蛇來登ニ於屋頂ニ摂ニ草而入、又（十八丁）蛇纏ニ屋云々、登ニ於屋頂ニ咋ニ草披開落ニ於女前ニなど見えたり、記傳八（十四丁）に、自ニ其屋宮頂ニ降ニ其刀ニ獻者、字ニ高倉下之倉頂ニ自ニ其墮入と有りて、頂は共に棟なり、和名抄居宅具に棟ニ謂ニ之桁ニ和名無禰、新撰字鏡に檼棟上横日者也、棟也、牟禰と有り、檼は著額に屋脊也と註せり」と云はれたるが如し、此を牟禰と云ふは山の嶺を峯と云ふに同じく、宗の嶺も然云へるにて、言の意同じかる可し、景行天皇五十一

年御紀に、命二武内宿禰一爲二棟梁之臣一と見え、顯宗天皇御紀、室壽御詞に取擧棟梁者此家長之御心之林也と有る、棟梁の棟は唯屋の嶺を云ひて、梁は屋腹に架す木にて俗に棟木と云ふ物是なり、大殿祭詞などにも、柱桁梁戸牖乃錯ル動鳴事無久と、梁を云ひて棟を云はざるは、棟は屋の頂上を廣く云ふ名にこそ有りけれ、棟の木を云へるならざれば、此の屋蔑も、古事記の服屋之頂も、同じ所を斥すにて其異無き者なり、（故和名抄に、梁和名宇都波利、棟梁也と云へり、此は全張にて棟方に全く張り架して屋の括と成る所の謂なるを、誰しも棟とは別の如く取違ふる事なり、大殿祭詞講義に云へり見合す可し、）○穿は宇賀知氏と訓めり、即屋蔑を鑿崩するを云ふなり、神武天皇御紀に蹈レ山啓レ行乃尋二鳥所一レ向、仰見而追之、遂達二于菟田下縣一、因號二其所一レ至之處一曰二菟田穿邑一と有るは、山を蹈み行路を啓きて、終に國中に出で給へるに因れる構なり、其下に穿邑此云二于介知能務羅一と有るを以て言意を知るべし、出雲風土記秋鹿郡恵曇濱條に有二彫一鑿磐壁二所一と有るも彫穿なり、此言は伺竄などの宇加とひとしき言と聞えたり、名義抄に、保流とも阿那とも豆保流とも宇賀都とも都良奴久とも加與布とも阿那保流とも訓みたるを、合せて知るべきなり、同抄に穴字をも宇賀都と訓み、竅字を都久又宇賀都又保流と見え、又字鏡集に穿を宇具と有るは然も云ひしなりけり、（穿は國語活法に曲入也と有り、又窟字を宇毀に穿也と註せれば、宇賀都と訓むたる可し、東流とも保流とも通はし云ふ言と通ゆめり、）○投納は第一二書に投二入殿内一と見えて、此に同じく第二一書には納二殿内一と書きて、此の投入と等しく訓ませたり、古語拾遺には、逆二剝生駒一、以投二室内一と有りて、投の一字なるも其同じ訓なる所なり、古事記には逆二剝天斑馬一剝而所二墮入一と有るは、彼自二服屋頂一降二此刀状者一、穿二高倉下之倉頂一自レ其墮入と有り

て、此の袁人と同じく俳人の字を用ひたり、俳に袁人又俳人る事に、専ら遊びてには安く文義ること云ふ程の意味に聞く可し、此は天照大神を驚かし奉らむとて生態を過剰に成し見かせ給へる作に、挫くし込みて比ほし取り出でむと謂ひ給へる者なり、一書に以二俳優一身と有るに、其事の甚くさこるに任せて、急散させ給ふ御態の所作し作させりしたあり、俳優に戯室と云ひ、宗門と云へる意は、義井に俳人宗の意なれど、其く戯まの作らし所にて有りけるからに、俳優出で■■止れたりし御事知るべし、一書に時天照大御神以二俳優一身を、第二一書に以二茅纏之矟一面挑、親、以二俳一唱二俳一■面■耳笑と見え、古事記には天衣■が日蠅面、於二後俳一臨上一面紀と有る、此字こそは誤なりけれ、上に已に傳へたる如し、此二書こそ正しく有りけるを、此には第二一書と共に、天照大神の御目に觸らせ給へる後に傳へたるから、此云々の事共を天照大神の御上に係けたれども、甚く事違ひたる事にてぞ有るべき、古事記に其俳上一面紀の文に續きて、故於レ是天照大御神見畏、閉二天石屋戸一而刺二許母理一坐也と有る、此にて亦知れるに、此の勅詞は其天安■なとして、始めて高殿のことに仕奉給へりし、稚日女尊の御事なるぞかし、齋服を於作神衣、と訓む、此言は傳八に云へり、○俊は比と訓むべし、仁德天皇二年御紀に出でたる播磨皇■を、古事記には波を見能式師子と有るを誰と爲べし、記傳八（十五丁）に、和名抄裝束具に、通俗文云、受レ緒曰レ字（和名比）亦云ミ之乎、今按等杼字也、唐文云、杼者■之持レ緯者也と見え、字鏡に杼■■緯■、比伊と有り」と見えたり、寛も比と云ふは、緯の字に同じく、緯に通はす由の稱たる者なり、又記傳に、書紀の今本に加比と訓めるは誤なり、此は調養の意に、古本に刀ヒ。。と訓み附けたるを、刀は加の誤ならむと心得て、後人の妄意に改めしたり、昔の訓にミ[illegible]と有る、書紀になし、心得

置くべし」と云はれたる然る言なり。)〇傷レ身は第一ノ一書に傷レ體と有るに同じ、古事記に、天衣織女の事と爲るは正しき傳にて有りけれども、於レ梭衝ニ陰上一而死と有るは、甚じき僻傳なり、衝ニ陰上一は記傳にも云はれたるが如く、崇神天皇十年御紀に、倭迹々姫命の箸撞レ陰而薨と有るに似たる事にて、其傳の彼記に紛きは、此の天衣織女の事に混れ入りて、其には亡なりつるなる可し、其上天衣織女は、稚日女尊の御事にして、拾遺の石窟段には天棚機姫神と出でたる神なれば、此に身亡給はざる事著し、彼四神出生章第十一ノ一書なる保食神も、外に去り給へるに、去と麻加理の言の同じきから死字に誤れるに等しく、天衣織女も見驚き周章て、機を以て身を傷へる、忽に罷去つる事傳十八に辨ふるが如くなれば、身亡たる事には勞々有るべからず、傷字は同記素菟段に、我身悉傷と有る傷を、宇吉都波延都と記傳に訓まれつるに取りて、傷身を美々乎宇吉那給布と訓むべきなり、中昔の歌の詞書などに、心も宇吉那比氐と有りし事を思ゆればなり、(名義抄に伊多牟とも、夜太流とも、宇吉那布とも、伎豆都久とも、於頓布とも於保布とも、爾久牟とも伎受とも、比波流とも麻食布とも、袁志牟とも麻禮加とも有る、其比波流は俗に引ると云ふ事なる可し、麻禮加は一本に麻志加と有れど知れず)〇以上、初に御田の事、中に新嘗の事、後に齋殿の事にて、其を古事記と合へる、實に然有りぬ可き傳なり、合せて一々に辨へおくべし、第一ノ一書には、是後稚日女尊坐ニ于齋服殿一、而織ニ神之御服一也、素戔嗚尊見レ之則逆ニ剝斑駒一投ニ入之殿内一、稚日女尊乃驚而墮レ機、以ニ所レ持梭一傷レ體而神退矣、故天照大神謂ニ素戔嗚尊一曰、汝猶有ニ黑心一、不レ欲ニ與レ汝相見一、乃入ニ于天石窟一而閉ニ著磐戸一焉と有りて、天照大神は生剝逆剝の事に依て、天石窟に入らせ御在し坐す由の傳にて、此正書には合へる物から、營田と新嘗との二事を漏らせる

け、正書の説に異ならざる所は、皆任ねて省かれたる者と所見たり、其上素盞嗚の御事に至りては、正書には天照大神の御自ら織らせ給へる事なるを、此は其を依憑にして、稚日女尊の御事と為る故に、事の状を記さるゝに就ても、其くりを入れて物語られたるなれ、神衣の事を此を以て正しと為べくなむ、古事記傳に委く云へし、舊事紀に稚日女尊と有るは、其二を併せて文を成せるなる可けれども、御事には非ず、一但右に舊事紀の文有るは、四神出生章第三一書に、伊奘諾尊の御事に云へる、神退亦云神避之文と云ふ類にて、其所に隠れませ給ひ晦くして、何れか外へ身退まさせる御事なる事、言すも更なり、然るを古事記に、天衣織女見驚而於梭衝陰上而死と作る、死字は誤たる事上に云へるが如し」又に第二一書には、日神尊以天垣田為御田、時素戔嗚尊春則填渠毀畔、又秋穀已成則冒以絡繩、且日神居織殿之時、則生剝斑駒納其殿內、凡此諸事盡是無狀、雖然日神恩親之意、不慍不恨、皆以平心容焉、及至日神當新嘗之時、素戔嗚尊則於新宮御席之下、陰自送糞、日神不知、徑坐席上、由是日神擧體不平、故以恚恨廼居于天石窟閉其磐戸と有りて、此には先に御田の事有りて、正書古事記に同じく、中に織殿の御事有りて後に新嘗の御事にて此前後なむ同じく違しからざりける、其中に日神居織殿云々の事は、日神の御自ら織らさせ給ふる状に聞ゆるは、正書と共に異なるにて、第一一書の傳に似かざるなり、若て此の天界の中にも、生剝逆剝は殊に重き罪犯なる故に、日神も平和に御在し坐す方無くて、石窟には入坐せるにこそ有りけれ、石に以平心容焉と云ひ、次なる屎戸の事に依りて、隠坐せる状には傳へたれども、古事記に、故雖然爲、天照大御神者、登賀米受而告、如屎醉而吐散登許曾、我那勢之命、爲如此、云々と詔直させ給へる、其に妙なる由共有り

て、殊更に上に云へる如くなれば、此の織殿と新嘗との前後の相違こそ甚じき誤なるには有りけれ、然は有れども新嘗の御時の委しく細らなる事は、何れに傳へたるも此一書には遙に勝らざりけり。(但大祓詞には、天津罪と畔放溝埋樋放頻蒔串刺生剝逆剝屎戸と次いで、屎戸は生剝逆剝の後に在りと雖も、彼は諸の天罪の限を集めて一に云へるにこそ有りけれ、其次第などに拘はる可き事かは、古事記訶志比宮段には、生剝逆剝阿離溝埋屎戸と續けて、最前に在つる御田の事よりも始に置きたる者をや。) 次に第三一書には、是後日神之田有二三處一焉、號曰二天安田天平田天邑并田一、此皆良田、雖レ經二霖旱一無レ所二損傷一、其素戔嗚尊之田、亦有二三處一、號曰二天樴田、天川依田、天口鋭田一、此皆磽地、雨則流之、旱則焦之、故素戔嗚尊妬害二姉田一、春則廢渠槽、及埋レ溝毀レ畔、又重二播種子一、秋則捶レ籤伏レ馬、凡此惡事曾無二息時一、雖レ然日神不レ慍、恒以二平恕一相容焉云々、至三於日神閉二居于天石窟一也と有りて、此にはたゞ御田の事のみ有りて、新嘗又織殿の御事をば、省き記されざるなりと雖も、此云々と云ふにて、佗に讓りて略き載せられざる事知られたり、其殘盡の有る方に求むるに、右に御田の事を云へる總に、雖レ然日神不レ慍、恒以二平恕一相容焉と見えたるは、古事記に故雖二然爲一天照大御神者登賀米受而告、(中略)又離二田之阿一埋レ溝者、地矣阿多良斯登許曾、我那勢之命、爲レ如レ此登、詔雖レ直(中略)と云ふに當る所なるは、其次第の同じきに依りて云ふ時は、此正書と同じ傳たる可ければ、其も此文に新嘗、其次に織殿の御事にて有りしから云々とは、記されつる者とこそ所思えたりけれ、(但此には、御田の事は甚く詳なりと雖も、餘りに詳なるに過ぎて、却りて如何にぞや、所思ゆる事共も少からされども、其は傳二十卷に就て論ふ可き者なり。) ○借右件の罪條は、大祓詞に謂ゆる天津罪なる事が、此卷首に註せる

が如く、並は天照大神の表食住の事ぞれしも、世に知らさせ給ひて、顯見蒼生之治食ひ給ふ事を主と給へる所なり、然るに素戔嗚尊は暴くに此を妨げ害ひ給へるは、已に四神出生章第十一書に所見たる保食神の御事に因れる事、本より更なりと雖も、其因りて起る所なり有るべかりける、故思ふに已に備も云ひたる如く、天照大神は御父伊弉諾尊に屬奉らせたまひ、素戔嗚尊は御母伊弉冊尊に屬奉らせ給ひける事由すら更なる御事なり、猶事も、八に云へる如く、風神火神は伊弉冊尊に屬奉る神たるが天照大神に從ひ奉り、金神水神土神は伊弉諾尊に屬奉る神たるに、素戔嗚尊の治め給ふ神に御在し坐すなりあり、風神の御事は四神出生章日神の御生坐せる所に、故以天柱擧於天上也と見え、火神は其第六一書に、其殺され給へる御體にも血にも神の成坐して、直に天上に昇坐せる也なり、又金水土の三神の素戔嗚尊に由有る故略は、寶鏡出現章第五一書に、韓郷之嶋是有金銀、若使吾兒所御之國不有浮寶者、未是佳也と云ふ御政見え、又出雲風土記に、八束水神と有るは彼滄海原潮之八百重を治す御名なる由、傳八、十三に已に註し、又傳六、八に云へるが如く、其荒魂は海神豐玉彦命に渡らせ給へるを、古事記に所見たる其神の御言に吾掌水と云ふ語有り、又萬葉十三（八丁）に月夜見乃、持有變水と云ふ事の有るは更なり、海水の滿汐も空なる月の出沒に從ふなど、是金神土神の從ひ奉る所以なり、次に右の滄海原潮之八百重を御祖二柱神に事依され奉り給へるは、滄海より係けて國土の金を所知看せとなり、又古事記に所見たる其大神の御孫に、大土神亦名土之御祖神の御在し坐すは更なり、垂仁天皇二十五年御紀に載たる大倭大神の御言に、我親治大地官など所見たるを以て、土神も素戔嗚尊の所屬に渡らせ給ふ御事を曉る可くなむ、（斯れば伊弉諾大神天照大神二柱に屬て、風神火神は御在し

坐し、伊弉冊大神素戔鳴尊二柱に屬て、金神水神土神は御在し坐せるにぞ有りける、然れども其風火金水土の五神共
に、正身は天上に御在し坐せる事傳十三卷に云へり、此は唯其所屬の由緒を云へるのみ、）借四神出生章第三一書に、
伊弉冊尊生火產靈時、爲子所焦而神退矣、亦云神避矣、其且神避之時、則生水神罔象女及土神埴山姬、又生
天吉葛と見えたり、其は鎭火祭詞に、神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、妹妹二柱嫁繼給氐、國能八十國嶋能八十嶋乎生給
比、八百萬神等乎生給比氐、麻奈弟子爾火結神生給氐、美保止被燒氐、石隱坐氐、夜七夜晝七日、吾乎奈見給比曾、吾奈
妹乃命止申給比支、此七日爾波不足氐隱坐事奇止氐、見所行須時、火乎生給氐、御保止乎所燒坐支、如是時爾、吾名妹
乃命能吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給氐、吾名妹能命波上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟
止申氐、石隱給氐與美津枚坂爾至坐氐、所思食久、吾名妹命能所知食上津國爾、心惡子乎生置氐來奴止宣氐、返坐氐、更生
子水神、匏、川菜、埴山姬、四種物乎生給氐、此能心惡子乃心荒比留波、水神匏埴山姬川菜乎持氐鎭奉禮止事教悟給支と有
る文に當る所なり、然るに其水土二神の成坐せる事は、四神出生章第四一書に、伊弉冊尊且生火神軻遇突智之時、
悶熱懊惱因爲吐、此化爲神、名曰金山彥、次小便化爲神、名曰罔象女、次大便化爲神、名曰埴山姬と有り
て、水神は小便に土神は大便に因りて、成らせ給へりし者なり、（古事記も然り、次於屎成神名波邇夜須毘古神、
次於尿成神名彌都波能賣神と所見たり、其前後の違こそは有りけれ、御屎と御尿に因りて成坐せる傳は違はらず、）
故其尊を共に鎭火祭詞に伊弉冊尊の火神を指して、心惡子と宣給へるが如く、實に然所思し坐すが故に、其火神を
鎭め給はむが爲に、御子を成し坐さむとして、更に御屎成らせ給へば、水神成坐し、御尿を改らせ給へば、土神の成坐

なりけるに、水神に埴、土神に川菜を以て、其火を制め奉れと詳具へ給へりし御事なるが、其然御思し遊らし給へりし御事ほし、、此ぞ真田神にならむ有りける、其は上に見ゆ火燃大神皆与へ所生、川之状に在すと有る、其前に事を註第二一の事には、まの爲の書明に、新嘗祭神々下に之因、日前神下に御無事に在上、由と寸神業鏡不平と見えたるを神武天皇紀には以て御神事と下に施御迎賓と有るは、是く日と見たるを見るに、古事の御記に然るよの等りつるより採れる者にて、非書に記され有る御形になれたる有りける、所云にも云へるが如く、天照大神にはも、火産霊神の為に適しく腸事らせ給ふ御事にて今も以前に継承ので伝らるゝ如く、天日の宇宙に執だせ給へる大御光は、火に非ずして何とか云はむ、茲に天地の國事の發見の事御作し奉らむには御神事ので不平を生せ給へるは、伊弉冉尊の火神を産めむ時に、其直ちに國の御事有らさせ給へる御事と申すれど、此事には其て非ずる可し、然るは素戔鳴尊の然る御心御在し奉して、成し給へるにはあらめども、自然に火神の御徳の顯れる、日大神の大御稜威を有ちき奉るに存れるも、苟しく然なる御事なり、殊に人を誤ふにて、此事を成して事有るなど、皆其に御徳を天神に得て、成れる者なるが故なり、殊に不淨を忌避くる事の有り、火災の事の甚など、是に在る事になむ、若て此に其云々の事の有りつる為に、山末の大主、乃ち人と石窟に閉ぢ籠らせ給へる事と断見たるは、右の詞に火結神生給ひて保牟稜威石窟なと有る事の上にて、火神の御徳に伊弉冉尊の石隠給へりしかば、此度は火神を奉給へる天照大神にて坐々せば、伊弉冉尊に属奉らせ給へる素戔鳴尊の御爲に、然る御事に及ばせ給ふ運びに、自然に在れりし者なりけり、若て此日神を指き奉るとして、其場に神集に集はせ給へる神の中に、其主々しき神等は、何れも火産霊神の御族の神に坐せるが、其御新に應

けて天照太神の出でさせ給へるは、又其反さびなる所なり、若て其事の極みは、終に伊弉諾大神の御德の進ませ御在し坐して、伊弉冉大神に遠く勝らせ給へる驗の、所顯はれさせ給へるになむ有りける、偖此後に然後諸神歸二罪過於素戔嗚尊一、而科レ之以二千座置戸一、遂促徵矣と見えたるは、素戔嗚尊の身滌解除なる事本よりの御事なり、然れども其事の極みは、伊弉冉大神にも禊祓と成りて、先に伊弉諾大神の筑紫日向にて禊祓ひ爲させ給へりし對なり、四神出生章第六ノ一書に見えたるが如く、已に絕妻之誓の御事の御在し坐して、異處に離らせ御在し坐しつゝも、此國土に御在し坐せる御靈はしも、何處にも伊弉諾伊弉冉二柱御祖神共に、竝ご鎭まり御在し坐す所以此に在る御事なり、若て此の末に、已而竟逐降焉と見えたるは、謂ゆる根國に神逐ひ給へりし事には有れども、其も亦右の詞に吾名姉命ミ上津國ヲ所知食者、吾者下津國ヲ所知牟と申給へりし御事の御在し坐すと、其反に成る所なり、凡て黃泉國の件々と、此の天石窟の云々とは、各々互に相反りて相合ふ奇異に靈妙しき理の御在し坐せる事共にて、此章の較略にも伊弉諾伊弉冉二柱御祖神の御上に、皆悉く相係列ぶ御事なるを、前後始終を考合せて深く遠く思測らざる故に、人世の一代限にして相代るが如く思ひ爲すには至れる者なり、（但予が此說は餘りに物事を推量るに過ぎたる心地して、已に止むべくも思へりしかども、鎭火祭詞に右の如く情に徵し云ふべき文有りて、悉に此に合へる上は、云はざる事を得ざる故に、其詳なる神に質し奉らむとて、愚る々々書記し置くになむ、）

由此發慍、乃入二于天石窟一、閉二磐戶一而幽居焉、故六合之內常闇而

不知晝夜之相代。于時八十萬神、會合於天安河邊、計其可禱之方。

上件は四神出生章第十一書より續きて、天照大神の天石窟の事を世に顯はし給ひて、鎮魂祭等を教へ示し給ふを親して、天津日嗣を受の事を皆詳にせむ天神政治たる、然るに此にしては既くに神に事ふる事を給へる事なるに、何れの事なくにして思ひ給ふが故に、天照大神の天石窟に神在しまして後に天石窟に閉籠らせ給ふと云ふる事なり、故此天石窟の事の起原はしも、此書首にも已に委しく云へるが、其には事とは二柱御神祭に事給ひて、天照大神は高天原に坐りて、其三天神の皇御子と御在しますを天忍穂耳尊より、次々天津日嗣と天津高御座に天降りて、萬千秋の長五百秋に、食國天下を統御さ事を御任し給ふべき事の所以を本として、書記し給へる方に主と心を入れて、著されたれば、天石窟は本より其に屬たる事にし有りければ、其に云ひは云へれども、猶ち足らずのければ、更に其本文に擧ぐて云はむとす、（此天石窟の事はしも、神代卷中の大義にして、甚々止事無き所以の有ればなり、云へど云へど、萬千々の中の一をだに言得たる心ちの爲なして、如此く何度も辭返し云ふ事にて、其にても猶云ひ足らぬ思ひそ爲ある、）然るは古事記國生段に、差て皇祖天神の御名を記し奉り奉たる後に、於是天神誥命以詔伊弉諾尊伊弉冉尊二柱神等、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依賜也と見えたるは、皇祖天神の道の世に立給る所なり、孝德天皇紀に惟神者、謂隨神道亦自有神道也と所見たる道にて、其道と云す者、即修理固成是多陀用幣流之國と詔給へる是

なり、然るを御紀に稽ふるに八洲起元章第一ノ一書に、天神謂二伊弉諾尊伊弉冊尊一曰、有二豊葦原千五百秋瑞穂之地一、宜汝往循レ之と見えて、右の修理固成に當て、此には循（シラス）と有り、斯れは伊弉諾伊弉冊二柱御祖神の、天神の事依し奉り給へる大御命を奉（ウケタマ）はり坐して、其道と爲させ御在し坐す大御業は、卽右の修二理固一成是多陀用幣流之國一と云ふ道より外に、道と爲給ふ道無き事所知れたり、若て皇祖天神の大御命の如く、已に大八洲國及山川草木を生成し給ひけり、四神出生章に、伊弉諾尊伊弉冊尊共議曰、（中略）何不レ生二天下之主者一歟と宣ひて、天照大神素戔鳴尊を生成し奉らせ給へる、天下之主者と申すは天下を所知看す大君と云ふ事にて、卽右の修二理固一成是多陀用幣流之國一と有りし大御業を、授け傳へさせ奉り給ふ御職の御稱なる事、申すも更なる御事なり、（但其にも心得有るべし、二柱御祖神の始に、多陀用幣流之國と云へるは、未水中に還土沙土の混淆りたる物を云へるなり、已に國土の成竟たる後に、其稱有るは唯其國土の有形を云ふなり、傳五卷の始に已に云へりき、偖天照大神は高天原、素戔鳴尊は底根國を所知看すべき幽契の御在し坐して、此國土には御在し坐さず成りぬと雖も、其二柱の御中に、天忍穗耳尊にしも生出させ御在し坐しければ、主張て天下之主者と申す可きは、其御子に渡らせ給ふ事、卷首に著しく擧へたるが如し、故其御子の生出させ給へるに就て、伊弉諾大神は登天報命し給ひ、又其時に、合せて葦原中國に保食神の御在し坐して、專ら衣食住の事に恩頼を幸はへ初めさせ御在し坐す御事とは成れりけり、故此時に至りて其二柱御祖神の御子等として、天下に人民稍多く成以て行く勢なむ見えたりけらし、其天照大神の其穀物を令レ取給へりし所に、是物者則顯見蒼生可二食而活一之也と宣給へる大御詔を以て、何事り知らるゝ事なり、偖其天下蒼生には、各々其々に業と云ふ事有り、上

事に謂ゆる彼是なり、彼海幸彦山幸彦の如く、性に得て生る、有り、損ひ馴れて得るも有りて、其は其所異なりと聞え、各々一箇の事を行ふ事と云ふ人無くなむ有りける、此等二に引ける、大倭國者以ニ行事一負ニ名國也と云へる名義なり、故此天下に在りと在ゆる名名の人共の支に、事々成し合ふなむ、所謂倭ニ是國ニ喩之を陀用都流之國ニと云ふ昔に傳有りけるを、其人々の上に配置て云ふ時は、又一家一人に取りて、倭ニ是國ニ成是を陀用都流之國ニと云ふ者にて、皆さらに衣食住の事を設備て、性命を保ち子孫の八十續屬に其名絶ず、負持ちて傳ふ可き緒より外の事は非ざるぞかし、然れば皇御孫尊の天下を所知看す道と申奉るも、斯道に因りて治め給ふ御事に御在し坐す事、天照太神の、然計り保食神を又無き物に思ひ聞えさせ給へるも、然る深き旨有る御事になむ御在し坐しけらし、彼皇祖天神の御命を負持ちて、世を建て初め給へりし伊奘諾尊の神功既畢させ給ひて、天神に覆命し給ふと有るも、斯る事迄の行末を見届けさせ給へる上ならでは、得有るまじき御事、傳十三卷より次々に云へる事共を合せ考ふ可き事なり、〔右等は、予が今言ひ設けて云ふ所に非ず、悉く實地を踏みて其事を述ぶるに、餘讀の此に及べる者なり、如此く上下に事の貫きて、動くまじき實理有るを、日本御有るべきに非ざれば云ふなり、〕偖此に天照太神、以ニ天狹田長田一爲ニ御田一、時素戔嗚尊、春則重播種子、且毀ニ其畔一、秋則放ニ天斑駒一使レ伏ニ田中一、復見ニ天照太神當ニ新嘗一時上、則陰放ニ屎於新宮一、又見ニ天照太神方織ニ神衣一居ニ齋服殿上、則剝ニ天斑駒一穿ニ殿甍一而投納と見えたるは、一書並に古事記共に在に精粗は有れども、總して此を云ふ時は、大祓詞に、天津罪と畔放溝埋、樋放頻蒔、串刺、生剝、逆剝、屎戸と有る是なり、若て其畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺の五は、御營田を妨げ奉り給へるにて、食物を得はせ給へるなり、生剝逆

剝は御衣織を妨げ奉り給へるにて、衣服を害はせ給へるなり、又其穿殿甍と云ふは、宮室の害なり、屎戸は新嘗宮を穢し、新嘗を妨げ奉給へる、是宮室と又食物を傷損ひ給へるにて、皆食物衣服宮室を妨げ、阻へ損ひ破らせ給へるに在り、此事巳くも心嘗かれたる人なむ有りける、南部正通主義に、放レ駒者害レ稼之悪、放レ屎者穢レ食之悪、剝ニ斑駒一穿ニ殿甍ニ而投納者、謂レ殺レ生壊ニ殿舎ニ穢ニ清服一也、害ニ食住衣ニ殺レ生者、悪行之根元也と云はれ、藤原兼良公御説にも天下之所レ重、民命之所レ係、衣與レ食也、其得ニ衣食ニ之道在ニ耕織二事一、進雄尊妨レ食者三、妨レ衣者一、春耕者重播毀畔、秋穫則放ニ天斑駒一、冬嘗則放ニ屎新宮一、是三事有レ妨ニ於食ニ者也、大神織ニ神衣ニ而投ニ於織一、以レ梭傷レ身則有レ妨ニ於衣ニ者也、其悪之無レ狀如レ是と宣へり、右は日紀纂疏に、此章を註さるゝに應て云はれたる説なるが、何れも目當なる計に愛たくなむ所思えたりける、（右の得ニ衣食ニ之道、在ニ耕織二事一と云へる其耕織の耕は男の業なり、織は女の業なり、其に上に引ける修ニ理固ニ成是多陀用幣流之國一と云ふに當りて、今日我人共に成す所の詰りなる事にて、此等を以て衣食を得て家宅に安處する事なるが故に深く感け奉る所なり、右には住處の事を宣はすれども、右にて衣食住の事を兼たる御説になむ有りける。）偖茲に由ニ此發慍、乃入ニ于天石窟、閉ニ磐戸一而幽居焉と所見たる大意は、天照大神の顯見蒼生の爲に、右の如く衣食住の事を兼備せさせ給ひて、天津日嗣を定め奉らせ給はむ、御[illegible]の中なる御時なるに、素戔嗚尊には素より此國土を所知看べき御心も御在し坐さゞるが上に、保食神の御靈たわれし時の[illegible]ないしに、御終り坐しつるを、天照大神には其保食神をしも、甚此事無き者にして、侍づき給へりしを見奉り、[illegible]させ御なし坐して、然る御荒びの御行共は御在し坐しけるにたむ有りける、偖茲に至て思兼神の深く謀り思慮り奉り給ひ

で、其日神の天御心を和め奉り給へる神業の御事は、此より下に委曲に解説するが、其は上にも云へるが如く、始めのもの一節にて有りけり、此處のなかに、殊に著しき事の有るを、然しも深く通て思慮の事有る人は知らず、故に、古來其神が種々なる事柄に關するを以て、此にて何とか説く事には有れども、曾て無る可からずとなむ有りける、然は思食坐の御事を思慮の余れる所と云ふは、右の如く天照大神の御身体にして、息ませ給へりし天岩作の事で、何様上にも述べへ致して仕奉るに作りけり、其は此に元首日前大神に恭敬給へる、八咫鏡之元首日前神、又八咫鏡の御事に於ては、其御靈質に御作し坐せば、其を可異ければ茲に云ふ段に非ざるなり、文に下倭文の和幣白和幣と有るは、一書三一書に、下倭文以粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿一と所見たるが、古語拾遺には明に委曲に令長白羽神（伊勢國麻績祖、今俗衣服謂之白羽、此縁也、以麻作青和幣、（古語爾伎弖）令天日鷲神以津咋見神穀木種殖之、以作白和幣、（是木綿也、以上二物一夜蕃茂也、）令天羽槌雄神（倭文遠祖也）織文布、令天棚機姫神織神衣、所謂和衣（古語爾伎多倍）と記されたる、其は謂ゆる青和幣、白和幣、荒妙和衣の事なるが、此時に在りて今作はれるは、右の度の御價なるは如何にとか爲む、（文上に引きたる延喜臨式祝詞に、皇太神御衣高天原之昔、人面等之遠祖天八千々姫、織柔葉倭天香山、以所織之御衣進御衣於太神一と有る、八千々姫は此高二一書に謂ゆる稚日女尊の御事にして、此は彼度にして仕奉れる例度の事なり、又に神宮儀式帳に、於神御衣勤昔、思天照坐皇太神御坐天原之時、以神服部遠祖天御鉾命司、以八千々姫織女、作と有るも、此度と此度の事を係けて傳へたりし者にて、又此八千々姫と天棚機姫神と一神に坐して、同じ事に前後二度共に仕奉

られし者なり、又右の拾遺の文に、令三天日鷲神造二木綿一、以二津咋見神一穀木令レ殖之、以作二白和幣一と有るは、木綿と白和幣と別なるに非ず、木綿を造る穀木を、津咋見神に令殖て、白和幣に作れりと云ふ事にて、津咋見神は唯其穀木を殖ゑ給へるのみにて、津咋（ツクヒ）は傳三卷角檝尊の下に云へる如く、草木の生初むるを角芽（ツノグム）と云ふに同じ義の神名なり、以上二物一夜蕃茂也と有るを證として、心得べき者ぞかし、）偖右に放二戻於新宮一と有り、又穿二殿霊一は宮室を妨げ奉り損はせ給へるなり、此に因りて此御檮の御時に供奉られし證有り、古語拾遺の右に引ける並に、令下手置帆負彦狭知二神、以二天御量一（大小斤雜器等）伐二大峽小峽之材一而造二瑞殿一、（古語美豆能美阿良可）兼作中御笠及矛盾上と見えたる是なり、若て其後に、爰令下天手力雄神引二啓其扉一遷中座新殿上、則天兒屋命太玉命以二日御綱一（今斯利久迷縄是日景之象也）廻二懸其殿一、令三大宮賣神侍二於御前一、（是太玉命久志備所レ生、如下今世内侍善言美詞和二君臣間一令中宸襟悦懌上也、）豐磐間戸命櫛磐間戸命二神、守二衛殿門一（是並太玉命之子也）と有りて、先には宮殿を造構ふる事を云ひ、此には其新殿に遷し奉りて、其令レ仕奉れる御事を記されたりし者なり、已に上に云へるが如く、彼新營宮は保食神の仕奉り初め給へるを、全く工匠（タクミ）を定めて、世に宮室を造る事の此に在る、皆右に報奉る所爲なるを思ふ可し、（但大宮賣神を是太玉命久志備所レ生と云ひ、櫛磐間戸命豐磐間戸命を、是並太玉命之子也と書せるには、少か論ふ有る事なれば、其事は別にして、唯其の事實の上のみ見る可し、）右件大殿と宮室との御事は[illegible]たり、然るに御食に就きたる備[illegible]は全に[illegible]が如しと雖ども、必有りける證なる今見出でたりける、其は古語拾遺に、[illegible]太玉命作奉之備しと云ふ事の有るは、右の宮殿の出來りし時に仕奉れる業なる事著明し、然るに大殿[illegible]見るに其[illegible]

闕に、の御膳を奉る御饌、々の御膳供奉を、此膳夫作備進作備奉、于讃岐國下令備進と有るは、其國を隅國に作て奉る上るが故に、皇孫命と申奉りたるにこそ有るべかりけれ、此天皇の此事の結びし時には、此事の初めの御事を請に申し奉られたりけらし、其上く大殿を祭らるゝに、御膳の御事を申せるは、彼新嘗を穢し奉りて、其御政の息えぬるを、此に返して仕奉られたればこそ、斯る御事の出でたるには有りけむかし、其はただに其しも新嘗の時に奉りて、其天皇にて大嘗に神の御々の大御膳を供奉らせ給ふ神には、其國の神の御膳の新嘗奉納と御奉り申して、仕奉れる後への事にし有れば、其御時などは殊更なる御事にぞ、御存知し奉る事にて有りけらし。但右に引ける古語拾遺に、膳部などを以上に門一夜参度也と有る膳の事なりければ、其神饌の其御膳の料などのく、御膳田の御事に偏なる御饌を、結び奉る時には未だ有らざりけらし、故右の如く新嘗の時の御饌を、急に成し仕へ奉りて、以前にて膳夫部の御自ら調進させ給へるなれば、高橋氏に依りたる例に継ぎて仕奉られて、其神事に在らむ限を、膳夫部にて作り奉る御饌として、此々用ふる物と成りにたり、此を以て膳夫に有りし人は、御膳に奉る所思にし有る膳夫部の大御心に叶ひ奉りて、終に膳夫部の清きを知らしめすに至れりしなれば、此に高橋氏文に云、膳夫部、時に上奏之以て手置戸、即依従奏、至今仕奉以膳夫部、永令於後手是之爪、謂之と有る本事なれば、第二十三巻には已而時、以膳夫奉宣命、而賞其勲、之以行手襁帶事、是云国賜、亦以、膳夫之臣姓、以、遷之、と見えたる、此解除の終に依りて、時事以して事を見し給へる以前に、大々の方年を

御心清清しき大神と成らせ御在し坐して、此顯國には無上く至尊き御功坐す御事は然る物にて、已く此に根差し初めたる吉事なり、所見させ御在し坐しける、其は傍より令成り奉れる事にては有れども、以レ唾爲ニ白和幣一、以レ液爲ニ青和幣一の爲字は化字の義にて、此物を以て彼物に化すを云へるなり、唾液は穢物なるを、其ながらに白和幣青和幣と云成すにては非ざる可ければ、唾液の物變りて、右の二物は成れるなる可し、又此に就て思ふに、此に拔髮と有るも、下に引く寶劒出現章第五一書に所見たるが如く、其大神の毛髮より樹木の化出たるを思へば、全く然る御功の起る可き其は、此解除に因て起り出初めけらし、(然れは手足の爪などよりも、何れの物か化出たりけむを、傳無ければ今知るべきに非ざれども、右に準らへて事の趣を曉る可きなり、下に云へる五十猛神、青幡佐草日子命の御事をも考合す可し、)傳第三一書に、素戔嗚尊逐はれ給ひし後に、再天上に參升らせ御在し坐せる御事有り、於是素戔嗚尊白ニ日神一曰、吾所ニ以更昇來一者、衆神處ニ我以根國一、今當ニ就去一、若不ニ與レ姉相見一、終不レ能ニ忍離一、故實以ニ清心一復上來耳、今則奉レ覲、已ニ當下隨ニ衆神之意一自レ此永歸中根國上矣、請姉照ニ臨天國一、自可ニ平安一、且吾以ニ清心一所レ生兒等亦奉ニ於姉一、已而復還降焉と見えたるは、傳十三に引せるが如く上章に天照太神の物根より推して、故彼三男神悉是吾兒、乃取而子養焉と有りし御事を、和なひ奉らせ給へる御言にて、日神の天上を所知看し己尊の根國に入御在し坐すに就ては、國土に大君の御在し坐さゞる御事に、深く御心を係けさせ給ひて、天津日繼として其天忍穗耳尊を天降し奉らせ給はむ事を、其にて御契約有らせさせ御在し坐せるになむ有りける、又此に合せて其第一一書に、乃以ニ日神所レ生三女神一令レ降ニ於筑紫洲一、因教之曰、汝三神宜下降ニ居道中一、奉レ助ニ天孫一、而爲中天孫上所レ祭也と有るも、

此本書紀等に取て天降し坐す時に、此大御神子の御爲に、豐受大神を坐さしめ給ひて、其大御神の御饌都神と坐にすの高皇產靈神を、此と並て、豐受大神は此神にて坐すなれば、大御神の御爲に坐す稚產靈神の子にして、而御の大御饌にして、御中に滿足坐て、衣食住の神事三行ひて、其大御神は此の事なれども、其男神には天下を所知し看しめ坐て、天津日嗣と天津高御座に天坐さしめて、萬千秋の長秋に、豐葦原の瑞穗を當御せ奉らせ給へるにて、天下人民の衣食住の本を令治給ひ、女神には其天津日繼の御爲に、衣食住の業を修造りて、其天津日嗣を坐仕奉る事を令給へる御事にて、右の如く其事依し奉り給へる所以なる事明くして此御神の事にて、其國作の神の御事の本なりて天に御座し坐すに、出雲國土に、國引坐せる八束水臣津野命と申せるにこそ、此國引坐と申すは、國を造り天下大神とも、國作之大神とも大穴持命を申せる如にて、彼二柱御祖神の生成し置かせ給へりし此國土を守坊して、有徳る物にして不足に補ひ給ひて、天下の地形を能成し判へる是稱なし坐す意の御名なるを、唯彼國に尊の造れるが故に、出雲の國を作造せる如く思ふめれば、大穴持命を稱國引に、國作之大神と有るを、彼國を作り給へりとして稱めたるにこそ有らめ、其は天下の事なれば、此も天下の全たる事云ふも更なり、此御名に國引る作と與に國の政を能和精流之國と有る趣有して此國を建て給ひて、天神御子に所知し坐さしめ奉らせ給はむ、御結構の御在し坐せばにこそは有りけめ、寶觀出雲宮給を一書に、素戔嗚尊曰、韓鄕之嶋是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也（下略）と有るにも、國引の御

心と皇國を善成し給はむ御心なむ、溢るゝまでに見えさせ給へりける、顯宗天皇三年御紀に、月神著レ人謂レ之曰、我祖高皇產靈尊有下預鎔二造天地一之功上、宜下以二民地一奉中我月神上、若依レ請獻レ我當二福慶一と有るも、此國土を造らせ給へるに、深く其御靈を蒙り奉らせ給へる由なるを思ふ可し、又欽明天皇十六年御紀に、百濟王に宣ひ諭させ給へる事の中に、原夫建レ邦神、天地割判之代、草木言語之時、自レ天降來、造二立國家一之神也と有るを、鈴屋大人の玉勝間に、建レ邦神と申すは素戔嗚尊に御在し坐す由に云はれたるは、有の一書其に據りて發されたるなる事なるが、實に然る言なるにて、其國引の御業より及ぼして、萬國の皆を建てさせ給へる御事、決くなむ有りける、（其全文は、昔在天皇大泊瀨之世、汝國爲二高麗一所レ逼、危甚二累卵一、於是天皇命二神祇伯一、敬受二策於神祇一、祝者迺託二神語一報曰、屈二請建レ邦之神一、往救二將レ亡之主一、必當下國家謐靖人物乂安上、由レ是請レ神往救、所三以社稷安寧二、原夫建レ邦神者云々、頃聞汝國輟而不レ祀、方今悛二悔前過一、修二理神宮一、奉レ祭二神靈一、國當二昌盛一、汝當レ莫レ忘と有るは、皇朝にも所知看さず、上より百濟には猶更に知らされし事共なりけるが、漸此に神託に依りて、所知看し創めさせ給へる程の御事なり、）偖百濟は三韓の一にして、堺を接へたる國なるに、其國限を建て給ふと云ふ義には有るべからず、新羅高麗は更なり、其餘の諸國をも建てさせ給へる神には御在し坐せども、百濟の國威の振はず成りぬる爲に、令レ祭給ふ所にして、譬へば皇國にても、其一國の爲に一柱御祖神を祀る心ばへに、同じかる可き事なり、前條にも混ひぬ可し、師說に、西土に天地人の三皇有り、其天皇氏地皇氏は葛洪枕中書に、元始天王と太元聖母の間に生ませりと云ひて、陰陽の神たるが、其元始天王は高皇產靈尊、太元聖母は神皇產靈尊に當り、天地二皇は、伊邪那岐伊邪那美二柱に當らせ給ひ、人

皇氏は其二の子と有れば本支の神等に生ずるが、春秋緯命歴序に云く、人皇氏九頭兄弟、其身を置き
口、九頭、乗雲車駕六羽、出谷口、分九河、依山川土地之勢、財度爲九州、謂之九囿、囲主其一、
各居其一、故曰居方氏、人皇乃皆中州、以制八輔、其臣謂之帝也と有る、九頭九男は其分居を云ふ、三皇の中
處将に天路の其にて、此の天系路が謂たり、谷口は天香具山の前谷を云ふ、分九河依山川土地之勢財度爲九州、
は、帝准南に地中氏を山谷と云へるは、二神國生の遺傳なり、又山川土勢財度爲九州と有るを合すべきに、國
土の始は洲に潮の浮水の混沌にして、所謂る泥海なりしを、天皇氏の天柱在所を立てゝより後の國土、洲に山川海陸の形
成れりしを、人皇氏の分度して九州に區別し九州と分給へるなり、各居其一は、其分身各其一方に居住して、其州
域を治め固むるに、自己の本體は其中州たる所に居て、分形の八輔を制御せる由なり、其九州と云ふは、此国の七九
洲にて地球の全を云へり、と云はれたるは、實に然る言なり、右は天轉本表本傳より、主要と有る事を抄出せるなり、其
中州と云へるは、我が皇國の事ならでは叶はず、此も亦混ひ易き事なり、其心す可き事なるが、何れにしても其の表
意にも合ひて味し事なり、故天照大神は、右の如く國を引て建て給ひて、其地勢を完成し給ひて、既に遺
現し給へりし御事共をば悉く廻し給へり。皆其大御の御子等の御在し坐す中に、大國主神は其御功まるを嗣がせ
御在し坐して、國土經營の御功在すは、申すも更なる御事なるが、其天照大神は天より、御自ら治め給ひ、御
子御等によ氣分で、其天上にて損被らせ給へりし衣食住の、皆を此國土にて悉に善成し置かせ給へり、下に載る御
五十猛神天降之時、多將種種而下と有る中に、天香山の桑も、必有り得べき事云ふも更なり、又傳十三に云へるが

如く、彼共に天降り坐し〻三女神にも、棚機女神（タナバタノカミ）とも織幡神（オリハタノカミ）とも申し奉る御名御在し坐せるは、此國土に始めて織紝の事を起させ給へるに由れりとこそ所思えたりけれ、若て出雲風土記大原郡高麻山條に、古老傳云、神須佐能袁命御子青幡佐草壯命、是山上麻蒔初、故云高麻山、卽此山峰坐其御魂也と、又斯縫郡神名樋山の下に、阿遲須枳高日子命之后、天御梶日女命と申す御名坐せる、梶は木名にて、上に引ける古語拾遺に謂ゆる、木綿に造る穀木にて、右の麻と此穀との二にて、卽青和幣白和幣なるを知るべし、(卽右に引て云へるが如く、此第二一書なる素戔嗚尊の神逐はれの所に、以穀爲白和幣、以麻爲青和幣と所見たりし其時に、御心の清々しく淨まり竟させ給へる御驗、竟に至りてなむ見えたりける、）次に食物の御事には、寶鏡出現章に所見たるが如く、素戔嗚大神の后神を、奇稻田姬命と申し、又出雲の清地に宮を建て〻、相與遘合して兒大己貴命を所生坐せるに、其兒宮を稻田宮と云ふ由見え、又古事記に、速須佐之男大神、又娶大山津見神之女名神大市比賣、生子大年神、次宇迦之御魂神（二柱）と有るを、神宮の古書に、宇賀御魂大年神と見えて一神たり。其大年神の御子に、向日神御年神と別々に成出で給へれども、傳十二に向日神社記を引て云へるが如く、亦名の二所に出でたるにて其實は同神なり、又其大年神の御子に、羽山戸神有り、羽山戸神、娶大氣都比賣神生子若山咋神、次妹若沙那賣神、次彌豆麻岐神、次夏高津日神亦名夏之賣神、次秋毘賣神、次久々年神、次久々紀若室葛根神と所見たる、大氣都比賣神は、豐保食神の分靈に坐すと聞ゆるを、其神にして御子若年神を生坐せる神に在か坐すむ、上件大年神、御年神、若年神皆是を以て、羽山戸神は別神には御坐しまさずして、決く御年神に御在し坐す事白らる、故祈年祭詞に、御年皇神等の前に白く、皇神等の依し奉らむ、奥津御年を

予睦、赤作、同野所現、寝作、連征[illegible]、八束穗[illegible]（下略）と有り、上に引ける古語拾遺の説を見れば、こゝに作田の事として、大地主神の社前に田を作りて牛を以て、遂に御歳神の[illegible]神に[illegible]在せし事を知るべし、此天照大神の營田の事を[illegible]し、[illegible]御歳の神の[illegible]にして、天に御年神を祭ると云はれ給ふ事、御歳の御功なるをしる事なり、[illegible]の事を云ひける。（又上に引ける古語拾遺に、[illegible]天照大神[illegible]、[illegible]に、所謂天下大御[illegible]、天照大御神[illegible]と有るなどは、御田の事にして有れば、世に[illegible]古語拾遺の御田と云へる、然る[illegible]の御事に於て[illegible]給へるし[illegible]なり。」此古語拾遺の御事に御功を立てる[illegible]給へる御事に、日本紀神代巻一書に、素戔嗚尊帥其子五十猛神、降到於新羅國、（中略）初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之内、莫不播殖而成青山焉、所以稱五十猛命、爲有功之神、即紀伊國所坐大神是也と見え、又同一書に、素戔嗚尊曰、韓鄕之嶋、是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也、乃拔鬚髯散之、即成杉、又拔散胸毛、是成檜、尻毛是成柀、眉毛是成櫲樟、已而定其當用、乃稱之曰、杉及櫲樟、此兩樹者、可以爲浮寶、檜可以爲瑞宮之材、柀可以爲顯見蒼生奥津棄戸將臥之具、夫須噉八十木種、皆能播生、于時素戔嗚尊之子、號曰五十猛命、妹大屋津姫命、次枛津姫命、凡此三神、亦能分布木種、即奉渡於紀伊國也と見えたり、此事は上に云へる事の[illegible]、[illegible]物を[illegible]給へるなり、浮寶等の事にて、外國の土物を今[illegible]給へる[illegible]、瑞宮は[illegible]天照大神に[illegible]給へりし大神

御子の天降り坐して、大宮柱太敷立させ給はむ事を詔給へるなり、棄戸は借字には大嘗祭式造大嘗宮條に、正殿一宇、構以₂黒木₁、葺以₂青草₁、（中略）地敷₂束草₁、上加₂竹簀₁、其室簀上加₂席₁、席上敷₂白端御帖₁と有る簀上に同じく、謂ゆる床上にて人の寝伏す所を云ふなり、右を古より棺槨の事と云へるは、顯見蒼生を家内に安居せしめ給はむ神慮を、知り奉らざる愚説共なり、檜を宮材と爲るに對へて、柀を民屋の料に充て給へる者なり、和名抄に柀、玉篇云、柀（音彼、日本紀私記云、柀木今案杉一名也、見₂爾雅注₁）木名、作₂柱埋₁之、能不₂腐者也と有るが如く、柀と云ふ一種の木有るを、字彙に木似₂杉₁と有る是なり、又杉の一名にして船材屋材に並て用ゐるは、右の埋レ之能不レ腐と云へると同じきを以てなり、凡て皇國には杉と檜は甚多き物にて、專ら青垣山成せるは、是なるを以て眞木とは云ふなりけり、萬葉一（二十二丁）に上に眞木佐苦檜乃嬬手乎と云ひて下に眞木乃都麻手乎と二（三十丁）に眞木柱、太心者、二十（二十一丁）に麻氣波之良、寶米弖久禮留、等乃能其等と有るなどは、檜を云ふなり、七（三十四丁）に眞木柱、作蘇麻人、伊左佐米丹、借廬之爲跡、造計米八方、十一（十五丁）に奧山之、眞木乃板戸乎、押開、思惠也出來根、後者何時鶴、又二十四丁に奧山之、眞木之板戸乎、音速見、妹之當乃、霜上爾宿奴、十四（二十一丁）に於久夜麻能、眞木乃伊多度乎、等杼登之氏、和我比良可武爾、伊利伎氏奈佐禰と有るは、民屋の戸なるのみならず、中古の歌にも、多く眞木と詠める是なり、檜杉柀共に廣く云ふ時は眞木と云ふ事當なり、此を以て使可以爲顯見蒼生奧津棄戸將臥之具と有るは、右の木共を以て民屋を造る可く、授させ給へるを知るべし、（此に思ふに、右の棄戸の上に置て、安寢して有りける事の理無きに、然れは生を好み死を惡ませ給ふ神等の、今日居住べき家の事を除きて、枕

田の畔の封々を毀はすと云ふ類の有るべくも非ざるが上に、此事を云ふと云ふまでは、須佐之男命に、如此罪に當れるに似たるものし、書はしも御所を汚せる事のあるを以て、此む事を得ざるが故なり、然有めこそ上の如く、斯木の生出でたる事は、上に引ける此書に、至使_汝_是以噴_其罪_と有る解除の時に、已に其實は有り何ありなになむ有りける。即此く、素戔嗚大神の荒事を能く啟け置かせ給はせ御在し坐して、大國主神に、天下經營らせ給はしめ給ひて、葦原國に入り給ひて、生き坐しますが如く、伊弉諾大神に任けさせ給ひ、又其御魂は月の國に還らせ給ひて、月夜見尊と御名負はせる故に天照大神の御子の天降坐すに至ては、皇御孫尊は現事顯事を所知看し、大國主神は神事幽事を所知看す御事と成りて、天照大神の御子と月夜見大神の御子と、二柱に共別けて此顯國を相饗有て御在し坐す事、猶天照大神の、天原より御照し坐々し、月夜見尊の、月國より御照し坐々て、顯國の晝夜を共分けて所知看すと、同じ趣になむ御在し坐しける。若て其顯事幽事共に、唯人の上の罪正曲直を糺し給ふを王と爲るには非ず、天下蒼生をして、謂ゆる修理固成是多陀用幣流國の大本を所知看す御事にし、御在し坐しければ、其極みなむ、命續て食物衣服住家の事を、安く約ひ爲させ給ふより外無かりける。故垂仁天皇二十五年御紀に出でたる、大倭大神の御言に、皇御孫尊治_葦原中國之八十魂神_、我親治_大地官_と見えたる治_八十魂神_とは、天孫降臨章第二一書に、高皇産靈尊勅曰、吾則起_樹天津神籬及天津磐境_、當_爲_吾孫_奉_齋矣、汝天兒屋命太玉命、宜_持_天津神籬_、降_於葦原中國_、亦爲_吾孫_奉_齋焉と有る其にて、即祈年月次祭祝詞に、高天原爾神留坐皇睦神漏伎命神漏彌命以、天社國社と稱辭竟奉る皇神等の前に白くと有りて、其解別の終に、故皇吾睦神漏伎命神漏彌命、皇御孫命の宇豆の幣帛

出す、稱辭竟奉ゝ宣と有る是なり、祈祝詞講義に註せる如く、高天原に事始めて、常典と爲て仕奉り給ふ年中の御祭は、衣食住の事の御祈のみなり、二月祈年、六月十二月月次、九月神嘗、十一月新嘗等は穀物の御祈にて、食物の御祭なり、四月九月神衣は衣服の御祭なり、六月十二月大殿祭、御門祭、鎭火、道饗等は住處に就たる祭祀なり、又二季の大祓に、天津罪と云ふは彼衣食住を妨げ損へるを、罪の甚大なる物として解除ふ事なるなり、年中の恆祀如此く、大抵衣食住の事に係れるものみ、專要と爲させ御在し坐して、皇御孫尊の天下所知看すと申奉るなむ、天下蒼生の爲に、八十魂神を治め給へる、御政に御在し坐しける、彼八洲起元章第一一書に、天神謂二伊弉諾尊伊弉冉尊一、有二豐葦原千五百秋瑞穗之地一、宜二汝往脩一ゝ之と有る御旨に、約まるより外無き者なりかし、(此等の事共、已に四神出生章第十一一書に就て、傳十二卷の卷末にも云へりし事には有れども、此に主として說く衣食住の事はしも、此寳鏡開始章なお其起伏興廢の一大段なるが故に、其終始を能明らめ究めざる時は、此の首旨を何ぞ知り奉る可からざるを以て、如此なお長說は爲たりける、能々照し應せて、其然る所以を曉りてよかし、)○由此は、右の剝天斑駒、穿二殿甍一而投納と有る此事に由てなり、第一一書、又古事記の趣も右に同じきを、第二一書には、新嘗を穢し奉る事に因れる傳なるは、上に辨へたるが如く誤なり、○發慍は、美伊加理麻坐氐と訓むべし、第二一書に、其生剝斑駒一の後に、故天照大神謂二素戔嗚尊一曰、汝猶有二黑心一、不レ欲三與レ汝相見一と見えたる、即其なる發慍の趣旨なり、第三一書には、故以二惡根一(イヤカ)酒二於天石窟一、其著行と見え、古語拾遺には其素戔嗚神奉レ爲二日神一、行甚無狀、種種凌侮、(中略)于レ時天照大神赫怒(イカリマシテ)云々と有れども、古事記には故於レ是天照大神見畏云々と有りて、御畏の御事

無し、然れども此上に高皇産靈尊、天照大神を領き坐と申す、如し素戔嗚尊の、天石窟に幽居す、又此に、又吾川之河原、衆神、思兼神を使令に召して、天石窟と見えたるは、即ち天石屋の事を天窟とのみに依りては、幸魂をも奉給はざるなり、然るに此天石窟の事に至りては、常に所在し坐さぬは、此に幸魂の来るを待へるにて、是則も生給へるなりけるには非ざる可し、書紀二書には、日神は見顕給はず、下の其、皆以中心を寄せ事と有るは、同じ語の事に在るを、幸魂未だに不見出たるを、此の如くに所謂まで、其状を考ふ可き事なり、伊邪那美の事は伝十二に云へる、○書紀天孫降臨章の第二の一書にも伊邪那美と有るを、前宮御行幸事、六一書には、但字を書いて常住宮御殿と有り、又古語拾遺の神祇を、盛にて文字の御記には、伴へ文字を書き之状、蛇然大蛇と有るには、常住宮御殿と有る、伊邪那は其上、常住宮を神は其の上るに依りて、前の大照る事にて、古事記は、同じ状なる言たる故に、右の如く訓有るなり、萬葉十一巻六丁に但下、二十五丁に但見など有るを、併伊邪那と訓あり、又第二一書の表段に四神出生章第六一書には、布久久牟と有り、○天石窟は一書曰、又古語拾遺と古事記とは皆右に同じきを、古事記には天石屋戸と有るは、此の天石窟と其の石屋戸とを一に合せ云へるなり、又孫降臨章には天窟部神を、天石窟所住神と所見たるに、古事記には天安河上之天石屋と有りて、此とは別なれども天石窟の例なり、此には新宮に新嘗し給ひ、又斎服殿に神衣を令織給ひなど、尋常の宮殿に御在し坐しけるを、此は其宮殿を逃出て給ひて、其に石窟の裏に御石隠れ御在し坐しけるなり、下に云へるが如く、手力雄神の本名を天石門神と申すは、此御戸開に関れる御功に就ての御名なるを、古事記御天降段に、天石戸別神、

亦名謂二櫛石窓神一、亦名謂二豊石窓神一、此者御門之神也と所見たるに、御門祭詞に櫛磐間戸豊磐間戸命と御名を申て四方
内外御門に如二湯津磐村一久塞坐て と有る、此にては磐なれども、其實の磐戸を開き給へるに因れる神名なるを以て、彼天香山
此なる天石窟の眞に石窟なりし事を知るべく、又下に手力雄神の下に引ける春日社記に、此天石窟の所在、彼天香山
なりし事をも傍て知り置くべきなり、（猶試むには、四神出生章第六一書に、伊奘諾尊已至二泉津平坂一、故便以二千
人所引磐石一塞二其坂路一 と有るは、此とは反にて、鎮火祭詞に謂ゆる、伊奘冉尊の石隠坐し其穴を塞ぐ事なるを、然
次に所レ塞磐石是謂二泉門塞大神一也と有りて、道饗祭は此に因りて起れる者なる事、傳八卷に已に註せるが如し、然
るに其詞に、大八衢に湯津磐村之如久塞坐皇神等之前に申く、八衢比古八衢比賣久那斗止御名は申て と有りて、其泉
國の通路を千人所引磐石を以て、塞ぎ阻たるに因れる神には坐せれども、石の所因を以て、衢神と祭るを以て、此に
は其實の有りつるに准らへて、譬に取れるに同じかりぬ可かり。） 石窟は石屋にて、磐石の間に身を容るゝ計の穴有
りて住まる可き所を云ふなり、今例を云はゞ出雲風土記に、島根郡加賀神埼郎有レ窟、高一十丈許周五百二歩許、東
西北通と有りて、其加賀郷の下に佐太大神所レ産也、御祖神魂命御子、支佐加比賣命闇岩屋哉詔、金弓以射給時、光
加加明也、故云二加加一と有り、倭姫命世記に、神倭磐余彦天皇御世悪神伊不伎[illegible]云々、伊勢多賀佐山[illegible]石屋に
住居ると見え、神名式に淡路國津名郡石屋神社有るなども、石窟に因れる神名なり、又景行天皇十二年御紀、到二速
見邑一の下に鼠石窟、日二青石窟一、有二二土蜘蛛一住二其石窟一（中略）以穿二山林草[illegible]一[illegible]、[illegible]
葉川上一と有り、又神功皇后六十二年御紀に見えたる、新羅人の窟代たる石穴と云ふも、亦石の石窟の類なる者と謂

中、明宮天皇紀に、但馬國出石宅にありて、右の如く[illegible]石窟石室と稱々に作れども、皆往[illegible]
に十一箇と云ふを、崇峻三年二十[illegible]一紀に[illegible]石室に作るに、九[illegible]十[illegible]、伊豫國[illegible]一云[illegible]二[illegible]
穗乃石室者、雖見不知所、二云[illegible]可[illegible]、又石室門、石室[illegible]、安房[illegible]、又石室[illegible]、石作[illegible]云々
なりと見え、又二十三[illegible]にも[illegible]有り、[illegible]、石窟の石室は、現代[illegible]見えたるが如く、上古には[illegible]人を
其[illegible]の事にて有りしなり、[illegible]の[illegible]し給へのしに、石窟にして、その中に在りと有らはる[illegible]の[illegible]
て、[illegible]て、[illegible]とも[illegible]、[illegible]石窟にて、[illegible]にして[illegible]に[illegible]
らすことは、石窟の[illegible]と云へども、[illegible]の[illegible]かりし所の、[illegible]と云む所見たりける、[illegible]の石窟
を、伊波夜と訓むなるべし、石窟に窟字に、伊波夜、又[illegible]、又[illegible]、又保美、又保[illegible]、又[illegible]
[illegible]、又和名抄、窟、和名伊波夜、説文云、窟上[illegible]也、一云[illegible]之と有るは、[illegible]と[illegible]に、穴
[illegible]、[illegible]に、窟[illegible]と[illegible]にして、其の[illegible]の[illegible]に有て、上[illegible]也と云へるにて、此の石窟の[illegible]を以て[illegible]
ることは[illegible]なり、又文[illegible]に石窟と有るを、伊波夜と訓めり、[illegible]六卷に[illegible]は必しも[illegible]の石窟には[illegible]、石
[illegible]を云へるにて、天之石[illegible]、天之石[illegible]、天[illegible]などの[illegible]にて、[illegible]の[illegible]を云ふなる可し云々と云はれた
れども、此なるは[illegible]の石窟なればこそ、然[illegible]れたるには有りけれ、[illegible]には、古事記にも[illegible]、
[illegible]と作る可き[illegible]なるを、其[illegible]の事にも云ふべき事有れども、其は天孫降臨の[illegible]の[illegible]に云ふべ
し。○入は、[illegible]く入[illegible]と訓めるに從ふ可し、天照大神の[illegible]宮を出でまさず御在しまして、其[illegible]に在る石窟中に[illegible]

ち入らせ給へるを申すなり、誰も知れるが如く、入は出の對なるが、他より來るにも有れ我より行くにも有れ、其出でたる方を專として云ふ語なり、然れば入は往在の約れるなる可し、御紀に所見たる一二の例を云はゞ、四神出生章第六ノ一書に、伊弉諾尊追ニ伊弉冉尊ニ而入ニ於黃泉ニ及之云々、天孫降臨章に、鹿葦津姬忿恨乃作ニ無戶室ニ、入ニ居其內ニ、其第二ノ一書に、入ニ其室中ニ、以レ火焚レ室、第五ノ一書にも、忿恨作ニ無戶室ニ、入ニ居其內ニなど見え、海宮遊行章に、彥火火出見尊の幸行る所に、海神於是鋪ニ設八重席薦ニ、以延ニ內之ニ、其第一ノ一書に、作ニ大目麁籠ニ、內ニ火火出見尊於籠中ニ、投ニ之于海ニ、其第四ノ一書に、乃設ニ八重席ニ、迎入坐定、因問ニ來意ニとも有り、又神武天皇御紀に、見ニ賊ニ造ニ作室ニて、虜爾所レ造屋、爾自居之、因樂レ飯縛ニ乃、通令ニ僃入ニ、又道臣命歌に於佐箇廼、於朋務露夜珥、比苦瑳破而、異離烏利苦毛、比苦瑳破而、枳伊離烏利苦毛（下略）など有る伊離是なり、（此は能く人の常に云ふ事なれば、註すに及ばねど雖も、其能く知りたりと思ふ事に、思の外能く知らざる事有る者なれば云ふなり、右の如く入又內の外に、納をも、盛をも、容をも、伊流と訓む事なり、又出に對へて沒を訓み、又射鑄然共に同語なり、和訓栞に云ふ如く、奥の所を凡て伊理と云ふ、入の義なり〔と云へるを見て照井長柄云ひけらくは、我出羽國にては山の奥まりたる處を入とも又山入とも云ひ、海の入海めく所にも唯入とのみ云へり、其國に限らず北國の方は皆然有りとぞ、〕古語にて廣く云へる〔此は〕磐石の義なり、古事記には天石屋戶と有るは、其事の委しきなり、上にも云へる如く、手力雄神は二神の間に在りて、天石戶別神と亦名に負坐せるも、實に石窟なるが故に、磐石を以て戶に當てたりしが故なり、已に引きたりし萬葉集（二十五丁）見ニ三夜石室ニ作歌の中に、石室戶爾、立在松樹と詠み、又此に引くは可見ニ其有はなきも、同卷

（四十五丁）に河内王葬豐前國鏡山之時、手持女王作歌に、豐國乃、鏡山之、石戸立、隱爾計良思、雖待不來座、又石戸破、手力毛欲得、手弱寸、女有者、爲便乃不知苦と有るなどは、此の故事を葬喪の事に取成して詠める者にて、其は傳七に、黄泉國を引て云へるが如く、伊邪那美命の神自石隱れ坐して、黄泉國に去行る事の有りしを、人間と成りては死たる人を石槨に葬る者なるが故に、其石隱の名を借りて、倭健命世記に自是上由峯ニ石隱坐と云ひ、萬葉二（三十三丁）高市皇子尊城上殯宮之時歌に、久堅能、天津御門乎、懼母、定賜而、神佐扶跡、磐隱座など有るが故に、常に石隱と云ふから、其此持込みて右の如く、石戸立又は石戸破と詠まれたりし者なり、（猶又石窟の御事と實伊邪那美命の石隱と共に、現御身の上にての御所爲なるを、萬葉二卷、日並知皇子尊殯宮之時歌に、天原之、石門乎開、神上、上座奴なども、已くより詠む事とは成りたる者なり、然れども眞は畏き御事等にたる有りける、又大殿祭詞に、天津神乃天磐門乎押披天と有るは、記傳にも云はれたるが如く、天神何時も石窟にの御座し坐すべきに非ざれば、此と倭姫命世記に、天磐戸乃鑰預賜利弖と有るとは、既高き御戸の事を申せるなれども、此の磐戸は、天石窟の御戸なれば、正しく磐石を云ふなり、）（閇磐戸一而幽居焉は、古事記に閉二天石屋戸一而刺許母理坐也と有るに依りて、閇を多氏々と訓み、幽居焉を刺許母理坐也と訓むべきなり、此閇字を此にも、古語拾遺にも佐志氏と訓み、第一一書に、閇二著磐戸一焉と有るを佐志都、第二一書に閉二其磐戸一と有るを佐志奴、第三一書に閉二居于天石窟一と有るを、許母理坐と訓みたれども、此は必多氏々と云はでは、下の幽居焉への續き悪かりければ、記傳八（十六丁）に萬葉三（四十五丁）に豐國乃、鏡山之、石戸立、隱爾計良思と有る立に、閇る事を云へり、

今世にも云ふ言なり、俗閤を立と云ふ事は、師（賀茂翁）說に、上代には戸を常は傍に取退置きて、閉てむとては其を持來て立塞ぐ故なりと云はれき、後世の遣戸は此を便能く爲成したる物なる可し、今俗に戸障子の類を建具と云へり」と云ひて、閉を多氐々と訓まれたり、然る言なり、今其に從へり、姓氏錄に闘居太都命と申す神名も開闔の事を主り給ふ意なり、同錄（左京神別中、大（嘗））大伴宿禰條に、衞門開闔之務、於職已重と云ふ事見え、又古語拾遺に、日臣命帥來目部衞護宮門、掌其開闔、とも有るなど、闔を立と云ふ證共なり、又祈年祭祝詞に、朝者御門開奉、夕者御門閉奉氐と有る閉なども、多氐と訓む時なる是なり、（但名義抄を見るに、閉をさすとも、加多志とも、布佐賀流とも、許奢とも、布佐久とも、保禁加奈利とも、大和物語に戸を作志て、閉けさりければ云々とも有り、て閉を登比良とも、登良とも有りて、共に多都と云ふ訓無しと雖も、登宜も多都の音の通へる者なり」）（○皇朝に、古事記に刺許持連坐と云ふに合せ訓みたり刺は、御紀に右の如く、閉を多く佐須と訓めるは更なり、萬葉などにも此意見り、記傳八（十六丁）に刺は、閉たる戸に鉤を刺して閉むるを云ふ、萬葉卷十二（三十一丁）に門立而、戸も閉而在乎、又、門立而、戸者雖閉など有る、此にて多都流と佐須との差有る事を悟るべし、又二十（三十一丁）に久留爾久須、佐之加多米等之と有るは、戸の樞に刺し固むるなり、又十六（十五丁）に[illegible]、刺[illegible]面[illegible]と有るを、和名抄に[illegible]子を[illegible]乃賀[illegible]と有れども、今俗に[illegible]と云ふ物なり、師は右の廿卷の歌に依りて、久岐と讀まれき、實に古は然そ云ひつらむ、清寧天皇御紀に、[illegible]宮[illegible]門、[illegible]、と有り、和名抄に[illegible]作之と有る、此も戸を鎖固むる物なる言の名なり」と有り、又萬葉十一（二十二丁）に不往者、未識可夜、門不閉、十二（八丁）に今夜

背土、雙戸閉等の類は、立つる事を云はずして戸を閉固むる意を以て、廣く云へるなり、古二二二以下なる者小隅なり。一因云ふに引かれたる南宮神代に、豐手火能乃津岐と有るは、闘戸津岐等の意なるが、古き事と爲まで石根戸に津手る鮭野、又隔都岐とも、足加吉土、国奈具夏とも、久佐奥とも、金具佐類とも、戯内都々ともも有れば、然岐は鮭戸歳々のと云へるなり。後に岸と云ふ物の出来たるかも、分て其を久岐と云て、其と同通する物を然岐と云ふ日伝出来れる者なる可し。同書に有る清寧天皇御紀に、鎮戸の字を然見丈と訓ませ、其を今末をも前して閉る間をいけしなるべし、今俗に関木と云ふは、金木の意れるなるが、和名抄門戸具に鎮を宇文云、関也鎮木も門日閂、所以閂門也、俗云貫乃木と云へるは、已く其事を誤りしなりけり、大殿祭祝詞に、汝屋乃都に云へる事とを男ぶる可し。一関居の字は、古語拾遺にも有る。古事記には、此に利計狭某と有りて、下なる天照大御神の詞言に、因吾隠坐、而以為天原自闇、亦葦原中國皆闇と有るには隠字を書かれ、此にも吾其隠居と有るを訓せたるり、上に引ける萬葉三（四十五丁）に、隠國乃、鏡山之、石戸立、隠計莫思、遊待不来座と有る類も、此を取りて詠まれたる事云ふも更なり。隠を許母と読は幽作の義なる可し。景行天皇十七年御紀大御歌に、夜麻登波、久尓能麻保呂婆呼、多々儺豆久、阿烏伽枳、夜麻許莽例屡、夜摩苔之、于屡波試と有るを、神に大和國を隠國と云ふ、然も青垣山籠れる大和國也と有る是なり。又雄略天皇六年御紀大御歌に、擧母利矩能、播都制能野磨播（下略）と詠ませ給へる何向をも、釋に籠國也、云籠處也と見え、萬葉一（二十九丁）に、隠國乃、泊瀬乃川前と作き、又倭姫命世記に、許母理國、志多備之國とも有りて、隠と下とを並べ云へるなど善合す可し。例には古事記高津宮段に、夜麻登登美道、由玖波多賀幣

宜、許母理豆能、志多用波閇都々、由久波多貴都宜と云ふ歌有り、此三四の句を冠辭考に、隱水の下ゆへつゝなり、許母理豆は隱
萬葉十一（八丁）に、隱處、澤泉在石根、又（四十二丁）隱津之、澤立見爾有、石根從毛など有れば、許母理豆は隱
水にて草などに隱りて下行く水に忍ぶ意を譬へたる者なり、（取意）と有るが如し、猶萬葉に隱沼、隱江、隱口、隱
耳、隱居（コモリヰ）、隱妻（コモリツマ）などの隱字など、許母理と訓める事數多在り、此字の如く、天石窟の中に坐在り入らせ給ひ、
磐戸を閉て幽閉の隱り給へる是なり、（今も顯居の字を、許母理邊蘇と訓み、其字に籠居の義にて、籠城など云ふ、
此に同じ、記傳八卷に、許母理は隱なり、借此石屋戸に隱り坐せるは、神避坐を如此云ふなりなど云ふは、例の漢意
の推度にて甚じき非說なり、若日神崩り坐々きば、此世は滅ぶ可し、豈切可畏、豈切可畏と云はれたる、實に然る
言なり、」○六合之內を、久邇能宇知と訓めるは誤なり、阿米都知能宇良と訓むべき事、舊六に云へるが如し、古語
拾遺には、此を六合常闇と書て、之內の字無し、借此は四神出生章に、日神の御生坐せる所に、此子光華明彩、照
徹於六合之內、と有るに對へて、書かれたる者なり、即古事記に、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇、因此而常夜往と
有るに當りて、同じ所なり、故此に六合之內常闇而と有るは、然る言なるに、此下に至りて、是時天照大神聞之而
日、吾比閉居石窟、謂當豐葦原中國必爲長夜、と見え、第一一書に、於是天下恒闇、無復晝夜之殊、と有るは、天
地の全（マタキ）にて云はずして、此國土にて晝夜相代らざる事に云へるなれども、實には此後の事なり、古事記に、於是天照
大御神以爲怪、細開天石屋戸而、內告者、因吾隱坐而、以爲天原自闇、亦葦原中國皆闇矣、と有り、又、故
天照大御神出坐之時、高天原及葦原中國、自得照明、と有る如く、天地を兼ね云はずしては、事言に相合ざる者

在り、神武二年三月の詔には、[illegible]者、日神之元孫六合と有りて、六に豊葦原を治する所に、亦所行[illegible]、[illegible]上、不亦可乎、豊葦原中國と有れば、上の六合は、天上國圖をもて上下を合せなむ有りける、六四方の國として、已に神世七代章などにも、天地開闢の始を記さるにも、天の國より土と云はれて、國常立尊と以下を、在天に天神と成されて、高天原の神等の神事は知りて一書に用ゐられたる事を、此にも此に天照大神の書に見え給へば、天地共に開闢なりしに、中すら更なる國事なれとも、日本の國号をも冊立る國に、後世の[illegible]を以て是を稱られたるなど、皆古の例なりと見ゆ、然るに古語拾遺には、右に引ける如く、首に六合に開くと見えたり、下に、于時天照大神、中心獨謂、此吾御子、天下宜聞、群神知出矣之等は、皆共に云々の事にしては、其國の四方をいふなりとぞ、（下略）皆古の如く古事記に、高天原を葦原中國とを對して稱られたる事は、四上天にして六合の國なれば、其に對して葦原中國としも云へるは、我皇土と御國の稱なれば、豊士二に限ざる云く、國土のみを云ふ為の、其を豊葦原瑞穂國と云へるは、皇大御國の稱なるなり、然るに豊葦原中國と云ふ名、其上の天地の名には有れども、世の治には、皮膚浅の議りて破れし外國共は、未だ其に得て混淆へりしかば、凡ての書にはしも、此皇大御國にての有りつるからに、自然に葦原中國と云ひて、外國をさへ中にして此皇大御國の稱とは無し、言には然る書くなむ有りあ、此にては唯天地と云ふ事を、然る如しく外云へる者なり、通證に、書日、天無二日、而我邦獨有二此異一何也、國天無二日、而我邦特降二生日神、所以我邦有二此事一也（下略）と有るなどは、聞と與も共に其意を得ざる者なり、如何となれば、天國より

皇國のみの天ならず、日國より皇國のみの日に非ず、天照大神固より皇國限りの日神に御在し坐さず、皇御孫尊固よ
り皇國限りの大君に御在し坐さず、共に大地の全萬國の悉（コトゴト）に仰ぎ奉り戴き奉る天なり日なり、神なり君なりと雖も、
天照大神の天石窟に幽居り給へりし古昔などは、唯善く國形の調備はれるは、此大八洲國のみなりしから、外蕃諸國
には、然る傳說は素より無き筈の事なり、豈唯皇大御國に異りて、然る異事の有りとは云ふべからむ、有繫の古傳無
きを以ても、外國の開けたるは、此より遙に後なりと云ふ事をも察す可き所なるを、然る心著無きこそ、中々に連無
き事なりけれ。（外國の初めて國形を奇く成せるは、上に云へるが如く、甚き時世の上天より遙におくれて、天降り給へ
りし後の事にし有りければ、其より以上の傳說とては、全く傳はるまじき筈の事なり、邈遙に又傳はれる事なきも、少
彥名命などの渡り坐して、國作り固めさせ給へるより後の事のみ有るなれば、斯る傳など外國に有無の論には、及ぶ
まじき事なり。）○常闇は、古事記には高天原皆暗と云ひ、葦原中國悉闇と有りて、因レ此而常夜往と有り、紀には
下なる天照太神の御言に、吾比閉ニ居石窟一と所見たり、第一の一書に、於是天下恒闇、無ニ復晝夜之殊一と見え、古語拾遺にも
爾乃六合常闇、晝夜不レ分と所見たり、（萬葉集には、此事を記して往ニ常世國一と見えたる、其は高天原も葦原中國も
常世國に往たりとにや、其は誤傳にも傳へられたるが如く、古事記の常夜往の往と云ふ事を心得誤て、更りに云へる
僻事なり、下卷に常夜の所に云ふべし。）常闇は常夜と云ふが如く、常に夜のみにて晝無きを云へり、萬葉二（三十
四丁）に、渡會乃、齋宮從、神風爾、伊吹惑之、天雲乎、日之目毛不令見、常闇爾、覆賜而、十五（三十二丁）に、
安波牟日乎、其日等知良受、等許也未爾、伊豆禮能日麻弖、安禮古非乎良牟などあるは、常闇の例なり、凡て闇とは

夜闇にして、夜の暗くして飛ぶ所を云ふなり、四（四十五丁）に、暗日乎、闇雨見隠向、六（二十丁）に、闇夜有者、宇倍毛不来座、又（三十六丁）、闇夜有之、波能清之黄毛、九（三十四丁）に、闇夜者、思遠得隔、十一（四十四丁）に、照日夜者、闇将見、十二（四十一丁）に、久方乃、清月夜毛、闇夜耳見、十五（二十丁）に、多能我毛奈多杼、宿流波夫里毛之、手流和禮乎、也杼勢毛伊毛乎、由里奈利安流良米、二十（四十三丁）に、夜知乃嘉毛、由久左伎之良受など見ゆ、○其夜は字にては無けれども、訓に夜其と讀むなむ、此の言語の狀なりける、第二一冊には、天下恒闇、無晝夜之殊と有り、萬葉二（三十一丁）に、八多能良末、夜者辭終、晝者毛、日（四十八丁）に、夜晝、云別不知、九（三十三丁）に、夜者毛、晝者不云、十一（十九丁）に、夜晝不云、吾戀渡、十二（七丁）に、晝夜者、夜晝不翻など有る是なり、祝詞などにも、多く夜之守(マモリ)日之守(ヒノマモリ)と有るに、鎭火祭詞に、夜七夜晝七日と有り、景行天皇紀に秉燭者歌に、伽餓奈倍氐、用珥波虚虚能用、比珥波苔塢伽塢、と有るも、日々並而夜者九夜日者十日、なるなど如此云ふ格の如く所謂たり、此事は陰陽を表裏と云ひ、日月を阿紀比と云ひ、妹兄と云ひ、夫婦(メヲト)など云ふと同じ云ひなり、〔然れども四時消息に、〔日一夜と有り、又天孫降臨章に、八日八夜啼哭悲歌と有るを、古事記には、日八日夜八夜以遊也と云へれば、一樣に定む可からずと雖も、今は何の多きに就て云ふなり〕○不〔知〕相代、良湯木に其間此云年月六年〔と云ふ類書有るは、古く然る事の有りけるなる可し、猶不〔知〕相代〕は此國土の事に就て云ふなり、常闇にして晝夜の差別無きながらに、年月日時の經て往更らふを云ふなり、萬葉二（二十九丁）に、荒備勿行、年丹左右、十一（四十二丁）に、年月乃、行易及、十七（三十二丁）に、葉之乃由吉我牟和、又、安良

多麻乃、夜之可牟流麻泥、十八（三十丁）に、安良多末乃、等之由吉我敞理、十九（十二丁）に、年往更、年去者、二十（五十一丁）に、等之由伎我敞里、波流多々婆など是なり、（知此不知晝夜之相代と云ひて、第一書に、無晝夜之殊、又古語拾遺の晝夜不分など有るに同じ、此とは別事なれども神功皇后御紀に、晝暗如夜、已經多日、時人曰、常夜行之也云々、則日暉暗爍、日夜有別、又日向風土記に天暗冥、晝夜不別、人物失道と有るなども皆一なり、右の晝夜之殊の殊字は、和伎毛と訓みて別字の如し、）借古事記沼河日賣命歌に、阿遠夜麻邇、比賀迦久良婆、奴婆多麻能、用波伊傳那牟、阿佐比能、恵美佐迦延岐弖、と詠せられし如く、此大地より見る象はしも、日月の運り更らひて晝夜を成す者にし有りければ、實に天日の御光隱ろひ坐して、宇宙を御照し坐さゞらむには、月は、日光を受けて照らす者にし有りければ、其は虚中に暗黒（マクロ）なる事云ふも更なれば、實に常夜往て、その晝夜の差無深き状して、實に古語拾遺に爾乃六合常闇、晝夜不ㇾ別、群神愁迷、手足罔ㇾ措、凡厥庶事燎ㇾ燭而辨、と有る如くにて、唯此等なる物事をも、見別け難き程の事にて有りければ、如何に可畏く悲しき世中なりけむ、（天地の初より以来、ゐとは得しも有るまじかりける大禍事の、至極にこそは有りけらし、（凡ての天象を云ふ時は、恒星は日光を受けて光り、天日の光輝に抱はる可からずと雖も、皆是天日中の、御災の時なりければ、其光も皆消え失せて見えざりけむも論ゐべからず、然て天日は天中に在りて、常在に旋轉らず、大地は其を中心に環繞して、天日の周圍を凡三百六十五日餘にして周る、是公轉（ホメグリ）にて一年なり、若て其公轉する間にも、自己の旋轉有りて晝夜を成す、此を自轉（コメグリ）と云ふ、猶月は、天地に屬て二十七日餘にして巡る者なる故に、晝夜の名有り、此は天日の光を受けて、夜を照す位の物にて、其すら夜々

書を彼より首讀ひけむを、殿を灯晝の日神として天栄せる故に、み伺ひりと云ふは誤なり、已に天日はしも天地の初めより有りつるを、日神は更に生ませる時に所出て照し坐むと等しく、日は其より有りつれども、月神は遂に夜に出霊明可日れ行るとの。然るを彼此日を同じく思ひ誤りて、不知其光を補代ると、日神、月神、日月の光也など云へるは、大なる誤事と謂つべし。右の文の如くに、日神の霊と云ふ事は、此二神に限り奉ると有れば、其誤に云ふべし、手足闇に押付、文を見るに此時を添て、此神の身は、相聴き真賀、と云ふが如く、高天原にて闇きは暗きが上に、然る眼をしる事も無く出来、光もた照しき神なき、所を得てまりたりしかば、身を寄る所を失ひて、常に手足の置所も無かりけるなり。其故に、伊弉諾命出坐ます時に、黄泉國にて、雄柱を以て物を見行しませる事の有るが如く、世は闇暗なりしかど、燭に火を燭して見されば、分明しからざりしなり。俗神等の中にも、甚く暗く坐すなども、此神等に火を光の闇をしまするや、其すらに、打消ち給ひけむと所思ゆる事は、天日はしも、彼葦芽の如くして萌騰れりしは、神より明る霊國になりけるに、其後は天照大神の光華明彩しく坐々すに、天地の内に照徹らせる大御光を仰上り、所知看す給ふ御事と成りしより、彼照輝きつるに、其後に火產靈神の斬られませる給へりし血の、天上に昇りけるより、愈々益々に光満足ひて、今日見奉る如くなむ有りけるを、光に日神の天石窟に入り給へれば、再より在りつる天日の、自己のも亡くなり、後に上りて光を増しつる、火產靈神の御靈も御在しながらに、其光共に隠ろひ坐たるを以て、自然の諸神の身の光さへ、出でずて給へる事をも観る可くなむ有りける、然れば右の燭火而神と有るには、暫く力を入れて思ふ可き所有る者なりけり、（又此を以て、天照大神の御に又無く、至尊き大神に御在し坐

す御事を、見奉り知る可くなむ有りけるを、世人唯此は常夜往しかば、暗きに火を點じて辨へたりとのみ思ふは淺き説なり、右の拾遺の文は、其下に日神の出坐しゝ事を云ひて、當ニ此之時ニ上天初晴、衆倶相見、面皆明白、伸ニ手歌舞と云ふ結有り、下に云ふべし、〕○右に引ける古事記に、於是萬神之聲者狭蠅那須皆滿、萬妖悉發と有りけるを知るべきなり、記傳八（二十一丁）に、萬神は此と同じ事の前にも有るには惡神と有り、此も然有るべき事なり、萬字は此には用ひず、本より有りし惡神を云ふなり、と云はれたり、其前なるとは、故各隨依賜之命、所知看之中、速須佐之男命、不治所命之國而、八拳須至于心前、啼伊佐知伎也、其泣状者、青山如枯山泣枯、河海者悉泣乾、是以惡神之音、如狭蠅皆滿、萬物之妖悉發、と有り見たる是を云ふなり、但此は天照大神の天石屋に入て刺籠り坐しけれはこそ、然る惡神も有りけるなりけれ、是は其を暗[illegible]の、其前なる青山如枯山泣枯、河海者悉泣乾、と有りけるなど、神世の事にも[illegible]在し坐しける[illegible]の御事には有りけれども、此に引て[illegible]る惡神に[illegible]し事、上の[illegible]なる、是天の時の[illegible]を以て知るべきなり、然れば此と同じ文の前に在るには、已に記傳七（十丁）に云はれたる如く、[illegible]なりし事の混れ入れたるにも有りけむ、〔此事は[illegible]に、[illegible]、然る古史の、[illegible]の御事とし云へば、[illegible]〕萬神の[illegible]の云ふ[illegible]、[illegible]有る事なりけれ〕但此は上に[illegible]時は、[illegible]萬神には[illegible]事有りけれども、[illegible]一句に[illegible]に合せて[illegible]に依りて、萬神の[illegible]する事は五月蠅如す水沸が如く、上を下へと轉倒せけし者なる可し、[illegible]に[illegible]たる、[illegible]を[illegible]とは、[illegible]

すくなり侍りける。佐那縣之拜とは神代の間でありし故に、各[illegible]ひて[illegible]ひ[illegible]つらめども、上[illegible]の言の[illegible]にも[illegible]ありし程の事なりしかば、互に其意に[illegible]ひて思ひのみこそ有りけれ、各[illegible]自ら思ひ思ひの事にしたて、其[illegible]行なりよ上の日に[illegible]言ひてる事ども有りければ、然るに[illegible]に其[illegible]には[illegible]を傳へ、古語拾遺に、日神の出で給へりし下に、[illegible]、而[illegible]には[illegible]に[illegible]事なり、[illegible]には[illegible]三十一五十九丁に、石屋戸嘆、[illegible]三十八丁に、石屋戸[illegible]、佐和久[illegible]せ、佐和久の事に[illegible]ける事にして、[illegible]は[illegible]に、有[illegible]而なる可しと云はれたり、何れにしても假字にして、出雲神賀詞に水沸[illegible]と有る意にして、其の[illegible]なるか、此の有清は[illegible]にして萬神の騷動[illegible]を云ふなり、[illegible]は[illegible]と[illegible]、[illegible]の[illegible]の上を云ふにて、其の事物と有る物は妖[illegible]なる[illegible]に[illegible]へたる者なりけり、[illegible]二十[illegible]の下に云へる事共を合せ見る可し、（此は記傳の[illegible]などには、[illegible]なる[illegible]、拾遺に[illegible]と有れども、[illegible]は、[illegible]の[illegible]の[illegible]にし有れば、天下の[illegible]を如何は照らす事の有らむ、[illegible]を以て[illegible]の[illegible]なしこむ[illegible]なりける）[illegible]之妖を傳は、上に云ふ萬神は[illegible]にして、此なる[illegible]は[illegible]を云ふなり、[illegible]を物と云ふ事、[illegible]に云へるが如し、若て神は[illegible]に[illegible]なり、[illegible]は[illegible]を本[illegible]と[illegible]にし有りければ、[illegible]は[illegible]と成れりしかば、[illegible]思之神はしも、[illegible]を得て[illegible]を加しけむ事、拾遺に[illegible]と有るとは、[illegible]なりけり、[illegible]が力の限を盡して妖は[illegible]なり、其[illegible]に妖を[illegible]は、如何有りしと云ふに、然る妖鬼を[illegible]て、上に八十枉津日神、大枉津日神に[illegible]し[illegible]ども、共に天照大神の荒御魂に[illegible]し[illegible]は、素より[illegible]て[illegible]ふ可き御事なり

ければ、欲しき任に打振まひけるなり、傳八に云へるが如く、疫鬼の長として氣に時置師神、形に飽嚙神、言に煩神有り、妖鬼の長として與疎神、邊疎神、奥津那藝佐毘古神、邊津那藝佐毘古神、奥津甲斐辨羅神、邊津甲斐辨羅神有りて、此は山川海陸に於て、妖を成す神なりければ、天下一般に其妖の及至れりけらし、其は天孫降臨章第六一書に、葦原中國者、皆磐根、木株、草葉、猶能言語、夜者若熛火而喧響之、晝者如五月蠅而沸騰之と有るは、晝夜と相代る時の妖なり、况て晝夜の別無くして常夜往たりし程には、其よりは幾許か勝りけむ、今云出づるに就に身も委立て所思るは、（此とは異なれども、是て神等の御怒の事御在し坐して、御守薄き時には、天下一般に然る妖氣をは受くる者にて、已に近頃外夷と親好を善く爲給ひてしより以來、天下に在らゆる奇僻を好める曲も、多く皮以て行きて身は皇國の人にして、心は異欲の心なり、內外を忘れ夫夜を尊ぶ、其部隨皆に現ふべからざる程の事なりければ、皇神等の御怒坐々けむ、近年は霊炭又は風雅等の事に依りて、天下の困窮彰しかりつるに、今茲安政五年正月の初より、京大阪など大に風邪の行はると聞きしを、何時しか傳染て、大抵免されざる人は千人に一人とは、無行き程の事なるを其始出雲より起りて、山陽道の方に傳ひて、東西に弘ごれるとぞ、斯て此事の出雲より始まれるに就ては、思ふ旨も有れども、知る人ぞ知るらむとて筆を閣つ、）掛まくも畏き天照坐皇大神にしも、天津日嗣に御在し坐して、天地の底際の內に、照徹らせさせ御在し坐して、天地の間に二無く尊き高き、大御神に在らせ給へる御事は、今更に言擧するべき事にては所思ゆれども、此に一件申顯はし奉る可し、天岩戸押開の、御因も事なすに依りて、天の御立柱み、國の基立限り、其大御光を受け奉りて、人は更なり、世中に生とし生ける物皆は、其に依り

すあき、皆物吾が大孕の皆業をすて、其本の幽魂を捨て、吾正し善思をなる事に、是たゞ有所たれ、人存の心に就く思ふ事なるを、悲き心得の君に從ふせるに至りては、天地の依相が違ひ、又と世に有るまじき大禍事の基本にしてら世にむとする所に有りければ、八百萬千萬神の切意に猶禁之事に千々に心を碎き、種種らけむ意なるを以て、其身もさて御身に御在し坐す御事に在らむ、又其に從ひて來る神の事を知て、萬妖是に由れるを以て、其大御稜威の事に臨し上りて、可畏く畏らで給へる御事こむ見えたりける、今と高山に日が隱りて、皆日王の中の所坐たりは、悪しき人の所坐、又は妖鬼の此たむ時として有るを、隙ありの時度を示れは、亦速ふと共に然る齋をしき物はしも、自然に通見りたと、其實に有る可かるてる御事の、所在し坐すが故になむ有りける、故比を以て此さ時に、其時になる迄は八百萬千萬神と雖も、然計に我なせ給ふとては、得有り來るぞりけるし、此に至りてぞ、日本國に始めて尊き神の御なし坐さゝる御事の顯はりてき給ふなる、吉事成たるべき大伴命の中に始へる行に、漸漸に始めて尊き神事すか故に、顯る賢聖と聞きまさつるを以てなむ、此太御神に始まて貴き神の御在し坐さゝる事知られたりける、一然れば八百萬千萬神も、此時に神集ひに集ひて、頼みひ主神を初めけるにこそ有りけらし、記傳七卷二十一丁にも、此萬神の者を讃へあれたり、然は有れども、天照大御神、須佐之男命の二柱ぞかし、御身をに因りて成坐せる神に依られたるは、其原を立てたる説なれは所謂然きを、須佐之男命の御事を直ちの穢の名時に依れる神の御言はれたるは、其れ忌々しき御事なり、但所る妖の有るも天照大御神の隱坐すが故なり、此に至てゝ天日の岡光の貴ときのみならず、萬妖の一向に發らぬも、全此太御神の照らし給ふ御德なる事を仰ぎ、又穢の慎しむ可き事を思へ、萬の妖禍は穢より起るぞか

しと云はれたる、實に然る言なり、）（〇八十萬神は此御紀と古語拾遺の文法なり、天孫降臨章第六一書には八十諸神と書きて諸字を興呂豆と訓めり、崇神天皇七年御紀には、八十萬群神とも有り、皇太神宮儀式帳にも八十萬神と有るは此御紀に依れる者なり、偖此は古事記に八百萬神祝詞に八百萬神と有るより始めて他の古書皆然り、萬葉二（二十七丁）に八百萬千萬神　十三（三丁）には五百萬千萬神と、出雲風土記には天神千五百萬、地祇千五百萬と有るなど種々に云様は異なれども、如此云ひて世に在りと有らゆる諸神の限を云ふ稱と成せる者なれば、必其數に拘はり泥みて心得べきには非ざるなり、實には其實數は何百千萬の神等の御在し坐すとも測り知るべからざるが故に、廣く如此云へるなむ古の言語の大らかなりつる賦なりける、（或書に引ける書紀問答と云ふ物に、問云、八百萬を八十萬に作る如何なる故ぞ、答曰、孝德天皇の御諱を天萬豐日尊とも八百萬豐日尊とも稱せし故に憚りたるなり、然らば既にして其御世にして書きたる文か、傳云多く孝德天智兩朝の史の手に出づと云ふ」と有り、孝德天皇に八百萬豐日尊と云ふ御諱は何れの古書にか有る、御紀に載られたる諱は輕皇子と申せるを、天津日嗣所知食させ給へる時に、天萬豐日天皇とこそは正しく出でたりけれ、然る異なる御名は出で給はぬ者をや、口に任せたる杜撰なる者なり、又此御紀を孝德天皇天智天皇の大御世の史の手に出づとは何に據りて云へるにか、已に古事記は和銅五年に書かれたる者なるに、譬へば伊邪那岐命伊邪那美命と有るを、御紀には伊弉諾尊伊弉冉尊と作れたる如き、同じ大朝臣も此御紀の撰に仕奉れるに、然至貴曰尊、自餘曰命の文法に從ひ改たるを以て、御紀の御撰有りし時に古を改られたる事灼然なり、）

〇天安河邊は、四神出生章第六一書に伊弉諾尊の拔所帶十握劒、斬軻遇突智爲三段、此各化成神也、復劒

以至奥、言陳云天安河邊所在五百箇磐石也、」と所見たる其磐にて、後[illegible]の天岩戸に、其第三一書には、天安河と有る其[illegible]る由[illegible]十三に云へるが如し、但其は河水に用有りて河邊には用無きを、此は河水に用無くして河邊に用有るは諸神[illegible]の群集ふ處なればなり、[illegible]此を古事記には天の安河原と見え、古語拾遺にも天八湍河原と有るなり、」此を第二一書には天岩窟に八十萬神於天高市と有り、天高市の事は其書の傳十八卷に云ふべし、又此湍の事し事は已に傳八卷に註せりき」[illegible]此天安河邊を以て其岩と成せる所由はしも、四神出生章第二一書に天照大神その生坐し坐せる[illegible]に、火神軻遇突智の生出でませ給へりしを、第六一書に高天原の御事の御作し坐しけるに、一連く其首の天に登上りて天安河邊と成れりける趾に、其火産靈神の御體より御在し化せるより、天照す日御國の主神なむ此高天原に明坐き給りけらし、若し此に日大神の岩戸籠り御座し坐しゝかば、其大神に隨從奉らせる火神に全せば、共に隱ろひ坐しける事は、世中は常闇なるを以て知るべきなり、然れども八百萬神等の云合すとは無くて、此天安河邊に神集ひに集ひ給へるを以て知られたり、然して夜萬物之妖悉發と云へる如き妖々しき事は、上に云へる如く黄泉に隔る妖鬼の所爲にし有りければ、其物共の甚く異るゝ由縁有る事なるが爲になむ有りける、（然して其火産靈神の生坐せるを、天照大神より後なりと云ふは、前火祭詞に[illegible]奈美命子[illegible]火結神生給ひと有るにて著ければ、第二一書在意なる事傳七卷に云へるが如し、猶又天照大神の御岩籠の時に生坐せると云ふは誤にて、二柱御祖神の生坐せる時なむ其座しかりける事を辨ふ可かりける、）（會合は、進集都度比と訓めり、傳十八に云へるが如く其第一一書の會字を加牟都度閇閇都度閇坐と訓めるに合せて、此も志都度比を併せ訓むべし、古事記に、是以八百萬神、於天安之河原、

神集集而と有る下に、訓集云都度比と有る是なり、記傳八（二十二丁）に、此は誰神の命とも無く、唯自然集へる故に都度比と訓めり」と云はれたるが如し、偖此八百萬神の神集ひ坐せる其始は、傳十三伊弉諾大神の登天報命の下に云へるが如く、二柱御祖神共に生坐せりし御子神等の限はしも、悉に此より以前に其大神に陪從ひ奉りて、上天に參昇らせ給ひ、日之少宮に留り御住し坐しけむが、悉く此に會合はせ給へるにこそ有るべかりけれ、若く此御時よりり、正身を天照國に留めて永ぶるに、高光る日宮に仕奉り侍らはせ給へる御事にぞ、有るべかるらしとなむ伺ひ奉らるゝ御事なりかし、（又元より天上にて、天照大神の天津朝廷に侍給ふ神等は、猶更の御事なり、又故有りて、此顯國に留り御住し坐せる神等の參集へるも有るべく、如何にしても凡世中に在りと有らゆる神等の悉くに參集ひ給へりしなり」）偖此を第二一書には、故會二八十萬神於天高市一而問之と有り、此にては何れか尊貴る神有りて令に會給へる趣なり、此に打合へるは古語拾遺に、高皇産靈神會二八十萬神於天八湍河原一議レ奉レ謝之方一と有る是なり、此に附辨有り、古史徴、第四十四段に、「此事實の上より思ふにも、天照大御神の幽居して甚じき凶事の起れるなれば、八百萬神等誰集へねども集ひたりけむ事に、信に然有るべき事なり、偖然己自に集ひたる上にて、其上首たる神は高皇靈神に坐す事此又論ひ無し、故古事記に、高御産巣日神之子思金神令レ思と有るは、此神の令レ思たるなり、然るを其記に、此神之命以而と云はざるは記し漏したるなり、例を云はゞ下文に召二天兒屋命布刀玉命一而云々、令二占合麻迦那波一而と有るを思ふ可し、此時高皇産靈神神皇産靈神も集ひ坐しけむ事は言無きを、殊に召して令せ給へる事は、高皇靈神に坐さずは何れの神の御事とは爲む」と云はれたるは、甚々諦なる論にこそなむ有りける、（然れば其傳に任せて此をも言

今八十萬神等天安河邊に會ひて議りたまへるなむ有りける、故其處にては又の件に會合る面白比とは思ほしけむかと
よ、其は紀直君の如く心得て有るべき者なりかし、(猶又高皇産靈尊の、此頃に會合は坐坐へる御事にて
何にそも思ふらむ人も有りなめども、已に海上に逃ぎ去れる如く、四神出生章の十二書に、疫病の流出でたるを、
于時天照大神勅之曰、若有間隙見汝生子、宜面話之也と見えたるに、古事記には、故天照大御神令[illegible]
神と見え、上件の段にて係る六神の中に、高御産巢日神の御名を先せるを、假式には御神八神と有れば、其大神等も
共に物事を議り給へりし御事著明く、此を通して又寶鏡出現章の六一書に、少彦名命の御事を白上たるに、于時高皇産
靈尊聞之而曰、(中略)宜愛而養之と有るぞ、古事記には、神産巢日御祖命の御許に白したるに、二柱に
ての御事なれども大に御心の含を以て傳へたるなり、又天孫降臨章の段略は、天照大神の大御命に依りて、高皇産靈尊
の思を致ごろ給へる趣なるに、出雲國造神賀詞には高天能神王高御魂命の皇御孫命に云々と見えたるが如く、高天原にての神議
の御事共は、其二大神の取り所知看する御事なるは、祝詞に高天原に神留坐皇親神漏岐神漏美命以て八百萬
神等を神集へ集へ賜ひ神議り議り賜ひて云々と云へる意なれば、此は世中の大善事の至極に在りて、大善事の發端と成る所にし
有りければ、八百萬神の己自集へるにも有れ、其御事は行ずるに、高皇産靈尊の大御命たらずは得有るべ
からぬ御事になむ有りける、其は右の拾遺に、[illegible]と云ふ事を以上に一夜[illegible]也と有り、天日の光[illegible]て世は常
夜往けるに、然る禍を[illegible]間に流出ることなど、[illegible]と云ふ神功ならずは如何にして容易く[illegible]以て出來
る事を得む、此一事を以ても、今度の萬の事共には、專ら其大神等の御心なる事、多在りぬべき御事なりかし。(但

此二大神はしも、二柱御祖神の初天降り坐しゝより後に、復命し給へる程の七八年に渡らせ給へるを、此御子と坐す天照大御神の御命に然労らせ給ふ可くも非ざるが如く思ふ人も有りなめども、其は偏ひたる意になむ有りける、天孫降臨章第二一書には、高皇産霊尊因勅曰、吾則起樹天津神籬及天津磐境、當爲吾孫奉齋矣、汝天兒屋命太玉命、宜持天津神籬、降於葦原中國、亦爲吾孫奉齋焉と有るは、天社國社を祀祭る御政を事始め定めさせ給へるに御在し坐さむや、此を以て然る疑は解くべき者になむ有りける）（可禱に、伊能理麻都流倍伎と定めて訓むべきなり、下に相與致祈禱焉と有る祈禱の字も然訓めり、又は第三一書に、廣厚稱辭祈啓焉と有るに依りて、能美麻都流倍伎と訓む可く、又古事記石屋戸段に、禱白而と有るに隨ひて、能岐麻都流倍伎と訓みつ可く、又此第一一書に、作擣禱也と有るに例して、波岐麻都流倍伎とも訓みて、各其義違ふ可からざれども、此は伊能流の方然る可くなむ有りける、景行天皇十二年御紀に、天皇祈之曰、（中略）是時禱神者云々、神功皇后御紀に、奉親禱神祇など見えたり、履仲天皇五年御紀に、禱而不祠と有るが如く、禱は祈願ふ事、祠は祭祀を行ふを云ふなり、萬葉二（三十八丁）に、哭澤之、神社爾、三輪須惠、雖祈、十三（十八丁）に、天地之、神祇乎禱祈、又或本歌に、天地之、神乎曾吾乞、又（十九丁）乾坤乃、神乎禱而、又或本歌に、玄黄之、神祇二衣吾祈、二十（二十七丁）に、阿良備布理、可志麻能可美乎、伊能利都々、又（二十八丁）阿米都知乃、可美乎伊乃里弖、又（三十二丁）阿米都知乃、以都倶乃可美乎、以乃里弖、又（三十八丁）須賣乃美能、宇豆乃美前尓、奴佐麻都利、伊能里麻乎之弖、名義抄に禱を伊能理、又許布とも訓めり、此は斯言の義にて、其由緒を指す神に一向に願思ふ事を言申す義と聞えたり、

言名轉[illegible]也と云へれども、古事記て可叫、又上言は是にて是は歎しむの言なりと云へるは、例の上古事に困はる言にして、云ふにも足らざる言なり、新撰字鏡に歎を[illegible]と訓めり、名義抄に、[illegible]をも[illegible]、嗟をも訓なり、[illegible]よ言なる、嗟をも歎をも、噫をも訓めり、字又に、嗟は[illegible]也と見えたり、）又[illegible]と云ふは、[illegible]には新撰と所謂、文字に引ける、[illegible]と有る[illegible]なり、古事記に、此の事を[illegible]と有るを併せ、[illegible]天皇七年紀に、[illegible]、[illegible]門面[illegible]之口、（下略）又十年の所に、[illegible]日、我君と[illegible]て、下に、[illegible]、又四十八年の下に、[illegible]、又神功皇后紀に、[illegible]の所に、[illegible]叩頭之日云々、自[illegible]、叩頭而後白云々、且四十六年[illegible]紀に、[illegible]（中略）[illegible]見え、古事記[illegible]に、其[illegible]（中略）[illegible]有る。叩頭又は稽首の字を宛るは[illegible]に、叩頭[illegible]、叩頭、[illegible]と有るが如く、[illegible]、[illegible]叩頭日、我君と云ふるは、[illegible]云ふ所[illegible]、[illegible]と云ふ謂有る、其と同じく[illegible]と云ふ義にて、[illegible]の[illegible]云ふにぞ有りける、又[illegible]には、[illegible]日手[illegible]、[illegible]と有るには、[illegible]を[illegible]と謂めり、萬葉十一（五十一丁）に[illegible]、[illegible]、五（四十丁）に、天神、[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]加甲、可加[illegible]、可[illegible]利毛[illegible]乃、[illegible]、乞[illegible]、又、[illegible]十七（四十四丁）に、[illegible]、又（四十六丁）に、[illegible]、之[illegible]己比那[illegible]、二十（六十丁）に、安[illegible]乃、[illegible]と有るなど、皆古言の例なり、又

奴加豆久は、右の左卷なる布之毛額拜を始として四(三十二丁)に、不相念、人乎思者、大寺之、餓鬼之後、額衝如と有り、又源氏夕顔(二十一丁)に「御嶽精進にや有らむ、只翁びたる聲に額突ぞ聞ゆる」と有るを、或抄に、額突也とも額突なりとも、稽首也とも額拜なりとも、諸抄に註され、總角(八十丁)に「常不經をなむ禮拜侍るなど申すに、又中門の許に居て甚尊く額久」と有るを、諸抄に額は拜の事なりと註されたり、即額を以て地を突て拜む時の態倒なるを云ふ義なれば、能泥の言に能合へる者なるなり、(名義抄に、額を訓布、又伊能頂、又牟久由、又嶋賀波久婆又伊登米と訓めり、此には能泥と云ふ訓無けれど、古書に、祈をも禱をも、能泥と云ふ事常なり、好をも能泥と云ふは此面耳の義なり、祈を能泥と云ふなど、共に同じくして皆其事の心唯一途なる義なるなり、此能泥又奴加豆久の事、猶傳卅卷に云ふべし、)又禱を高岐流と訓むは、古記に招禱訓爲禱伎と云へる是なり、又古事記に、有屋戸伎、又天御壽殿に、禱白面と有るを、傳に伸岐白面と訓まれたり、同の義なり、出雲風土記に、佐加比比支命、國者御子阿須羅神御子命者、所亡弓箭出來願坐、又天神壽詞給、皆御子坐出、夢爾願坐、高貫國(二十四丁)に、秋百夜乎、願鶴鴨、五(三十八丁)に、栲縄能、千尋爾何等、壽久良志都、十一(二十八丁)に、千石使、神社乎、不禱日者無、又、神社乎、不禱日者無、二十(五十二丁)に、奈保之加豆比都、知等世能伊乃知乎などあり、和名抄に、巫を加牟奈岐、覡を乎乃古加牟奈岐と有る、加牟奈岐は神禱の義にて神社に仕奉る禰宜なり、今俗に引ける古記に、禰宜等申辭者幹不使聞也と有るが如く、其願辭を神に聞達る由の職名なるなり、其に合せて禰宜とは音舉の義にて言を擧げて神に乞求むる謂なるを知るべし、又此より出て人を勞ふ義なる一種有り、景行天皇十二年御

紀に、酒殿野之酒殿山と云も見え有るを、豐後風土記に、天皇親欲伐之此賊、在於茲野、勅兵衆、因謂之酒殿野是也、古事記開化段に天皇詔小碓命、何汝兄於朝夕之大御食不參出來、專汝泥疑教覺、又萬葉六（二十五丁）に、食國、遠乃朝廷爾、汝等之、如是退去者、平久、吾者將遊、手抱而、我者將御在、天皇朕、宇頭乃御手以、掻撫曾、禰宜賜、打撫曾、禰宜賜、將還來日、相飲酒曾、此豐御酒者など有る禰宜は元來上の禰具より轉れる者なり、（右の萬葉十一に、禰を禰具と云ふ證を得べし、若て其は願の義に同じきが、其事を乞求むるが爲に、音を擧でるにてぞ有りける、天台の釋に、在表請是禱頓と見えたり、）又禱を壹岐嶋都流と訓みても通ゆれば、此第二一書に、宜闕之宮神之前、而不招禱也と有る、其に合せて、古事記天降段に、其遠岐斯八尺勾璁鏡と有るは招禱と云ふ義なるなり、此下に作俳優と有るは、此招にて嘯樂て神を慰ふる爲て、大神を誘へり奉るを云へり、海宮遊行章第八一書に、天孫宜、在濱渚、以作風招、風招即嘯也、如此則吾起瀛風邊風、以奔波溺惱と有る、招は誘ふなり、起は共に擧ふるなり、舒明天皇六年紀に便即招逸鳥人云々（第九丁）、萬葉十九（十七丁）に、梅花、手折乎伎都追、遊爾可有、又（二十三丁）月立之、日欲里乎伎都追、敲自努比、麻低騰伎奈可奴、霍公鳥可母、又、神樂韓神歌に三島木綿肩に取掛け我韓神の加良袁岐せむや加良袁岐せむや、と有るを、體源抄に、加良袁岐は持たる荻を云ふにや、清暑堂の御神樂の試樂清暑堂にて行はるゝ時、人長枯れたる荻の枝を持つ事有り、是秘事なり」と見え、源語（若菜下卷）に「若やかなる上達部は、肩脫て（中略）見ゆる冬、共に蒼白く、枯れたる荻を高やかに、挿頭挿て、唯一返り舞ひて入りぬるは甚面白く、飽かずぞ有りける」と云ふ招に枯荻を云係けたるなり、下に云へる考合すべし、是等右の招禱（サキマツリ）は哀

岐の假字なる證なり、又和名抄に、菝、和名手木と有るは、當に其葉の低昂なる狀物を招くに類たるを以て云ふ稱なり、又同抄に、蚇蠖、和名手岐無之、屈伸蟲也と有るなども右に同じ義の名なり、又神武天皇御紀に、誘、儛而取之と有るを始として、御紀に多く誘を袁許豆流とも、又和加豆利とも訓めるは招釣の義なり、源氏【門巻】に袁許豆理取らむの心にて、欺き給ふ」と見え、古今六帖第五思煩らふと云ふ題にて「仇人の袁許豆理竿の危ふさに、承引く事の難くも有るかな」又賀茂保憲女集にも、袁許招理竿に掛れる云々と有るなど、釣竿に係けて云へるなども、招き寄する義にて右の袁其に出でたるにて、皆同じ意なる者なりかし、（名義抄に、招を麻禰久、又登流、又阿官氏など云ふ訓見え、誘に佐曾布、又須々牟、又遠許豆流、又美知毘久などの訓有り、又字鏡集に、唆をも、倭をも、袁許豆利と訓み、又機字を袁許豆利とも和加豆利とも訓みたり、右の如く招を袁其と訓むは、濁れゝども、袁許豆流の袁許は清みて訓むと見ゆ、）○方は古語拾遺に、議ニ奉ㇾ謝之方ーと有るをも、共に佐麻と訓めり、此は日神を招き奉らむ行事作法を云ふなり、寶劒出現章第六一書に、爲ニ顯見蒼生及畜産、則定ニ其療病之方、又爲ㇾ攘ニ鳥獸昆蟲之災異、則定ニ其禁厭之法 と見えて、右には方と法とを相對へたる、此を以て此の方は、即ち法なる事を知るべきなり、故に豈に諸神等の各々相共に種々の作法を成して、其隱坐しゝ天照大神の大御心を取り奉りて、磐戸より出だし奉らむと爲る事共皆此に謂ゆる方にて、即ち奉禱之方なる者なり、（此作麻と云ふ事の委しき由は、傳十五卷語之状と有る下に云へり、但其の状は狀態なり、其の方は方術にて即ち法則なり、）○計は波加理佗と訓むべし、即古語拾遺に、議ニ奉ㇾ謝之方ーと有る是なり、古事記御天降段に、神ニ集八百萬神ー集而、思金神令ㇾ思而詔、（中略）爾思金神及八百萬神議白之、

云々と有るも見えて、又[illegible]同に、以天津日嗣云々、大殿同に、八百萬神等乎神集々賜比、神議々賜氐、塞卽祟神等に[illegible]、此三三十六丁に八百萬、千萬神之、神[illegible]、[illegible]文は中文に分たるるを、字に見え[illegible]、一文は文道に謨をも云ひ、[illegible]、又[illegible]、[illegible]き、又は諸々の議々を、集めて[illegible]、[illegible]と同じ、依此に謀有るべし、彼の高皇産靈尊神皇産靈尊と申し奉る二柱の大神ぞはしき、已に伊弉諾伊弉冊尊二柱御祖神の、國土降り御在し坐しける時に、御事依しの御事は更なり、世中に在りとし有らゆる萬の物をさへ、始めさせ御在し坐して、天地の底極の内に、又無く尊き高き神に御在し坐すなるに、世に有る限の事はしも、何れの事をか知し看さず御在し坐す有らむ、又如何なる事をか成し出でさせ給はず御在し坐さざらむ、然るを、此に天照大御神の磐戸隱れ御在し坐しけるに、八百萬神等を神集へに集へさせ御在し坐して、神議りに議らせ御在し坐すとき、諸神等に汝は何事を爲す可し、汝は何物を造る可しと其事に堪へたる事共を、直に掟てて命せ給ふ可き御事なるに、然各々其神々の智る所を問ひ申し下させ、御在し坐して其計る所に因準はせさせ給へるなむ、實に高皇産靈神の高皇産靈神たる所以になむ御在し坐しける其は此に思兼神の思慮の計、御在し坐しけるも手力雄神の踏し破る手力御在し坐すも、其本をと云へば思兼有る神と成し、手力有る神と成し給へるも、皆此の高皇産靈神の高皇産靈を以て、其神と成し出でさせ給ひ置かして、其思兼の智慮を用ふ可く、手力の實をも用ふ可き時なるが故に、各其の神々の功を令レ立給へる大御神業となむ見えさせ御在し坐々しける、斯く

して其出來上りの能く相整ひ成りて、其謀に合へる、卽ち彼天地を預め造らせ御在し坐す皇産靈神の、御功になむ御在し坐しける御事なるはや、若て此は天照太神の天地の間に、二無く諸神の上として貴く高く渡らせ給ひ、八百萬千萬神は、悉に天照太神に從ひ奉る可き事の定まる所にして、神代の久しき間に取りては、此御時はかり大なる清事はしも非ざりければ、甚々せ事無かりし御時なりしからに、常は隱身に御在し坐せる太神も、顯身と現はれさせ御在し坐して、然る神議の場に共々に相揚させはらせ御在し坐す御事になむ有りける、（斯りける妙なる御旨の御在し坐さむとは得知ずて、或者高皇産靈神者臣之長也、故率會八十萬神、以議日神奉出之方也など云へるは甚々惡む可き妄說なり、甚可畏くなむ）

故思兼神深謀遠慮。遂聚常世之長鳴鳥使互長鳴。亦以手力雄神立磐戸之側而。中臣連遠祖天兒屋命。忌部遠祖太玉命。掘天香山之五百箇眞坂樹而。上枝懸八坂瓊之五百箇御統。中枝懸八咫鏡。（一云眞經津鏡）下枝懸青和幣（和幣此云尼枳底）白和幣。相與致其祈禱焉。

古事記傳に、安思兼神深思遠慮議日と有りて、此に種々の幣帛を設け作る事有り、此に其物語傳云々と云ひて、下に其を裝飾り奉るより始めて、此に其布刀詔戸する方を列ね、終に備へ畢、其祈所謂と云ふ事見えたり、此にては猶て

此書なる支度の粗略なれば、其中臣齋部とは、其より以下の卿等の所見なり、右の趣なれば、上下に照し合せ、前後に各見合せ有りて書なしたるを、此には行に其可時之方とは有りながら、其相引れる状は略けられずして、拾遺に齋部廣成、其祖所謂と有る件々のみ有りて、其中を云はれざるは故思兼神深謀遠慮と有る所に較めて、文章を甚々約めたれずなり、若て式に一書には、故令ニ八十萬神於天高市、而問之時、（中略）乃思而白曰、宜下圖ニ造彼神之象、而奉ニ招禱ニ也と有りて、此は唯其物を設け作るのみを擧げて、卿等の事をば云はず、又第二一書には、其を造ニ卿等とを令せ云へりとも、亦省りに下略せるに過ぎて、相將ふ可き所無く、第三一書には、齋部遠祖の時の支度を云ふのみことを言ひけれ、其支度の事をも兼ねたるが如くして、此も亦全しからざる者なり、然れば此段の首尾の宜しく整へる状なるは、古語拾遺最宜しく、次では古事記なり、正しく旋望相言通りて聞えたりける、一其文は次々に引て論ふべし、書紀本紀に至りては、彼此取合せて文を成せる者から、其段落を見さくる所に文を闕からざる事のみを擧げけり。」緒此は卿等の一段にては有れども、其思兼神の思慮給へりし支度周匝の概略より、をも心得ずては其趣を盡し難かるを、右の如く處々に散在して、各一に統る事能はざるなり、其古事記古語拾遺の如きも、唯其首のみにては事行かず、これを以て今其段々を失亂て、更に云はむとす、先上に引ける拾遺の思兼神深謀思遠慮議曰の文につきて、宜令太玉神率諸部神造和幣と有るは、以下應物を備の十綱を、此に先づ云へるなるが、造和幣と有るは今本の誤なり、其は次に令長白羽神種麻以爲青和幣、（古語、爾伎弖）令天日鷲神（中略）以作白和幣と有るより云ひて、次布和衣等を令造給へるも太玉命の率給へる諸部神の作業にし有れば、此は和幣に

は有るべからず、若和幣を云ふならむには、此下にこそは古語爾伎氐と云ふ註をも置かる可きに、次なる青和幣の下に、然る訓註有るを以ても、何れか字を誤れる事著明くなむ有りける、其下には、其物既備、掘二天香山之五百箇眞賢木一、而上枝懸レ玉、中枝懸レ鏡、下枝懸二青和幣白和幣一、令二太玉命捧持稱讃一と有るは、古事記に此種々物者、布刀玉命布刀御幣登取持而云々と有るに相當れる所にて　此の第三ノ一書にも其幣帛の事を云ひて、乃使二忌部首遠祖太玉命執取一と見えたる是なれば、右の拾遺に、造二和幣一と有るは、決く造二幣帛一を誤れるになむ有りける、然れば首に、宜レ令下太玉神率二諸部神一造中幣帛上と先づ云ひ置きて、此より下に各々持別けて、其幣帛を作備ふる件々を云はむ料に置けるなれば、青和幣白和幣の如きも其幣帛の一種なり、此一種を以て如何は、太玉命の職掌とは定む可からむ、其上其神武天皇段に、令下天富命率二齋部諸氏一、作中種々神寶上、鏡玉矛盾木綿麻等と見え、又當二此時一帝之與レ神其際未レ遠、同レ殿共レ床以レ此爲レ常、故神物官物亦未二分別一、宮内立レ藏號二齋藏一、令二齋部氏永任二其職一、又令下天富命率二供作諸氏一造中作大幣上と有る、其事の權輿是に在るを以て、其原を推す時は右の造二和幣一は造二幣帛一の誤なる事を曉る可くなむ有りける、第二ノ一書にも、忌部遠祖太玉者造幣と有るも、專ら其摠裁として仕奉られし趣なるが、摠ての幣帛を司り給へるにこそ有りけれ、青和幣白和幣の類を作れるになむ非ざりける、尚證と爲すべきは、其首に太玉命所レ率神名曰二天日鷲命手置帆負命彦狭知命櫛明玉命天目一箇命一と有るは、右に引ける太玉命率二諸部神一と有る神等にて、此に供作諸氏と見えたる其祖神等に御在し坐す事を思はゞ、其疑ひ無からまし。　猶其具例に造り奉れるは、眞と鏡と日矛の三品なり、第一ノ一書に、有二高皇産靈尊之息思兼神云者一、有二思慮之智一、乃思而白曰、宜三圖二造彼神之

象一而奉ニ招禱一也、故即以ニ石凝姥一爲ニ冶工一、採ニ天香山之金一以作ニ日矛一、又全剝ニ眞名鹿之皮一以作ニ天羽鞴一、用レ此奉
造之神、是即紀伊國所坐日前神也と見えたる如く、大神の御鏡を鑄造り損ひ奉りむと有る、此を以て其最初に造
りし御鏡の用ゐられざりし、第二の書にも、是乃使ニ鏡作部遠祖天糠戸者造一レ鏡と見え、第三の書にも、上枝懸ニ以鏡
作遠祖天抜戸兒石凝戸邊所作八咫鏡一と有りて、上の事を先にし、古事記も右の傳と共に同じくして、思金神令
思而云々、取ニ天安河之河上之天堅石一、取ニ天金山之鐵一而、求ニ鍛人天津麻羅一而、科ニ伊斯許理度賣命一令レ作レ鏡と見え
たる、此に天糠戸神の事は見えざり、其鍛人天津麻羅を求めて、伊斯許理度賣命に科するも、其神の同じ名として鏡
作鏡之祖なる由、傳十六に云へるが如し、又古語拾遺にも、仍令ニ石凝姥神一（天糠戸命之子、作鏡遠祖也）取ニ天
香山銅一、以鑄ニ日像之鏡一（中略）於是從ニ思兼神議一、令ニ石凝姥神鑄ニ日像之鏡一、初度所鑄少不レ合レ意、（是紀伊國日
前神也）、次度所鑄其状美麗、（是伊勢大神也）と有るが如く、諸説共に合ひて、鏡を造り奉る事に最初に鑄造
へる由なるは、日前神の御象として齋奉りて、其御戸より招出し奉らむとの神議にぞ因れりける、（古事記に、
於是天照大御神以爲レ怪、細ニ開天石屋戸一而、云々、如此言之間、天兒屋命布刀玉命、指ニ出其鏡一、示ニ奉天照大御神一
之時、天照大御神逾思レ奇而、稍自レ戸出而臨坐之時、其所ニ隱立一之天手力男神、取ニ其御手一引出と見え、古語拾遺
に、）、爾乃太玉命以ニ廣厚稱詞一啓曰、吾之所レ捧寶鏡明麗、恰如ニ汝命一、乞開レ戸而御焉、
爰令ニ天手力雄神一引ニ啓其扉一、遷ニ坐新殿一、と有るは、思兼神の思慮の此に在れるなれば、鏡を以て第一義と爲る謂の
其なり、御鏡を此に作り仕へ奉れるは、傳十三、十六にも既云へるが如く、此御時にて有りけり、其は右に引ける古事

記に、求鍛冶天津麻羅而、科伊斯許理度賣命、令作鏡と見えたる天津麻羅は、天目一箇命の亦名なり、此に合せて古語拾遺に、令天目一箇神作雜刀斧及鐵鐸（古語、佐那伎）と有るが、此には獨立ちて雜刀を作り給へるが如くも見ゆれども、右の古事記の文に依る時は、石凝姥命の相槌と成らせ給へるにて、其内にも石凝姥命は日像之鏡と日矛を主と作り給ひ、天目一箇命は御劍と日矛に著くべき鐵鐸とを、持別けて作り給へるにぞ有りける、偖此御劍は、謂ゆる草薙御劍に御在し坐す御事は、神川上天淵記に、素戔嗚尊奉獻天照大神、大神曰、我昔在天岩屋時、落江州伊布貴山、是我劍也と見えたる、斯文にて明らかなれば、此御時に落散ぼひ亡たるにたお有りける、古語拾遺崇神天皇段に、漸畏神威、同殿不安、故更令齋部氏率石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏、更鑄鏡造劍と有る、此文に照して辨ふ可き事なり、其は寶劍出現章の事二十一に云ふを合せ讀みて知るべき者なりかし、偖此劍は鏡と同じく、其に所見たる眞坂樹に懸けたりし所たる者なり、（其事は景行天皇十二年御紀に、神夏磯媛參向天皇之使者、則拔磯津山賢木、以上枝挂八握劍、中枝挂八咫鏡、下枝挂八尺瓊云々と見え、又仲哀天皇八年御紀に、岡縣主祖熊鰐、聞天皇之車駕、豫拔取五百枝賢木、以立九尋船之舳、而上枝掛白銅鏡、中枝掛十握劍、下枝掛八尺瓊と有り、又次に筑紫伊覩縣主祖五十迹手、聞天皇之行、拔取五百枝賢木、立于船之舳艫、上枝掛八尺瓊、中枝掛白銅鏡、下枝掛十握劍云々とも有りて、上古には鏡劍玉を並べ掛けて、幣物に奉れる事にぞ、其は此に本書けるを以て知るべし、）日矛は此に天鈿女命則手持茅纏之矟と見え、古語拾遺に手持著鐸之矛と有る是なり、其を日矛と云ふは、私記に作此矛之形、似圖日像、故加云日矛と見え、又案其情、矛之鋒付之、圖日像之由日

矛鐸と見えたるが如く、矛を作りて其鐸に、鏡にも日像を鑄たる理を附けたるが故に、日矛とは云ふにて、鏡を矛につけたるを天璽とも云ふに異ならずと云ふ可きなり、又其神たちにまを齋ひたりし故に、矛鋒之前と云ひ、鏡鋒を附けたるを以て、書に鏡矛とは云へるにて、皆一物にして異名有るなり、紀伊國神社考に引ける日前大神宮社家傳記に、日前國懸兩大神者、天照大神之前御靈、而神明之最上也、（中略、神代紀一書文、八十萬神、以二石凝姥命一爲二冶工一、採二天香山金一、以鑄二日前面所一レ奉レ圖二造之一、日像日矛是也、一說案者、鏡與二日矛一二物之義、異二禮體一云々と云へる、大字は傳記の文なり、小字は撰者の說なるが、實に其たる傳說とたむ所思ありける、倭姫文抄に載せたる大倭本紀に、天皇之始天降來之時、共副護斎鏡三面に寶一合也、此云一鏡者天照大神之御靈名云天懸大神也、今伊勢國高崇敬祭大神也、一鏡者天照大神之前御靈名云國懸大神、今紀伊國名草宮崇敬祭大神也、一鏡者豐受大神御食津神、朝夕之饌、向佐々日宮崇祭大神、今在度會宮崇祭大神也と有るを、年中行事秘抄に引ける舊記に、寶所三所、一所鏡（即云伊勢國御神）一所貫形（長六寸許也）一所鏡（紀伊國御神）と有る、一所貫形（長六寸許也）と有るなむ、所謂る眞經津鏡にて、御食津神の御形にて、伊勢國度會宮の御裝束たるが、右の矛鋒と云ふも、此日矛に當たるにて、彼寶鏡之矛とも云へりし御靈たらむと思ゆるを以て、又思ひみれば其に既に此日矛に寄け給へりし矛と聞ゆなりて、其日像の御鏡を以て、御食津神と同殿に祭られては有りけれども、猶古名を傳へて日矛とは申し奉れるにこそ、〔倍上に已に引ける古語拾遺に、初度所鑄少不レ合レ意、〔是紀伊國日前神也、次度所鑄其狀美麗、是伊勢大神也と云へるは、唯二面の鏡の事にて、日前のは國懸大神、伊勢なるは天照太神と申す鏡者に御座し坐す事、右の大倭本紀に

て甚明らかなるを、彼兵徳御記に、一呼真形長六寸許と有るは、御食津神の御なる事を考へ漏らされたるから、少不レ合レ意を古史第四十五段に少而不レ合二吾神之意一と云ひ換へ、又第百三十四段に、次天懸大神、國懸大神者、拜二祭木國名草宮一と有るは共に甚じき誤なるが上に、其第四十五段後に、御紀の日矛を甚く違ひて取られざりしは、其資レ鏡之矛と一なる物を別物に思ひ誤られたる者になむ）其又は八坂瓊之曲玉なり、古事記令レ作二鏡一の文に科二玉祖命一令レ作二八尺勾璁之五百津之御須麻流之珠一と有る是なり、書紀には第二一書天糠戸神をして鏡を造らしめ給へるに次きて忌部遠祖太玉者造レ幣と有れども、其上に云へる如く、其時に云ひる、齋部の事なり、璁義とおぼえ、祈く次れば別にして、其其遺の文と云ふは、玉作部遠祖豐玉者造レ玉と有る是なり、第三一書には、上枝懸下以鏡作遠祖天抜戸兒石凝戸邊所レ作八咫鏡一、中枝懸下以玉作遠祖伊弉諾尊兒天明玉所レ作八坂瓊之曲玉一と有る、是は上枝中枝下枝と云ふ次第に依る事なれば、正書に上枝に玉、中枝に鏡と云ふ方べきも有れば、鏡と偽るに足らざるが如しと云へども、其亂れしを寄に辨の印象として仕奉る所なれば、造り奉る事も其の序に識、次に玉と云ふ由を以て記されたる事、一々に正遠古の古き書にたるを以て鏡と偽べくなむ有りける、古語拾遺にも、令二櫛明玉命作二八坂瓊之五百箇御統玉一とは有れども、青和幣白和幣文布和衣の後に在れば、文の次第の錯まれる事著明き者になむ有りける、（其掛る次序を以て前後を云ふべからざるは本よりの事ながら、正書拾遺共に、下枝懸二青和幣白和幣一と見え、第三一書にも、下枝には木綿を懸けたる由なる是なり、）石作鏡玉製日矛を令レ造給へし次第なり、若て此に下枝懸二青和幣白和幣一と云ふ事有り、古語拾遺に、鏡の次、玉の前に在るは錯れるにて、實には鏡玉を合せて後の事なるを、今二其白羽神一（伊勢國麻續祖、今俗、衣

服白羽之白羽（此其縁也）」種麻以爲青和幣（古語、爾伎弖）」令天日鷲神以津咋見神」穀木種殖之、以作白和幣」（是木綿也」以上二物一夜蕃茂也」令天羽槌雄神（倭文遠祖也）織文布」令天棚機姫神織神衣」所謂和衣（古語爾伎多倍）」と見えたる」是在は顯に明き文なり」然るに此第三一書には、下枝懸以粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿」と有りて、此木綿は白和幣の事にして唯一種のみなり、古事記にも右に引ける如くなれば、其も青和幣白和幣の二種のみ有り、然れども拾遺に其支度を云へるに、右の如く青和幣白和幣荒衣和衣の四種有る上は、但に下枝に懸けたる事には有れども、凡て古書は多く其主と立つべき重き物一を云ひて、餘りを略ける者なれば、右の四種其に取懸たる事云ふも更なり、古語拾遺に右の四種を織作れる事を云ひながら、其に對へて下には下枝懸青和幣白和幣」と有るを以て、其然る所以を知るべくなむ有りける。其は上にも云へるが如く、此時已に萬幣製ら出來て懸けられたる者ながら、近江國伊布貴山に取茄させ給ひける故にや、省きて記されざるなどの類諸にも多在る事共なり）若て第二一書には鏡玉を造らるゝ事有りて、次に又使山雷者採五百箇眞坂樹八十玉籤」野槌者」採五百箇野薦八十玉籤」と有る、此五百箇眞坂樹は此に中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命」掘天香山之五百箇眞坂樹」而上枝懸八坂瓊之五百箇御統」中枝懸八咫鏡」（一云眞經津鏡」下枝懸青和幣白和幣」相與致其祈禱焉」と見えたる、是は天兒屋命、太玉命二神の掘給へるが如くなれども、古事記に此種々物者布刀玉命」布刀御幣登取持而」天兒屋命布刀詔戸言禱白而」と有れば、太御幣と取持けるは太玉命にして、太祝詞言禱白し給へるこそ有りけれ、其を自ら掘給へりと云ふにはあらざれば、必す右の眞坂樹は傳十九五百箇眞坂樹八十玉籤の下に引ける古事記に」此の事を使令ゝ山雷者採」天香山之五百箇眞

賢木ニ云々と有る如く、此は山雷神の掘給へるなる可き事、照し見て曉る可き者なり、次に五百箇野薦者茅也と註せる、實に然る言にて、此に謂ゆる茅纏之矟などを裝ふ料なる可き事云ふも更なり、（但上に云へるが如く古語拾遺には此を著レ鐸之矛と云へり、俗其鐸は令三天目一箇神作二雑刀斧鐵鐸一と、上に已に合せて有り、）有の事共乞て古語拾遺に、令下手置帆負彦狹知二神・以二天御量一、（大小斤雜器等之名也、）伐二大峽小峽之材一而、造二瑞殿一、古語、美豆能美阿良可一、兼作中御笠及矛盾上と有る、此は下に云へる如く、此次に令下天手力雄神引二啓其扉一遷中座新殿上と見えたる新宮の御事にて、手置帆負彦狹知二神の造り奉る所なりと雖も、山より材を伐り野より草を刈る事はしも、正しく有の山雷神野槌神二柱の御所爲にこそ有りけらし。其は儀式大嘗祭儀に、各爲レ採二大嘗宮御殿料材一、向二卜食山一祭二山神一（中略）次各爲レ芟二同殿料萱一、向二卜食野一祭二野神一（下略）と有るが如く、材木萱草の爲に、山野の神等を祭る事にては有れども、其は人の世の事にこそ有りけれ、此にては、皇太神を磐戸より出し奉りて遷し奉らむ料に、新宮を造り奉る例にし有りければ、坂樹と野薦との物のみを山野神に合せて、採らしむと云ふ事の何ど有るべきや、素より宮材萱草を令レ採給へりし傳なりけめども、御紀には其御殿の御事は傳へ漏されたりけるから、自然に其事も必ず有りぬ可き文勢なるを曉る可し。且此時の殿造の舊儀は、朝廷なるは儀式大嘗祭式、神廷なるは儀式與太神宮式に遺れる、皆同一儀なるを思合す可くなむ、（其は祝詞講義遷二奉太神宮一祝詞の下、又は中臣壽詞講義第十上一段、十一段に云へるを合せ考ふ可し。但又第二ノ一書、山雷神野槌神の傳にも云はむ、）皆上にも委しく言つらへるが如く、天照太神の此時の御經の基と云ふは、保食神の御靈に資て、顯見蒼生の食ひて活くべき穀物は更なり、衣服住宅の事に

至る迄も、悉くに修成し給ひて天降し幸ひ給はむと所思ほし召して、専ら其御事の介輔助しまゐらせ給へる御徳なりしを、素戔嗚尊其も此も妨げ奉り給へりしかば、御心に得堪へさせ御在し坐さゞるより起れる事にし有りければ、其御徳を兼ねて、八百萬神等共に天下蒼生の命續ぐ食物著物作衆の事迄も、給には得るばかり専善く成し仕奉られし事件なり、然るに右件衣住は二は有れども、天照大神の主と所思し給へる御食物の御事の、谷に所見さるは全く傳へ漏されたりし者にて、紀記拾遺等にこそは脱たりけれ、皇太神宮儀式帳、建久行事記は更なり、大殿祭詞別書に依る時は、豐受大神なむ奉らせ御在し坐しける事、上に云へるを見て知るべきなり、其は後世の御神樂は總て此時の古式を摸はれたりし物なるに、神樂譜の薦枕に「末天に坐す豐岡姫のや安以曾々乃贄人ぞ鳴矣上るに細剰上る」と有るも、其贄人を天に坐す豐岡姫神の御使人と云成せるは更なり、志都夜の小脊に天在や鍛冶寄來や云々と有るも、此國土に成れる御食を天津御食と云ふが如く、籠殿遊歌本に「豐籠御遊爲らし久方の天川原に膝の慓する」末に、「久方の天川原に豐籠御遊すらし膝の慓する」と有るなども、天河原にて御籠を居て、御食物を仕奉り給ひし證なり、右の比佐能古惠須留は、古事記遠飛鳥宮段に、其大前小前宿禰、擧レ手打レ膝、儛訶那傳歌傳來と有る其打レ膝是なり、又次に酒殿歌有るも、天上にて大御酒仕奉り給へる由、上に云へるをも考へ合す可き事なりかし、）其大神の此に天照大神の御饌都神として仕奉らせ給ふのみならず、總ての神樂の御事に立交はせら御在し坐しゝ御事は、下にも引ける神樂採物歌に、「幣、幣帛は我には非ず、天に坐す豐岡姫の宮の幣帛」又、「幣帛に成らまし物を皇神の御手に取られて馴さはましを」、杖、「此杖は我には非ず天に坐す豐岡姫の宮の杖なり」、篠、「此篠は何處の篠ぞ天に坐す豐岡姫の宮の御篠ぞ」、

榊、此榊は何處の榊ぞ天に坐す豐岡姫の宮の御鋒ぞ」と有る豐岡姫を、梁塵愚案抄又源氏河海抄等に、天照太神なる由に說かれたるは謬にて、此磐戸隱は皇太神の殊に此大神を善はしく爲させ給へるに起れる事なるが故に、此場に出させ御在し坐して、大御心を取り奉らせ給へるに本著て、此なるも其如く、豐岡姫の宮の御ぞと云ふ意にて、古より、諸物爲られたるを以て、右の御食物などには、猶更なりし御事を明らむ可くこそ、禮源抄五卷大神景範家記に載る異本古語拾遺に、御琴長白羽命、本方天兒屋命、末方太玉命、人長天鈿女命と有りて、向於天石戸前庭火一寄合採物、是皆豐岡姫命達御寶也と有るも、故有る事とぞ所思ゆるかし、(荒木田末壽が折竹辯雜に、「神樂は新嘗の祭に爲る事なり、其新嘗は、天照太御神を天皇の祭らせ給ふ御神事なり、幣幣帛は我には非ずと云ふ、我は天皇の自宣ふ我なり、此幣は我奉る幣帛にては非ず、豐岡姫の宮より奉らせ給ふ幣なり、悅びて受けさせ給へと云ふ意なり、然るは朝夕の御饌も、此神の奉り給ふならでは安く聞食さぬを以て思合すれば、太御神に奉る物は萬に豐受大神の奉り給ふを、太御神に悅ばせ給ふ因緣有る故の事なり、所以に此幣は實は天皇の奉り給ふなれども、豐受大神の受取て奉らせ給へる意味にて、如此申して太御神を悅はせ奉り給ふなり云々、右の篠を一本には、「此篠は何處の篠ぞ舍人等が腰に下れる輔岡の篠」と有る、此は其篠の出所を云へるなれば、右の豐岡姫の宮も、其出所を云へる事同じ意なり云々」と云へるは、甚能くも云はれたる說なり、祈年祭詞に、故皇吾睦神漏伎命神漏彌命以、皇御孫命宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉宣と有るなども、其實は天皇の奉らせ給ふ祈年の大幣なれども、皇祖天神の事依し給へりし如くして奉らせ給ふと云ふ意味なるに異ならず、又上にも云へる如く、神樂は此時に起りて天照太神の御祭なるに、小前張庭火に、「大

に上ず豐國主の云々、其人を鳴き上る綱下し小綱上ぐる」と云ふ歌は其資人の手作る御物は、豐受大神の御なる由たらぞ、思合す可し、)其次には古語拾遺に其物既備、掘天香山之五百箇眞賢木、(古語、佐禰居自能禰居自)而上枝懸玉、中枝懸鏡、下枝懸青和幣白和幣、令太玉命捧持稱讃、亦令天兒屋命相副祈禱、又令天鈿女命(古語、天乃宇受賣、其神強悍猛固、故以爲名、今俗強女謂之於須志、此緣也、)以眞辟葛爲鬘、以蘿葛爲手繦、(蘿葛者、比可氣、)以竹葉飫憩木葉爲手草、(今、多久佐、)手持着鐸之矛、而於石窟戸前、覆誓槽、(古語、宇氣布禰、約誓之意、)擧庭燎、巧作俳優、相與歌舞、(中略)儲備既畢、其如所謀と見えたる首に、其物既備は、上に宣ひ令太玉神率諸部神造和幣と有りし、幣帛の事の成竟れるを云ふなり、下に儲備既畢、其如所謀と有るには、其諸部神をして造らしめたりし幣帛を五百箇眞賢木に取著らひ、太玉命太幣帛と取持ちて、天兒屋命太詔刀言を奏の段略にして、凡て此なる神事の作法なるにて、其如所謀と云ふは、其前に高皇産靈神會八十萬神於天八湍河原議奉謝之方、爰思兼神思遠慮議曰云々と有りし其結なるにて、是まで思兼神の深く遠く思慮り得させ給へる所其なれば、古の令某神云々と云ふ令字は志米牟にて、將に然令爲むと云ふ義にて、其如所謀と云へるは、即ち今既に然令爲る所なるを思ふ可くなむ有りける、(此に、故思兼神深謀遠慮、遂聚常世之長鳴鳥、使互長鳴云々と有るは、右の如く段落を成さずして、今既に然使爲る所へ移れる文なり、唯第二一書に凡此諸物皆來聚時中臣遠祖云々と有るのみぞ、右の拾遺に儲備既畢、其如所謀と云ふに全く同じ意味になむ有りける、)右件は思兼神の思測り奉れ所の如し、如此して、御卜合の御事を愈其謀る所の如くして讃定たる御事と見えたり、古事記に思金神令思而云々

と右の幣帛を令ㇾ作給ふ事の條々有りて、其物の旣備はれる所に、召二天兒屋命布刀玉命一而、內二拔天香山之眞男鹿之肩一拔而、取二天香山之天波々迦一而、令二占合麻迦那波一而、天香山之五百津眞賢木矣、根許士爾許士而、於二上枝一云々、於二中枝一云々、於二下枝一云々、而此種々物者、布刀玉命、布刀御幣登取持而、天兒屋命、布刀詔戶言禱白而、（下略）と見えたる、是までは思兼神の思慮給へる所なり、此には右の儲備旣畢、其如ㇾ所ㇾ謀と有りし事を、今般は御卜を以て其謀奉れる趣、皇太神の大御心に協はさせ御在し坐して、其御怒を解かせさせ給ひて、磐戶を出でさせ給ふや否らずやと問奉らるゝ所にて有るなり、和歌童蒙抄に、古語拾遺云とて、天照太神天磐戶を打塞ぎて天石窟に籠り居坐しし時に、思兼神深く謀り遠く慮かりて、天香來山の鹿を生ながら捕へて、其肩を拔きて鹿をば放遣りて天香山の朱櫻木を根掘じに掘て、其骨を燒て太神の出で坐さむ事を卜なふ、御卜謀に合ひて磐戶を押開き出坐しき、彼思兼神は今の卜部氏の遠祖也と見えたる是なり、此說拾遺の今傳はる諸本に所ㇾ見ずと雖も、當昔然る本も有りしなりけり、（其神を祭るに御卜を以て神の御心を卜問ひ奉る事は、神武天皇御紀に是夜自祈而寢、夢有二天神一、訓之曰、宜ㇾ取二天香山社中土一以造二天平瓮八十枚一幷造二嚴瓮一而敬二祭天神地祇一と有る、是は正しく神の御諭に依て祭らせ給ふなるに、天皇の樣々御祈禱させ給へる御事の御在し坐せるを、御卜に依て定めさせ給へるに異ならず、又崇神天皇七年御紀に乃卜ㇾ使二物部連祖伊香色雄爲一神班物者一吉之、又卜二便祭二他神一不ㇾ吉云々、然後卜二祭二他神一吉焉、便別祭二八十萬群神一、仍定二天社國社及神地神戶一と見え、垂仁天皇二十七年御紀に、令二祠官一卜二兵器爲二神幣一吉之と見えたるなどを始めとして、神に幣帛を被ㇾ奉るゝに、先づ御卜有りて後に定めさせ給ふ古の例なり、右の如く思兼神の謀議

慮を以て、云々の謀を成して祈禱仕らむと議り、然後に其謀る所を以て卜ふ事上件の如くなるに、思兼神の謀る所と御卜と打合て悉く叶ひたりしかば、其より其謀る所の如くして、磐戸の前に將行て、實の御祈禱に取掛りて行ふ所なるを、此御紀には甚く事略かれて、唯其場の事のみを記されたり、此に謂く、聚常世之長鳴鳥、使互長鳴、亦以手力雄神立磐戸之側、而中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘天香山之五百箇眞坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡（一云眞經津鏡）下枝懸青和幣（和幣此云尼枳底）白和幣、相與致其祈禱焉と見えたる、即ち此御祈禱の大略なれば、上に件々に云へる如く、各其依り來る所以を知らずしては辨ふ可からざる事共多在り、今其心して見る可くなむ有りける、又下に記し竟ておかし、（故拾遺にも、儲備既畢、具如所謀と有るに續きて、此と同じ所に、爾乃太玉命以廣厚稱詞啓曰、吾之所捧寶鏡、明麗恰如汝命、乞開戸而御覽焉、仍太玉命天兒屋命共致其祈禱焉と見えたり、然れども右に引ける和歌童蒙抄に引ける御卜の事、今本に脱たるは可惜しき事なり、古史第五十二段後に、此傳に古語拾遺と云へるは誤なり、決めて假名日本紀の傳なるべき由に云はれたれども然らず、）○思兼神は古事記御天降段には、常世思金神と見え、神代本紀には天思兼命天降信濃國阿智祝部等祖と有るを、天神本紀には天表春命八意思兼神子信乃阿智祝部等祖と見え、又天下春命八意思兼神兒武藏秩父國造等祖と見えたるを、國造本紀には知々夫國造瑞籬朝御世八意思金命世十孫知々夫彦命定賜國造拜祠大神と出でたり、此を卜部兼記には天八意思金神と見え、類聚神祇本源には天八意命と有り、（右の如く亦名を常世思金神又天思兼神又八意思兼神天八意思金神又天八意命と申せるなり、）神名式に信濃國伊那郡阿智神社武藏國秩父郡秩父神社と有る是な

り、右に拜二祠大神一と云へるは、其秩父神社を拜み祠るを云ふなり、高橋氏文に、知知夫國造上祖天上腹人等と有るは景行天皇御世の人なり、右の天表春命天下春命の名に同じきは祖神の名を襲へるにや、）名義は此に深謀遠慮と見え、古語拾遺に思兼神深思遠慮と見えたるを、纂疏に思兼神者、思慮兼レ人故爲レ名、深遠釋二兼字義一、謀慮釋二思字義一と說かせ給へるにて明亮なり、古事記に思兼神令レ思而と有り、記傳八（二十二丁）に、此の第一一書に有二高皇産靈之息思兼神云者一、有二思慮之智一、乃思而白曰と有るを引て、思は萬葉三（二十八丁）に歌思辭思爲師と有る思にて思慮なり、金は兼にて數人の思慮る智を一の心に兼持る意なり」と見えたるも右の意を含まれたる說なり、猶天孫降臨章第一一書にも、故天照太神乃召二思兼神一、問二其不レ來之狀一、時思兼思而告曰、宜三且遣レ雉問二之、於是從二彼神謀一と見え、古事記同段にも爾高御産巣日神天照太御神之命以、於二天安河之河原一、神二集八百萬神一集而、思金神令レ思而詔と有るより以下悉に其神の白す所を以て定め給へるは、思慮の智御在し坐す神に坐せばなり、猶兼は兼官を加都夏加佐と訓める其兼の義をも包たり、萬葉一（八丁）に、家在妹乎、懸而小竹櫃、二（三十五丁）に玉手次、懸而將偲、三（三十五丁）に懸而之努櫃、日本島根乎、四（四十五丁）に、吾聞爾、繫莫言、刈薦之、亂而念、八（二十丁）玉手次、不懸時無、氣緒爾、吾念公者、又（五十一丁）妹乎懸管、不戀日者無、九（二十九丁）に、留有吾乎、懸而小竹葉背、又（三十一丁）珠手次、不懸時無、口不息、吾戀兒、十一（七丁）玉手次、不懸將忘、言量欲、又（三十六丁）日頃志久、懸不忘、川毛日毛無、十三（二十八丁）珠手次、懸而所偲、又珠手次、懸而思、十五（三十六丁）に、直頃可我美、可氣牟之奴敝等などの懸に同じく、此物より彼事に亙るを加久流とは云ふなり、中昔の歌詞にかく思ひ懸ける

ども云ふ事なり、然れば此の神名の思兼も一神にして衆神の思測る慮を兼けたる神功に依れる言なりけり。（又俗言物語に、昔武藏なる男京なる女の許に云々、京より女、武藏鐙然すがに懸けて頼むには、問はぬも辛し問ふも煩さし、と見え、又桜を加比と云ひ、掛け又は掛合又は掛向など云ふ加比も皆右に同じく掛と兼と本其相通き言なり、孟子に周公思兼三王と見ゆ、其書は遙に後に渡來し者なれば偶に然るなり。）　猶右に引ける古事記に、常世思金神と申す御名の常世は、此に云へる常世之長鳴鳥と云ふも、今如此世中は常夜往ける間に長鳴しめたる由の名なるに等しく、此思兼神はしも、其常世往ける時節に始より、終迄に悉くに議りて天照大神を招禱奉る事には、主と立て思慮り御在し坐ける神の謂にて、此時の萬の物も事も、此神の思慮に出でざる事無きが故に、御名の上に常世を冠らせて稱申せる言なり、（記傳八巻に、「此を常世國の事と一に思混ふるは誤なり」と云はれたる、實に然る言なり、右に引ける如く、天思兼命又は天八意思兼神又は天八意命など天の言を冠ふらせ奉るを以て、天神に御在し坐す事灼き者なり。又神名式に、河内國大縣郡常世岐姫神社と有る、常世は黄泉國の事にして、岐神は其黄泉戸に塞りて防遏の御在し坐す意の御名なる由、傳八巻十巻に云へり、此と混ふ可からざるなり。）　又八意思兼神天八意命など申す八意の八は、應神天皇御紀大鷦鷯尊御歌に、阿儺許居呂辭、伊夜于古珥辭毛と伊夜にて彌に彌と有る字の義なるなり、萬葉十二（十六丁）に、物部乃、八十乃心呼、天地二、念足橋、玉相者、君來益八跡と有るは、其御名の義を釋くが如き歌になむ有りける。其は此に八十乃心と云ふは八意と云ふに同じく、其實は一人の心にては有れども、八十人の心をなるが如く、種々に思慮る所多きを云ひ、天地二念足橋とは此に謂ゆる深謀遠慮にて、其八十の思の行届くを云ひて上

に說ける思兼是なり、玉相者は八十の心の天地に思足はし行至れるが、本の我一心に聚まり相合ひて、其思ふ所を得るを云ふなれば、古語拾遺に儲備既畢、其如所謀と有る所になむ當れりける、然れば八意とは彌意にて、八百萬千萬神の心をも、唯一神にて統るが如き意の御名なる事、第二一書に故命二八十萬神於天高市一而問之時（中略）思兼神云者有二思慮之智一、乃思而白曰と有るを以て、八意の彌は唯物の彌重なる意に常に云ふとは甚く異にして、限も無く廣く大なる事を知るべきなり、偖次に出でたる天兒屋命も、此思兼神と同神に御在し坐すが、其兒屋は借字にして言彌の義なるなれば、八意を倒に云へる神名なる事其傳に云ふを見て知るべきなり、（猶神代本紀に天八百日尊と有るに、天八百意と申す義、又天八十萬魂尊と有るは字の如くにて共に同じ例の御名なるは、若くは此亦名の混れならむも知るべからざるなり、素問上古天眞論に去レ世離レ俗、積レ精全レ神、游二行天地之間一、視二聽八荒之外一と有る註に、神全故也康、桑楚曰、神全之人、不レ慮而通、不レ謀而當、精照二無外一、志凝二宇宙一、若二天地然一、又曰體合二於心一、心合二於氣一、氣合二於神一、神合二於無一、其有二介然之有唯然之音一、雖二遠際二八荒之外一、近在二眉睫之內一、來二於我一者、吾必盡知レ之、夫如レ是者、神全故所二以能一矣と見えたるが如く、神全くして天地に念足はす神德に御在し坐すを以て、八意思兼神とは申せるなり、）偖此思兼神の出口を此第二一書に、有二高皇產靈尊兒天思兼命一と有るは更なり、古事記にも、高御產巢日神之子思金神と見え、神代本紀にも高皇產靈尊兒天思兼命、次天太玉命、次天忍日命等の神名出でたれども、古語拾遺には、其高皇產靈神所レ生之女、名曰二栲幡千々姬命一、其男名曰二天忍日命一、又男名曰二天太玉命一と有りて思兼神の御名御在し坐さゞるは、其誤なるを知りて省かれたる者にこそ有りけめ、若て其高皇產靈神

の下に、是皇親神留彌命、此神子天兒屋命、卽中臣朝臣祖也と云へる、此も誤なるには有れども、其品目の異なるより斯る相違も出來れるには非じか、然るは拾遺の例として、下に事實を云はむとしては上に其神の元祖を先づ擧げたる例なるに、石[illegible]に天石窟に至りて、是思兼神深思遠慮議曰と云へる事他の例とも異なれば、思兼神天兒屋命同神なるを知りての所爲なる可く所思ゆるなり、偖其段の太玉命以下は思兼神の謀に從はれたる神なれば、紀記と共に天兒屋命太玉命と云ふ次第に在るべきを、太幣帛の事などを、今は太玉命捧持稱讃、亦令天兒屋命相與祈禱と云へる如きは、彼神の主と有る功は、深思遠慮の事に在るが故なり、右に載る和歌童蒙抄に引ける古語拾遺異本に「彼思兼神は今の卜部氏の遠祖也」と有るを合せて知るべく、又體源抄五巻に載せたる異本古語拾遺に、「是思兼神深思遠慮議曰云々と有りて、終に其思兼神春日明神也云々と有るを以ても、天兒屋命と同神なる事著明し、（又異本に天地割判之初、天中所レ生之神曰二天御中主神一、其子有二三男一、長高皇産靈神、次津速産靈神、次神皇産靈神と有る、其津速産靈神の下に是爲二皇親神留彌命一卽中臣朝臣祖也と云へるは甚誤れる事共にて、先づ此三神を三男と云ふなどは、古に絶えたる僻事にして、高皇産靈神皇産靈神二柱は御夫婦の御間に御在し坐して、謂ゆる神漏岐神漏美命に渡らせ給へるを、其中間に津速産靈神を挾みて神留彌等と云へるなどは、云ふにも足らざる僻事には有れ共、其を中臣朝臣祖也と云へる傳のみは取るべき事なるなり、）其思兼神天兒屋命同神と定めたるは、平田作一翁の説に出でたる事なり、其は古事記御天降段に、爾天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命、幷五伴緒矣、支加而天降也、於是副二賜其遠岐斯八尺勾璁鏡及草那藝劔亦常世思金神手力男神天石門別神一、而詔者、此之鏡者、專爲二我御魂一、而

如レ拜二吾前一伊都岐奉、次思金神者取二持前事一爲レ政、此二柱神者拜二祭佐久久斯呂伊須受能宮一（下略）と有るを、記傳十五ノ二十六丁に、「此常世思金神、手力男神、天石門別神三柱神は其現御身を天降し給ふには非ず、現御身は高天原に留りて、天照大御神に仕奉り給ひ、皆其御靈實を天降し給ふなり、故上の五伴緒神と同列には擧げずして、三種御寶の次に連ね云へり、然れば此三柱神の御靈實共は、鏡に在れ劒に在れ何に在れ、彼八咫鏡に添へ從へて降し給ふなり、又彼五伴緒神は現御身なる故に、此次に某氏之祖と註したるを、此三柱は御靈體なる故に、子孫をば云はず唯其鎭坐す處を註せり、此等を以て現身と御靈との差別有る事を曉る可し」と云はれたるに就て、古史傳第百三十三段頭に、此神等其御靈は御靈實として降し給へるを、其現身をも降し給ひ又現身を降し給へる神等も、其御靈をも降し給へるなり、其は右の常世思金神の下と、次思金神者と有る神者の間に、布刀玉命の御靈の名を傳へ漏し、爲レ政此二柱神者と有る政。此。の間に、故字を脫して此二柱神とは思金神と布刀玉命とを云へるなり、（中略）其は思金神天兒屋命一神にして、舊は太玉命と共に太御神の相殿に坐たりし由は、天孫降臨章第二ノ一書に、是時天照大神手持二寶鏡一、授二天忍穗耳尊一而祝之曰、吾兒視二此寶鏡一當レ猶レ視レ吾、可三與同レ床共レ殿以爲二齋鏡一、復勅二天兒屋命太玉命一、惟爾二神亦同侍二殿內一善爲二防護一と有ると、右に擧げたる古事記と全同じ趣にて、左に書傳へ漏れたる事の有るのみなり、其は書紀に視二此寶鏡一當レ猶レ視レ吾と有るは、古事記に此之鏡者專爲二我御魂一而、如レ拜二吾前一伊都岐奉と有るとよく同じくして、古事記には可三與同レ床共レ殿と云ふ辭を漏せり、又天兒屋命太玉命に勅給へる詞に、同侍二殿內一善爲二防護一と有るは、古事記に思金神者取二持前事一爲レ政と有ると、文に精粗の違こそ有れ全同じきを、書紀にも此二柱神

皆拜祭五十鈴宮」と云ふ文の有るべきに其を漏らしたり、其は上に引ける天兒屋命太玉命二柱神亦と有るを見て然るべし。偖如此照し合せ見て、古事記に亦常世思金神の下と、又思金神者と有る神名の間とに、布刀玉命の神名の有るを脫し、彼此の間に脫字を脫したりとは云ふなり、偖思金神兒屋命一神なりと云ふ故に、此の舊の古事記傳に記し有て、今一神と通ゆるに就て猶深く考ふるに、先づ寶鏡開始章第三一書に、思金神の名は無く、其正書一書共、又古事記にては思金神の爲つる業事を、總て天兒屋命の爲つる趣なるは、同神なる可く所思たるに、和歌童蒙抄に「思兼神を卜部氏の遠祖也と有るに依て、竟して一神なりけりと思ひ定めたり」と云はれたるは、實に然る旨になむ有りける。「偖此天兒屋命太玉命二神は現御身にて天降り給へるに、更に御靈寶を降し給へる事は、齋鏡は此岩戸隱の時の御物なり、又常世思金神太玉神の御鏡寶はしも、其時の御物を以て定められて、此は其齋鏡に副奉らせ給へるたらむ事、其神の御名の上に常世と冠らせたるは、右に註せるが如く、常夜往し時に太じき功有る神に坐せばなり、偖て其現御身の方は皇御孫尊の陪從として、天降し奉らせ給へるなるが、其齋鏡を可與同床共殿以爲齋鏡」と有るが如く、皇太神皇御孫尊共に、同大殿の内に並び御在し坐しゝかば、其事を相兼て、惟爾二神亦同侍殿内、善爲防護」と詔給へるなり、偖て古事記に、此二柱神者拜祭伊須受能宮」と有るは、崇神天皇御世より齋鏡に副て出し奉れるより、垂仁天皇御世に五十鈴宮に鎮まり御在し坐しける事のみに就て記されたるにて、後に雄略天皇御世より度會宮に遷し奉られし御事を漏らせる傳なゝめり。」偖又古事記に召天兒屋命布刀玉命、而内拔天香山之眞男鹿之肩拔而、取天香山之天波々迦而、令占合麻迦那波而（下略）と有るを、上に引ける和歌童蒙抄なる異本古語拾遺には、思兼

神の御事と爲たるも、天兒屋命とは同神なりける正しき證なるに、上田百樹説に、「國造本紀に知々夫國造瑞朝御世八意思金命十世孫知々夫彥命、定二賜國造一拜二祠大神一と有る、大神とは卽ち思金命を申せるにて、神名式に武藏國秩父郡秩父神社是なり。萬葉十四（七丁）武藏國歌に、武藏野爾、宇良敝可多也伎、麻左氏爾毛、乃良奴伎美我名、宇良爾低爾家里と見え、其外此彼由有る事聞えて、東國に古き卜法の傳はれるにも由有りけるなり、袖中抄師御歌に「思ひ加爾鶴の盆荒に事問へば、多米合たりと聞くぞ嬉しき」と詠まれしは、戀の思に堪難ぬる由を、神名の思兼に係りて詠まれたると聞えて、此も由有りけるなり」と云へるは然る書にて、右の東國に由有る事は、先づ神名式に、同國多摩郡大麻止乃豆乃天神社有るは、大和國十市郡天香山坐櫛眞命神社（大月次新嘗元名大麻等乃知神）と有る神にて、其は左京二條坐神社二座（並月次相嘗新嘗）太詔戸命神、久慈眞智命神と有るが、其は四時祭式に卜庭神祭二座と有る是なり、又和名抄鄕名に、武藏國豐島郡占方（宇良加太）と有るに、後の風土記に古方神社見えたるを、神體は鹿肩骨を燒きたる物なりと云ひ、同式なる常陸國鹿島郡鹿島神宮（名神大、月次、新嘗）は、武甕槌命、經津主命、天兒屋命三神を祀れるに、風土記に神社周匝卜氏居所と云ひ、又同式上野國甘樂郡貫前神社（名神大）は經津主命に御坐し坐すを、古より傳へて鹿の肩骨を灼て卜ふ事有りと云へるなど、實に東國には古き卜事の遺れる證になむ有りける、鹿卜起源に、久志眞智産靈命、太祝詞命（天兒屋命別號也）と有るも思合す可く、又天孫降臨章第二一書に、且天兒屋命主二神事之宗源一者也、故俾下以二太古之卜事一而奉上レ仕焉と有るに、合せ考くなむ有りける、（偖右の百樹説は、古史徵に伴信友云とて引かれたるなれども、其正卜考の元書は、彼人の手に成りたりし者なるを、信友が寫したるが惡く

て、今取還したるは彼主の靈を憑めむとての事なり、猶右の處を神社は、舊事本紀に依るに崇神天皇御世に始て史書命の其魂八意思兼命を以て祠る所たらむか、其七年御紀に仍謝祭八十萬群神、仍定天社國社及神地神戸と見えたれば、其御世に任那に移住へる神に、拜祠られたりしなる可し、又右の大庭等乃夏乃天神社は、後の風土記に所祭大己貴命也、安閑天皇乙卯始祀、官社、花時以花祭之、稻稔之時以稻稔祭之と見え、古方神社には其外なるず、風土記に豐島郡古方歲吉方古方神社、鎮西別天皇六年所祭也、大物主命也と有るが如く、一は大己貴命一は大物主命にして、卜事に由なき神等なれは、右の風土記の傳は、誤ありきて聞ゆれども然らず、右の神等の神事を卜問ふに賴まれて、其卜庭神を祀り給るらむと見る時は、其卜庭神に合せて卜問ふ所の神を、大己貴命に在れ、大物主命に在れ、共に一に拜祠れりし者となむ見えたりける。」故其常世思金神の御事に就て、古史徵の右の轉きの下に云々と猶右の神輪の如く甚上代には天兒屋命太玉命二柱を太御神宮の相殿に拜祭り給へりしなり、其は倭姫命世記に、天照太神一座御靈形八咫鏡坐、相殿神二座、（左天兒屋命、右太玉命）と記して、別に御戸開闢神二座、天手力男命、栲幡千々姫命と有る以て知るべし、然るを後に豐受宮の相殿に遷され給へり、御鎮座本紀に外宮御鎮座の御事を記せる所に、依天照太神御託宣、太神第一攝神多賀宮、奉傍止由氣宮也、亦天照太神相殿座神二前、止由氣宮相殿神皇孫尊奉陪從留、故號止由氣宮相殿、面東西座給、東天皇孫命一座、西天兒屋根命太玉命、相殿共坐給也、」自爾以來以天手力男神、萬幡豐秋津姫命、天照皇太神乃爲相殿神（元是號御戸開神）と有り、然れば豐受神の丹波に坐しし間は皇御孫命のみ相殿に坐しゝを、雄略天皇の御代に外宮に令鎮坐給へる時に、太御神の御託宣に依りて第一攝

神多賀宮神をば豐受神に、天兒屋命太玉命を皇御孫命に奉傍られしより豐受宮の相殿と成り給へるなり、故に此く思集めて兒屋根命思金神同神なる事を曉る可し」(探要)と云はれたるは、實に然る言になむ有りける、(其は世記の皇太神宮條に、相殿神一座左天兒屋命右太玉命と有るは、實に雄略天皇御世までの有狀なり、其御世より相殿神と成換らせ給へる御戸開神は、古事記に次手力男神者坐二佐那縣一也と見えたるにて、神名式に伊勢國多氣郡佐那神社二座と出でたる是なり、但右の古史徵に「豐受神の丹波に坐しゝ間は、皇御孫命のみ相殿に坐しゝを」と有るは如何有らむ、外宮儀式帳にも朝夕の大御饌の御事に依りて、我御饌都神等由氣大神乎我許欲止誨覺奉支とこそは有りけれ、皇御孫尊の御事は見えさせ給はざるなり、然れども東鑑治承五年三月六日條に、天照太神鎭坐以降千百餘歳、皇御孫垂跡之後六百餘年と見えたれば、其頃豐受大神の相殿とは成らせさせ御在し坐しけるなり、其に就て皇太神の大宮に、素より相殿と御在し坐しゝ皇御孫尊に屈奉りて、天兒屋命太玉命共に陪從へて、右の三神共に豐受宮の相殿に成し奉らせ給へる者なりけり、然れば垂仁天皇御世より雄略天皇御世までの狀は、五十鈴宮には皇太神を中心として、左に皇御孫尊、右に天兒屋命太玉命二柱御在し坐しけるにて、彼天孫降臨章第二ノ一書に、天照太神手持二寶鏡一授二天忍穗耳尊一而祝之曰、吾兒視二此寶鏡一當レ猶レ視レ吾、可二與同レ床共一レ殿以爲二齋鏡一、復勅二天兒屋命太玉命一、惟爾二神亦同侍二殿內一、善爲二防護一と見えたる如く、上古より崇神天皇御世に至る間の皇大宮の御消息に異ならざりし者なり、又此太命は始めて天忍穗耳尊に事依し奉らせ給へりしを、其尊より瓊々杵尊へ傳へ進らせ給へるなれば、今豐受大神の相殿に御在し坐せる皇御孫尊はしも、天忍穗耳尊瓊々杵尊より始め奉りて、御世々々の皇御孫尊等を合せ奉りて、彼天津日嗣

の瑞穂の御事に就て祀作らせ給へるにこそ有るべかゝめれ、太神宮式に凡元日諸宮禰宜内人等各率拜二神宮一云々、此皆會二集御厨太神宮司一、率二諸宮禰宜内人及神部司等一、遂二拜諸宮一、先拜二度會宮一、次太神宮、次諸宮也即朝拜と有るが如く、神宮の拜祀て現人神を拜み奉る常典なるにも、心を留めて思ふ可くなむ有りける、委しくは傳三十卷に註す可し」。猶思兼神兒屋命、倶に一神と云ふ説なむ其後にも所見たりける、天孫降臨章第二一書に、以二思兼神妹萬幡豐秋津姫命一配二正哉吾勝々速日天忍穗耳尊一爲レ妃と有るを、其第七一書に、高皇産靈尊兒萬幡姫兒玉依姫命此神爲二天忍骨尊妃一と見えたれば、古史徴に論らへる如く天忍穗耳尊の后神と成り給へるは、其萬幡豐秋津姫命の御兒玉依姫命に坐せり、右に思兼神妹と有れば、玉依姫命の御父は思兼神にして、即ち天兒屋命の御事なり、傳卅に註せる如く其は神名式に、大和國添上郡春日祭神四座（並名神大、月次、新嘗）と有るを、祝詞に鹿島坐健御賀豆智命、香取坐伊波伊比主命枚岡坐天之子八根命比賣神四柱乃皇神等と見えて、比賣神は天兒屋命の后神と通へたるに、神名秘書に天照太神相殿之姫神栲幡千々姫命於二春日一者第四神殿坐也と有る、此にて右の思兼神妹萬幡豐秋津姫命と有るに合へるを思ふ可きなり、倭春夜神記に、天兒屋命津國島下郡壽久山天降坐と有るに、神名式に攝津國島下郡須久々神社二座（鍬靫）と見えたるも、后神と合せて二座と聞えたり、然るに遠江風土記に、「敷智郡岐佐岡神社俗號二岡禰宜一、所レ祭天兒屋根命大宮比咩命也と所見たる、大宮比咩命は天鈿女命の亦名なり、倭倭姫命世記を始として神宮の諸書に、天手力男神栲幡千々姫命と二柱を御戸開神とは有れども、紀記拾遺共に少かも八千姫命の事蹟の見えずして、唯其手力雄神と天鈿女命のみ有るに就て深く考ふるに、下にも云へるが如く、決く其栲幡千々姫命天鈿女命一神たるが、寶衣織

の事に就ては栲幡千々姫命と申し、古語拾遺に見えたるが如く、日神を磐戸より出し奉り新殿に遷し奉り、其御前に侍給ふを以て大宮比咩命と申別けたるが故に、各別神の如く見え給へるには有れども、實は一神にして天兒屋命の后神と御在し坐して、妹神は本系帳に謂ゆる高天原初而皇神之御中、皇御孫之御中執持、伊賀志鉾不レ傾二本末一中良布留人稱二之中臣一と有る如く、下に云へるが如く、君と臣との中執持給ふ職掌を以て仕奉り給ひて、後世の中務省少納言侍從などの職掌にて御在し坐し、大宮比咩命は古語拾遺に、如二今世内侍善言美詞、和二君臣間一令二宸襟悦懌一也と見えたる如く、表方と裡方とに相別れて、共に同じ状なる職に仕奉り給へりしなりけり、此一條實に思兼神兒屋命同一神に御在し坐す御事を、殊に明らむるに足れる所なる者なりかし、（但古語拾遺に、其を大宮賣神と有るは誤なり、上に云へるが如く大殿祭詞にも見えたる大宮賣神と申せるは、豐受大神に御在し坐して、其の大宮群神の義なり、此に大宮比咩命と有るは、即ち天鈿女命の亦名にして、其は日太神の大宮に侍ひ仕奉り給ふ義にして別たるを、右の如く拾遺に大宮賣神と有るを誤とは云ふなり、猶春日神社の委しき所以は已春日祭詞講義に註し、又大宮賣神又大宮比咩命の差別は大殿祭詞の下に云へり、）○深謀遠慮は此字景行天皇四十年御紀に、願深謀遠慮探レ姦伺レ變と云ふに被レ用たり、古語拾遺には深思遠慮と有り、此は上に計二其可レ禱之方一と有る計の猶更に委曲に云ふ所なれども、此は字の任にては餘りに漢めかしかりつれば、古語拾遺の如く訓むなむ良はしかる可き、偕其深思とは寶鏡出現章第六一書に、蓋有二幽深之致一焉と有る、幽深き致を思慮るを云ふなり、萬葉二（十九丁）に、深海松乃、深目手思騰、七（三十八丁）に、心深目手、吾念有良武、十一（八丁）に、従海益深念、又（三十九丁）に根深毛、所思鴨、十三（二

十二丁〕に、深海松乃、深目師吾乎、又、深海松之、深目思子等遠、十六〔十一丁〕に猪名川之、奥乎深目而、吾念有来など有る、此等は深謀深思の言ならねども、思の深きを云へるなり、(上に引ける萬葉十三に、物部乃、八十乃心呼、又四二、念是橋、玉相者と有るなど、即此の深謀遠慮に當れるなり、老子に、玄德、深矣遠矣と有り、偕通證に、深謀遠慮四字、出賈誼過秦論と有る如く、然る熟字は取られたるなれども、如何にも此方の古語の状ならざれば、謀は名義抄に、波加流又波加理事と有る字なれども、思と訓みて有りぬ可し、此四字は深久遠久思慮氐と訓むべき所なれども、今は字の任に訓附けたるなり〕遠慮は萬葉四〔二十五丁〕に、天雲乃、遠隔乃極、遠鶏跡裳、情志行者、戀流物可聞と有るが如く、心の遠く行至りて、謀成を云ふなり、又遠と通と言相通へり、十一〔三十三丁〕に有走、遠心者、不思鴨、十七〔三十三丁〕に、安之比奇能、夜麻伎弊奈里底、等保家騰母、許已呂之遊氣婆と有るなど思とは云はざれども、心と云ひて即ち思の事なるなり、〔猶遠とは云はざれども、三卷四十五丁に、天雲乃、曾久敝能極、天地乃、至流左右二と有るも、右に引ける四卷の例にて、思の遠く及ぶを云ふなり、此類猶有りぬ可し〕慮に此なるも、右に引ける古語拾遺なるも、共に多婆加理氐と訓み、第二一書の思慮の慮をも然訓付けたり、延喜六年日本紀竟宴阿保經覽歌に、於蒙飛加爾、多波加利許度乎、勢佐利坊波、安萬能伊波度波、飛羅氣佐良萬事と有ればば古き訓と通へたり、靈異記上卷、今時深智人、神功亦平測と有る測字をも然訓めり、言義は手量なる可し、波加流に議字を用ふる事なれども、古語拾遺に、天御量の下に大小斤雜器等と註せる如く、物の度を量るに起れる言を借りて、議字の訓とは成せるなり、偕又神武天皇御紀に、是謂來目歌、今樂府奏此歌者、猶有手量大小及音聲之巨

細ーと有る手量は、拾遺に伸レ手歌舞と有る手の屈伸の度を云るなり、此なるも右に同じく何神をして何物を令レ造む、某神をして某事を令レ成むと、手以て物の度を量るが如く謀り較略て授くるを云ふ、故に言義を手量ならむとは云ふ也、(名義抄に慮を波加流、又於母波加流、又於母布又志流、又比呂志、又宇良於母布と有り、其字良於母布は情思にて、心中に慮るを云なる可し、字書に思、有レ所レ圖曰レ慮と云へり、傳十八卷に云へり、)○常世之長鳴鳥の常世は、上に常世思金神の所に説きたる如く、世は借字にて常夜往の常夜なるなり、下に豐葦原中國必爲二長夜一と有る長夜、此に同じき事、其傳に引合せて曉る可きなり、口訣に常世之長鳴鳥鷄也と有るが如し、記傳八(二十三丁)に、長鳴とは凡て鷄は佗鳥よりも鳴聲の勝れて長き物なる故に云ふなり」と見えたり、偖古事記八千矛神の御歌に、阿波都登理、迦祁波那久、宇禮多久母、那久那留登理加、許能登理母、宇知夜米許世泥と詠せ給へるは、鷄の鳴に就て夜の曙る間近く成るを所知看し、歎かせ給へるは御妻問の御時なればなり、又繼體天皇七年御紀皇太子の御歌に、倶播都等唎、柯稽播儺倶儺唎、(中略)阿開儞啓利、倭蟻慕と有るも、右と同じ意味なるが、其如く、明くる空を待着けて鳴く鳥なるを以て、此に令レ鳴るを思はゞ其趣達ふ可し、傳二十八に委しく註す可し、此は諸神共に、日神を唯一向に招請奉らむと祈奉るより外無かりける時の事なるを以て思ふに、鷄の性として夜半過ぐる程より打續けて長鳴する事は、明くる光を待詫びて鳴渡る物なりけらし、偖此神は更にも云はず世中に在りとし有らゆる物皆共に、日神の大御光を待詫び奉ると共に雞にも長鳴せしめて纔奉らしめ、其を聞看しめ奉りて謀り出し奉らむとなり、此即思兼神の思慮の垂れる所なる可きなり、(然らずば何の爲とてか長鳴鳥は然は集へて令レ鳴む、此國土にてこそ夜中より雞の

鳴騒ぐ事も有りけれ。日神の常在に御照し御在し坐す天國にして、彼寛賓に思兼神以爲、日之不ㇾ出由二夜之未一ㇾ明也、欲ㇾ集ㇾ使ㇾ鳴、告二東方已明一、然則日必出矣、○長莫築計畫伎窮一、非下以二神爲一南嶋之事上と有る、卵炙の如き事の有りなむや、甚々詳り給へりと云ふべし。倭通證に、漢書長鳴鶏、師古注曰、長鳴雞也、西京雜記曰、成帝時交趾越裳國獻長鳴雞、以刻漏驗之、與晷度無ㇾ差と有るは、記傳に云はれたるが如く、一種然る異鶏の名にて、鼓ての鶏を云ふに非されば、實に此と同じからざるなり、或人云はく、長鳴鳥は長鳴鶏にて鶏の鳴る時けるのみ本より鶏の一名なれば此名字に泥み責む時は、水蛙子も美豆比流古と訓むが如し。夫木集八に、香山の賢木が末の時鳥、常世の鳥の音にや鳴くらむ、と詠めるは此の古事に依れるなれば、長鳴鳥を引合せて唯に香鳥と訓むべしと云へり）（○孝に阿部米氏と謂めり、古事記には集字を書けり、厚群の義なり、通證に凡神社有二鳥居一者蓋據二此故事一也と云へるは、然る事なり、皇太神宮儀式帳に謂ゆる於不ㇾ葺御門の事を、和名抄に弁色立成云、鶏栖鳥居也、楊氏漢語抄同と有り、其鳥居と云ふ名は其上に横に架せる木に長鳴鳥を居させたる古例を嗣ひて稱けたる所なる可し、古事記明宮段大御歌に、本都延波登理章賀良斯と詠せ給へるは、木の上枝に鳥の居る事に就て續けさせ給へるなれば、鳥居と云ふ言の義なるに似たり、拾遺集物名鳥居を、道速振る神の社に在らなくに、水上にも鳥居立つなり、と云ふ續きに有に彷彿たり、又通證に考二類聚雜要抄一人家亦有下名二鳥居一者上、詩曰雞棲二於塒一、爾雅雞棲二於弋一爲ㇾ桀、内匠寮式、御屏風草皆有二鳥居一、或以爲二古外門一、或以爲二華表柱一皆非と云へり、（今按に鳥居の事迄を云ふは、餘りに指過したる如しと雖も、斯る由緒の無くては鳥居と云ふ稱の有るべき事ならねば、事の因に云ふなり、鳥居と云ふ事源氏寄生巻に、物

速なけなるに柴を大垣にて云々、黒木の鳥居共に流石に神々しく見え渡されて云々、詞花雜下に、稻荷の鳥居に書付けて侍りけるなど見ゆ」）○使二左長鳴一は、古事記には唯に令レ鳴而と有るなり、神祇本紀には、聚二常世長鳴之鳥一遣使二長鳴一、遂聚令レ鳴矣と見えたるなり、續後撰集元慶六年竟宴思兼命三統公忠歌に、常夜たる鳥の聲にて磐戸開て、光無き世は明初めにける」又夫木集に神樂を公朝、庭火燒き常世に在りし長鳴の、鳥の聲開けば明ぬ此夜は」など詠めるも皆此の故事に縁れる者なり、偖此に雞を令二長鳴一る事は、頻に令レ鳴て日神の磐戸を出させ御在し坐さむ事を催がし申せるにて、白餘の諸神の廣く厚く稱辭して、祈啓さるゝに同じかりぬ可き事なり、記傳八（六十四丁）に爾天宇受賣白言、益二汝命一而、貴神坐故歡喜咲樂、如レ此言之間天兒屋命布刀玉命指二出其鏡一示二奉天照大御神一（下略）と有る、此御鏡を見せ奉れるからに、日神の御光移りて全等しく照炫やくを以て、汝命に勝りて尊き神とは此御鏡を申成せる者なり、鷄を鳴かせたるも、皆此貴神坐して世を照し給ふ事、日神に同じき由を示し奉れる者なり」と云はれたる、其も然る説ながら其事をも兼ねて猶催がし奉れる義なる可きにこそ、（口訣に、使二左長鳴一、以二常闇一告二其夜一之處也と云ひ、又或說に、「日神の光無けれども、一陽の發る時鳴く鳥なれば、晝夜の別有りと日神の御心を動かさむ爲なり」と云へるなどは共に非ざるなり、）偖古史第五十四段徵に引かれたる神祇本源に、古語云、今世號二鳥名子一長鳴二緣也と見えたるは、太神宮式に、凡三節祭并解二除直會之日、鳥名子儛童男童女十八人、裝束青摺衣裳、在前摺備臨レ祭給之、料布十二端、（男二丈八尺女一丈五尺）彈琴二人、笛生二人、歌長三人、料布三端二丈、（人別一丈）年終各給二其身一と見え、六月月次祭條直會の所に、退就二解齋殿一給二酒食一、訖入二外玉垣門一供二倭儛一、（中略）訖齋宮女

揺四人、供二五節儛一、次鳥名子儛と有りて、鳥名子は儛伎の稱なり、其歌長は鳥名子の儛ふに合せて、鶏の長鳴傚るが如く詠み擧ふ事なるが故に、鳥名子長鳴とは云ふなる可し、其委しき狀は建久行事記同祭儀に、次自二齋宮寮殿一鳥名子所下部等相具、鳥名子等、於二齋王侍殿與二齋寮館殿一中間一、鼻レ歌吹レ笛、又此職掌人之内二人、自二四所職掌人之手一、請二取御琴一持參、令三搔作レ仕二御歌十二首一、第一（中略）以上十二首次第如レ此畢レ之後、阿麻誰於比阿宜我於比止三度申、鳥名子等組レ手廻々後、各興二所案伏、其後起、各合レ手後退出也、件職掌人、忌火屋殿高琴上、退出也と見えたる、各興一所案伏、其後起」と有るなどに全く長鳴鳥の狀を擬びたる者なり、偖其歌は十二首共に甚く古くは見えざれども、其第一阿米那流夜、夜加理加那加那流夜、和禮比登能古、作阿禮杼母夜、夜加理加那良那流夜、和禮比登能古、と有るなどは甚く古の狀なり、初句は天在也なり、二句は彌明亮在也ならむを字の衍たるなる可く、三句結句は吾與佗子にて其場に侍ふ群臣を云ふなり、四句は雖レ然有一にて、右の彌明亮在也の反を云はむ料にて、五句の不レ彌一明一也と云はむ爲なり、偖一首の意は天上は明らかなりや明らかならざるやと、其人共に日神の出坐ざる事を危ぶみ、鳴める鶏の其時の意を云擬べるなり、若て其畢に阿麻誰於比と云ふは、天之大日と云ふ事にて、上に云へる如く此に鶏の長鳴する由は、日神の磐戸を出でさせ御在し坐さむ事を、頻に催ほし促がし奉れりし意を取りて、然申す例とは成れるなる可し、此を以て此に使二左長鳴一と有る、其本の所縁を想ふ可くなむ有りける、〈故思ふに鳥名子とは鳥如子の義にて、童男童女を長鳴鳥の狀に仕立て其擬びを令レ成る謂なる者なり、偖行事記に所見たる其餘十一首の歌は遙に後の事ぞ交れゝども、右に引けるのみは字の誤と所思しきも少無きには非ざれども、其意趣は悉に此に

長鳴鳥をして長鳴爲しめたる義に打合ひて右の如くなるは、甚々上れる神代より傳へ來れる者とこそ所思えたれ、）

○手力雄神は古事記に、天手力男神と作り、此神の御功は下に乃以二御手一細二開磐戸一窺之時、手力雄神則奉レ承天照太神之手一引而奉レ出と見え、古事記にも稍自レ戸出而臨坐之時、其所二隱立一之天手力男神取二其御手一引出と有り、又古語拾遺には、聊開レ戸而窺之、爰令下天手力雄神引二啓其扉一遷中座新殿上と見えたり、然れども倭姫命世記に天手力男神栲幡千々姫神を御戸開闢神と見え、上代本記止由氣宮御遷座の所に、亦天照太神御託宣相殿坐神二前止由氣宮相殿神皇孫命爾奉二陪從一（中略）自レ爾以往以二天手力男神萬幡豐秋津姫命一天照皇太神神乃爲二相殿神一（元是、號御戸開神一也、）と有りて、其二柱共に御戸開神の號有るに、紀記の趣にては手力雄命一神のみ御在し坐すは、漏らし給へり

し者なり、皇太神宮禰宜譜圖帳に、天手力雄命天石門乃左方爾居、天乃於須女右方爾居天常世國長鳴鳥備几云々と見えたる、此にて上にも云へる如く、萬幡姫命天鈿女命一神なる事知らるゝなり、若て此第三一書に乃細二開磐戸一而窺レ之、是時天手力雄神侍二磐戸側一、則引二開之一と見え、又神名帳頭註及神社考に載せたる古傳に、天手力雄命以二其所レ取石戸一擲レ之、此即落而爲二山一、信濃國戸隱山是也と見えたるが如く、手力雄命は磐戸破る手力以て、其御戸を引開けて擲隱し給ひ、再日神の隱坐す事勿る可く、物爲給ふ可かゝめれば、何れの隙の在りて天照太神の御手を奉承りて引出し奉らむ、其御手を取りて引出し奉れるは、決く天鈿女命に御在し坐して、謂ゆる栲幡千々姫命の御事にたむ御在し坐しける、（故其栲幡千々姫命を、神名式なる伊勢國多氣郡佐那神社二座の中より勸請れりと見えて、同式に阿波國名方郡天石門別八倉比賣神社大月次新嘗と有るを、彼國神名帳と云ふ物に、今名東郡佐那河内村に坐すと云ふ、

作業の兄名同じきは同神なるが故なり、右の如く天石門別とも、天津石門別とも御名の上に冠らせ奉れるを以て、天手力雄命と共に、石門別の御物御在し坐し御事を思ふ可く、又拾遺に天鈿女命を、其神亦将率同殿以衛、有令侍殿内謂之宮衛也と見え、又古事記天降段に、副天手力男神、天石門別神、此者御門之神など有る趣も合せて、天石門別と申す御名の容しからざる事を覚る可きなり、此に手力雄神の御事を主すに、其神の御事を申さむは要無きに似たりと雖も、此神と二柱を合せて御門の神と申す御事を、先づ云はでは叶ふまじき所なればなり、」然れば手力雄神と申すは思兼神に対ふる如き御名なりけり、其は紀一書に、彼神の御事を有思慮之智とあるが如く、思兼の智謀を以て御功の御在し坐せるを、此神は右に云へるが如く、石門を破る手力の御在し坐せる故に、然御名にも負はせ奉りて御在し坐せるにぞ有りける、是心を以て労づくと、力を以て働くとの差異なる者なり、萬葉三（四十五丁）に、豊国乃、鏡山之、石戸立、隠爾計良思云々の歌に就きて、石戸破、手力毛欲得、手弱寸、女有者、為便乃不知苦と有るも、此の故事に依りて詠まれたる事、已に上に註せるが如し　清輔奥儀抄三（八丁）に、右の歌を引て云はく、此は手力雄神を詠めり、天照大神の石門を開きて覗き給ひし時、戸の本に立ちて石門を引啓きたりし力神なり」と見えたり、又十七（二十四丁）に、手里底加射作武、多治可良毛我母、又（二十七丁）伊尾多々武、知加良乎奈美等など有るは、手力又は力と云ふ事の例なり、古事記平国段に、千引石擎手末而来言、誰来我国、而忍々如此物言、然欲為手力競と有るも、手力を頼みて挑み争ふなり、垂仁天皇七年御紀に、当麻邑有勇悍士、曰当麻蹶速、其為人也強力以能毀角申鉤、又景行天皇二年御紀に、日本武尊節有雄略之気、及壮容貌魁偉

身長一丈、力能扛レ鼎焉など見えたるは、何れも人にして手力強かりしなり、況て石戸破る神の靈奇しき手力は、如何計か御在し坐々けむ、神名式に伊豆國田方郡引手力命神社と有るも、磐戸を引開け給へるに因れる御名なゝめり、今、賀茂郡十足村手力雄山に坐すと云へり、又紀伊國牟婁郡天手力男神社有り、猶此神の出自又天石戸別神と申す所以等は下に委しく云ひてむを考合す可き者なり、（又戸隱神と申奉る由來をも、其所にて説くべきなり、）借通證に力は筋脖也と云へり、然る意にても有りなむか、身體の活機を成すは、專筋力の預る所なればなり、名義抄に力を知加良、又都登牟、又人登那流などの訓有り、和名抄に、筋力陸詞切韻云、筋和名須知骨、筋字從レ肉力也、周禮注云、力は筋骸之强者也と有り、須知は進血にて謂ゆる經絡の事なり、委しくに第三一書與台本宗神の傳に云ふを見る可し。）○磐戸之側には、第三一書に是時天手力雄神侍ニ磐戸側一と有り、古事記には唯に戸掖と見えたるを、此には委しく云へるなり、側字を此に古く登和伎と訓みたるは、右の戸掖に據れるならむ、然れば上に已に磐戸と云へるからは、其を承けて登和伎と訓むなむ目易かりぬ可き、右の掖字は其上垣宮段に、與良戸大國戸の事を云ひて、唯木戸是腋戸之吉戸卜而、出行之と有る、此は直路に非らず傍徑の事を云へるが、其腋に同じく傍なる處なり、然るに職員令左衛士府義解に、謂レ掖者、正門傍之小門也と有れども、磐戸に然る掖門は素より無き筈の事なれば、其も戸側の義なるなり、下に天鈿女命云々、立二於天石窟戸之前一、巧作俳優と有るなど、總ての事に如何にもして日神の御心に留る可く、磐戸の正面にて物爲られたるを、此手力雄神は御戸を引開けむとして、其細めに開て窺ひ給はむ事を待伺ひ給ふなれば、其戸の傍なる所に隱立し御在し坐しけるなり、和名抄に腋又腋字を和伎と訓めるに、又腋を加太波良と有

るをも思ふ可し、（名義抄に側を、加太波良、又保登理、又曾婆陀都、又曾婆牟、又保能加爾、又加久流、又加多夫久、又曾流、又曾我流、又都多布、又須美など有り、皇極天皇四年御紀に、中大兄即自執長槍隱於殿側と云ふ訓有るも此に似たり、）○立は本に加久志多氐々と訓み、第三ノ一書なる侍着戸側と有るを、加久志佐夫良比と訓めるは、古事記に隱立戸掖と有るに依れる訓なる事云ふも更なり、然れども思兼神の思慮に依り、高皇産靈尊の御命以て令立るならばこそ、加久志多氐々とも云はめ、此正書は其を省かれて、手力雄神の自隱立して待伺ひ給ふ所なれば、記傳八（四十九丁）に、隱立は加久理多知氐と訓むべし」と云はれたる如く、訓むべき所にて有るなり、其所に引かれたる古事記沼河日賣歌に、阿遠夜麻邇、比賀迦久良婆、顯宗天皇二年御紀大御歌に、彌野磨我倶利底、彌曳據謀謨阿羅牟、推古天皇二十年御紀歌に、和餓於朋耆彌能、訶句理摩須、又萬葉二（二十八丁）に、烏玉之、夜渡月之隱良久惜毛など有り、（右は人麻呂主の歌なるが、其頃まで猶右の如く加久良牟加久理加久流と云ふ状の活にて有りける者と見ゆめり、此例共は傳二十八卷に擧げつ、）俗古事記には、右の如く隱立戸掖と云ひて、下に稍自戸出而臨坐之時、其所隱立之天手力男神、取其御手引出と有り、然れば此には隱の言甚なむ重かりければ、此の立にも、次なる侍にも、其言を訓み添ふるなむ實に理なる事なりける、故案跡に、手力雄神以其脅力、故使之立戸側、伺隙而拓開之とは說かせ給へるなり、（皇極天皇四年御紀に、中大兄尊彼鞍作入鹿を誅し給ふ所に、即自執長槍隱於殿側と見えたる、此は事は異なれども、其隙を伺ひて顯れ出でむと爲給へるにて、其趣は此に似たる事なれば引出でつ、然れど甚可畏き引事になむ、）○中臣連は此に在るは氏の中臣を云ふなり、下に中臣神忌部神と有る

如きは、職の中臣なるにて、謂ゆる行事なる事、已に傳二に云へるが如し、其差別有る事にて有るなり、第二ノ一書に
は、中臣遠祖天兒屋命、第三ノ一書には、中臣連遠祖興台産靈兒天兒屋命と見え、天孫降臨章第一ノ一書五部神の中に、
中臣上祖天兒屋命と書し古事記御天降段にも、故其天兒屋命者中臣連等之祖と有る是なり、古語拾遺に、神皇産靈神
の御名の出でたる下に、此神子天兒屋命中臣朝臣祖と出でたるなり、姓氏錄（左京神別上天神）に、大中臣朝臣藤原
朝臣同祖と有りて、其先に藤原朝臣出レ自ニ津速魂天三世孫天兒屋根命一也（下略）と所見たり。（但中臣は藤原の舊姓
なるに、藤原を主として大中臣を其次に置く事、古義に違ひて如何なる事ながら。天智天皇八年御紀に、冬十月丙午
朔庚申天皇遣ニ東宮太皇弟於藤原内大臣家一、授ニ大織冠與ニ大臣位一、仍賜レ姓爲ニ藤原氏一、自レ此以後通曰ニ藤原大臣一と見
えたれば、中臣の舊號を止めて、藤原氏に成されしなり、然るに文武天皇御紀に、即位二年八月戊子朔丙午詔曰、藤
原朝臣所レ賜之姓、宜レ令ニ其子不比等承一レ之、但意美麻呂等者緣レ供ニ神事一宜レ復ニ舊姓一焉と見えたる、意美麻呂は天武
天皇持續天皇御紀などに臣麻呂と作る人の事なり、此御時より朝政に仕奉る不比等公の一類を藤原氏と云ひ、神事に
仕奉る意美麻呂の一族を中臣氏と云ふに成りて、自然に嫡と庶との別有るが故に然有るなる可し、猶下に云へるを合
せ見る可し。）記傳十五（五十五丁）に、「中臣は萬葉十七（五十五丁）造酒歌に、奈加等美乃、敷刀能里等其等、伊
比波良倍、又神樂酒殿歌に、也戸久毛能、奈可奈留久毛乃、奈加止三乃と有るに依りて、那加登美と訓むべく、名義
は中執臣なり、其由は齋内親王奉入時詞に、皇御孫之尊乎天地日月止共爾堅石爾平氣久安久御座坐志米武止御杖代止進給
布御命乎大中臣茂桙中取持氏恐美恐美毛申給久止申、延喜奏覽中臣本系帳解狀に、謹依ニ去天平寶字五年撰ニ氏族志一所

之宮以勤造所進木系時云、高天原爾而皇神之御中、皇御孫之御中執持、伊賀志桙不傾本末、中執持而奉仕之中臣者、復倩之曰、從其義也、大嘗會中臣壽詞に、與天地日月共照明良志御坐事仁本末不傾、茂槍乃中執持天奉仕留中臣など有る如く、兒屋命よりして、神と君との御中を執持ちて申す職なる由なり、茂槍中取持と云ふは、茂槍の眞中を首尾を傾ぶけず、正しく平らに執持つを以て、神と君との御中に立ちて、宜しき狀に執り申すを譬へたるなり、宮衞令郎官條の義解に、「謂主執中之義」と有る是なり、舒明天皇前紀に、「群臣欲知天皇之遺詔、亦大臣所遣群卿者、從來如嚴矛（嚴矛、此云伊箇之保虚）取中事、而奏請人等也、故稱宜白叔父」と有るも中臣には非ねど事は同じ、是古語と聞えたり、中を取るとは職員令大納言義解に、「納下言於上、宣上言於下也」と有ると同じ意味にて、前の祝詞などを申すは君の詞を神に納るなり、太占の卜事を掌どるは、神の御言を君に宣申すなり、是者中臣の職にして、神紀に天兒屋命主神事之宗源者也、故俾以太占之卜事而奉仕焉と有るが如し、而諸の雜氏に、職業を取れると、地名に依れると、祖名を取れると、又事を取り物を取るなど爲ると、種々有る中に、此中臣連などは、職業に因れる姓氏なり（補意）と云はれたるにて聞えたり、猶錄是公傳に、其先出自天兒屋根命、世掌天地之祭、相和人神、仍命其氏曰中臣と有るは、上に引ける意を漢文に書せるにて、共に同じく中臣の名義を徴せる者なり、（右に引ける嚴矛取中を、私記に凡取矛立地之時、必取其中、故云と有るは如何、大祓詞に大中臣天津金木乎本打切末打斷氐と有る續きに依りて考ふるに、嚴矛と云ふは年中行事祕抄に見えたる鎮魂式に、金矛木矛と云へる中の木矛の事にて、其嚴の伊は發語、箇之は木名なり、圓種なるが、又金木と云ふ由、已に傳八卷

に註せるが如し、若て其金木は齊明天皇六年御紀に、兵盡㆓前役㆒以㆑格戰と有る、格を那加那紀と訓めるは、掘金木と云ふ事にて、手に取持ちて戰など爲る、今世の棒の事なり、但其棒の製様は權衡の如く、本末共に相等しく平らに作れるが故に、其中分を取れば本末に輕重の差無きから、互に相傾かざるを以て臂に取れるなり、）故此磐戸隱の時の御祈り始て、此天兒屋命はしも、其事を專と主り給ひし故に、此下に御名は指さずして、唯に其職掌を以て中臣神と出でたるも著く、第二ノ一書に、天兒屋命則以㆓神祝㆒祝之、第三ノ一書に、諸神遣㆓中臣連遠祖興台産靈兒天兒屋命㆒而使㆑祈焉、於是天兒屋命、（中略）廣厚稱辭祈啓矣と有るは、此に聚へる八百萬神と日神との御中を取持たして、祈啓させ給へるなり、又此時の御事を古事記に、內㆓拔天香山之眞男鹿之肩㆒拔而、取㆓天香山之天波々迦㆒而、令㆓占合麻迦那波㆒而、云々と有るは、諸神等の備へたる物事の可否を、日神より奉はるにて、此亦御中を取持たせるなり、又第三ノ一書に、乃使㆓天兒屋命、掌㆓其解除之太諄辭㆒而宣㆑之と有るは、解除を科する素戔嗚尊と、罪穢を祓ふ祓戸神との御中を、取持ち給へるなり、又天孫降臨章第二ノ一書に、且天兒屋命主㆓神事之宗源㆒者也、故俾㆔以㆓太占之卜事㆒而奉㆑仕焉と有るは、皇御孫尊の御手代として神を令㆑祭給ふ所の文なるが、神事之宗源と有るは神祭の事には非ず、上に云へるが如く、此は思兼神と同神にして、深遠謀慮の御在し坐す神なるが故に、在らゆる神祇の情僞を知り給ふ神に在して、能く其根本を明らむるを主どる謂なる事、垂仁天皇二十五年御紀なる大倭大神の御一日に、雖㆑祭㆓祀神祇㆒、微細未㆑探㆓其源根㆒と有る源根を探る爲に、太古の卜事を以て仕奉り給へるにて、此即神と君との御中を執持給ふ謂なり、又儀式九月十一日奉㆓伊勢大神宮幣㆒儀に、勅㆓中臣參來㆒、中臣稱唯、升㆑殿跪侍、勅好申ニ、奉ニ中臣稱唯復

㆑賊と見えたる、此如申ス奏スは右に謂ける如く御中取持申せと、使の中臣に勅給へるなり、若て其神嘗祭詞に、大中臣太玉串𪜈隱侍弖今年九月十七日朝日豐榮登爾天津祝詞乃太祝詞辭乎稱申事乎云々と有る此にて、其御命過たず皇御孫尊の御中と、皇太神の御中を、本末傾けず取持ち奉れる者なり、又右に引ける中臣壽詞は、天神の壽詞なるを、天皇の踐祚大嘗祭の時に當りて奏す事にて、其は天神より天皇に、言壽宣ふ御言を、中臣の家に傳へて奏すが故に、天都神乃壽詞遠稱辭定奉留云々、與㆓天地月日㆒共照志明良志御坐事仁本末不㆑傾茂槍乃中執持弖奉仕留、中臣祭主云々、壽詞遠稱辭定奉久止申とは有るなりけり、(又續紀は元正天皇靈龜二年二月丁巳、出雲國々造外正七位上出雲臣果安齋竟奏㆓神賀事㆒、神祇大副中臣朝臣人足、以㆓其詞㆒奏聞と有るが如く、神賀詞を天皇の大前に奏すにも、中臣の取傳へ奏すなるは、彼中取持つ謂なる事云ふも更なり、俗通證に、中臣は中津臣之轉語と云へるは誤なり、中執臣ならでは右に引ける證共に合はざるなり、又記傳に或人孝德天皇御紀に、上臣下臣と云ふ事有れば、其に對へたる中臣なり、又大臣小臣に對へたる稱なりなど云へるも皆非なり」と云はれたるは、實に然る言なり、又其中執臣の猶證とも成るべきは、字書に執㆓異姓之交㆒、謀以合㆑成㆓夫婦之倫㆒者、日㆑媒(ナカダチ)と云へる媒は、仲立と云ふ事にて、兩方の其間に立ちて計らふ由なり、此に依て仲人とも云へり、又俗に酌取の女を、仲居と云ふなど皆共に其例なり。)又中臣氏は神代より以來、天皇の御前の事取持ちて申給ふ事、藤原氏に至りても今に異ならざるは、君臣の間にて中執持給へるなり。其始古事記御天降段なる、天照太御神の大御命に、次思金神者取㆓持前事㆒爲㆑政と有るは、上にも云へるが如く、其には太玉神の御名の漏れ給へるなるが、天孫降臨章第二一書に、天照太神復勅㆓天兒屋命太玉命㆒、惟爾二

神亦同侍二殿内一、善爲二防護一と有る是なり、此時は神と同床共殿に御在し坐しければ、彼此を別たず仕奉り給ひしなり、然るに皇太神は御靈實なり、皇御孫尊は現人神なり、此時より始めて神と君とに仕奉るに、其差別無しとは云ふべからず、故現人神に仕奉る狀は、左右の大臣の如く有りけむ事云ふも更なり、故其前事とは、上より下に宣り、下より上に奏す如き御前の御政なり、取持は其補佐と爲て、仕奉るを云ふなり、記傳十五（二十九丁）に、「明宮段詔に大雀命執二食國之政一以白賜、萬葉十七（四十三丁）に、於保伎美乃、美許等可之古美、乎須久爾能、許登々里毛知底、十八（三十丁）に、於保伎見能、末伎能末々爾々、等里毛知底、都可布流久爾能、三代實錄廿九（十五丁）詔に右大臣藤原朝臣波内外乃政乎取持天勤仕奉己止夙夜不レ懈、源語若菜下卷に、「宮の御扱かひなど、取持ちて爲給ふ狀も、」（下略）夕霧卷に、「御法事に萬取持ちて爲させ給ふ」なども有り、其事を身に負持ちて、執行ふを云ふなり、今世に、佗の事を傍より助けて共に爲るを、取持と云ふも、此より轉れるなり、右の源氏物語なるは、此に近し」と云はれたり、又其爲レ政を明宮段に依りて、白賜と同じく訓まれたり、偖白賜とは上に令する事を奏はり行ふを云へれば、右の取二持前事一爲レ政とは、皇御孫尊の御前にて天兒屋命の君と臣との御中を執持たして本末傾けずして政ごち給ふを云ふなり、故其天兒屋命の神胤二流に相分りて、藤原氏は朝政に、中臣氏は神事に仕奉る事と成れども、祭政共に一なりし上古には、神事と公事を相兼ねて仕奉られしかども、茂梓の中執持たして本末傾けず仕奉られたる狀なむ相等しかりつる趣、右に註せる如くなりけらし、（右に引ける舒明天皇事紀に、大臣所レ遣群卿者、從來如二嚴矛取一レ中事・而奏請人也、と有るは、上に是群卿言也、特非二臣心一云々、惶レ之不レ得二傳啓一、乃面目親啓焉、爰群大夫等

受大臣之言、共詣于斑鳩宮、使三國王櫻井臣以告大臣之辭、於山背大兄王と有る其御答なり、此に就て見るに、大臣より所遣れし群卿等は、媒と成りて傳へ啓ふ者なりと宣へるなりけり、今世にも他の言を取傳へて言入るゝを、取持ると云ふに同じく、中臣は神と君との御中を取持ち、君と臣との御中をも執持つ義なれば、二方に相通ひて愈中執臣の義なる事著明き者なり、右に引かれたる職員令大納言義解に、納下言於上、宣上言於下也と有るは更なり、凡て國政を執ると云ふも、上の命令を下に傳へ、下の言事を上に啓すが本意なるをも思合す可し、偖天兒屋命、后神萬幡千々姫命と二柱、共に日宮の内外に、然る業を以て仕奉り御座し坐せる所由、已に上に云へりき）此氏の事は、記傳にも引かれたる神武天皇御紀に、天種子命是中臣氏の遠祖也と見えて、其上に侍臣天種子命と有り、侍臣とは、右に引ける天孫降臨章第二ノ一書に、亦同侍殿内善爲防護と有る是にて、謂ゆる取持前事爲政と云へる上臣にて、右に云へる中執臣を云へるなり、宮衛令義解に、謂侍臣者、少納言、侍從、中務少輔以上也、と有れば、其職掌の意味を含みて侍臣とは書かれたりける者なり、又垂仁天皇二十五年御紀に、中臣連遠祖大鹿島等の五大夫に詔して、先皇云々禮祭神祇、剋己勤身、日愼一日、是以人民富足、天下太平也、今當朕世、祭祀神祇、豈得有怠乎と見え、又仰中臣連祖探湯主而卜之、誰人以令祭大倭大神、卽渟名城稚姫命食卜焉と有り、又仲哀天皇九年御紀に、中臣烏賊津連と云ふ人有るを、神功皇后御紀に、皇后選吉日入齋宮親爲神主、（中略）喚中臣烏賊津使主、爲審神者、（下略）と見えたるを、允恭天皇七年御紀に、一舍人中臣烏賊津使主と有るも同じ人ならむが、仲哀天皇より此御世に至る迄に七御代に仕奉れる高年人になむ有りける、欽明天皇十三年御紀に、中臣連鎌子

と云ふ人有りて、物部大連尾輿と共に同奏曰、我國家之王二天下一者、恆以二天地社稷百八十神一、春夏秋冬祭拜爲レ事、方今改拜二蕃神一、恐致二國神之怒一と見え、又敏達天皇御紀に見えたる中臣勝海大夫を、用明天皇二年御紀に、中臣勝海連と有て、物部守屋大連と共に違レ詔議曰、何背二國神一敬二他神一也など有りて、此二人は氏の中にも殊に神と君との御爲に功有りし人等に坐せり、又舒明天皇御紀に、中臣連彌氣と云ふ人見えたる、此等の人々何れも連の姓なるは、右の鳥賊津連よりの事にて、此中臣は職の中臣なるには非で、氏を賜ひて中臣連には任し給へるにて、姓氏錄(河內國、神別天神)に、中臣連大兒屋根命十一世孫雷大臣命之後也と有る是なり、然れば記傳十五(五十六丁)に、「中臣鳥賊津連の中臣は、本姓には非で唯職を云ふかとも聞ゆれども、右の仲哀天皇御紀に四人の名を連ね擧げたる條の三人も皆姓を擧げたれば、此も姓なり」と云はれたる、實に然る言にて、中臣連姓は其鳥賊津使主なる始とは所見たりける、(此人の事光仁天皇御紀、天應元年七月の所に伊賀都臣、是中臣遠祖天御中主命二十世孫意美佐夜麻之子也と見えたり、此世數の事傳二十卷興台產靈命の傳に就て云ふべし、)偖記傳に、「中臣連の事、本系帳には常磐大連公欽明天皇御代始賜二中臣連一と有れども然には非じか、其御紀に中臣連鎌子と云ふ人名見えたり」と云はれたるは、然る言なり、或說に、「卜部氏系本に此常磐大連公改二卜部姓一賜二中臣氏一と云ふ僞說有れば、後に換入せし言ならむ、此人名は敏達天皇十四年御紀に、中臣磐余連と云ふ人名有り、似たる事なれば此人を誤りつらむ」と云へり、」偖皇極天皇三年御紀に、以二中臣鎌子連一拜二神祇伯一と見えたるを、天智天皇八年御紀に、冬十月丙午朔庚申天皇遣二東宮大皇弟於藤原內大臣家一、授二大織冠與二大臣位一、仍賜レ姓爲二藤原氏一、自レ此以後通曰二藤原大臣一と見えたる、其卽鎌足公の事な

るが、同傳に云はれたる如く、「此時未だ大臣位をも藤原氏をも賜はぬ以前に、藤原内大臣と有るに叶はざるが、斯思ふに其は後を前に廻らして書されたる者にして、斯る僻事多き事なり、又此時に藤原と云ふ氏を賜へりしは、此人一人のことと所思しくて、此後も右大臣中臣金連など云ふ人有り」と云はれたるは然る事にて、鎌足公の一家は、居地に依りて藤原氏を賜へるにこそ有りけれ、其より以前に別れたりし家々は、猶其行事に因りて中臣連と云ひけむは、然も有りぬ可き事にて、其鎌足公の正嫡不比等公のうには、何れにも藤原と有りて、其余は中臣藤原相通はして稱る如くなるは、藤原の居地に在らざるは、猶中臣の行事に依りて、自然に其舊を守り居るべき事になむ有りける、故天武天皇十年御紀三月に、令記定帝紀及上古諸事と有る人の中に、大山上中臣連大島と云ふ有るを、同十四年九月には藤原朝臣大島と見え、朱鳥元年正月九日の所にも然有り、然るに持統天皇四年御紀正月に、神祇伯中臣大島朝臣讀天神壽詞と有りて、此は神事に依りては中臣と云ひ、餘事には藤原と云へる狀に聞ゆれども、又然のみには非じと見えて、朱鳥元年十月の所に、大舍人中臣朝臣臣麻呂と見え、又持統天皇三年二月に、中臣臣麻呂と有るは朝臣の姓を脫したれども、共に中臣なるを、其七年三月に葛原朝臣臣麻呂と有れば、相通はし稱るにこそ、然るに中臣本系帳手子大連條に、御食子大連公男小錦下中臣朝臣是日、國子大連公孫中臣朝臣意美麻呂、中臣朝臣大島等並緣御食子大連公長子大織冠内大臣鎌足大連公之例、同賜藤原朝臣姓、迄而經二十九箇年、文武天皇戊戌年八月丙午詔曰、藤原朝臣所賜之姓、宜令其子不比等承之、但意美麻呂等者緣供神事、宜復舊姓焉と有る、此文武天皇戊戌よ り遡に數ふれば、其二十九箇年以前は即天智天皇の御代に當れゝば、右に引ける御紀に、賜姓爲藤原氏と有る時

に其嫡家庶流共に同じく、藤原氏に成成たるなりけり、（然れども鎌足公はしも、其大和國高市郡なる藤原の地に御在はしければ、其居地に因て實に藤原氏なる可けれども、右の臣陸耳大島等の人々は、其地居所と云ふにも非ざりけらし、此を以て其中執臣と云ふ行事の方に就て、多くは中臣氏を名乘けむから、右に見えたる如く、不比等公のみ此を承續しめ給ふ可き御定は出でたりける者なりかし、記傳に「藤原と云ふは唯稱號と云ふ物の如くにて、正しく姓にも非ざりけむ故に、猶中臣朝臣とも云ひしなる可し云々、藤原は別號の如くなりしと聞ゆ」と云はれたるは然しからず、（借其居地と行事との事を因に云ふべし、續紀延暦九年十一月の所に、外從五位下韓國連源等言、源等是物部大連等之苗裔也、夫物部連等、各因居地行事、別爲百八十氏、是以源等先祖塩兒、以父祖奉使國名、故改物部連、爲韓國連、然則大連苗裔日本舊民、今號韓國、還似三韓之新來、至於唱導、毎驚人聽、因地賜姓、古今通典、伏望、改韓國二字、蒙賜高原、依請許之と見えたる、韓國連は使を奉りて行たる國名に依りて負へるにて、即行事なり、次高原連と云ふは、今住める所名に改めたるにて、即居地なり、右にて藤原は居地に依りて云ひ、中臣は行事を以て云ひて、其職名なる事を曉る可し、）此に姓氏錄（左京神別上天神）に、藤原朝臣出自津速魂命三世孫天兒屋根命也、二十三世孫內大臣大織冠中臣連鎌子（古記、曰鎌足）天命開別天皇（諡天智）八年賜藤原氏、男正一位贈太政大臣不比等天渟中原瀛眞人天皇（諡天武）十三年賜朝臣姓と有り、然るに書紀に、十三年十一月戊申朔中臣連賜姓曰朝臣と有りて、藤原連賜姓曰朝臣と云ふ事の無きに依りて、記傳に「天武天皇の御世に朝臣の姓を賜へるは中臣連なれば、不比等公も正しき姓は猶中臣なりけむ」と云はれたる如く、鎌足公に藤原氏を賜ひて後、不

比等公に至りて、神事に仕へたる中臣の職を態々しく停止られたるにも有るべからざれば、藤原氏とは稱へられたるがら、猶其中臣氏の尊なりしが故に、中臣の語に籠めて、等しく朝臣の稱は得へりけむとこそ所思されたる、右に引ける皇極天皇御紀に、以中臣鎌子連拜神祇伯と見え、鎌足公傳に、世掌天地之祭、相和人神と有るを以ても、不比等公にも、猶中臣の職掌は其家の行事なれば、傳へ持たれける事推量られたり、文武天皇二年御紀に、八月戊子朔丙午詔曰、藤原朝臣所賜之姓、宜令其子不比等承之、但意美麻呂等者縁供神事、宜復舊姓焉と有るは、右の本系帳に文武天皇戊戌年と出でたる是なり、此詔の趣を思ふに、上にも云へる如く嫡庶共に同族の縁を以て、同じく藤原と稱りけるを、此より不比等公のみ藤原の氏を承けて、自餘は舊に復し給へるにて、藤原の一家にて神事に預らず、専朝政のみに仕奉る事と成れるは、是其始となむ所見たりける、其は意美麻呂に縁供神事と有るは、不比等公に俾預朝政と云ふに同じからざるを思ふ可き者なりかし、（扨て文武天皇元年八月甲子朔癸未、以藤原宮子娘為夫人と有るを、神龜元年聖武天皇受禪を云ふ所に、母曰藤原夫人、贈太政大臣不比等之女也と見え、又不比等公に四子有るを天平九年七月の所に、勅云々、就右大臣第授正一位拜左大臣、即日薨、武智麻呂贈太政大臣不比等之第一子也と云ひ、同四月に參議民部卿正三位藤原朝臣房前薨云々、房前贈太政大臣正一位不比等之第二子也と見え、同八月に參議式部卿兼大宰帥正三位藤原朝臣宇合薨、贈太政大臣不比等之第三子也と有り、同七月に參議兵部卿從三位藤原朝臣麻呂薨、贈太政大臣不比等之第四子也と記されたり、如此く其始不比等公一人に其藤原氏を承給へるなれども、其四子各其氏を承ぎたるが、弘こりて甚多く成れるなり、公事根源に、藤原氏は南家北家式家京家とて四

家に別れたりしかども、三家は絶え果て北家のみ榮えぬる云々」と有るが如く、四門と成れる南家は武智麻呂公の後なり・北家は房前卿・式家は宇合卿・京家は麻呂卿の後なるが、其中に房前卿の子眞楯・其子内麻呂・又を長岡大臣と申し・其子閑院贈太政大臣冬嗣公、其子太政大臣從一位良房公と續きて、今堂上諸家の藤原氏は何れも此に出でたるを以て、北家のみ榮えぬるとは註されたる者なり、」其時よりぞ判然(キハヤカ)に、皇御孫尊の御前の事を執持ちて内職ふ、藤原氏と皇神の御中皇御孫尊の御中執持ちて、茂榮の本末傾けず仕奉らるゝ中臣氏、各相別れたりける、上に引ける本系帳に、復レ舊之由惟其義也と云へる是なり、然れば右の意美麻呂等者、雖レ供二神事一宜レ復二舊姓一と有るは、藤原の舊號を改め、中臣の舊氏に復る可き由の大御詔に御在し坐す事申すら更なり、元明天皇御紀に、和銅元年三月丙午、以二從四位上中臣朝臣意美麻呂一爲二神祇伯一と有りて、同日中納言を合レ兼給へる事所見たり、稱德天皇御紀に、景雲三年六月乙卯、詔門下神語有レ言二大中臣一、而中臣朝臣清麻呂、兩度任二神祇官一、供奉無レ失、是以賜二姓大中臣朝臣一と有る神語に、大祓詞に天津宮事以ち大中臣天津金木乎云々と見えたる是なるが、祝詞等に「大」とは揔て天皇の大御事に係れるをば、大某と云ふ例にて、御座も神祇官なるをば、大御座と云ふに同じく、並ての中臣には非で、神祇官にして直に神と君との御中を執中すが故に、大中臣とは云へるにて、古大御食を掌れる人の連の姓なるをば大連、臣の姓なるをば大臣など云ふ大に似たり、但大連大臣は姓に就て云ひ、大中臣は職に就て云へるを、右の詔有りて後は氏を大中臣と云ふ事と成れり」(取意)と云はれたるが如し、猶又延曆七年御紀に出でたる其清麻呂公薨に、曾祖國子小治田朝小徳冠、父意美麻呂中納言正四位上、清麻呂(中略)寶字中至二從四位上參議左大辨兼神祇伯一、[illegible]、且稱

勤位、神護元年（中略）高野天皇東行大嘗之事、清麻呂時為神祇伯、供奉其事、天皇美其累任神祇官、清白
守公、特授從三位、寶龜二年拜中納言、俄賜姓大中臣、朝臣天皇詔賜大中臣姓、授正三位、神祇大副清麻呂
寶龜二年拜右大臣、授從二位、尋加正二位、清麻呂兼事、延暦七年薨、時年八十七（下略）と有る
を以て考ふるに、此清麻呂公のそもそもの中臣の中より擢出て大中臣氏に賜はりたる故に、其子孫に至りて然る事と
に成れるなり。新撰姓氏録（右京神別上、天神）に、大中臣朝臣藤原朝臣同祖と有るも、當昔其一家に限りたりし事と所
見たり。然して續日本紀巻第十二云、神護景雲三年右大臣中臣清麻呂賜大宗、
寶龜十一年、中臣等四十八人同賜大宗、同十七年中臣等三十七人同賜大宗、自餘猶稱中臣朝臣と有る、十
一年に其右京神別の序なるに、今本に右の文の見えざるは脱たるなるべし。此寶龜十一年の者は、右の清麻呂公の裔なる
にこそ、（右の清麻呂公の曾祖小德冠國子は、本系帳に國子大連公と有る人なり、其子國足大連公と云へるは意美麻
呂卿の父にて清麻呂公には祖父に當れるを、右には曾祖と父とを云ひて祖父の名漏れたり。此よりして清麻呂公の子
孫の人等何れも大中臣朝臣と稱る事にて、他の中臣氏とは混れざる事には成りにたり）然れども然大字を加へて賜は
る以前にも、右の意美麻呂卿の一家は他の中臣氏の中に獨立ちてぞ有りけらし、續紀を見るに、中臣朝臣某又中
臣某と云ふも多く出でたれども、位卑く官賤しくて、右とは相對はざるは又其疎遠の中臣なるべし。又中臣志斐
連、中臣習宜朝臣、中臣熊凝朝臣、中臣宮處連、中臣殖栗連（ウエクリ）、中臣小殿連、中臣東島連、中臣丸連、中臣伊勢連、中
臣葛野連、中臣藍連、中臣酒人宿禰、中臣栗原連と有るなどは、同じく中臣の行事に仕奉れる者には有れども、多

くは其居地の名を添へて云ふ者にて、譬へば右に中臣鹿島連、中臣伊勢連と云ふ如きは、鹿島に居る中臣連、伊勢に住める中臣連など云ふに異ならず、故姓氏録を見るに、其左京神別に先づ大中臣朝臣藤原朝臣同祖と擧げて、其次に中臣酒人宿禰、伊香津連、中臣宮處連、中臣方岳連、中臣志斐連、殖栗連、中臣大家連と有七氏を略して下に何れも大中臣同祖と有り、其大和國に大家臣大中臣朝臣同祖と有り、攝津國に津島朝臣、椋垣朝臣、荒城朝臣を大中臣朝臣同祖と見え、次なる中臣東連、神奴連、中臣藍連、中臣太田連、生田首と有る五氏も其同族なり、河内國に菅生朝臣大中臣朝臣同祖と有るを始として、次に中臣連、中臣酒屋連、村山連、中臣高良比連、平岡連、川跨連、中臣連、中臣など有り、和泉國に宮處朝臣、大中臣朝臣同祖と有りて、次に狭山連、和太連、志斐連、蜂田連、殿來連、大鳥連、中臣部兵直評連、畝尾連、中臣表連と有る各下に同上と註されたり、此宮處朝臣、殿來連などは、右の續紀に中臣宮處連、中臣殿來連と有る此なるを以て考ふるに、其左京神別より以下に中臣某と云はざるも、悉く倶に中臣の部なるにて、共に中臣氏にては有れども、各居地の名を以て、宮處朝臣、殿來連など唯く云習はしたるになむ有りける、但右等の中臣は何れも主々しき際には非ずして、儀式又延喜式などに中臣何人と云ひて役たるゝ是なり、職員令に神祇官に神部三十人と有るなるに、古語拾遺に、神祇官神部可レ有二中臣、齋部、猿女、鏡作、盾作、神服、倭文、眞續等氏一、而今唯有二中臣齋部等二三氏一、自餘諸氏不レ預二考選一と見えたり、然るに同時[illegible]年[illegible]に、忌部官人、及神部之中忌部不レ足二九人一者、簡二取諸司一充レ之、と有る文に泥て[illegible]るに、神部三十人とは云へれども、大抵は中臣氏のみ多在りし趣なる事、書明く云たる所見えたりける、(但右に引ける續紀の、中臣宮處朝臣、中臣

湯目臣、中臣葛野連の三は具在なり、中臣小殿連、中臣丸連の二氏は姓氏錄に見えず、但續紀に養老三年五月癸卯、從八位下中臣習宜連笠麻呂等四人、從六位上中臣熊凝連古麻呂等七人、並賜二朝臣姓一と有るなるに、姓氏錄右京神別上に中臣習宜朝臣、神饒速日命孫味瓊杵田命之後也、又中臣熊凝朝臣同上と見えたれば、此二氏共に上に出る大中臣朝臣同祖なるとは別なり、故天平十七年八月の下に從五位下中臣熊凝朝臣古麻呂、除二中臣一爲二熊凝朝臣一と有りて、中臣を除きし事も有りしかども、姓氏錄に其より後れて弘仁六年に奏上せられたる物なるに、猶中臣熊凝朝臣と有るは除く可き故由の有りけるにこそ、又山城國神別に中臣葛野連、饒速日命九世孫伊久比足尼之後也と有り、然るに其も續紀に、天平二十年秋七月戊寅、正六位下中臣部干稻麻呂賜二中臣葛野連姓一と有れば、本は中臣部と云ひしなりけり、故思ふに右の三氏は、饒速日命の子孫にして、正しく物部氏の所屬なるに、中臣某と云ふ事は、當昔中臣氏の支族は、末世に廣くも非ざりしかば、神祇官の神部三十人と有れども、中臣氏を以て充つるに足らざりし故に、他氏の人を借りて中臣部に被レ使たりし故の事とぞ、外に考ふ可き便無くなむ有りける、又續紀の中臣小殿連は未考へ得ずと雖も、中臣丸連の丸は和邇と訓むにて、姓氏錄左京皇別に和爾部を丸部と作る例ならむか、和邇部朝臣、大春日朝臣同祖と有れば、出自二孝昭天皇皇子天帶彥國押人命一也と見えたるなり、其未定雜姓右京に、中臣臣、觀松彥香殖稻天皇諡孝昭皇子天足彥國押人命七世孫云々之後者と有ると、同族なるを思合す可し、然れば此中臣臣は中臣丸臣なりけむが、丸字を脫せる者と見えたり、此等の中臣某も、異姓の中より中臣部として使はれたりし事の有りけむに始まれりけむ事、右に云へる三氏の中臣に異ならず〕　〇天兒屋命は上に註せるが如く、兒屋は借字にして八意思兼

神とも申奉る八意を倒反にして意彌の義になむ有りける、偖其意と云ふは木凝々の義に出でたり、偖其を靈としも云へるは、傳五、六などに粗云へるが如く、靈と云ふは全體に充滿たる義にして廣きを、心と云ふ時は一箇に固凝る所有りて、其指す所甚切になむ有りける、今此を譬へて云はむに、八洲起元章に、以二天之瓊矛一指下而探之、是獲二滄溟一、其矛鋒滴瀝之潮、凝成二一島一、名之曰二磤馭慮島一と見えたる、滄溟を靈と見、自凝島を心と見て足りぬ可し、猶委しく論さむに大同類聚方に、比登乃美乃、奈連流牟自免波、安萬都美佗麻、美豆保乃計乃、不多通乎加波世、保豆爾奈理、云々奈流と有るを合せて云はゞ、人身の成れる始とは國土の成始を云ふなり、天津御靈は國土を成さむと爲給ふ有の天之瓊矛なり、水火氣の二は滄溟にて、人の身體是なり、交合は矛を指下して探るなり、身體は靈と共に具はる神經にして心即是なり、偖其天之瓊矛を指下して探る中には、水火氣と共に滄溟の全身に、其天津御靈の行足ひて凝りて島と成るべき心を其中に孕有るを、一に凝成して心と云ふ物と成るに至るなり、此を以て靈は廣くして廣く、心は其と指すべき所有るにて甚狹しとは云ふなり、（但靈と心との差別は、中々に此にて說盡すに非されども、心と云ふは木凝々の義に出でたる由を知らせむとて、如此は譬へたるなり、其の委しき由緒は、傳二十卷興台產靈神の下にて、津速產靈神より天兒屋命までの傳を立てゝ云ふべし、）心は許々呂と訓むべき事由しく、紀記共に訓に在りて論無きを、古事記高津宮段大御歌に、岐毛斗迦布、許許呂袁陀迦迦と有るは萬葉二十一十九丁に、肝向、心乎痛と有る心と同じきを、眞福寺本又古本には如此く許許と有り、又萬三一書に出でたる興台產靈神の興台は心を云ふを、下に興台、此云二許等一と註せり、又靈魂の八九十は靈心是なり、又古今集詞書に「許々伎與ひて」と有る如は高

閉なれば、其も許々は心なり、此は俗に多く心地と書く事なれども、舊は地字の義に非ず、許は心を許々と云へる謂なり、又萬葉二十(三十一丁)に、結之心者を以結我志々眞艮と訓み、古今集中興歌に心ある物を許保久と有る、並二に並試なれば諸れるなれども、去々里は單に形容を云ふ、則を理と云換へたるのみなり、傳十三に注せる適要興約の田心都合は更なり、姓氏錄(右京皇別)に田所出でたる佐婆本田心命などの心を許理と訓み、又和名抄海藻類に、大海菜、本朝式云、古々呂布止、俗用二心太二字一云古々呂布止、楊氏漢語抄云、大凝菜と見えたるなど、心は凝の謂なる事なお知られたりける、(俗に物事に深く心を入れて爲すを許流と云ひ、又他人に悪しき行の有りつるを責めて、懲るを許良須と云ふも、心得と云ふ事なる可く、又傳十三に後毘之佐嬢の下にも引ける萬葉十四に、渡作許呂渡要などの嘆も人を呵りて心を採る由なること思ふ可し、)又其本は許々呂なるを許々と云ひ、許流とも云へる事有の如くなるを、又許とのみ云ひて心の事と成るなり、大同類聚方に心の事を奈可毘と云へるは中心の義なり、又心臟の事を古哩臟波、無禰知武差乃、奈伽於仁阿剛、(中略)知志保伽門反伊路毘　奈許毘也弘差乜、根乃解乃滋衝以僧衆と見えたる是なり、又傳四に注せる如く、大御柱を心御柱と云ひ、又國帳を中心と云へるなどの許、是にて、皆心を許と云へるなり、又右に引ける和名抄大海菜の注に於朝漢と云ふ有りて於某能理と訓めるは、此も大凝者の義にて此には凝を許と云へり、又言は心音なり、事は心所なり、理は心許なり、好は心斬なり、聞は心照なり、稀は心經なり、此等を以て心を許と云ふを知るべし、又萬葉三(二十四丁)に、轉言之、凝山、又(四十四丁)是日本能石根許其思其、七(十丁)に、神左振、磐根己凝敷、又(三十二丁)石金之、凝木敷山爾、十三(十五丁)に、石根

乃、奥凝敷道乎、又、（三十丁）石根之許凝敷道之、十七（四十一丁）許呉志可毛、伊波能可牟佐備など有る凝字を、一は許與と訓み、一は許と用へるを以て、上に云へる如く、凝を許與とも許々とも許とも云ひて心字の訓と異ならざるを合せ考ふ可き者なりかし、（又神代本紀に天八百日尊と云ふ有りて、天八十萬魂尊と云ふに並びたるに、其はしき神名なれど、八十萬魂と云ふに對へる八百日は、八百心の義にも有るべくして、此二神共に楊生天神とは有れども、此天兒屋命の亦名を混らしたる者ならむも知るべからざるなり、又天孫本紀に、物部膽咋宿禰と云ふ人名の有る膽は、伎毛なり、咋は凝にて膽太く凝りたる由なるにや、其子に五十琴宿禰と云ふ有るは、齋心利の義なる可ければ、此等も心を許と云ふなり、）然此御紀は更なり、古事記古語拾遺、其他諸にも天兒屋命と見え、延喜式の春日祭祝詞本にも何れも天兒屋根命、藤原系圖にも天津兒屋命とも有り、兒屋は許夜と訓むべきなり、如此申して天兒屋命の義なる事有るに注せるを見て知るべきなり、上に引ける許夜神記に、天兒屋命津國島下郡許久山天降坐と有れ、天兒屋命に仕奉り給ひて天降坐しゝ後などに、暫く住ませ御在し坐しける事と聞えたるに、神名式に攝津國島下郡須久久神社二座（鍬靱）と見えたる、其御天兒屋命の御社なるが、和名抄郷名に同國島上郡兒屋と有りて、其社の在たるに近き邊へる島下郡と境を接へたる地理を以て考ふるに、古は兒屋と云ひし所にて有りけるか、又は許久山に天降坐して後に、其神の御降坐しゝかなどの由に依りて然る郷名には負ひたるなる可し、如何にも有れ其神の由に因れる地名の、兒屋なるを以て天兒屋命の兒屋も、正しく許夜と訓み申す可き意なる徴にては有るなりけり、（但兒屋以下に郡下攝津國島上郡と有る兒陽は其神に由有る地名なれども、其郷は冷泉和名抄に、一本の典に誤れて作れし津國の兒陽と顯はに見ゆは

来にけり」など、歌枕に在る昆陽池昆陽野是にて、其は河辺郡にて児屋郷よりは乳六七里も西南に隔れゝば、其とは同じからず、備神宮寮例集に、天平十二年庚辰四月五日、春日御社作建、詩久山御社、是右大臣大中臣清麻呂公奉住施、日本紀摂津国詩久々導之間、住吉近所奉崇也と見ゆ、然るに春日御社は、其庭の廿九年の氏神遷座二十年改重に始めて置の坐せれば、大和よりにては有るべからず、右の春夜神記に依りて思ふに、天児屋命の始めて天降坐しゝは右の詩久山なりつらむを、其より右の児屋郷に御在し坐しけるが故に、神名を以て地名とも呼びし程の事にて、其間甚々久しかりけむを、清麻呂公其詩久々に蒲居坐に就ては、始て天降坐しゝ由緒なども有るを以て、久しき児屋の神地を改めて此に移し奉られしなる可し、然れは俗に天児屋命を春日神と云ふ稱の俗に云へるにて、實は昆陽に在りつる天児屋命の御社を、其詩久山に遷し奉れるとこそ見えたれ。」又、天児屋命を文徳天皇御實録等に、天児屋根命と有るを始として、世に唱ふるも皆児屋とは云はで児屋根と云ふなり、春日祭詞に天之子八根命、古語拾遺などにも並く天児屋根命と録されたり、備後根てふ言は、記傳八（二十九丁）に備君にて何處にもあれし」と云はれたれども、此根は他の詞とは異なる可し、其は此神の御子を天押雲根命と申す、押は大の義なる由、已に傳十三に註せるが如し、雲根は心思根にて、其も御父八意思兼神の御功に續き給ふ由なり、其子天種子命の種子は足根心の義なる可し、如此く子孫三世共に御名に負せる事必其故由有りぬ可き者なり、竟思ふに此根は上に引ける天孫降臨章第二一書に、天児屋命主神事之宗源者也、故俾以太古之卜事而奉仕焉と有る、神事は神祇の措置なり、宗源とは其源根を総知る事にて、此に思兼神深慮遠慮と有る是なり、鎮下祭文に、吾者能知上国地下天神地祇、况復人情悒鬱と有るを

も合せ曉る可し、齋瑞珠盟約章に、天照太神勅曰、原二其物根一則云々、又垂仁天皇二十五年御紀に載る大倭大神の御言にも、雖レ祭二祀神祇一、微細未レ探二其源根一、以留二於枝葉一と見えたるなど、皆右の宗源を云ふなるを引合せて、兒屋根の根をも思ふ可くなむ有りける、然れば兒屋根と申して、彌心足ひに神事の源根を思慮り得させ御在し坐す意になむ有りければ、右の天兒屋命の如く根字の加はらぬをも普く訓み來れる任に、兒屋を兒屋根の如く訓みたらむには違ふ事有るまじかりけるはや、（記傳に他書には多くは兒屋根と根字を添へて書けるを、紀記共に此字無きを思へば、猶古根字無きは古夜と訓むべきかとも思へども、屋を夜泥と云ふ事、今の俗語のみならず萬葉四卷などにも有れば、猶古夜泥と訓むべし」と云はれたり、但上に云へる如く、根を添へずして許夜と云はむも誤れるならざれば、相通はして訓むべきなり、偖又右の宗源又源根などは母登と訓む所なるが、其を根の義に取るは海宮遊行章第三一書に、貧窮之本、飢饉之始、困苦之根と有りて、本と始と根とを合せ對へたる是なり、偖此神名の事を記傳に、「天兒屋命は招祖泥か、招は書紀に奉二招禱一と有る是なり、此神今布刀詔戸言白して、太御神を招禱奉り給ひし故に、此名を負坐せるなる可し、祖は玉祖などの祖、泥は稱名にて例殊に多し」と云はれたる、招は然も有りなむが、祖とは如何、祖とは其子孫に職を傳ふるに云ひて、玉祖なども其祖業を子孫の持てるに對へて云ふ稱なり、此神の行事を傳へて、其子孫の中臣氏即中臣の職を以て神と君との御中を取申す事は有れども、招禱は此時の事に限れる事なるが故に、古事記御天降段などにも、其遠岐斯八尺勾瓊鏡云々と云ひて、其事の稱の如く云へれば、其事に祖とは云ふべきに非ざりける者をや、偖今此に說けるは古史第百三十三段徵に、兒屋命の兒屋は八意思兼神の八意と同義なる由を考へて云々と云はれ

たる說の有りて、驚かされて出來れる說なれば御隨意と云ひて可かりなむか、但古史傳はしも其條に出でたれに、其に合へりや合はずるや知る由無ければ、同比書習慣きて其用ひるを作らで、予が非は改めもし削りも爲べし〕〔曾述祖は苗裔に對へる稱なり、天孫降臨章に古事記文第二一書には上祖と書され、海宮遊行章には末裔と作れたる皆同義なり、萬葉十八（二十一丁）に大伴能、遠都神祖乃、其名乎婆、大來目主と、於比持而氏と見え、中臣壽詞に中臣の遠祖天兒屋根命など有れば、實に登富都美於夜と訓むべきなり、此我より子、子より孫、孫より曾孫、曾孫より玄孫と云ふ迄は名稱も有る事なれども、其より末を幾許と云ふに至りて、其世穢を數へ云ひて用ゐべき所には唯に裔と云ふが如く、我より上なるも然にて、父母を親と云ふ、其親の先を祖父祖母と云ふは、大父大母の義なり、其先を曾祖父曾祖母と云ふは大々父大々母の義なるが、其先を高祖父高祖母と云ふ字は有れども、皇國の言は曾祖父母にて盡くるが故に和名抄高祖父の所に引て日本紀上宮和名止保豆於夜と有り、然れば其高祖より上方は遠き世襲の祖と云ふべして、廣く唯遠祖と公然に云ふ者の定格にて有りける者と所見たり、〔又子孫の方も然にて和名抄にも曾孫和名比々古、玄孫和名夜之波古とは有れども、姓氏錄の文法を考ふるに、某神子某命又は某神孫某命と有りて、其より後は三世孫四世孫などと計へて曾孫玄孫をも云ひ、又幾世とも詳にらずるは唯に裔也と云へる、此は御裔の事にて、神武天皇二年御紀に苗裔と有るを、傍に裔也と書せる是なり、古語拾遺に裔字を多く用ひて、波都古と訓み、名義抄に其字を、保加とも保豆理とも波都平流古とも波都古とも有る、波都平流古は曾孫、波都古は玄孫の義なる反を以て、此遠祖の義を明らむ可し〕〔忌部は此なるは氏の忌部を云ひて、下に忌部神と見えたる、其は職の忌部にて、其差別有る事上

なる中臣連の下に云へるが如し、第二一書には、忌部遠祖太玉命と有りて、此には首の姓見えたり、天孫降臨章第一一書にも、忌部上祖太玉命と有り、古事記同段に、布刀玉命者忌部首等之祖と有りて右に同じきを、古語拾遺に天太玉命齋部宿禰祖也と見え、姓氏錄（右京神別上天神）に、齋部宿禰高皇產靈命子天太玉命之後也と有りて、字を齋部と改めたるは共に延暦以後に成れる者なればなり、（日本逸史に、延暦二十二年三月乙丑右京人正六位上忌部宿禰濱成等改忌部爲齋部と有るを、記傳にも引て、「此は唯字を改めたるなり、凡て古は姓名なども文字は心に隨せて書けるを、此頃は已に其も定まれるなり」と有り、故思ふに古語拾遺に太玉命の神胤なるのみは齋部と書し、其神の率給へりし氏々のは皆忌部と作るを以て見れば、其本末の混れ無からしめむ用意とぞ所見たりける、清和天皇實錄に、貞觀十一年十一月廿九日癸丘晦、神祇大佑正六位上忌部宿禰高善爲齋部、其先出自高御魂命と見えたり、）記傳十五（五十九丁）に、「忌部首は伊美部能意比登と訓むべし、此は諸忌部を率て其長なる由の稱なり、自の職を以て名くるには非ず、彼中臣氏などの卽其職を以て名くるとは異なり」と云はれたり、然れども供作る氏々を率る其長として仕奉れる卽職にて、謂ゆる以行事負名と云ふ者なれば、中臣の例に異ならざる可し、故其長と有る所は上に引て論つらへるが如く、古語拾遺なる此段の書に、宜令太玉命率諸部神造和幣と有るは、其下なる神武天皇段に、令天富命率諸氏造作大幣と有るに照應る所なるが、古事記に此種々物者布刀玉命布刀御幣登取持而と有りて、此時の太御幣は總て太玉命の專執り給へるを思ふに、豈和幣のみ造り給はむや、始めに出でたる和幣の下に訓註無くして、次に出でたる青和幣の下に、古語[illegible]佐底と註せるを

思ふにも、上に造二和幣一と有るは異なる事知られたり、然れば右に引ける文は、或に供作る諸部神の事を云ふ大綱の所なれば、正に宜レ令二太玉神、率二諸部神一造レ幣帛一と無くて叶はざる所なるを先づ思ふ可し、偖太玉命を是に忌部神と見えたる、是は當文の事にて、其長と在りて諸部神に區分し給ふ太玉命の行事なり、部は其神の部と謂りて、供作る諸部神の事なるを、合せて忌部神と申す事は猶諸部神の長官と云はむが如く、又其諸部神をも其忌部と云ふは、部長上たる神と共に奉仕して、供作り仕奉る謂なるになむ有りける、後世忌部と云ふ氏有と成れるも本此に起れる者なり、故是傳にも引かれたる同書の端に、太玉命所レ率神、名曰二天日鷲命一、（阿波國忌部祖也）手置帆負命、（讃岐國、忌部祖也）彦狹知命、（紀伊國忌部祖也）櫛明玉命、（出雲國、玉作祖也）天目一箇命、（筑紫伊勢、兩國忌部祖也）と先づ云置きて、次に此等が段に、仍令下石凝姥神（天糠戸命之子、鏡作遠祖也）取二天香山銅一以鑄中日像之鏡上、令三長白羽神（伊勢國、麻續祖、今俗衣服謂二之白羽一此緣也）種レ麻以爲二青和幣一、（古語、爾伎弖）令三天日鷲神造二木綿一以二津咋見神一殖二穀木種殖之以作二白和幣一、（是木綿也、以上二物一夜蕃茂也）令三天羽槌雄神（倭文遠祖也）織二文布一、令三天棚機姫神織二神衣一、所謂和衣、（古語、爾伎多倍）令三櫛明玉神作二八坂瓊五百箇御統玉一、令下手置帆負彦狹知二神一、以二天御量一（大小斤雜器等）伐二大峽小峽之材一、而造二瑞殿一（古語美豆能美阿良可）兼作中御笠及矛盾上、令三天目一箇神作二雜刀斧及鐵鐸一、（古語、佐那伎）其物既畢（中略）令三太玉命捧持稱讃一と見えたる、其中に石凝姥神長白羽神津咋見神天羽槌雄神天棚機姫神等の五神には、右に太玉命所レ率神と有る外なれども、上に引けるが如く、此篇に宜レ令下太玉神率二諸部神一造中和幣（ミテグラ）上と有るより承けたるが故に、其末句に仍字を置きて太玉命の區分に依る事を明せる

にて、右等の神等も即其諸部神なりける者になむ有りける、（然れども其に差別なむ有るべかりける、其は上なる太玉命所レ率神名云々と有る神等は、元より太玉命の下風に立ちて共に忌部を名乗る可き氏々の祖神なり、此に出でたる五神は、其幣帛を作る爲に其諸部神の部には有れども、外に殊なる功用の御在し坐して、凡ては太玉命に屬給はざるが故に、常に所率の神には御在し坐さゞるを以てなる可し、其神武天皇段に、令ニ天富命率ニ齋部諸氏一作ニ種々神寶一、鏡玉矛盾木綿麻等と見えたるを、又其瑞垣朝殿に、漸畏ニ神威一、同殿不レ安、故更令ニ齋部氏率ニ石凝姥神裔天目一箇神裔二氏一、更鑄レ鏡造レ劍と有るにて著かりなむ、）稍又其御天降段に、又勅曰、吾則起ニ樹天津神籬（神籬古語比茂侶伎）及天津磐境一、當爲ニ吾孫一奉レ齋矣、汝天兒屋命太玉命二神、宜下持ニ天津神籬一降ニ於葦原中國一亦爲ニ吾孫一奉レ齋焉、（中略）宜ニ太玉命率ニ諸部神一、供ニ奉其職一如ニ天上儀一、仍令ニ諸神陪從一と見えたるは、天社國社を定めて令ニ奉齋一給ふ御事なるが、神祇令の其祈年月次祭者、百官集ニ神祇官一、中臣宣ニ祝詞一、忌部班ニ幣帛一と見えて、天壤と共に易るまじき常典なり、所以に祈年祭月次祭等詞に、辭別忌部能弱肩爾太多須支取挂弖、持由麻波利仕奉禮留幣帛乎、神主祝部等受賜弖、事不過捧持奉と宣と有り、又大嘗祭詞にも此と同じく出でたり、又太神宮度會宮等の祈年祭詞にも、常毛進留、九月之神嘗乃大幣帛乎、云々爲レ使弖、忌部弱肩爾太襷取懸持齋波理弖令レ捧持弖進給布御命乎申給久止申と有るなどの由麻波利は、忌部の忌と同言にして、物を清く忌愼しむ謂なり、其は高橋氏文に御膳仕奉る事を宣に、其味清造弖供ニ御食一と有りて、中に天津御食乎齋忌取持弖と見え、又に犢動仕奉留御膳と受け、後に仕奉止由麻閉留供ニ御食一と有り、此を照して心得らむには、忌部の忌の義は自ら知けむかし、然又拾遺に、殿祭門祭者、元太玉命供

輩之事、[illegible]氏之所掌也。」とありて、其後[illegible]に、[illegible]、云々、[illegible]、（[illegible]）作[illegible]事」とありて、其家の行事に[illegible]、中臣[illegible]今[illegible]由[illegible]大[illegible]小[illegible]以伐採[illegible]、[illegible]山[illegible]中[illegible]以[illegible]云々。[illegible]六尺[illegible]御[illegible]云々など、物忌に[illegible]と云ふ[illegible]で申す、物忌[illegible]して[illegible]由なり、[illegible]に[illegible]たる[illegible]の物を造り、又然らでも凡て[illegible]に仕奉るよしを云ふなり」と云はれたるなり、（大神宮式に、物忌九人父九人と云ふ事有り、其を[illegible]に[illegible]大物忌、大物忌父、宮守物忌、宮守物忌父、地祭物忌、地祭物忌父、酒作物忌、酒作物忌父、清酒作物忌、清酒作物忌父、滝祭物忌、滝祭物忌父、御[illegible]物忌、御[illegible]物忌父、土師器作物忌、土師器作物忌父、山向物忌、山向物忌父とありて、物忌と物忌父とあるが、其各童[illegible]を宛てる時に、其職に任せらるゝ日より[illegible]に云へるなり、此の童の忌籠に[illegible]たる事二年、太神宮式に、物忌父並童子[illegible]任と有る、是にて物忌の童を[illegible]るなり、又内人の中に、[illegible]内人と云ふ[illegible]なるゝ、皆右の[illegible]なるべし）故[illegible]の事は[illegible]。[illegible]、（中略）[illegible]紀伊国[illegible]山[illegible]、[illegible]立正殿[illegible]（中略）故其裔今在紀伊国名草郡御木麁香二郷、（古語拾遺、[illegible]之麁香）[illegible]所居、謂之御木、造殿[illegible]所居、謂之麁香、是其證也、と有るに、上に引ける太玉命の事跡に、[illegible]ける者なり、已に[illegible]、[illegible]太玉命[illegible]、仍[illegible]諸[illegible]」と見えたれば、[illegible]以来の[illegible]を傳へたる者にして、今[illegible]るには非ざれども、此[illegible]の中

洲に大宮敷給ふ初なるが故に、殊更に云へる者なり、偖下に、凡奉レ造二神殿一者、皆須下依二神代之職一、齋部官率二御木麁香二郷齋部一、伐以二齋斧一、掘以二齋鉏一、然後工夫下上レ手、造畢之後、齋部殿祭及門祭訖、乃所二御坐一、而造二伊勢宮及大嘗由紀主基宮一、皆不レ預二齋部一、所レ遺四也と有る、上なるは古傳なり、此なるは、其故實に違へる今の狀を尤めて、廣成主の齋憤を攄られたる文なるなり、（其伊勢宮の事は、太神宮式採二正殿心柱一祭條に、右造宮使、忌部并率二内人并役夫等一、就二山木本一祭レ之とのみ有りて、續二祭宮地一條には、右物祭畢、地祭物忌鎭二祭其地一、掘二心柱穴一、禰宜立レ柱云云と有るを、尤められたる者なり、大殿祭詞には、齋部能齋斧乎以伐採弖云々、齋鉏乎以齋柱立弖と見えたれば、實に然る古なり、又其大嘗宮の事は、祭式に造酒兒先執二齋鍬一始掃レ地、幷掘二院四角柱坎一云々、次造酒兒並以二齋斧一始伐レ木、然後番工下レ手、と有る是なり、其事は上に云へるが如く、齋部氏の職なる事は本より論無しと雖も、其造酒兒の、預りて仕奉れるにも少かは由有り、）又其神武天皇紀に、令下天富命率二齋部諸氏一、作中種々神寶上、鏡玉矛盾木綿麻等と有るは、上に引ける古語拾遺の語に、思兼神從思遠慮議曰、宜レ令下太玉神率二諸部神一造上レ和幣一と有る趣なるを、承けたる者なり、其下に又、令下天富命率二供作諸氏一、造中作大幣上、訖令下天種子命【天兒屋命之孫】解中除天罪國罪事上、（中略）爾乃立二靈畤於鳥見山中一、天富命陳レ幣祝詞、禋二祀皇天一、遍二秩群望一、以答二神祇之恩一焉、是以中臣齋部二氏、倶掌二祠祀之職一と見えたるは、御紀に、四年春二月壬戌朔甲申、詔曰、我皇祖之靈也、自レ天降鑒、光助二朕躬一、今諸虜已平、海内無レ事、可下以郊二祀天神一用申中大孝上者也、乃立二靈畤於鳥見山中一、其地號曰二上小野榛原下小野榛原一、用祭二皇祖天神一焉と有る時の御事なり、偖其は海内平定に成れるに就て、高千穗宮よりの以來慣例として、仕

兼ぬる物[illegible]を組し給へるなりけり、其は大幣と云ふは太幣帛なる事、上に云へる如くなれども、常に大幣と云に
云ひけるは、新年の幣帛を云ふなり、文武天皇紀に、大寶二年二月庚戌朔癸未、是日爲班大幣、馳驛追諸國
國造等入京、と見え、同六月の下に、[illegible]
る任、[illegible]を以て見るべし、[illegible]
[illegible]
[illegible]同じき事、二月は新年の月なり、大幣は[illegible]年の幣なるを思ふべくなむありける、[illegible]
に、[illegible]十五日、[illegible]八人[illegible]一人、[illegible]
[illegible]
[illegible]
事なる故に、大幣とは云ふなりけり、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

中臣奏天神之壽詞、忌部上神璽之鏡劍」と有る是なり、即持統天皇四年御紀に春正月戊寅朔、物部麻呂朝臣樹大盾、神祇伯中臣大島朝臣讀天神壽詞、畢忌部宿禰色夫知奉上神璽劍鏡於皇后、皇后即天皇位」と見えたり、是は神事には非ざれども、此磐戸隱の時に中臣神は廣厚稱辭して祈啓し、忌部神は諸部神を率て、太幣帛を備作らせる故事に依れる御政なり、（若て其鏡は石凝姥神、劍は天目一箇神、玉は櫛明玉神の造り給ふ所にして、皆太玉命の率給へる神等なるのみならず、其時に太玉命の太幣帛と取捧げさせ給へりし所由に繫れる事云ふも更なり、）其は磐戸段に、其物既備、掘天香山之五百箇眞賢木、而上枝懸レ玉、中枝懸レ鏡、下枝懸青和幣白和幣、令太玉命捧持稱讃、亦令天兒屋命相副祈禱」と有り、然るに此は更なり、紀に其に觸たる云はざるは別に子細有る事なり、其は上に已に云へる如し（又當此之時、帝之與神其際未遠、同殿共床、以此爲常、故神物官物亦未分別、宮内立藏號齋藏、令齋部氏永任其職」と有りて、天富命は其齋藏を預り仕奉られしなれば、朝廷の官物、神祇の幣帛などの出納は、齋部氏の職として仕奉られけらし、然るに至於後磐余稚櫻朝、三韓貢獻、奕世無絶、齋藏之傍、更建内藏、分收官物、仍令阿知使主與百濟博士王仁記其出納、始更定藏部」と見えたる此に於て神物と官物と、始めて別るゝに至れり、若て其齋藏の物は、臨時祭式に所見たる諸國の神税供神の調度等なり、内藏の物は、延喜内藏寮式に所見たる、金銀珠玉、寶器錦綾、雜綵、氈褥、諸蕃貢獻奇偉之物、年料供進御服別納之物と云ふ類にて、即天皇の御物等なり、神宮及諸社に進らるゝを内藏寮の官幣と云ふは、御物を御直に進らせ給ふ御事には、神祇官の幣帛とは本より別なりと聞ゆ、神物官物未分別と云へりし間は、忌部氏の職なる可ければ、此に至りて忌部の職事稍く衰へ有りけりと所見たる

なり、又云二於三長谷朝倉朝一云々、自レ此而後、諸國貢調年々盈溢、更立二大蔵一、令三蘇我麻智宿禰檢二校三蔵一（齋蔵、内蔵、大蔵）秦氏出二納其物一、東西文氏勘二録其簿一、とある、此に至りて齋蔵の出納勘録の權を齋部の秦文に奪はれたるなれば、今其職の擁まれるならん、其次に至二於小治田朝一、太玉之胤不レ絶、如二帝恩一、與二廢續絶一、纔供二其職一と云ひて、然計り故實を陳申されし廣成主なるに、然る事を度外に置きて、其下風に在りし書か、必かゝる敷き思はれざりしこそ不審しき事なりけれ、（其神武天皇段に、令下天富命率二齋部諸氏一造中作大幣上、訖令三天種子命解二除天罪國罪事一と有るに、解除に係けて見る可き所なり、然るに神祇令に凡六月十二月晦日大祓、東西文部上二祓刀一讀二祓詞一、訖百官男女、聚二集祓所一、中臣宣二祓詞一、卜部爲二解除一と有る、文部の祓詞は漢文にて怪しき者なれども、祓刀を上る事若上古よりの有來し事ならむには、忌部氏の職を奪はれたるなる可し、其は日本後紀大同元年八月庚午、先レ是中臣忌部兩氏、各有二相訴一、と云へる所に、忌部氏の頗る僞ざる令義の、右の文を引けるには、必由る所無きが僞なる可き事云ふも更なり、然るを拾遺、秦漢二氏及百濟文氏等の雜忌寸を云ふ所に、其與二齋部一共預二宥殿事一、因以爲レ姓也、今東西文氏獻二祓刀一、蓋亦此之縁也と書して甘なはれたるも、此主に似合しからざる言なり、齋部は中臣と相並びて上古よりの貴姓なり、然るを歸化蕃種の氏族と共に使はれ奉れるは可惜神職を穢し俯すと云ふ者にて、上は朝廷の御過失、下は其家の大なる瑕瑾なるを、未其際の謂あざりけるこそ、神代の故實には飽きで委しき大人に坐せども、内外掌長を分つ事には疎かりけらし、）又至二于難波長柄豐前朝一、白鳳四年、以二小華下諱齋部首作賀斯一、拜二神官頭一、（今神祇伯也）令レ掌二叙二王族一宮内禮儀婚姻卜筮事一、夏冬二季御卜之式、始起二此時一、作賀斯之胤不レ能レ繼二其職一、

陵遲異後以至今と有る、白鳳は天武天皇の御世號なれば白雉を誤れるなる可し、御紀を見るに、其白雉四年の所には所見無くして、大化元年七月の所に、先祭鎮神祇、然後應議政事、是日遣倭漢直比羅夫於尾張國忌部首子麻呂於美濃國、課供神之幣と有り、此は神祇令に、凡大嘗者毎世一年國司行事と見えたる、是にて悠紀主基の國郡を卜定めて供神の幣を課せるに被遣たるなるが、倭漢直は上に引ける阿知使主の後にて、拾遺に與忌部預齋蔵事と有る、其だに甚不足ぬ事なるを、此にては共に大嘗の事に預れる此事を以て、當昔忌部の降さらざりし事知られ、又二年七月の下、官刀を被給たる所に、忌部木菓、中臣連正月、亦有遺也、とも見えたれば、神官頭領きにしも非ざれど、其は素より神祇の事に預り仕奉る忌部氏なれば、然も有りなむを、其にても彼主膳には職員令に依るに、正親司に掌皇親名籍事と有り、宮内禮儀は式部省に、掌内外文官名帳考課禮儀云々事と見え、又内膳司に、掌宮内禮儀禁察非違と有り、婚姻は治部省に、掌本姓繼嗣婚姻云々事と有り、卜筮は陰陽寮に、陰陽師六人掌占筮相地と有りて、其大化二年に改新の詔有りて、古來の御政を改めさせ給ひて、諸官を設置ると雖も、其然る官々を儲け給ふ迄には至らざりしかば、神祇伯にて兼掌れりし故に、殊更に右の如く並べ擧けられたるにや、更冬二季御卜と云ふは、四時祭式に載る六月十二月卜御體(辭曰於保美麻)にて、謂ゆる御體御卜の事なるが、其御卜儀に、中臣一人(折卜竹)宮主一人、卜部八人の名見え、且天孫降臨章第二一書に、天兒屋命、主神事之宗源者也、使以太占之卜事而奉仕焉。と有りて、其祖神の所縁を以ても、忌部氏の預る所に非ざれば、古より定日無かりしを、夏冬兩度に定め行ふ事を奏請ひて、其式を始められたるにても有りなむか、職員令に、神祇官、

伯一人、掌二神祇祭祀、祝部、神戸名籍、大嘗、鎭魂、御巫、卜兆一、總二判官事一と見えたり、（然れば右の卜部は、昔者に卜約レ龜也、此約龜焼甲之也と有る、卜兆の事にて、右に引ける陰陽師の事には非ざる可し、神祇官に卜部二十人有りて、其祇官たるなり、皇極天皇三年御紀に、以二中臣鎌子連一拜二神祇伯一、再三固辭不レ就、稱レ疾退居二三島一と有りて、其翌年、蘇我入鹿を誅し給ふ時に功臣なるが故に、孝徳天皇御世には天下の大政に仕奉られしかば、神祇伯は無きながらに官をば置き給ひしを、斉明天皇四年に至りて作賀斯を神官頭に拜し給ひけめども、其五年に天皇崩御り坐しゝかば、其事停みるなどに依りて御紀には漏されたりけるにこそ有らめ、此神祇官の事垂仁天皇二十七年御紀に、令二祠官一卜三兵器一云々と有れば、已く神祇官と云ふ稱有りしなりけり、綏靖天皇元年御紀に、遣二神祇伯等一敬二祭神祇一、求二天皇息一、允答二民望一、天皇日可矣と見え、欽明天皇十六年御紀に、昔在二天皇大泊瀬之世一、云々、命二神祇伯一、敬受二策於神祇一と有るは、雄略天皇御世の事を云ふなるに、其稱有りて甚古き事なりかし、」倩天武天皇御紀、（壬申年の所に忌部首子人と云ふ有り、此時に至る迄忌部は首の姓にて有りけるなり、同じ人の事を其九年正月丁丑朔甲申の下に、是日、忌部首子首賜レ姓曰レ連、與二弟色弗一共悦拜、と有りて、此時始て連の姓には被レ成たるなりけり、其十年三月に、小錦中忌部連子首と有る、此二共に子字を脱して唯に首とのみ有るを今改めて引きたり、此を紀傳十三（六十一丁）に今本に子首の子字脱たり、上文に子人と見え、續紀に養老二年正月庚子、授二從四位下忌部宿禰子人從四位上一と有ると同人なり、子首をも古毘登と訓むべし、天武天皇御紀の、大三輪眞上田子人と云ふ人をも、文武天皇御紀には、兒首と書かれたるに同じ、色弗は其大寶元年に齋部宿禰色布知と有る人の事なり（補意）と

云はれたり、又天武天皇十三年御紀に、十二月戊寅朔己卯忌部連賜レ姓曰二宿禰一と見ゆ、拾遺に、至二于淨御原朝一、改二天下萬姓一而分爲二八等一、唯序二當年之勞一、不レ本二天降之績一、其二曰二朝臣一、以賜二中臣氏一、命以二大刀一、三曰二宿禰一、以賜二齋部氏一、命以二小刀一と有るも、中臣忌部と神代より相竝びたる氏なるに、忌部氏の一等貶されたるを歎きたるなり、と有り、當年之功とは壬申年の功勞を云へるなり、天降之績とは上に引ける拾遺に、官二太玉命一率二諸部神一、供二奉其職一如二天上儀一と有る如く、天兒屋命と相竝びて仕奉られし中にも、太玉命は諸作諸氏を率ゐて仕奉られし其職の甚々甚じく御在し坐せれば、二氏共に相竝べて治らる可き事を憤ほれるなり、（壬申の役に功有りし事は御紀に、遣二赤麻呂忌部首子人一、令レ戍二古京一と有りて、荒田尾直赤麻呂と共に倭の古都を戍れるなり、續紀に大寶元年六月壬寅朔癸卯、正五位上忌部宿禰色布知卒、詔贈二從四位上一、以二壬申年功一也と有る是なり、然るに其弟子人も、此二年三月戊寅、從五位下忌部宿禰子首進レ位一階一と有りて、從五位上に任されたるより、次に和銅三年正月壬子、授二從四位下忌部宿禰子人從四位上一と有りて、兄に在りながら後れたるは、功臣と云ふ中には非ざりしなるべし、（神名帳考證に式外近江國滋賀郡色布知神社、在二高川谷坊村一、古來稱二之道主神一と云と有れば、色布知は此邊に在りて、心通はし仕奉れる故に、殊に崇め給へることこそ有りけめ、）又續紀に、天平寶字二年十二月丙寅、外從五位下忌部首黒麻呂等若干人賜二姓連一、忌部首虫麻呂等若干人賜二姓造一と有る、此二人共に此時に至るまで首の姓なりしは、天武天皇九年に連姓を賜ひ、同十三年に宿禰姓を賜へるは、其子首色布知のみにて、其支族の忌部首は、壬申の功臣と云ふにも非ざりければ、姓を以て漏れたるを、此時に至りて黒麻呂が族若干人には連姓を賜ひ、虫麻呂等若干人

には遠姓を賜へるにて、其若干人の忌部に、拾遺に神祇官神部可レ有ニ中臣齋部猨女鏡作玉作盾作神服倭文麻續等氏一、而今唯有ニ中臣齋部等二三氏一（下略）と云へる、齋部に仕奉る氏人なりけむ事、上なる中臣氏の例をも合せ曉る可き者なりかし、諸姓氏錄（右京神別上天孫）に、齋部宿禰、高皇産靈命子天太玉命之後也と見えたれば、唯一家の氏の如くなれども然らず、同氏同姓なるは別に其載せられざる例なれば、右の造姓なると遠姓なるも、已く宿禰姓を賜りて、一に收されたる者となむ所思えたりける、（其外在畿内に、其氏の見えざるは他國に散在が故なり、拾遺に、手置帆負彦狹知神の事を云ひて、故其裔今在ニ紀伊國名草郡御木麁香二郷一、採レ木齋部所レ居謂ニ之御木一、造レ殿齋部所レ居謂ニ之麁香一と有る、其二神は太玉神の率給へりし神等にて、其二神の裔は天富命の率たりし氏々なれば、各其中に其長として、太玉命の神風なるも、必無くて叶はざる事なるをなむ思ふ可かりける）○太玉命、古事記には、布刀玉命と作き、姓氏錄又古語拾遺などには、天太玉命と所見たり、名義は記傳八（二十九丁）に、太神宮式に著ニ木綿一賢木、是名ニ太玉串一と見え、書紀に五百箇眞坂樹八十玉籤と有り、延喜六年日本紀竟宴歌、得ニ太玉命一物部安興、比佐加多能阿麻乃左流呼美乎伊能留波曾、要多摩伽須惠々國、奴佐波志氣留と有り、此歌の如く今此神は玉鏡和幣を著けたる眞賢木を取持ち給へば、昔は此太玉串の義にもや有らむ、佛玉串の名は手向串なる可し、然れば其串を省きて太手向命とも云ひつ可き者ぞ、布刀御幣登取持而と有れば、太手向とも云ふべし　と云はれたり、此に就て考ふるに、此端三一書にも、於是天兒屋命、掘ニ天香山之眞坂木一而云々、乃使ニ忌部首遠祖太玉命執取一而廣厚稱辭祈啓矣と見え、又古語拾遺にも、令ニ太玉命捧持稱讚一、亦令ニ天兒屋命相副祈禱一と有りて右の二神の行事相分れたり、天兒屋命は稱辭の事

を主り、天太玉命は、其太御幣を執持げさせ給ふ神に御在し坐せば、定に太手向命の義なる可し、然れども傳十にも云へるが如く、手向は萬葉一（二十六丁）に、幣取向而、早還來弁と有る取向の切れる言にて、打任せては道饗祭の事を云へるなれば、近き語にては有れども取向より多麻と約らむ事は、餘りに迂遠くや侍らむかし、（記傳に有の如く、太玉命を太手向命ならむと云はれつるは、此より以前に天兒屋命を、天招祖泥命なる可く說かれたるに合せられたる者なり、太玉串の事は、傳十九卷五百箇野薦八十玉籤の下に云ふべし。）故又思ふに、天兒屋命は天意穗命の意なる由上に述ける如くなれば、其八意に對ひ並びて、太靈命の義には非じか、其は萬葉二（三十丁）に眞木柱、太心者、有之香侍、此香心、眞命津毛など、心に太と云ひ、又和名抄に、凝海藻を俗用[二]心太二字[一]云、古々呂布止と有るなど、其に同じなれば、靈にも太とは何どてかは云はざる可き、若て此御名は心に八意と云ふに對へて、靈に太靈と云へるなりけり、然らば上にも引ける如く拾遺に、太玉命所[レ]率神名云々と有りて、其所屬の神等の多く御在し坐す御事は更なり、其天石窟戸に當、令[下]太玉神率[二]諸部神[一]造[中]和幣[上]と見え、御天降段に、令[下]太玉命率[二]諸部神[一]供[中]奉其職[上]如[二]天上儀[一]など有りて、諸部神を率て、其作る事の首と御在し坐す神なれば、太靈とは實に稱ふ可き神名になむ有りける、斯れば此に太は垂仁天皇二十五年御紀なる、天倭大神の御言に、皇御孫尊、專治[二]葦原中國之八十魂神[一]と云ふ語の有る、八十魂神の八十に同じ狀なる可し、上にも云へるが如く、八意思兼神と申すも、八百萬千萬神の意を兼ねて、唯一神にて統持せる義に等しく、太玉命と申すも、供作る諸部神の、百八十の靈をも統持せる義ならむとは云ふなり、（凡て神の功用御在し坐す事を御靈と云ふ事實なり、寶鏡出現章第六一書に、是以百姓、至今咸蒙[二]

思頼」と有る思頼を、美多麻布由と有る是なり、然れば太玉命の玉は借字にて、正しく太靈の義に取りて、天兒屋命の心と、此神の靈と相對ひ並びて、妙なりと云ふべくや、）又一義、太玉は太富の義なる可くや侍らむ、岩戸隱の御時に、日神を遷し坐せ奉る新宮供奉り給へる御功に因れる御名なる可し、其は傳云に已に注せる、神世七代章に、次有神大戸之道尊、（一云、大苫道尊）大戸之邊尊、（一云、大苫邊尊、亦曰大戸摩彥尊、大戸摩姫尊、亦曰大富道尊、大富邊尊二）と有る、戸之は借字にて殿なり、戸摩と富とも共に屋を云ふなり、實其本紀に心御柱を富物代と云ひ、顯宗天皇御紀、室壽御詞に、取擧草葉者、此家長御富之餘也など所見たる富是にて、播磨風土記、託賀郡中川里條に、于時大中子以苫作屋、天皇勅云、此爲國富と有る富も同じ事にして、太玉命の玉も其義なる可く、其孫の天富命も專御殿造の功に因れる名と聞えて、拾遺の神武天皇段に、妖氣既晴、無復風塵、建都橿原、經營帝宅、仍令天富命（太玉命之孫）率手置帆負彥狹知二神之孫、以齋斧齋鉏、始採山材、構立正殿、と有りて、萬の政の始に、帝宅の事を云へるなり、此を以て天富命と申すも、其由に依りて負ひ給へる事知られたり、延て此段にては、日神を天石窟より出し奉り、新殿に移らはし奉り、大宮賣神をして御前に侍らしめ、豐磐間戸命、櫛磐間戸命二神をして殿門を守衞らせて、再磐戸閇て隱坐すまじき備を成せる事、此に寄要と有る事にし有りければ、令手置帆負彥狹知二神、以天御量（大小斤雜器等）伐大峽小峽之材、而造瑞殿、（古語美豆能美阿良可）兼作御笠及矛盾、と有るや、此時天太玉命の諸部神を率て供奉られたる中に甚重き事なりけむと所見て、其下にも殿祭門祭者、元太玉命供奉之儀、齋部氏之所職也、と有りて、彼氏にては、此を二無く大切じき行事と爲るを以ても、太玉命の此

時の重任は、新宮造の御事に御在し坐す事知られたり、斯れば太玉は太富にて、其太は天孫降臨章第二一書に、其造宮之制者、柱則高太、板則廣厚と有る、高太廣厚に當り、玉は富にて、此時に供奉れる天照大神の新宮を申すなり、又神武天皇段の天富命の富も、亦其帝宅の事にて、天は右に引ける如く天上儀に仕奉られし行事に因れる名なるを合せて、太玉命の名義をも曉る可くなむ有りける、（然れば太玉命の御名は、太手向命にても當り、太寶命としても其謂無きには非ず、又太富命の義に見て、造殿の御功に因れる神名と、心得むにも亦違へるに非ざるが如しと雖も、物は三ながらに合ふと云ふ事の有るべくも非ざれば、此中何れか一は、是にて餘の二は非なる可きを、今思定め難ければは、後人の取る所に任せむとなり、後の物ながら今昔物語三卷に、大納言公任の御女は、二條殿北方にて御在しましけり、雪降りける日、其御許に參りける、降雪は倭美と共に積りけり何か高く成り增るらむ、と有るは、雪と共に雪の高く積るを云へり、）猶此太玉命の出自を姓氏錄に、齋部宿禰、高皇產靈尊子、天太玉命之後也、と見え、三代實錄に、貞觀十一年十月廿九日、神祇大祐正六位上忌部宿禰高善、賜姓齋部、其先出自高御魂命也と有り、又古語拾遺に、其高皇產靈神所生之女、名曰栲幡千千姬命、（天祖、天津彦尊之母也）其男名曰天忍日命、（大伴宿禰祖也）又男名曰天太玉命、（齋部宿禰祖也）と有りて、天忍日命と御兄弟に坐す事なり、然るに姓氏錄を見るに、大伴宿禰、高皇產靈命五世孫天押日命之後也、（下略）と見え、大伴大田宿禰、高魂命六世孫天押日命之後也と有り、案内連高魂命五世孫天忍日命之後也と見えて、天忍日命は高皇產靈尊五世孫なり、又佐伯宿禰大伴宿禰同祖と有り、然るに佐伯造、天雷命孫天押人命之後也と見えたる、此に依て天忍日命に天押人命と申す亦名御在し坐す

事も有られ、又其祖父に、天の懸を守る事に有られたなり、又久米直、高御魂命八世孫味耳命之後也と有る、味耳命は、神武天皇御紀に見ゆる大久米命、亦大伴連の遠祖の弟にして、天忍日命の云なり、此を以て、大伴佐氏久米直の同族たる事の然きを、又浮穴直、移受牟之比命五世孫弥努波連之後也と見えたるに、新撰姓氏録左京神別の下に、浮穴直（中略）大久米命之後也と有り、又日置部連、天羽雷命之後也と有るなど、此等も合せて、其安牟須比命を、古史第百三十七段の傳に、天忍日命の御父たる由に定められたる、實に然る言にて、天雷神、其子安牟須比命其子天忍日命と云ふ續きなるなり、斯るに大系圖に、傳ふる藤原系圖に、天兒屋命、本宗御云、鏡作遠祖天糠戸主命之女許登能麻遅媛命、亦名は、先生等に、天事記には、下に見ゆる縁に、遠祖天押日命天孫降臨の大伴連天石門別安國玉主天神社見えたる、御名の社を思ふに、決く安牟須比命と同神なり、依りて此國玉主天神と申す御名は、天石門別の御功を成し坐して、國土人民の安在る可き事を掌ら坐し坐して、御徳威を幸へ給へる義なれば、天忍日命は天忍日命の御父として其充當れる事なりかし、（但此は、天命の傳行を云はむとて、猶此く説以て行く時は、大伴氏の系紀の常磐に落つる事なれば、如此しもかまひて其乞はし由は、天孫降臨の時、與なる、天忍日命の傳に云はむを、合せ見て曉る可し、天雷神の事は、已に傳記にも註せりき、）○古事記云、故爾天兒屋命布刀玉命、内天香山之眞男鹿之肩拔而、取天天香山之天波波迦而、令占合麻迦那波而、云々、此は上に已に云へるが如く、思兼神の深く遠く思慮り給へりし謀の任に、種々に設備へ物蔭て、今斯様で來れかと掲る朝に臨みて、其珠の如く為で、大御心に合はせ給ふ可や否やと、且神に卜問來る為に、御卜を以て定むる御事有りしなりけり、其天香山の事は次に云ふべし、眞男鹿は此第一、一

書に、「全ク剝眞名鹿之皮ヲ、以作ニ天羽鞴一」と見え、龜卜祭文にも、「住ニ天香山一白眞名鹿」なども見えたり、記傳八（三十丁）に眞は稱辭なり、書紀顯宗天皇卷に、「牡鹿此云ニ左鳴子加一」と有り」と見えたり、眞は又作と云はむが如し、播磨風土記に、「香山里本名鹿來墓、所ニ以號ニ鹿來墓一者伊和大神占ニ國之時、鹿來立ニ於山岑一、山岑亦似ニ墓、後云々改ニ名爲ニ香山一」と有るも、伊和大神の國を占め給ふ時に當りて、鹿の來立ちたる因を以て、香山と云ふ地名の起れりと聞えたるも、上古に鹿卜の事ある等に係りつる故なるべし、猶此鹿を卜に用ふる事は、朝野群載に載る中臣祭文に、「敬請給事乎、波乃る八百萬乃御神達、佐乎鹿乃八御耳乎振立天、聞食止申」と有るが如く、耳聰く物を聞入れ、察する習有るを以てなる可し、然れば志加と云ふは知察の義なる可く、唯に知とのみ云ふは、察の意にこそは有るべかりけれ、二條某式齋日記に、「陰陽師共世に在る限り召集めて、八百萬神も耳振立てゝは聞き非じ云々、卜家附書に、寛喜元年の頃比叡山の僧共が、表白の詞とて記せるに、七社の御神等、佐乎鹿の耳振立て聞給へ云々と有るなど、右の中臣祭文に本づきたりし者なる由、已に大祓詞講義に註せるが如し」肩は、記傳に和名抄に肩加太、髆胛加太乃保禮と有り、肩を拔とは其骨を拔取るを云ふなり」と有るが如し、本草和名に髆骨和名乎之加多乃保禮と有るも是なる可し、和漢三才圖會に引ける古語拾遺に天香山の鹿を生ながら捕へて、其肩を拔きて、鹿骨は波波迦に云々と有るが如く、諸抄に見えて肩を拔取るなりけり、上義抄に載る日本紀私記に、香山の鹿の肩を内に拔けて、肩拔と肩の骨の内拔に拔くなり」と見えたり」と有るは、此故事に由れる歟なり、内拔は、記傳に内は借字にて、書紀に全剝、此云ニ宇都播伎一と有る全と同じ、俗に如何にと云ふ是なり、然に骨を拔き、全に皮を剝ぐには、中の空虚に成る意にて、宇都とは云ふなり、下に内剝鵜皮剝とも

有り、と斷見たり、（利者と云はずして鋭利と云ふ例は、萬葉十四に國名歌に、武藏野に、宇良敝可多也伎、麻左?
此麻?に、乃良?夜我名、宇良毛等可賀里と有るは、武藏野の鹿の肩骨を取りて、燒きて卜ふ故に結比云へり、又十六に
國相?歌に、鹿爲之毛等、許乃加?故?、能?波?、吾足?之?等?、鹿?毛?、吾毛?能?乃?等?呼??可???と有る可を?は、上
に肩骨とは卸に云ふ?に掛?はるゝを云ふなる可し、十五卷六歸?に挽歌に、由吉?能??能、佐?能?乃宇良敝?、可も?
使ひと有るも、亦に鹿を云ひて、上と同じからず、）凌く??は、皇極紀文に天?時?末と有り、記中に、?名持に宇?
豆を頌、云式割?佐久良、又木良に、彈?皮?着?可?之?、?者?、?名?、又云?に?、?其?此?と見え、?
卷六（十八丁）に、?皮、??比?二と訓み、古今集?に、?國?と有り、?氏物?六?に、?を?と云ふも?
なり、此等を合せて思ふに、佐?の?名は?々?にて?は?名なり、?を?用ふるから、?は?にも
?れるなり、?は、?名?に?佐久良と有るは??字の?たる事?し、?今?の注に、?と?りと
?とも云へる、?く?へりと云はれたり、?々?は?の?なりと云への、?は?に通り、?は?に?る
て、其性?常の木とは異なる者なれば、卜の??に?うる?に取りて?用ゐたる可くや、（又思ふに、???に?
ける、〔?〕?國?作?第八一書に、?由??有る、其を古事記には??由?見?と有り、由?の?に由有る?な
り、又?上?第一書に、??之??之?八?手?田?と有るは、??見手?見?を?田?主?として?
?の??る名なり、然るに古事記には、???大由?見?之??と見えたるに、?の?とも?と云ふ?を由?
かけに?えたるを、?祝?に大由?の?の??の?有る上に?と有り、又?部??に??刀??不

座也、大八洲櫻樹始自ニ天上一降居也、因以爲ニ花開耶姫命一也と有るを祥鹿と云ふに由有りけなり」又口傳に、此朱櫻を取るは皮を燃して彼鹿の肩骨を約むる料なり、後世まで此を被レ用ると見えて、臨時祭式に、凡年中御卜料波波迦木皮者、仰ニ大和國有レ封社一、令レ採ニ進之一と有り、齋宮式にも波々可五枚と見ゆ、貞義抄に、公實に龜卜の御占と云ふ事有り、卜部氏朱櫻木にて龜甲を灼て占ふなり」とも、又笛吹社より朱櫻の木を伐りて都に奉りぬれば、神司龜の卜する事にぞ侍りけるとかや申すなりとも有り」（補意）と云はれたり、其有封社とは式内の官社の事にて、何れと一所を指すには非ざゝめるを、宮主秘事口傳抄御卜始儀條に、宮主進ニ波々賀木一、此木宮主曰ニ笛吹社一所取也と見えたれば、中頃より其社の木を採進らする事とは成りぬるなる可し、其事に就て考有り、傳二十に云へり、即其社は、神名式に大和國添上郡穴次神社と有る是なり、但今一考ふるに忍海郡葛木坐火雷命神社二座（竝名神大、月次、相嘗、新嘗）有るを、大和志に在ニ笛吹明神傍一と云へるは、火雷神と笛吹社と二座並御坐しけむを、地名をも笛吹村笛吹山と云ふ計の事なりければ、火雷神の方は終に其末社の如く成れるならめど、朱櫻を此社地に採る事は其頃有る者なり、龜卜祭文に、採ニ天香山之布毛里木一、造ニ火燧一、揚ニ出天香火一、吹ニ著天神鹿木一と有るが如く、何調與官御の天香火をも賜はり、其朝廷の寶祚を仰ぎ奉る事と所聞ゆれば、實に此社に朱櫻を令レ採らるゝ事も有る事になむ有りける、此社の事傳十に云へり、（天孫本紀に、饒速日命六世孫伊香色雄命、笛吹連等祖と見え、姓氏錄河内國神別天孫に、笛吹連火明命之後也と有れば、笛吹社は饒速日命を祀れるなる可し、其御子宇摩志麻治命と申すも、本古の國に住給る由なれば、由有りと云ふべし、然るに神名式の添上郡穴次神社を、一本に穴吹神社と作る、文明十一年云

寫本東大寺戒檀院神名帳に、笛吹大明神と有るに依りて、其社の事と定め云へれども、此は正しく笛吹の社とも見えざりければ難レ取し。）古合は、卜合の義なる由記傳に云はれたるが如し、備此の古は、此に思兼神深謀遠慮議曰云々と有りて、此より下に何神を以て此物を作らしめむ、何神に合せて其事を令レ成でむと思慮る所是なり、令レ合は、其作り供奉る物は實に日神の御心に合へりや、此招奉らくとして諸神の成し行ふ事を以て、感給ふや否と合せ試る爲に、兆を以て定むるを云ふなり、其一二例を云はゞ傳五に云へる古事記に、於是二柱神議云、今吾所レ生之子不レ良、猶宜レ白二天神之御所一、即共參上、請二天神之命一、爾天神之命以、布斗麻邇爾、卜相而詔之、因二女先レ言而不レ良、亦還降改言と見えたる二柱神議云今吾所レ生之子不レ良は、先に告二其妹一曰二女人先レ言不レ良と有るを合せたる者にて、女人の言先立ちし故に今生る子の良はざるなり、改め云はゞ良はしからむと御心に決め給へるにて、此に思兼神深謀遠慮議曰云々の事謀に當れるなり、然れども實に然るや否やとは如何は定めさせ給はむ、此を以て天神の御命を請給へるなり、然れども二柱神は顯身なり天神は隱身なり、直に御言語し給はざるが故に、太古を物爲て、其に出づる所を以て、天神の命以て告諭し給ふ御心と受賜はる事にて、此にも思兼神の思慮りて、諸神等共に云々の謀を成し奉ると雖も、的當と爲る日神は、天石窟の中に刺隱り御在し坐しければ、右に云へる顯身と隱身との如き界有りて、直に御命を請奉る事を得ざれば、太古を設けたるに同じ、次に爾天神之命以、布斗麻邇爾卜相而詔之、因二女先レ言而不レ良、亦還降改言と有るは、二柱神の御心の卜と天神の御命と相て、兆に出づる所も其議らせ給へるが如有りしを以て、天神の御命と受行はせ給へるにて、古語拾遺の此段に、思兼神の思慮れるが如く成し竟て、儲備既具、如レ所

レ謀と有る其謀る所に合へるを占合(ウラヘ)とは云へるにて、占は此方に設くるなり、合は彼方より來りて行合ふにて、即日神の御命と云ふ者なり、和歌童蒙抄に、彼太神の出坐さむ事を占なふ御卜謀に合(カナ)ひて、磐戸を押開き出坐しきと有るを思合せて曉る可し、(猶風神祭詞にも、百能物知人等乃、卜事爾出牟神乃御心者、此神止白止負賜支と有る物知人は、此の思兼神の如く、深謀遠慮有る人を云ふなり、卜事爾出牟とは心の占に出でむなり、神乃御心者此神止白止負賜支と云ふは、此年頃五穀物を始めて天下の公民の作物を成さず損傷へる神を思慮申せとなり、次に此乎物知人等乃卜事乎以氐卜止母、出留神乃御心母無止白止聞看氐、と有るは、上件云へる物知人等の其神か此神かと、然もと思ほしき神等の御名を擧げて卜問ふに、出づる神の御心も無しと申せるは、素より此事を風神なりとは思知らざりければ、占には合はざる筈の事なり、此に於て人事の及ぶ所既に盡きたるが故に、皇御孫命詔久、神等乎波天社國社止忘事無久遺事無久稱辭竟奉止思志行須乎、誰神曾天下乃公民乃作作物乎不成傷神等波我御心曾止悟奉禮止宇氣比賜支と有るが如く、卜事にても測知り奉り難き程の事に至りては、其極みは御誓の事に及ばせ給へるなり、此を以て占とは此方の性情なる事を、物に託(ヨセ)て合せ知るを云ふなる事知るべき者なりかし、) 今謂迦那波南は、今行る事を云ふなり、設と云ふに近し、記傳に神武天皇戊午年御紀に、奈何鳥若此惡鳴耶、乃彎弓射之、雄略天皇御紀に、於是天泊瀬天皇彎(ヒキマカナヒ)弓、欽明天皇十五年御紀に、彎(ヒキ)弓占擬(サシマカナヒテ)射落新羅騎卒勇壯者、崇峻天皇御紀に、伏河側擬(サシマカナヒ)射と見え、新撰字鏡に擬、設也度也萬加奈布と有り、字書に擬、揣度以待也と註せり、今も其意なり、今世の俗に、萬事を摠ねて執行ふをも、又用脚を給(ツグ)なるをも眞迦那布と云ふは意の轉れるなり、と云れき、源氏椎〔しいた〕に人なるも御覗取扱

ひて書き作り給へど、柏木巻（四丁）に御硯など擬ひ直し給へど、手習（四十三丁）に採ひも甚心著無く、安多氏見知らぬ心ちして、ただ有るも取實くあるを云ふ、賤女国中（二十丁）に高嶋行ふなと云へるなり、（名義抄に、勘受良布とも占曲伎流とも阿多流とも齢伊布とも作流とも作志とも志豆间留とも比侶志とも勘豆久とも都良夫とも阿氐とも阿氐波伽流とも由宇良氐とも有りて、占物乎布と無きは、言と通ずる故なる可し、易林本節用に斷鑑を占事勘布と有り）　偖太古は八洲起元章第二一書に出でたるは、彼二柱御祖神のは唯御心の御占にして、如此物を設備へて卜問はせ給へるには非ざりけむを、鹿の御卜なむ此時に起れるが故に、如此く其儀の較略を委曲に云述べたる者なりけらし、釋に有の太古の下に引て、私記曰、問是何占哉、答是卜之言也、上古之時未レ用二亀甲一、卜以二鹿肩骨一而用也、謂二之布斗麻通一と有り、此を二柱御祖神の下に係けて云へるは誤にて、實に鹿卜の起は、此磐戸隠の時たる事、古事記、又和漢章業抄に引ける、異本古語拾遺などに見えて、泥ふ所無き者なるをや、上にも云へるが、中古迄も皇國には傳はれる事なるは、然すがに神代の遺風の遺れる者なり、（後漢書倭傳に、灼レ骨以卜用、決二吉凶一と云ひ、魏志倭人傳に、其俗擧レ事行來、有レ所二云爲一、輙灼レ骨而卜、以占二吉凶一、先告レ所レ卜、其辭如二令亀法一、視二火坼占兆一と有るが如く外國にも聞ゆる程の事なるを以て、久代朝廷より始め來りて、天下一般の風なりしを思ふ可し、）亀卜も亦神代に起れる者と所見たり、其は實に亀兆傳の文を引ける内に、先師説云、此時卜者鹿卜也、亀卜者自二天兒屋命時一、太詔戸命進述二亀卜之術一、出來者也、異説、亦龜者鹿卜之由、有二所見一者と云へれば、天孫降臨の後に出來りけむ事、亀兆傳に云へる如くなりしなる可し、崇神天皇七年紀に、命二神龜一以極二致災之所由一也と有るは、唯文字の飾のみとも云は

ば云ふべからめども、職員令神祇官卜兆義解に、卜灼ㇾ龜也、兆者灼ㇾ龜縱橫之文也、凡灼ㇾ龜卜二吉凶一者是卜部之職業と見え、神祇令卜兆義解に、凡卜者必先墨畫ㇾ龜、然後灼ㇾ之、兆順食ㇾ墨、是爲二卜食一と有るなどには、紀記よりは以前に出來れる書なるに、龜卜を云ひて鹿卜を云はず、又萬葉十五（二十五丁）に千磐破、神爾毛莫負、卜部座、龜毛莫燒曾などと、龜卜の事を詠めるは更なり、三代實錄貞觀十四年の下に、是雄壹岐島人、本姓卜部、改賜二伊伎一、始祖忍見足尼命、始ㇾ自二神代一供二龜卜事一、厥後子孫傳二習祖業一、備二於卜部一、是雄最長二卜之道一、尤究二其要一、日者之中可ㇾ謂二獨步一と有りて、龜卜に供奉る事を、始ㇾ自二神代一と有る、其始を何れの神とか爲む、天兒屋命より續々祖先を傳習ひて今に至れる趣なるは、強に文飾とのみも云ひ難きを思ふに、寔に右に引ける古事記の太卜の事ぞ天上にての御事にて、國土にて常に行はるゝ、較略とは甚く異なるに依りて、其事を委曲に殊更に學ばされたるにて有るべきなり、記傳に上代の卜は凡て右の如く鹿の肩骨を用ひられたり、龜を用ふるは漢のを學べる後の事なりと云はれつれども、予が心には漢のは却りて皇國の龜卜を、神代に已く學び取れるなる可く所思えたり、然るは龜を用來と云ふ事も、神の命の帰れるにして、又鹿の義を包ねて、鹿は細麻なるに、其義等しきは此卜事に就て、[illegible]しく詳しく神道にふ由に依りて、上古に神等の爲けさせ給へる事知られ、又其龜卜を爲すに鹿卜とは異る事無く、神の御心を問ふ卜に顯はれ出づるなど、然すがに神の成し始め給へる者なりけりと所思ゆるは、皇國の國まりの物なるなれに、然るを定なる信驗は見ゆるにこそは有るべかりけれ、其委しき所由は、天孫降臨章の二一書、太古の下に云すべけり、猶三十卷見る可きなり、〔書大禹謨に命二于元龜一と云ひ、周禮大卜註に命ㇾ龜告二龜以所ㇾ卜之事一也と云ひて、故に下に[illegible]

きが師の云はれつるが如く、我大國主神の冥後に出興し給へる時に、然る物共をも持渡らせ御在し坐しけむが、後に傳はれるにて、我が應卜の骨を甲に換ふるのみこそ有りけれ、凡ての事に異り無く、又西蕃なる龜卜の兆文も皇國なるに然しも異ならざるを合せ見て、彼も此も其本は一にて有りける事を曉る可きなり、因云季時珍説に、龜鹿皆靈而有壽、龜首常藏向腹、能通任脈、故取其甲以養陰也、鹿鼻常反向尾、能通督脈、故取其角以養陽也、乃物理之玄微、神工之能事と云へるは、此二物の靈なる所を能く表はせり）（天香山は記傳八（三十丁）に、日代宮段倭建命の御歌に比佐迦多能、阿米能迦具夜麻と有り、此に依りて訓むべし、前（迦具土神段）に出でたる香山は大和國なるを、此のは天上なるを云へれば別なり、備伊邪那美命の神避坐せる所に、金山毘古神金山毘賣神波邇夜須毘古神波邇夜須毘賣神有りて、次に彼大和國の香山の事見ゆ、然るに彼香山に畝尾てふ地名有り、此に天金山の名有り、彼此を合せて思ふに本此山の名は彼迦具土神に由有るにや」と云はれたる如く、書に軻遇突智神に由有り、傳八、九にも已に注せるが如く四神出生章第七一書に、伊奘諾尊拔劍斬軻遇突智爲三段と有る、其御靈の天に上りて山と成れるが故に、其神の名負ひて天香山とは云へる者なりけり、故日神の磐戸隱の此時に當りて、其招奉らるゝ料の庶物を天香山に取るも、悉くに其謂れに因れる者にて、八意思兼神の深謀遠慮の此に至りて、日神の必ず御在し坐せるを以て、少縁の所由に非ざる事を曉り明らむ可き者なりかし、（纂疏に、天香山者按風土記、謂天上有山、分而墮於地、一片爲伊豫國之天山、一片爲大和國香山、今謂在天之時也と見えたるが如し、其由は此下に委く可し）抑此時の物を天香山に採れる事は、此次に以天香山之眞坂樹爲鬘と云ひ、第二一書に、採天香山之金以作日矛

云々と有るを、古事記には、取二天香山之鐵一而求二鍛人天津麻羅一而、科二伊斯許理度賣命一令レ作レ鏡と見え、古語拾遺に、令下石凝姥神取二天香山銅一、以鑄中日像之鏡上と書せれば、鐵を採れるも同じく天香山の事なれども、其物に因りて天金山とは云へるなりけり、又古事記に、内二拔天香山之眞男鹿之肩一、拔而取二天香山之天波々迦一而、令二占合麻迦那波一而、天香山之五百津眞賢木矣、根許士爾許士而、（中略）天宇受賣命手二次一繫天香山之天之日影一而、爲レ縵二天之眞拆一而、手二草一結天香山之小竹葉一而、（下略）と見えたり、然れば此第二一書に、使二山雷一者採二五百箇眞坂樹八十玉籤一、野槌者採二五百箇野薦八十玉籤一と有るなども、其出所を云はざれども、右の文共に合せ見れば、共に天香山なる事知られ、又其山雷神は、軻遇突智神の御骸より成坐せる大山祇神に坐せば、其天香山に主と御在し坐すなどを思合す可き者なり、又古語拾遺に、令下長白羽神種レ麻、以爲中青和幣上、令下天日鷲神造二木綿一、以二津咋見神一穀木種殖之、以作中白和幣上と有る下に、以上二物一夜蕃茂也と有るを、皇太神宮禰宜譜圖帳に、此の太幣帛の事を、下枝懸、天乃香豆比女加作留眞蘇乃木綿著流と有るも、天香山に依りて香豆比女（カグツヒメ）と云ふ事なるを思へば、麻穀の二物共に其山に植れりし者なる事知られ、又拾遺に、令三天棚機姫神織二神衣一と有るも、機殿儀式帳に天八千々姫殖二桑葉於天香山一、以二所レ蓄之御絲一、織二供進御衣於太神一と有れば、同じく天香山に物爲りしなり、又拾遺に、令下手置帆負彦狹知二神、以二天御量一伐二大峽小峽之材一、而造中瑞殿上と有る大峽小峽は、何れの山とかは爲む、上よりの例を以て天香山の山峽なる者なり、皆同かりける、（其餘にも此章に諸物の出所を云はざるは、悉に天香山に採れる事を準らへ知るべき者なりかし。但或者の説に、天石窟戸在二天香山一と云へるは何に據りて云へるにか、據りに無き謬説なり、敢かる可か

らず）故右の如く思兼神の深謀遠慮に因りて、上件に云へるが如く、此時に日神を、招禱奉る時の物共を天香山に遣て神の御殿に在れる天香山に採り、又此時に侍ひて、其々に仕奉りし神等多くは、皆悉く其神の御前に坐せるなどは、甚々深く遠く妙に奇しき致有る御事と云ふ可く伺ひ奉られける、然るに上にも已に註せるが如く、天日は其稜威可美葦牙彦舅尊の御功に起り、天常立尊に成りて、固より天中に位て、世の隈を照らす御國たりしを、後に天照太神の此國土にて御生生しつるに、奇異に光華明彩しく御在し坐して、即天地の内に照徹らせ給へるが故に、天柱を以て送奉らせ給ひてより、高天原を統御し坐す皇太神と定まり給へる、此に依りて愈照明りてなむ有りけるを、其後に二柱御祖神の御弟子に、火産靈神を生み奉らせ給ひけるに、故有りて御父大神に斬られまさせ給ひけるに、其血天に上りて天安河原なる五百箇磐石と成り、其骸も天に上りて天香山と成れりけるより、今眼前に仰ぎ見奉るが如く、天日の御光たむ備はらせ御在し坐したりけらし、然るに今此に天照太神の天石窟に入らせまさせ給へらむにも、固有の光有りて照らす可く、又火神の光に依りて明るくなむ有るべかりけるを、此に日神の磐戸隱の籠給へるが故に、常夜往ける事は、右の神等の徳も何も天照太神一柱に歸奉れるが故なり、故思兼神の神謀以て日神の招禱奉らむ為には、其太神に屬奉らせ給へる火神の化れる天香山の物を以て定め、又火神の御裔の神等を以て、其は今行給へるになむ有りける、（然れば然る物共を天香山に採る事は、天照坐日太神の御爲に、少にても縁有る事を求め出で、且は此太神の誕生せる其稜威に、光華る神共の集まりて、其勢を挫きて、少しも遠く日神の御徳を在らせ奉らむとなり）若て下に註せるが如く、天磐戸開の事畢へたる時天磐戸と共に同じ時に、此山にしも此に天降りてなむ有りけ

る、伊豫風土記に、伊豫郡自郡家以東北、在天山、所名天山由者、倭有天加具山、自天天降時二分而、以片端者天降於倭國、以片端者天降於此土、因謂天山也と見えたるは、和名抄郷名に伊豫國久米郡天山郷有る是なり、星岡と云ふ近邊に、今も方一町程の小山有るを天山と云ふと云へり、又伴信友が萬葉註に、阿波國風土記の如くは、空より零降りたる山の大きなるは、阿波國に零降りたるを天靦山と云ひ、其山の碎けて大和に零着きたるを天香山と云ふとなむ、と有る是なり、此所由に依ると見えて、萬葉三（十六丁）に、天降付、天之芳來山、又或本歌云、天降就、神乃香山と詠めるなど、其古傳の遺れる者なり、又一（七丁）崗本宮御宇天皇大御歌に、山常庭、村山有等、取與呂布、天乃香具山と詠ませさせ給ひて、此山と畝火耳梨を合せて三山と云ひて、昔此事の有しを物に寄せさせ給へる事は、妙に奇しき所謂有る事になむ有りける、（播磨風土記に、出雲國阿菩大神、聞大和國畝火香山耳梨三山相闘、此欲諫止、上來之云々と有るを取らせ給ひて、萬葉一卷中大兄三山御歌に、高山波、雲根火雄男志等、耳梨與、相諍競伎云々と詠ませ給へり、今思ふに此三山共に、元は天香山の片方なりしには非ざるか、古事記に香山之畝尾と云ふ言有り、又耳梨は耳端と云ふにも近く聞成さるればなり、偖又後紀に、延暦二十四年十二月丁巳、勅大和國、畝火香耳梨等山百姓、任意伐損、山岩童禿、不如往昔、自今以後、令其蔚然と有る如く、此山等は殊に由有る事なり）神武天皇御紀に、賊虜所據皆是要害之地、故道路絶塞、無處可通、天皇惡之、是夜自祈而寢、夢有天神訓之曰、宜取天香山社中土、（香山此云介遇夜摩）以造天平瓮八十枚、（平瓮此云毘邏介）幷造嚴瓮、而敬祭天神地祇、（嚴瓮、此云怡途背）亦爲嚴呪詛、如此則虜自平伏、（嚴呪詛、此云怡途能伽辭離）、

を立る訓、依以勝行と有るは、賊虜の勢猛くして當り難き時なりけるが故に、天神の命以て、天香山の土を取りて、天平瓮及嚴瓮を造りて天神地祇を敬祭らせ御作し坐さは、虜自に平伏なむと誨へ奉らせ給へるにて、即此天石窟の時の故事を擬行しめ給へる者なり、若て此とは別なれども、崇神天皇十年御紀に武埴安彦が謀反むと爲し時に、吾聞武埴安彦之妻吾田媛、密來之取二倭香山土一裹二領巾頭一、祈曰、是倭國之物實、則反之（物實、此云二望能志呂一）是以知レ有レ事焉、非二早圖一必後之と有る事の狀を按ふるに、其天降就天香山はしも、皇御孫尊の大宮柱太敷坐さむ大倭國の眞あとして、天神の神降し給へる御山になむ有りければ、其土をしも倭國の物實と云ひ咒詛り取りなむには、自然に大御倭國の眞へ御作し坐さむ事を謀れるなり、然るにても此山の天降著て、其域内に在るなむ少緣の故由とは所見ざりける、師の古史に、天神の大御言以て天香山を天降し給へる趣に文を成されたるは、物には見當らねども然も有りぬ可き事にこそ、（物實と云ふは、瑞珠盟約章に見えたる物根の事にして、即物と成すべき其種子を云ふなり、有の武埴安彦が謀れるも、天香山の土を種子として終に國土の全を得むとての咒術なりける者なり、甚切可畏）○五百箇眞坂樹（第二一書に使二山雷者採二五百箇眞坂樹八十玉籤一と所見たるを、傳十九に引ける古事記に、令二山雷者採二天香山之五百箇眞賢木一云々と有るが如く、山雷神の採り給へる木なるを、此は其樹る事を主と云ふ故に、其採れる神名を顯はさゞるなゝめり、古事記には五百津眞賢木、古語拾遺には五百箇眞賢木と作れたり、記傳八（三十三丁）に、五百津は枝の繁きを云ひて一木の上の事なり、書紀仲哀天皇御卷に五百枝賢木と有るにて曉る可し、天若日子段の湯津楓、朝倉宮段の百枝槻、書紀に百枝杜樹なども有る類なり、此五百津を五百株と云へるは非なり、布刀玉命の取持

と有るにも叶はず（取意）と云はれき、傳二十九湯津杜木の下に云ふべし、俗此を皇太神宮儀式帳、山向物忌職掌條には、天八重佐加岐と云へるを以ても、一株にして枝葉の八重に繁れる義なるは更なり、日本紀にも五百箇眞坂樹者、繁刈之言と有るも、共に同じ義なる者なり、（右の五百株は纂疏の御説に、五百箇者五百株、言其多也と有るを非と爲られたるにて、四神出生章第六一書などに、五百箇磐石と有るなどとは異なる者なり、右に引ける五百箇眞坂樹八十玉籤なども、五百箇は枝葉の事にして、其株を云ふには非ず、八十玉籤と云へる是にて、其多を云へる以て曉る可なり、又玉も鏡も各一のみ有り、其を五百株の坂樹には如何は懸盡す可き何よりも是甚近き證にて有るなり（二〇頁坂樹は古事記又拾遺には、共に眞賢木と作き、御紀にも景行天皇、仲哀天皇の御卷々には賢木と作れたり、是眞は例の發語にして、坂樹又賢木は借字なる者なり、萬葉三（三十丁）に、奥山乃、賢木之枝爾、白香付、木綿取付而、四（十八丁）に、神樹爾毛、手者觸云乎、古今集大歌所御歌に、霜八度置けど枯せぬ賢木葉は、立榮ゆ可き神の木根かも」と有るを、拾遺集神祇に、足曳の山の眞賢木常葉なる、蔭に榮ゆく神の木根かな」と見えたるは、同じ貫之主の詠まれたるなる故に、意の易らぬなる可し、記傳に、仙覺が萬葉鈔に榮えたる樹と云ふなりと云へり、新撰字鏡には、杜は毛利又佐加木又龍眼佐加木又榊紀從三字佐加木と有り、榊字は日本後紀十六にも所見たり、和名抄にも漢語抄龍眼木、今按龍眼其子名也と有り、此は後世の佐加紀に當たる可けれど思束無し、況て上代のには叶はず」（撮要）と有り、一名義抄にも龍眼木を佐加紀と訓まれて、其下に榊賢木坂木[illegible]等と見えたれば、當つべき木の無かりけるなり、此を以て實に仙覺が説の如くなるを曉る可し、榊字を書くも古き事と見えて、皇太神宮儀式帳にも多く用ひ

られたり、古本神樂歌裏書に、或本榊木歌と有りて榊字の所に用ひたるを思ふに、西宮に書ける音讀の如く榊木の字を合せて榊と書けるなる可ければ、和字と云ふ類には非らざるなり（又或榊考（眞榮葛篇）に、眞賢木てふ眞榮葛の義なり、古神事にも公事にも古し専ら用ふるには、常に常磐に堅磐になど讀稱ふる物多し、其時は木をも葛をも常葉なるを以て稱ひければ、其を讀替へて眞榮木と云ひ、眞榮葛と云へるなり、且神社に依りて杉檜などを賢木と云ひて一種ならざる其が中に、枝葉繁きを賢け、瑞華に插など爲しは、種なる物有り（眞要）と云はれたり、殊に標榜なるも皆く、神樂譜歌に加美加岐乃、美年呂乃也末乃、左加岐波々、加美乃美末戸仁、之介利阿比仁介利之介利阿比仁介利と有る是なり、其後に拾遺には、景行天皇十二年紀の御歌に、志邇伽之之賢木、于登呼左介都能國と云ふ類有れども、賢木を懸けたる賢木、を正しく榊なりと云ふ實に未見當らず、唯皇太神宮儀式帳に、皇太神の天石門閉給ひて常闇の時爲、高天原皆闇くして、八百萬神等發謀、于時天兒屋根命夢悟天偊女、天香山に立てる眞榮樹之末枝を取て、一夜刺生、其太ヽ三百種神寶ヲ取掛ケ、と有る是たる可くや、瑞津加之は瑞榊にて賢榊と云ふに同じく有りて、中臣壽詞に、茂世と八桑枝の立榮え住むと見えたる茂世を、大殿祭詞に、五十橿御世と有る是正字にして、五十は有に註せる五百箇に同じく、枝葉の繁茂を云ひて、來なる八桑枝の靈桑枝に並ぶ所なり、如此く橿と桑と同じにして、大御世の茂く御榮え坐す事を讀稱へ申せるなれば、橿に當樹の義は充滿て有るなり、神武天皇御紀の大御歌に、伊都佐介須、未動能前瞻何場と有るも、眞榮樹賢之を常久遠にて、賢木の霊のかきを以て、御業の物の靈なるに譬へさせ給へるなり、ここを以ても此佐介茂なむ榊なる事曉知らるるなり、且傳八に已に云へりし如く、因神出生章第六一書伊弉諾尊の大御身滌ぎ給へ

る橿原と云ふは、橿原なるにて、大禍事を轉して、此上無き大善事を得させ御在し坐しける愛たき例有る木にし有りければ、此にても瑞橿木を眞賢木として、用ひさせ御在し坐しけむは、然も有る可き御事にこそ、神武天皇は畝傍山の東南橿原の地に初國所知看す大宮柱太敷給ひ、天照大神を磯城嚴橿之本に初めて鎭奉らせ給へるなど、偶然るには非ず、皆神世の故事に本書せ御在し在せるにて少縁の所縁には非ずなむ有りける、然れば賢木と云ふは神に奉る常葉なる木を云ふにて、一種の樹には非ざるが中にも、殊に主と波し用たるなむ、此嚴橿木にて有りけらし、(或者撰氏に、榊葉の香を薫はしみ尋め來れば、昔の人の袖の香ぞする」と有る歌に依りて、和名抄に、榊、漢語抄云佐加岐、香木也と云ふ木の事なりと云へり、彼は本草に、莽草、本葉如石南、其實有大毒と云へる如き毒物なる木上に、莽草今華に樹排らむ山路の雲に濡にけり、曉起の景葉の袖」とも詠める如く、變長の前の、申子と云へる期間に、當に手向くる物にして聞ゆ好はしき木なり、多くの國々の中に、神に祀る賢木に代へて、檜を用ふるは後世の風俗なり榛樺りたる者なれば、更に榊と稱べきには非ざる者をや、且右の榊の香を薫はしみ云々と有るは、何れの木にも各其香有るを、殊に莽草の種などは混て其香の灼き者なれば、強に檜を引くには及ばざる事なり」○書紀は第三一書に、掘天香山之眞賢木、而と有るには掘を根字に作るをも、共に爾許士國志我と訓みたれども、古事記に根許士爾許士而と有るに依りて訓むべきなり、皇太神宮儀式帳に、天香山に五百箇眞坂樹と有るも第三一書と同く本有り、古語拾遺には、掘天香山之五百箇眞賢木と有る下に、古語佐禰居自能禰居自と有る、佐は眞語にて眞と云はむが如し、神武天皇御紀に、拔取丹生川上之五百箇眞坂樹、以祭諸神、景行天皇十二年御紀に、拔磯津山賢木、仲哀天皇八年御紀

に、「拔取五百枝賢木」など有る掘ぬも拔をも然訓む事なり、記傳八（三十三丁）に、萬葉八（十四丁）に去年春、伊許自而植之、吾屋外之、若樹梅者、花咲爾家里と有るを、拾遺集には、去し年根許士て植ゑし」と直して入れられたり、古今六帖に秋野は根許士に許士て掘去とも、歳の程は遺しやは僞ぬ、など詠みて、根ながらに掘取を云ふ、俗に云ふ根引に當る事なり、俗に物を許士流と云ふも、此よりぞ出つらむ」と云はれ、又通證に引ける仁和大嘗會神楽歌に、萬代を祈ぞ懸くる長岑の、山の賢木を作國居自にして」永仁大嘗會歌に、神代より變らぬ八隈の榊山、根許士の賢木色も易らず」など有り、（名義抄に、掘を保流又宇賀都又久自流又比枯可又登留又爾岐流と訓み、又掘を爾岐流又登流又持都加介と見え、拔を奴久又須久布又波多加流又阿那具流又夜波須又加禰久流又宜奴加流など訓める字共を合せて古の義をも思ふ可き者なり、又許士に拔又掘なども近き語なり」）（上枝に、此も第三一書も加牟都延と有るに音便なり、正しくは加美都延と訓みて志母都延に對はしむ可きなり、此上下の對の事傳八に云へり、又本都延と訓みて、志豆延に對はしむ可し、應神天皇十三年御紀大御歌に、辭豆曳羅波、比等未等羅例、保菟曳波、等利委餓羅辭と有る是なり、古事記には、本都延波、登理韋賀良斯、志豆延波、比登登理賀良斯と有り、又其朝倉宮段歌には、本都延波、阿米袁淤幣理、那加都延波、阿豆麻袁淤幣理、志豆延波比那袁淤幣理と竝べ云ひて、次には其を承けて本都延能、延能宇良婆波、那加都延爾、淤知布良婆閇、那加都延能、延能宇良婆波、斯毛都延爾、淤知布良婆閇、斯豆延能、延能宇良婆波云々と有りて、本都延に對ひたる所には、斯豆延と云ひ、其下句に在りて對ふ所無きには、斯毛都延と云へるは、即加美都延に對ふ詞なるが故なり、是を以て此の上枝下枝は加美都延、斯毛都延と訓み、

第三一書の上枝下枝は本都延、志豆延と訓みてむとす、（其は遠飛鳥宮段に、賀美都勢爾、伊久比袁宇知、斯毛都勢爾、麻久比袁宇知と有る正しき對格有るに依りてなり、然るを御紀の訓に上枝を加牟都延と訓みながら、下枝を志豆延と訓めるは、格に外れたりと云ふべし、）本都延の本は槍穗又稻穗などの穗に同じく、秀眞又國秀などの秀の如く、物の鋒に秀出る義なる事云ふも更なり、然るに古事記明宮段大御歌に、波都邇波、波陀阿可良氣美、志波邇波、邇具呂岐由惠、美都具理能、曾能那迦都邇袁と有るを熟思ふに、上土下埴中土と云ふ事なり、物の端を波と云ふ事山端又端立などの如し、是を以て本と波と義相通ふ事を知るべきなり、萬葉九（二十丁）に、最末枝者、落過爾計利、下枝爾、遺有花者、十（六十一丁）に、爲妹、末枝梅乎、手折登波、下枝之露爾、沾家類可聞、十三（六丁）に、安利立有、花橘乎、末枝爾、毛知引攀云々、又（二十四丁）橘、末枝乎過而、此河能、下文長、汝情待、又、橘之、末枝乎須具理云々、十九（四十八丁）に、青柳乃保都枝與治等理などとも所見たり、（又十卷九丁に、打靡春避來之、山際最木末之、咲往見者と有る、最木末之を比佐岐能須惠能と訓めれども、最木を比佐岐と訓める事心得ず、若くは右に舉けたる例共に等しく最木末を本都延と訓むならむかとも思へれども、言足はで、八卷十四丁に打靡、春來良之、山際、遠木末乃、開往見者と有る同じ歌なりければ、最木末は遠木末と訓むなるにて、本都延の例に非ず）○中枝は那加都延と訓みて加美都延、斯毛都延にも本都延、志豆延にも共に相竝ぶるは、外に換ふべき詞無き故なり、應神天皇十三年御紀大御歌に、瀰菟遇利能、那伽菟曳能、府保語茂利、阿伽例蘆塢等咩と有るを、古事記には、美都具理能、那迦都延能、本都毛理、阿迦良袁登賣袁と有り、又朝倉宮段歌には、那加都延波、阿豆麻袁淤幣理とも本都延能、延能

宇良蘂波、那賀都延爾、淤知布良蘂阿、那加都延能、延能宇良蘂波、斯毛都延爾、淤知布良蘂閇とも有るに、又此書には十三（六丁）に、中枝爾、伊加流我比與、一所のみ有るなり、（上下を加夫斯毛と訓みても、宇閇斯毛と云ひても、中と云ふ言は異らず、又前後と云ひ首尾と云ひ、本末と云ひ首行と云ひ、前後と云ひ端尾などと、其位置は各異に在りても、中の言のみも別なる事無きなり、）○下枝は、此には右に引ける日倉宮段歌に依て、斯毛都延と訓むべし、即加美都延に對ふなり、又志豆延とも訓めば、本都延の對に云ふ時の事なり、應神天皇十三年御紀大御歌に辭豆曳羅波、比等未羅利と有るを、釋に下枝等也と註せり、古事記には志豆延波、比登登理賀良斯と有り、又日倉宮段歌にも志豆延波、比那袁許斯（中略）斯豆延能、延能宇良蘂波など有り、萬葉五（十六丁）に、宇具比須能、奈岐之伊奈久佐、烏梅我志豆延爾、又（十八丁）和藝夜度能、烏梅能之豆延爾、七（三十五丁）に、向岡之、若楓木、下枝取、花待伊間爾、九（二十丁）に、下枝爾、遺有花者、十（六十一丁）に、下枝之眞爾、沽葉可聞、又咲出照、梅之下枝、十一（十二丁）に、橘、本我立、下枝取、十三（六丁）に、下枝爾、此米手□など有る、何れも下枝は志豆延と訓みなるに、右の九卷十卷十三卷なる、共に末枝に對へたりし者なり、倍上なる本都延の對には、天津神國津神などの辭に同じきが如の志豆延の豆に濁音なるにて其上とは等しからず、若て右の上枝等に引ける古事記明宮段大御歌に、波都延と對へて、志豆延と云へる志は、下字の義なれば、志豆延は下著枝の義にぞ有るべき、（下を志と云ふは、□武天皇御紀の人名に、高倉下と云ふ有るを以て知るべし、尻は下有、沈は下積など、下字を志に一言に云へり、是等の例を作りぬ可し、論は某の、御心寄せたる樣の者を、奏御在する下枝を押折りて參給へる、句の意義に定たき

な云々）○上枝中枝下枝に懸けたりし物の事に異說なお有りける、其物は異ならざれども瓊と鏡との懸所の相違なり、予が心には神宮に傳はると、朝廷に傳はるとにて、其傳の別に成れるかと所思ゆるなり、其は此には上枝懸二八坂瓊之五百箇御統一、中枝懸二八咫鏡一（一云、眞經津鏡）下枝懸二青和幣白和幣一と有るを始として、古事記にも、於二上枝一取二著八尺勾璁之五百津之御須麻流之珠一、於二中枝一取二繫八尺鏡一、於二下枝一取二垂白丹寸手青丹寸手一而と見え、古語拾遺にも、上枝懸レ玉、中枝懸レ鏡、下枝懸二青和幣白和幣一と有りて、共に同じきは、是朝廷に傳はる所なる可し、其瓊と鏡の中に、鏡はしも古事記に、天宇受賣命の益二汝命一而貴神坐故、歡喜咲樂と日神に申し給へるも、鏡を指して貴神と申されしなり、拾遺には、太玉命の吾之所レ捧寶鏡、明麗恰如二汝命一、乞開レ戶而御覽焉と申し給へるなど、此の招禱には鏡を以て其重と爲る所なれば、上枝にこそは懸けさせ給ひけらし、然るに右の傳共の趣に相換れるは、記傳十五（二十三丁）に、「書紀に天照大神乃賜二天津彥々火瓊々杵尊八尺瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劍三種寶物一と有り、此三種を並ね擧ぐる次第は、鏡劍玉とか鏡玉劍とか有るべき理なるに、記紀共に鏡を先にし、書紀には、殊に玉を鏡と劍の上に及字をさへ置かれたるは如何と云ふに、水垣朝御世に至りて此御鏡劍をば他處に遷し奉り給ひてより、天皇の御許に坐すは神代の舊物には坐さず、唯玉のみぞ今太御神の授け賜へる任の物にて坐す故に、其御世よりしては三種の中に玉を第一とぞ爲られけむ、然れば其御代より後は、常に玉を先に申し習ひたる其古傳の任に、古記も書紀も記せる者にして、神代より然るには非ずなむ」と云はれたる如き、意味有りて次第に改むとは無けれども、中古より玉を先に申し習ひ來つるに引かれて、中枝なりけむ玉の、思えず上枝の方に成れる者とこそは所見たりけ

れ、(景行天皇十二年御紀には、上枝挂二八握劒一、中枝挂二八咫鏡一、下枝挂二八尺瓊一と見え、仲哀天皇八年御紀に岡縣主祖熊鰐が奉れるは上枝掛二白銅鏡一、中枝掛二十握劒一、下枝掛二八尺瓊一と有り、伊覩縣主祖五十迹手が奉れるには上枝掛二八尺瓊一、中枝掛二白銅鏡一、下枝掛二十握劒一など有りて、一には劒鏡瓊、一は鏡劒瓊、一瓊鏡劒にて、定まれる例無きが如しと聞ゆ、此なるは其とは區別なり。)又第三一書には、上枝懸以二鏡作遠祖天抜戸兒石凝戸邊所レ作八咫鏡一、中枝懸以二玉作遠祖伊弉諾尊兒天明玉所レ作八坂瓊之曲玉一、下枝懸以二粟國忌部遠祖天日鷲所レ作木綿一と所レ見たり、皇太神宮儀式帳山向物忌職の條に、天香山に立る榊の眞坂樹に上枝懸二八咫鏡一、中枝懸二八尺瓊曲玉一、下枝懸二天眞麻木綿一、太玉串と號レ之と見えたる傳と合へるが、神宮にては、其招禱の御鏡は神代の古物の任に御在し坐すが故に、本の神代の傳の如く、鏡を先にし瓊を後に飾る、眞の古意の存れる者なるべし、猶皇太神宮禰宜譜圖帳にも、上枝に天抜門が作る八咫鏡を懸、中枝に天明玉が作る八尺曲玉を懸、下枝に天乃香久比女が作る眞麻木綿を著と有りて、共に此の第三一書の傳に同じきは、此を取れるにも彼に依れるにも非ざらめども、神宮に傳はれる古義と全く合へれば、此傳を實に正説なりぬ可くぞ所思えたる、(古事記にも、上枝懸二八坂瓊之五百箇御統之玉一、下枝懸二青和幣白和幣一と有るは第三一書を取れるなれども、然る心有りての所爲なるまじかければ、信み難くの傳りなる、又神名秘書に、上枝懸レ玉、中枝懸レ鏡、下枝懸二青和幣白和幣一と有るは、全く古語拾遺を取れるにて神宮に傳はれる古説に非ず、)右件鏡にしも拙きくも可畏き皇太神の御靈形と寫し作らせ給へる御物にし有ければ、其位正に上枝に在るべく、又瓊も皇御孫尊の御天降の時に天璽として授け奉らせ給ひて、天地の共

堅石に、常石に、御許離たせ御在し坐さず、持斎かせ奉り給ふ天津日継の大御璽に渡らせ給へば、茲々尊く畏く御在し坐す御事は申すも更なれども、吾兒視ニ此寳鏡ニ當猶レ視レ吾と殊更に宣へる御形代には争でか及び奉らむ、然れば瓊は鏡の次に在りて、中枝に被レ掛る可き事の状なるなり、借下枝に取懸けられたるは青和幣白和幣なる事、右に引ける何れの傳々にも更に異説無けれども、此にも上に已に委しく註せるが如く、三種神寳の中の草薙劔はしも、此時に天目一箇命の作りて共に懸け給へる物には有れども、如何してか此國に落亡せて後に、素戔嗚尊の御功に依りて天上に歸れる物なりければ、此の招禱に神寳の中には漏らされて唯夜青和幣白和幣のみぞ傳はれるなりけらし、故に瓊を上枝鏡を中枝と推し以て行く時は、劔は正に下枝に青和幣白和幣と共に在りけむ状を曉る可くなむ有りける、然るに古事記御天降段に、其遠岐斯八尺勾璁鏡と有りて、其に及字を果として、次に草那藝劔を別に爲るに、此には已に落亡せて後に、素戔嗚尊の奉らせ給へる物なれば、其神の御靈として天降し給へるが故に、此時に璁鏡共々に一時に擬れる者には有れど遠岐斯とは云はざるなり、然れ以て其劔を除きて、此にも下枝には唯青和幣白和幣のみ有りし趣に傳へたりしものなりかし、一劔の素戔嗚尊の御靈に御在し坐せる事は、先に石屋戸段の註に、此れ攝提天照坐大神ト云ひて、神二柱所ニ傳仕ニ諸部伴緒命ニ之時、合伴ニ生神ハ、御形鏡坐と有るに、日本武尊の東征に出坐し、時に、劔は倭姫命より賜はる迄、草薙劔は神宮に御在し坐しける傳の遺れるにて、已に熱田宮に祭れるが故に、其素戔嗚尊の御形の事は略されず、唯伊勢に遣せらせ給へる草薙神の御形鏡坐と云ひて其事を漏らせる者なり、故熱田神宮にても天照太神素戔嗚尊二柱之神霊の御靈として祀祭れる趣なり、寳劔出現本に云ふ見る可し、」○八尺瓊之五百箇御統

は、皇太神宮儀式帳には八尺鏡乃御形と見え、此を日神に實鏡也と有り、已に傳十三、十五巻に云へり、其作者の事は、第二一書に、使鏡作部遠祖天糠戸者造鏡、又第三一書に、使鏡作遠祖天抜戸兒石凝戸邊所作八咫鏡之由など見え、又古事記に、科玉祖命令作八尺勾璁之五百津之御須麻流之珠と有り、又古語拾遺には、令櫛明玉神作八坂瓊五百箇御統玉と見え、皇太神宮儀式帳には、右の第三一書に同じく天明玉命作八尺曲瓊と有るが如く、皆共に同時の造り給へる物なり、（書紀には、令玉作部遠祖豐玉屋神造玉者と有り、但右に引ける如く櫛明玉命とも玉祖命とも申す一神の御名なるを直ねて云へる事如何なり、傳十五巻櫛明玉神の下に云へるを見る可し。）（鏡を此なる處には、登理加都と訓めるを改めて登理都氣と訓み、又次なる鏡には加都と有るを改めて登理加都と訓み、古事記傳の所には今理古瓊延と訓めるを其の侭に從へるは、古事記に取著又に取繋又は取垂の字を用ひて書別けられたるに因れり、此に取字を書添ふるは、萬葉一（二十六丁）に、淡海國、衣手乃などゝ云へる取の意なり、萬葉八（三十四丁）取著八尺之勾璁五百津之御須麻流之珠」の下に、萬葉三（三十七丁）に、奥山乃、賢木之枝爾、白香付、木綿取付而、又十七（四十五丁）に、之良多麻乎、比里布都氣などゝも有り」と云はれたるが如く、此物を取りて他物に著くるを云ふなり、（此なる繫字は繼なり、第三一書に懸取と有るをも、共に登理加都又は登理志氣など訓めるも、然る事には有れども、今一書取垂の訓無きは古事記に引合せて訓める中に、取著くるに當る訓を遺漏せるなり、）取繫は萬葉三（二十七丁）に、手弱女之、押日取懸、十三（十九丁）に、木綿手次、肩荷取懸、又（二十一丁）倭文幣乎、齋取懸、十六（八丁）に、還十羽、取變賀面、十九（三十四丁）に、木綿手次、肩持、倭文幣乎、手爾取持而など見え

たれば、此なる懸字をも然訓付けたるに従ふ可し、此に取懸(トリカケ)とは、木枝に釣下(ツリサゲ)たるを云ふなり、古事記玉垣宮段に、到二山代國之相樂一時、取二懸樹枝一(中略)故號二其地一謂二懸木一、今云二相樂一と有るを、和名抄郡名に、山城國相樂佐加良加と有るに依りて、記傳に懸木を佐賀理紀と訓まれたるは實に然る言なり、然れば佐賀理は、[illegible]の義なる可き者なり、(下に見えたる[illegible]の事を和名抄に、私記云比加介、[illegible]萬豆乃古介、一云[illegible]と有るを、古今集物名に佐我理古介と云ひて同物なるが、其は懸苔の義なるなどを合せて、物に懸れる状を思ふ可し、)取垂は下に訓垂云二志殿一と有り、記傳八(四十一丁)に皇極天皇二年紀に折二取枝葉一懸二掛木綿一、萬葉六(三十九丁)に、四泥能埼、木綿取之泥而、九(三十丁)に、春日爾、木綿取四手而、忌日[illegible]、延喜六年日本紀竟宴[illegible]歌に、此佐香多毘、[illegible]、伊能留[illegible]、要多持須[illegible]、[illegible]有り、又神樂採物歌、榊に、左加支波仁、由不[illegible]、[illegible]と有る二の句[illegible]には、木綿[illegible]てと有り、又同傳に、「石上ふるや社の大刀もがな、紐の緒しで宮路通はむ」とも有り、垂を志殿と訓むは[illegible]を約めたる言なり、孝徳天皇紀に、垂、此云二之[illegible]一、萬葉十(九丁)に、[illegible]、十一(四十三丁)に、[illegible]ど有るを以て知る可し、[illegible]は垂の意なり、萬葉三(三十七丁)に、竹玉乎、繁爾貫垂[illegible]言、多理多流など云ふは自然なり、多理多流々など云ふは物を然爲るなり、此を[illegible]と云ふ[illegible]留を約めて志殿と云ふなり、後世に四手と云ふ物は此用語を標語にして名と爲るなり、(取懸)と有るにて[illegible]たり、又[illegible]

に、於保寺賭麻文、彌醍斗袁賀眞乃醜、時人謂之波疋圖、後世之便誤古太圖と有るは正しく、於保志と訓むに用ひたり、（又萬葉七卷三十七丁に、木綿疊面、祭三諸乃、云々、又は木綿疊面、當乾神社爾云々なども有りて、木綿に取持とも取疊とも取垂とも云ふは共同じ趣にて相近き言なる故なり、又神祇木綿志天に、由布志天乃、加牟乃作麦多爾、伊奈乃保乃、伊奈乃保乃、毛呂保斗志天與、布都于保毛奈之と見え、夫木集九に「今日ぞ早木綿取垂で更の茸生の川辺に御禊しつけり」又卅三に「年久に綱領の幣を取垂で、神にぞ祭る妹に逢はむと」新六帖に「徒に茸生の幣の幣取垂で、今年も過ぬる六月の空」堀川百首に「君が爲綱領の幣を取垂で、神にぞ祈る萬代迄に」と有り）

○八咫鏡は、第三書には鏡作遠祖天抜戸兒石凝戸邊所作八咫鏡と有り、古事記には八尺鏡（訓二八尺一云二八阿多一）と作るを、記傳八（三十四丁）に、「延佳が尺當作咫と云へるぞ宜しき、此は洪く寫誤れる者なり、先づ尺と有るを置て對けて云へば、八寸を咫と云ひ十寸を尺と云ふは常なれども、同尺は八寸と云ふ事有り、常に咫尺とも連ね言ひて、相通ふ言なれば、此記には、佐加にも阿多にも尺字を相通はし用ひて、此に阿多と註せるも、佐加と混るゝ故なりとも云ふべけれども、猶熟思ふに然には非ず、何れの古書にも、阿多には咫字をのみ書きて尺と書ける例無く、此記にも、御白檮原宮段に八咫烏と書ければ、此も必咫字なる可き者ぞ、猶註に八尺と有るも、本は咫一字なりけむを、本文の誤れるから後人の徒意に改めつるか、又は本文と共に誤れるにも有る可し、八阿多の八字は、上を八尺と爲るからは上も徒意に加へつる後人の所爲なり、決めて削る可し、凡に訓註に字訓を用ひたる例無く、又八を八と註す可き謂無ければ、此は上下共に衍事なるを相照らしても知るべし、然れば此註は、訓咫云阿多とも有るべきな

り、僭此の名を古來夜多能鏡と訓めれども、斯る稱の古の例、凡て之字を添へなば夜多加賀美と訓むべし、彼八咫烏の例をも思ふ可し、註に阿多と有るを阿を省くは如何と云ふに、高天原の天をも云二阿麻一と註せれども、殆麻と訓むと同格なり、一離りて言ふ時は、天は阿麻、咫は阿多たる故に、然註したるなり、然れど高天原又八咫と連ね言ふ時は、高にも八にも阿の韻有る故に、自多加麻又夜多と云はるゝなりけりと見えたり、（名義抄にも、尺字を多加婆加理と訓みて阿多の訓無く、又八尺勾璁八尺白蛤など度量には佐加と訓む字なれば、實に尺は咫を誤れるなり、其白檮原宮段に、八咫烏と云ふ事三所出でたる共に咫字のみなり、又之を添へて訓むべからざる由實に然る言なり、永仁大嘗會俊光卿歌に、神代より曇らぬ八咫の鏡由云々と有る類、中古の歌詞に多在れども、上世には且て之を添へて云はざるなり」 僭此御鏡の御事甚可畏くは有れども、其日神の御手の度量(ホドバカリ)を以て云ふと、又天日の照妙やく形像(ミカタチ)を以て申すと、二の言打合ひて一名と成れる者とぞ推察り奉られける、其度量を以て云ふとは、三種神寶共に皆然にて、八坂瓊は彌八瓊にて、貫珠の緒の長を以て云ふたり、又草薙劍をも、神皇系圖神皇實錄等に十握劍と所見たれば、其等も度量を以て云へるなり、然れば此の八咫鏡も其例と聞ゆれば、天德御記に、徑八寸許と有るは、其所に御作し奉す其御模造の實を以て錄し記たるなれば、日歩に、八咫鏡者圓八寸鏡也と註せるも、必其受くる所有る事にて、謂無しとは云ふべからず、僭下に云へる如く、上代に物を量るに身度なる有り、曲尺なる有り、其度上に其時の[illegible]宮造の所に引ける古語拾遺に、令手置帆負彦狭知二神、以二天御量一大小斤雜器等之類、代二大峡小峡之材一、而造二瑞殿一と所見たる、二神は天御量に依れる神名なり、手置は布手と云ふに同じ、帆負は[illegible]にて、物の長を出て量り行くを云ひて、

此は言ゆる身度の神なり、次に彥狹知命の狹知は尺知と云ふ事にて、右に云へる、天御量を以て物の規矩を定め給ふ神名と聞ゆれば、此は曲尺の祖神になむ渡らせ給ひけるを、傳十九に云へる如く、此八咫鏡を仕奉れる天火明命天香山命の末に、六人部有るに身取部の義にて、其神等の鏡を造るとしては、日神の大御身の度を取りて、仕奉れし由に因れるを考ふ可く、又其矢田部の下に云へる如く、其氏も八咫鏡の御事に仕奉れる行事を以て負へる名なるをも、合せ考ふ可き事かなりし、偖此八咫鏡に、咫字を被レ用たるに依りて、已く攷記にも、凡讀二咫爲一レ阿多一者手之義也、一手之廣四寸、兩手相加正是八寸也、故書傳謂二咫爲一二八寸一也、今謂二八咫一者、是八八六尺四寸也、蓋其鏡圓徑六尺四寸數、其徑二尺一寸三分餘也と云へるが如き、異樣なる說は出來にたる者にて、說文に、中人手長八寸謂二之咫一周尺也と有る、咫字に眼を著るが故なり、但一手之廣四寸、兩手相加正是八寸也と云へるは古傳と聞ゆ、其は一手之廣四寸とは、手を横に當て物を量る法にて、四指を以て掬むを度として、十握劍八拳鬚など云ふ樣なる事なり、然れば四指を重て握と云ふ準らひに、五指を横たへて阿多と云ふべきなり、其二を合すれば即て八阿多と成れゝば、徑八寸許と有るに相叶合りと云ふべし、然れば八咫鏡と云ふは彌阿多鏡と云ふ事にて、其八は物の重るを八重など云ふ八にて、曲尺の八には非ざれども、一手之廣四寸、兩手相加正是八寸也と有るが如く、身度の兩手を合せて曲尺の八寸には至れるものなり、然れば阿多には咫字は縱横の差有りて、全く御國の法には合はざるを、強しも其字に心を引くから、各其義を得ざる者なり、四指に都加と云ひ、手廣に阿多と云ふなどは、西蕃には日ても非ざる事なるを、今は當つべき字の無きが爲に、咫字を借りて書かれたるから、然る事の混れは出來にける者なり、猶古事記に、天目開之大

室と有る八阿多冊にて、兩手を並べたる程に格子を組みたる室を云ふなる可し、此も阿多には咫字は當らざるが故に、田字を作れたりし者なり、此を以ても八八六尺四寸も、何も相叶はざる事知らる可き者ぞかし、（咫は右に引ける如く說文に、中人手長八寸謂ニ之咫一、周尺也と有りて、手腕の橫文より中指の末迄の長を云ふなれば、皇國人の手にしては凡六寸許にも至る可ければ、此を鏡の圍と見ても徑と見ても、甚大きく成りて右の天德御記に合はざる事は更なり、釋紀にも、鏡ニ太神宮式ニ樋代一具、高一尺一寸深一尺四寸內徑一尺六寸三分外徑二尺云々、若就ニ此書一之說ニ者圍數六尺四寸、其徑二尺一寸三分餘、雖レ奉レ納ニ彼御樋代內一、已以相違、旁非レ無レ疑と云へるは、然る事なるをも思ふ可し、）釋に引ける村上天皇御記に、天德四年九月二十四日壁ニ求溫明殿所レ納之神鏡一、幷大刀契等一申時、重光朝臣來申云、瓦上在ニ鏡一面一、其鏡徑八寸許、頭雖レ有ニ小瑕一、專無レ損ニ圓規幷帶等一、甚分明、見レ之者無レ不ニ驚感一と有り、此事扶桑略記及帝王編年記等に御日記云とて出でたり、又日本紀略同年十月三日條に、去月二十四日依ニ火災一、御ニ坐內裏一賢所三所、奉レ遷ニ御縫殿寮一之間、內記奉レ納ニ威所三所一、一所鏡作遺跡在ニ瓦上一、兩下ニ涌損、即云ニ伊勢御神一云、二所頂形無ニ破損、長六寸許一所鏡已涌損、紀伊國御神云々と有る、一二所頂形と有りて長六寸許と有るは、故に云へるが如く外宮の御たり、其一所頂と有れば日前大神に良らせ給へるが、大神宮[illegible]に引けるは神宮記に、寬弘二年乙巳十一月十五日內裏燒亡、而天德四年以來內裏燒亡之間、不レ損レ燒[illegible]內侍所御鏡今度燒亡用被ニ燒損一給ニ中宮ニ、外御前燒亡之間、各以御云、件神鏡者自ニ上古ニ入間之所也、天照大神之御影也、高天原ニ[illegible]作並自天香山命乃鑄造之神鏡也、件鏡元三面也、廣者以方尺而已、一面坐ニ伊勢國一、一面坐ニ紀伊國一、一面坐ニ同

侍所一、稱是伴鏡也（子細具見二于日本紀一）と見えたる中に、一面坐二内侍一所と云へるは、右に引ける紀略に二所圓形（長六寸許也）と有るを誤れるにて、實は右の三面共に内侍所に御在し坐すは、昔御模造たる事申すも更なり、偖此に伊勢日前の御事に係けて方尺而已と有るは、右の村上天皇御紀に、鏡徑八寸許と見えたるは、能く其實を見て云ふなれば其正實なるを、此には其大凡を云ふなれば、方尺とは云へるなり、予竊に聞きつるは、皇太宮の中には、右の賢所の外にも又其御模造の御鏡三所御在し坐して、常御殿に齋かれさせ御在し坐す、毎年に磨瑩し奉る事なり、但此は上古の御鏡にては無く、常の白銅鏡に御在し坐す由なるは、中古に模造り奉れる故なる可し、偖て伊勢の御は中臺圓形にて、八頭花崎（ヤツハナサキ）にて御在し坐す、其長八寸なり、又一は圓鏡にして五六寸なり、又一、日前神は圓形にして、内方に八頭花形御在し坐せる、其徑八寸許なりと云へり、伯家部類にも内侍所御拜所被レ用之御鏡三面之圖と云ふ有りて、一は八頭花崎、一は八頭花形、一は常の八稜鏡なるが、下に八寸口傳と有るも亦た御模造の狀なるなり、右の如く八寸と云ふ事何れの書にも打合ひたるに、猶釋紀を見れば先師申云、天德囘祿之時、件神鏡（内侍所）在二灰燼之中一不纔損、其鏡徑八寸許、頭雖レ有二小瑕一專無レ損之由御記文炳焉、然則彼八咫鏡徑八寸歟（下略）と已に定め云へるは然る言にて、右に云へる如く、八阿多は彌阿多にて、八寸（ヤキ）の謂には非ざれども、二阿多にして八寸（ヤキ）には叶れる事疑ひ無かる可き者なり、（八咫鏡の咫字は此阿多には更に當らざる事には有れども、右の御鏡の長八寸なる事當時世に隱れなかりしかば、說文に中人手長八寸謂二之咫一と、書に書かれたりし者なる可ければ、此字に就て義を求むる時は大に違ふ可し、然るに釋紀に、私記云今案、咫字者中婦人手長八寸、謂二之咫一云々、夫天照大神者隱神也、件御鏡已奉レ圖二

太神之御像ハ、然者摸ニ婦人手長ニ奉レ鑄ニ之於八寸ニ歟、寸法相ニ合御記文之上ハ非レ無レ所レ其手と云へるは儀事なり、天照
太神をしも中婦人と云ひ、陰神など云へるに、更に古傳に且ても云はざる所なり、又中人手長八寸と云へるも周尺の
事にて、師の赤縣度制考に云はれたる如く、我が曲尺の六寸四分に當れゝは、天徳御記の徑八寸と有るには大に相違
ひて別なりける者をや、）又御鏡の形象に依りて八阿多（ヤアタ）と申すとは、古事記の八咫鳥を神武天皇御紀に頭八咫烏と有る
も義を以て書れたりし者にて、八咫鏡と八頭鏡の意なり、其は第一ノ一書に、思兼神云者、有ニ思慮之智ハ、乃思而白曰、
宜ニ圖ニ造彼神之象ニ而奉ニ招禱ニ也、故以ニ石凝姥ニ爲ニ冶工ハ、採ニ天香山之金ニ以作ニ日矛ハ、又全ニ剝眞名鹿之皮ニ以作ニ天羽
鞴ハ、用レ此奉レ造之神、是即紀伊國所レ坐日前神也と有る、以作ニ日矛ニは傳十八に云へるが如く矛を造り、其鋒は鏡を
付くる故に日矛とは云ふなり、採ニ天香山之金ハ、又全ニ剝眞名鹿之皮ハ、以作ニ天羽鞴ニ用此奉レ造之神、と有る神字美知
多と訓みて日像鏡日矛ニに云ふ有りける。傳十八に云へるを見て知るべきなり、紀國造系圖に、即以ニ石凝姥命ニ爲ニ
冶工ハ、全ニ剝眞名鹿之皮ニ作ニ天羽鞴ハ、採ニ天香山之金ニ作ニ日矛ハ、則鑄ニ日像大神ハ、又造ニ日像鏡ニ即日前大神也と有るが
如く、此二物を共に作りならでは合はざる者なるを、此に大に味有る事共なり、其日矛の事は下なる手摩之間の條に
云ふべし、脩有に圖ニ造彼神之象ニと云へるは、古語拾遺に於是從ニ思兼神議ハ、令ニ石凝姥神鑄ニ日像之鏡ハ、初度所レ鑄少
不レ合レ意、（是紀伊國日前神也）次度所レ鑄其狀美麗、（是伊勢大神也）と有る如く、日像之鏡を鑄奉る事なり、然
るは皇大神は現御身御在し坐す時に鑄らせ給へども、御形像を圖造り奉るには非ず、日像の天、日の象に鑄成し奉れる
にて、中臺の圓形なるは天日の象を圖せるなり、其八頭なるは光輝の象を表はせるなり、此を以て日像之鏡とは中臺

れる者なり、若て先に造作れる日前神を、何を以て少不レ合レ意に云ふぞとならば、上にも云へる如く日前の御にしも圓形にて、中に八咫花形有り、圓形は日像に比ふ可しと雖も、光輝に象どる八咫花形の圓規を出でざる故に、今日神を鑄造奉りて、其御光の出來坐さむを待乞奉る諸神等の意には、少か合はざるなり、又一面眞形と有る長六寸許なるは、唯圓形のみにして光輝に象どる所無かりければ、此をも合せて少不レ合レ意とは云へるなり、（右の初度所レ鑄を二面と云ふは、古史第四十五段傳に出でたり、決めて大本倭記に、天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面云々と有るに依られたる者なる可し、然れども師は釋紀に引かれるを取られたる故に、二面共に日前の御と爲られたり、上に日文抄に載れるを引て云へるが如く、右の長六寸許と云へる眞形は、豐受大神の齋鏡と成れる者なるを見落されたるなり、又少不レ合レ意の少をは少而（チヒサクテ）と文を成されたるも甚じき闇推なり、右に云へるが如く、日前の御も八寸鏡にて伊勢の御の徑八寸と云ふに異ならず、又眞形の長六寸許と有るも、然のみ大小の論に預る程の事には非ざる者をや、體源抄に引ける異本古語拾遺に、初所レ鑄小不レ合レ思と有るも、小字にては事實に合はざれば、縦や本より小字なりとも、伊佐々加と訓までは叶はざる者ぞかし、）故八阿多と云ふは八端の義も有るなる可し、其を美々讀行かむには、記傳に「八咫は借字にして八頭の意なる可し」と云はれて、其據に引かれたる倭姫命世記に、天照太神一座御靈形八咫鏡坐と有る下に、謂二八咫一者八頭也と見え、御鎭座傳記神代寶鏡を云へる所に、一面者八百萬神等以二石凝姥神一作レ奉二寶鏡一、是則崇二伊勢太神宮一也と有りて、下に一名日像八咫鏡是也、八咫、古語八頭也、八頭花崎八葉形也、故名二八咫一也、中臺圓形座也、圓外日天八座と有るを、寶基本記には、右の也圓外日天八座の七字を請問也の三字に換へたり、

右等は多く兩部習合者の手に成れる言にては有れども、據無くして然る言を設く可きに非ざれば必取る所有る可し、世記に謂二八咫者八頭一也と有るを、傳記に八咫古語八頭也と云へるは、咫字義に泥む可からざる事を明せる者なり、又傳記に日像八咫鏡是也と有るは、八咫鏡はしも、謂ゆる日像之鏡なる事を詳に云へるなり、八頭花崎の花崎は、物の尖り出でたる所を鼻と云ひ崎と云へる是にて、八葉を圓外に蓮繞らしたる如きを云ふ、天宮御記の帶是なり、中臺圓形座は其圓規を云ひて、可畏けれども其大御鏡を今眼前に見奉れるが如く委しく記せる文なるなり、（但圓外日天八座と有るは、上の八頭花崎八葉形也と云ふ事を再云へるなれども叶はず、其花崎なる所は天日の光輝に象れる事有に云へるが如くして、物の座位を云ふに非ざれば、實集本記に清圓也と有るや勝る可からむ、如此く物に象る事は如何なる如くなるにて、是ぞ豐受神の深謀遠慮り給へる所にして、天日の六合に照徹る事を知る可き實物を設けて、日神を拜奉らせ給はむ結構なるにて、四時祭式に所見たるが如く、丹生川上社貴布禰社などに祈雨には黒馬を奉り、止雨には白馬を奉らるゝに其意味似たる事なり、倍又古語拾遺に、日神を寶殿に奉し奉れる所に、則天照大神以[illegible]日御鏡[illegible]其殿一と有る下に、今斯利久波[illegible]是日像之鏡也と有るが如く、注連縄の[illegible]の[illegible]出でたるも、日像の指すに與れるなどを以ても、日像之鏡と云ふ事其義二在るを知るべきなり、」右の八咫を八頭と云ふに就て猶續に、[illegible]紀[illegible]に天宮御記を引て云はく、凡上在二[illegible]一面一、其鏡徑八寸許、四面有二小環一、專無二損闕一、是[illegible]花[illegible]、是之存[illegible]不二損壞一と有る四字を、波多と訓みて下に[illegible]云々如何、皆世紀所載寶鏡中[illegible]、此乃[illegible]之謂之、以レ之筆レ之、[illegible]頭[illegible]乃波多[illegible]也、此[illegible]師説耳と有り、思ふに[illegible]と有るは當に八頭の誤なる可し、[illegible]

圓鏡ならば頭とは云ふべからず、又端ならば端と有るべきなり、又圓規并帶等甚分明と有る圓規は、彼中臺圓形と有る處を云ふなる可し、借頭を波多と訓むべしと云へるは、魚の鰭と同意にて、彼花崎なる所を然云ふべし、斯れば夜波多を約めて夜多とは云ふなり、此記の註に云阿多と有るは、咫字を借れるに就て其本語を註せるなり、然れども其も八咫と續けば夜多なれば、妨げ無しと云はれたり、故思ふに頭字を波多と云ふに波阿多の切れるにて、端造にて圓規の外圍に其端のなく出でたる義にてや有らむか、釋に先師申云、御記文頭或有背之義歟、且以頭字讀波多者嘗記之說也と見えたり、借又頭八咫烏と云ふも頭の八有るには非ざる可し、彼圓規の外に花崎の出でたるが如き状に大烏の頭上に鶏冠の如くして出でたる物の有るが八咫鏡に似たりけるより名を爲るにて、頭（カシラ）の八有りしにも非ず、長の八寸なりしにも非ざるなり、又有に八頭花崎に當りて帶字有るは、小右記曰寛弘二年十一月十五日内裏焼亡の所にも、火記曰温明殿、神鏡（同前悉所）大刀契唐不能取出云々、神鏡大刀契燒亡、鏡纔有帶、自餘燒損、無圓規、失鏡形云々と有る帶字是にて、文選註に、華鼻也と有りて葉蔕に開多と云ふに同じ事なれば、又有の波多に相叶へるなりと思ふ可くこそ、（名義抄に、帶字を保綾とも志宜志とも保流とも保志とも保曾豆良とも佐加由流とも訓めり、借又記傳に更は阿多原の意なりと云ふ一說も有れど、此に叶はざれば今は取らず、）故に上件に引き下したるを今約め云ふ時に、觸阿多鏡と云ふ義にて、日神の御身に度りたる寸法なると、八咫鏡の義にて天日の全體に象れるなると、一義の打合て一言と相成れる者なり、昔し右に引ける第二一書に、圖造彼神之象と有るは日像を圖す事なるが、私記に一手之廣四寸、兩手相握正是八寸也と有る兩手は、何れの神の手とか爲む、天照太神の御手なる可き事有

の文を據として知るべき事なり、又此第二一書に、以レ鏡入ニ其石窟ニ者觸レ戸小瑕、其瑕於レ今猶存と有るに、天德御記
に其の鏡徑八寸許、頭雖レ有ニ小瑕ニ云々と有り、然るを私記に、今內侍所神鏡者崇神天皇御時更所レ鑄也、然則本鏡有
レ瑕、所レ鑄之新鏡不レ違ニ本樣ニ、鑄ニ付其瑕ニ歟と云ひ、又先師申云、云々、崇神天皇御宇被レ奉レ寫ニ此神鏡ニ之時、不
レ違ニ本鏡ニ鑄ニ付件小瑕ニ之條、於レ焉明白者歟と有るが如く、上天の本鏡に少かも違ふ所無く摸造り奉られしを以て、
徑八寸許と有るは其本鏡の任に在るを曉る可し、又八咫は借字にして、八頭又は八端なりと云ふは、右に註せるが如
く日神の御身を像れるには非ず、天日の四方八面に照炫やく形象を摸し奉れるなれば、中臺圓形なるは日の象なり、
八頭花崎と云ふは光の象を摸されたる者なり（古語拾遺に、又度所レ鑄其狀美麗と有りて、是に太玉命の稱詞を載せた
るに、吾之所捧寶鏡、明麗恰如ニ汝命ニと有るは、其明麗なる事の日神に似たる時にて、其形を云ふに非ざるなり、其次に
令ニ石凝姥神ヲ鑄ニ日像之鏡ニと有るからは、其形は全體の天日に象れる事を知るべきなり。）〇一云、眞經津鏡は昔の八
咫鏡の一名の如く聞えたれども、必然る可くなむ非ざりける、此事頭書にも然有れども、其は當昔御代々に在りつ
る古記などの意なりけむが、混れて終に本文の下に入りつる者なる可し、其は日本後紀に大同元年八月庚午に、中臣忌
部の訴を圖はじめ給へる所に、是日勅命、據ニ日本書紀ニ、天照大神閉ニ天磐戸ニ之時、中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖
太玉命、掘ニ天香山之五百箇眞坂樹ニ、而上枝懸ニ八坂瓊之五百箇御統ニ、中枝懸ニ八咫鏡ニ、下枝懸ニ青和幣白和幣ニ、相與
致ニ祈禱ニ者、下略」と記されたるは、此の文を出でられたるなるに、此と同じく八咫鏡の下に、一云眞經津鏡と記されざ
るを以て、其後の人の所爲なるを知るべし、但右の文、此には和幣此云ニ尼枳底ニと有るをも除かれたるが故に、一云を

共に失せられざるかとも思ひけれども、詞は唯其實法に拘はる事にこそ有りけれ、右の一云は其古書にし有りけれ
ば、略かる可き謂れ無きを思ふに、元本には其字無かりつらむを、其より後に加はりつる者たらむ事知るべし、（一然る
は私記に、問、一書之石凝姥神所造鏡之中、一者有意、今讀云何文字之證也、猶經津鏡之今相當之者也、倍圓鏡其二此物相當者
等、有時、云其鏡二有、一者止鏡ノ相似、相當者天照大神之御像也、故謂之經津鏡也と見えたる如き、押き說を出すばかりの
事なりければ、八咫鏡と經津鏡とを同じ物と見誤ひたりけむも知るべからず）倍上に引ける紀略に、所三所、一所
鏡、件鏡雖在猛火上、而不涌損、即云伊勢御神云、一所鏡形無破損、長六寸許、一所雖已涌鏡破損、紀伊國御神
云々と所見たる、一所鏡形とは其長六寸許なるを紀伊國御神と二所鏡の御事を申せるなり、此二所を拝紀其年中行事
秘抄に引ける共に一所に作るは誤りて、二所鏡形たる中に、一所は其長六寸許、一所紀伊國御神と云ふ事を知
らせたる文たるにて、其二所共に圓鏡に造らせ給へる事を云へる者なり、其は上に已に引ける、大倭本記に、天皇之
初天降來之時共副護齋鏡三面、小鈴一合也と有る本註に、一鏡者天照太神之御靈名天懸大神、今伊勢國礒宮崇敬拝
大神也、一鏡者天照大神之前御靈名國懸大神、今紀伊國名草宮崇敬拝大神也、一鏡及子鈴者天皇御食津神朝夕之御
向夜護日宮崇拝大神、今巻向穴師社所崇拝大神也と有る、此一鏡は天照太神の御靈に御在しまして、即其を天懸大
神と稱奉れる、此の八咫鏡是なり、又の一鏡を國懸大神と稱奉れるを、天照太神の前御靈と申奉れる御事は、古語拾遺
に初度所鑄少不合意と有る下に、是紀伊國日前神也と所見たる是なり、又に一鏡及子鈴者と有る一鏡は、即上古
には天皇の御食津神と朝夕の御食の食向ひに、夜も守り護神と尊崇かせ御在し坐せる神にて、即伊勢に遷らせ給へる

豐受大神の御なり、右の紀略天德燒亡の事を云ふに、合せて明文抄に、政事要略の文を擧げたる見れば、在二內侍所一之鏡二面、世稱二畏所一、此云二賢所一也、是總名歟、將獨指二日前一中歟、天德四年御日記有二鏡二面一、所謂日前并御食津神等哉、此度燒亡、只有二一面一、今一面涌盡歟、但此遺鏡何神乎、今月九日奉レ移二東三條一、於二官司一、奉レ納二御辛櫃一之間忽然有レ光、照耀如レ日、內侍女官共以驚奔、男官見レ之者、亦有レ數矣、所レ疑若是日前大神歟、爲レ祀レ之と後代略以て記レ之と見えたる、鏡二面と云ふは皇太神の御を除きて餘の二面を云ふなり、其一を日前御神とし、一を御食津神と云ふ事、大倭本記の古傳に相叶ひて、愛たしなど云へば更なり、予鈴は其御祖神に御在し坐して、其に御食津神として齋奉らせ給へる由なり、此にて右の紀略に謂ゆる威所三所鏡の數甚能合へれば、彼長六寸許と見えたる眞形の御鏡なむ、伊勢國度會宮の御靈に御在し坐す御事灼然かりける、（右の大倭本記は明文抄に載るを取れり、釋紀のは誤多かり、借古史第百三十四段徵に右の文を引て云はく、此註に名草宮崇敬解祭大神也と有るは、天懸神國懸神二面に係れる註にて、天懸神と申すは謂ゆる日前大神を申せり、此御鏡と國懸大神と坐す御鏡とは初度に造れりし二面の御鏡なり」と云はれたるは誤にて、威所三所に合はざる說なり、其は釋紀には天懸神と國懸神とを一に擧けて[illegible]き を、明文抄には名二天懸大神一也の下に、今伊勢國御饌宮崇敬拜太神也の十二字有る上は、其說は立たざるなり、委しくは、第一ノ一書是即紀伊國所坐日前神也の傳に云ふべければ、合せ讀みて曉る可き者なりかし、）其は倭姫命世記に、度會宮の御事を記して、豐受皇太神一座と有る下に、元丹波國與謝郡比沼山頂麻奈井原坐御饌津神、亦名倉稻魂是也御靈形眞經津鏡座同鏡也、神代三面內也と所見たるに、決めて[illegible]にして[illegible]者なり、右に引ける大倭本記

に、一鏡者天皇御食津神朝夕之食向夜護日護齋奉大神也と有るに事の趣相同じき者なり、又右に神代三面内也と有るも、大倭本記に天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面と見えたる是にて、右に引きたる、紀略に威所三所と有る中に、一所鏡は伊勢國御神なり、一所鏡は紀伊國御神なり、斯れば眞形と有る長六寸許と所見たるなむ豐受大神の御に て御在し坐々しける、此を以て眞形と云ふは圓鏡にて、謂ゆる眞經津鏡の御事なるを知れるなり、又其に依りて、八咫鏡の下に一云眞經津鏡と有るは、決めて中昔に事の意を能くも曉らずて漫りに書入れたる事著明くなむ有りける、借眞經津鏡と云ふ眞を、私記に褒美稱也と云ひつれども、常に眞澄鏡など語の初に置けるとは異なり、丸を麻流と云ひ、圓を麻杼加と云ひ、纏を麻登布と云ひ、卷を麻久と云へる語共は、何れも圓の意の麻を本にして、下に活機の辭の添ひて語を成せるなれは、紀略に眞形(マカタ)と云へるは圓形(マロカタ)の義なり、此を以て眞は圓鏡の義にて、形に就て八頭鏡(ヤアタカヾミ)など云ふ例なる可し、經津の義未だ思得ずと雖も、強て云はば天皇本紀又令集解に見えたる、饒速日命の天より將降り給へりし十種神寶の中に、瀛都鏡一邊都鏡一と所見たるは、大小の義なる可き事、已に傳八に註せるが如し、然れは彼八頭なる長八寸許の大鏡に對へて、眞形の長六寸許なるをば邊都鏡とは云へるなる可きを、其間を布に轉じて、其圓形なる小鏡の義に取りて眞經津鏡とは云ひけるにこそ、(私記に、右に引ける如く、經津の事を相寄の義なる可く云へれども、經津主神又師靈などの布都には背けり、又纂疏に眞經津者眞正經常之意其似二日之像一也と宣へれども、信じ奉り難し、又通證に、經津者振也、天地生々之元靈謂二之布留一と云ひ、又は眞經津名義如二字運轉流行貌と云ひ、又八咫者神鏡之名、眞經津者天日之稱、不レ但謂二鏡有二別稱一など云へる類は、何れも根無き空言にして據に足らず、又記傳

に「眞經津鏡は眞太鏡なり」と云はれたるも、此に合ひ難かり。）倭世記に、右の如く神代三面内也と有るは、大倭本記又日本紀略の趣に合ひて更に動くまじく所見たるに、此三面の神鏡に就て、傳十八に云へるが如く、少か又異說有り、上代本記に止由氣大神の御事を、以二天津水影之寶鏡一、留二居吉佐宮一給と有る下に、眞經津寶鏡三面、鑄表故鏡作神名號二天鏡命一、其緣也と有りて、次に多賀宮の御を、御形靈鏡坐、在昔天鏡神鑄造三面眞經津鏡是也、一面者止由氣大神寶鏡、一面荒祭神御靈坐也と見え、又本緣なる豐受大神宮條にも其事を載せたるに、三面之内第二之一面者是今崇二奉荒祭宮一之御靈鏡、亦第三之一面是多賀宮之御靈鏡是也と有りて、眞經津鏡は度會宮の御と荒祭宮多賀宮の御と合せて三面なり、又天鏡神と申すも右の如くは鏡作神の事にして、即ち石凝姥命に坐せり、寶鏡開始と云ふ書にも天鏡命の所鑄造と有りて、三面の鏡圖を載せたるは如何有らむ、其圖の事は信み難かれども、强て事の眞を振ふに、古語拾遺に初度所レ鑄少不レ合レ意（是紀伊國日前神也）次度所レ鑄其狀美麗（是伊勢大神也）と有るは天照大神の御をのみ載せたるにて、件三面の中にも豐受大神の御と成れるは、猶日前神より以前に造られたるならむか、倭其眞經津鏡も三面なるは、其初めて造られたる時に、此も諸神の心に合ふ迄と作られしから、三面には至れるならむを、其餘の二面は、天照大神の荒魂神和魂神の御靈とは後に定めて、其八咫鏡に副へて天降し給へる者なりけり、然れば神宮の書共に三面と有ると、紀略に所見たると、此時に成れる神鏡合せて五面御在し坐せるに、荒祭神多賀神の御形は御摸造の事などにも被レ及ざりしから、朝廷に御在し坐すは伊勢日前外宮の三面のみ、故唯三面鏡にて御在し坐す御事になむ有りける、（斯れば荒祭宮多賀宮の御形も、長六寸許の圓形にて眞經津鏡になむ倣ひ給へりけむ、

然れば右の書共は何れも外宮の御神を、或は天御中主尊又は國常立尊と申し掠めたることこそ有りけれ、右の三面の鏡の御事などは決めて古傳なるなり。）〇下枝懸二青和幣一（和幣此云二尼樹底一）白和幣一は、第三一書には下枝懸レ以二粟國忌部遠祖天日鷲所レ作木綿一と見え、古事記は此に同じく於二下枝一取二垂白丹寸手青丹寸手一而と有り、又他書に此の事を載せたるは、皇太神宮儀式帳には下枝懸二天員麻木綿一と有り、皇太神宮補任譜圖帳にも、下枝爾毛天乃香具比女乃作留員麻乃木綿著弖と有るなど、共に其一二を云へるにこそは有りけれ、實には青和幣白和幣と共に、荒衣和衣等をも竝べ懸けたりし者なりけり、其は古語拾遺に、先に物を設備ふる所に令下長白羽神（伊勢國麻績祖、今俗衣服謂二之白羽一此緣也）種レ麻以爲二青和幣一（古語、爾伎氏）令三天日鷲神造二木綿一、以二津咋見神一殺木種二殖之一、以作二白和幣一、（是木綿也、以上二物一夜蕃茂也）令二天羽槌雄神（倭文遠祖也）織二文布一、令二天棚機姫神織二神衣一、所謂和衣（古語、爾伎多倍）と見えて、下に其物既備掘二天香山之五百箇眞賢木一（古語、佐禰居日能禰居自）而上枝懸レ玉、中枝懸レ鏡、下枝懸二青和幣白和幣一と出でて、右に謂ゆる文布神衣の二を遺せるは、此一二を擧けて、上件の物共の大凡を云へる古文の脩なる者なり、（此を以て古書の讀解き難きを知る可し、此に在る事は彼に漏らし、彼に粗き事は此に委しきなど有りて、遍く群書に渉らずては究め難き者なるぞかし。）〇青和幣、（和幣、此云二尼樹底一）古事記には青丹寸手と有る、丹寸手は假名なり、此は木綿を白和幣と云ふに對へて、麻を青和幣と云へるなり、出雲風土記に、大原郡高麻山（中略）古老傳云、神須佐能袁命御子青幡佐草日古命、是山上麻蒔初、故云二高麻山一（下略）と有る、神名の青幡は、字の如くにて青の生糸を以て織りたる伍の布を云ふなり、佐草は麻草なる事云ふも更なり、今も麻皮の未だ績ら

ざるを青麻と云ふ事常なり、然るに萬葉二(三十五丁)に、白妙乃、麻衣著、十三(二十八丁)に、雪穗、麻衣服など、栲の如く白き物に云へるは、十四(七丁)に、多麻河泊爾、左良須氐豆久利、十六(八丁)に、經而織布、日暴之、朝手作尾など有るが如く、濯し潔めたるを云ふなる可し、(予先に思ひけるは、此青和幣の青は、白馬を阿袁字麻と云ひ、又和名抄に、白鹽、和名阿和之保、人常所レ食也と阿和に白字を用ひたるを思へば、青和幣の青は物の潔白なるを云へるにて、色の青には非じと思ひつるは中々なりき、木綿の天然に白きに並べては、麻は自然にして青き物なり、)和幣此云二尼枳底一の尼枳は、和字の義にて、荒衣の荒に對ひたる稱なり、其荒和の差別は已に傳八に云へるが如し、底は記傳八(三十八丁)に「底は多閇の約りたる言にて、即ち爾岐多閇なり、爾岐は即ち和字又熟字などを訓めり、多閇は師說に絹布の類を云ふ名なりと有り、絹の切を佐伊弖と云ふは裂多閇なり、又俗に云ふ古手は古多閇なり」と有るが如く、麻の衣を萬葉四(十八丁)に、庭立、麻手刈干と有り、此は衣に作る麻を刈干を云ふなり、十四(十九丁)に、爾波爾多都、安佐提古夫須麻、許余比太爾、都麻余之許西禰、安佐提古夫須麻と有るも麻衣小衾なり、又右に引ける十六(八丁)に、日暴之、朝手作尾と有るも日に暴して麻衣を造るを云ふなり、故に思ふに底は直字なる可し、崇神天皇十二年御紀に、始校二人民一、更科二調役一、此謂二男之弭調女之手末調一也と有りて、男の弭調に並べて女の手末調の事を載せられたるは、即ち絹布の事と通ゆるが上に、雄略天皇七年御紀に、百濟所レ獻手末才伎と有り、十四年御紀に、呉所レ獻手末才伎漢織呉織及衣縫兄媛弟媛などと、服織と衣縫とを然云へるなりければ、和幣の底の才伎の手末に成れる謂なる可し、其は上に云へる如く其服と云ふも羽手と云ふ事にて、手以て織りて身に作る由なる

を思ふに女工に成れるを以て成と云ひ、手を經て成れるを以て多閇とは云ふなりけり、多閇は賀茂翁說の如く、絹布の稱を總云ふ稱には有れども、其本は手に出でて、女工の謂なる事を知らざれば、名義を明らむるに由無し、（其は荒妙和妙明妙照妙などの妙の總てを其妙と云へるを以て、總名なりとは云はれたる者にて、古の製手又に古手なども同じき語例なり）右の如く尼棋旗は尼棋多閇なるが、其義を猶委しく云はむには、祝詞式に見えたる如く、常は明多閇照多閇など云へるを、其大殿祭詞には明和幣（古語云、爾伎多閇）曜和幣と有るに、明和衣照和衣と云ふ事なり、然るに上に引ける古語拾遺に、麻を青和幣とし穀を白和幣と爲るは、青和衣白和衣の義なるに、次に令天棚機姫神織神衣、所謂和衣（古語、爾伎多倍）と見えて、和幣の外に又別に、和衣と云ふ物の有るは如何と云ふに、麻も穀も絹も等しく共に和やかなる物なるが、中に打任せては絹は殊に和らかなる故に、和衣と云ふに就ては、其に別たむ爲に、青和幣白和幣とは云へるにて、此麻穀も共に和衣には有れども、特に幣として奉れるは、下に云へるが如く、絲ながらなるを以て奉るが故に、其和衣の織りたるに別ちて、殊に和幣とは書かれたりし者なり、然るを四月神衣祭詞に、服部麻績ノ人等ノ常モ奉仕ル和妙荒妙ノ織ノ御衣ヲ進ル事ヲ云々と見えたるに、猶太神宮式にも、右和妙衣者服部氏、荒妙衣者麻績氏、各自潔齋始従祭月一日織造、至十四日供祭と有りて、此處にては絹を和妙と云ひ麻を荒妙と云へり、此を以て思ふに、延喜式に和幣の尼棋に、織目の細しくて和やかなるを云ふと云はれつるが如く、常には絹麻穀共に廣く和妙と云ふ中に、又其中よりも撰分くる時は、絹よりは麻穀共に同例に織目を細しく和やかに織るとも、絹の和妙の和さには猶及ばざるを以て、麻穀以て織れる布を荒妙とは云ふなりけり、然れば麻と穀と相並べる

時にのみ青和幣白和幣と云ひて和衣の意には有れども、絹に對へては麻穀に交布をも合せて共に荒衣なる者なり、萬葉三（五十一丁）に一手者、木綿取持、一手者、和細布奉、手冊幸座與と有るを以て、木綿を荒妙と爲るに對へて和衣を云ふを以て知るべくになむ有りける、（能く爲ずば混ひぬ可き事共になむ、冠辭考にも有り太神宮式を引て、如此有るを對へ見れば絹を和妙、布を荒妙と云へり、此は絹と布とを對へ云ふ時の語のみ、其布の中にても、善きを和妙、惡きを荒妙と云へりと云はれたり、荒妙の事は下に云ふべし、）記傳八（四十丁）に、「古語拾遺に令下長白羽神（伊勢國麻續祖、今俗衣服謂二之白羽一、此緣也）種レ麻以爲二青和幣一、（古語、爾伎氐）令下天日鷲神造二木綿一、以二津咋見神一殺木種二殖之一、以作中白和幣上、（是木綿也、以上二物一夜蕃茂也）と有り、如此く青和幣をば長白羽神に、白和幣をば天日鷲神にと、二神に分けて云へれども、末に神武天皇御代の事を云へる所には、天日鷲命之孫造二木綿及麻并織布一（古語、阿良多倍）仍令下天富命率二日鷲命之孫一求二肥饒地一、遣二阿波國一殖中殺麻種上、其裔今在二彼國一、當二大嘗之年一、貢二木綿麻布及種々物一、所三以郡名爲二麻殖一之緣也、天富命更求二沃壤一、分二阿波齋部一、率二往東土一、播二殖麻殺一、好麻所レ生、故謂二之總國一、殺木所レ生、故謂二之結城郡一、（古語麻謂二之總一也、今爲二上總下總二國一是也）云々と云ひ、神名式に阿波國麻殖郡忌部神社（名神大、月次、新嘗、或號二麻殖神一、或號二天日鷲神一）と有れば、青和幣をも共に日鷲命の掌りて作り給ひし事知られたり、然れば以二津咋見神一殺木種殖之一と有るが如く麻をも以二長白羽神一同じく天日鷲命の掌り作らせたるなる可し、其意を猶云はゞ、神代紀上に下枝懸二以粟國忌部遠祖天日鷲所レ作木綿一と云ひ、又下卷に天日鷲神爲二作木綿者一など云へるは、古事記などに彼此と合せて思ふに、白和幣の云には非で、必ず青和

幣も具ふ可ければ、如此云ふ時は穀と麻と二種を凡ても木綿と云へりと見ゆ、是又二種共に天日鷲神の作れる由とも爲すべし、錦文衣などに其材物を稱けたる所には、木綿と麻とを出だせるに、其を用ふる時には唯木綿の事のみ云ひて、麻の事は見えぬ方多きも、二種を合せて木綿と云ふ故なりけり、凡て賢木に木綿を付たりと云へるは、二種を合せての名なり」と有るは、實に然る説になむ有りける、(斯れば此青和幣白和幣には、天日鷲神其長と御在し坐して、其白羽神をして麻を種ゑしめ、津咋見神をして穀を殖ゑしめ給へるにて、其二神は右の物共を作れる時には御在し坐さずして、天日鷲神ぞ作らせ給へるには有りけらし、)又右の續の記傳に云はく、「倭白和幣青和幣共に織りたる布をも云ひ、萬葉六(三十五丁)に、木綿疊、手向乃山乎、十二(三十四丁)に、木綿疊、手向乃山乎など有るは、必ず織りたる布と聞ゆ、又未だ布には爲で唯絲に爲たる任なるをも用ひたりと見ゆ、故に古書に木綿をば作と云ひて織とは云はず、作と書きて波其と訓めり、即ち刷なり、若布ならば倭文織などの如く織と有るべき事なり、又式などに布若干端木綿若干斤麻若干斤と布の外に擧げ、端などは無くて斤と有るも絲ながら用ふる證なり、斯れば木綿手次、木綿鬘なども絲の任なる可し、然れば今賢木に垂たるも是なり、麻も常には未だ織らざるを云へども、又布を同じく云へる如く木麻も然なり、然れば總名の多閇も織りたる、未だ織らざる通はし云ふべきか、又神に手向くる奴佐も幣文幣帛など書くも、綿布をも云ひ、未だ織らざる木綿麻をも云へり、麻と書くは種々の中の一に就てなり、又後世に紙を用ふるは木綿の代なりけり」と有り、然れば上に引ける古語拾遺に、青和幣白和幣文布和衣の四を並擧げたる中に、文布と和衣とには織と有りて、青和幣には爲と有り、白和幣には作と作るを思ふに、麻を以て緒と成し、穀を剥きて絲と成したるにて、此二は

實に緜ながら取垂たりしから織とは云はざるにこそ有りけれ、其は皇太神宮儀式帳に、天香山仁立流擢二眞坂樹一上
枝懸二八咫鏡一、中枝懸二八尺瓊乃曲玉一、下枝懸二天眞麻木綿一弖種々祈申支、此今賢木懸二木綿一太玉串止號レ之と有りて、木
後世に太玉串と云ふは、右の大幣帛を擬びたる物なるを、太神宮式にも著二木綿一賢木、是名二太玉串一とも有りて、木
綿は緜ながら垂たる物なるを以て、其古を思ふ可くなむ有りける、萬葉三（三十七丁）大伴坂上郎女祭神歌に奧山
乃、賢木之枝爾、白香付、木綿取付と有りて、賢木に著けたるは緜ながらなるに、其反歌に木綿疊、手取持而、如此
谷母、吾波乞嘗と有るは、布に織りたるは手に捧持ちて、神に奉れる狀なるを思ふ可くなむ、（又十二卷十七丁に、
白香付、木綿者花物、事社者、何時之眞枝毛、常不所忘と有るも、眞枝に著くる木綿は緜なりしを知るべし、又十九
卷四十二丁遣唐使に大御酒を賜へる時の大御歌に、四舶、早還來等、白香著、朕裳裾爾、鎭而將待と有るを、[illegible]
に「此も木綿を白髮と宣へるは右と同じけれど、此著は御頭に著にて右とは別なり、木綿を御頭に著けて御裳まで垂つ
つ御在し坐すは、古神祭の齋戒の時の狀なり」と云はれき、此は唯其形容にて白髮と云へるなるを、上なる木綿も織
りたるに非ざる木綿なるを知るべし、）〔白和幣は古事記には白丹寸手と作れたり、第三一書には下枝懸[illegible]
遠祖天日鷲所レ作木綿一と所見たるは、麻と穀との二に亙る事右の青和幣の傳に註せるが如し、又古語拾遺には、令二天
日鷲神造二木綿一、以二津咋見神一殖二穀木種一以作二白和幣一（是木綿也、以上二物一夜蕃茂也）と有るは、右に[illegible]
引て云へるが如く、天日鷲神は木綿を所作給ふ神に坐せり、然るに[illegible]は長白羽神に[illegible]しめ、穀木を[illegible]
を以て種殖しめ給ひて、天日鷲神は右の麻をも穀をも青和幣白和幣には作らせ給へる事、右に出せる第三一書は[illegible]な

り、天孫降臨章第二一書に天日鷲神爲作木綿者と見えて、別に麻の事を擧げざるを以て知るべきなり、其津咋見神と申すは、傳中に註せるが如く、天日鷲命の子大麻比古命の亦の名なる由、忌部系圖に所見たるが如し、猶右の同註に、以上二物一夜蕃茂也と有るは、麻と穀木の二物の生立を云へる者なり、其神武天皇段に、仍令天富命率日鷲命之孫一求肥饒地、遣阿波國殖穀麻種、（中略）天富命更求沃壤、分阿波國齋部、率往東土、播殖麻穀、好麻所生故謂之總國、穀木所生、故謂之結城郡と所見たり、（和名抄郡名に下總國結城由布岐と所見たる是なり、此は神代三御世の間高千穗宮に御在し坐しける御時には、西國の何れにてか仕奉れりけるを、神武天皇の中洲に都し給ひける初、阿波國にて先づ種殖給ひけるを、猶東國にも殖遣はして、然る物共を國も是ひに令殖給へる者にぞ有りける）記傳八（三十八丁）に、豐後風土記に速見郡柚富鄕、此鄕之中栲樹多生、常取栲皮以造木綿、因曰柚富鄕と見え、寶基本紀にも綿謂以穀木作白和幣、名號木綿と有り、斯れば白丹寸手は木綿の事、木綿は穀木皮以て織れる布にて、古は遍ねく用ひたりし物なり、其は殊に白き物なる故に、白多閇とも白由布とも白丹寸手とも云ふなり、又古書に栲幡栲衾栲綱栲領巾など多く有る栲も同物なり、故に萬葉に白栲とも書き、又萬の白き物に栲衾又栲角など枕詞にも云へり、偖其穀を布に爲る事漢籍にも所見たり、和名抄に、穀加知木ノ名也と云ひ、字鏡にも穀、楮也、加知木と有り、偖布に爲し事は甚古の事にて、稍降りては唯紙にのみして、布に爲る事は絶えつと所見て、同抄にも穀紙は見えて、布の事は見えず、此穀字を賀茂翁は由布と訓まれき、然も有るべし、然るを古書共には由布には唯木綿字をのみ用ひたり、同抄祭祀具に本草注云木綿折、之多白絲者也、和名由布と見え、又木部に杜仲、陶隱居本草註云、

杜仲一名木綿折レ之多ニ白絲一者也、和名波比麻由美と見ゆ、此に依りて思へば、古より由布に木綿字を用ふるは杜仲の一名を取れるなり、然れど其は穀を杜仲と思ひ誤れるにて實に杜仲を用ひたるには非ず、然らば祭祀具に穀を擧げて、和名由布と記す可き事なるに、木綿と擧げたるは古より世に遍く用ふる字を出だせるのみにて、實に杜仲なりと爲るには非ず、故に同じ陶氏が說を引きながら彼所には杜仲の字をも波比麻由美の名をも擧げず、其は別に木部に出せり、當昔已に杜仲をば由布には用ひざりし事知るべし」（取意）と所見たり、然るに菅家名義抄を閲るに、木綿をも波比麻由美と書して又別に杜中をも然訓みたるを思へば、穀のみならず杜仲を以ても木綿には造りけるにも有るべくや、又志那の皮を以て木綿にも作れる事は傳二十に云へり、考へ合すべし、（又字彙に楮木名、皮可レ爲レ紙、即今楮木也、又首書に、陸機云荊揚人謂ニ之穀一、中州人謂ニ之楮一云々と有り、又木綿樹名、花如ニ酒坏一、中有レ綿、如ニ蠶綿一、所レ作レ布と有るは又一種別なる可し、又記傳に、「杜仲の外に別に木綿と云ふ木大小二種有り、其小きは近代に弘れる紀和多の事なり、大なるも共に實の中に白綿有りて布には爲る物なり、然れば此等も又由布とは甚く異なり、字の同じきを以て思混ふ可からず」と云はれたる、其木に成る方は右に引ける字彙の木綿にや當る可からむ、）白多閉は萬葉五（九丁）に、之路多倍乃、袖布利可作之、又（三十九丁）志路多倍能、多須吉乎可氣、十四（十八丁）に、思路多倍乃、許呂母能素低乎、十五（三十丁）に、思漏多倍乃、蘇低乎布良左爾、又（三十七丁）之路多倍乃、阿我許呂毛弖乎、十七（十八丁）に、思路多倍乃、妹之衣袖、又（三十七丁）之路多倍能、蘇泥布利可倍之、十八（二十六丁）に之路多倍能、蘇泥蘭毛吉使□二十（十九丁）に之路多倍能、蘇田遠利加敝之、又（三十七丁）之路多倍乃、蘇

泥奈伎奴良之などの例に依りて白を斯呂と訓むべし、又一（十六丁）に、白妙能、衣乾有、二（三十八丁）に、白妙之、天領巾隱、三（五十九丁）に、白妙之、手本矣別、四（十六丁）に、白妙乃、袖解更而、又（三十八丁）白妙乃、袖可別、六（二十二丁）に、白妙之、袖左倍所沾而、十二（十三丁）に、白妙之、我衣袖之、又（三十八丁）白妙之、袖之別者、又（四十一丁）白妙乃、袖之別乎など有る妙は、借字にして正字に非ず、此字に就て義を説くは非なる僻事なり、二（四十丁）に、白栲、天領巾隱、三（五十一丁）に、白栲、衣不干、又七（二十八丁）に、白栲、袖纒上、九（八丁）に、白栲之、我衣手者、十（二十七丁）に、織服、白栲衣、又白栲、帶可乞哉、十三（十五丁）に、白栲乃、吾衣袖乎など有るは、右に引ける豐後風土記に、取㆓栲皮㆒以造㆓木綿㆒と有る此にて、此は正字なる事、下なる栲衾の傳に云ふを見る可し、又三（五十四丁）に、白細之、衣袖不干、又（五十九丁）白細之、袖指可倍氐、四（三十三丁）に、白細之、袖漬左右二、又（四十七丁）白細之、我衣手二、八（五十二丁）に、白細乃、袖指代而、九（三十二丁）に、白細乃、紐緒毛不解、十（四十五丁）に、吾背兒我、白細衣、十一（二十三丁）に、白細乃、衣片敷、又白細乃、袖者間結奴、十二（十三丁）に、白細乃、袖不數而、又（十四丁）白細之、手本寬久、又（二十二丁）白細之、吾衣手爾、又（三十一丁）白細、袖乎笠爾著、又（三十七丁）白細之、吾之下紐、又（三十八丁）白細之、袖之別者と有るなど、細字を書けるは絲の細くて織目の精しき意を見せたる者なり、右に引ける十卷の白栲を、其並びに白布（シロタヘ）と作きたるは、孝德天皇二年御紀を見れば白布（シロタヘ）と麁布（アラタヘ）とを對へられ、此とは異なれども賦役令義解に、謂細爲㆑絹也、麁爲㆑絁也と有る、麁に對へたる細字なるを知るべし、又萬葉十一（六丁）に、白細布袖小

端、又（十五丁）白細布乃、袂漬左右二、又、二十三丁）白細布乃、袖觸而夜、又（三十二丁）白細布乃、吾袖爾、又（四十四丁）白細布之、袖反之者、十二（二丁）に白細布、衣不脱、又（三丁）白細布、我紐緒、又（十二丁）白細布之、袖折反、十三（二十八丁）に、白細布、髣而など細布の字を用ひたるは、此も亦右の細に同じく、布目の精微しきを以て書かれたり、十一（二十七丁）に、東細布の借字に用ひたるを以ても、細布は布目に依りて書ける字なる事、著明くなむ有りける、故に其穀皮を以て織りて、布目の細しく潔白なる義を以て白多閇とは云ふなり、（萬葉一卷二十九丁に、栲乃穗爾、夜之霜落、十三卷二十八丁に、雪穗麻衣著、七卷十七丁に、白栲爾、丹保布信土之など有るを、冠辭考に一栲の甚白きが餘光を穗と云ひ、其白きに依りて多閇に栲字を書きたり」と云はれたるが如く、白き物の譬にも多く云ひて、三卷五十八丁挽歌に、白細爾、舍人装束而、又は 白栲爾、服取著而など、爾の辭を以て受けたるは、白栲の如く裝ふ事にて、爾は如の義なるなり、其は七卷四丁に、白妙乃、電香隱流、十一卷四十三丁に、白細乃、君之手枕、十五卷十一丁に、之路多倍乃、波補左之可倍氐、十七卷四十一丁に、之路多倍爾、遣吉波布里於吉底など、電にも手枕にも羽にも雪にも云へるは、白栲を以て譬と爲したる者にて、右等の爾の字も皆共に同じく如の義なり）白由布と云へる例は、萬葉十三（十一丁）に、白木綿之、吾衣袖裳と有るは、白木綿の字なれども白多門とも訓むべき所なるが如し、六（十丁）に、山高三、白木綿花、落多藝追、瀧之河内者、雖見不飽香聞と有るは、（十一丁）泊瀬女、造木綿花、三吉野、瀧乃水沫、開来受屋と有るが如く、當昔木綿以て造花作りたるを、世に賞びけるから、瀧水の碎け流るゝ形容に取成したるなり、七（七丁）に、泊瀬川、白木綿花爾、堕多藝都、瀬清跡、

九（十七丁）に、山高見、白木綿花爾落多藝都、夏身之河門、十三（六丁）に、淡海之海、白木綿花爾、浪立渡など有り、卷二（三十五丁）には、木綿花乃、榮時爾とも有るを、冠辭考に、「此は木綿以て造れる花を、實に咲榮ゆる花の如く云成したるなり」と有るが如し、右の如く白木綿白和幣など云ふ事は、此物の天然に清く白きが故に云ふにて、麻に青麻と云ひ、又青和幣と云へるが如し、右に引けるが如く、麻をも栲をも此白栲に比らへたるを思ふ可し、（三卷に、奥山乃、賢木之枝爾、白香付、木綿取付而、又十二卷に、白香付、木綿者花物と有るなど、白髪にも譬へて云へるを思ふ可し、）又上に引ける記傳に、栲機栲衾栲綱栲領巾などの栲も、木綿と同物なる由に云はれたる、栲機の事は天孫降臨章栲幡千々姫命の傳二十九に云ふべし、栲機は古事記須勢理毘賣命御歌に、阿夜加岐能、布波夜賀斯多爾、牟斯夫須麻、爾古夜賀斯多爾、多久夫須麻、佐夜具賀斯多爾、阿和由岐能、和加夜流牟泥袁と有り、發語には出雲風土記に、栲衾、志羅紀乃三埼、仲哀天皇八年御紀に、栲衾新羅國、萬葉十五（五丁）にも、多久夫須麻、新羅邊伊麻須、又十四（二十七丁）に、多久夫須麻、之良夜麻可是能など、白と續けたるは、栲皮以て作れる衾なるが故なり、傳二十八に云へり、次に栲綱は、古事記沼河比賣歌に、多久豆怒能、斯路岐多陀牟岐、又須勢理毘賣命の御歌も右に同じく、又萬葉三（五十四丁）に、栲角乃、新羅國從、二十（三十六丁）に、多久頭怒能、之良比氣乃宇倍由と有るも、栲皮以て纏れる綱なる故に、白と云はむ發語に置けるなり、次に栲繩は、古事記に栲繩之、千尋繩打延、又萬葉二（四十丁）に、栲繩之、長命乎、四（十七丁）に、栲繩之、永命乎、五（三十八丁）に栲繩能、千尋爾母何等と有るなど此も栲の綵して綯る素なる故に、長き意の發語とは爲るなり、又栲領巾

は、萬葉三（二十一丁）に、栲領巾乃、懸卷欲寸、九（十二丁）に、細比禮乃、鷺坂山、十一（四十五丁）に、栲領巾乃、白濱浪乃など有りて、二（四十丁）に、白栲、天領巾隱と訓める如く、此も栲を以て領巾を爲れる由にて、右の如く懸とも又懸（サガル）とも白とも云へる發語なるなり、倍右等の栲は、上に引ける豐後風土記に、當取二栲皮一以造二木綿一と有るを、寶基本記に以二穀木一作二白和幣一、名號二木綿一と有るが如く、穀木の異名多久なる者なり、名義抄に、栲字を音考以レ細織二柳枝一爲レ絲と有りて、其訓無きは穀には當らぬ字なるを、然る意に借りて書けるならむ、同抄に楮を加智能紀と訓みて、杼も栲も同音同訓の字なれば、賀茂翁も云はれつるが如く、其等の字を草書より誤れるならむかとも思ゆれども、在らゆる古書中に皆がら然誤る可くも非ざれば、必ず古に據有りけむが、今は知られず成りにたるなり、假令其出所詳ならざるにも有れ、皇大御典に栲を木綿の字と定めて用ひさせ給へる上は、字義の論には及ぶまじく、然心得て戴き訓み奉らむこそは、皇國の人の皇國魂なる者なりけれ、（實には漢のと皇國なると名は同じくして按外に物は異なるも有りければ、字義の合へるのみ信みには成し難き者なり、然れば栲字などゝも、穀木を書す目標として古人も用ひられたるなる可ければ、然のみは深く思泥む可きには非ず、）○青和幣の事に就て、古語拾遺に、令二長白羽神（伊勢國麻績祖、今俗衣服謂二之白羽一此緣也）種レ麻以爲二青和幣一（古語、爾伎氐一）と有る、長白羽神の長は、績麻の丈の長き由を以て稱へたりし者と見ゆ、其は天神本記に、天八坂彥命伊勢神麻績連等祖と見えたるに、和名抄郷名に豐後國速見郡八坂又由布と有るに、其由布郷は上に引ける風土記に、柚富郷、此郷之中栲樹多生二（下略）と有るに、萬葉七（二十三丁）筑紫にての歌其の中に、未通女等之、放髮乎木綿山、十（六十三丁）に、豐國之、木綿

由牟之とも有りて、木綿に名高き地名なる傳二十に註せるが如く、天日鷲命の子を大麻比古命と申す、即ち津咋見命の事なり、其子由布津主命は、亦ノ名阿波和氣毘古命と申して、阿波安房二國の忌部の祖なりければ、其國に移るより以前に、其叔父たる長白羽神などの、已く其地にて穀木を種殖られし名殘にも有べきに、合せて八坂郷の有るは麻の好生茂る肥饒地にて、天八坂彦命は長白羽神の子などなりけむと思ふに、八坂は八尺にて、其も績麻の丈の長きに因れる稱とも聞ゆるを、思合せて云ふなり、萬葉六（十四丁）に、績麻成、長柄之宮爾、十三（八丁）に、績麻成、長門之浦爾など有ると、長白羽神の長と同じかる可し、又其の白羽は、下に衣服謂二之白羽一と有りて、其意は已に説けるが如し、（此地埋と拾遺に、神武天皇御代に仍令二天富命率二日鷲命之孫一、求二肥饒地一遣二阿波國一殖二穀麻種一と有るを合せ考ふるに、天八坂彦命は長白羽神の子なる可く所思えたり。）神名式に常陸國久慈郡天之志良波神社御在し坐すは同神なるが、此鎭坐は古語拾遺神武天皇段に、天富命更求二沃壤一分二阿波齋部一率二往東土一播二殖麻穀一、好麻所レ生、故謂二之總國一と見えたる、此時常陸までも殖え及ぼして、其天上にて初めて麻を種ゑ、麻績の事に功を立て給へりし御靈を祀祭れるにこそと思はるゝ也、其は主計寮式に常陸國倭文三十一端白絲輪二曝布一と有る、倭文は靜神社より奉る可く、曝布と有るは白布にて謂ゆる白羽なりければ、此社より貢ぎたりし者なる可し、神階は清和天皇實錄に、貞觀八年五月廿七日庚午、授二常陸國正六位上白羽神從五位下一、同十六年十二月廿九日癸未、授二常陸國從五位下天之白羽神從五位上一など有り、式に同郡長幡部神社靜神社（名神大）御在し坐して同じ功の神等なるも由有る事なり、思合す可し、常陸國二十八社鎭座記と云ふに、在二太田郷白羽村一、祭神天之白羽神、一名長白羽命、金鵄命之裔也と所見た

り、（又此白羽村に就て遠江國榛原郡相良鄕に白羽村と云ふ有り、萬葉二十卷に等倍多保美志留波乃伊宗等と詠める所にて、總國風土記に白羽浦東境ニ相良ー西限ニ駒形之神ーと有る是なり、此所に白羽大明神と申す御社御在し坐して、此神に奉る料の絹を織る地を御衣村と云ふ、式の服織田神社是なりと土人云へり、但風土記に服織田神社景行天皇七年所レ祭、猿田彥命與ニ天鈿女命ー也と所見たれば、長白羽神には御在し坐さずげなりと雖も、天鈿女命は栲幡千々姬命に坐せば、其より混ひて其祭神を誤れるも知るべからず、傳二十卷にも云へる事有り、考合す可し）伊勢國麻續祖は、崇神天皇七年御紀に伊勢國麻續君と有るは麻續君祖某ならむを其名を漏されたるなり、神祇令孟夏神衣祭義解に、麻續連等績レ麻以織ニ敷和衣ー、以供ニ神明ーと見え、太神宮式に荒妙衣者麻續氏織造と有るが如くなるを、其神衣祭は皇太神宮伊勢に鎭坐に就て出來れる神事にし有りければ、麻續氏の未だ大和の京に在りし程なりければ、其祖たりける事灼然き者なり、神衣祭の御事は祝詞講義に已に云へり、神名式に伊勢國多氣郡麻續神社和名抄郷名麻續（乎宇美）と有る是なり、倭姬命世記に號ニ麻續郷ー者、麻續氏等別居ニ此村ー、因以爲レ名也と見えたるが如し、倩又姓氏錄（右京神別上天神）に、神麻續連天物知命之後也と有るは、其長白羽神の裔を、一は神宮に在りて神衣を供奉らしめ、一は京に遣して朝廷の神衣に供奉らしめ給へる者にして、天神本紀に天乳速日命廣湍神麻續連等祖と有れば、其本貫は大和國廣瀨郡なりしと見ゆ、上に云へるが如く長白羽神天物知命は父子の間にて天乳速日命と天八坂彥命とは其天物知命の子にて伊勢と京とに別れたる其祖なるなり、文武天皇御紀に二年九月戊午朔以ニ無位麻續連豐足ー爲ニ氏上ー、無冠大贄爲レ助、進廣肆服部連佐射爲ニ氏上ー、無冠功子爲レ助と有て麻續服部相竝びたり、此に氏上又助を定めさせ給へ

るを以て其地の名在りけむ事を曉る可し、稱徳天皇御紀に、神護景雲二年二月辛酉左京人正六位上神麻績連足麻呂子老、右京人神麻績連廣目等二十六人並賜二姓宿禰一と有るなるに、同三年十一月庚辰左京人神麻績宿禰足麻呂右京人神麻績宿禰廣目等二十六人復二舊神麻績連一と見えたれば、僅に二年許の間宿禰の姓にて有りしなりけり、（又三代實錄に伊勢國多氣郡百姓麻績部總麻呂從二本姓中臣麻績公一、自敍云、豐城入彦命之後也と有る此は別なり、其神麻績連に屬たる麻績部と聞ゆ、即ち神名式に伊勢國多氣郡伸神社有る是なり）○白和幣の事は、右に引けりし古語拾遺に、令三天日鷲神造二木綿一、以二津咋見神一殖二穀木種一殖之、以作二白和幣一（是木綿也、以上二物一夜蕃茂也）と見えたる、木綿の事は已に上白和幣の傳に云へり、其以二津咋見神一の以字は通證に率氏と訓みたり、天日鷲神の率ゐて種殖しめ給へる義なる所なれば、實に然有るべし、故此津咋見神と長白羽神とは御兄弟などに御在し坐して、共に天日鷲神に御在すらむを、長白羽神は專とは麻績の方に功の神在し坐して、神麻績連の遠祖なる事右に云へるが如し、若て此津咋見神は木綿を種殖給ふ方に功坐す事、此に所見たるにて著明けむが、其神武天皇段に、令三天富命率二日鷲命之孫一、求二肥饒地一遣二阿波國一殖二穀麻種一、其裔今在二彼國一、當二大嘗之年一、貢二木綿麻布及種々物一と見えたる、次に天富命更求二沃壤一、分二阿波齋部一率二往東土一播二殖麻穀一と有れば、其頃阿波齋部と云ふ許に蕃息れるは、必ず長白羽神津咋見神二神の裔を合せたる如く聞ゆる也、其中より後に長白羽神の一統は別れて即ち麻績氏と成り、津咋見神の子孫は阿波齋部として彼國に留まりしなる可し、然るは大嘗祭儀の麁服の事を阿波國司に下さるゝ太政官符に、麻殖郡忌部御服布一丈一尺木綿三斤と有るを、右の拾遺の文に比校るに此忌御麁布は麻布なる事、次なる荒妙條に云へる如くにては有れども、麁續

氏よりは奉らず、彼國の齋部氏より貢ぎ奉れるを以ても然らやと所思しければなり、（津咋見神に木綿の事に然る御功坐す神に御在し坐すなるに、其子孫の事を註されざるは其阿波齋部の祖なるが故なる可くこそ）若て津咋見神と申す名義は、上にも云へる如く穀木を種殖し給へる意の神名と通えたるが、右にも云へる木綿と麻とは其殖うる地も同じ程の地に蒔種る物なるが上に、長白羽神は麻績の事に功有る神に坐せば、此二柱共に津咋見神の種殖し給へるにて有るべく所思ゆるなり、以上二物一夜蕃茂也と有るも、一神の所爲に成れる註の如く聞ゆるなどを合せて思ふに、必ず其種殖たりし物共の一夜に蕃茂れる義を以て稱たりし者なりけり、其は傳三角櫟尊活櫟尊の御名の下に云ける物の萠めて生初むるを角其牟と云ひて、實に其芽の生立の貌角の如くして立伸る言なれば、其角櫟と津咋とは同義の言なるにて知られたり、又角を唯に津と云ふ例は、仁德天皇三十年御紀大御歌に、菟怒瑳波赴と有るに、冠辭考に蔓延の義に解かれたるが如きを、其菟怒瑳は角草の義、蕃は和名抄に絡石一名領石、和名豆太、此草蔓石木而生、故以名之とも有りて、角網の名にて又絡の義をも包ねたり、其外にも椿は角葉木なり、黄楊は角木なり、茅針は角花なり、江浦草は角藻なり、三菅茅は角芽なり、萱は角合なり、又綱は角長と聞え、爪は角芽と云ふ義なる説も有りぬ可かなる、右等の語は何れも角の意なるを以て此の名義を曉る可し、又咋は芽む意、見は細の意なる事、例の如くなむ有りける、然れは津咋見神と申すは麻と穀とを種殖して一夜の間に生出て蕃茂り榮えしめて青和幣白和幣と仕奉る可き物を初めて此時に言給へる功に因れる御名になむ○又古語拾遺に今天羽槌雄神ハ倭文遠祖也」と有て文布と見えたる、此神の御事又倭文連の事は傳二十八天孫降臨章倭文神建葉槌命の傳に云ふべし、猶此頃に文布には、古史傳四十八段下文天羽槌

須神の神衣を織り給へる所に、所謂和衣是也と記せるに對へて、此の文布の下にも所謂荒衣是也と有るべき所なり、太神宮に奉る荒衣卽ち文布なり、其は伯家部類に記されたる大嘗會降神御祝文に、靑筋乃文布乃荒妙乃神服、白絹齋布乃和衣乃神衣と見えて下に靑筋文布云々、太神宮荒妙同レ之と有る以て著し」(取意)と有るが如く此卽荒衣なり、若て古語拾遺神武天皇段に天日鷲命之孫造二木綿及麻并織布一(古語阿良多倍)と所見たる、木綿と麻とは上に謂ゆる白和幣靑和幣に當りて絲ながらなるにて、此織布は卽布に織りたる意なれば右の文布に當る可し、又其次に其裔今在二彼國一當二大嘗之年一貢二木綿麻布及種々物一と有る麻布を、古本に阿良多倍と訓めるを以ても、倭文の麻布なる事は知らるめり、又太神宮式に和妙衣者服部氏荒妙衣者麻績氏云々織造と有るも麻布にて、謂ゆる倭文なる事右に云へるが如し、萬葉二(二十五丁)に、荒妙乃、衣之神者、五(三十八丁)に、麁妙能、布衣遠佗爾と有るなどは、打任せたる方の麻衣を云ふなり、又一(二十二丁)に、荒妙乃、藤原我宇倍爾、又(二十三丁)麁妙乃、藤井我原爾、三(十五丁)に荒栲、藤江之浦爾、十五(八丁)には、之路多倍能、藤江能宇良爾と有るを、一に安良多倍乃と有るなどは、古今集に謂ゆる藤衣にて、藤皮を剝き絲と成し織れる是なり、偖荒は和に對へる言にて、此は神衣の和衣に竝對へたるなり、又同じ布の中にて織目の細しきと、麁きとを分けて荒衣和衣なども云ひ、又右に云へるが如く、絹と雖も細麁の別有る事にて賦役令義解に細爲レ絹也、麁爲レ絁也と有る絹は、熟絹の和らかなるにて好なり、絁は和名抄に阿之岐沼と有りて、麁く惡しき義なるなり、(孝徳天皇二年御紀に、細馬を與伎宇麻と有れば、細は善き意に用ひる字なる事、右の絁は麁なる故に、惡しき義なるに合せて思ふ可し、但此の細麁は其品の定に善惡と云ふに非ず、善惡の本義善は常來な

り、悪は彼去たり、和らかなるを麁々しきとに就て借に與志又阿志とは云へるなり。）文布は釋紀に先師申云、古語拾遺文布云々、號₌綾布之類₋歟、延久請祭興行之時、大藏省年預申狀有₌青筋文₋之布云々と所見たれば、已に其頃世には絶えたりしなる可し、駿河風土記に、阿部郡思津機山（或志豆機山、或賤波多山）又號₌青葉岡₋、有₌山上憶良短歌₋、薦河路乃、青葉岡爾、身波須禮止云々と有る、思津機山は倭文機山にて、青葉岡は青斑岡と聞ゆるも、右の青筋文に近かる可きにや、主計寮式に駿河國倭文三十一端と有るを證と爲べし、冠辭考にも右の釋紀を引て、其筋とは後世に島織てふ物の狀なる可し、萬葉十四（四丁）遠江國歌に、伎倍比等乃、萬太良布須麻と詠み、漢籍魏志に、₌此國より斑布を貢りける事有り、此等即ち古の倭文かと云はれたり、又舊唐書日本傳にも以₌文布₋爲₌衣と云へり、偖其有₌青筋文₋と云ふは、何れの色を本として青筋の文は有りけるにか、今考ふ可からずと雖も、此にては稍に麻穀の二物共に一夜にて繁茂れるを被₌用る事にし有りければ、何を以て青く綵りて文を成す暇有らむ、故に思ふに上文に令₌天日鷲神造₌木綿₋と有るは、謂ゆる白栲にして、其穀木の皮を以て製る由有に云へる如くなれば、右の白木綿を本として青麻を織交へたるが、文有りて當時奇々しかりければ、甚愛たき物に爲つるなりけり、又其文と云ふは青白を斑に物爲たるにて、謂ゆる今世の島織の如くにして、縦に筋の體と通りて有りけるから、出雲神賀詞などにも倭文₌大御心も多親₋と有るも、其鮮明なる事に稱へつる者になむ有りける。（右の有₌青筋文₋と云へるにては、白は主にして青は客の如くなるを知るべし、偖通證に引ける度會延佳說に、正中黨之大神宮御儲役記曰、倭文御衣一領、件倭文永長有₌沙汰₋。自₌公家₋被₌御₌布數₋、自₌神宮₋申₌布者裝束不₋見、因₌是以₌羅被₌調進₋、香色也と有る、御裝は太

神宮式度會宮裝束、倭文裳一腰と見えたる類なる故に、朝廷よりの布かと御問はせ給へるや、神宮にても、はた此裳を亡ひけるから、見えざる由を申しゝかば、綾を以て奉らせ給へるなり、倭文布と云ふは具はしからざる云々なれば、生絁の色の相似たる者なれば、若其倭文の青布と云ふは、其に似たる心にて用ゐつる事なるにこそ、故其倭文は太神宮式に倭文裳見え、又式四時祭式に祭神服織、調與條絁之緋波志、參頭布稲、又萬葉三(四十八丁)に、古昔、有家武人之、倭文幡乃、帶解替而と有るは、倭文を以て帯と作りつるなり、又十一(二十五丁)に、古衣之、倭文幡手、結垂、執云人也、君者不念と有るを、今に一書歟、古之、倭織之帶乎云々と見えたる、右の歌共を引きて、某物に右の倭織共に借字にて機なり、此倭織は即ち倭文の狭く織りたるにて帯に用ひし物と見ゆ、今眞田と云ひて帯に織る事あるも此之類なり、十三(十八丁)に、倭文幣乎、手取持而、竹玉呼、之自二貫垂、十七(四十六丁)に、阿波夜夫流、神社爾、倭流鏡、之爾懸而、木綿手次、肩爾取掛、倭文幣乎、手爾取持而、又出雲國造神賀詞に、倭文幡大御心毛と有るを、四時祭式同度の祈文に、倭文二端(長各一丈四尺、廣二尺二寸)と有り、又延喜令に布の廣二尺四寸と有れば大凡似たり、此等は衣と云れば幅も廣し、且上代の衣は袋に縫に製るなりけり、皆是も上代よりの織物なる故に、萬葉にすら古昔の倭文機と詠めり、且皇國の古に文有る布は倭文のみなる故に、強ち文布とも云ひつらむと云はれたり、借字に用ひける倭名鈔に、青緑文布と有りて、下には神宮式四時祭之と見えたるに、太神宮式を見れば、神衣祭條に荒妙衣八十疋(四十疋廣一尺六寸、四十疋廣一尺、並長四丈)と有るを見たれば、其文織共に明に同りて一様ならざりしなゝめり、又雄略天皇四年國紀大作に、拖縷々相施、阿那々呂陀々佰、其那阿那其、阿那其那

陀々伺と有るは、胡床に玉をも倭文をも古に纏たりしなり、又此に就て通證に、萬葉四（四十三丁）に、倭文手纏、
數ニ毛不有、身持、五（二十九丁）に、倭文手纏、數母不在、身ニ波在等、九（三十九丁）に、倭文手纏、賤吾之故
と有る歌共を引て、此言以ニ文布ー爲ニ手纏ー也、臂帶也と云へるは然る言にて、手纏は傳八、十三に云へるが如く、
貴人の料は玉ならめども、賤人のは倭文をしも手に纏持て、臂帶には爲つるなりけり、然るは次に引ける常陸風土記
に、雖ニ自爰ー不ﾚ得ニ裁斷ーと云ふは、絶の事なれども、猶其よりは倭文は强き物にし有りければ、然る料具には用ひたり
けむを、其は多く庶人の物爲る事なりしかば、自然に諺と成りて、人數ならぬ程の賤しき者に云ふ諺語とは成りぬな
めり、（但通證に、賤民曰ニ志都ー、蓋此義也と云へるは、俗意なり、賤民を志豆と云ふは、下等の義にて、貴人を阿氐
人と云ふは、上立人なる對なり、思混ふる事勿れ、又古今集に、古の倭文の麻環賤しきも住きも盛は有りし者なり
伊勢物語に、古の倭文の麻環繰返し昔を今に成す由もがな、新古今集に、數ならば斯らましやは世中に最哀しきに倭
文の麻環」など有るは、右に云ふ度具の臂纏とは同じからず、此等の麻環は、雅言考に、「一云倭文布を織らむ料の
紡績は、內を虛に外を圓に卷きたる物故に苧環とは云ふなり、是を閇蘇とも云ふ、古事記水垣宮段に以ニ閇蘇紡麻ー貫
針、刺ニ其衣襴ー云々、和名抄に卷子、和名閇蘇、圓其所ニ績麻圓卷ー名也と有るを合せ見よ、閇蘇は[illegible]、
人の績も此卷子に似たれば然云ならむ」と云はれたるにて聞ゆ、」俗天孫降臨章に、倭文神建葉槌命と有る下に、倭文
神此云ニ斯圖梨俄未ーと見え、天武天皇十三年御紀十一月に、倭文連見えたる下に、倭文此云ニ之頭於利ーと有れば、古は
梨は之頭於利にて、拾遺に賤ニ文布ーと有る是なり、常陸風土記に、久慈郡西里靜織里、上古之時未ﾚ識ﾚ織ニ倭文ー

矣、在二知人一、于レ時云許何續、因名レ之と見えたるに、和名抄郷名に久慈郡倭文と有り、主計寮式に常陸國倭文三十一端、白縣綵二端一と有り、又新猿樂記に常陸綾布など見えたるを、神名式に當郡靜神社（名神大）御在し坐せり、釋に倭文神を或問云、此神在二何處一哉、答師申云、坐二常陸國一、依レ之諸祭幣物内倭文者常陸之所レ済也と有る是なり、光孝天皇實錄に仁和元年五月廿二日丙午常陸國從五位下靜神社授二從五位上一と有り、常陸誌に今屬二那賀郡一、傳云手力雄命と見え、又二十八社調原記にも、今屬二那賀郡一、在二靜村一、舊名靜織里、在二久慈郡以西一云々、今呼爲二靜者遏二織字一耳、同山上祀二手力雄命一也云々、高房明神在二社内一、所レ祭建葉槌命と見えたれば、靜神社は手力雄命にして建葉槌命は其攝社に祀はれ給ふなりけり、又同書に鹿島神條に、攝社有二高房神社一、在二本宮前一是謂二倭文社一、又謂二之香香神一、祭二香香背男命一、又名二天羽槌雄命一と有り、其高房社と云ふは、出雲風土記に大原郡高麻山云々、青幡佐草日子命、是山上在二其御祠一、故云二高麻山一と有るに同じ意味なる可し、拾遺に古語、麻、謂二之總一也と有るをも思合す可き者なり、（萬葉二十卷二十八丁、常陸國防人の中に倭文部可良麻呂と云ふ人那賀郡の末に出でたれば、古にも右の靜織里は久慈那賀兩郡に亘る地なりしにこそ、猶此天羽槌雄神の傳はしも言擧す可き事なむ多在るを、悉く天孫降臨章に譲て云ひて、此は文布の事のみ委しく云ふ所なるなり。）又常陸風土記久慈郡に郡東七里太田鄕長幡部之社、古老曰、珠賣美萬命自レ天降時、爲レ織二御服一從而降之神名綺日女命、本自二筑紫國日向二神之峰一至二三野國引津根之丘一、後及二美麻貴天皇之世一、長幡部遠祖多弖命避レ自二三野一遷二于久慈一、造二立機殿一、初織レ之、其所レ織之服自成二衣裳一、更無二裁縫一、謂二之内幡一、或曰當二絁レ織時一、輒爲二人見一、閉二屋扉一、闇レ内而織、因名二烏織一、強兵利劍不レ得二裁斷一、今毎年別爲二

神調而獻納之と見えたる、綺日女命は、和名抄に綺俗云於利毛能、又一訓加無波太、似錦而薄者也と有れば、綺は神服（カムハタ）の義なる可し、日女を一に日安に作れるは桉安（ヤス）にて善く織り給へる由なり、垂仁天皇御紀に綺戸邊と云ふ人名見え、又仁徳天皇御女に、幡梭皇女と申す御在し坐すも同じ意の御名なるをや、有の趣にては天孫に供奉りて天降坐しゝ後に直に其筑紫より美濃に至られし者と見えたり、多底命と云ふは、次に造立機殿と有るに依れる名と聞ゆ、織絁は、和名抄に絁和名、阿之岐沼、絁似布也と見え、賦役令義解に、細爲絹也、麁爲絁也と所見たれば、絁の中にても甚粗き物なり、白成衣裳、更無裁縫と云ふは、當昔然る巧なる機關を爲り出したるなりけり、謂之内幡とは、神祇令神衣祭義解に、麻績連等績麻、以織敷和衣、以供神明と有るを、釋に敷和者宇都波多也と所見たるは麻の事なるを此なるは主計寮式にも常陸國絁七疋（長六丈廣一尺九寸）と見えて、物は異なれども共に敷和（ウツハタ）に爲る物なる故に然も云ふにや、倩此は内幡は上件に、白成衣裳、更無裁縫と有るを受けたるなれば、長幡部之社と云ふにも合ひて、本より全織の義なる事論無しと雖も、冠辭考にも云はれたるが如く、發語の打麻（ウツソ）乎は麗麻乎なり、内木綿之は麗木綿之なり、又萬葉十六（八丁）に見えたる打椅者、麗椅者は共に美しく麗はしき義なれば、織目の繁く細しく和やかなる謂にて、美織（ウツハタ）とは云ふなりけり、古史徴に此綺日女命を天羽槌雄神の亦名と定められたのは、其系記を知らずして、妄に推當てたる者なり、神名式に常陸國久慈郡長幡部神社と有る是なり、二十八社考證記に、在太田郷東幡村、（當因長幡村）、祭神多氏命、是長幡部始祖と有れば、天之志良波神社とは同體なるにて、間遠からぬ御在し坐すなりけり、（三野國引津根之丘は、本國神名帳に不破郡從五位上引常明神と有る是なり、其地は今考ふ可か

らずと雖も、古事記伊邪河宮段日子坐王の御子の中に、次神大根王者三野國之本巣國造長幡部連等之祖と有るに據りて考ふるに、此神大根王命ぞ美濃國に任されて坐へる後など、其長幡部の首の王と成り給へるなり、多兵命と其兄富持命とは美濃と常陸の長幡部にて、其長幡部連の祖なる事傳二十九巻に云へるが如し、若て類史節略に、弘仁八年閏四月戊子常陸國人長幡部福良女授二少初位上一云々と有るには、連とも造とも非されば唯其部にて氏の末にこそ。)〇又古語拾遺の上に引ける、織二文布一の文に次ぎて、令三天羽槌雄神織二文布一、所謂和衣(古語、爾伎多倍)と有り、此より以前素戔嗚尊の御荒びの所に、又見下天照太神方織二神衣一、居中齋服殿上、則剝二天斑駒一穿二殿甍一而投納と見えたる、其は第二一書に、是後稚日女尊坐二于齋服殿一、而織二神之御服一也と有るが如く、其時のも稚日女尊の織り給へるにて、古事記には天衣織女と有る是なる事、已に上に委しく註せるが如し、若て此に天羽槌雄神と有るも、神宮雜例集に載る神服部公等が解状に、掛畏天照坐皇太神御二坐天原一之時、以二神服部等遠祖天御桙命一爲レ司、以二八千々姫一爲二織女一奉レ織と有る天御桙命にて、異名同神にて上に云ふる若くは御桙命にて人も御在し坐しける、(天御桙命は、姓氏錄大和國神別天神に、服部連天御中主命十一世孫天御桙命之後也と見えたり、但服部連には熯之速日命の後なるも見ゆ、傳八巻、十六巻考合す可し、)天羽槌雄神の御讃の義は傳二十九に註す可し、天孫降臨章第一一書下照姫の歌に、阿妹奈屢夜、乙登多奈婆多と有るは、在二天上一也弟織女にて、此神に係へ三次神の事を詠めるなり、傳十三、十五にも註せる如く、顯國にては宗像神は、然る御功御在し坐しける故に、織女神とも機神とも申奉れるなどを、此に因れり、又和名抄景宿類に、牽牛に對へて織女を和名太奈八太豆女と有るなどを、此神の名を附會て、然る星の名とは

爲つるなり、其容言を詠める七夕歌は、萬葉十（二十八丁）に、棚機之、五百機立而、織布之、秋去衣、又（三十丁）棚幡乃、雲衣能、又（三十一丁）織女之、今夜相奈婆、又織女之、伊渡左牟爾、八（三十七丁）に織女之、袖續三更之、十七（八丁）に多奈波多之、船乗須良之など見え、又八（三十二丁）に牽牛者、織女等、十（二十七丁）に爲我登、織女之、其屋戸爾、織白布、織弖兼鴨、又孫星與、織女、今夕相嘗、又（二十八丁）牽牛與、織女、今夜相、又織女之、天津領巾など有るは、右に引ける和名抄の如く訓みて、即棚機女の意なり、其外にも織女とは云はずして、七夕歌に猶十（二十七丁）に、君不相、久時織服、白栲衣、又（三十丁）機、蹋木持往而、天河、打橋度、又古、織義之八多乎、此暮、衣縫而、君待吾乎、又足玉母、手珠毛由良爾、織旗乎、公之御衣爾、縫將堪可聞など、機を織る事以て詠めるも、皆此天棚機姫神の神衣を織り給へる故事を取りて、容言を作れる者なから、又此神の事實をも徴す可き事も有るなるは、古に其傳の委しく傳はりけむ程の事なればなり、此外にも、天照大神と素戔嗚尊の御誓爲させ御在し坐しゝ天安河の事を、天漢に取成したるなど、七夕の歌には多く神代の故事を用ひたる者ありければ、其容言こそは悪む可かりけれ、（詩には取べき事多かり、）神衣の事は上に云へり、和衣は、上にも云へる如く絹服を云ふなり、神祇令神衣祭義解に此神服部等、齋戒潔淸、以參河神調赤引神調絲、織作神衣、と有るを、大神宮式に[illegible]衣者服部氏、[illegible]造と見え、神衣祭詞に服部[illegible]績乃人等乃常毛奉仕留和妙荒妙乃織乃御衣云々と有り、又大[illegible]に毛月上旬、神服官等神服社神主一人爲神服使、中官[illegible]歸鈴一口遣參河國、[illegible]其二人、織女六人、工手二人也、と有りて、下には其[illegible]れる服と有りて、[illegible]服に[illegible]はせたり、又四時祭式六月[illegible]

和世御服を、其下には荒服和服と云へり、有等は何れも麁布の荒衣なるに對して、精なるを和衣とは云ふなり、如此く布とも緒とも其物を云はずして、其狀に依りて名と爲る事、實に雅びたりける古書の常になむ有りける、(萬葉には上に云へるが如く、荒妙の事は六有れども和妙の事は三卷五十一丁に一手者和細布奉と有るを除きては、其外に一だに見えず、唯九卷三十一丁に、和靈乃服寒等爾と云ふ事有れども、和靈は爾岐多闇とは訓むべからず、若其ならむには字に誤有るにこそ、)○相與は、右に中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘㆓天香山之五百箇眞坂樹㆒、而云々と有るより承けたるなり、其委しき事の狀は第三ノ一書に於是天兒屋命掘㆓天香山之眞坂木㆒、而(中略)乃使㆓忌部首遠祖太玉命執取㆒、而廣厚稱辭祈啓矣と見え、古事記にも召㆓天兒屋命、布刀玉命㆒而内㆓拔天香山之眞男鹿之肩㆒拔而、令㆓占合麻迦那波㆒、而、天香山之五百津眞賢木矣根許士爾許士而、(中略)此種々物者、布刀玉命布刀御幣登取持而、天兒屋命布刀詔戸言禱白而、(下略)と見えたる是なり、此時八百萬神等皆共に此場に會合ひ給ふと雖も、諸部神の中には幣帛を作る神等も御在し坐し、又手力雄神天鈿女命の如きは各其仕奉る可き事共の御在し坐しければ、其御祝禱の御事に就ては、天兒屋命太玉命二柱相並ばして仕奉り給へるなり、然るに第三ノ一書の趣にては、其太幣帛をしも天兒屋命の太玉命をして執持しめ給へる如く云へるは、中臣氏をして忌部氏の上に置かむと爲たる用意の程見えて、甚味氣無し、本よりして天兒屋命は太古の卜事を掌りて、此にては廣厚く稱辭して祈啓給ふ可き職の神なり、太玉命は諸部神を率て幣帛を造らしめ、此にては太御幣と取持して捧げ奉り給ふ可き神に御在し坐して、各其掌らせ給ふ事なむ別々に渡らせ給へれば、其にては叶はず、又古語拾遺には令㆓太玉命捧持稱讃㆒、亦令㆓天兒屋命相副祈禱㆒

と見えたるは、太玉命を主として天兒屋命をしも其副と成したるなれば、愈合はずと雖も、中臣氏の傳ふるには、然る強たる事も有るが故に、甚く發憤りて斯る私事に及ばれし者とも見ゆれば、此正書の正しきは云ふも更なり、古事記に布刀玉命布刀御幣登取持而、天兒屋命布刀詔戸言禱白と有るなむ、茂梓の本末傾けざる傳にて、中にも正しき說なりける、（中臣忌部の相爭ひける事は續紀にも有るを、殊に甚しきは、日本後紀に大同元年八月庚午、先レ是中臣忌部兩氏各有ニ相訴一、中臣氏云、忌部者、本ニ幣帛一不レ申ニ祝詞一、然則不レ可下以ニ忌部氏一爲中幣帛使上、忌部氏云、奉幣祈禱是忌部之職也、然則以ニ忌部氏一爲ニ幣帛使一、以ニ中臣氏一可レ預ニ祓使一、彼此相論、各有レ所レ據、是日勅命、據ニ日本書紀一天照太神閉ニ天磐戸一之時、中臣連遠祖天兒屋命忌部遠祖太玉命云々、相與致ニ祈禱一者、然則至ニ祈禱事一中臣忌部可ニ相預一、又神祇令云、其祈年月次祭者、中臣宣ニ祝詞一、忌部班ニ幣帛一、踐祚之日中臣奏ニ天神壽詞一、忌部上ニ神璽鏡劍一、六月十二月晦日大祓者中臣上ニ御祓麻一、東西文部上ニ祓刀一、讀ニ祓詞一訖、中臣宣ニ祓詞一、常祀之外須下向ニ諸社一供中幣帛上者、皆取ニ五位以上卜食者一充レ之、宜下常祀之外奉幣之使、取ニ用兩氏一、必當中相半上、自餘之事專依ニ令條一也と見えたる是なり、如此く兩氏の家說區々なるが上に、多くは中臣氏權に乘じて恣に振舞ひけむから、同じ三月に古語拾遺を錄して奉られしも、已に此事を得ざる時勢なるを以てなり）此に中臣神忌部神相與に其祈禱の御事に主と有りて預り給へるが例と成りて、後世に至るまで中臣氏齋部氏の仕奉る職掌とは成れり、故天孫降臨章第二一書に、高皇產靈尊因勅曰、吾則起ニ樹天津神籬及天津磐境一、當下爲ニ吾孫一奉中齋矣、汝天兒屋命太玉命宜下持ニ天津神籬一降ニ於葦原中國一、亦爲ニ吾孫一奉中齋焉と有るは、祈年月次新嘗祭等祝詞に、高天原爾神留坐皇睦神漏伎命神漏彌

合以天社國社稱辭竟奉と有る事の據なり、猶又右の文の先に、乃使天太玉命、以弱肩被太手繦、而代御手、以祭此神者、始起於此矣、且天兒屋命主神事之宗源者也、故俾以太占之卜事而奉仕焉と有るは、此等同殿の時の吉例に依りて、此二神相與に俗神の祭祀に奉仕らるゝ其始なり、儀式（二月四日祈年祭儀、六月十二月十一日、月次祭儀亦同）に中臣就座讀祝詞、每一段了、祝部稱唯、（中略）忌部二人率神部二人、進其案前、頒幣帛（下略）と有るは、已に令條に、其祈年月次祭者百官集神祇官、中臣宣祝詞、忌部班幣帛と有る事にて、祝詞式の始に、凡祭祀祝詞者御殿御門等祭、齋部氏祝詞、以外諸祭中臣氏祝詞と見え、又其祈年月次祭等詞に見て、辭別忌部弱肩爾太多須支取挂弖、持由麻波利仕奉禮留幣帛乎、云々と有る是なり、又太神宮豐受宮神嘗祭詞に、中臣某官某位某姓名乎爲使弖、忌部弱肩爾太襁取挂弖、持齋麻波利令捧持弖進給布御命乎、申給久止申と有る如く、太神宮式に、其幣帛使には中臣忌部を差るゝ御定なるが、其月次祭詞に、大中臣太玉串爾隱侍弖、今年六月十七日乃朝日乃豐榮登爾稱申事乎、又神嘗祭詞に、大中臣太玉串爾隱侍弖、今年九月十七日朝日豐榮登爾、天津祝詞乃太祝詞事乎稱申事乎など有りて、中臣氏は其祝詞を主れゝば、專ら幣帛使と云ふべきは忌部氏になむ有りける、（是即ち此天石窟の事に本着きて、彼御天降の時に皇祖天神の宣中臣神忌部神に依し別けさせ給へる隨なるが、其裔孫なる中臣氏忌部氏の共職に仕奉れる狀なり、然るを拾遺に、常自神代中臣齋部供奉神事、無有差降、中間以來權移一氏、と有る如く、中臣は稍に昌えて、忌部は日々に衰へたりしが故に、神世の故事に違ひたる事なも多く出來にたるを、皇祖天神の御心に、如何思ほすらむ、又天照太神本與帝同殿、故供奉之儀君神一體、始自天上、中臣齋部二氏相副奉禱日神、猿女之祖亦俾神怒、

然則三氏之職不レ可二相離一云々と有るが如く、無くては得有るまじき御事にこそ。）借有に引ける古語拾遺に、令二太玉命捧持稱讃一、亦令二天兒屋命相副祈禱一と有るは、思兼神の謀り給へる所なるを、下に備備既畢、具如レ所レ謀、爾乃太玉命以二廣厚稱詞一啓曰、吾之所レ捧寶鏡明麗恰如二汝命一、乞開レ戸而御覽焉、仍太玉命天兒屋命共致二其祈禱一焉と有るは、相具に祈禱給ふ所なり、故相照らし見るに、上に太玉命捧持稱讃と有る捧持は、件の五百箇眞坂樹の太幣帛なる事申すも更なり、次に稱讃は下に廣厚稱詞と有る其事にて、太玉命の稱辭は其太幣帛に捧げ奉れる物の中にも、専ら其日像之鏡に就て稱奉り給へるにて、天兒屋命の太祝詞とは本より別なりしなる可し、但二十卷合す可し、其神武天皇段に爾乃立二顯齋一於鳥見山中一、天富命陳レ幣祝詞禋二祀皇天一（中略）是以中臣齋部倶掌二祠祀之職一と有る祝詞も、其幣帛の事に就て祝詞を申されし事と聞ゆれば、總ての中臣の其祈の事に就て、太祝詞を稱申せるとは各同じからざるなり、然れば太玉命は其幣帛を捧げて其詞を述べ給ひ、天兒屋命は其太玉命の執持たせる太幣帛に副て、爾かる太祝詞事を廣く厚く稱辭竟奉り給へるになむ御在し坐々ける、故其天太玉命の稱讃の御詞は、右に吾之所レ捧寶鏡明麗、恰如二汝命一、乞開レ戸而御覽焉と所見たるのみなるを、天兒屋命のは、第三一書に於是天兒屋命云々、廣厚稱辭祈啓矣、于時日神聞之曰、頃者人雖二多請一、未レ有二若レ此言之麗美一者也、乃細二開磐戸一而窺レ之と有りて、其事には委く聞在し坐せるなれども、其太幣帛を取捧げたる傍に在りて稱申さる可ければ、天兒屋命は太幣帛に相副ひ給へる事に見るべき文なる可し、（其は此には、右の如く亦令二天兒屋命相副祈禱一と見え、て仍太玉命天兒屋命、共致二其祈禱一焉と有る事なれども、次には則天兒屋命太玉命、以二日御綱一廻二懸其殿一と見え、其より以下には何時も然有るを以て考ふ

るに、天兒屋命の相副ふは太玉命にならず、太幣帛に相副ひ給へるにこそ、然れば記傳八卷四十七丁に、右の拾遺の文を引て、「抑中臣と忌部とは此段に所見たる如く相並べる氏なるに、中古より中臣は此上無く榮え、忌部は甚く衰へたる事を憂へたるが彼書の主意なる故に、良も爲れば中臣神を貶して忌部神を襃たるが、實に過ぎたる事多きぞかし」と云はれたれども、强に然のみにも非ざる可からむにや、）〇致二其祈禱一焉は、上に于時八十萬神會二合於天安河邊一、計二其可レ禱之方一と有るに應へたる所なり、右に引ける拾遺に、高皇產靈神會二八十萬神於天八湍河原一、議二奉レ謝之方一と有りて、次に其太幣帛の儲を云ひて、令二太玉命捧持稱讚一、亦令二天兒屋命相副祈禱一と云ひ、此所に至りて仍太玉命天兒屋命共致二其祈禱一焉と見えたるも此に同じ、其伊能流の言義は上に云へり、倍履仲天皇五年御紀に所見たる禱而不レ祠の語に因りて此を考ふるに、禱と祠と異にて同じからず、禱は此に所見たる第三一書に、天兒屋命則以二神祝一祝レ之、又第三一書に於是天兒屋命云々、廣厚稱辭祈啓矣と有るが如く、其乞祈み奉る筋の事を一向に神に申し宣ぶるを云ふなり、（又古事記に、天兒屋命布刀詔戶言禱白而と有る類は、本より禱にして祠には非ず、能々其差別を知るべき者なり、景行天皇十二年御紀に、天皇祈之曰云々、是時禱神則云々などの如く、唯に物を乞祈をしも禱とは云ふなり、）祠は神に物を獻りて齋奉る事に限れる者なり、此に掘二天香山之五百箇眞坂樹一、而上枝懸二八坂瓊之五百箇御統一、中枝懸二八咫鏡一、下枝懸二靑和幣白和幣一と見えたるを、古事記に、此種々物者布刀玉命布刀御幣登取持而と有り、此第三一書にも乃使二忌部首遠祖太玉命執取一而云々と見え、又此に天鈿女命の巧作俳優して、御綵を解き奉れるなどは總て祠なる者なり、其は天孫降臨章第二一書に、先づ太玉命の率給へる供作る諸部神に、其幣帛を

令ㇾ仕奉る事を並べ擧げ云ひて、其尾に乃使下太玉命以弱肩被二太手繦一而代二御手一以祭上此神上と有るも、其物共を持捧げて神に奠るを以て祭とは云へるなり、然れば此にて二神相與に其祈禱を致し給へる中にも、天兒屋命は其禱を専主り給ひ、太玉命は要と其祭の方を主どらせ給へるにぞ有りける、（猶四神出生章第五一書にも、土俗祭二此神之魂一者、花時以ㇾ花祭、又用二鼓吹幡旗一歌舞而祭矣と見え、又天孫降臨章第二一書にも、當ㇾ主二汝祭祀一者天穗日命是也と有り、又神武天皇御紀に夢有二天神一訓ㇾ之曰、宜下取二天香山社中土一以造二天平瓮八十枚一并造二嚴瓮一而敬中祭天神地祇上と有りて、次に乃以二此埴一造二作八十平瓮天手抉八十枚嚴瓮一而陟二于丹生川上一用祭二天神地祇一なども有りて、祭は神に物を奉りて齋奉るを云ひて、禱は其に就て事を祈むにて、同じく相離れざる物にして別なる事なり、）○致は爲ㇾ至にて祝詞に多く稱辭竟奉と云ふ竟と同じく、其至り盡し極むる事を云ふなり、當に至と云ふと同言なるが故に、到と同じく用ひたり、天孫降臨章第一一書に、故汝可三以送ㇾ我而致ㇾ之矣と有りて、下に即天鈿女命隨二猿田彦神所一乞、遂以侍送焉と有り、又海宮遊行章第八一書に、是時鰐魚策之曰、吾者八日以後方ㇾ致二天孫於海宮一、唯我王駿馬一尋鰐魚、是當二一日之内必奉一致焉と有りて、次に隨二其汀一而進者必至二我王之宮一と有りて致と至と對ひたり、萬葉三（四十六丁）に、天雲乃、曾久敝能極、天地能、至流左右二などの至に同じく、此は日神に太幣帛として、隈作る可き限り種々の物共を心足ひに儲備へ奉り置きて、其祈禱の事をしも悉くに盡し極むる義なるなり、其至の意は[illegible]十三に云へる如く行足なれば、致も行足なるを、自然なると已然爲るとの差に依りて、言の別なるが如く成れるなり、今俗に仕ふると云ふに對へて、多く致と云ふも亦此と同じきなるなり、（白檮天皇三年御紀にも、祭二日神一者致[illegible]云々、

貸人義宿老人讀みたどの姿は、漢文の體にし有りけれども、又我が古言にも合へる者なり、漢籍大義と云ふ語に
へ、欲議其奠云々義其間、云如在條等、[illegible]、何を面見實義と有りて、義と云ふと相照應するも是に
同じ。)

又猨女君遠祖天鈿女命、則手持茅纏之矟、立於天石窟戸之前、巧作俳優。亦以天香山之眞坂樹爲鬘、以蘿（蘿此云比舸礙）爲手繦（手繦此云多須枳）、而火處燒、覆槽置（覆槽此云于該）、顯神明之憑談（顯神明之憑談此云歌牟鵝可梨）

此は天鈿女命の神業を申されし一段なるが、紀記拾遺共に差せる異も無き物なり、何れにも天鈿女命の後世猿女に爲りる人長に當れる神楽の事のみ有りて、其の大度用意の御事には總て此を漏らされたり、故古を加へて心得ずは得なむ有ることかのけ、古史成文本四段段に引かれたる上代本記に、凡神樂之起、猿女君祖天鈿女命、採天香山竹、其節間鑿風孔、通和[illegible]（[illegible]笛也）と有るは神樂の笛の起になり、貞觀儀式は此の故事を遵行はるゝ者なるに、儀式に神祇伯[illegible]二人其榊葉、[illegible]、一人其[illegible]、[illegible]（[illegible]）[illegible]世、四人其榊葉、[illegible]笛[illegible]と有るを以て其實なる事ぞ知られたり、天香山と云ふ其下の物共を此山に採る事例の如し、竹を笛に製る事は續紀[illegible]七年御紀[illegible]歌に、[illegible]倶屋、[illegible]、以[illegible]、[illegible]、[illegible]

麿、萬等倍都倶倆、須衛陛鳴麿、府曳倍部倶喇、府企儺須（下略）と有るは、入組竹、[illegible]竹、末方者、[illegible]鬮作、末方者、笛鬮作、吹鳴なり、偖此に其吹笛と有りし神は、姓氏錄（河内國神別天孫）に笛吹連火明命之後也と見え、又五百木部連火明命後也と有り、又（左京神別天孫）伊福部尾張連同祖火明命之後也と見えて、三氏共に出自相同じきを、清和天皇實錄貞觀四年六月の下に、播磨國揖保郡人雅樂寮笛生無位伊福部貞、復本姓五百木部連と云ふ事有り、此五百木部は氣吹部と云ふ事なるを、伊福部の福は吹の略なる故に其本に復れるなり、若て職員令雅樂寮義解に笛生六人、掌習雜笛。笛工八人（謂供此同樂面吹笛者、其唐國以下諸樂者、吹笛之人、各在其樂生中也、）と所見たれは、此笛生笛工共に、唐國以下に諸樂の吹笛とは別にて、我古の神樂を傳へたる笛師に在るなりけり、若て中臣忌部の例に依て、神代の源に遡り見るに此天鈿女命の神樂の笛工は、正しく火明命になむ御在し坐すべかりける、（通證に、上代本記を初めて引出でたるが、師の徴に然次第を能く列ね引かれたるに因りて、今此說は出來れるにて實に師の賜物なり、其古史傳には如何なりしく載出でられたりけむ、今如此記し置きて、其書の世に公に行はれむ時を待たむとす、）此火明命、天孫降臨章に瓊々杵尊の御子と有るは誤なり、此命は天孫本紀に見ゆる饒速日命に御在し坐すと云ふなるぞ宜しき、）次に其上代本記に亦天香弓興叩弦（今世謂和琴其緣也）と有るは、本朝事始に、和琴（號也麻登古登）上古天津神樂奏時加奈止美乃命制之、但横竪六張弓、以狐乃手爲世緒茅以須[illegible]乃葉左右之手奏、又號須賀古止々、亦號須賀乃宇都波、有須賀々幾乃詞、以比鶴謳歌、加奈止美[illegible]産靈之子也と有るにて味に誤なるを、[illegible]神祇本源には、古語云、人其者天鈿女命也、（中略）[illegible]、[illegible]

明命也、用天香弓六張叩弦也、即高橋上金鵄居、因以象、故名之鵄琴也（今世號和琴是也）と云ひ、又に赤金色鵄飛来于弓弭、其鵄燿如流電、由是作其尾形也と見えたる、天香弓は、天孫降臨章の天鹿兒弓と同じきを、其第四一書には、天梔弓と有れば、此も天香山の梔木を以て造られたる弓なりしたる可し、此を六張並ぶと云ふ事は清良明光無名抄上に、和琴起之事、和琴の起は弓六張を引鳴らして、此を神楽に用ひけるを、頓らはしとて後の人琴に作り移せると申傳へたるを、上總國の清物の古き註文の中に弓六張と書きて御神樂料と書けりとか、其は甚じき事なり」と見え、又中原康富記文安六年九月十四日の下にも、大炊御門殿被仰云、和琴天照太神岩戸出給時、神楽器也、鼓弓六張弾之、依之有六弦云々と所見たる是なり、其和琴と云ふ事は古今集物名に加良許登と有りて、歌に賀島の傍には唐琴の云々と詠めるは、地名には有れども本より唐琴と云ひて、後より渡りたる琴笛の類に就けたる事の有るに對へつる者なる可し、和名抄に新羅琴又は箏篌などと、其出づる國名を呼ぶを以て知るべきなり、有にも引ける貞觀儀式に、琴笛相和を可云、美作登國布忠安波世と註され、其事を四時祭式に、神祇官召御琴彈琴申云云、又命云、調琴音之云々、即調御琴云々と見えたるが如く、唯御琴にて有りぬ可き事なり、近衛等内侍所御神楽作に、召御琴可作者、其人把和琴一昔鼓奏と有るが如く、常には和琴と云ふは、還く世に用ゐるは唐琴なるが故に、殊更に然云ふにぞ有りける、和名抄に、日本琴、萬葉集云、梧桐日本琴一面、天平元年十月七日、大伴淡等附使進中衞高明府卿之書所記也、體似箏而短少、有六絃、俗用倭琴二字、夜麻止古止、大歌所有鵄尾琴、止比乃乎古止、倭琴首造鵄尾之形也と有るは、文永年中香取神宮遺物註文神寳の中に、和琴一張と有りて、

下に長四尺五寸弘九寸手本七寸、緒六筋有レ之、琴柱六任二先例一、今度新面錦油單袋入レ之と見えたるにて、古製の様知られたり、若て其始め六張を並べて唯弦のみを叩く事なるに始りて、如此く板に弦を懸けて弾く事、已く時代に起れる由は古事記の天沼琴にて灼然なり、斯れば此に始りて、素戔嗚尊の其御琴はしも、天下萬國にも在らぬ琴の、祖琴にたむ有りける、（右の梧桐日本琴は、萬葉五巻に、對馬結石山孫枝と有りて、此琴夢化二娘子一云々の文見え、又其娘子の詠める歌有り、俗唐琴はしも、和名抄に、琴を、帝王世紀云、炎帝作二五絃琴一、世本云、神農作レ之、琴操云、伏羲作レ之と有り、箏を、風俗通云、神農造箏、或云、蒙恬所レ造、秦聲也と云へり、然るに師の三五本國考を見れば、其大是伏羲氏と云ふは我が大國主神に御在し坐す由云はれたり、然れば古事記に、須佐之男大神より其神に天沼琴を授けさせ給へりし御事の御在し坐すは更なり、出雲風土記に、飯石郡琴引山郡家正南卅五里二百歩、高三百丈周一十一里、古老傳曰、此山峯有レ窟、裏所レ造二天下一大神之御琴、長七尺廣三尺厚一尺五寸、又有二石神一、高二丈周四尺、故云二琴引山一と有るなども由有る事なれば、此大神の殿後に渡り給へりしより、後には傳はれるにぞ有りける、然るは右に引ける炎帝作二五絃琴一と有るを、却りて北史倭傳には樂有二五絃琴一と云へるは後に絶えたるを、此に在りし古器らしく、異なる事なるが故に記せるなる可く、又古事記朝倉宮段に、如レ調二八絃琴一所レ治二賜天下一云々と見え、又東舞歌に七絃の八絃琴なども所見たれば、其天香弓六張を置雙べたりし古製の六絃琴の外に、猶種々なる和琴は有りけるなりけり。）其和名抄に、體似レ箏而短小有二六絃一と云へるを、伊勢太神宮式に神宮の鵄尾琴一面と有りて長八尺八寸頭廣一尺末廣一尺七寸頭鵄尾廣一尺八寸と見えたれば、短小と云ふ程には非ず、神宮に傳はれる古製にて、常に用

ふる和琴とは異なるものしにや、大嘗祭長目なにに、和琴二面と有りて下に各長六尺と有る、此は似て寧面短小と云ふ由、なり、既ゐ其太政官符に、供奉大嘗會御琴鵄尾琴二面と見え、又右の神祇本源に、即高橋上に鵄尾、因以象故、名之鵄琴也(今世謂之和琴之是也)と有ると、和名抄とを合せ見るに、鵄琴と和琴とは一物なる事著明し、又金色鵄降來于弓弭、其鵄之光如流電、由之作其尾形也と有るに就て考有り、萬葉九(二十六丁)に神南備、神依板爾、爲杉乃と有るは記傳六(十丁)に云はれたる如く、杉を琴に造りて神の御靈を寄せ奉る料なり、此下に攝津國闘鷄神明之御託と有るに同じたる事にし有れば、天照太神の御靈を寄せ奉る御占の料などにこそ有りけめ、其は皇大神宮儀式帳六月月次祭條に、以十六日夜乃亥時、第二御門仁御巫内人在大御事請云々、即禰宜内人物忌等之從父之子等孫子事合卑可以解除罪咎大祓と有るは、件の鵄尾琴を申請奉れるなり、其事を建久行事記に、御占神事云々、于時御巫内人(衣冠)自外幣殿、鵄尾御琴請、件御門外東方行、御殿向鼓奏方申云々、次以筥御琴撥三度、々別在警蹕、次奉下神、其御詞、阿波利矢、遊波須度萬宇佐奴、阿佐久良仁、天津神、國津神、於利萬志萬世、阿波利矢、遊波須度萬宇佐奴、安佐久良仁、奈留伊知津千毛、於利萬志萬世、阿波利矢、遊波須度萬宇佐奴、安佐久良仁、上津大江、下津大江毛、摩伊利太萬江云々、又御琴撥内宮音以満知以不レ鳴不淨知也云々と見えたる、此歌は後世の風には有れども意は猶古の様なり、阿波利矢は古語拾遺の此段に、阿波禮阿那於茂志呂云々と有る其句なり、遊波須度萬宇佐奴に、其は鵄に通へるにて、弓弭皆特申なり、其遊波須は天香弓の事にて、今琴を用ふるを云へり、此にて右に云へる金色鵄降來于弓弭と有るを、日神の隱れ坐給へる御靈の復來坐して、今しも出させ御在し坐して、照らし給はむ祥

の、見はれ給へるなる由知られたり、阿佐久良は天下座なる事有の奉レ下レ神にて心得べし、其初歌は天神地祇を勸請し奉れるなり、中歌の奈留伊加津知は、右に其鶏焼狀如ニ流雷ニと有りし此段の事を取りて云へりし者なり、終歌に上津大兒下津大兒も參坐せとにて、此は此御占に仕奉り來りし古人の靈にも參相給へとにて、右に引ける神依板と云ふ義は此に在るなる可し、然れば此行事記の歌には、假名の違などもあれども、此の故事に本著たる者になむ有りける、又右の本朝事始に謂ゆる須賀々伎は菅葉を以て絃を搔きたるなるが、儀式帳に琴の御占有りて後に、大祓の事有るにも由有り、大祓詞に、天津菅曾乎本苅斷、末苅切氐と有るに相合へる者なり、(又萬葉三卷四十六丁に、天有、左佐羅能小野之、七相菅、手取持而、久堅乃、天川原爾、出立而、潔身而麻之乎、又六卷十九丁に、有二歌、菅根取而、之努布草、解除而益乎、往水丹、潔而益乎、又神樂酒殿歌に、中臣の太小菅を割截ひ祈りし事は云々など有るにて心得べし、此事下にいふを考合す可し、)斯れば御琴を製らせ御在し坐しゝ神は、本朝事始に伊奈比美命と有るにて灼然く、又神祇本源に、御琴神、金鶏命、孫長白羽命也と見えたれば、此時の御琴神は長白羽神に御在し坐せれば、其菅搔の業は、此神の成し初めさせ給へる事灼然き者になむ有りける、鎮魂祭歌に、神祇伯以二琴師一、二人共彈唯云々、伯命二琴笛相和一(同云、美許登乃袁布呂安波世)云々、又調二琴聲一訖、琴師彈二琴、與二神部一共歌二一成(下略)と見えたる、琴師を大嘗祭式には琴弾と見え、鎮魂祭式には御琴弾と有る皆同じ者なり、借其調二琴聲一云、琴師彈絃を搔き大歌並五節舞琴に比ぶるに、又同二御琴一、空櫃御琴三聲(詞云、牟奈須可々記)次指レ下一度一(詞云、手久天)奏二數曲一訖奏二五節一(下略)と有れば、彈絃と云は空櫃を爲るを云ひて、事の意は彈合する云なども無くて、

搔鳴す故の名たる可し、東遊歌に、比太干仁波、田乎古曾川久禮、云々と有る下に、師說、此東乃手之時、和琴、搔鳴之音搔、又改二其末琴之頭撫々木一、其詞仍流阿伯子延也と有るを取りて、源氏若菜巻（四十四丁）に、「昔は大臣に御在しけるに、例の女君達にも對面し給はず、物懶かしく思へ給ひて、東を菅搔て常陸には田をこそ作れと云ふ歌を聲は甚媚て遊び給へり」と書きたるを、花鳥餘情に、「和琴に菅搔片搔とて、神樂催馬樂に用ふる事有るを云へり、五拍子には菅搔、三拍子には片搔と云へり、又箏にも毎樂曲終に搔を菅搔と云ふ」と見えたり、絲竹口傳（七丁）に「可怜げなる和琴の有るを引寄せ給ひて云々、唯速無き同じ菅搔の音に、萬の物音隱り通ひて云ふ方も無くこそ響き上れと語り給へは云々、態とも無く搔鳴し給へる菅搔程云知らず面白う聞ゆ」、若菜上巻（三十七丁）に「和琴は致仕大臣の第一に祕し給へる御事なるを云々、心に任せて唯搔合せたる菅搔に、萬の物音調へられたるは妙に面白く怪しきまで響く云々」とも見ゆ」と見えたり、（予此伎の事を全に知らざれは云ふべからざる事ながら、今此を考ふるに、神代には此時に弓六張を並べたるを、菅搔して搔鳴しゝなる可からむを、其弓を換へて琴に製れる上は、然る競ひを爲て更更と搔彈く事の稱とは成れるなる可し」）又上代本記に本末合面備二安樂之舞一と有るは謂ゆる笏拍子の事なり、鎭魂祭儀に、神部一人候二拍子一と見え、大歎并左節舞儀に、撃拍子四人と有るは上に謂ゆる笛工琴師などの如く、其所爲に任ずる人を云ふなり、神樂歌次第に御歌可レ仕之男召人、歌人參二候庭實一之見二笏一履在二笛之間一笛華前爲二音取一了、琴獨搔ヽ間其合二兩手一下爲二拍子一之、出二音一と云ふ事の有るを、其裏書に記せる御前作法次第に、次笛出音、御琴搔合不レ止、懸、次本末爲二音頭一、人各笏拍子ヽ取御神事ヽ始、と有るにて、笏拍子なる事知られたり、然るに、江次第內侍

所御神樂條に、次神樂各借ニ陪從五位笏一枚一打レ之、次賢木御幣韓神了、人長起舞と有りて、其所に陪從へる人の笏を借用ひて、拍子と爲る故に、笏拍子とは云へる趣なれども、其木々合々と有りけるは、然る笏などには素より非ざりける事は今云ふ限に非ずと雖も此に止む事を得ざる考有り、其は止由氣宮の相殿に御在し坐す、天兒屋命の御靈形の事を先づ上代本記に、靈形笏天津賢木執副坐と云ひ、御鎭座本緣にも、御靈形笏坐、是卽天岩戸開之時、天兒屋命祝詞啓之笏也と有るは、甚々異なる說にて怪しき事に思へりしかども、今茲に至りて思合す可き事なむ有りける、其天津賢木執副坐と云へるは、彼太幣帛を取捧げ給ひし事の由に依りて、御靈の笏に取副ふるを云ふなる可く、又に祝詞啓之笏也と云へる笏は、漢樣の移ろひたる後に出來れる者にて、神代を去る事遠ければ、然る事の有るべくに侍らぬ物から、廣厚く稱辭祈啓し給ふ御業に、兼て木と木と打合せ給へるは、此神なりしより、斯る說は有るなりけり、斯れば右に云へる笏は、笏拍子の事なるを、文言にして把笏の笏に云掠めたりし者なりけり、記傳十五(四十九丁)にも、世記に天兒屋命形笏坐と有るを引て、「笏は本外國の物なれば如何なるを、此は思ふに實には笏には非ざれども、其形樣の笏の如く見ゆる物なる故に、笏とは記したるにや有らむ」と有るは、笏拍子なりし事を思漏らされたるなり、又御鎭座次第記の頭書に、延佳按、天岩戸開之時、天兒屋命捧ニ持笏賢木一之由、神代久遠也、非ニ金石一何存矣と有るも、神人とも思へぬ幼き說なり、大倭神社注進狀には、御歲神を八束穗稻爲ニ神體一と有るも、神代の舊物を傳へたるに非ずや、然計なる神の御上には、金石をも忽に腐し給ふ可く、草木をも永く保つ可く、物爲させ御在し坐すへかりければ、然は云はるまじき事になむ有りける、(但天兒屋命の、笏を把り給へりし由に云へるは云ふにも足らぬ、

儀事なり、然れど次第記に「東宮笏牛牙也」と有るは疑ふ可し、衣服令に、皇太子以下親王諸王諸臣五位以上の禮服朝服に、牙笏見え、養老三年二月壬戌、初令「職事主典以上把笏、其五位以上牙笏、散位亦聽把笏、六位以下木笏」と有る、物の神代に何ぞ有る事有らむ、其は此の笏を其物と偏心得たるから出來れる妄説にて、凡て其笏に當て云ふは、何れなるも論ふに足らざる僻事になむ有りける、借笏字は、字書に笏、呼骨反、音骨、今讀二骨音一笏、尺也と云へる其音のこゑを借りたる者にて、右の笏拍子の笏は拆の義なり、障木拆竹の佐久と同じく木を割りて拍子に用ふる由なれば、其字義には全に合はざる者なり、倭和名抄に「拍子俗云二百保一、拍打也打板樂器名也」と有りて、其に當つべき古言は無きなるべし」右件御笏御琴等拍子の説有りて、又後世御神樂に謂ゆる笛工彈琴拍子の設備はれり、倭名第五十四段等に引かれたる神祇本源に、古語云、「人長者天鈿女命也」と見えたる如く、此時の天鈿女命の所作ぞしゝ、實に後世に謂ゆる人長の始なり、江次第内侍所御神樂條に、「時刻出御自額間」（位袍草鞋）云々、次御拜兩段再拜、女官引網鳴鈴、次主上還御御座云々、次人長起行事、先鳴高、次召封面、次人々令起、次仰主殿寮御火白衣仕、次仰掃部寮給軾、次召和琴、其人著軾引之、仰云本方候、最上著、次召笛、本方候、次召篳篥、本方候、次召御歌、可奉仕者末方候、次云令奉仕、次人長退、人々皆著座、次侍所召人著座、次神樂、各倩著座位等一枚打之、次賀木園篝陣子人長起座（下臈）」と有るが如く、御神樂に任奉る長たる者を人長とは云ふなり、猶此同じ事を神樂式次第に先人長庭火を前に出來云、鳴高々々（二度）次云不留末留不留末布（二度）今夜の夜の御神樂の人の長に云々、天下千壽萬歳可御坐と物聞々、次云主殿寮官主殿寮官（二度）則主殿寮官唯

稱ヘ、仰云御火白キ久曉良、又唯稱ヘ、次云男共令レ立之女モ各乃才可レ試ヶ竊ニ申多利、則日加良唯稱ヘ、次云掃部寮掃部寮（二度）寮人唯稱須、仰云膝突給へ、又寮人唯稱須、次云御笛可レ仕ヶ男召ヘ、則笛吹參テ候膝突之天、庭火乃笛ヲ吹了人長仰云、本方ニ候へ、仰云篳篥可レ仕ヶ男召ヘ、同參テ候膝突之天、庭火乃笛同レ前了、仰云御琴可レ仕ヶ男召ヘ、琴引參テ候膝突之天、琴仕了奴、仰云本座ニ候へ、仕三人人長乃命ニ隨テ、兩方乃座ニ著、了テ、引琴之間ニ、人長仰云、笛篳篥與里安隨ニ隨テ、笛篳篥琴與里安波世多利、次云御歌可レ仕ヶ男召ヘ、歌人參テ候膝突之天、篝邊ニ著之間ニ笛篳篥乃音留了奴、琴爲搔ス間ニ合ニ兩手一テ爲ニ拍子一之テ出レ音ヘ、云々、音留之間ニ人長仰云、本乃方ニ候へ、立膝突テ著レ座了奴、次末乃歌召ヘ、同レ前也、仰云末乃方ニ侍へ、次人長申云、男共令レ立女モ各乃才試了奴、今ハ御神態可レ仕之狀申多利、則日良唯稱了テ、歸レ座ニ著了、次始ニ御神態一と有る、此迄は才試にて、江次第八幡賀茂等の臨時祭に、試樂御樂と云ふ事有りて、貞日に被レ行る事なるを、此にては其御神樂の場に於て、先づ此事有りて、然後に御神事は被レ行るなりけり、右の御神態の事を、神樂歌裏書なる御前作法次第に、次本末乃音頭乃人各取拍子手取御神事ヲ始む、一取物九種榊幣杖篠弓劔鉾杓葛（但不レ用）葛各雄拍子九雌拍子十、次韓神（拍子廿本末十一）次御神了、[illegible]坏給云々、次前張云々、次神樂取物如レ振と見えたる、此人長の職をしも天鈿女命は仕奉らせ給へるに在りけむ其、當今の作法共を以て、其昔の狀をも想像り知るべき事なりかし、（然れは神祇本源に、古語拾遺人長者天鈿女命也と云へるに、必浮きたる説には非ざる可き事、後の御神態の狀を以て、此彼思ひ合はし知り得可き者なり、神事の作法神樂の濫觴、共に悉く此天石窟の久代に始まれる者にし有りければ、互に相通はして知らるゝ事共なるかし）右の事

度其卷に相傳はりて次には此の本文の猨女君遠祖天鈿女命、則手持ニ茅纏之矟一、立ニ於天石窟戸之前一、巧作ニ俳優一、亦以ニ天香山之眞坂樹一爲レ鬘、以レ蘿爲ニ手繦一、而火處燒覆、槽置顯神明之憑談と有る所の文是なり、此を古事記には、又天宇受賣命手ニ次ニ繫天香山之天之日影一而、爲ニ鬘天之眞拆一而、手ニ草ニ結天香山之小竹葉一而、於ニ天之石屋戸一伏ニ汙氣一而、蹈登杼呂許志、爲ニ神懸一而、掛ニ出胸乳一、裳緖忍ニ垂於番登一也、爾高天原動而、八百萬神共咲と有るは、此よりは少し委曲しき異なる者なり、拾遺には、思兼神の事議りに、又令ニ天鈿女命以ニ眞辟葛一爲レ鬘、以ニ蘿葛一爲ニ手繦一、以ニ竹葉飫憩木葉一爲ニ手草一、手持ニ著鐸之矛一、而於ニ石窟戸前一覆ニ誓槽一、擧ニ庭燎一、巧作ニ俳優一相與歌舞と見えたり、右等の傳々を此に合せ見れば、御紀の此傳のみ全く備はれるとは云ひ難くして、猶意を補ひて聞くべき事少からざる者なり、此一書の事共、此に云はずしては意を盡さゞる故に擧ぐべし、一には此に以ニ天香山之眞坂樹一爲レ鬘、以レ蘿爲ニ手繦一而と有るは天鈿女命の出立の裝束なれば、其始に在るべき事、古事記拾遺の如く無くては叶はざるなり、二には古事記に手ニ草ニ結天香山之小竹葉一と有る是なり、拾遺に以ニ竹葉飫憩木葉一爲ニ手草一と有る飫憩を、木名と爲るは記傳に辨へられたるが如く、僻事には有れども、小竹葉を以て手草と爲る事に於ては異り無し、三には此に手持ニ茅纏之矟一、立ニ於天石窟戸之前一、巧作ニ俳優一云々、火處燒覆槽置は、拾遺には手持ニ著鐸之矛一、而於ニ石窟戸前一覆ニ誓槽一、擧ニ庭燎一、巧作ニ俳優一、相與歌舞と見えたる方、殊に委しく明か、古事記に其矛と庭燎との事無きは傳漏らせるにて、不レ足心ぞす、又相與歌舞と云ふ事は紀記共に漏れたる傳なるを甚愛たき者なり、四には此に覆槽置顯神明之憑談は、古事記に於ニ天之石屋戸一伏ニ汙氣一而、蹈登杼呂許志爲ニ神懸一と有る、其は古史第五十五段徵に引かれたる、古語拾遺に

凡鎭魂之儀者天鈿女命之遺跡と所見たれば、此に始まれる儀式なるに、其事を傳へ漏らしたる者なり、五には古事記に掛二出胸乳一裳緒忍二垂於番登一也と云へる文是なり、此は日神を如何にもして招出し奉らむと、態と八百萬神等の可笑しに堪へずして笑はむ事を謀り儲けて、日神をして怪しませ奉らむと爲る所なれば、此にては甚じき御事なるを、御紀にも拾遺にも傳漏らせるなれば、右に意を補ひて聞くべしとは予此等の事を云へるなり、一神祇本紀は右三書の事實を取合せて、文の次序を成せる者には有れども、甘く事意を曉らざるが故に、中には重複れる事も有りて正しからず、偖此は神樂の起にて、天兒屋命天太玉命の神事に相比びて、甚止事無き傳説なるを、此には僅に正書にのみ此事有りて、一書共には其と思ゆかしき事の一だに無きは、甚不レ足ぬ事なる者なり、故下には右の古事記拾遺をも合せて一に議言爲むかし。〇又は、上に天兒屋命太玉命の事を云ひて、下に相與致二其祈禱一焉と有る、是此の主眞なる故に其に對へて此の神樂の事を、又とは云へるなり、〇猿女君の事は天孫降臨章第一、一書に就て註す可し、傳二十九卷、〇天鈿女命、上に註せるが如く天兒屋命の后神大宮比咩命是なり、天孫降臨章第一、一書には、思兼神妹萬幡豐秋津媛命と出でたるは、其に亦名を以て傳はれるなるを、紀記共に此神を天忍穗耳尊の后神と爲るは異なる事、古史傳三十七段註に委しく論ひたるが如し、然るを古語拾遺に、其高皇產靈神所レ生之女、名曰二栲幡千々姬命一、其男名曰二天忍日命一、又男名曰二天太玉命一と有りて、此三柱共に高皇產靈神の御子とは有れども、實には此三神は右門別神の御子に御在し坐す事已に上に云へり、然るを拾遺に、右の栲幡千々姬命と云ひ、鈿女命とを別神として、其出自を書きたる、又別に大宮賣神と有りて、下に是太玉命久志備所レ生と云へるは異なり、若然も有りなむには、豐磐門戶命も

太玉命俳春之流と云へるは、父にして其御子を祭れりとにや、甚信ひ難くなむ、（又其大宮賣神をしも、太玉命の御女と云へる、并びに豊磐間戸命櫛磐間戸命を並是太玉命之子也と有り、此二神は古事記には、天石戸別神の亦名と有るを、其太玉命の子と云へるなどは共に曲説を造かれさるなり、）名義は前に云り、又子並に啓く所も前に云り、此は書紀傳巻八（四十九丁）に、古語拾遺に、天鈿女命、古語天乃於須女、其神强悍猛固、故以爲名、今俗強女謂之於須志、此縁也と有る、此註を思ふに此書の傳には滑稽と有りしを、鈿女と書ける文字は書紀に依れるなり、延喜七年豊受太神宮儀式帳に、此類の事を云ふには、天乃於須女と有り、源氏物語帚木巻に、例の頭立ち憎むに、如此於須えしくは甚じき好深くとも絶えて又見じと有るを、河海抄に形遊女謂と有り、又夕霧巻に、人聞き恥於須しかるべき所なれ東屋巻に、物包み爲る寛りかに於須き人にて、浮舟巻に、浮舟君の川に身を投むと思寄れる事を云へる所に、少し於受かる可き事を思寄るなりけむかしと云ひ、蜻蛉巻に驚々しく於須きやうなりとて云々など有る、昔時人の事を云ひて有の意なり、和名抄に、鷹日鳥、於須女止利、常在澤中見人輒鳴、似主守宮、故以名之と有るは、此神名より出でたる名なる可し、今世言にも於佶佶又於須女と云ふ事有り、又賤しき言に遠須女と云ふ事有るも是より轉れるなる可しと有り、此神の強悍猛固に御在し坐す事は此傳にも引かれたる此書の第三の一書に、其後素戔嗚尊（中略）猶復問天磐國上之手天、時天鈿女見之而告言、日神也と有るには胸向ひ坐す事は書きれされとも、然る強悍猛固き神に坐す故に斥候に立ちて給へるなるべし、其は猿田彦神の事を天孫降臨章第一の一書に、已而且降之間先驅者還白、有一神居天八達之衢（中略）故特勅天鈿女曰、汝是目勝於人者、宜往問之、天鈿女乃露其胸乳抑裳帶於臍

下ニ而天磐門立（下略）と有るが如く、行きて日陰問給へるなど、女神に坐せども然る神に相逢て勇有る神に御座し坐すを曉る可し、其間に事ある古事記には、故爾天照大御神高木神之命以詔天宇受賣命、汝者雖有手弱女人與伊牟迦布神面勝神（下略）と見えたるなど、彼此思合せて曉る可き者なりかし、此事猶下に若義を說く時に引合せて心得べし、神樂に阿知女と云ふは、又此藝を賣とする者なり、猶右の勇悍なるは、垂仁天皇七年御紀に當麻蹶速が事を有勇悍士とも又其爲人也强力以毀角申鉤と云ひ、景行天皇二十七年御紀に、東夷の事を爲レ人勇悍と見え、川上梟帥が申せるに、吾是國中之强力者也と有るなどに依りて考ふ可し、右書持に借て、伊佐布とも伊佐米とも云良とも見えたり、又予が本生國などにては小兒などを强きに取成して譽云ふには、伊佐伊と云へり、又通證に、鈿女之名取レ以二眞坂樹一爲レ鬘之義、拾遺蓋一說耳と有りて、其引ける景行天皇十七年御紀の御歌に、多多美許母、幣具理能能夜摩能、志邏伽之餓延塢、于受珥左勢、許能固と見えたるを、古事記には倭建命の御歌として、結句宇受爾佐勢能古と有り、又推古天皇十一年御紀に、頂撮總如レ囊、而著レ縁焉、唯元日著二髻華一（髻華此云二于孺一）と見え、又十六年唐客を朝廷に召し給ふ所に、是時、皇子諸王諸臣悉以二金髻華一著レ頭など有り、其時に始めて其の制出來にたれども元會又は神事或は殊なる公事には、猶古の髻華を挿されたりし者なりけり、釋述義に兼方案之、髻華者也、今世挿頭花象レ此歟と云へり、和名抄に、漢語抄云、鈿頭花俗作之、俗用二挿頭花一と見えたれば、萬葉一（十五丁）に、春部者、花挿頭持、秋立者、黃葉頭刺理、（一云黃葉加射之）二（二十二丁）に、春部者、花折挿頭、秋立者、黃葉挿頭、八（十六丁）に、孃嬬等之、頭挿乃多米爾、遊士之、蘰之多米等云々、開爾鷄類、櫻花能、丹穗日波母安奈尒

間、又（三十九丁）秋芽子者、零過手、徒間、頭刺不挿、又（四十三丁）宮待間、道行贄手、手折來而、妹等頭挿、九（十丁）に、拔手折、吾刺可、花開鴨、十（四十八丁）に吾背子之、挿頭之芽子爾、十三（二十丁）に、水傳礒、秋赤葉云々、公之頭刺二、十六（六丁）に、春去者、挿頭爾將爲跡、我念之、櫻花者、十八（三十七丁）に、安之比奇能、宇頭乃佐之、保與等里夫、可射之都良久波、十九（三十八丁）に、嬬花乎、折而挿頭奈、又、君間、於是相、挿頭都流波與、二十（十二丁）に、夜麻夫伎波、奈泥都々於保佐牟、安里都都母、伎美伎麻之都々、可射之多里家利など有る挿頭は、右の髻華の類なれども、既く推古天皇御代より木枝又は時花を頭挿す事は止て、金銀などを以て作れるを挿す事に成れるが故に、髻華と挿頭とを別物の如く心得る事に至れゝども、猶萬葉にも十三（四丁）に、五十串立、神酒座奉、神主部之、雲聚玉蔭、見者乏文、十九（四十五丁）に、島山爾、照在橘、宇受爾左之、仕奉者、卿大夫等など云ふ事も有りしなり、倭名義抄に、鈿を加美能波那と有るは、說文に金華也と有るに出でたる訓にて、此の古義には非ず、又加牟佐志と有るは、右に云へる挿頭花の訓に同じければども、上代の髻華には言らぬ字なれば、其鈿字を用ひられたりとて、其義に取成して、此天鈿女命の鈿を髻華の意とは定め難き事なれば、此通證の說は取用ふ可きに非ずと雖も、思惑ふらむ人の爲に、今は髻華の事を少し云ふのみなり、（其髻華の事は、下に云へるが如く紀記拾遺には漏れたれども、必ず賢木を以て頭挿給へりしと思しきを、然りとて此時の天鈿女命の御裝束には、御鬘有り、御手繦有り、又御鉾有れば、何を以ても御名に稱ふ可き狀なれども、此時の御裝に然る形容を以て負ひ給へるは無く、皆行事に依りて御名と稱ふのみなれば、鈿字は借字にこそ有りけれ、其を以て髻華に依れる御名とは如何

は定めむ、何の推量の[illegible]には過ぎざるなり)故に又思ふに、天鈿女命の[illegible]神楽には、阿知女と有り、太神宮禰宜補任次第には[illegible]と見えたるを、亦名を大宮比売命と申す事も有るに合せ考ふるに、右の[illegible]共に大字の義なる可し、然して[illegible]にて宮女を云ふ古名なる事、伝十六に云へるが如し、古事記国[illegible]段に、唯僕住所者天神御子之天津日継所知之登陀流天之御巣而、於底津石根宮柱布斗斯理、於高天原氷木多迦斯理而、其宮殿なる同じ出雲大神の御段に、作[illegible]と同じたるに別ならざるを、其住所の事を御舎と云ふに当て御巣と宣へり、又其大[illegible]段に、於出雲国之[illegible]之小浜ニ造天之御舎而と有りて、下に[illegible]燧火云々、於高天原者、神産巣日御祖命之登陀流天之新巣之凝烟之八拳垂摩弖焼挙、云々と有りて、天之新巣と天之新巣と竝べ対たるなど見えたり、此巣と云ふは鳥巣などに限れる事の如く思ふ事なれども、人にも住と云ひ住所とも云へるは巣籠なり巣処なり、右に引ける御舎の事を、御巣新巣と云ふは何れとも近き詞なる上に、鈿に本より借字にて大宮の事なりけり、然てこそ古語拾遺に、更令天手力雄神引啓其扉、遷坐新殿、(中略)令大宮売神侍於御前、と有るに打合ひて、鈿女命は大宮女命の義なるに正しく叶へりけれ、猶上に引ける和名抄に、[illegible]、[illegible]在部中、見人臨時、有似主守宮、故以名之と有るも、古名に然る神名を負はせる事に、大宮を主守る意に云へる其神の意に似たる故に、[illegible]とは云へるにて、[illegible]国の[illegible]には非ざるなり、然れど[illegible]其[illegible][illegible]、[illegible]と云へるに、[illegible]の大宮を主守る[illegible]、[illegible]に[illegible]し[illegible]にし有りけれは、其事[illegible]、[illegible]と云ふ辞にも用ひたりし[illegible]

と有に擬ひ匂る可くこそ、（又大殿祭祝詞に見えたる大宮賣命は是とは異にて、豐受大神の事なるに就きしも十字、上に已に云へり、其大宮賣命の義は、月夜見命御孫豐宇賣などの見に相ひくして、大宮を守る所由若し田なり、若て天照大台の亦名なるは、實はなの異なる事、大宮比賣命とも申すに準らへ知るべし、此は旺天照大神に、大宮に侍奉り給へる靈神と申さむが如し、猶此神の御功の例事など、次々に述べ行くを以ても見る可く、又卷二十六に、其御名の由て出でたる下に委しく註す可くなり、）○茅纏之矟は、第一一書に見ゆる日子の事なり、卷十八に云ふべし、猪芽纏とも云へる雷事は、弘記に以茅纏其矛也と有るが如し、但必以茅、蓋取茅潔白之義歟と云へれども、然る意には非で、必ず妖氣を攘ひて神庭を淨むるなる可し、茅は陰の精なるが故に、萬葉三（四十六丁）に、次代、生佐爲武小野之、七相菅手、取持而、久堅之、天川原爾、出立而、潔身而麻之乎と有る其菅を臣、十六（三十一丁）に、天原有賞、神祭良許小野爾、茅草苅云々と見え、又通證に、夏越祓菅貫輪、或謂三之茅輪、明有與茅共用爾究と云へるも、然る言にて、其攘ひて潔まはる由を以て菅を須賀と云ひ、又其攘ふに依りて神の聽くにはきし事共の故ほひしるを以て、茅をは知とは云へるなる可し、和名抄に菅、和名須計草名也と見え、茅一名白羽草、和名、曾と出でたり、（陸佃埤雅に、菅似茅而滑、無毛者と云ひ、茅は一に白茅と云へるを、時珍說に夏花者爲茅、秋花者爲菅と云へる、共に同種異類なる者なり、上に引ける本朝事始に茅の事を云へる所に、茅以三繩雜乃昧在者乃事云々、有三須賀和禮乃禮ことは有りて、如此く茅と菅とを、左右の手に各々て捧ぐと雖も、菅茅と云ひ茅々とは云へれども、菅茅とは云はざるを以て、菅の茅屬なる事を知るべし、）茅は、第二一書に野槌者採五百箇野薦八十玉籤と有るを、日本紀に野薦者茅也と有る是

なり、神武天皇御紀に茅渟此云智怒と見え、仁徳天皇六十二年御紀に淺茅と有り、又顯宗天皇御紀詔の御詞に倭者彼々茅原淺茅原云々と宣ひ、萬葉十二(二十三丁)に淺茅原茅生爾足蹈、十六(三十一丁)に、茅草苅、草苅婆可爾、ど有るが如く、唯に茅と云ふべき事なり、然るに崇神天皇七年御紀に、神淺茅原と有るは更なり、古事記白檮原宮段なる高佐士野も高淺茅野なる可し、又顯宗天皇元年御紀大御歌に、阿佐膩簸囉、嗚贈禰嗚須擬と有るより始めて多く淺茅と云ふ事常にて、唯茅とのみ云ふに希々なる事なり、萬葉三(三十丁)に、淺茅原、曲々二、物念者、六(十七丁)に、不欲見野乃、淺茅押靡、七(十六丁)に、印南乃、淺茅之上爾、又(三十三丁)發犢之、野山之淺茅之、淺茅原、云々、八(十九丁)に、茅花拔、淺茅之原乃、又(三十一丁)淺茅之花乃、散去見者、又(三十六丁)野邊能淺茅曾、色付爾來、又(五十七丁)松影乃、淺茅之上乃、十(十一丁)に春日野之、淺茅之上爾、又(四十二丁)吾屋前之、淺茅之本、又(四十四丁)吾門乃、淺茅何浦葉、又、吾門之、淺茅色就、又(四十六丁)吾屋戸之、淺茅色付、十一(十丁)に、朝茅原、小野印結、又(三十八丁)淺茅原、刈標刺而、十二(二十四丁)に、淺茅原、小野爾標結、又(三十九丁)春日野之、淺茅之原爾など有りて、唯茅とのみ云ひて宜しかる可き事を、殊更に淺茅と云ふは、凡て斯る青草などは、芽生の頃の潔清くして美麗しき物なりければ、美稱て其秋に成りて色著く枯までも、野生なるには然云ふ事にて、已に苅取て物に用ふには、淺茅とは云はぬ事なりけり、古事記日代宮段の文には、於其小竹之苅杙云々と云へるを、歌には阿佐士怒波良と詠みたる阿佐も、其例なり、萬葉十一(四十丁)にも、神南備、淺小竹原乃と云ふ事も所見たり、(倩右に引ける萬葉八卷三十一丁に、淺茅之花と見えたれば、正しくは茅之花と云

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ど如く、古人ら外につゞき字の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の、三行の[illegible]

とて、[illegible]

し、[illegible]二丈字也、[illegible]

に引ける丹後[illegible]に、[illegible]云へるは、[illegible]の古の風流[illegible]へたりし[illegible]し、備[illegible]別[illegible]に、今日[illegible]を食ふ事有り、昔高辛氏の[illegible]日に舟に乗りて海を渡りし時、暴[illegible]に吹きて浪に[illegible]るが、水神と成りて人を[illegible]、[illegible]人五色の[illegible]して、江中に投入れしかば、五色の蛟[illegible]と云へり、又は屈原が汨羅に沈み、魚[illegible]しめざりし[illegible]と言へるは、[illegible]に逢きて[illegible]たり、高辛氏の事詳ならず、屈原の事は[illegible]、外國には[illegible]神國にして、何ぞ[illegible]に供物を備ふと云ふ事有りなむや、予が心には其外國の粽なども、[illegible]の[illegible]にはあらじと思ひるなり、然れど[illegible]の事迹を此に云にはあらねど[illegible]事ながら、事の目に驚かし置くなり、[illegible]下に[illegible]々青園十一園云々と有り、[illegible]上に云へるが如く、[illegible]には[illegible]と有りて、其節に、今[illegible]知神云々、作[illegible]と有れば、其[illegible]の作り給へるなり、又此第一[illegible]に以[illegible]山之金ヽ以作[illegible]と有るは、[illegible]の[illegible]なり、又[illegible]に[illegible]作[illegible]使)と有れば、此[illegible]に著きたる[illegible]は、其[illegible]の道り給へるにて、其等は此の第二[illegible]に、野[illegible]篇八十[illegible]と見えたる其[illegible]なる可くして、[illegible]程の御事なりければ、[illegible]事[illegible]る、備[illegible]の[illegible]と[illegible]るは、[illegible]時の[illegible]にて、[illegible]は音の[illegible]なるを云ふなり、同時[illegible]に、第二十日[illegible]と有るを以て、此時の[illegible]なる事を知らる、[illegible]に、[illegible]須、[illegible]、[illegible]々と有るに、如ニ冬木ヽ柯之下木之[illegible]々にして、[illegible]の[illegible]に云ふなり、又此同天

皇三十一年御紀に、葛野郡の[illegible]々、天[illegible]以令作[illegible]、其音[illegible]南遂吟と有りて、其大部[illegible]に形[illegible]前紀而、作[illegible]作[illegible]と謂は其後ひ、又仁徳天皇三十八年御紀に、有[illegible]鹿[illegible]、其[illegible]而悲之不ど見たり、然れは[illegible]作部使と云ふに、其鳴音を取りて[illegible]けたるにて、即ち此も[illegible]ぶ云ふなり。（記伝八巻にも右の拾遺の文を引て、書紀に所ゆる日子も此時に作れるなる可し、最後に以[illegible]日[illegible]大神、以[illegible]日子[illegible]大神」と云ひ。又其[illegible]大神の[illegible]日に天[illegible]天命[illegible]と云へり、所由有る事なりけり。然れは、日子と云へ[illegible]之術と云ひ[illegible]之子と云へるに、[illegible]者の傳の異なるのみにて、實は其天[illegible]の同てる子なりと云はれたるは、實に然る說にこそ有りける。）○天石窟之前は、古語拾遺に[illegible]戸前[illegible]りて天下不[illegible]、古事記には[illegible]に[illegible]天之石屋戸伏汙氣[illegible]と有るは[illegible]ひ足らはず、前は戸前と云ふ事にて、[illegible]入石窟の戸外を云ふなり。右の手力男神に立[illegible]之[illegible]」と有る戸腋に[illegible]へられたる、前の[illegible]は[illegible][illegible]に[illegible]て[illegible]し、[illegible]十八[illegible]る可し。（[illegible]行[illegible]に、門前有二[illegible]上有[illegible]、云々、有二一[illegible]、在二門前樹下、云々、古事記[illegible]には[illegible]之[illegible]門[illegible]、[illegible]之[illegible]上、有[illegible]木、云々、[illegible]人[illegible]外[illegible]、云々と見えて、「門前は門外と云へるを[illegible]て見ゆ可し。」○[illegible]は[illegible]にて、[illegible]など云へる手足なり、[illegible]は[illegible]と同じく其後に[illegible]れし、心を一に[illegible]る[illegible]なり、[illegible]に云へるが如く[illegible]二一[illegible]に、治工を[illegible]と[illegible]るは[illegible]の[illegible]なり、[illegible][illegible]二十一[illegible]に、天目一箇神為作金者」と有るは[illegible]と云ふ事にて、[illegible]天皇十二年御紀に木工と云ふ事の有る[illegible]の、[illegible]木工[illegible]と[illegible]乃[illegible]作と云へれども、[illegible]の時の[illegible]に、[illegible]、[illegible][illegible]と有れは、世に[illegible]は木工を[illegible]と云ひしなりけり、[illegible]令に木工司と云ふも見え、

文姓氏錄に爪工連有り、倭名同抄にも、靨を治縫工也と云ひ、相人を相工と書し、鍛冶(カヌチ)陶(スヱツクリ)者をも其部に收め、商人に對へて工人の稱有りて、其工を和名太久美と出でたれば、自餘の百工をも共に工と云へるなり、然れば舞伎樂人の類も、右と同じく工の部なる事知らる、倩此に巧作ニ俳優一と有る巧字は、謂ゆる巧レ言令レ色などの巧に同じかれども、意を用ひて聞くべきにや、右に云へる手組の義は、神武天皇御紀來目歌の下に、今樂府奏ニ此歌一者、猶有ニ手量大小及音聲巨細一、此古之遺式也と記させ給へる其に等しく、舞の手の限を盡させ給へるを云ふなり、然れば巧に言などと手伎ならぬ事に云ふは、借りて用ふるなる可し、倩今も舞伎などの其操(ノサワリ)を仕拵へたるを、仕組と云へる組も亦手組の組に同じ）〇作ニ俳優(ワザヲギ)一の下に古語拾遺には、相與歌舞と有るは然る事にて、右に云へるが如く此時に天鈿女命は、神樂の人長に御在し坐しければ、此場に侍給ふ八百萬神を率て共に歌儛に仕奉り給ひけむ事、次に云ふを見て知るべし、倩此に態招(ワザヲギ)と態咲(ワザヲコ)との二說有り、共に態(ワザ)とは、神樂晝目歌に伊加波加利、與支和佐志天加、阿萬天留也、比留女乃加見乎、志波志止止女牟、志波志止々女牟と有る和佐にて、其は神態の事なり、神樂歌次第に、先人長庭火乃前仁出來云鳴高々々（二度）次云不留末不、々々々々（二度）今夜乃夜乃御神態乃人乃長乎云々、次人長申云、男共令レ立女天各乃才藝了奴、今ハ御神態可レ仕之狀申多利、則白良唯稱了天歸レ座天、皆了、次給ニ御神態一と見え、其裏書には音頭乃人各勞拍子遣取御神事遣始牟と有るを、次に一取物、九種、榊幣杖篠弓劍鉾杓葛、（但不レ用レ葛）各雜拍子九離拍子十、次韓神（拍子廿本末十）次御遊了天酒司（二度）坏給則了、次舞仕（下略）と有りて、御遊卽ち御神態なるなり、內侍所御神樂次第には人長起舞と有る是なり、（其は海宮遊行章第八ノ一書には、若浴レ我者、吾生兒八十連屬、

不ㇾ讀詩之弊也」[illegible]同一光に[illegible]、彼ノ[illegible]人ヽと見え
たる、俳人を[illegible]と云ふも、其[illegible]
今俳人の[illegible]
上に云ふが如く[illegible]
作られたるなり。[illegible]
るなり、又上に云[illegible]
書に、[illegible]
は、其[illegible]
[illegible]
て、[illegible]
[illegible]
にて有るべき事[illegible]
有にも引けり[illegible]
き、如くなれども、然に[illegible]
[illegible]

レ膝時則擧レ足、至レ股時則走廻、至レ腰時則捫レ腰、至レ腋時則置二手於胸一、至レ頸時則擧レ手飄レ掌、自レ爾及レ今曾無二廢絶一と有る、此は兄の伎を慕ひたむと爲しかども、弟尊の嘲笑ひ給ひし故に、其共言をも爲し給はざりしから、其溺苦しめりし狀を擬ひ戯儛して、其弟尊に近習き奉らむと爲られたるなれば、此も同じく態招の義に於て少かも異ならざるなど思合す可き者なりかし、（又寺字を神武天皇御紀に安右見流と訓めるに、俗に作引出すと云ふ事なり、其背北々の背は虛にて、實ならぬ事を成しつゝも、其を實と思はせて出さしむるに同じく、此の態招も日神をして怪しませ奉らむと謀りし者なれば、種々の態も有りしなる可し、通證に古語招二致寄態一也と云へり、然る言なり、但此俳優の字は、禮に宋玉曰、齊楚之宮中之樂、俳但侏儒戲二乎前一、文列女傳曰、夏桀求二四方美人一、積二之後宮一、收二倡優侏儒狎徒能爲奇偉戯者一聚二之於房一、造二爛漫之樂一と見え、通典に云俳優雜戯、侏儒短小之人、如二漢武之東方朔一などと有るは、此字の據には有れども、古等は然しも態招の事ならざれば、能合へりとも聞えず、）又一說俳優を態咲と云ふは、其加志は古事記に此時の事を、爲二神懸一而掛二出胸乳一、裳緒忍二垂於番登一也、故爾高天原動而八百萬神共咲と有る如く、人の聽おて得爲まじき事を成して、八百萬神に笑はしめて、日神に奇しと思はせ奉らむと謀りし言なり、其加志の言は、古事記開化天皇大御歌に和賀許々呂志、伊夜袁許邇斯弖、伊麻叙久夜斯岐と有る袁許を、書紀には古俗の許として、乎古と見えたるは咨心の義なるなり、其を神武天皇御紀に、皇軍大悅、仰レ天而咲、因以二是日一と有りて、伊那波撰、伊那波撰、阿々時夜竭云々と見えたるに、古事に阿々、私記曰咲聲也、時夜竭、私記曰猶レ言二乎加志一と有る、乎加志は右の時の言を註せるにて、咨と云にかゞ同し、其時夜は其也にて、中古の文等にも見えたり、然るを古学

記には竟々、志夜胡志夜、此者伊能碁布、阿々志夜胡志夜、此者嘲咲者也と有る、此二の志夜胡志夜には其也可笑也にて、皇軍の大に悦びて嘲咲ふ事なるを、袁知志夜の袁を略ける者にて、紀記共に其義然しも異らざる者なり、新撰字鏡に可咲見禰貌、阿奈乎加之と有るが如く、袁知志は見禰貌と有る其意にて、他の袁許なる状態を見て、自ら笑ふ事の可咲る意なり、又自の心に嬉しくて貌に表はれたるを、他より見ても云ふ語にして、笑むる方にも云ふは、皆ヲ是二種にも為しといふ事に、然して其のもまだ云ふが故に、共に袁許とも乎加志とも云ふなり、催馬樂に、伊勢咸囲也と云ひ、通證にも、神楽之妓樂者、猿女氏所相傳之樂也とも有るが如く、咲ひを神楽に取らむとて、其く戯ふれ給ひて、我にも非ず甚く酒落ひ給ひけるを以て、慰咲の義に取るも、其謂れ有ることなり、故に思ふに其事には戯謔の義、後には嘉咲の意にて、各用所は異なる言ながらに、打合ひて俳優の事を云ふ一種の名とは成れる者たるにこそ、又右の袁知志を、古事記には人咲と作り、又名義抄に可咲を袁加志又阿那袁加志と見え、可咲をも袁加志と有り、字鏡集に廓を、袁加志以久と有るも同言なる可し、中古の書にも、袁許とも袁許賀麻志とも有り、文選に禮延の字を袁許賀麻志と訓みたるを、註に謔度之貌又云謾誕也と有るなども物の差しきに通へる意にて合へり、又苟作俳優に、相共て古語拾遺に何與歌舞と有り、倭名類聚抄五巻に載する呉本古語拾遺に、即天岩戸前、本方天鈿屋倶舎、末方天鈿女命、人長天鈿女命と云ふ事の有るは、右に云へるが如く、天鈿女命を人長として、外に宿禰萬歌舞者手などに仕奉る神等を除きては、皆神等も相共に歌舞し仕奉られしなりけり、古事記には、皆神等の共に咲ふとは無けれども、云、事之實は同じの事に通て、高天原動而、八百萬神共咲、於是天照大御神以為怪、細開戸、而内告者因

吾隱坐一而以ニ爲天原自闇亦葦原中國皆闇ニ矣、何由以天宇受賣者爲ㇾ樂、亦八百萬神諸咲と有るを以て見れば、共に八百萬神も遊び給ひし事知らる、又拾遺の崇神天皇代に、仍就於倭笠縫邑、殊立ニ磯城神籬、奉ㇾ遷ニ天照太神及草薙劒一、令ニ皇女豐鍬入姬命奉ㇾ齋焉、其遷祭之夕、宮人皆參、終夜宴樂、歌曰、美夜比登能、於保與須我良爾、伊佐登保志、由伎能與呂志茂、於保與須我良爾。（今俗歌曰、美夜比止乃、於保與曾許侶茂、比佐止保志、由伎乃與保志茂、於保與曾許侶茂、詞之轉也）と有る、此歌神樂譜にも出でたるが、此に其場に侍らふ宮人等、皆共に終宵宴樂しけるなど思合す可し、其後世神事に遺傳はれる一二例を今擧げむには、鎭魂祭儀に、御巫覆ニ宇氣槽ニ立ニ其上一、以ㇾ桙撞ㇾ槽、毎ニ一度畢ニ伯結ニ木綿鬘ニ訖、御巫舞訖、次御巫猿女舞訖、次宮内丞一人、次侍從二人、次内舍人二人、次大舍人二人、舞訖復ニ本座ニと見えて、業共に舞ふ事有り、又太神宮式三時祭條に、齋内親王拜樂官以下再拜拍ニ八開手一、次拍ニ短手ニ再拜、如ㇾ此兩遍（中略）訖入ニ外玉垣門ニ供ニ倭儛一、先神宮司、次禰宜、次大内人、次幣帛使、次齋宮主神、次寮允以上一人（酒立女一人持ㇾ拍、一人持ㇾ酒、毎ニ儛了人ニ令ㇾ飮ニ拍酒一、但作酒立女齋王參ㇾ祭之日采女供奉、或用ニ女孺一、不參之時用ニ禰宜内人等妻子ニ）次禰宜大内人妻訖、齋宮女孺四人供ニ五節儛一、次鳥名子儛と見え、内侍所御神樂次第にも人々皆著ㇾ座、次神樂各借ニ陪從五位笏一枚一打ㇾ之、次賢木御幣韓神了、人長起舞云々、次人長起召ニ才男一、數人ニ一進奉ㇾ仕畢、人長退、次左井八利、次星、次朝倉地下陪從歌、次其駒、次人長起舞（下略）などゝ有りて、此に侍ふ限の人々も、相共に歌舞の事に仕奉れる趣なるを以て、拾遺に巧作ニ俳優ニ相與歌舞と有るは、共に八百萬神の所作に有る文なるを考合す可き者なりかし、（但内侍所御神樂の事は、儀式にも式にも載せられず、江次

所に於て見えたる、自三卷至四卷紀十二月自御嫁娶と見え、又中根源にて此御嫁娶に、御所の御時まで有ま
る、踏年に行はれ、承保より行はふ、今々の事に侵りに行り と有り、又十二月下旬被成御時に於て其宜の御りは
宇多の御時未だ侍賀を用ゐりし時、帝し給ひけるに、貫簇六月御理と成て御時某を始むべき由申されけるに、我は無
やうの事聊り侍らで闘門に申さすは と申されければ、我は有りて申さりとて止り給ひけるを、我は無くして思費も
寛る是故に御かせ給ひければ、寛平元年十一月より臨時祭を始め給ふと見え、又三月中午日石清水臨時祭を始に、
三年と云西月廿八日始めて此臨時祭は有りき、此は冠にし年、藤門系道長の事有りし時所中さけるにて、其東宴
の昔に臨時の祭を卒ゐる と有りて、此二の臨時祭、共に賀茂の祭を以て行はるゝ事たるを、別く後れて始まれる
事には有れど、皆に御世の散弊不祥くあれたる所にし有りければ、賀式暦法読書の如く為り。）○陵雲と云ふ事の出
ほしく、心此時の御神に逢ける事、右に引ける通證に、凌雲之謂雲者、陵有民所相持之墓也と有る所如し、本朝事
始に、欽明天皇御時（或作、乙丑年作、哉此云結音）送之（作践、見文作二丁年也）以兵部凌雲を昔之謂也 但
今執達者以天穢畏宮也、雖三國有、浄天陵之陵、上古已以凌天雲事、縛、清府目録例之発也と見えたる由、心
得難き事なれど、今之を註し云へるに、其の関係と云ふ有るを見るべし、然るに此は今書ける書に見
えざるは説えたりけるにこそ、欽達に疑へ云に或は凌雲と云ふ可く、凌は字書に有りなり、手写し結天番由之小
官奏、南方云之有隻時、又音寸一説凌天言為也、是又凌字云々、上云凌天寸之凌天陵凌乗云々（今多人佐）手持
賀雲之字と見えたれ、然に御はる宝御る時に奉固へて舞ひ給ひし其物なる事下に云へるが如し、林乗推物欲に後、

本、古乃佐々波、伊津古乃佐々曾、安礼仁萬須、止與遠賀比女乃、美也乃佐々曾、美也乃美左々曾（三句以下譯曲恩峯抄）、衞須賀、作止由利良加、古之仁左阿曾留、止毛乎加乃佐々、止毛乎加乃左々之）末佐々和介波、佐久[illegible]也毛女、止由賀波乃、伊志波布無止毛、伊佐加波良與里、伊佐加波良與里と有る、此等を以て舞ふ故に戯舞と云ふなる可し、然るに今號く衛者俠流俵之路也と云ふ事心得ず、篠は物名なり、其流は戯にて所作なれば、今號[illegible]者、俵流俵舞之路也なと無くては、聞え難文なり。神樂雨今淨て太神之神殿一と有るは謂れ有る事なり、其は舞楽を打振る事は、戯遊ぶ中にも妖氣を攘ふ所作なるにて、神樂譜に前張と云ふ有り、前に佐伊波里仁、古呂毛波所ぞ云々と有るは、初萩爾衣者將染と云ふ事なる、其に依りて一曲の總名と成れる如、誰しも思ひたゝめれども、如何は然る事にあらむ、神樂酒殿歌に、奈加止美乃、安末乃古須末乎、佐紀波良比、伊渡利志古曾波。云々と有る佐紀波良比にて、即ち割拂なり、大祓詞に天津菅曾乎本苅斷末苅切氐、八針爾取辟氐と有る是にて、俗に索麺と云ふ物の如く、草を束ねて本を結び末を亂して手草に為るを、打振りて舞ふ曲名なるが故に前張とは云ふなり、故神樂[illegible]神歌に、加良乎伎世武也は、客招に榊葉を兼ねたる由、上に云へるが如く。又其前張の曲の中に、[illegible]波方に[illegible]有りぬ可く、本綿志天の歌に伊奈乃保乃と有り、階香取に非名乃不志波良と有る。非名は地名、不志波良は柴原なり、薦枕は水草の菰に寄せて、譜を成したるなり、志都夜乃小菅は、賤屋之小菅なるを、本、志[illegible]夜乃已須介、加萬毛六、加良波於比牟夜、已須介於比牟夜。已須介と有り。篠波は右に云へる手草の小竹なり。殖春歌に、安左知可波良乎と詠入れたるに違ずなり。右の如く、其物に寄せて他の事を詠入れて、[illegible]しいれども、其、前張、榮、

剪、小實、箭、造手なども、本は千草の如く成したりけむからの事と見ゆれば、其物を採りて立舞ふに、即ち妖氣を避け不淨を攘ふ術なりしが故に、今「淨之太神之神殿」とは讀へたりし者とこそ見えたりけれ、（但し信西の書かれたりし古昔、然る採物の所作は亡くなりしか、唯其詞にのみ遺れるなめり、信西の神遊考に、「○舊譜記に、古神樂譜、昔武蔵御時、韓案之日被誦之云々、又朱雀院御時貞信公筆其之間、其の始め神樂云々と云へり、此は古より神遊に詠へる歌の有るに擬ひて、今京の始の人々數多詠替へしを、貞觀に其行しきを遮せられけむ、此を後に神樂譜と云ふなる可し、其後延喜の御時に、或は去り或は加へられしなれむ」と云はれたるが如く、古きを後に詠替へられし時に、其採物を除して世には阿波方と云ひ、世には神樂歌と云ふ事に成れりしより、然る千草共を以て妖氣を祓ふ古の手技の、世には知られず成りにけるにこそ、下に云へる前軍の事に合せ考ふ可きなり、右に云へる熊波の嘗なる事の由は、下に引ける古事記に謂はゆる、拂田島乳堂種思乎辨藤堂池と有るに更なり、伊豫國に熊名（クボノナ）と云ふ有り、時に久保乃名子波余曾比加伊布、久保乃名子波余曾比加伊布、曾良具良利、介不久奈布毛比乃、旦乃奈加乃比津女女、介不久奈布乎已悟と云ふも有り、宇治拾遺物語五（五丁）に、「堀川院御時内侍所御神樂の夜、仰事に家綱を召して、今夜珍らしからむ事仕う奉れと仰事有り、奉はりて急の行綱を招寄せて、仰事の様ら、家綱に思ふ様有り、庭火白く焼たるに、袴高く上げて、細脛を出して云々の様して、入らむと思ふは如何にと云へば、行綱然も有りなむ、然有れど公の御前にては、便無くやと云ひければ、家綱宜なりと同じく、殿上には何事や有らむと待たせ給ふに、家綱出て然せる事無き樣にて入りにけり、又舞ふて行綱召すと云へば、當に袴けたる氣色をして、膝を喫まで

掻上げて、細脛を出し、戦慄き震ひたる聲して、寄々に夜の更けて去々に、寒さに凍ふる様をし、振ふ真似らんと云ひて、庭上を十二三度許り巡り走りて入りにけり、上中下大揺動（オホカタドヨ）みけり、實に裸されたるは憐ければども、見物の中違ふ可くも非ずとて有りしに暴られさりけり」と有るなどの如き、鳴けたる事を演ずに出りて散楽（サルガウ）とは云へる者なり、（此事十訓抄七巻にも、「堀川院御時兄弟にて、家綱行綱と云ふ陪従有りけり、六優の猿楽共たりけるなど」と有り、陪従とは人長を主として、共に陪従へる由と聞り、内侍所御神楽式第に、定召人殿上陪従六人、地下加陪従六人、諸衛召人八人」と有る、此召人を云へるなり、藤原明衡主の新猿楽記には、上下官職者同猿楽、左右乳下垂、似夏牛鬪云々、謂閑大面如横虹梁、鳴高面似戴蘭笠、長八寸太円仕、組結附資如蟷螂咋付、帯縛筋脹如蝦蟆鼓行、関節栗木株、堅如鉄鎚、晩癡瞭萎などゝ、狂言綺語を記せるには、中業に然る戯れたりし事なるべき故なりけり、」借栗田口猿楽記に「抑猿楽と申す事を、昔人狂言綺語の戯とのみ思へり、然るに神道の随一にて侍る、其原を申さば、太神岩屋戸に引籠らせ給ひし時、八百萬神等歌を謡ひ、神楽を奏し給ひけるより、岩戸も開け、世も明らかに成りしかば、神を和らげ世を治むる事、此に過ぎたる事非じ、然れば今に至るまで、神社の前人の前、人の家にても祝言の始には、執行ふ事にて侍る」と有るは、幹林葫蘆集にも所見たる村上天皇の大御言に、諸神を敬ひ萬民を安する事、中楽に過ぎたるは無しと宣給へるが如く、然る戯ばみたる鳴呼の手振には、中々に神も愛で給ひ、怒れる心も和む者なりければ、天鈿女命の俳優して天照太神の御怒を解き奉らせ給へる歌舞なれば、世に賞しへ無き古例になむ有りければ、古精き漢風の理屈を離れて、直く正しき古昔の様を思ふ可き者なりかし、（此はしも日神の御怒斜ならざる時なるが故に、尋常

の理想を以ては解くべからざる事なるを以て、然る理解なる所説をして、八百萬神たちに笑はせて、日神の奇しみ給思す所へ、故り、賺し出し奉るなど、[illegible]せられたる事なり、思兼神の[illegible]は其に在るぞとよ」。諸讃美は、上に引ける本朝事始の趣に依る時は、ほしいままに[illegible]と言ひつつ事なり、然らん[illegible]ましく佗しけに云ぐと見え、枕草紙にも人近の[illegible]には云々、[illegible]とも其意云ひしを、故に[illegible]久と伝云ひはしかなりけり、内侍所御神楽の事に、或文に云、[illegible]之云云と有るを、[illegible]物了、[illegible]然人長立庭中、[illegible]、可往[illegible]云々、又下[illegible]之事[illegible]人長不[illegible]、[illegible]今[illegible]可往之[illegible]、[illegible]了と有り、[illegible]の光に[illegible]間に[illegible]と云ふ[illegible]有るが如くなる可し、江次第[illegible]に散楽[illegible]と云へれば、内教の散楽の字を専用ひられてこそ有りけり、且は全く散楽になむ有りける、[illegible]可[illegible]ず、右の[illegible]に村上天皇[illegible]御[illegible]に[illegible]、真[illegible]之[illegible]と宜はせたる[illegible]て[illegible]可笑しげなるが[illegible]の本意には有りける、源[illegible]に、散楽と申すは可笑しき[illegible]云[illegible]て、人をにくまはし得るぞかしと見え、[illegible]に種々の可笑しげなる戯れたる[illegible]の名[illegible]を挙げて、[illegible]と云へれば、人をも[illegible]しむる為の所為にぞなむ有りける、「但散楽と作るぞ、散を作[illegible]と[illegible]なし、[illegible]に然[illegible]あるに従ふ可し。此は[illegible]と云ふに、散楽[illegible]之善者、[illegible]也と有るを、取られたる者なれども、此散楽はしも右に云へるが如く、[illegible]しる人を

和らぐに、甚も止事無き所由有る歌舞にし有れば、然る野人の業とは日を同じくして云ふべからざる者なり。）（神楽は此に天鈿女命の俳優に起りける事に、上代本記に凡神楽起、在昔素戔嗚神奉レ嘗日神一行甚無状、（中略）即其天神伸レ手抗レ聲、或歌或舞顯ニ清浄之妙音一、供ニ神楽曲調一、當ニ此時一數解ニ神怒一、（中略）故使ニ其氏之胤一、猿女氏奉ニ來目命孫屯倉男女一、轉ニ神代之遺迹一、而今供ニ三節祭一、永爲ニ後例一也と有る、此事本縁にも出でたり、公事根源内侍所御神楽條にも、一大凡神楽の起は天照太神の天岩戸を閉て籠り給ひし時、諸神の祈申されけるに、天鈿女命眞拆葛を鬘として、蘿を手繦にして歌舞ひ、庭火を燎し古より始まる事なれば、吾朝の風俗神代の縁起、佗に別なる可きにや」とも有るが如く、鎮魂の式は更なり、總て世に行はるゝ神楽の所作は、本より此時の義を移されたる者なるが上に、謂ゆる態招に俳優の字を書かれたるより、人皆神楽と猿楽とを一にして、共に戯れたる歌舞なゝありと思ふは差しからざる可し、神楽は雅正(ミヤビヤカ)なるを云ひ、猿楽は剞戯(タハムレ)たるを云ふにぞ有りける、其は本朝事始に舞楽青海波(セイカイハ)（欽明天皇壬午始レ之、豐田直始舞レ之）星幾里々々、伊勢乃宇美等之神楽、駿賀舞（用明天皇二年始レ之、駿賀連製レ之）と有る、其青海波は唐の世に青海舞と云ふ有る、其か何にも有れ世に云ふ舞楽にて、我が古の物には非ざるが、星は催馬楽曲に謂ゆる明星をば、梁塵愚按抄及體原抄等に、星と揭書して下に吉々利々(キリキリ)と書せれば、星吉々利々(キャリキャリ)と尤に云續けたる名なる可し、伊勢乃宇美は催馬楽譜に、律に伊勢海と有り、此二は即ち神楽の部なり、次に駿賀舞は東遊に謂ゆる駿河舞の歌曲なるにて、右等は共に用明天皇の大御世に出來始まりけれども、其神楽の本歌はしも神世より以降、傳はり來れる者にて、更に後人の作意には非ざる可くなむ有りける。（右の欽明天皇壬午は二十三年に當る可し、豐田直は豐原直

を祀れるならむか、楽家に豊原氏有り、姓氏録左京諸蕃に、豊原連高麗国人上部王虫麻呂之後也、又右京諸蕃に豊原連高麗国人首比麻呂之後也と有れば、何れにしても高麗楽に韓国の音楽にて、皇大御国の物ならざりしなりけり、又右の駿河舞は今言ならず、国造本紀に珠流河国造、志賀高穴穂朝以物部連祖大新川命児片堅石命、定賜国造と有る、其裔に然る歌舞の事に堪能なる人有りしなる可し、倍駿河舞は東遊の部なるが、さきに仁和寺書目録に、風俗譜一巻、催馬楽譜二帖、神楽譜二巻と有れば、神楽と風俗と同じからず、其東遊と云ふも風俗の中の一種にて、儀式に国風と有る是なり、吾井存義説に「東遊と云ふ事は和舞の中にして風俗の部の一なり、其事の始は駿河国有度濱に神女降りて舞ふ事有りし由を申伝へ侍り、然ればこれを駿河舞とも申しき、能因法師が「有度濱に天羽衣昔着て振りけむ袖や今日の祝子」と詠めるなり、此舞をば駒牽又は大原野祭、祇園臨時祭の時に召されたる東遊の歌とぞ見えたる」云々」と云へり、故に右の駿河舞は風俗の部なれども、神楽の間又倭舞等も、此同じ人の手に成れるを云へるなり、源氏若菜巻にも「事々しき高麗唐の楽よりも、東遊の耳馴れたるは懐しく面白く云々」と有るは、外国の楽の喧噪は何の事とも知られぬを、此のは其事の明るく知るゝを愛でたるなり、又続紀十一巻に、筑紫舞と有るは、東遊に対へたる筑紫の風俗ならめども、今有る譜に伝はらざるなり」 倍神楽催馬楽等の譜に、音の長く引く所には引と書し、又各其音の下に、曲の要以宇表於の字を下に添書して、譬へば東遊求子歌に安波礼(引衣引引)千世也布留、賀茂能也之呂(於)乃(於)、比女古(於)末川(引)、安古禮(衣引引)比女古(於)末(安)川(引)、與呂川世(於)不止(於)毛(於)、以呂(於)者(安)可者(安引)良之、安波禮(衣引引)以呂者(安)可者(安引)良之と有

るは、恰かも西伎の樂譜に似たりと雖も、古事記白檮原段大御歌に疊々（音引）志夜胡志夜、此者伊碁能布曾阿々（音引）志夜胡志夜、此者嘲咲者也と有りて、疊々阿々に音の引く標を付けたるに、御紀に此歌を記されたるには有の句共を漏らされたりけれども、是謂二來目歌一、今樂府奏二此歌一者、猶有二手量大小及音聲巨細一、此古之遺式也と見えたれば、其曲節(フシ)の定格有りて、古より正しく傳はり來つる者なり、然れば、八洲起元章に所見たる唱和の御詞をも、古今集序に、「此歌天地開け始まりける時に出來にけり」と有りて、其本註に、「天浮橋の許にて妻神夫神と成り給へる時の歌なり」と註されたれば、實に歌の始なり、彼天柱を往巡坐せるは婣婚の大禮にして、歌儛の事には非ずと雖も、其第十一書に陰神（中略）便握二陽神之手一、遂爲二夫婦一と有るを以て思ふに、唯に唱和の御詞有りしのみとも見えず、必ず御所作も御在し坐したりけらし、偖其御詞は僅に十言なるを、物に書附たるを見るが如く有りなむには、甚延(ハヘ)無かる可し、必ず其曲節を添へて詠言(ナガメゴト)爲させ給へりけむ事、此の神樂の例を以ても想ふ可き事なりかし、又古語拾遺に、凡鎭魂之儀者、天鈿女命之遺跡と有るは、此の故事に依れるを、天孫本紀に、凡鎭祭之日、猿女君等、主二其神樂一、擧二其言一、大謂二一二三四五六七八九十一、而神樂歌儛と有るも、擧二其言一大謂と云へるは、大に詠言爲るを云ふなり、斯れは唯に其劒戲言へるのみを、神樂と云ふには非ず、其雅正にして紀律(ノリ)有るをなむ神樂歌とは云ふなりける、然れば今傳はる歌は後に出來れるも少からざれども、其曲節又手量の事に於ては、猶神世の遺風にして、更に唐高麗等の所作を學べるに非ずなむ有りける、顯宗天皇御紀室壽御詞の所に、天皇遂作二殊儛一と有る下に、殊儛古謂二之立出儛一、立出此云二多豆々一、儛狀者乍レ起乍レ居而儛レ之と有る、此を養老私記に今東舞是也と有り、又其事を古事記には、爾遂兒儛

此式承符傳時、傳ㇾ詠曰云々とも有るが如く、言を詠め起し居まして彼ふ事、言に在りつるを思ふ可くなむ、一書の
三元本國号に而に掲たる如く、彼日度を取り給ひし言の正義等は、悉に我が神道の義に附會し給へる由なるが、竹堂
紀年、大史記氏作二五玄之妖一と有る事に、外記曰、斉作二競作歌扶桑一以二天下之人一、今按に立木、赤日二立葉、吉備
赤日、或二扶桑之妖一、即是之扶桑也、本元亦相同、備之與同二玄冥之一と云ひ、文言等の書を成造と云へる、
扶桑は日本の事なれ、或説は我が蓬萊門なる井師說の如し、然れば扶桑説は彼國の言葉の祖なるが、我皇國より
傳へたるを以て、神樂催馬樂等の詩の曲節なども、彼に似たるは我が似たるにて、我が似たるに非ざる事を覺る可
し、（催馬樂の曲節の事は、樂家録卷九十卷に、節博士之事、或曰、曲調節博士者、其名則用音一也、蓋二者連續之
者、音節高下短長以合二于樂一故、節二寫之一而可二以唱一乎、凡吹二節者、唱樂必有二高下一、卑二之爲節一、嘗記二節字一也、然二
旨調一者、以二此調二高下一、而可二合之一、寄記二節字一也、二節為畧、世々以二律之高下為節一、本以二其中大指小指一
爲二之節一者也、是亦有二高下一、即二大拍小拍者等之高下一、然則其節也と云ふ事有り、神樂催馬樂等の字の左右に、工尺譜
を附けて曲節を示したるを云ふなり、）催馬樂歌の甚古くして、神世の傳なるは、右に引ける一二三四五六七八九十の
歌なるが、此は後世鎮魂祭に用ゐるのみなり、其の意は下に云ふべし、又神樂譜に所見たる阿知女法に、本方阿知
女於々々末方於介と有るなども、天鈿女命の立舞はれしを、八百萬神の取囃し給へる古言の遺れるなり、〔本上に引
ける神樂採物歌に榊、「榊葉乃、香乎香久波之美、止米久禮波、阿女仁萬須、止與遠加比止乃、宮乃美天久良、美也乃美天久
良」杖、「吉乃、津惠波、吉川吉乃川惠奈里、吉女仁萬須、止與遠賀比女乃、美也乃川惠奈里、美也乃川惠奈里」弓、「古乃

佐々波、伊津古乃佐々會、安倍仁萬須、止與賀比女乃、美也乃美佐々會、美乃美左々會ニ祥、「吉乃、保古波伊川古乃保會、安女仁萬須、止與遠可比女乃、美保古會、宮乃美保古會」と見えたる、此幣枝篠榊の意にしも、意も詞も甚古く雅正にして、今現に採る物を指して、天上に坐す豐岡姫神の御物と云ひ成す事は、祝詞に故皇吾睦神漏伎命神漏命以皇御孫命能 宇豆乃幣帛乎 稱辭竟奉久以宣と有ると、同じ意味なる歌なりけるは、高千穗宮より以降に用ひ行はれ來つる、古き神樂歌なりけむとなむ所思へたりける、斯るに神樂の取物九種にて、榊幣杖篠弓劍鉾杓葛なる中に、僅に上に舉ぐる四種には、右の如く止事無き故由を傳へたる唱歌の有るに、自餘の五種の歌の、甚く後れたるに就て考有り、榊は幣帛を取懸くる料なれば、古には幣とは別たざりしならむ、弓劍杓は後に加はれる者なる可し、葛は此に天鈿女命の身に裝ひ給へる物なりければ、古には採物とは爲られざりけるにて、右の五種の歌には古には非ざりけむから、後世其式の甚く大に成れるに就て、次々に其唱歌は出來成れるにぞ有らむずらむ、其は或樂人家記に、神樂催馬樂曲之事、家傳云、淡海三船撰レ之、多氏へ相傳ふ、右近將監多自然麻呂神樂催馬樂之祖也、故に神樂の時、今に榊を取りて人長を勤む云々と見えたる淡海三船主は、養老より延暦の初に亙る人なり、又體源抄に舊神樂譜、昔貞觀御時被ニ撰定一と有るを、催馬樂磯等前の下に此時貞觀神宴之時撰定歌と見え、又東遊譜與昔に延喜二十年十一月十日勅定と有り、又催馬樂朝倉の下に、延喜二十一年勅定也、神樂遊仕時ハ榊音振など有り、此事悅目抄に、「朝倉や木丸殿に吾居れば、名乘を爲つゝ行くは誰子ぞ」、此歌は天智天皇の御歌なり、是を民其聞留めて謠ひ初めけるなり、其を國々の風俗共撰定められける時、延喜の神樂の歌にも加へられけるに、謠ひ添へられけるなり、其曲も其時加へられたり

とぞ云へること見えたり、又體源抄に、朱雀院御時、貞信公攝政之間、被ㇾ始ㇾ御神樂ㇾ云々と見えたれば、其々に其事の多く成りぬる事固らけし、故に奥義抄にも、神樂は神代より有る事なれども、歌は遙に下りたる世の歌共にこそ侍れ、節々に人の選び利めたるにこそ云々、と云はれたる如く、後人の手に多く成れる者なれば、分けて其も後を知らされば、誠に其古き者なりかし、（古より禁内に傳はれる歌曲甚多く在りけらし、古事記古代紀共に既に見たる、下照姫命の歌を夷振と云ひ、返歌も宮人振天田振など見え、又續紀に天平六年二月癸巳朔、天皇御ㇾ朱雀門ㇾ覽ㇾ歌垣ㇾ云々、以ㇾ本末ㇾ唱和、爲ㇾ難波曲、倭部曲、淺茅原曲、廣瀬曲、八裳刺曲之音ㇾ云々と有り、又古今集大歌所歌に、近江振、水莖振、四極山振など有るに、其曲節の事を振と云へるなり、又其神樂の事に就て、催馬樂譜相承に、左大臣雅信公號ㇾ一條ㇾ又號ㇾ鷹司ㇾ音樂堪能、一代之名匠也、見ㇾ大鏡ㇾ催馬樂譜此大臣作ㇾ之、是樂家之祖也と見え、又同書譜卷尾に或抄云、延喜二十年依ㇾ勅定ㇾ右近少將藤原忠房作ㇾ催馬樂ㇾ云々、然多分雅信公所ㇾ作也と有り、編中抄一に、「催馬樂譜は一條左大臣雅信公の作られたれば云々」、同四に、「催馬樂譜に一條左大臣の時こそは認めて、律呂の譜も定めらるると承はれ云々」など見えたるが如く、大凡今の神樂の譜物は、古今集以後の選集に入りたるなむ多かりければ、今京に至りて、古の曲を改めて譜加へもせられたりし者なりけり、）故神樂採物歌を次々に擧ぐべし、神歌に、本、佐加幾波乃、加乎加久者之美、止女久毛波、也介宇加比止爾、萬止保世利計留、萬止保世利計留と有る、此歌拾遺集神祇部に出でたり、佐加幾波は上に出づ、也介宇加比止は八十氏人にて、其御神樂の場に侍らふ人々を云ひ、萬止保は圓居なり、末、加美加幾乃、美牟呂乃也末乃、左加幾波々、加美乃美末戸仁、之介利阿比仁介利、之介利阿比仁介

利と有る、此歌古今集に出で、又六帖に貫之神樂と有りて、初句「神垣や」と見えたり、神垣は神籬にて、此ぞ神の宮所と卜結ふ限を云ひて、其御殿を御諸と云はむ爲なれ、御諸山の事は餘說出雲段六一書の傳に云ふべし、又裏書云、或本神木歌とて、本、左加支波仁、由不止利志天々、多加與二加、加美能美年呂乎伊波比所女介牟と有る、此歌拾遺集には、「榊葉に木綿垂懸けて誰世にか、神の御前に齋ひ初めけむ」六帖誰か如此と有り、末、志毛也多比、於介止加禮世奴、左可支波乃、多知左可由べ幾ユ可美能支禰加毛」一本には二句於介止毛加禮妙と見え、六帖には結句加毛を加奈と有り、又六帖一に神樂を貫之歌に「足曳の山の榊の常葉なる、陰に榮ゆる神の木根かも」又「榊葉の常葉にし有れば長けくに、命保てる神の木根かも」と有るに依れば、全く貫之主の歌にて有りけり、然れば此榊歌は、上に謂ゆる延喜の勅定などに依りて定まれるにて、古來傳はる歌は無かりけるにこそ有りけめ、（賀茂翁說に、「可美能支禰とは巫女の事にて、禰宜女を約めたる事と聞ゆ、榊葉の榮ゆる事に寄せて巫女を祝ふなり」と有り、年中行事祕抄に載れる鎭魂歌に伎禰伎古字と云ふ一句有る伎禰は、右と同じかる可し、右の本歌に、「榊葉に木綿取垂て」と有るは、此に見えたる太玉串の遺制なるにこそ、下古語拾遺の飫憩木葉を云へる所考合す可し、）又幣は、本、方美天久良波、王加仁波阿良須、阿女仁萬須、止與遠加比女乃、宮乃美天久良、宮乃美天久良と有る、一本には宮を神に作れり、河海抄少女卷に引かれたるには、三句天に左須」と有るは誤寫なるにや、末、美火久良仁、奈良萬志毛乃遠、須べ加美乃、美大仁止良禮天、奈津佐波萬之遠、奈津佐波萬之遠と有るは、上に記せる本方の古歌有るに、詠添へたる者なり、一本には終の二句奈津佐波留戸久と有り、俗此歌も拾遺集の神樂歌にも載りたり、（幣帛は神に捧ぐる物なれば、神の御手

に取給ふ意を以て詠めるなり、奈津佐波萬之道は、萬葉三卷四十八丁に、吉野川、奥名豆[illegible]、五十一丁に、菖花、香付之、牛留鳥、名津匝來與、四卷十六丁に、鳥白物、魚津左比去者、九卷二十一丁に眼付者、魚津左比賣、十五卷十一丁に安氣久尚婆、於伎尚奈都佐布、十三丁に奈保等里能、奈豆左比由久婆、廿四丁に奈美能宇倍由、奈豆佐比伎爾氐、十七卷四十五丁に可賀里左之、奈豆左比能保流などの奈豆作布にて、物に泥しみ馴れて添ふを云ふ言なり、〕杖は、本、吉乃津恵波、伊川古乃川惠曾、安太仁萬須、由與遊賀比女乃、美也乃川惠奈里、美也乃川惠奈里と有る美也を、一本には神と作り、末、安不佐加遠、計佐古衣久倍波、山人乃、[illegible]仁久[illegible]多留、也萬川[illegible]曾古[illegible]、山杖付古[illegible]と有る、此歌拾遺集に出て、又樂府樂抄假源抄等に出でたるは、下句、千此世川計止天、[illegible]留川惠奈里、[illegible]留川惠奈里と有る、山人は、賀茂翁説の如く萬葉九(九丁)詠仙人形一と有りて、常之陪高、夏冬往哉、表衣不看、山住人、又二十(十丁)先太上天皇云々、卽御口號曰、安之比奇能、山行之可婆、山人乃、和[illegible]志米之、夜[illegible]刀曾許[illegible]、舍人親王應詔奉和歌一首、安之比奇能、山[illegible]由伎家牟、夜[illegible]妣等能、情母之良受、山人夜[illegible]と見え、萬歌に安奈志乃也萬乃山人止など有る山人にて、謂ゆる仙人の事を云ふなり、王[illegible]仁久[illegible]多留は我[illegible]授有るなり、卷十五に云へるが如く、上章第二一書に可レ以レ授レ予レ矣と有るを、舊訓に以授を久[illegible]と訓めるに同じ、土佐日記に[illegible]も來たり酒など久留と見えたり、又或説、杖、本、安志比支乃、也萬乎左可志美、由不川久[illegible]、左可志[illegible]、川惠仁[illegible]利津留の結句、一本に[illegible]利を川支と有る方宜し、由不川久留左可支文仁、上なる或本神不太仁、左可支遠仁、由不止利志天々と同じく、太幣帛の事なり、榊を杖に[illegible]く事は、神功皇后御紀に、御名乘坐せる天照大神の荒御魂の木御

名を、撞賢木、嚴之御魂天疎向津媛命と申奉る是なり、傳八を見る可く、又此杖に就て説有り、下に云ふ可し、末、爪女加美乃、美也萬乃川惠止、也萬比止乃、千止世乎以乃利、麦連留美川惠所と有る、此は右の安不佐加達云々の歌と本は異ならざりしなる可し、（皇神の御山とは、神靈の住ませ御在し坐す山を云へるにて、右の神歌の末なる、御諸山此に同じ、皇神の御諸に奉るとて、仙人の千年を祈り祝て作れりとなり、大凡仙家の事を能く云ふは西蕃の常にて、其には種々の怪談奇説も多く交りて信み難きを、此には唯大らかに云取りて甚實たしかし、）篠は本、吉乃佐々波、伊津古乃佐々曾、安村仁萬須、止與遠賀比女乃、美也乃美佐々曾、美也乃美左々曾と有る、安村は天の轉なり、美也を一本に神と有る事、上の例の如し、一本又梁塵愚案抄、體源抄共に三句以下を、止禰利良加、古之仁左加禮留、止毛乎加乃佐々、止毛乎加乃左々と有る、止禰利は職員令内舍人の下に、掌ニ帶レ刀宿衛供ニ奉雜役一、若駕行分ニ衛前後一、左大舍人寮義解に謂ニ大舍人是供奉之人一と見えたれば、供奉などの時に、鞆を腰に懸くる者たるが故に、序と爲るにて、萬葉十六（二十丁）に、懸有友云ニ佐家禮流一と見え、又和名抄郷名に山城國乙訓郡鞆岡（度毛乎賀）と有る是にて、下に節折の竹の事に就て引ける、清少納言枕草紙にも一岡は鞆岡篠の生たるが可怜一と有りて、昔より篠に名有る地なるなり、此は右に本より篠の歌の有るを、下句其頃採用ひられたる篠の出所に取換へて栽レ用たり、此を其歌の甚古かりけむ事を知るべし、末、佐々和介波、曾夫古曾也禮女、止禰賀波乃、伊志波布無止毛、伊佐賀波良與里、伊佐加波良與里と有る、止禰は和名抄郡名に上野國利根（止禰）と見え、萬葉十四（十三丁）上野國歌に、刀禰河泊乃、可波世毛思良受、云々と有る是なり、然れば此は風俗歌などなりけむを取用ひられたりけるにか、又實説の往、

本、佐々乃波仁、由美布利川毛呉、與山乃與仁、由具乃安加比是、須宿可本乃ら作と有る語句の作方、安軍真書歌には抄に作れり、由與乃安所比、下なる乃佐にも有り、此は豐明の事なるべし、豐樂院にて行はるゝ新嘗會歌に、大歌并五節舞を奏する事見え、又萬葉十九(四十二丁)に、安夜布之、吾大皇乃、神奈我良、於毛保之之賀志、豐宴、見爲今日者、毛能乃布能、八十伴雄能、嶋山爾、安可流橘、宇受爾指、紐解放而、千年保伎、保伎吉等餘毛之、惠良々々爾、仕奉乎、見之貴者と有るなどを合せて、豐遊の意を思ふ可くなむ、矢、美川加麦乃、加美乃美與々里、佐々乃波手、太布作止々利天、安所比介良志毛と有るを布作止は、一本多治比真人吉備衆技、豐遊のみ共に仁と有り、美川加麦乃は、樂沖説に、萬葉四(十四丁)に、水垣之、久時從、憶寸吾者、十三(十二丁)に、瑞垣、久時從、戀爲者など、久しき意に續けたるが如く、此も其意なりと云へるが如し、多布作はなく作る誤れるなり、古事記に手草結天香山之小竹葉而と云ふ事有り、上に云へる事共を考合す可し、(此を本の作に多布作と作る時は、萬十三卷に云へる如く、瑞珠盟野草に瑞字を多夫作と訓めり、後撰集に遍昭が、「折つれば多夫作に穢る立ながら、三世の佛に花奉る」と有るも、手折る時に手に觸れて穢ると云ふ事にて手觸を云ふに非ざればなり、猶而く考ふ可し、猶又此に美川加麦乃と云ひて、久しき古の事と爲るは、後世のも日本書紀青丹吉などは必ず山と受け奈良と續く定當なるに、萬葉二十卷四十四丁に、是日本能、石根許其思矣、八卷二十八丁に、是引乃、許乃間立八十一、十一卷三十丁に、是檜乃下風吹夜者、十七卷四十六丁に、安之比奇能、手底持許乃毛爾などりて、是日本を直に山の事とし、又五卷六丁に、阿手爾與斯、久奴知許等共等と有て、此は奈良の事に係けて中洲を阿手爾與斯と云へる類にて、奈良京の末より今京の始に至りて然る例と成

れりき」）弓は、本、由美止伊倍波、志奈々支毛乃遠、安川佐由美、萬由美川支由美、志奈毛々止女須、志那毛々止女須と有るを、一本に末句、志奈古所安留良之と見え、又一本及梁塵愚按抄、體源抄等には、志奈古所古所安里計禮と有り、此歌新勅撰集に載られたるには、「結句「品も無し」と有るは聞え難し、賀茂翁說に、「梓弓槻弓と其本に依りて種類の差別は有れども、唯に弓と云ふ時は、何の事も別ず聞ゆと云ふ事にて、志奈とは種類を云ふなり」と有るが如し、末、美地乃久乃、安津佐乃萬由美、王鶴比可波、也宇也宇與里古、志乃比志乃比仁、志乃比志乃比仁」此歌古今集採物歌に見え、又梁塵愚按歌、體源歌共に、「陸奥の安達の檀弓我引かば、末さへ寄來忍々に」と有り、萬葉七（三十二丁）寄レ弓、陸奥之、吾田多良眞弓、著絃而、引者香人之、吾乎事將成、十四（十六丁）に美知乃久能、安太多良末由美云々など有る阿太多良を、和名抄郡名に陸奥國安達（安多知）と改れる、其に因りて謬れるなり、又裏書に或弓、末、佐川乎良加、毛多世乃末由美、於久也末耳、美加利須良志毛、由美乃破須美由と有る佐川乎良は、海宮遊行章の海幸彥の類にて、狩獵の人を云へり、萬葉十（五丁）に、佐豆人乃、弓月我高爾、又（三十九丁）山邊爾、射去薩雄者、又（四十丁）山邊庭、薩雄乃禰良比など有る是なり、又一（二十六丁）に丈夫之、得物矢手插、六（十四丁）に御獦人、得物矢手挾なども見ゆ、又、本、與毛毛萬乃、萬毛利仁多乃牟、安川左由美、加身乃加良仁、伊萬之川留加奈、或本に二三句、比止乃萬毛利二、須留由美遠と有り、拾遺集神樂歌には、「四方山の人の寶に爲る弓を、神の御前に今日獻る」と見えたり、弓を寶と云ふ事は春日祭詞に、貢流神寶者御鏡御横刀御弓云々、平野祭詞に進流神財波御弓御太刀云々と見えたり、此は武用に供ふる弓を、今神財として奉る由の意なり、末、安川左由美、波留久留古止仁、須女

加美乃、也與乃安所比仁、安八武八武也所於母不と有る、豐運は上たる律歌にも有り、酔事に就て豐宴（トヨノアカリ）する事なり、（俗に與毛萬乃を賀茂齋院に奏人の四方八方かと云ふ説を載せられたり、是花物語花山巻に、「今年は世中に揺物と云ふ物出来て、與毛也萬の人上下病み罵しる云々」と有るを、古本に與毛也毛と有り、又俗に四方山の物語すると云ふも、山の事を謂るに非ず、四方八面の事共を語れるなれば、此に與毛也萬と有るも、其意に通ふ可からむ、下なる斉歌に同句有り考合す可し、）歌は、本、志呂賀禰乃、女奴支乃多千遠、佐介波支天、奈良乃美也古遠、禰留波多賀古曾、一本に末句、禰利和多留加奈と見ゆ、此歌又拾遺集に出でたり。禰留波の禰は也と有り、志呂賀禰乃女奴支は目釘穴を貫く釘を、銀以て物為たるを云ふ、傳三十に註せるが如く、春記長暦三年に實頼朝方乃如不止乃間乃釘乃片方抜落了と有りて、其釘の事を凡銀者插入也有レ釘頭と云へり、中右記寛治八年の下に、目貫の事を云へるに、目貫之穴二と有り、然る時は此二の一を以て、片方とは有に云へるなるべし、禰智は萬葉九（三十五丁）に、劔太刀乃、手頭押禰利と有るは、劔柄を押して靜かに歩進み行く事なるが、其と同じきが、文選に遥遥字をも禰智と訓みたるを、註に徐行也と有る、是にて其も靜遊ぶ事に云へるなり、末、以曾乃加美、不留也遠止古乃、多知毛可奈、久美乃遠志天々、美也知加與波牟、美也知可與波牟と有る、此も拾遺集に載れり、俗利句は石上に地名の布留に係れる發語なり、不留也は振也にて、古事記明宮段、吉野之國主等瞻二大雀命之所レ佩御刀一歌に、波加勢流多知、母登都流岐、須惠布由と有る布由は、振なるに同じく、此は腰佩たる太刀の末方の振揺くが勇ましきを賞たるなり、細緒をもて云へるにて細緒と云ふは和名抄服玩具に綬、[illegible]記註に云綬（音受和名久美）所下以貫二珮玉一相承上也、又用二組字一（音

具）と有る、此は太刀の鞘に垂るゝを云ふなる可し、播磨風土記に景行天皇の御佩刀之八咫劔之上結爾、八咫勾下結爾麻布都鏡繋と有る勾の字の下に、決く玉字を脱せるにて、玉をも太刀の装束に着むと希へる由なり、又或本歌に、本、伊波比古之、加美波未川利川、安須與利八、久美乃達志天々、安所べ太知波機と有るは、親來し神は祭り畢り明日よりは太刀取佩て神樂せむと、物部の五人に誘合へる義なる可し、末、於支川支仁、須色加美多知遠、伊波比古之、古々呂八伊萬會、多乃之加里介留と有る、於支川支は萬葉三（四十八丁）に奥城手、此間登波杼、又間々能手兒名之、奥津城處、又（五十七丁）吾妹子之、奥城常念者、波之吉佐賓山、九（三十三丁）に處女等賀、奥城所、又妻問之、菟會處女乃、奥城叙此、（三十五丁）奥津城爾、妹之臥勢流、又（三十六丁）奥城手、往來跡見者、哭耳之所泣など有りて、右等は何れも人の墳墓を云へれど、古は奥津城にて墳墓の名には非ず、神の御靈を奥まりたる御室内に令坐奉れる、其言を借用ひたりし者なり、此本末を誤る事無かれ、（賀茂翁說に「於支川支は奥城にて、人を葬むるをも云へれど、此を思ふに奥深く祝ひ奉る御室をも云ひしなり」と云はれたるは、奥城の字に當れる言と思誤られしなりけり、葬地は墓と書きて、波加と云ひて事足りぬるを、殊に然しも云へるは、其靈を祭る如きに云ふと聞ゆるなど思合す可し、偖右の不留也を同說に、萬葉十六卷十八丁に虎爾乘、古屋乎越而、青淵爾、鮫龍取將來、劔刀毛我と有るに依りて、古屋は地名と聞ゆと云はれたれども、必ず然なりとも云ひ難し、猶能く考ふ可き事なりかし」）猶に、本、吉乃保古波、伊川古乃保古會、安女仁萬須、也與達可比女乃、美也乃美保古會、宮乃美保古會、一本又梁塵愚案抄標源抄共に、末句、美也乃保古奈利と有り、末、與毛也萬乃、比也乃萬保里仁、須留保古達、加美乃美萬

閒、伊波比多天多留、伊波比太天太留に、並も一本良有の二抄には、末句、伊波比川留加奈と有り、伊比利の與毛也萬乃は、上たる義本の歌にも有りて、四方八方の義なるなり、伊此に天鈿女命則手持着蘿之矛、云々と有るが如く、甚々止事無き物にし有るを、鎭魂祭には此の儀を傳へて、御巫覆宇氣槽立其上、以ㇾ杵撞ㇾ槽と云ふ事儀式に所見たり、然るに神樂には其作法は無くして、神も採物の一種たるが故に、上古に已に右に見えたる歌は成りて傳はりしを、後世に詠添へて本末に合せたりし者と見ゆ、（右の萬保里は小歌に、與毛也萬乃萬毛利仁と有るを、一本に萬保利と有るが如く、萬毛利を然唱誤れりし者なり、借て其意は、方にも有れ何にも有れ、其上の本歌に備ふる歌たる故に、然等とは云へるなり。）　杓は、本、於保須良也、世加為乃志美川、比佐古毛太、止毘須奈久止毛、安倍不世通久女、安倍不世通久女、一本又二抄共に志女川を志津乎と作き、末句、安倍比天由可武と有り、六帖にも、「大原や世加井の水を手に汲みて、鳥は鳴くとも遊びて行かむ」と有るを取直して、杓歌とは爲つるなり、世加為は愛宕郡小野鄕の大原の事と爲めれども、夫木集に、匡房「我を宴ん世加為の水は氷るとも、庭火は春の心ちこそ爲れ」と有る、庭火は神樂の庭燎を云へるが、大原に然る神社無し、乙訓郡なる大原野には春日社御在し坐して、古は止事無く榮えさせ給ひ、春冬の御祭も、大和の春日御社に後れさせ御在し坐さゞりしを思ふに、其頃藤原氏の世に殊盛なりし程なりければ、貞觀に神樂の御擧有りし時に、其社の寄せ有るを用ひさせ給へるなる可きにや、或書に瀬和井在二春日社東一入レ已在二勝持内境内一と云へれども共に思束無き事なり、賀茂寄説に、「世加為は寒之井なり、古本伊勢物語に、大原や寒の清水を云々と有る是なり」と云はれたるが如く、次の秋井の堀井なるに對へて、淺水の堀井を詠めるなり、千五百番歌合

に、「圓居して如何遊ばむ五月雨に、世加爲の水も岩越にけり」と有るも、堰井とは更に聞えざりける者をや、四五の句は鳥は水を汲むに驚き啼くとも、其遊び居る瀬を汲まば興有むとなり、次に、末、和可々止乃、伊多爲乃志美川、佐止止保美、比止之久萬爾波、美津佐比耳介里、美川佐比耳計利、一本又六帖には末句、美久佐於比仁介利、梁塵愚案抄、體源抄等には右の於比を爲と作り、古今集採物歌には、「吾宿の板井の清水里遠み、人し汲まねば水草生ひにけり」と有り、今井似閑説に、「板井は板を井べて井と爲るなり」と云ひ、賀茂翁解に、「美津佐比とは水錆の浮く事なり」と云はれたるにて聞えたり、（此の採物に、杓の有る事の見えたるに、神に水を奉るにも非ず、何の用とも知れ難きに就て、今思ふに、上に云へるが如く日神の磐戸隱り御在し坐せる爲に、火神の御光さへ隱ろひ給へりければ、其御怒を鎭め和むる意を以て、被レ用たるにや、傳七卷天吉葛の事を云へるに、思合す可き者なりかし、）葛は、本、和幾毛古加、安奈志乃也萬乃、山人止、比止毛志留へ久、也萬加川良世與、山加川良世與、此歌年中行事祕抄の鎭魂歌にも出でたり、末句、美也萬加川良世與と有り、古今集採物歌に、下に引ける如く、「卷向の穴師の山の山人と、人も見るがに山縵爲よ」と見え、六帖には初句、「吾妹子が」と有り、「見るがに」を「見るがね」と言換へたり、奥儀抄に、「山縵とは神樂するには眞辟葛にて頭を結ぶなり、其を山縵とは云ふと」註されたり、袖中抄九にも右の哥を引て教長卿云、「穴師の山の木を伐りて御神樂の庭火にも焚き、諸社の祭にも奉る主殿寮の沙汰なり、此木取る人は鬘木綿と云ふ物を、額より後へ引回して結べるなり、是は神事を敬ひ畏まるなり、大方諸社祭の上卿辨など供御物の時は、皆此木綿をして冠の額を結ふ、敬ひ畏まるとて如此するなり、帝も神態の時は御額を結はせ御在し坐すなり、神態と云ふは神今食

皆皆などに皆自供神物を備へさせ御在し坐すなり と有り、和纜毛古珊、安奈之と續けたるは、夫歸して物を相違す眞の意義なるが故に、吾妹子加奈吾妹子加にても、濟む事なり、安奈不乃也萬は、萬葉十二（三十二丁）に緒而之、補見乃山備と有る是にて、常に云ふ向山の事なり、山人の事は上なる譏詞の下に云へりき、又、（但履火明之）正也萬年賣、安良禮不曾貝之、止也萬奈都、萬佐支乃可川良、色川支耳計利、色川支耳計良、此歌古今集採物歌に出でたり、循右の萬字の下に、但今世不用と註し、御前作法次第に、取物九種を舉げたる萬の下に、但不用之と有るは、中頃採物の員には載し置たれども、元眞坂樹は變と倡る者なる故に、省かれたるにこそ有りけらし、又此字下に但庭火唱も今と有るは、神樂歌次第に、先人長庭火を前に出來云々、仰云、御火白くは、云々、又云御前可仕と可召名、則前歌拳に佳鵬實之て庭火を前に了云々、合に南手二て其拍子之て出し、其詞云、美山仁波、安良禮布留良志、止也末奈留（庭火歌）音樂之間に人長仰云、本乃方仁侍へ、立佐實て皆仕了奴、又云、本立有哉、同前也、仰云、末乃方に侍へ、又人長申云、男共令立て、作乃才試了奴、今八御神樂可仕之狀申す、則自上座仰て賜座云、作り了、次第に御神樂と有れば、全く庭火歌と成りて、神樂の其業は、此歌を本末に分けて歌ひ合ふるにぞ有りける、右に宮山仁波云々の歌に、仕奉れる人を本方に侍はしめ、次に末乃歌遊佐須同前也と有るは、止也萬奈都云々の歌を、右の如く仕作る事にて、此事是て末方に侍はしむるなり、次に、男共令立女、作乃才試了奴とは、此庭火歌を以て、調べ試る事を云ふなり、故に書には採物の次序に依りて、此歌此に出でたる事には有れども、始て庭燎を焚むとる時に在る事なれば、此は右に舉げたる神樂より前の事なり、下火庭焼の所に、云ふを見合す可し、）次に韓神本、見

志萬由不、加太仁止利加介、和禮可良加見波、加良乎支世武也、加良乎支世牟也、（自第二度、加太仁止利可計與里唱）と有る、此は採物には薮をも爲つる事の有りけるより、十一月に園韓神祭の有りけるから、其事に寄せて一の歌曲は出來にたる者なゝめり、四時祭式に園幷韓神三座祭（園一座韓神二座）五色帛各八尺云々（以上神祭料）五色帛各三尺（朝神樂料）云々、右春二月冬十一月丑日祭之、（春用春日祭後丑、冬新嘗祭前丑）云々と有りて、神祭料と神樂料とを別に載せられたるを以て知るべし、倭見志萬由不は、梁塵秘抄に、伊豆國三島と云ふ所より出づる木綿なりと有るを、式には安藝木綿一斤凡木綿八斤と有れば、其凡木綿と云へるなむ三島木綿を用ひられたるなる可き、韓神は大已貴少彦名二神を申して、加良乎支は韓招にて、右の二神の木綿襷を取懸けさせ御在し坐して、頻に韓國を招て、皇御孫尊の御奴國と仕奉らしめ御在し坐す義にて、崇神天皇七年御紀なる大物主神の御託言に、有海表之國、自當歸伏と有る類是なり、但其は甚く後の事にて、天磐戸の昔の事には非ざれども、其時にも天鈿女命の手草に採らして、如何にも爲て祈奉らむ、容招は爲さじと深く思入れ給へる御心に寄せて、韓神の御事をも混に爲られたりけるにこそ有りけめ、末、也比良天乎、天耳止利毛知天、和禮加良加見乃、加良乎支世武哉、加良乎支世牟也、（自第二度、天二止利毛知天與利唱）と有る、也比良天、和名抄神祭具に、葉手、漢語抄云比良天と有る是なり、倭葉手は神に供ふる物を盛りて備ふる器にて、内侍所御神樂次第に、大膳職以打敷神膳等幷傳女官（中略）典侍供神御前、高坏物六本、一本（飯）一本（四種小窪器盛之）一本（汁窪器也）一本（生物四種）一本（干物四種）一本（菓子四種）と有れば、然る供物の事に依りて云ふなれども、此を韓神の事に係けたるに就て考有り、其は古事記

（高麗志比賓之）韓征の奉行の時、住吉大神の御心に、笥及比羅傳を作、皆々散浮大海可以爲と有るも、顯には宣給はざれども、若くは韓神をも祭り給ふ可き事を告げ給へるなどにもや、此事畢りて、前殿に移る間に人長申云、酒司（三に）坏給へ、大殿上の御以下可然人取坏ず各座押給ふ と云ふ事見えたれども、必ず韓神に由縁有る事ならでは、此は叶はざる者なり、又此歌の伽良乎支ら古と同じ事を重復て云へるなり、上に引ける歌源抄にも伽良乎支は納れたる枝を云ふにや、清暑堂の御神樂の次第、神樂家にて記し行ふ時、人長持れたる枝を拝つ事有り、是韓神事なり と見え、源氏物語若菜下卷に、若やかなる上達部は肩脱ぎて（中略）見る所多かる袖共に、黒く持たる枝を高やかに刺頭挿て、唯一返舞ひて入りぬるは、甚面白く飽かずぞ有りける とも見えたり、（諸國韓神の御事は神十卷に註せるが如く、大倭神社註進状に韓明、園神者大己貴命之和魂大物主神也、韓神大己貴神之姫名也云々、崇神今宮三社々家有神山、有と見え、其註に或抄云、大己貴命及彦名命神記云、昔造 韓國中國之、共往 東海、今從 神 民、更不來韓、因以號 韓神 云 韓神 歟、古語拾遺外國云 韓也云々と有るにて聞ゆ、古史傳には內侍所御神樂式に、韓神之事素戔鳴尊子也と有るは、右の二神に係けたるならむを、神祇本源に、大宗稷時略記日、韓神者保食命、曽 韓神者保利と有るは、此の曾尸茂梨國內、曾爾茂梨に、五十猛神の新羅國に降到坐し事の有るに就て、推當てたる者なる可し、若て輩手は、神武天皇御紀に亲殺此云 [illegible] と見えたる、其傳にも云ひてむを、已に中臣寿詞 [illegible] に云へりき、皆此御神樂の趣ては、天磐戸の古事を摸はれたる者なるに、韓神の御事の此に一加此有るは、四時祭式鎮魂祭式鎮魂祭條に、右中寅日陽時、五位以上及諸司官人、參集宮內省 云々と有るが如く、其省にて被行る故に省內に祭

る神なるを以て、共に被ㇾ祭たるに就て、右の歌曲は出來にたるなる可し、古事談第五に、園韓神社者本自坐二大内跡一、而遷都之時、造宮之使等可ㇾ移二他所一云々、于時託宣云、猶坐二此處一奉ㇾ護二帝室一、仍坐二宮内省一云々と有るが如く、此事無き神には御在し坐せども、神樂には更に由無き神に坐すを、其中に列らせ給へるを考ふ可き事なり、體源抄五卷に載る異本古語拾遺に、此天磐戸開の事を記せる中に、御歌本方天兒屋根命、末方太玉命と有るは然る有りなむを、次に御笛大己貴命大三輪明神大和國座云也と有るは、笑ふ可しと雖も、神樂に韓神歌有るに依りて、樂家に杜撰出でたりし事共にて、園韓神の其神等に御在し坐す御事より、延て出來れる妄說と聞ゆれば、此も其神實を徵し申す傍證なりとも云はゞ云ふべからむか。）以上採物歌にて神樂歌次第に取物了、藏司勸二盃酌一、然後人長立ㇾ座て、庭火之前出來云、可ㇾ仕ㇾ才之男召須云々、或下﨟之中於二散樂一堪能之者人長不ㇾ着ㇾ座して、頻召返して、令ㇾ盡二其才一、事畢人長更向二御前一天申云、男共令ㇾ立天各才試了、今夜前張可ㇾ仕之狀申者、則自唯稱志天歸二本座一了と所見たれば、猿樂は神樂と前張との間に在る事にて、今俗の能舞と云ふ物の間に、狂言と云ふ事の有ると、同じ狀なるを思ふ可き者なりかし、右の次第を其裏書御前作法次第には、一取物九種榊幣杖篠弓劍鉾杓葛、但不ㇾ用ㇾ葛。）各雖拍子九雖拍子十、次韓神（拍子廿本末十）次御遊了天酒司（二度）坏給（中略）次前張宮人本綿志天前張靜歌仕了云、首分本末各三首、（拍子本末各尻上、三度拍子用）次階香取六首、（本三首末三首、馬毛不ㇾ被ㇾ取止云迄至二斷一仕首、十二拍子、遺一首十三拍子。）次薦枕靜歌、（拍子十本、末各五）尻上（拍子十四本、末各七）次志都也、小菅磯等前二首（拍子篭出）如二韓神一採拍子不ㇾ用、次篠波頻春上卷大宮湊田基遍迄至て拍子遠拍出、拍子不ㇾ同、以下早歌拍子共在出、次

吉々利々、得鏡子、由不作音拍子打出、(拍子不ㇾ用)次朝閣、昔目取、物音、同、次弓立拍子每二文字一打、一拍子二拍子ヨリ打、次神樂取物如ㇾ恒と有て、此にては前張と仕奉る事なり、此を後に催馬樂を書くに就て種々に心の有る事なれども、上に已に註せる如く、手草を持舞ふ事より起りたるにて、割枝の義なり、偖此も神樂と同じく、後には雅正たる樂にては有れども、此は天鈿女命の當昔よりして、猿樂と本は別れざりけむ、後に戯曲の追々ぎて出來るに臨びて、詼戯たる可笑しき手振は亡せて、猿樂とは殊異なる物に成れりしなりけり、偖右の神樂の以前に、先づ朝倉を謠ふ、本、阿佐久良也、支乃萬呂止乃仁、和加乎禮波、末、和加乎禮波、奈乃利乎志川々、由久者太禮と見え、又或本云朝倉本南面歌也、末、伊川己二加、己萬乎川奈加牟、安左比吉加、佐須也乎加へ乃、太萬佐々乃宇倍二、又一說、本、安佐久良也、乎女乃美奈止仁、安比支世波、多萬乃女左之仁、安比幾安比計利、末、加川良義也、和多留久女加乃、川支波之乃、吉々呂毛志良須、伊佐加へ利奈牟と有るは、何れも神の事畢へて出立たせ給ふ意を謠へるなり、次に昔目歌を謠ふ事は、其歌に、本、(神音樂唱)伊加波加利、與支和佐志天加、阿萬天留也、比留乃□見乎、志波志止々女牟、志波志止々女牟、末、伊比吉仁可、吉萬遠川奈加牟、安佐比吉可、佐須也遠可へ篪、多萬左々能宇へ耳、太末左々乃宇へ耳、(内侍所遊之)と有るを、古今集大歌所御哥の昔目歌に、「篠前檜隈川に駒留めて、暫時水飼へ影をだに見む」と有るも右の類なるなり、故此本方は何許り宜しき態を爲てかと云へる其態は、神態にて上に謂はゆる俳優の事なり、暫留めむも、末方の駒を繫がむも同じ事にて、神樂らせ御在し坐さしめずして、此に留め奉らむと云へるにて、其神態の終る事を可惜しみたる意なり、其神樂と云ふは袖中抄十三(二丁)に、「神樂には天照御神を下し奉れ

ば神樂とて上奉る歌も有り、然れば如何なる態を爲てか、暫時留奉る可きと請ふなりと有りて、右の本末の歌の事を云へるは然る事にして、右の歌儛の神態を成して慰め奉り、今其事終へて送樂奉る所作を成す、即ち神樂是なり、右に神樂取物如レ振と有るは、前張に尻擧は三度拍子乎用留即神乃音振也と見え、朝倉の下に、神樂遊仕時八神音振と有りて其歌句に、奈乃利乎志川々、山久者多加古曾と有るも闕越えて人の行に係けて神の散在け坐すを云ふなり、昔日歌の本字の下に榊音振唱と書し、弓立歌に但神寶與時此歌唱、琴懸樣替とも有りて、此迄に神御の物なりしも今は神寶の上去給ふ擬びを爲す事になむ有りける、（皇太神宮行事記御占神事勤行次第に、以レ笏御琴搔三度、度毎有二警蹕一、次奉レ下レ神、其御歌、阿波利矢、遊波須度萬宇佐奴、阿佐久良仁、天津神國津神於利萬志萬世、阿波利矢、遊波須度萬宇佐奴、安佐久良仁、奈留伊加津千毛、於利萬志萬世、阿波利矢、遊波須度萬宇佐奴、安佐久良仁、上津大江下津大江毛摩伊利太萬江云々、又申ニ御琴搔内嘯音鳴以清知、以レ不レ鹽不レ淨知一也、其後御饌調備之並云々、又可ニ供用一所々御贄等、不淨疑占定也、丙合葉悅、不レ合葉成レ恐、其後又御巫内人三度御琴搔、警蹕之後奉レ上レ神御歌如レ本、但所レ奉レ下神御名申、今度歸御申云々と有る、此は神樂には非ず御占なりと雖も、下レ神又上レ神と云ふ事の例に引けるなり、此始に度別有ニ警蹕一、次奉レ下レ神と有るは、上に引ける神樂歌次第に、先人長庭火乃前仁出來云、鳴高々々二度、次云不留末不々々々云々と有りて、先づ試樂の事有り、次に神樂歌の以前に、阿知女法、本方拍子取利出レ音、阿知女於々々々、末方拍子取利出レ音、於介、末方阿知女於々々、本方於介と云ひて、次に採物の神歌を本方に謠ひ終へたる時、末方於介阿知女於々々々、本方於介と云ひ、次に末歌畢りて本方於介阿知女於々々々、末方於介と云

ふ事にて、文々皆古に同じく、其阿知女法と云ふは、即ち神躍にして神を下し奉るが故に、行ふ所作なる者なり、又右の下に神躍之後本レ上レ神と有るも、此阿知女法に同じ事なり、一通り心得置くべき事共なり、然れば下神は、神招の義なる事も共にて知らるべし、神楽の調に、一には上神楽の下に引ける神楽歌次第に、御神態と有るに依りて神和事と訓むべし、二には神事と同なるべし、其に右の其神御前作法次第に、其調神楽の事を、次本末の音頭も人、各募着手を取、御神事畢て、一献勧れ任、一献を奏御神、（揃手廿本末十）次御遊了て云々と見えて、上に御神事と云へるを承けて、遊と云へるは遊なり、其御神の歌次本歌に、市由乃與任、止與乃安所比迭、又乃或本歌に、須女加美乃、止與乃安所比任と有るは、豐遊なる事に云へるが如く、又其倭歌の末に、佐々乃波乎、太布佐止々利天、安所比介良志毛、韓歌に安須奴利八、久止乃遊志て々、安所へ太知波幾と有る、此安所布は本方に、歯留波多賀吉曾有る歯留に換へたり、借其歯留は上に註せるが如く、遊遊の事に因りて、其も倭遊ふ事に取成したる者なり、杓に止里波奈久止毛、安曾不世流久女と有るは、鳥の遊び啼くを云ひて、神遊の事に係けたる者なり、前張木綿作末に、安佐太川歯、萬志毛加美曾也、阿所へ、安所へ、安所へ、安曾へ、安所へ、安曾へ、阿曾へ也と有り、又本、幾美毛可美所也、安所へ、安曾へ、安所へ、安曾へ、安曾へ、末、安所へ、阿曾へ、於之毛可美所、安曾へ、安曾へ、安所へ、安所へ、安所へ、安所へと有り、篭殿遊歌に、本、止與乃川比　宜安所比須良之、又末、比左可太乃、安萬能可波良仁、止與へ津比、美安曾比須良之毛などの安所比は何れも遊の事を云ふなれば、神楽は神遊なる事知るべし、文德實録三年閏十一月十四日庚子、内侍所御神楽の下に、亥三點行御神楽、先王上宴神云々、神遊事畢（子四點也）と有るなどは、猶更なる事共なり、（古事記天

若日子段に、喪屋を作りて日八日、夜八夜、以遊也と有り、天孫本紀饒速日命の神避去給ひし所に、日七夜七以爲二遊樂一と云へるは、其罷れる神魂を招返す由にて、此の神樂の式を擬べるなるに、共にも遊と云へるを以て知るべし、然れは神樂は神遊の如く訓むなむ、受張りて正しき稱なりける、年中行事歌合内侍所御神樂の、「久方の天の昔の神遊、今も雲居に歌ふなるかな」と有るを證と爲べし、）又神樂を加其良と云ふも、甚古き稱なりけり、其は夏祓の事を夏神樂とも常に云ひて、新古今集神祇部に、延喜の御時、屏風に夏神樂の心を詠み侍りける貫之、「川社往に折延へ乾す衣、如何に乾せばか七日干ざらむ」と有る、此歌貫之集四卷に、「天慶三年内の仰事にて夏祓」と有り、又「天慶四年三月内の御屏風の圖夏神樂」と書して「行水の上に祀へる川社、川浪高く仰がるゝ哉」と見え、忠之集に「水の造に神樂する」「川上の心流れて行水に、甚ど名越の加其良面白」など有りて、歌にも詠み、菅家名義抄色葉字類抄などに神樂を加其良と訓ませられ、又天孫本紀に、猿女君等主二其神樂一と有るは更なり、諸書に載る所皆同じければ、其古言なる事知らる、然れども言意未思ひ得ず、（師說を聞有てる人の話に、神樂は神惠良にて、可笑しき所態を成して神を噱樂がせ奉るを云ふと、云はれたりと聞けり、其にては、右に引ける夏祓などを云ふには合はざれども、其本書く所は、此天磐戸の古に依る事なれば、必ず神惠良の說然る可し、其言義は下なる噱樂と云ふ事の下に云へり、）○以二天香山之眞坂樹一爲レ鬘、以レ蘿爲二手繦一は、古事記にも手一次二繫天香山之天之日影一而、爲レ鬘二天之眞拆一と見え、古語拾遺にも以二眞辟葛一爲レ鬘、次蘿葛爲二手繦一と有りて、三共に打合ひて此には異說無しと雖も、右の眞坂樹は、上なる天香山之五百箇眞坂樹と同字なる事、其疑無きにしは非ずなむ有りける、彼は樹木にて麻作加紀なり、此は蔓草に

て、唯作紀なり、同字を竝べて書きながら、一は眞を作知、一は作とのみ訓むべきに非ざれは、種々に思回らするに、此に一句脱たるにて、和名抄に蘰、日本紀私記云、爲蘰以蘰、和爾云比加介加都良と有る、和爾云以下は私記の訓にて、上は此の本文なるが、右の如く爲蘰以レ蘰と有ね云ふを以て見るに、若くは以二天香山之眞坂樹一爲蘰、爲蘰以レ蘰、爲二手繦一以二眞辟一など有りけむが、其眞賢木を以て髻華と爲給ひし傳を漏らせるが故に、眞辟を蘰に、蘰を手繦にとは、事の混ひたりし者とこそ所思へたれ、然れは此の眞坂樹は、右の大幣帛の五百箇眞坂樹と同物には有れども、彼は種々の幣帛を並懸くる故に、五百箇の言を冠らせ、此は唯挿頭に挿す料なりし故に、其本名を云へるのみなり、上に記せる如く、已に景行天皇御紀には、熊樞葉を髻華に挿す事を歌はせ給へれは、然る常葉木を挿頭しゝは即ち古風にて、葉などを折挿せるは遙に後世の状なりしを曉る可し、（出雲風土記に、大原郡佐世郷、郡家正東九里二百歩、古老傳云、須佐能袁命、佐世乃木葉、頭刺而踊躍爲時、所レ刺佐世木葉墮レ地、故云二佐世一と有るも、此眞賢木を髻華に挿頭給へりしと同じ状なるを思ふ可し、通證に、今按鈿女之名、取下以二眞坂樹一爲中蘰之義上と云へるは、宜き心付には有れども、蘰名の鈿を髻華と爲る事は當らざる事、已に辨へたるが如し、）通證に此を後世の神事の時に、笠の上に挿るゝ心葉の事に當て云へるは面白き事なり、萬葉集十二卷云、梓弓、末者師不知、雖然、眞坂者君爾、緣西物乎、一本歌云、梓弓、末乃多頭吉波、雖不知、心者君爾、因之物乎、集中眞坂之辭多、而與二今俗言一意同、此歌眞作心、其義可二以見一也、至二今大祭祀一懸二日蔭蔓心葉於笠上一、豈日蔭蔓以レ蘰爲二手繦一之遺意、心葉以二眞坂樹一爲レ蘰之遺意乎と云へるは然る言なり、又萬葉十九（四十四丁）新嘗會肆宴應詔歌六首の中に、眞山爾、照在

橋、宇受爾左之、仕奉者、卿大夫等と見え、次に足日木乃、夜麻之多日影、可豆良家流、宇倍爾也左具爾、梅乎之奴波牟と有る、始の髻華は即ち心葉なり、次は鬘の上に心葉を挿むと云ふ義なるを思ふ可し、江次第大嘗會悠紀節會條、給二王卿挿頭一と有る下に、親王紅梅、大臣藤華、納言櫻華、參議欵冬と見えたる是なり、後世に至りては桃華藥葉に、心葉金銅梅花也と有れども、強に其のみには限られざりけらし、通證に見えたる拾遺集に、人の許へ幣を結びて遣すとて能宣、「淺からず契結べる心葉は、手向の神ぞ知るべかりける」と有るは更なり、體源抄に、舞人は冠を著るに心挿頭有り、其時の花を用ふる由云へるなど、皆此に出でたる事なり、然れば類聚雜要抄に、圖其の出でたるには限らず、其始眞坂樹を挿しを、眞坂を眞性(マサカ)の義に取りて其より心と轉して、後には何れをも心葉とは云へるにて、賀茂祭の桂、稻荷祭の杉など、共に其同種の物になむ有りける、(通證に今紀熊野二月初午日、土人皆挿二賢木於頭髻一、蓋古之遺也と云へる風俗は、猶他國にも彼此有るを見及ぶ所なり、又其引ける天曆三年藤花宴御膳折敷心葉藤花と云ひ、源氏繪合卷にも、刺櫛の箱の心葉云々と有れば、然る物の飾に爲るをも心葉とは云へるなり、其も物を忌清めては眞坂樹を刺す習俗なりしを、其より心葉とは云へる者なゝめり、) 古事記には、爲レ鬘二天之眞拆一と云ひ、拾遺には以二眞蔣葛一爲レ鬘と有れども、右に說ける如く、此の眞坂樹は木名にて、然る蔓草と云へるならざる内に、其眞蔣を手繦と爲る一句の脫たるより、右に辨へたるが如く、一の錯亂は出來れるなり、高橋氏文に、取二日影一ル爲レ縵、以二蒲葉一ル美頭良乎卷、採二眞佐氣葛一天多須岐仁加氣爲レ帶、足纏乎結天供御雜物乎結餝天と有る續きを見るに、此の眞佐氣の用は、手繦と繫くるのみならず、帶にも足纏にも、又供御る雜物の餝とも爲つるなりけり、俗記傳八(五十三

丁〕に、此段に如此鬘には眞拆を用ひ、蘿をば手次に爲たりと有れども、後には萬葉延喜式其餘の書にも、專ら日蔭鬘のみ有りて、却りて眞拆鬘と云ふ事は見えざるは疑はし、歌などに眞拆葛と詠めるは蔓草なる故なり、頭に纏ふ鬘を云ふに非ず、(中略)賀茂翁說には、「此記も書紀も本は眞拆を手次とし、日影を鬘として有りけるを、後に誤りて右の如く日影を手次に、眞拆を鬘にとは書けるなり、眞拆は長く强き物なれば手次と爲べく、日影は弱き物なれば手次には用ふべからずと有り、此說實に然る言なり」と云はれたるにて明らかなり、(但眞拆の手次と云ふ事、凡て古書に見えたる事無ければ、此は猶疑はし」と云はれつるを、古史第五十五段徵に、已に右の高橋氏文を引かれたるは、實に然る言なり、但此說に脫句の有るべき事を思漏らされたるは古來諸家の說共に誤れり、私記に爲鬘以蘿と有るをだに知りてむには、此疑無かる可き者なり、)然れば此に眞坂樹と有るは、髮華の料にて本名にて異なり、其手纏に爲つる眞作紀を、古事記に眞拆、古語拾遺に眞辟と有るは、借字なる內に拾遺なるは少嫌有りて所思ふ、其は下に云ふべし、繼體天皇七年御紀勾大兄皇子御歌に、磨左棄豆囉、多多企阿藏播梨と有るを引て、冠辭考に、「眞辟葛の物に斜はり纏ふが如く、妹と夫の互に手を相纏へるを云へり」と云はれたる、此御歌の趣にて其這纏ふ狀知らる、右に引ける古今集採物歌に、「深山には霰降るらし外山なる、眞拆の葛色付にけり」新勅撰集に、「外山には霰降るらし谷繁き、眞拆の葛跡を埋めり」など有るは、鬘を云ふには非ず蔓草を云へる葛の事なり、偖此は眞辟葛は手纏と爲る說宜しと雖も、記傳の右の續きに眞拆ゝ鬘に用ひざるには非ず、外宮儀式帳にも眞作支乃鬘を爲る事二處に見え、古今集採物歌に、「卷向の穴師の山の山人と、人も見るがに山鬘せよ」、此を奧義抄に」、神樂するには、眞前の葛にて頭を結

ふなり、此を山蘰とは云ふと註せり」とも有りて、凡て蘰には日影を主として、木綿、忍冬、稻穗など、種々の物を以て物爲る事次に云ふ如くなれば、時に隨ひては眞辟をも辟に爲し事も有りしと見ゆれは、強に冬に無しとは云ふべからざるなり、冠辭考に、「眞霰は眞榮の意として、右の深山には霰降るらし云々の歌を引て其說に、總て常葉なる草木も、冬の初には去年の古葉の色付落つる物なるが、殊に山の岩木などに纏へる常葉葛(トコハカヅラ)の葉は、南天燭に似て黒み有るが、冬の初に古葉の得も云はず紅づる侍り、是ぞ山行く時、專ら目に著きて見ゆれば、右の如くは詠みつらむにと云はれき、備拾遺に、眞辟と書かれたるは薜茘と云ふ物有りて、俗に麻佐紀乃葛と云ふ物なり、本草に四時不ㇾ凋、厚葉堅強、大ニ于絡(ツタ)石ㇵ、不ㇾ花而實者と有れば、此に引當たりけるにこそ、(但冠辭考に、「萬葉七卷十二丁に皇祖神之、神宮人、冬薯蕷葛、彌常敷爾、吾反將ㇾ見と有るを、古今六帖眞辟葛條に入れて、歌にも麻佐紀豆良と有るぞ古訓にて、理にも叶へる」と云はれたれども、右は和名抄芋類に薯蕷一名山芋、和名夜萬都以毛、俗云山乃以毛と見え、名義抄にも薯蕷に右の二調有るが、其種類に草薢と云ふ物有る、此は冬も猶有る物なるが故に冬薯蕷とは書けるにこそ有りけめ、和名抄に薢、和名土古呂、漢語抄用ニ野老二字ㇳと有る、是にて土古呂は當有の義なる可し、故に登許呂豆良より彌常敷と續けるなれば、六帖なるは言を改めたるにて、證とは成し難き事を思落されたるなり、又九卷三十六丁に、冬薯蕷都良、尋去祁禮婆(ツギテユケレバ)と有る、蕷は薯と同音の故に借りたる物にて、此も登許呂豆良にて、長く通續くを云へれば、眞辟葛の例には非ざるなり、若此をも麻佐紀豆良と訓むべくは、神事に用ふる常葉木をしも賢木と云ふが如く、此も蘰と成す可き常葉なる蔓草を云ふ名なるにや、能々考ふ可き事なり」)〇蘰は上に引ける日本紀私記に、爲

鬘以蘿と四字引續く文なりけり、傳八、十三に已に註せるが、猶此に其義を委しく爲べきなり、其は和名抄に鬘和名加都良、鬘少者所以簪頭其鬘也と有るは、鈴屋翁の今云ふ加毛自と云ふ物なりと云はれたる如く、其は吾髮の上に人の髮を取足して都ての髮を太く大に錺成すを云ふなり、又古書に日影鬘山鬘などゝも云へるは、今の添髮を爲るが如くに、髮の上に廻らして、其髮を錺成す事右に同じ、顯注密勘に、「山鬘とは、神樂するには眞拆葛にて頭を結ぶなり、鬘木綿と云ふ物を、額より後に引廻して結ぶなり、御神樂に在る事なり」と云へるは、其頃頭に在りし狀を見たりし任に書せるにて、古より神事に仕奉るには、必ず然物爲つるなる可し、然るに一條太閤の三箇重事には「日影鬘と云ふは、白き糸を總角にして、左右八筋或十二筋など、冠の左右の角に纏ひて垂るゝ事有り、此は蘿と云ふ草をは、日影草と云ふ神代に此草を鬘に爲たる事、日本紀に所見たり、松蘿（サガリゴケ）と云ふ物なり、其は草木などは清淨なるに依りて、神事の錺に用ふる意なり」と有るは、稍に眞の蔓草を被用る事は止みて、然る糸などを以て、物爲るをも猶日影鬘の名を襲ふ事にて、冠に懸くると、頭に纏との異は有れども、其髮に添錺る事に於ては別ならざるなり、（此に一混らはしき事なむ有りける、其は持統天皇元年御紀に、以華縵進于殯宮、此曰御蔭と、華縵を黄纓訓に加豆良と訓めり、此は尾張風土記に、丹羽郡吾縵郷云々、建岡君到美濃國花鹿山、攀賢樹枝造縵云々、後人訛言阿豆良里也と云る是にて、上に註せる髻華にて、後世の心葉と同じ物の如く聞ゆめり、此華縵は、和名抄伽藍具に在る華鬘と一物ならば、後に習へりとも云ふべけれども、已に尾張風土記なるは、垂仁天皇御世の事なりければ、古にも然る挿頭の物を加豆良とは云ひしなる可し、其も共に頭上に在る物たる故に、右の鬘は同じ意以て稱けられた

りけるにや、古事記穴穂宮段なる押木玉縵と云ふも、木を串にして其に玉を押したる物と聞ゆれば、今俗に婦女の挿す簪（カムザシ）と云ふ物の状したる物なるべし、又一名御蔭と云ふは、出雲神賀詞に、伊豆幣能緒結、天乃美賀秘冠利天と有る、美賀秘は、美賀氣なる由、鈴屋大人の後釋に說かれたる是なり、萬葉二卷近江天皇崩御之時、倭太后御作歌に、入者縦、念息登母、玉蘰、影爾所見乍、不所忘鴨と有るは、俤とを兼ねて詠ませ給へるなり、然れば古言と聞ゆ、傳二十八卷に御蔭と云ひて、冠をも冑をも然呼びたりけむ考有るを見るべし。）右に云へる如く、眞拆葛をも絶えて鬘と為ざるには非ざれども、總ては日蔭葛となむ所思しかりける、其は紀記拾遺共に、眞拆を鬘と為る傳なれども、和名抄に引ける私記に依るに、此は為レ鬘以レ蘿と有る文なるを、上下に言の脱たるなりけり、年中行事祕抄賢所耀事に、舊記天照太神閇二天岩戸一隱坐之時云々、天鈿女命日影為レ縵、取二手球一、石屋戸伏レ船置而云々と見え、又皇太神宮禰宜譜圖帳に、天日影葛乎諸命為レ蘰天と見え、又右に引ける三箇重事に蘿と云ふ草をば日影草と云ふ、神代に此草を鬘に為たる事日本紀所に見たり」とも有れば、其傳絶えて無しとは云ふべからざるなり、右に引ける高橋氏文にも取日影一ヲ為レ縵と云ひ、萬葉十九（四十四丁）新嘗會肆宴歌に、足日木乃、夜麻之多日影、可豆良家流と見え、儀式四時祭式供二新嘗一料に、日蔭二荷と有るは、江次第同祭條に、相二具其日蔭鬘一と見えたる、鬘料にて生なるを被レ用たるなり、大嘗祭儀を見るに、主々しからぬ時には木綿鬘を掛け、決めて重事には皆日蔭鬘なるなり、賜二齋親王以下、及群官、并内侍以下女孺以上、青摺衫各一領一と有る下に、祭及宴會同著二加日蔭鬘一と有り、又其神御の物に供奉る物部の人共の、齋場より發て、大嘗宮に運ぶ行列次第に、大抵は皆木綿襷日蔭鬘を著る由なるを以ても、神代より以

降神並て世に用ひたりしは日蔭葛たる故に、然る大嘗會などには、殊に其物を以て鬘とは爲られたりし者なり、記傳八（五十三丁）に、「近代は白絲又は青絲を組みて、冠の左右に垂るゝを日蔭鬘と云ふは、彼物共に代へ用ひらるゝなり」と有り、又た冠の下に云ふを考合す可し、（其所にも云ふが如く、鬘を頭より垂るゝは日光の蔭ひさきを防障つる物なれば、日蔭は御蔭の義なれば、右の日蔭葛を以て鬘と爲る事、實に其本著く爲此に因れり、）佩鬘には日蔭葛蘿蔓などを本として、總て蔓草を用ひらるゝ故實なるが故に、和名抄に千歳蘽（和名、阿末豆良）百部（和名、保止豆良）と有るを始めて、凡て都良なる物を加豆良と云ふ例なり、從續紀天皇御紀の、蔣左葉豆邇を以葉葛云に、萬作支乃可川良と云ひ、又也萬加川良と云へり、同抄に葛を久須加豆良、蔦蘿を於無奈加豆良、五味を作禰加豆良、紫葛を衣比加豆良、防己を阿乎加豆良、忍冬を須比可豆良、菌子草を久曾加豆良、通草を阿介比加都良と有る、中には鬘に用ひざるも有りためども、共に其類なるが故に、加豆良とは云ふなり、右の忍冬は已に内藏寮式大嘗祭條に、忍冬花鬘と云ふ事の有るに例して、思ふ可き者なり、（同抄に藤を布知と云ひ、絡石を豆太と書して、共に葛類に收めたるが、其等をも藤加豆良、又は蔦加豆良と云へるを以て知るべし、）猶蔓草ならざるをも鬘と爲る事多かり、其花鬘と云ふは、萬葉八（十六丁）櫻花歌に、嬢嫺等之、頭挿乃多米爾、遊士之、蘰之多米等、敷座流、國乃波多弖爾、開爾鷄類、櫻花能、丹穗日波母安奈何と有る、此は挿頭とも、蘰とも爲つる由なり、十九（十一丁）三月三日宴歌に、漢人毛枝浮而、遊云、今日曾和我勢故、花縵世余と有るは機なる可し、同（四十七丁）に葉根蘰、今爲妹乎、夢見而、又、葉根蘰、今爲妹者、無四乎、七（八丁）に、波禰蘰、今爲妹乎、浦若三、去來率去川之、十一（二十五丁）に、

波爾薄、今爲妹之、浦若見、咲見撓見、著閉紐解と有る、此は四（四十丁）十一（四十一丁）などに莫言色之と有るを、十二（二十五丁）に唐棣花色之、移安と有れば、其花の事を云ふなる可し、又續紀に、天平十九年五月五日庚辰太上天皇詔曰、昔者五日之節、常用二菖蒲一爲レ縵、比來已停二此事一、從レ今而後非二菖蒲縵一者勿レ入二宮中一と有る、此事盛に行れたると所見て、萬葉三（四十六丁）に霍公鳥、鳴五月者、菖蒲、花橘乎、玉爾貫、（一云貫交）蘰爾將爲登・十（二十丁）菖蒲、蘰將爲日、十八（六丁）安夜賣具佐、加豆良爾勢武日、又（三十一丁）保世々支須、支奈久五月能、安夜女具佐、余母疑可豆良岐と有りて、其並に加都良賀氣、香具波之君乎と有るなどを、物には云はざれども右の菖蒲縵なり、近衞府式にも凡五月五日藥玉料菖蒲艾（ヨモギ）（摠盛二一輿一）雜花十捧（盛レ以居臺）三日平旦申 内侍司一列二設南殿前一（諸府准レ此）と所見たり、又萬葉八（五十一丁）に、秋稻縵を詠る贈答に、吾之蒔有、早田之穗立、造有、蘰會云々、又吾妹兒之、業跡造有・秋田、早穗乃蘰、雖見不飽可聞と有れば、稻穗をも蘰として飾ひたるなり、外宮儀式帳菅裁物忌職掌條に大直會被レ給然畢時、蘰賢蘰給と有るは右と同じ物なりけり、又十七（三十七丁）に之兵多爾能、安里蘇乃佐伎爾、於枳追奈美、余勢久流多麻母、可多與理爾、可都良爾都久理、伊毛我多米、底爾麻吉母知底と有る多麻母は玉藻にて海松などの狀は日影葛に似通ひたる者なれば、其を蘰にとは詠めるなり、又十八（十七丁）に遣百合花縵三枚一、疊二置豆器一、捧二贈賓客一、各賦二此蘰一三首の一に、和我可豆良、佐由利能波奈能、惠麻波之伎香母と有るは、百合を以て花縵と爲たるなり、五（十六丁）に、阿乎夜疑遠、加豆良爾志都々、阿素比久良佐奈、又（十七丁）波流楊奈宜、可豆良爾乎利志、十（八丁）霜干、冬柳者、見人之、蘰可爲、目生來鴨、又（九丁）百礒城・大

宮人之、蘰有、催御者、雖見不飽鴨、又（十六丁）贈レ蘰と有りて、大夫之、伏居嘆而造有、四垂御之、蘰爲吾妹、十八（十四丁）に、可久之許曾、楊奈疑可豆良枳、多努之久安蘇婆米なども見えたるは、柳を以て縵に作れるにて、如此く種々になむ有りける、（又發語には、冠辭考に、「萬葉卷四に、靑楊乃、葛木山爾云々、此は柳の鬘と云へり、卷十一に靑楊、葛山云々など、楊の加豆良は柳の絲して造りて頭に懸くるを鬘と云へり」と云はれたるが如し、右の中には挿頭するをも、共に加豆良と云へれども、共に上より下に垂るゝ意を以て云へり）、又賀茂松尾日吉等の神事に、葵葛楓蘰等を掛くる事有り、其は賀茂大神舊記に、于時御祖神等戀慕哀思、夜夢天神御子云、各將レ逢レ吾、造二天羽衣天羽裳一炬火祭鉾レ待レ之、又餝二走馬一取二奥山賢木一立二阿禮一悉種々綵色、又造二葵楓蘰一餝待レ之、（坐二山本一天神御子、稱二別雷神一）吾將レ來也、御祖神卽隨二夢敎一、令二彼神祭一用二走馬幷葵蘰楓蘰一と有る、此を青鬘とは云ふなり、其葵は枕草紙に、「葵甚可怜し、祭の節神代よりして然る挿頭と成りけむ、甚じう貴たし、物の状も甚可怜し」と有り、新古今集に、「如何なれば其神山の葵草、年は經れども二葉なるらむ」など、中古の歌は多く詠める是なり、椎は天孫降臨章に、湯津杜木（杜木此云二可豆邏一也）と有る是を云ふ、貫之集に、「人も皆椎挿頭して千早振る、賀茂の御阿禮に逢日なりけり」と有りて、葵に逢日を係けたり、新撰六帖又夫木集に、「葵刈る頃にし成れは神山の、本有ぬ椎隱處も無し」など詠めり、此も鬘に掛くる物なるから、然る名とは成れるなる可し、然れは上に擧けたる諸の鬘を除きては、右の葵又椎の鬘も、亦一種にて神代よりの事なりと知るべし、（此事猶別に其御社を云はむ序に註す可きを）此は唯鬘の例に引けるのみにて、盡せるには非ざるなり、孔子家語に、今鮑莊子食二於淫亂之朝一、不レ量二主之明

晴、以受大刑、是智之不如葵、葵猶能衞其足と有る註に、葵傾葉隨日轉故、日衞其足也と見え、文選註に、葵之爲物傾心向陽、如臣事君以心敬也、銑曰、葵性衞足、朝日出則東葵葉向東傾、夕陽在西則傾心向日、傾心晞日也、善曰淮南子曰、聖人之於道猶葵之與日、雖不與終始哉、其鄕之誠也と云ひ、本草綱目に、時珍曰、按爾雅翼云、葵者揆也、葵葉傾日不使照其根、乃智以揆之也と見えたり、右に依る時は、阿布比は仰日の義にや、御祖神の天神御子を哀慕給ふとして、蘰とし給へるも、其草の性として、天日に向ふを所因(ヨスガ)とは爲給へるなる可し、）上に云へるが如く、此には以蒲爲蘰、以眞辟爲手繦と必ず有るべき所なれば、此蘰は日蔭蘰なる事灼然きを、猶例を考ふるに、四神出生章第六一書に、因投黑蘰、此即化成蒲蔔と有るは、傳八に云へる如く、緒に貫きたる黑き玉を投棄て給へるが、其狀を模して紫葛(エビカヅラ)とは成れるなり、又上章天照太神の御裝の所に、便以八坂瓊之五百箇御統纒其髻鬘及腕と有る鬘を、古事記には御鬘と有り、此にては、何れか他の物を以て、御鬘と爲させ御在し坐しゝ上に、殊に玉を裝飭らせ給へる如く聞成さるれども、然に非ず、本より御鬘は玉なるが上に、猶又八坂瓊之曲玉をしも懸けさせ御在し坐せるにて、其は殊更なる御事と聞ゆれば、並ての例には非ず、併此に至りて、天鈿女命の日影をしも蘰と成し給へるは、記傳八（五十三丁）に、「日蔭とは天皇の大殿を稱へて、天之御蔭日之御蔭と隱坐すと申す、此は天を蔽ひ隔て、日光を蔽ひ隔つる蔭と云ふ義なり、此蘰を頭より垂るゝも、本は日光の眩ゆきを隔つる料なる故に、日蔭とは云ふなり」と云はれしは、甚々妙なる說にて、古事記に、爾天宇受賣白言、益汝命而貴神坐故、歡喜咲樂、云々と有るに就て。記傳八（六十四丁）に、「此御鏡を示し奉れるからに、日神の御光の

移りて、人等同しく照徹くを以て、汝命に勝りて貴神とは、即ち此御鏡を申し奉る者なり、其日蔭鬘を作したるも鶏を鳴かせたるも、皆此貴神坐して世を照らし給ふ事、日神に同じき由を示したる者なり」と云はれたるが如し、其御光を窮へ隔つる爲に、物作られたりし蘿なれば、殊に其狀副に作し出給へりけむと云ふむ所思へたりける、(借此より後に日蔭鬘を掛くるは、其美たかりし例を取りて、萬の神事には往来らるゝなりけり、此に就ても鈴屋大人の、神祇に貫通て甚じき學祖に御在す事を、明らむるに足れりと云ふべし、倚上に引ける和名抄に、蘿鬘、日本紀私記云、爲レ鬘以レ蘿、和語、云二比加介加都良一と有るを忘る可からず、)○蘿は、此にては以レ蘿爲二手繦一と云ふ續なれども、上に引も引き、又此にも引ける和名抄に依る時は、以レ蘿は上へ屬く言にて、即ち蘿鬘の事なり、師れは此は神紀にも、古くは爲レ鬘以レ蘿と訓みたりし所にて、或は爲二手繦一以レ蘿と有りけむを、下に字の脱たりしからに、然る續きと成れりけむ由、已に辨へたるにて知べるし、蘿、此云二比有礙一は、古事記には天之日影と作き、皆道には蘿葛を比可氣と訓されたり、四時祭式供二新嘗一料に、日蔭二荷と有り、此事已に云へり、記傳八(五十丁)に、「新嘗式供二新嘗一料物に、日蔭二荷とも日影蔓二荷とも見ゆ、倭和名抄祭祀具に、蘿鬘、日本紀私記云、爲レ鬘以レ蘿、(和名云比加介加都良)又苔類に蘿(日本紀私記云、蘿比加介)女蘿也、又云二松蘿一名女蘿(和名萬豆乃古介、一云佐流乎加世)古今集物名に、佐賀里苔と有る是なり、蘿蔦にも蘿、女蘿也、俗謂二日蔭蔓一と有り、女蘿は松樹に生て、其長く色青く帶の如くなる物と、漢籍共に見えたれば、佐賀里苔てふ名も、松上より懸る由なり、此物深山ならでは生せず、又乾ても色青くして枯れずとぞ、堀川百首に、「顯仲朝臣の、「霜懸られど枯るゝ世も無し」と詠めるも、此由にこそ」と有り、然

るに倭名類聚抄を見るに、蘿を比加介又古介と有り、松蘿を萬豆乃古介、又佐賀利古介、又佐流乎加世と訓みて、女蘿同と見えたり、此に因りて思ふに、蘿と松蘿女蘿とは、共に日蔭と云ふ物なれども、同じからざる可し、蘿に山中淨地の木陰に生ふる物にて、俗に狐乃襷、又は狐乃乎加世と云ふ、苔類の立延びて蔓草と成れる者なり、松蘿女蘿に一名を垂苔（サガリゴケ）とも云へるが如く、實に松枝より垂れたる者なれば、此には佐流乎加世と云ふ名も有るなる可し、然れば地上に這へると、樹梢より垂れたると、是程の差別は有る事なるを、和名抄に蘿を女蘿也と云ひて、又松蘿一名女蘿と爲て、蘿と一に合せたるは、誤にこそ有りつらめ、造酒司式大嘗祭料物中に、眞前葛日蔭山孫組（ヒカゲカヅラ）各三擔と有る、日蔭は古の蘿に當り、山孫組に當れるを、通證に其山孫組を佐流乎加世と訓みて、和名抄、蘿、比加介、松蘿、萬豆乃古介、一云佐流乎加世、然則古者二物倶用之、而今俗日蔭與猿麻桛、混爲二一物一、不レ是と云へるは、然る古言なり、然れど其物を分け云ふには、蘿と松蘿と右の如く差別の有る事なれども、共に日蔭鬘に用ひたりし事を、思濫らせるは誤なり、故に今定め云はむに、蘿は比加介、又古介又上に引ける和妻の緒を狐乃乎賀世と有るも、俗に狐の襷と云へるも一にて、實に狐の尾の狀したる蔓草なり、次に松蘿は、此と同じ日蔭ながら、一名を松苔又垂苔又猿麻桛、又は山孫組とも云ふ物にてぞ有りぬ可き、（然れば狐麻桛と、猿麻桛とは同じからざる物なるを、一に爲るは誤なり、又古史第五十四段徵に、本朝事始を引かれたるには、狙乃乎賀世と有る、狙字は猿に改められたるなし可し、予が見たる本には何れも狐と有り、借今試るに、猿麻桛は、膽く弱き物にして、狐麻桛には似かざるなり、古人も此差別には委しからざりしと見えて、漢種草に日蔭一名手向草、一名垂苔（サガリゴケ）、俗名狐乃尾賀世、又猿緒賀世と云ひて、其二を一に

僞たれども、予神國を經遊りて山里人に問ふに、蘿蔓と紐乃襷とを一に爲して別なり、然れば其等の事、甚に昔眞をも損むまじきにや、）又記傳に、「萬葉十九（四十四丁）新嘗會肆宴歌に、「足日木乃、夜麻之多日影、可豆良家流、宇倍尓也左良爾、梅乎之奴波牟、十四（三十五丁）譬喩歌に、安之比奇能、夜麻可都良加氣、麻之波爾母、衣可多伎可氣乎、於吉夜可良佐武と有る、此に可氣と詠めるも蘿なり」と云はれ、猶古今六帖に、「常葉なる日蔭蘰今日しこそ、心の色に深く見えけれ」後撰集に、「奥山の日蔭葛懸てなど、思はぬ人に亂れ初けむ」、新勅撰集に、「今日に逢ふ豐明の日蔭草、何れの代より懸り初けむ」足曳の岩倉山の日蔭草、插頭すや神の御命なるらむ」源重之集に、「千早振る神の插頭せる日蔭にも、懸けても物を思ふ頃かな」と見え、紫式部日記にも、「日蔭を圓めて結ひたる櫛とも、白き物忌して結び添へたり」と云ひ、猶古今六帖に、「見る度に日蔭葛依ながら、昔を係けて忘れやは爲る」又「然計りや木の下暗き奥山に、在るべくも無き日蔭草かな」又夫木集に、「今日祭る神の忌垣の玉日影、昔の事を尋ねてぞ來る」など有り、（又記傳に、「萬葉二に山菅影回所見乍と有るも、山菅を枕言として、影は日影の意に續けたる事、右の十四の歌にて知るべし、今本には、山字を玉に誤れり、十三に雲聚山蔭と詠めるも、鋼に垂れたる蘿なり、此山字をも玉に誤れり」と云はれき、右の二卷の玉蘿は已に上の細書にも云へる如く又一種別なり、又雲聚玉蔭も本の任にて然る可くや、右の夫木集歌に、玉日影と云へるをも、美稱へたる名なれば、古なりとて然云まじきに非ざれはなり、）〇鶴ニ手繦一は、上に引ける記の訓に爲レ鬘以レ蘿と有る、其に例して此は爲ニ手繦一以ニ眞辟一など有りけむを、下に字の脱たるなる可し、高橋氏文に採ニ眞佐氣葛一、多須岐ニ加氣爲レ帶、足纒ニ結ニ供御雜物ニ結餝ニと有るは、上に云へる

が如く、蘿蒴はしも、蘿などと遂に誤りて強き物なるが故に、手繦にて帶にも足纒にも結びたりしなりけり、然れば古事記に、手㆓次㆒繫天香山之日影㆒而、爲㆑鬘㆓天之眞拆㆒と有るも、本は手㆓次㆒繫天香山之天眞拆㆒而、爲㆑鬘㆓天之日影㆒と有りけむを誤り、拾遺に、以㆓眞辟葛㆒爲㆑鬘、次蘿葛爲㆓手繦㆒と有るも、以㆓蘿葛㆒爲㆑鬘、次以㆓眞辟葛㆒爲㆓手繦㆒と有りけむを、誤れるなる可き事、右に引ける私記に、爲㆑鬘以㆑蘿と何讀せたるに照らし、辨ふ可き者なりかし、（書紀に、「此手次に蘿を用ひたりし事、書紀と古語拾遺と皆同じ事なり、若て後世まで神事は全此段の故事に依りて、蔓を用ひらるゝ事なるに、後には日蔭手次と云ふ事は、總て物に見えず」と云はれたる、實に然る事なり、日蔭鬘とは云ふべし、日蔭手次とは云ふべからざるに、夫木集永仁大嘗會歌に、「天照す日影の手繦掛まくも、可畏く守れ八十の靈神」と云ふ歌のみ有れども、其は紀記拾遺の誤を正さずして詠まれたるなれば、證には取らる可からざるなり、）手繦此云㆓多須枳㆒は、古事記には手次と有り、記傳八（五十一丁）に、「繦字は多須伎に當らず、其故は古の手次と、今世に賤人の繋くると、全く同物にて、書紀允恭天皇御巻盟神探湯の所にも、諸人各著㆓木綿手繦㆒、而赴㆑釜盟神探湯など有り、然るに繦は字書に負㆑子衣と見えて、多須伎の意無し、字鏡に繦負㆑子帶也、須支又襁束㆓小兒背㆒帶須支と有り、此に因りて思ふに、兒を負ふ帶を須支と云ふを本にて、袖を褰ぐる帶をも、手より懸くる物なれば、手須伎とは云ふなる可し、故書紀には手字を添へて、多須伎に此字を用ひられつらむ、和名抄に、本朝式に襷襅各一條、襷多須岐、襅知波夜、今按未詳と見ゆ、襷は袖を舉ぐる由の和字なる可し」と見えたり、然れども兒を負ふ帶を須支と云ふを本にて云はゞ、字に就ての說とや成る可からむ、本朝月令に引ける高橋氏文に、探㆓巖佐乃木葛㆒天多須岐爾加氣と有るを、

古史第五十五段註に引かれたる年中行事秘抄に載れるには、多須岐に多須岐凡と有れば、須久とは、皆其は手の頸を通し通す謂の言なる可し、（名義抄を見るに、襁を比禾都使、又無非能伎奴と有れば、紐付又兒衣と云ふ言なる可し、又襁褓を牟都使、又多須使とも有る、牟都使は牟の紐付の略か、襁褓は和名抄衣服類に、孫愐曰、襁褓、和名牟豆使、小兒被也と見えたり、萬葉十六卷竹取翁歌に、緑子之、若子蚊身庭、垂乳為、母所懷、搓襁、平生蚊見庭、結經方衣、氷津裡丹縫服云々と有るに、子の長る次第を云へるにて、緑兒の若子が身には、垂乳為の母に懷かれて育ち、襁を搓て這子が身には、木綿肩衣純裏に縫著すと云ふ事にて、母の懷く程は襁して、肩にも負ひたるを、已に這出づる頃と成りては、襁を取棄て、早肩衣を著するに至るを云ふなり、然れば右に引かれたる字鏡の須支と、手須使とは別物なるべきなり、搓襁をも多須使と訓むは誤なり、名義抄に登流、又多都、又宇都、又宇都須、又波伎流と有るに從ひて、多須使登里と訓むべきなり、）但襁褓を史記註に、强闊八寸長八尺、用約小兒於背而負行、襁小兒被也と有るを考ふ可きなり、又名義抄に、綴縲を上都良奴、下牟都使と有れば、綴は連の義なるを、手字を添へて多須使には用ひられたる者なりけり、又名義抄に、襷をも襅をも共に知波夜又多須使と云ふ訓有り、今神に事ふる巫女の襅衣を、知波夜と云ふは交倍の義にて、昔は手繦と同じ状に、細布を引交へて纏へりしを、其製様易れるにや、）○古事記には右文に續きて手繦草結天香山之小竹葉一而、（訓小竹云佐佐）と云ふ文見え、古語拾遺にも以竹葉飫憩木葉爲手草（今多久佐）と有るを此御紀には見えず、記傳八（五十四丁）に、小竹葉は佐々婆と訓むべし、遠飛鳥宮御宇太子御讀に佐々婆曰、宇都夜阿良禮能と見ゆ、萬葉十四（九丁）に宇良其具多騰、麻由乃佐左葉能と詠み、今世に

も然云へり、地名の佐々那美と云ふに、神樂佐浪と書き、略きて神樂浪とも樂浪とも書き、和名抄郡名に、但馬國氣多郡樂前ヲ佐々乃久萬と訓めるも、此の故事に因りて神樂には小竹葉を用ひ、又其を打振る音の佐ヤ佐ヤと鳴るに就て、人等も同じく音を和せて佐ヤ佐ヤと云ひける故なる可し、猿樂の鳴物に佐ヤ佐ヤの聲ぞ樂しむと云ふも、松風の颯颯と云ふ音より此に云係けたるなり、又竹葉の名を佐々と負ふるも、此音よりぞ出でつらむ、神樂歌吉本賴春總角大宮湊田などの所に、阿伊佐々々々安伊佐々々々と云ふ事有り、此は佐々佐々と唱たるか、佐ヤ佐ヤを如此書けるは、何れに在れ彼小竹葉の音に和せたる聲より出づる事なる可し」と云はれたるは、實に然る言になむ有りける、(右は神樂の阿知女法に、阿知女於々於々と云へるを、其前張に至りて、阿知女於々々々志々々々と云ふ事有りて、宮人前張の前發に在るを。次なる薦枕、志都夜乃小菅、磯良前、篠波の歌に就て阿以志々々々と云ふを、賴春以下には阿伊佐々々々と云ふなり、右の如く志々々々とも佐々々々とも云へるは、志と佐より轉りて同じ言なるにて、其に小竹葉の聲に合せて、警蹕とは成せるにて、人を進むるに佐阿々々と云ひ、物を逐ふに志伊々々と云ふ言の起れるも、亦此に出でたりし者と見ゆ、但右の小竹葉は、佐々婆と云ふのみにも限る可からず、萬葉二卷十九丁に、小竹之葉者、三山毛淸爾、十卷六十一丁に、小竹葉爾、薄太禮零覆と有り、上に引ける篠歌に、佐々乃波仁云々なども有り、」上に云へる如く、本朝事始に猿樂の事を、本は狹流篠舞と云ひし由なれば、天鈿女命の小竹葉を手草に採らして舞奏でさせ給ひ、如此くして日神の大御心を取り奉らせ給ふ中にも、當夜往ける世中の妖氣を、神掃ひに掃はせ御坐し坐ししかば、日像の御神も小竹葉の音に和せて、囃し立て給へるが例と成りて、後までも神樂には、必ず然る事を擬び設

行るゝにてぞ有りける、古語拾遺に此より後に日神の出坐せる所に、當二此之時一上天初晴、衆俱相見、面皆明白、伸レ手歌舞、相與稱曰、阿波禮、阿那於茂志呂、阿那多能志、阿那佐夜憩、飫憩と有る、阿那佐夜憩の下に、竹葉之聲也と有る本註は、小竹葉の佐夜々々と鳴るを以て、清（サヤ）けく明らけき義に寄せたりし者なり、（應神天皇三十一年御紀大御歌に、那豆能紀能紀、佐揶佐揶と有る是にて、已に上に著鉏之矛の下に粗云へるが如し、古事記白檮原宮段大后の御歌に宇泥備夜麻、許能波佐夜藝奴、加是布加牟登須とも、又加是布加牟登曾、許能波佐夜牙流と詠ませ給へるは、木葉の音の爲る事を宣へるなり、佐々も佐夜も共に小竹葉の緣語と云ふべし、）又神功皇后十三年御紀に、太子至レ自二角鹿一、是日皇太后宴二太子於大殿一、皇太后擧レ觴以壽二于太子一、因以歌曰、許能彌企破、和餓彌企那羅儒、區之能伽彌、等許豫珥伊麻輸、伊波多々須、周玖那彌伽未能、等豫保枳、保枳茂苦陪之、訶武保枳、保枳玖流保之、摩菟利虛辭、彌企層阿佐孺塢齊佐佐、武內宿禰爲二太子一答歌之曰、許能彌企塢、加彌鷄武比等破、曾能莵豆彌、于須珥多氐、于多比菟々、伽彌鷄梅伽墓、許能彌企能、阿椰珥于多娜濃芝作沙と有る、上の佐々も下の作沙も、共に右に引ける神樂譜の佐々々々と同じ事にて、其御歌に就て囃させ給へる御詞なる事、上に云へるが如し、皆斯る壽詞の類には、此の神樂に本著ける者なれば、此に限らず然る事共の世には多在りつらむを、今僅に其御歌に遺れる者なり、（右の御句の中に訶武保枳保枳玖流保之と有るは、神祝ぎ祝狂ほしにて、上に云へる猿樂は、戲謔なる其御態に、歌舞し給へる御言を宣給へりし者なり、）手草結は記傳八（五十五丁）に、多具佐團由比而と訓むべし、結とは數枝を合せて本を結束ぬるなり、俗持と云はねど手草てふ名にて持てりとは自ら聞ゆ、斯る所古文なり、心を著くべし、神樂採物歌

に美川加支乃、加美乃美與々里、佐々乃波手、太布佐仁止利天、安所比介良志毛と有る」と云はれたり、予が謂は上、篠歌の所に云へり、堀川百首に顯仲「白和幣手草に枝を採重ね、歌へば開く天の岩門」と有る手草は、此の茅纏之稍の茅纏と同じく、篠葉を纏結ひて手に持つ料には爲つるなり、鬼縣拾遺抄に、篦を以て作れる鼓の如作れるも、彼社にて手草と云ふと云へり、古名の遺れるなり、（記傳に、「拾遺に手草今多久佐と有る、今字は心得ず」と云はれたる實に然り、今某と云ふは、古と稱呼の異る時にこそ云ふ事なりけれ、此は古語と云ふ例なり、本朝事始に、振拍子天富命製レ之、以レ篠成レ葉と云へるは、若くは此手草の事より出でたるにや、）又此始に引ける拾遺に、飫憩木葉をも手草と爲る由なるに、其下に阿那佐夜憩、飫憩と有る下にも、木名也振二木葉一之調也と有る事なれども、飫憩木と云ふ物、古今の書に未だ見當らず、右に振二木葉一之調也と有れども、木葉の音も會與々々佐夜々々にて、小竹葉に餘に異ならざる物なり、上に引ける神樂譜裏書御前作法次第に、宮人由不志天、前張以三音手一各本末在別て、拍子ハ一首二十也、而本方甫五、末方仁五也、凡舉八三度拍子手用習、即榊乃音振也（下略）と見え、朝倉の下に、神樂遣仕時ハ榊音振と有り、又同歌本に、榊音振唱と有るなどは、神樂の事終りて、神樂の時なる故に、採物を振るが如く爲る故實も有る事なれども、右の裏書の如くば、拍子の時に必ず榊を振るなる可し、其は本朝事始に、榊人（但可レ讀レ作加宇止）垂仁天皇二十五年、天照太神鎭二座于伊勢國渡會郡五十鈴乃川上一之時、以二大鹿島命一爲二榊人一云、榊人者以二榊之上枝中枝下枝一各爲二可レ叩之長一、合二三調子一、以二左右之手一鳴レ之、爲二早拍子一、今世豐原文有之宗傳也と有るは、大鹿島命に榊人と成りし事を傳へたるにて、此を始と云ふには非ず、神樂譜の阿知女法に、本方（拍子取利出

レ音」阿知女於々々々、末方（拍子取利詑レ音）於介、末方阿知女於々々々、本方於介と有る、此於介は右の如く拍子を取りて音を出す例なるは、此末の調子に合はれる聲なる事、阿知女は其神名の稱辭なるに合せて曉る可きなり、然れば阿知女末葉篇ノ手草ノと云へる此手草は、拍子の爲と阿知女法の賛辭の爲とに、用ふる者なるが故に、賢木を賛辭の具に用ふるを以て異名とも無く、其賛辭の本葉たる由を以て號けたる所なり、又下に擧ニ木葉ー之調也と云ふは其賛辭本葉を取て振ふ時には、必ず於介と云ふ賛辭の言に、曲節有りて唱ふる故に、調とは云へる者なり、今世にも人の鳴呼たる事有るを調へて於介と云ひ誠むるも、言義は置けにて其處に鳴らするを云ふたり、（此古語拾遺の一節は、昔より人の解き得ざる事にして、人も我も共に難成主を、非ぬ猿意せる人の如く思ひ成し、云消つ事にて、予も別に說の無かりしを、今なむ如此く證共を擧げて其說を立て見るに、我ながら說得たる心ちして、世々の識者の其事意を、能くも識らで、荷前の押量の妄說の如く、云匿しめられたるを、心苦しく暗思しけれども、其所に至らざりけるには、止無く御在しけると、今なむ汗出る心地せられける、安政四年五月三日の日の事にて有りき）○火處燒は、[illegible]多伎と訓むべし、即古語拾遺に擧ニ庭燎ーと有る是なり、然るを神祇本紀に、擧ニ庭燎ー巧作ニ俳優ー、火處燒ニ覆槽置而と有るは、右の二を合せて文を成せるにて妄なる事なり、記紀に、此時日神深隱、天下常暗、故擧ニ燭行レ事、頭ニ之火處燒ニ也と有るも、拾遺に雨乃六合常闇、晝夜不レ分、群神愁迷、手足罔レ措、凡事燎ニ燭而辨と有るに依れる說なり、彼は庶事を爲し行ふに、燭火を各燎して行ふ程の事なるを、此は天石戸の前にて、群神の相共に神遊して、仕奉らるゝを遍く照らす爲なれば、庭燎を甚高く擧けたりけむから、火處燒とは云へるにて、處には庭燎を云ひ、燒は地

下まで燒及ぼす程の語勢ありければ、古事記天御饗段に、是我所燧火者、於高天原者（中略）天之新巣之凝烟之八拳垂摩弖燒擧、地下者於底津石根燒凝而と云へる狀なる所なり、火處燒の處は、庭燎の庭に當りて甚く力有る所なるを知るべくなむ、賀茂舊記に、天神御子の上に升り給ひし所に、于時御祖神等戀慕哀思、夜夢天神御子云、各將逢吾、造天羽衣裳炬火祭鉾待之と有る祭火も此の例にて、神を招くとて爲る事なりけり、（但舊記に此火者八處燒之、不言火燒、殊加庭燒者、將明其有八處耳と云へる八處は、何を據として言へるにや、甚々心得難き說なる者なり、偖右の火處に就て予先に思ひけらくは、萬葉四卷五十四丁に、夜之穗杼呂、吾出而來者、吾妹子之、念有四九四。面影二三湯と有る。夜之穗杼呂は平明に近くして、明るきと暗きと入交りて班に在る謂なるを、六に夜之穗杼呂、出都追來良久、遍多數、成者吾胸、截燒如と見えたる下に、截燒と云ふ事の有るに就て考ふるに、夜之穗杼呂は夜之火處にて、夜庭燎を燒く時は、明るきと暗きと相隔て、班に見ゆるより、其言を借りて平明の光の見え渡むると、猶夜の殘れると、此も班に見ゆるが意味の似たるを以て通はし用ふるなる可きを。其は此に火處燒は日神の隱ろひ御在し坐しても、晝夜の別有る事を示せ奉らむと爲られたるに依りて起れるにて、八卷三十六丁に、闇闇夜之。穗槽呂爾毛などの類に、常云ふ事と成りしより、即りて火處の本義は知られず成りにたるなゝめり、若て八卷五十四丁に、沫雪、保槽呂々々爾、零敷者、十卷六十丁に、庭毛薄太良爾、三雪落有、一云庭裳保槽呂爾、雪曾零而有、十九卷九丁に、庭爾落、波太禮能未、遺有可母など、雪歌に保槽呂又波太禮と詠めるも、右の火處より平明の事を穗槽呂と云ふに成り、又其より雪に保槽呂と云ひ再轉して波太禮と成りて、班の意は出來れるにこそと思ひしかども、猶未だ

得定めず。）又拾遺の集に庭燎（には、和名抄に庭燎、和名、邇波比、庭火也と有り、又右に引ける古事記の燎火の字とを合せて、庭火達與延と本より訓むべき所なり、枕冊子七（二十丁）臨時祭の所に、「庭火の煙の立のぼりたるに、神楽の笛の面白う云々、」源氏若菜下（二十丁）神楽の所に、「面白き事には心も染みて、庭火の影も濃りたるに云々、」新勅撰神祇に、「立返る雲居の月も影添へて、庭火移ろふ山藍の袖」夫木十八に、「吹立つる庭火の蔭の音の音ぞ、心澄みてや神も聞くらむ」又「八幡山庭火ほのめく松風に、東の調へ聲通ふらし」など有り、内侍所御神楽次第に、人長立二庭燎前一行レ事、（中略）人長云、主殿寮御火白仕禮云々と見え、神楽歌次第にも、其事を先人長庭火乃前爾出来云、鳴高々々（二度）不留末不々々々々（二度）云々、次云、主殿寮々々々（二度）則主殿寮唯稱須、仰云、御火白呂々焼爾也、又唯稱々、次云（中略）庭火乃笛吹遣了云々、合二兩手一天爲二拍子一之天出レ音須、其詞云、美山仁波、安良禮布留良之、止也末奈留（庭火歌）云々、末乃歌遣召レ同レ前也（下略）と有り、此は上に云へるが如く、神楽の才試は、此庭火歌を以て先づ初に物爲る事なるを以ても、此には主々しき物なるが故なり、其庭火歌と云ふは採物の第一歌なりけるを、本字の下に今世不レ用と有りて、右の歌を載せて末と有る下に、但庭火唱レ之と見えたる、此歌に就きたる儀式作法なりと知るべし、公事根源内侍所御神楽條に、庭火の本末竟て云々と見えたるは、右の如く上句を本方とし、下句を末方として、別けたりし事を宣へる者なり、若て詞の御火白々に最を係け、又火の燃出づる事に、色附を係けて、其庭燎の事を諸へる者なりけり、（神名に、庭火皇神と申す御在せるは、右の庭燎に就たる神にはまさずして別神なり、其は文徳天皇實録齊衡二年十二月の下に、大炊寮大八嶋竈神、竈火武主比命、庭火皇神、並授二從五位下一と有るより始め

て、次々御史に所見たる庭火神にて、其は古事記に謂ゆる庭津日神、庭高津日神に御在し坐して、其庭火は竈神を稱へたる御名なれば、此の庭燎に由有る神ならず、通證に此字の事を周禮・司烜燎・墳燭一照二祭祀一、上篇、庭燎國之大事、樹以照衆也と云へり、心得べし。）〇覆槽置は、古事記に伏二汙氣一（此二字以レ音）而、蹈登杼呂許志（此五字以レ音）と見え、古語拾遺に覆誓槽（古語、宇氣布禰、約誓之意）と有りて、字に少の違も有るを、記傳八（五十四丁）に、「書紀には覆槽置と書きて、覆槽、此云二于該一と有り、此書状は置字が伏と云ふに當れり、覆字は汙氣の形を云へる字なり、思惑ふ事勿れ、又類聚國史に、此云二于該布西一と有り、是は此物の上に立て舞ふに、響有らせむ爲に中を空虚に設けたる臺にて、形状の筒の如くなる故に、名義は空筒なり」（下略）と云はれたるにて聞えたり、偖此を纂疏御本には覆槽此云二于該布爾一と有るも僻事には非ず、其汙氣の事を鎭魂祭儀鎭魂祭式に宇氣槽と有り、年中行事祕抄賢所雜事條に引ける舊記には、唯に船とのみも所見たればなり、又釋記の私記には、覆槽置を宇介布爾布美止々呂可之、或說宇介布世と見えたる、此は古事記に依れる訓ながら、已に江家次第鎭魂祭條に、次御巫衞二宇氣一衞二槽上一也と有る細書に、衞二宇氣一神遊儀也、神代上卷、宇氣布禰、布美止々呂加須義也、以二賢木一衞二艚上一也（下略）と見えたる、此神代上卷と有るは、右の覆槽置の古訓を載せられたるにて、釋紀に合へるも亦思ふ可き者なり、（槽字は、名義抄に宇庶夫禰、又布禰、又佐加布禰、又之岐以太と見え、又艚を、布禰又宇庶夫禰と見え、和名抄に槽・和名之岐伊太、馬櫪也と有り、又槽和名與レ舟同、馬槽也と有りて、俗に馬盥と云ふ物なり、然るは汙氣は木を彫刳りて作れる其を、馬槽などに多く用ひたりけむから、此字を書かれたるにこそ有りけれ、必ず其物と云ふにも非ざりけむ

を、口訣に、伏馬後ニ踏ㇾ轡也と云ひ、纂疏に、其以ㇾ馬構ㇾ霓之、留ニ其上ニ云々と云へる説などは、其構字に引かされたる者にて、甚だひ難し、俗に甚登の中と云ふ物の本字構なるを、斑駁なる意なるを思はゞ、其意解けたむ者か、（俗手書は右の如く空言なり、于我布幅を空言ㇾ云り、斯とは水上を渡るを云ふは体よりにて、何時に宅神を居給命と申し、太神宮式に殿代と云ふ其の有るを、御正殿を々々造奉る者の名なり、又清濡馬構など云へるも、布幅とは中を虚空しくして、總て物を受容るる由の稱なり、倭名抄に、開成頁構之義如何、答、霓ニ構形ニ、登ニ立其上ニ令ニ之踏ㇾ竊有ㇾ怖也（下略）と有る事なれど、其踏構ふるして皐を束ぬる為ならむには、何を以て構るゝ事は是ぞぬ可からむを、殊に構舟を覆られたるに、必ず故なむ有るべきと尋索るに、一の書言をたむ思ひ出でたりける、其は于彼と云ふを、布幅と云ふも同物の異稱にて、後世の神事には右の馬構を用ふるが故に、構の字は書かれつらめど、其本は必ず我の箭なるにて、彼大嘗祭儀式と云ふ所を、波構場に割ニ木柱ニ构、割ニ木為ニ柄と云へる、割を字書に中ニ破其中ニと註して、記傳の空言の意に通へり、若て天上にても神等の往來し給ふには、石折木割などなりけむが、八百萬神等の並に日神を招奉る天度などに、天の堅立樋み構造り給ひけむを、波盆ニ淀倉一而貴神俳武、欲ニ其歌楽と申す者に、拝給したる所なれば、日神は出御在し坐さずとも、外に貴神の御在しまさば、然る空言は無用なりとして、停止たる意を、日神に知らせ奉るにて、強々猛々に怖しがらせ奉らむと、其構構を踏けり其底を叩きたりし者ならむか、事の止みたる界に構を覆る事は、天孫降臨章に、事代主神の遠ニ八重蒼柴籬ニ踏ニ船枻ニ而避之と有るを、古事記には、即踏ニ傾其船ニ而（中略）隠也と見えたるを、下に引く貞白書記に、立ニ廻貢木ニ其中伏ニ舟と有るに事は別なから似通ひ、又

播磨風土記に、出雲國阿菩大神、聞二大和國畝火香山耳梨三山相闘一、此欲二諫止一上來之時、到二於此處一、乃聞二闘止一、覆二其所レ乘之船一而坐レ之、故號二神集之形覆一と有るなどの例を以て、此にも諸神の、事治まりて已に船を傾覆て歡喜ぎ咲樂ふ由にて、天鈿女命の鞆以て衍て聲響かして、日神に聞かせ奉る事かとなむ思ゆかれける、（右の如く見る時は、古語拾遺に、覆二誓槽一、古語宇氣布禰、約誓之義と有る宇氣は、此の宇氣とは異にて、宇氣は約誓に當り、布禰は右の容筒に當りて、其約誓は何の意ぞと云ふに、日神に益て貴神の御在し坐すが故に、世は如何なむ成れりけると受張りて、日神にも知らせ奉り、又諸神にも示す由の擬びを成す、然る割戲の中に約誓の有る義に見る可くして、其僻事ならぬ由も知らるめり、然れども天上にて諸神の、然る船に乘歩行給ふと云ふ證も見えぬ事なるに、餘りたる推量めかしくて、否ぶ人も有りなむかなれども、右の風土記の如くば、國土にてする然る山搭を越え給ふに、船を用ひさせ給へる者を、況て天上には、何計りか奇異しく妙なる事の何どかは無からざらむ）偖又私記に、宇介布禰布美止々呂可之と訓めるに就て其說に、古事記云下於二天之石屋戸一伏二汗氣一而蹈登杼呂許志上矣、今既云二覆槽一、蓋縹二其聲一、故違二古記一加二讀此辭一矣、一部之內有二此類一事既爲レ便、是先師之說也と有れば、其も中程よりの訓にて、上代には覆槽置を唯宇氣布世氐と訓みけむ事、此首に引ける記傳の說の如し、然れば此には本より其蹈登杼呂許志留の言を省記されたる物から、必ず此に無くては得有るまじかりける所なり、此蹈登杼呂許志を、右に引ける私記には、蹈二響一と有るは正しく當れる字なり、記傳八（左十六丁）に、「登杼呂許志は、令二動響一なり、加志と云ふべきを許志と云へるは、所知看所聞看を斯呂志米須、伎志米須と云ふと同じくて古言なり、萬葉六（四十三丁）に、山裳動響爾、又（二十

丁）宮動々聞、十一（二十八丁）に、馬音之、跡杼登毛爲者、又（三十四丁）瀧毛響動二、十四（十丁）に、伊波毛等杼呂間、於都讃美京、古今集に、「天原踏轟し鳴神も云々」、源氏夕顔巻に、「古頼々々と鳴神よりも驚々しく、踏轟かす碓の音も云々」と有り、書紀には蹈とも見ゆ、遊鬱園など有るは借字なり、此は汗気を踏みて響き鳴らしむるを云へり、後世に神事に太鼓を打は此音の振びにや有らむ」と云はれき、此時の覆槽は右に云へる如く衆行く絶たりけむを、後世鎭魂祭に用ゐる宇氣槽と云へるは馬槽なるを思へば、自然の神業に用ふる太鼓は、又其より再び轉れる者とこそ所思へたれ、（右に引かれたる鼓字は、瑞珠盟約章に、濵渇以之鼓盪と有る、其たる可し、予已に傳十三卷に其事を註せるを、其所に引ける例證も、大抵此なると同じかりき、）故に此覆槽蹈の事に就て、記傳に、「此物後世鎭魂祭儀に遺れり云々」と儀式及江次第等を引て云はれたるに本づきて、古史徴五十五段註に、「古語拾遺に凡鎭魂之儀者天鈿女命之遺跡と所見たれば、鎭魂祭の儀は此段の故事より起れる事論無く、特其式を儀式に載せられたるに、大直簸以安葛木崎二枚置於宮中、進退伯前一、御巫覆宇氣槽立其上、以桙撞槽、毎十一度畢、伯結木綿蔓、御巫舞訖、次諸御巫猿女舞畢と見え、江次第にも、神祇官奏案奏神楽、次御巫舞宇氣、次神祇官一人進結絲於筥中、自一至十、此間女官藏人開御衣筥振動、（神楽歌弾和琴唱宇氣、神遊之仮也、神代上巻宇氣者不見也今因由如有義也、以賢木衝槽也、結絲自一至十）と見えて、此御巫猿女は共に元は宇受賣命の裔の仕奉れる職たり、然るを後には他氏より任し給へり、拾遺に鎭魂之儀者天鈿女命之遺跡、然則御巫之職應任舊氏、而今所選不論他氏、所遺九也と云ひ、臨時祭式に、凡御巫取庶女堪事充之、但考選准散事宮人と見えたるを合せて知るべし、天孫本紀に、

凡鎭魂祭之日、猿女君等主二其神樂一、擧二其言一、大謂二一二三四五六七八九十一、而神樂歌儛と見えたり、此を上に引け
る儀式江次第の文と考へ合せて、御巫の宇氣槽に立ちて、桙以て撞く時に、一二三四云々と云ふ事知られ、其卽此
時宇受賣命の然爲へるに據れる儀なる事、鎭魂之儀者、天鈿女命之遺跡と云はれたるに合せて知られたり」と云はれ
たるは實に然る言なり、年中行事祕抄賢所雜事舊記云、天照太神閉二天岩戸一隱坐之時、忌部遠祖太玉命根掘天香山
眞賢木一（以二賢木一祭レ神之由、是也）種々幣取垂捧時、中臣遠祖天兒屋根命禱申、猿女君遠祖天鈿女命日影爲レ縵、
取二竹手球一（サヽノタグサヲ）、石屋戸伏二覆槽船一置而、蹈登動搖、爲二神樂一、八百萬神一共咲レ之（十一月鎭魂、此由也）于時天神請、
吾今隱居、天下將闇、天鈿女命何以爲二嗷樂一、八百萬神亦何咲レ之、天鈿女命勝レ白二汝命一貴神坐焉、故歡喜咲樂耳
（中略）于レ是親レ之、新嘗會神態之前寅日、供二奉件鎭御魂一、祭二其神一、所二行事一立二廻賢木一、其中伏レ舩、御巫登二此舩
上一、以二金付木一歌合儛、猿女亦儛、唯似二彼義一良有レ以也とも有りて、古くも其說は有りけるなり、又此を以て古を
稽ふるに、右に立二廻賢木一其中伏レ舩と有るは、卽ち此第二一書に、使二山雷一者採二五百箇眞坂樹八十玉籤一と有る、賢木
の用ひ所となむ知られたりける、金付木とは桙の事を云ふなる可し、此を江次第兵範記などに付レ鈴賢木と有るは、後
には桙は停止られて、賢木を被レ用るは猶著レ鐸之矛の遺制なる者なり、僞甲斐風土記に、八代郡有二御神社一所レ祭天鈿
女命也と有るは、此の古說に契合るを以ても、其事を徵すになむ足れりける、（此は神名式に見えたる、八代郡六座
の內なるが、或書に、雄略天皇十二年九月、始祭レ之、國造鶴主之子坂名井公爲二社司一と云へるは心得ぬ事なり、其は
左まれ右まれ、此は天鈿女命を桙衝神社として祀祭れるが、右に引ける儀式、江次第等の鎭魂の式に合へるを、其鈿

天鈿女命の神憑なる由、拾遺又古語拾遺に見らし事る時は、恐に其所以明らかなるを、猶又之に答す事なり、）「顯神明之憑談、」と見え、古事記には、爲二神懸一而掛二出胸乳一裳緒忍二垂於番登一也、爾高天原動而八百萬神共咲、と見えたり、、猶武備八（元十七丁）にも引かれたる崇神天皇七年紀に、「是時、神明憑二倭迹々日百襲姫命一曰、天皇何憂二國之不一レ治也、若能敬二祭我一者、必當二自平一矣、天皇問曰、教二如此一者誰神也、答曰、我是倭國域內所居神、名爲二大物主神一、時得二神語一、隨レ教祭祀、」と有るは、即ち神託なる者なり、又六十年秋七月の条に、丹波氷上人、名氷香戸邊、啓二于皇太子活目尊一曰、己子有二小兒一、而自然言之、玉菨鎭石、出雲人祭、眞種之甘美鏡、押羽振甘美御神、底寶御寶主、山河之水泳御魂、靜挂甘美御神、底寶御寶主也、（菨此云毛）是非レ似二小兒之言一、若有二託言一乎、と有る、託言之原伎氏得能布上と、、神託を託言と有る、皆る同じ事なり、、仲哀天皇八年紀に、「時有レ神託二皇后一而誨曰、（中略）熊襲國、而有二寶國一、譬如二美女之睩一、有二向津國一、眼炎之金銀彩色多在二其國一、是謂二栲衾新羅國一焉、若能祭レ吾者、則曾不レ血レ刃、其國必自服矣、（中略）天皇聞二神言一、有二疑之情一と有る、此事を神功皇后紀に、先日教二天皇一者誰神也、願欲レ知二其名一、逮二于七日七夜一、乃答曰、（中略）時得二神語一、隨レ教而祭と有る、又別に神有る高日（中略）即祝二神言一、而拜二禮之一など有る神託と云ふも、人に託りて諭し給へるにて、右の神託なり、又履仲天皇五年御紀に、天皇狩二于淡路嶋一、（中略）時居嶋伊奘諾神託レ祝曰、（下略）又顯宗天皇三年御紀に、月神著レ人謂レ之曰、我祖高皇産靈有下預鎔二造天地一之功上、宜下以二民地一奉中我月神上、若依レ請獻レ我、當二福慶一、事代由レ是還レ京具奏、（中略）日神著レ人謂二阿閉臣事代一曰、以二磐余田一獻二我祖高皇産靈一、事代便奏、依二神乞一獻二田十四町一、對馬下縣直侍レ祠と有

り、又天武天皇紀に、高市縣主許梅、倏忽口閉而不レ能レ言也、三日之後、方着レ神以言、吾者高市社所レ居、名事代主神、又身狹社所レ居、名生靈神者也、乃顯之曰、於二神日本磐余彥天皇之陵一、奉二馬及種々兵器一、便亦言、吾者立二皇御孫尊之前後一、以送二奉于不破一而還焉、今且立二官軍中一而護之、且言、自二西道一軍衆將レ至、宜レ愼也、言訖則醒矣、（中略）又村屋神著レ祝曰、今自二吾社中道一、軍衆將レ至、故宜レ塞二社中道一、（中略）軍政既訖、將軍等擧二是三神教言一而奏之、卽勅登二進三神之品一、以祠焉と有る、右等は謂ゆる託宣と云ふ物にして、神の人に附へ給ふ事、乞給ふ事の御在し坐す度毎に、其使の人に憑り令て告給へるを、神憑とは云へるなり、（右の顯之を阿良波佐と訓めるは、神の御身は隱し御在し坐すながら、其告げ給ふ御言を人に託ひ宣て、言を顯はし給ふ由の言なるべし、）竟に顯神明之憑談と有るをも思合すべし、此字の事は、通證に、左傳曰、神明所二憑依一、將レ在レ德矣、韋昭國語注、神明依憑支持以保、正字通、憑、俗凭字、韻會、凭、通作レ憑と云へるが如し、又神託又託宣などの字をも然訓むべきなり、右の神言神語の事は、已に傳在等の神之命の下に云へり、）顯神明之憑談を、私記に、問凡云二神憑一者、必有二其神一乎、宜レ令、此託宣何神哉、答此見二佗書一、得二亦見一也、皆神祇、令二日本書紀見一之物、故保後高貴不レ可レ考也、縱女命以神一、有レ時託宣耳、是欲レ令二日神復一レ出之故也、然則是使二徳之一、吉には必有二神所一レ託也と有る、此說に依りて、古事にも、「今此氏の神懸は、物の寄て正心を失へる狀にて、得も云はぬ詞を云ひて、傳讀を得す云ふなり、正心にては其人の得云ふまじき事を、但に其言を神託とは云ふなり今俗に詐物の憑たる如くけるると云ふ狀なり」と云れたる、實に然る消息なれど、其に其國家に此の事の意を能く云ざりける言にりけり、其は上に天鈿女命の神懸と有る

け、自りて遊興の神業の観たる事、已に注せるが如きを、私記にも俳優萬態不レ可二彈記一と有るが如く、種々の態を傳しつゝも、如何にもして日神の大御心を取消し奉らむと、唯其事のみを一途に思入れ給ふとしては、其態に戯しの至るに、昔にも非ぬ如く戯して、女の憤しみて出すまじき胸乳を掛出し、裳紐を陰上に押垂し給ふ迄に至り、満て極まれりしかば、此に咲て試はせ給ふ嗤噱は更なり、行ひ給ふ所作までも、神の懸り云はしめ故さしめ給ふ所に及ばれける故に、正身は本の鈿女命に在りながら、其言は神の令レ言め給へるなれば、此を以て神懸とは云へるにて、然る御假言を得給へるに非ず、眞に日神の御靈の依憑させ給へるにて有るなり、猶傳十八に云へる天照大神の前御靈の所由に、思合す可き者なり、（然るは上に古事記を引て太兆の事を云へるが如く、其卜相奉る事の、是とも非とも、其兆に出でぬるは、即ち日神の御心には御在し坐せども、其は日神の殊更に告げ給ふとは所思し坐さゞらめど、其兆に出て諸に合へるに等しく、此も日神の言せ給ふとは無くて、其云ふ所即ち日神の神託なると同じ意味なる所なり、又記傳に、古語拾遺には此語無くて、巧作俳優相與歌舞とのみ有るは、神懸も俳優の中なる故なり、書紀に巧作俳優亦云々、顯神明之憑談と有るは、俳優と別に爲したる書様なり、然れど手持二茅纏之矟一と云へると、覆槽置、以蘿爲二手繦一云々、一連の事と聞えたれば、實は別事に非ざる事明らけし、然れば別事の如く有るは、書様の悪しきなり、拾遺は其を直得て書ける者なり、學者熟く味はひ見よかしと云はれたるは如何、巧作俳優は天鈿女命の始より、用意して仕奉られし歌なり舞なり、此に顯神明之憑談と云は其事を戯しの進みに、我にも非ず戯し給へる所へ、日神の御靈を憑らせ給ひて、然る一曲を奏で僅しめ給へるなる故に、上の俳優と此とは等しからず、又拾遺には、唯巧作俳優相與

歌舞と有りて、神懸の事を云はざるには子細有る事なり、其は委思兼神深思遠慮曰云々、其物既備云々、[illegible]郎事、其如此所謂云々と有りて、右の天鈿女命の俳優の事も何も思兼神の謀る所を云へるにて、其行ふ所に非ざるが故に然云へるにて、紀記に其行ふ所を載せたるに同じからざる由、已に上に委しく註し辨ふるが如し、然れば思兼神の思慮にて、又令天鈿女命云々、巧作俳優相與歌舞と迄は謀り給ふとも、然る神懸の有らむとは、如何でか知り給はむ、然れば記傳の説は古語拾遺の主意を得られざるなれば信ない難し、）偖此神懸を、俳優とは別なりと云ふ事を知る法有り、年中行事祕抄鎭魂祭條に載する鎭魂歌、八首有る中に、三首は神樂譜なる採物の弓劒葛等の歌なるは、此は神樂にて此に謂ゆる俳優の事なり、其八首を唱へたる引續きに、次一二三四五六七八九十十度讀之、每度中臣玉結也と見えたる、此は神懸なる事、上に云へる鎭魂之儀者天鈿女命之遺跡と有る古語拾遺の一條にて著き事、平田翁說を引て其に註せるが如し、故鎭魂祭儀に先に御巫始舞、每レ舞巫部擧レ舞三廻（擧云ニ阿奈遠命ニ）と有るは、右の鎭魂歌に合せて舞ふにて、卽ち自餘の神樂の狀にも異ならざるなり、次に御巫覆ニ宇氣槽一立ニ其上一、以レ桙撞レ槽每ニ十度畢一、伯結ニ木綿鬘一訖、御巫舞訖と有るは、此時の神懸の歌に合せ桙を衝舞ふなれは、如此く後の儀式に於ても、其差別有る者を、何でかは俳優と神懸とを一には成しつ可き、（古史第五十五段徴に、「天孫本紀に凡厥鎭祭之日、猿女君等主ニ其神樂一擧ニ其言ニ大謂ニ一二三四五六七八九十一而神樂歌儛と有るは、卽ち此時鈿女命の然宣へるに據れる儀なる事、鎭魂之儀者、天鈿女命之遺跡と有るに思合せて知られたり」と有るは、實に然る言なり、但此は、天磐戸の内に坐す天照大神の神懸の神言なる事を思漏らされたり、）若て其神懸の一二三四五六七八九十の上に、百千萬の言を

添へて云ふ四句の意なる由、古史徴に云はれたるは然る言なるが、已に数章の名は、天地の利時より行来るほど云ふなるを、其に至りて世に云ふ旨なる見はれたりけれ、其言義は徒に空しく書きたるが、此にては其取方に異なる所有るに因りて、右の御社の古言一句の法に依り、其言を得て説くべし。さて其二三四は人皇紀見にて、人とは此神庭に侍仕はせる八百萬神を云ふなり。第三一書に、手置帆負神之日、目有人麿多有若此言之衣大宮也と有る是なり、或は神代を云ふ、四時出生章の一書に、故神以千人所引磐石、塞其坂路と有る、或は布倍其とも、布多其とも云ふなるは塞坐(サヤリマス)の意なるを、下に所塞磐石是謂泉門塞大神也と云ひ、其泉門を古事記には黄泉戸と有るを以て、戸に塞と云ふ義有るを知るべきなり。合見とは岩戸の方を見よと心を著けしなるなり、（以上一句）五六七は穢惑きなり、陵惑は日神の大御琴を申し奉り、書紀には四神出生章に、生日神光華明彩照徹於六合之内と有る大御光を申奉れり。草木に萌など云ふも同じくして、物の萌る意なり、或々は日神の大御陵惑の枝殻ひ給へる御事を申さるにて、傳十三にも上にも云へるが如く、此時云りして天地の内に在りと有らゆる八百萬千萬神の全ほしき、日神に從ひ奉る御事の常なれば、此に於て、其御琴の大に盛に成り給へるを云ふなり、是を以て見るに、合意には深く利勢らせ御在し坐せず、其御光華彩に溢れて、見まさず御在し坐すに至りて、出でさせ給ふ御兆の有りけるなるべし、（以上二句）八九十は御心是にて、此は日神の、大御陵惑の所為に成り坐して、満足はし給へる由にて、申さば日神御自の御意慢とも申す可き御句なり、（以上三句）斯る時は人皆を見よ、稜威盛なる御に成らせ御在しまして、大御心足らひに御在し坐す由を、諸神の異列に所申さるるに對へて、天鈿女命して令言給へる辞意の御言なるを、其時に八百萬神

等の百千萬と歌添へられけむは、胸乳を掛出、裳緒を陰上に押垂らし、鬘まで顛はなりける天鈿女命の、面白き狀なるを笑ひ動めるにこそは有りけらし（以上四句）然れば終の一句は、他より囃し添へたる言なるにて、上三句は日神の天鈿女命に、神懸りして令し諭給へるなれども、其言の打續きて、天地の數を極めたる言に合當れるは、奇しとも妙なりとも云知らぬ尊き御事なりかし、（然るを平田翁說に、右の天鈿女命の六言四句の歌を、數名に刻みて用ひたる由に云はれつるは、其本末や違ふ可からむ、天地の數名を並べたるが、此の事實に合へりとは心著かれざりけるにこそ有りけめ、數は天地と共に立ちて、天地の象數を具せる者にし有れば、鬼神と雖も此數を出づる事能はずる、甚々此事無き物なるを、天地の開闢より此時に至る迄に、幾百千萬の年序は經たりけむを、此に至りて數名の定まれるとは云はれまじき事ならずやも）右の如く顯神明之憑談とは、天照太神の天鈿女命に神託て、八百萬神等に令聞とは無く詔給へる大御命には有れども、八百萬神の方には、一向に磐戸の首尾を思ひ居られし時なる故に、其を兆に取りて、高天原動りて、八百萬神の共に笑ひて歡こび嚎樂て、此より愈日神を招奉る事の、切（シキリ）に成れる旨とぞ思へたる、但如此く爲成す時は、次に、是時天照太神聞之而曰、吾比閉居石窟、謂當豐葦原中國必爲長夜、云何天鈿女命嚎樂如此者乎と見えたる、御問答の事に合はざるが如くなれども、右の神懸はしも上に云へる如く天兆をして御卜謀に合へるも、其告げ給ふは日神の御心ならじ、御身自然は所知看さゞると一にて、此も巧に俳優して誠備仕奉るに就て、日神の御心の天鈿女命に移らせ給ひて、然る神懸は爲させ給へれども、御身自らは其神憑に浮れさせ給へると、所思看すのみなる可ければ、此後更に然る御問答の御事の御在し坐しけるにこそ、（上に引ける古記に、

鈿女命假傳二他神所一レ托言一と云へるは、如何に見ても予が心には落着かざるなり、已に引きたりし御紀に見えたる神祇の事と等しき心ばえなむ侍める、然れども其は教へ給ふ事、乞ひ給ふ事の有る毎に、人の口を假りて云はしめ給へるなるを、此は日神の告げ給ふとは無く、諸神の請ひ奉るとは無くして、天鈿女命に神懸らせ給へるにて、其操意は天鈿女命は我を忘れて、日神の御心を取り奉れるに、日神の大御心深く感けさせ給へる驗はれたるなり。」○古事記に、爲二神懸一而掛二出胸乳一、裳緒忍二垂於番登一也、爾高天原動而、八百萬神共咲と有る、其文此には無くて天孫降臨章第一ノ書猿田彥神の條に、天鈿女乃露二其胸乳一抑二裳帶於臍下一と有り、鈴屋翁說（記傳十六）に「露二其胸乳一云云の事は、少かも恤れぬ狀を示す意にても有るべけれども、此には何とかや似つかはしからず聞ゆれば、其事は此紀に、有属に後に在るぞ尤畏れる」と云はれたるを、始は然る言と思ひしかども、此は然る可しき狀を傳て、諸神のためる樣を立て、日神を怪しませ奉らむと構へて、物傳ぎ給へるを、實態にては其猿田彥神の恥じき狀にて、胸々しく出で給へるを、然る可笑しけなる出立にて、彼神の氣を折き給はむとの御事なる可ければ、此にも後にも心有るべき文なる事、傳三十に註せるが如し、偖其掛二出胸乳一と云へる胸乳は、大同類聚方にも乖離無武佐と有りて、乳房の事にて、腕中に記の割引註へるまで胸乳は三云々など有るが如く、胸乳の實はに出す中にも、殊更に乳を掛出たるなり、掛出は有の天孫降臨章第一ノ書なる露字を、私記に安良波爾加伎伊弖と有るなり、記傳六（五十八丁）に加伎伊弖と訓むべし、掻字を書と同じく、凡て手して爲る事に附け云ふ辭なり、偖古は掛を加伎とも云へりと見ゆ、故に此字を借りて書けるなり、雨宮段に掛二出其背一と有るも同じ、萬葉九（三十六丁）に、懸二佩之一小劍取佩と有る、此

も加佐と訓むべきなり、偖此出は伊陀志と訓むべき理なれども、伊傳とも云習へり、伊傳は自ら出づるを云ひ、伊陀志は物を出すなり、武烈天皇御紀歌に、阿婆理豆羅と詠める、此も求め出すなと云ふ意なり、偖乳には人の人に見らるゝ事を恥ぢて甚く隠す物なるを、故に掻出して見するは、正心を失ひて物に狂ふ状を成すなり、此即ち神懸の状なり」と探要」と見えたり、（上俳優の所に註せるを考合す可し、偖和名抄に乳、和名知、乳所以飲子之汁也と有るが如く、何れにも唯に乳とのみ云ふ事なるを、胸乳と云へるは右の一處のみ有り、此は乳を掻出すを兼ねて、胸をも露はに爲る義以て云ふにやと思ひしかども、猶記傳に「上代に唯知とのみ云ふは、人身に在る乳に限らず、他の物にも多く有るを總て云ふ名にて、胸と云はされは混れし故ならむ」と有るや勝る可からむ、裳緒忍垂於番登也は、此の天孫降臨章第一一書に「押裳帯於臍下」と有り、押裳帯を私記に裳比毛乎於志太礼天と有るに依りて、記傳に「裳緒は毛比毛と訓むべし、裳を結べる紐なり」と有り、和名抄衣服具に、紐、楊氏漢語抄云、紐子、比毛、結而可解者也と見えたる是なり、忍垂を御紀に抑と作て然訓まれたり、古語拾遺には此を押下と有れは、何にも押下ることを忍垂とは有るべき所なり、記傳に「忍は輕く附け云ふ辭には非ず、抑へ下すにて、此態も乳を出すと同じ意味なり」と云はれたる如く、裳を高く褰け上て、陰處の見ゆる程にして、漸く裳帯を抑へ下して、見えつ隠れつ爲べく、胸脇出へるなるなり、記傳に「沙石集と云ふ物に和泉式部が、貴布禰社に祈事しける所に云はく、年長けたる巫、赤幣立並べたる周圍を、様々に作法して鼓を打ち、前を掻上げて叩きて三反巡りて、此體に爲させ給へと云ふに、和泉式部面打赤めて、（中略）千早振る神の見る目も恥かしや、身を思ふとて身をや捨つべき、此巫が爲し態、此の神事の遺れるなる可し」

と有り、上陸の下に引ける論辨に陸名と云ふ有りて、陸名をば何とか云ふ、陸の名をば何とか云ふ、南北の色道實
路るに、櫻の中の桔梗の實」を臨時實る」と有るも右の由なり、又宇治拾遺に「堀川院御時内侍所御神樂の夜の中路」行
間宿す」と云へば、實に滅けたる氣色を作りて、膝を腰にて撫上げて、細腰を出し、實に眞きになる樣して、寺々に夜の
更けて、其々に眞きに讀み、聲嘆や、あなふあなむと云ひて、陸上を十二三度迴りて、走りて入りにけり、上中下
大笑ひけり」と見えたり、此は神の御宴に思ひ付きて為し事なれども、古くより女の裳を膝下陸上まで、
揚げて舞ふの處に見せつる事の有りしに、又適にやし者にして、若天鈿女命の遺跡にてぞ有りける、〔然れば此を以て
も此文の天岩戸隠ふ串二篇なる堀川院御の川にのみ有るは誤にて、必ず此に無くては得有るまじき事なるを知るべ
し、〕猶又右の歌二の字は、古事記中巻なる人名に天押帶日子命と有る押字の意に同じ、又萬葉十六卷二十七丁に、奧津
乎、押て小野從、出流水、緩流久者不出ユ有る、此押字は讀古にて訓ぬ字なり、押垂らすは物に抑へて垂らすなり、
其ゝ字は別なれども意義の一例なり、讀高天原爾布由、此の何に、由額と讀むべきか、萬葉七〔二十七丁〕に、大海
之、磯本由須理、立波之ユ有ると同卷〔十八丁〕に、大海之、水底豐三、立浪之と有るも全く同意に聞ゆ、若て此動
字をユ云ふと訓めば、由須理と訓まむも何事か有らむ、又物語などに、世中由須理てなど多く云へり、其は慕りてと
云ふ意に聞ゆるを、此も其意を帶びて聞ゆればなり。榮花物語に、例見る人々と由須理ていはる」と有るは全此と同
じ、又保余美と言ふも思ふから、」と有りて、雨讀有る言なりけり、前張の早歌に、末、由須利安介眞曾々利安介と有
るは動上げユ通り上げなり、末、曾々利安介眞由須利安介と云へるは其を前後に置換へて云ふなり、又或本に、本、西

所利安計也所々利安計、云、由須利安計也由須利安計とも有り、如此く由須利と云ふに就ても、動面を然もされたるは實に當れる言なり、又上に註せる神樂或本後歌に、由與乃安所比遠、須留可太乃志作、又或本歌に、須女加美乃、由與乃安所比仁など有るは豐遊の義なれども、豐は本より動む由の言なれば、其を動みの遊と見むも僻事には非ざるなり、源氏葵巻に「所々の御車の使など立こみたれど得開え別かず、由須足滿て云々」と有るを、註に動字著字を日本紀に由須流と訓める由に云ひけり、又右に引ける今昔物語に「上中下大搖動けり」と云へるも、此に高天原動面と有るに當れる所なるを思ふ可し、（萬葉三卷三十九丁に、開去歳立動良之、四卷二十八丁に、野立喧毛、動面會鳴、六卷十七丁に、箭動寧、海人皆散動、又、縣江之浦爾、船會動流、又四十二丁に、猿男壯鬼有、妻呼令動、九卷二十四丁に、是日木乃、山彦令動、十一卷十四丁に、雷神小動、又三十三丁に、惡日木之、山下動、十三卷十七丁に、鳴音文動面等など有るは、何れも動を登余牟と訓める例なれども、猶此は由須流の方勝れる心ちなむ爲る、）八百萬神共咲は、大なる天照大御神の大御口に何由以天字受賣者爲樂、亦八百萬神諸咲と宣給へるとを合せて、共咲は諸咲なる事を知るべし、記傳に「咲字、此は宇受賣命の俳優を觀て可笑しさに笑ふなれば、和良布と訓むべし」と云はれたり、神武天皇御紀に、皇軍大悦仰天而咲、因歌之曰、伊奈波夜、伊奈波夜、阿々時夜嗚、中略、今來目部歌而後大哂、是其縁也と有る、咲字を和良布と訓みて此と同じく、又玉篇に阿々咲聲也と有るをも思合す可し、名義抄に、咲を和良布とも惠牟とも惠とも惠和良布とも有り、惠又惠牟は物の可笑しき時には面の咲開あるを云ひ、和良布は其が笑しさを内に得堪へ得で、口を開きて聲に出すを云ふなり、（土佐日記に、「舟にて咲ふ」と有る等、）高天原動面八百萬

神共咲の出勢も似たり、又、古人皆得有らで咲ふ様なり と有るも、其可笑しきに堪ずして、得默止し敢へずして嗤ふを云ふなり、又字鏡集に、部叉咲字を惠和良布又和良布と訓み、咲を惠和良布と訓めり、惠和良布は笑咲たる可し、新撰字鏡に、咲笑貝、和良布とも見えたり、○古語拾遺に、凡鎮魂之儀者、天鈿女命之遺跡と有るが如く、鎮魂祭の儀式は、此に定まれる事申すも更なり、然るは傳六（四十一丁）に云へるが如く、日神の御生坐して、高天原を所知看し初めさせ給へる御時に、御其頸有る事にて、古事記に、此時伊邪那岐命大歡喜詔、吾者生生子而、於生終得三貴子、即其御頸珠之玉緒母由良邇、取由良迦志而、賜天照大御神而詔之、汝命者、所知高天原矣、事依而賜也、故其御頸珠名謂御倉板擧之神、と有る是なり、此第三一書にも、瓊響瑲々此云乎奴儺等母由羅爾、と有りて、此御鎮に依りて、日神の御子を生出させ給へる御事も有るが、此は瓊音に鎮に神威を振起す神業にて有りけり、職員令集解に、饒速日命自天降時、天神授瑞寶十種云々、教導若有痛處者、令茲十寶、一二三四五六七八九十云而布瑠部由良由良止布瑠部、如此爲之者死人返生矣と有る、此は天神本紀にも見えて、神武天皇の大御世の事にては有れども、天神の御許より十種神寶を進らせらるゝに就て、其神業をも授け奉らせ給へる者にして、此に至りて天鈿女命の傳へ給へりし鎮魂の式に合せ、今行ひ給へる者にぞ有りける、弘仁式に當日薄暮内侍經レ集（中略）向宮内省、御宇氣之間、藏人開御服箱振動とも、江次第に神祇官一人進結糸納於葛箱（自レ一至レ十）此間女官藏人開御衣筥振動とも見え、小野宮年中行事に、向宮内省、御宇氣槽之間、開御服箱振動と云ひ、兵範記に、次神祇官一人入結糸葛筥置下官座、前御神樂之間又參進結之、自レ一至レ十滿レ百事畢（中略）女官筆奉出御衣、内侍等面參、又

薩戒記に載る深山御記に「女官人起ニ解御衣筥綱一、以レ蓋開レ覆、顔開之次第振動置レ之」と有るは、古に十種神寶を振動かしたりし遺制にて、其始は玉緒瑲々に振動かし給へるに起れる者なりけり、天武天皇十四年十一月御紀に、是日爲ニ天皇一招魂之と有るを、美多麻布理志伎と訓み、古語拾遺に、凡鎮魂之儀者、天鈿女命之遺跡と有り、又四時祭式の鎮魂祭と見えたる鎮魂をば、意富美多麻布理と有るなどは、御靈振大御靈振の義なるも、皆右に本著たる古の稱になむ有りける、萬葉十六（三十六丁）に、多麻之比波、安之多由布散爾・多麻布禮抒、安我牟禰伊多之、古非能之氣吉爾と有るは、鎮は、朝夕に靈振れど、我胸痛し戀の繁きに、と云ふ事にて、多麻布流は其鎮魂の所作を成すを云ひて、牟禰伊多之は右の十種神寶の事に就て、天神の若有ニ痛所者一云々と教へ給ひし御事を云へる者なり、下に引ける寶壽御詔に御心之齊也と云ふ事有る、齊は續紀第四十五詔に、汝等乃心乎等々能倍直之とも有るが如く、心の足ひ行く事にて、靈振の事に異ならざる者なり、萬葉廿（二十五丁）賜ニ玉箒一時歌に、始春乃、波都禰乃家布能・多麻婆波伎、手爾等流可良爾、由良久多麻能乎と有る由良久も、右の由良々々と同じく動の義に、振と相等しく魂を齊ふるを云ふ者なり、振字を登々能布とも訓みて、雄略天皇九年御紀に、會レ兵復大振と有るを、字書に振ハ與也奮也と見え、史記に修レ徳振レ兵と有るを、正義に振ハ整也など有り、舒明天皇九年御紀に、於是散卒更聚、亦振旅焉と有るを、左傳註に振ニ整其徒衆一也と有り、右等は整ふる義なり、又中庸には振字を乎佐牟と訓みて、其註に振收也と見えたるが如し、又布流と布由と同義の言にて、恩頼は御靈殖なり、鎮魂も御靈殖なるなど、寶鏡出現章第六、一書に就て、傳するを見る可し、若て上覆槽置の下に注せるが如く、鎮魂の祭式はしも、天鈿女命の日神を招奉られしに依て定まれる事

たるが、皇御孫尊の高千穗宮に御座所御在し、夫より、橿原御世迄では、猿女君等神楽を以て宮殿を鎮て云々の所作を行ふ事、並御戸開の音樂の如くして仕奉りけるが、天孫本紀神武天皇元年の事を云へる條に、宇摩志麻治命十一月丙子朔庚寅、始奉齋瑞寶、奉爲帝后、崇鎮御魂、祈禱壽祚、所謂御鎮魂祭自此而始矣、凡厥天瑞、謂宇摩志麻治命先考饒速日尊、自天受來天璽瑞寶、以此鎮魂、[illegible]、所謂御鎮魂祭是也、凡厥[illegible]天之瑞、[illegible]、大謂一二三四五六七八九十、而布瑠部[illegible]と見えたる如く、是よりして十種神寶の十と、神寶の十と相合はせて仕奉る事と成りて、其後[illegible]れる事と見えたり、若て後に至り神祇官員にて、其職掌を神祇伯に歸し、其上其役を定めて、御巫に相掌れる事に、心を留けて見以て行くに、儀式鎮魂儀に、神祇伯以下（中略）[illegible]上と有るに、[illegible]十種神寶を[illegible]たるなる可し、[illegible]（中略）[illegible]其上可[illegible]、近置伯前、御巫覆宇氣槽立其上、以桙撞槽、毎十度畢、伯結木綿鬘訖、御巫舞（下略）と有る、其以桙撞槽は江家第に、[illegible]也、又貞觀儀式に、[illegible]、其中[illegible]、御巫立此槽上、以金付木[illegible]合作と有る如く、右は其の天鈿女命の遺跡なりける者なり、毎十度畢、伯結木綿鬘と有るは、江家第に、神祇官一人進結糸於葛筥、（自一至十）其間女官藏人、開御衣筥振動之有りて、是に、結糸自一至十、宇摩志麻治命十種神寶祭之遺跡、[illegible]之鎮也、用糸自一至十計之也と見えたる如く、此等は十種神寶に就たる所作なりける者なり、然れば古語拾

豈に凡鎮魂之儀者、天鈿女命之遺跡ニ有るは猿女君の職掌に就て云へるにこそ有りけれ、其式は古語に云へるが如く天鈿女命の神樂の式と、饒速日命の鎮魂の法と、合せて後世の鎮魂祭式は立てたりける者なりかし、「天孫本紀に、凡鎮祭之日、猿女君等主其神樂、擧其言、大言ニ一二三四五六七八九十、而神樂歌舞、尤縁瑞寶、蓋謂斯歟」と云へり、其意は一二三四五六七八九十と云ひて、宇氣を撞く事は、上顯神明之憑談の下に云へるが如く、全く天石窟の前にて、天鈿女命の神懸の詞なり、若て上に引ける職員令集解に見えたる事を、天神本紀にも、天神御祖詔、授天璽瑞寶十種ニ云々、天神御祖教詔曰、若有ニ痛處ニ者、令ニ茲十寶ニ謂ニ一二三四五六七八九十ニ而布瑠部、由良由良止布瑠部、如レ此爲レ之者、死人返生矣、是則所謂布瑠之言本矣と有る、此は十種神寶に合せて、一二三四五六七八九十と云ふ事なるを一に成せる由を云へる者なり、此其二事の一に成れるを明せるなり）猶鎮魂祭は、天鈿女命の神樂して日神を招奉らしゝ由に縁りて、天照太神を主と祭り奉らせ給へる御事なり、右に引ける貞觀儀式に、天照太神閉ニ天岩戸ニ隱坐之時（中略）天鈿女命以日影爲レ縵、取ニ竹手束ニ、伏石屋戸代ニ覆槽置、置面踏令動揺爲ニ神樂ニ、八百萬神ニ共咲之（十一月鎮魂此由也）云々、于レ時有レ之、皆皆令ニ神樂之面貴曰、供ニ奉仕其御ニ祭ニ其神ニ、所ニ行事ニ立ニ御賢木ニ、其中代ニ寄、御巫發ニ此辭ニ矣、以ニ倭衣付木ニ爲ニ令儛ニ、猿女爾儛、唯似ニ彼義ニ眞有レ以也と有る、其神とは上に天照太神云々と云へるを受けたるを以て知るべきなり、又下に註せる鎮魂歌の中に、能保理嘛須、登用比流賣我、美多麻保須、阿登波加部保古、須眞波保保古と有るは、上の坐す豐日女神の御靈を欲する爲に、宇氣を撞きたりしは、皆饒たる金子なりしを、今は本方に代用ひて祭るとなり、又前段の貴目歌に、「如何許り宜き所を得てか天照す日女神を常時止めむ」と獻ふな

ども、神樂御魂共に天石戸の故事を傳へて、日神を祭り奉る御事をなむ、主とは爲たりける故なりけらし、然るを四時祭式鎭魂祭條に、神八座と有りて、下に神魂、高御魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮女、御膳神、辭代主、と書し、次に大直神一座と見えて、都て九柱にて、日神の御事の見えさせ御在し坐さゞるは、大直神は大直日神に御在し坐して、其和御魂に渡らせ給へれば、此神を請し申されて、日神の御靈と祭らせ給ふなゝめり、眞俗交談記に、神祇官八神坐事條に、其八神御魂神、時九神也と有るは、右の大直神を魂神に當たる者なれば、此にても九神なり、然るに大同類式に、鎭魂祭(皇后宮東宮亦同)神八座、大直神一座、座別東錦十三兩、(大直神倍)高麗玉三兩一分、(大直日、(倍之三兩二分)堅魚六斤(大直神倍之十三兩二分)鮭一隻、(大直神倍)鮑腸一斤五兩、贓三斤一兩(大直神倍)海藻十兩、(大直神倍之十一兩)云々と有るを考ふるに、右條に大直神倍と有るは、此を二神の料に充てられたるにて、合せて十座の積なり、又大炊寮式にも、鎭魂祭(東宮亦同)神八座、大直神一座、右座別米一升、(用官田稻付神祇官)と有る此も十座の積なり、如何となれば刑令義解に、東稻春得米五升也と見えたれば、一東の米一斗なり、此を座別の各一升と爲る時は其數十員なり、此を以て神直日神、大直日神二座を合せて、大直神一座とこそは申し習へりけれ、其實は祭る所十神に御在し坐すは、彼十種神寶を神體として祭り奉れることに起れることにて、其始正に神武天皇の大御世よりの御事にてぞ有るべかるらし、(但右の九座の中に神八座と有るは、天孫降臨章第二一書に、高皇産靈尊因勅曰、吾則起樹天津神籬及天津磐境、當爲吾孫奉齋矣、汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降於葦原中國、亦爲吾孫奉齋焉と有りて、古語拾遺神武天皇段に、妥仰從皇天二祖之詔、建樹神籬、所謂高皇産靈、神皇産

靈、魂留産靈、生産靈、足産靈、大宮賣神、事代主神、御膳神、以上今御巫所レ奉レ齋也と見えたる、天皇の大御守護神に御在し坐せば、此神に就て御天降の始より鎭魂の御祭は行はれけむを、右の天神本紀に見えたる十種神寶の御事に因りて、其鎭魂祭の時に限りて、右の十種神寶をしも立てゝ、御神體として齋奉らるゝ御事と所見たり。）若て職員令の神祇官條鎭魂義解に、謂レ鎭安也、人陽氣曰レ魂、魂運也、言、招二離遊之運魂一、鎭二身體之中府一、故曰二鎭魂一と有るを、令釋等に、鎭安也、言、仰二前賢後賢一也　凡人之陽氣曰レ魂、魂運也　人之陰氣曰レ魄、魄白也、然則召二復離遊之運魂一、令レ鎭二身體之中府一、故曰二鎭魂一、唯擧レ魂、則可レ知レ有レ魄、故不レ謂二魂魄一耳と見えたり。但鎭魂祭とは此に時見たるが如く、日神の石戸を閉て隱居しを招復し奉れるに本寄きて、人の精神の離散を招復し鎭むる迄の事にはは、然る魂魄の名の精き義のことは及ぶまじき事ながら、一通り此を云はむに、先づ管家名義抄に、魂を多萬志比、魄を寶多萬志比と見え、又魂魄の二字を合せて多萬志比と有る。此は精神を陰陽に分て稱けたる古言と聞ゆ。其魂にには魄此に從ひ魄には魂此に寄きて相離れざるが故に、常に多萬志比と云ふは、其を一に總たる名なり。若て集解に、鎭鎭也、言、仰二前賢後賢一也と云へるは、魂魄を相離れしめず、一に統ぶるを鎭魂と云ふ意なる可きが、大に其意味有り、譬へば物を見聽せむと欲するは、魂の伸出づるにて前賢の義なり、已に視聽するは即ち魂の引入るゝにて、卽ち後賢するが如くなればなり、然れば魂魄は、天地の如く日月の如く男女の如く夫婦の如くして、何れか一つ相離るゝ時は其持載を得保つ可からざるが故に、其を鎭むるなむ此鎭事の旨なりける、又舊本紀に、初宣二鎭貴一事、會台御魂二祭御魂、所レ請鎭祭一、其鎭祭之儀、自レ此而始矣（中畧）自二天之天、以二此言一、（中略）有所行事、次

侍り精神を、所謂御霊(みたま)と云ふ事は、又此とは別なる事にはあらず、靈の字をみたまと訓みて、精氣魂魄
根、養育生存精神心之根也、精神[illegible]生氣也、精心之根也、[illegible]
心之[illegible]也（下略）と有りて、御心に[illegible]と云ふは[illegible]の中に通ひ、[illegible]にて、心に[illegible]と云ふなり、[illegible]は上に御
靈魂の義を、[illegible]なりと云へる[illegible]なり、[illegible]の事[illegible]して、[illegible]の[illegible]を云ふなり、[illegible]二
三十丁）に、[illegible]、其心者、有之[illegible]、其[illegible]心、[illegible]と有るを、[illegible]ふる事[illegible]は其[illegible]の[illegible]とする
かと云ふなれば、[illegible]事に[illegible]けて[illegible]へ[illegible]き事なりかし、一[illegible]の[illegible]の文に[illegible]也と云ひ、[illegible]と云へるに、[illegible]の[illegible]
さる事に云へるは本よりの事なるから、[illegible]祭[illegible]の下に[illegible]るが如く、[illegible]と人身の中に[illegible]を[illegible]
る由の御名なるが、其[illegible]の[illegible]ほしく、[illegible]の内に充満て[illegible]し出すを、我に[illegible]き[illegible]れば、[illegible]と云ふ又[illegible]
にも[illegible]る事なりと云ふを見るべし、[illegible]の文に[illegible]に、[illegible]と云へる、其に依りて[illegible]るなり、[illegible]
精氣之[illegible]、[illegible]化、[illegible]天地之間也、[illegible]也、[illegible]と有り
て、[illegible]の[illegible]の[illegible]にて、[illegible]し、然れば[illegible]を[illegible]と讀むは、[illegible]にて、[illegible]を[illegible]し[illegible]
る可く、[illegible]を[illegible]と訓むは、[illegible]ると[illegible]を[illegible]むる[illegible]なる可し、[illegible]二十二（二十三丁）に、[illegible]、[illegible]
乎、[illegible]、[illegible]心[illegible]之、[illegible]、[illegible]下に、「[illegible]かさりし[illegible]の中に入りにけむ、[illegible]が精神の[illegible]き心[illegible]る[illegible]
物語に「精神を[illegible]のたる心ちしてなむ[illegible]を[illegible]びける」など有るは[illegible]、[illegible]ると云ふなり、[illegible]て物思ふ
に、[illegible]るとは[illegible]にこそ、今は現心も無き心ちして云々と云ひ、[illegible]に「[illegible]るゝ我が精神も返りなむ」思ふ[illegible]に[illegible]

び出めよ」又「魂しひの通ふ道に非ずとも、結び留めよ下賀比の褄」と見え、伊勢物語にも「思ひ餘り出にし魂の有るならむ、夜深く見えは魂結びせよ」と有り、源氏葵卷に、「物思ふ人の魂しひは實に憧るゝ物になむ有りけると、聞かしげに云ひて、「嘆き佗び空に亂るゝ我が魂を、結び留めよ下賀比の褄」と有るを細流に、魂しひの出ぬるを結び留むる事有ればなり、結び留めよとは浮るゝ心を本心に返し給へと詫つ意なり」と云ひ、袋草紙に、「見る人魂は見つ主は誰とも知らねども、結び留めよ下賀比の褄」、三返誦して、男は左女は右の裔を結びて三日を經て解之」と有り、此事又拾芥抄にも見ゆ、又千載集に「細脛なは浮れむ魂は有備だに、我が思ふ人の袂に留まれ」又「君戀ふと浮ぬる魂の眞夜更けて、如何なる褄に結ばれぬらむ」なども有りて、人魂を見たる時は、衣の裔を結ふ事の有るを趣向にしたる歌共なり、蜻蛉日記に「或人女婦には衣縫ひて奉ることこそ宜かなれ、然爲給へよと書來て遣めは、問ひ試みむとて絆の襲衣三縫ひたり、下交共に云々、白妙の衣は神に譲りてむ、隔てぬ中に返し成す可く」又唐衣にし袷を打返て、我が下交り成す由もがな」とあるも有に同じ、又續後拾遺集に「男に忘られて侍りける頃、貴船に詣りて、御手洗河に螢の飛び侍りけるを見て、和泉式部、物思へは澤の螢も我身より、憧れ出づる魂かとぞ見る」御返し、明神、奥山に激りて落つる瀧瀬の、玉散る許物勿思ひそ」など有るも、人魂の出遊るゝ事を云へるなり、又空穂國讓卷に「然も爲む方無く悲はれ侍りしかば、魂を鎮めむと、度々唯御文一件を見給へむと云々」、又俊蔭卷に、「口無くては何處よりの魂しひ通はむ、胸痛無くては何處にか心の有らむ」など有る、此等は皆共に人魂の事には非ざれども、魂に、憧遊かるゝと云ひ、通ふと云ひ、浮るゝと云ひ、出にしと云ひ、又浮れむ、又浮ぬる、又憧れ出づる、又

王敢るに係けて鎮むると云ふなどは、上に引ける義解に離遊之運魂と云ふに實に當れり、又其に就て、返りなむ、又結留めよ、又還りなむ、又都萬に去まれなど云へるは、招字又次に鎮ニ身體之中府ニと有るに當りて、此鎮魂と云へる是なり、又其結留、留るなどは、鎮魂祭儀に、以ニ倭纏ニ結、毎ニ十度ニ伯結ニ木綿鬘ニと云ふ事の遺制にて、此には人魂を見たる時に唱へて、常に物留つる事なりけり、「有の字讀に「目無くては何處よりか見しむ通はむ、胸腹無くては何處にか心の有らむ」と云へるは、唯物語の上に杜撰には非ず、正しく受くる所有りて書ける古語とこそ聞えたれ、其は人の精神の目より出入すると云ふ事を、何でかは知る事ならむやは、此は傳一巻にも云へる如く天地の神靈はしも容氣に乗りて御座し坐す者にして、人の神明より受賜はる陽魂はしも本より、其を分ち賦へ給へりし者なりければ、其も亦氣と共に目に道を取りて出入るべき筈の事なる是なり、胸腹無くては、何處にか心の有らむと有るも、心藏の所在を云ふが如くなれども然らず、彼義解に、鎮ニ身體之中府ニと有る、即ち陽魂は氣と共に出入し、陰魄は形と共に身中に在る事を明せるにて、云はゞ身命無くば何處にか精神の收る所有らむとは云へる者なり、又云、有に云へる、拾芥抄、見ニ人魂ニ時歌を書して、誦ニ此歌ニ結ニ所ニ著衣妻ニと有り、此事簾中抄にも出でたり、」修年中行事秘抄に載れる鎮魂歌八首有る、其歌毎の始に阿知女（一度）於々於々（三度）と有るは上に註せる阿知女法なり、一に、「天地に氣動かすは氣動かす神石がも箱ゆ開から氣動かすは」と有るは、天地の氣を動かす爲に、杵にて臼を搗く其音を、神も皆も聞くとなる可し、鎮魂祭式料物に、臼一口杵一枝と有る是なり、二に、「石上布留社の太刀がも、願ふ其子に其奉つる」と有るは、此は上に出せる神樂暁歌の別體なり、此は神名式に、大和國山邊郡石上坐布留御魂神社（名神大月次、

相嘗新嘗」と有る、此御社に御在し坐す十種神寶を、京に迎へ奉る事を云ふにて、鎮魂祭儀に「置二神寶於堂上一」と有る。其に比らへて神に供ふる太刀の事を云へるなる可し。三に、「幸男等が持木の真弓奥山に、御狩為らしも弓の弭見ゆ」と有る　此は鎮魂祭式料物に、「太刀一口、弓一張、箭二隻」と有るを詠るなり、四に、「上り坐す豊日女が御魂欲す、本は金鉾末は木鉾」と有る、此は槽を撞く矛の歌なり。初二句は萬葉二（二十七丁）に、「天照日女之命（一云指上日女之命）と有るも同意なり、御魂欲すとは、御魂を招奉る事を云ふなり、五に、「三輪山に在立てる茅草を今栄えでは何時か栄えむ」と有る茅草は、茅纒之矟に結る料なるを云ふならむ、六に、「我妹子が穴師の山の山人と、人も見るがに山蘰せよ、」是は上に引ける神楽採物萬歌なり、此は蘰に寄せて仙人の如く長生する事を祝ふなり、七に、「玉筥に木綿取垂て多麻知取らせよ、御魂上り、魂上り、罷坐し神は、今ぞ来坐せる」と有る玉筥の事は次に云ふべし。多麻知登良世與は、璽を手々に取らせよにて、御璽上り魂上り坐しゝ神の来坐せるを返し奉るなるにて、天神本紀に、「布瑠部由良由良止布瑠部如レ此為レ之者死人反生矣」と有る意味なるにて、此卽も神祇令鎮魂祭義解に、「招二離遊之運魂一、鎮二身體之中府一」と云ふ事なり、八に、「御璽上り去坐しゝ神は今ぞ来坐せる、玉筥持て去たる御璽、魂返し賜すや」と有る、初二句は鎮魂祭式に「神八座云々大直神一座」と有る、其神等の御魂祭見に幸行せる御事を申せるなり、玉筥持ちて去たる御魂とは、去年の鎮魂に封めたる御魂を齋戸に收め置ける事を去給へると云ひて、其を魂返し為すと云ふ義なるにや、其魂返と云ふ事は、十種神寶に死反玉道反玉など云ふ有る其事を、含み云へる者なる可し。「又此に就て説有り、傳八巻道反大神の下に云へり、披き見て考合す可し。萬葉四巻三十一丁に、「念西、死為物爾。有麻世波、千遍曾吾者、死變

客と有るを、宛反と云ふ事にて、變反しと云ふ事に近し、搭合の數等で、一二三四五六七八九十、十度數之、每度中臣某結也と見えたる、此事は已に上に注せれば今云はず、儀式に、神部一人執拍手、御巫始舞、每舞神部拍手三遍と有る下に、與云阿奈多不止と有るは、催馬樂に安名尊と云ふ歌有りて、阿奈太不止、介不乃太不止左也、伊爾之閉毛、波禮伊爾之閉毛、加久夜安利介牟夜、介不乃太不止左、安波禮曾己與之也、介不乃太不止左と有る、此意を以て其神歌の意を詠みたる所也、此歌、建久行幸之記、□曲伊呂波等に、阿奈太乃志、介不乃太乃志佐、伊爾之閉毛、加久佐□利□□、介不乃太乃志佐と有り、然此與云歌は、本には□□字に有れども、混れ易ければ、今其等をも合せて右の如く□字をきとす、）儀式上に引ける儀式に、以桙撞槽、每十度畢、伯結木綿鬘」と有るを、江家次第に、神祇官一人、結木綿緒（自一至十）と有り、此を三代實錄には結御魂緒と見え、又江家次第に即玉結事と見えて、亦御魂結と云へるも有り、此を結び收むる器を、右に載せたる鎮魂歌には玉筥と云ひ、其を納めたるを、御魂の宇氣と云ふ事、四時祭式に見えて、已に前章に注せるが如し、若て此歌の如く物に見えたるは、崇神天皇十年紀に、九月丙戌朔壬子、大彥命到和珥坂上時、有少女歌之曰、（一云、大彥命到山背平坂時、道側有童女、歌之曰、）瀰磨紀異利寐胡播揶、飫廼餓烏塢、志齊務苔、農殊末句志羅珥、比賣那素寐殊望（一云、云々）於是大彥命異之、問童女曰、汝言何辭、對曰勿言也、唯歌耳、乃重詠先歌、忽不見矣（下略）とある、此は武埴安彥が謀反けむと爲る事を、天皇に知らせ奉る諭言にて、古事記にも見えたるが、今此事に就て云ふ時は、飫廼餓烏塢は己之緒手にて、即ち命に就ける者を言へる、志齊務苔、農殊末句志羅珥は、天皇を殺さむとする

と人の盜むも不知なり、比賣那素寐殊岐は、女之遊爲にて、然る危き事の行るをも所知看さず御在し坐しけるよと、驚かし諭し奉り給へるにて、瀰磨紀異利寐胡播と云ふ諸事の、無禮げなる狀を以て見るに、此歌は天照大神の御諭言なる可し、此に類たる事は三代實錄に、貞觀二年秋七月二十七日甲辰、偸兒開₂神祇官西院齋戶神殿₁、盜₂取三所齋戶衣₁、并主上結₂御魂₁緖等也と有る、此も御魂筥は、偸兒などの心を掛くべき物には非ず、其を盜み去ると云ふは、天皇の御魂を廢らし奉りて、御壽祚を過ちらし奉らむと、誰か邪心有る人の所爲なる可し、右の如く童謠と成して、神の諭し申給へるを以ても、御魂緖を結びて齋ひ奉らせ給ふ時に、決めて壽祚を所聞給ふ正しき驗有り、又其御魂筥を人に盜み去られなど爲る時は、竟して天皇の大御身に殃災の御在し坐す御事の兆なるを以ても、其物の少許ならぬ御事を曉る可くなむ有りける、所以に其鎭魂祭の時に、其を持運ぶに迄も、甚々心を寄けて愼しみける事と見えて、東宮年中行事十一月中寅日條に、「此日夕內侍代（中略）宮內省に向ふ、行事の藏人相從ふ、御衣は衣筥の蓋に入れ奉りて、御襲に包みて八足の上に置く、御魂緖の絲を具したり、八足に掛くる白き衣襲有り、長一丈五尺又足纏の布有り、御衣筥をば道の程落ちざらむが爲に、八足に結び付けたり、其結をば丈に餘く絹を細く疊みたるなり、女官此を申し下る料の絹二丈なり」（下略）と有るを、此を過まつ時は、必ずしも善からぬ事共の有ればなる可し、況て天皇の御魂緖にして、齋戶に鎭めさせ給へるには、此上無き靈の御在しつ可き御事なりかし　故に上件鎭魂の式は、天照大神の天上を所知看させ給ふ時に起り、天鈿女命にて成り、饒速日命より傳へて宇摩志麻治命に定まりけりし故由を云はむとて、外事まで取交せて、所思え云ふ長談爲たりけり、（古は上が上ならぬ際にも、各々程々に然る事をこそ成たしりけら

し、萬葉十五卷に、到壹岐嶋雪連宅滿、忽遇鬼病死去之時作歌に、伊敝比等能、伊波比麻多禰可、多太未可母、
安夜麻知之家牟と有るも、其事過をしゝ事として、家人の齋ひつゝ在る過ちけるに依て身亡せけるかと云へるなり、
其は何は人々の思々に任せし事なるめれど、其齋に於ては皆同じ意の事と聞えたり。）

是時天照太神聞之而曰、吾比閉居石窟、謂當豐葦原中國必爲長夜、云何天鈿女命㘑樂如此者乎、乃以御手細開磐戸窺之。時手力雄神則奉承天照太神之手、引而奉出。於是中臣神忌部神則界以端出之繩、（亦云左繩端出。此云斯梨俱梅儺波。）乃請曰、勿復還幸。

此は日神の其の御覽と嘆美の事とに相應けてぞ在し坐して、天石窟を出でさせ給へる所なり、然るに天鈿女命の事は、右に嘆美の意の見えて、上に天兒屋命太玉命の相與致其祈禱と有るは、此の文にては無なり、天鈿女命の事は、右に見えたれど其の事に云々と有りて續たるに、右の二神の祈禱に答へさせ給へる事は、其文に云合されたれど、其言寢と有るべき事を此に云はれざる、甚たる遺漏かりける。此事は古事記も甚く事略て傳へられたる故に、中には委しき傳も無きには非ざれども、此に據らず勝らざりけり、唯古語拾遺に、其物既備、掘天香山之五百箇眞賢木、而上枝懸玉、中枝懸鏡、下枝懸青和幣白和幣、令太玉命捧持稱讚、亦令天兒屋命相副祈禱、又令天鈿女命云々、爾乃太玉命以廣厚稱詞啓曰、吾之所捧寶鏡、明麗恰如汝命、乞開戸而御覽焉、仍太玉命天兒屋命共致其祈禱焉、

于時天照太神中心獨謂、此吾幽居、天下悉闇、群神何由如レ此之歌樂　聊開レ戸而窺レ之と有る、此文等にて現其能く通えたり、此文に令ニ太玉命稱讃一は、下に、爾乃太玉命以ニ廣厚稱詞一啓曰、吾之所レ捧寶鏡、明麗恰如ニ汝命一、乞開レ戸而御覽焉と有る是にて、天兒屋命のも相副祈禱、又下に共致ニ其祈禱一と有れば、此同じ事を申す中にも、太玉命は幣帛を捧ぐる方を主とし、天兒屋命は其祈禱をなむ主とは爲させ給へりける、其は此第三ノ一書に、太幣帛の事を、於是天兒屋命云々、乃使ニ忌部首遠祖太玉命執取一而、廣厚稱辭祈啓矣、于レ時日神聞レ之曰、頃者人雖ニ多請一、未レ有ニ若レ此言之麗美者一也、乃細ニ開磐戸一而窺レ之と有るが、右に引ける文に合へる以て知られたり、此に人雖ニ多請一云々は、日神の大御心に所思しゝ御事にて、拾遺に中心獨謂云々と有る如く、獨言ち給へる御言なり、又細開ニ磐戸一窺レ之は、拾遺に聊開レ戸而窺レ之と有る是なり、古事記には即ち此を、於是天照太御神以ニ爲怪一、細ニ開天石屋戸一而內告者、因ニ吾隱坐一而　以ニ爲天原自闇、亦葦原中國皆闇一矣、何由以天宇受賣者爲レ樂、亦八百萬神諸咲と有るは、右の文に續く所なる以て辨ふ可き者なり、（然るに拾遺に、此吾幽居、天下悉闇、群神何由如レ此之歌樂と云ふ文を、聊開レ戸而窺焉の先に在るは、誤れる如くなれども然らざるなり、此段なるも右と同じきは、共に故有る事にて、此には天兒屋太玉命の御事を云はざるが故に、是時天照太神聞之而曰云々は、其廣き厚き稱辭を聞看たる趣ならぬ如く聞ゆれども、文に誰せる状に天鈿女命の神樂の事を兼ねて續けるなれば、別に故有る事なりける者なり）然れば此に、是時天照太神聞レ之而曰と有るは、全く天鈿女命の俳優の事を聞看めさせ給へる如くなれども、上に又猿女君遠祖云々と有るからは、正しく文の緯なるにて、其經なる天兒屋命太玉命の、相與致ニ其祈禱一焉と有るより受けたる事、右に引ける第三ノ一書又古

書紀の文に據らし、又第三一書に、云見岩戸口以一幸視之、於是日神開磐戸而出焉とも有る、此には天鈿女命と共に手繦中されし事は見えざれども、全く前後に由て日神の出坐せる状なるをば合せ見て味ふべし、此を以て見るに右の文に續きて此に、吾比閉居石窟、謂當豐葦原中國必爲長夜、云何天鈿女命嚯樂如此者乎、乃以御手細開磐戸窺之と有れば、既に右の第三一書に、日神聞之曰、頃者人雖多請、未有若此言之麗美者也、乃細開磐戸而窺之と有る趣にして、此等は未だ御戸を引開かせ給はざりし程の御詞にて、又窺ひ給へる者も非ざる事なるを、纔に細開かせ給ひ在し坐し後に、再び古事記の如く、御言には宣ひ出でさせ給へるにて、其こそ天鈿女命と御問答の御事も有り、又八百萬神ゞ共に同ひ奉れる事なるを、此には其先の事を云ひて後の事を省かれ、古事記には其の事を詳かにして、先の事をば於是天照大御神以爲怪の言に約めて、一度云はさのける者なり（其何書書共に詳なき事にて、古語拾遺には、思兼神の深思遠慮の事を委曲に云ひ述べて、其如くして行はるゝ神等の所爲を云はず、又御紀と古事記には、諸神の議等する事の作々を詳に記されて、其云々の議を云はざるに同じき事、上に次々に論め云へるを見なむには其意を得てむ。）然れば此に、乃以御手細開磐戸窺之、時手力雄神云々と文は引續きて有る事なれども、時手力雄神との間に、上に、吾比閉居石窟、謂當豐葦原中國必爲長夜、云何天鈿女命嚯樂如此者乎の御言は、天鈿女命に相對はせ御在し坐して直に御問ひの御事なれば、必ず再度記されずては得有るまじき文なるを思ふ可し、故に古事記に、於是天照大御神以爲怪、細開天石屋戸而内告者、因吾隱坐而以爲天原自闇、亦葦原中國皆闇矣、何由以天宇受賣爲樂、亦八百萬神諸咲、爾天宇受賣白言、益汝命而貴神坐故歡喜咲樂、如此言之間、

天兒屋命布刀玉命指ニ出其鏡一、示ニ奉天照太御神一之時、天照太御神逾思レ奇而稍自レ戸出而臨坐之時、其所ニ隱立一之天手力男神云々と有るは殊に詳明なりければ、此續きなむ然る可かりけるとは云へる者なり。（然れば右に舉げたる此の文に時字と手力雄神との間に、此に引ける古事記の如き文無くては得有るまじかりける所なるを、略かれたりし者なりけり、第三ノ一書には、天鈿女命の事は皆がらに載られざりければ、此の例には非ずと雖も、其も乃細ニ開磐戸一而窺レ之、是時天手力雄神云々と有るも略かれたるなめり。又拾遺も同じ状にて、聊開レ戸而窺レ之、爰令ニ天手力雄神云云など有りて、何れも古事記の委曲なるには如かざりけり、又舊事紀には、其も此も取合せて文を成せる者なるに、其先後の別を立てず、又古史成文なども、其事には心も著かれざりつと見えて、殊に此一段の文甚く拙きは、其意を得られざりしが故なゝめり。）次に、手力雄神則奉ニ承天照太神之手一引而奉レ出は、第三ノ一書には、是時天手力雄神侍ニ磐戸側一則引ニ開之一と有り、此事、古事記にも、天照太御神逾思レ奇而、稍自レ戸出而臨坐之時、其所ニ隱立一之天手力男神、取ニ其御手一引出と見え、拾遺にも、爰令下天手力雄神引ニ啓其扉一遷中座新殿上と有りて、御戸を開くも御手を賜るも、其に天手力雄神一神の行事（シワザ）なるが如しと雖も、紀記には漏れて傳はらざるにて、上手力雄神の下に註せりし如く、神宮には其傳なむ正しく傳はれりける。其は皇太神宮儀式帳に、天照皇太神（所レ稱ニ天照意保比流貴命一）同殿坐ニ神二座一と有る其下に、坐ニ左方一稱ニ天手力男神一云々、坐ニ右方一稱ニ萬幡豐秋津姫命一也云々と見えたるを、倭姫命世記に、此二柱を御戸開闢神と有るを始として、御鎭座傳記御鎭座次第記等には何れも御戸開前神と有り、前神と申すは條柱にて、前社と云ふに同じく、相殿神に御在し坐す謂なり、倍又世記に、天照太神一座云々、相殿神二座（左天兒屋命右

大宮賣と有るなるに、別に右の二神を記されたるを、御門神は大宮賣神と共に、外宮御殿の御事にて坐するに、依て大宮賣神御門祭式(中略)櫛磐牖神二前、此由豊宮崎殿祭等に、社相殿祭、故に此由豊宮相殿、南東西(東天手力男)一座、西天兒屋命云々、太玉命云々、但東御殿留西相殿坐也)自餘天手力男命萬幡豊秋津姫命、天兒屋命太玉命の相殿神なり、(元々御戸開神也)と有るを參考して、古史第三十三段には、天兒屋太玉兩神の相殿神なり天兒屋命太玉命と云ふは、往時より以前の傳、手力男神萬幡豊秋津姫命と云ふは其より後を云ふ事にて、古事記伝天降段に天手力男神者坐佐那縣と有る、其社は神名式に伊勢國多氣郡佐那神社二座と有る是なり、其を度會宮殿の古説に、此神の御戸開神と申す由見えたるは、其一座は萬幡豊秋津姫命にて、古くより此神宮の相殿に坐し給へるなり、(敬意)と云はれたるは、實に然る説なるに、上に思兼神の后神の御事に見て委しく考證するが如く、其萬幡豊秋津師比賣命と申すは、即ち天鈿女命の御事に御坐し坐すを、延暦七年所進の大神宮儀式帳には、天手力男命天石門を左方に、天宇受賣命を右方に坐て、常世國長鳴鳥を集へ、天日影葛を縵と爲て、大中臣遠祖天兒屋命之祝詞を宣り、天石門を開坐と有る、此を以て天手力雄命天鈿女命二神共に御戸開神に御在し坐す事を知るべし、然る上は、御戸を引開給ひしは手力雄神に坐し、御手を取奉りて引出し奉れるは天鈿女命に御在し坐すべき理き者なるをや、故に天鈿女命の本の名を天石門別八倉比賣神と申し奉り、又其神に並びて、後の三女神をも天津石門別稚姫神とも申し奉りて、共に力を合せ給ひけむ事、即ち此第一、二書に出でたる稚日女尊の御事に渡らせ御在し坐す事、傳十八に論め云はむが如し(但此傳にては、磐戸を細く開きて窺なはし御在し坐しけるを、其間より御手を取り

て引出し奉る趣なる事なれども、第三一書には磐戸を引開させ御在し坐すと有る、其正說なり、然る時は御戸を開きて容に拋ち給ふ御手力の方に係列はせ給へれば、御手を奉承りて引出し奉る可き程の御暇は、御在し坐すまじかりければ、決めて天鈿女命の御業なりつらむを、共に御戸開神とも天石門別神とも申し奉れるから混ひて、手力雄神一柱の所置と成りて傳はれる者となむ所見たりける。）偖右の手力雄神則奉承天照太神之手引而奉出を、古語拾遺には、爰令天手力雄神引啓其扉遷座新殿と有るも、右に論め云へると同じ例にて、其磐戸を引啓き奉れるは素より手力雄神の所爲なる可く、新殿に遷し奉れるは御手を奉承て引出し奉る方の天鈿女命になむ御在し坐しつ可き。然るは其文に相應へて、下に令大宮賣神侍於御前、豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守衞殿門と有りて、上に天鈿女命と申せるを、今度は其大宮に仕奉り給ふ意を以て、大宮賣神と申し、又右には石戸破る手力御在し坐す神なるを以て、手力雄神と申しゝを、其天石門別の事に依りて殿門を守衞らせ給ふ神と成り給ひ、又二神に御身を分けて、豐磐間戸命櫛磐間戸命と申す御事と成れるを思ふ可き者なり、但右の神等を共に太玉命之子也と云へるは、然る正しき古傳の有るに、其義を得知らざる自註の誤なる者なり、古事記御天降段に、天石戸別神と手力男神とを別神の如く擧げたることそは、其の誤なりけれ、亦天石戸別神亦名謂櫛石窻神、亦名謂豐石窻神、此神者御門之神也と有る、此天石戸別神を手力雄神と見る時は、其本末の事甚正しく打合ひて、少も惑ふ可き節無かる可くなむ所思えたりける、神名式に、陸奥國白河郡伊波止和氣神社を、或書に手力雄命也と有るも是なり、（然る時は此前段より云へるが如く、戸を引啓き給ひし手力雄神は、其緣に由りて御門神と成らせ坐せ御在し坐し、御手を取り奉り給ひし天鈿女命は、其事に就て大宮賣神と、

れて、皇御國に坐せれけるは、誰も知れるに見る事ならぬ事に云むかりけるを、世々の人の心得ちがひなるは何事ぞ、又に、欽明紀中臣連鎌子神祇伯以上祖出之際乃許目、勿云猶太本とするを、古事記にも、國御力を以て御久米之神大御饗之、自上古代、此以内を祀りて大と見えたるが、共にに天児屋命の御祭を遍くせれは、此に中臣連等のと有るを勝りたるも、其は上に天児屋命の御力を祈り出して、かく天照大御神に云々と有るにいる詞の有る事にて、古語拾遺に、令天太玉命率諸部神、亦令天児屋命相副祈禱と見えて、太玉命の持ちたる幣を相副へて天児屋命の祭祝し給へるなるが、其事傳十九に云へり、此第二一書には、天児屋命掌其解除之太諄辭而宣之、於是日神方開磐戸而出焉、又神代紀入其石窟者、磐戸小泉、其處ぞ今猶在、此國往昔時天照大神也と見えたるも、其文に日神方開磐戸而出焉と有るに、此に奉請天照太神之子引而引き出し云々とあれば、以前の事ことに古事記にも、天手力男神隠立戸掖而御目戸出而臨坐之時と有る其際の事にして、右に見ゆ入其石窟と云ふ、必ず大玉命に御在しますべき事、右の拾遺の文に見らし見え給ふ可く、又磐戸小泉と有るを以て、天岩戸を引開かざりし程なる可きを思ふ可き事なれ、然れど是にては、岩戸の前に留立し、手力雄神は其後を引開けて、神聖の人と有りし天照大神は御手を取りて引出し奉れる所なれば、天兒屋命の祝詞を申し奉へ、太玉命の幣と共に右に已に入たる所なれば、何れか御手を取りて導し給ふべきにも非ざりければ、太玉命に、布刀玉命一緒の言と為したるに同じにて、必ず此に中臣連等の祖命の出見へたる正しきには加ふるべきなりかし。此一節に古事記の文を記ひたりければ、其に関係しある人は思ふ可からむ、必ず此の神紀とぞ合せて云はでは、得有るまじき所なる上に、古史成五十六段を見るに、右の其時以入其石窟云々の文を、此の間来に

以端出之繩一乃請曰、勿復還幸一の下に續かれたるに依りて、人も然思ひて怪しと爲さゞりける事なれども、此時は已に其扉を引啓きたる所なり、如何ぞ戶に備ゐると云ふ事の有らむ、若て鏡は古事記拾遺などに有るが如く、日神に示奉る料にこそは有りけれ、已に出させ御在し坐して、勿復還幸と申して端出之繩を控度したる有縮に、今と成りて如何は投入るゝ事の有らむ、但此段は於是日神方開磐戶而出焉と有るを、全く引出し奉れる時の事と僻心得せられたるに依れるなる可くや、）此に又古事記には、故天照太御神出坐之時、高天原及葦原中國自得照明一と有るは、其段の始に、於是天照太御神見畏閉天石屋戶一而刺許母理坐也、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇、因此而常夜往と有るに對へたる結にし有りければ、必ず然無くては得有るまじかりける所になむ有りけるを、此にも上に其と同じく、故六合之內常闇而不知晝夜之相代一と有れは、此にも然有りぬ可き事なるを、此には無くて、第三一書に是時天手力雄神侍磐戶側一、則引開之一者日神之光滿於六合、故諸神大喜と見えたれば、其に委ねて省かれたりしにもや有らむ、（又其には始に六合の常闇と成りにし事をば省き載せられざりけるも、亦此に讓りて同じ事を重ね云はぬなる可し、若て古語拾遺には、始に爾乃六合常闇、晝夜不分、群神愁迷、手足罔措と云ひて、下に當此之時、上天初晴、衆俱相見云々と有るも同じ意味なる事、此下に云へるが如し、）若て古語拾遺に、右の爰令天手力雄神引啓其扉一遷坐新殿と有る其文に次て、則天兒屋命太玉命以日御綱一（今斯利久迷繩是日景之像也）廻懸其殿、令大宮賣神侍於御前、是太玉命久志備所生神、如今世內侍善言美詞和君臣間一令宸襟悅懌也）豐磐間戶命櫛磐間戶命二神守衞殿門一（是並太玉命之子也）と有る、日御綱は此に云ふ端出之繩の事なるを、此に廻懸らす事は、日神の出でさせ給へる、即ち

句ヶ復讐と申して、其天石窟に籠坐しけるを、今又其新殿に遷座らして日御綱と申す、此は右とは異にて其新殿を出でまさず御在し坐さしめ給ふ縄に緊く結ぶ義なる可し、偖其新殿は、上なる思兼神の深思遠慮の所に、今ノ手置帆負彦狭知二神以天御量（大小斤雜器等）伐大峡小峡之材而造瑞殿（古語美豆能美阿良可）兼作御笠及矛盾と有るが如く、石窟を出し奉れる後に住まさせ奉らむ料に、兼ねて構け置く所なり、此を以て思兼神の深思遠慮の其示す所、其詳来を係けて違はざる事驚き奇しむ許りに御在し坐す御事を云む暁る可かりける、偖右の文に作り構けたりし御笠及矛盾にしも其新殿の料なる事、下に日宮の御装束の事の因みに云ふを合せ讀みて知るべし、御笠は木工神の作る所にして、即ち菅笠なる可し、太神宮式装束條に、菅蓋二枚淺紫綾表緋裏（長各三丈裏加之）爪綱（一枚別所、須一丈）柄淺紫組纓一（一枚別所、須六兩、但遷宮臨時新調寄取以下準此）蓋綱四條（二條菅蓋料長各二丈）菅蓋二枚菅笠二枚菅翳二枚と有る、是は雄略天皇以後の物なれ共、菅笠は神代より有り来る物なり、拾遺の崇神天皇段に、天照太神を遷し奉る地を倭笠縫邑と云ひ、天神本紀に笠縫文曾々笠縫と有る、曾々は顕宗天皇紀の倭者曾々手原淺茅原の曾々も一にて、茅菅などの戰ぐ形容を云へるなりと所思ければ、必ず菅笠なる可し、偖其菅蓋菅笠に並びて菅翳菅扇と有るを、神寶儀に菅翳と見え、右に合せて變會宮装束に、紫蓋一枚菅笠一枚紫翳一枚菅翳一枚と見えたる、此にて扇即翳なる事知らる、然る類の御調度なども此時に出來初めけむ事知るべし、其は姓氏録（和泉國神別天神）に、爪工連神魂命男多久豆玉命之後也、雄略天皇御世、造ニ紫蓋爪一、并奉ニ飾御坐一、仍賜ニ爪工連姓一と有る、多久豆玉命は右に云へる手置帆負命に坐すを、彼神代の例として御坐の装には菅蓋菅翳を以て仕へ奉りけむを、其御世

に紫綾を以て蓋をも翳をも作り奉れるから、爪工連とは負ひたる事なれども、右等の物を作り奉るは其家の職掌たるを以ても、其古の状を想像奉る可くなむ有りける。（手置帆負神多久豆玉命同神なる由は、天孫降臨章第二一書に既て論め云ふを待ちねかし。偖和名抄服玩具に、翳本朝式云齋王行具十一枚翳和名波と有り。續紀に、天平十二年戊子詔天皇御二大極殿一、受二朝賀一云々、但奉翳美人更二袍袴一と有るには、奉翳を波登理と訓める、即ち翳取の義なり、但此を扇とも云へるが如く、挿して御面の顯はに見えさせ給ふまじく構へたる物なるが、鳥羽などを以て專ら作れりし故に波とは云ふにや、但右の菅笠は、式なるは頭に著けさせ給ふ料なり。）次に古語拾遺に、當二此之時一、上天初晴、衆俱相見、面皆明白、伸レ手歌舞、相與稱曰、阿波禮（言天晴也）阿那於茂志呂（古語事之甚切皆稱二阿那一、言衆面明白也）阿那多能志（言伸手而舞今指二樂事一謂二之多能志一此意也）阿那佐夜憩（竹葉之聲也）飫憩（木名也、振二其葉一之調也）爾乃二神俱請曰レ勿二復還幸一と見えたり、此は上に引ける古事記に、故天照太御神出坐之時、高天原及葦原中國自得二照明一と見え、此第三一書に、是時天手力雄神侍二磐戸側一、則引二開之一者、日神之光滿二於六合一、故諸神大喜と見えたる其事を如此云へるなり、偖此歌は、上古より以來神事の有る毎に其神祭の事竟て、即ち直會と云ふ事の有りて謠儛する所作の有る起なる由、古史第五十八段徵に云はれたるが如し、予亦其說は下に註してむかし、（但其終に爾乃二神俱請曰レ勿 復還幸一と有るは所違ふ可し、其は此正書に、手力雄神云々、引而奉レ出、於是中臣神忌部神則界二以端出之繩一乃請曰勿二復還幸一と有る如く、注連を控度す時の詞ならざれば叶ひ難し、拾遺の此所にては、新殿の内に皇太神を鎭め奉り畢へて、今は直會の時にし有りければ、諸神の心打解けて相樂しむ程にて、然る心遣の事過去て後なるを

思ふ可し。」〇是時天照太神聞之曰は、上に中臣連遠祖天兒屋命忌部遠祖太玉命（中略）相與致₂其祈禱₁焉と有るより、係れる事已に註せるが如し、其は第三一書にも、於是天兒屋命（中略）乃使₃忌部首遠祖太玉命執取₂而、廣厚稱辭祈啓矣、于時日神聞之曰、頃者人雖₂多請₁、未₂有₃若₁此言之麗美₁者也と有るを合せて曉る可し、但此に又曰、猨女君遠祖天鈿女命（中略）顯神明之憑談と有るより續き、次に日神の宣せ給ふにも云何天鈿女命㘑樂如此者乎と見えたれば、其事のみを聞看し入させ給へる如くなれども、此始未₂了時八十萬神會₂合於天安河邊₁、計₂其可₁₂禱之方₁と有るが如く、此にては其祈禱の方なむ最重かりければ、神樂は其に因て神の御心を慰め奉る所作を成すにて有なるが故に、其には又曰と書されたり、偖此を其二を併せて聞食す趣なるを、思ひ辨ふ可き者なりかし、（偖又此の聞之は、唯其事を聞知らせ御在し坐すに、常然云ふとは、少しく異なる味有る事にて、此聞之は聽字の義有りて、俗に納受すと云ふ意味有る事なり。）偖致₂其祈禱₁と云ふは、上に引ける古語拾遺に、爾乃太玉命以₂廣厚稱詞₁啓曰、吾之所₁捧寶鏡明麗恰如₂汝命₁、乞開₂戶而御覽焉、仍太玉命天兒屋命共致₂其祈禱₁焉と有る是なり、其太玉命の稱詞と云ふは、其上に令₃太玉命捧₂持稱讚₁と有る是にて、古事記に、此種々物者布刀玉命布刀御幣登取持而と有る其幣帛に就て、壽詞を申されしを云ふなり、吾之所₁捧（タルモ）は萬葉二（三十四丁）に、取持流、弓波受乃聲、七（二十八丁）に、遠妻、持在（モタラム）人、看乍偲、又（二十九丁）海神、手纏持在、玉故、九（三十丁）に、一手二手、持有跡在十戸、十九（二十四丁）に、吾勢故我、捧而持流、保寶我之葉と有るなど、持多流は持有にて現に持ちて在るに云ふ語なり、（同じ事ながら十三卷八丁に、月夜見乃、持有越水、伊取來而、公奉而、越得之牟物と有る、持有は已に持て在るを云ふなれば、持氐流と謂

來る事にて別なり」）寶鏡は天孫降臨章第二ノ一書に、天照太神の此鏡を授依し奉らせ給ふ所にも、手持ニ寶鏡ヲ授ニ天忍穗耳尊ニ而祝之曰、吾兒視ニ此寶鏡ヲ當レ猶レ視レ吾（下略）と有りて、上無き寶なる由なり、明麗は四神出生章第一ノ一書に、卽大日孁尊（中略）質性明麗、故使レ照ニ臨天地ニと有る是なり、傳七に云へり、恰は萬葉十九（二十四丁）に、吾妹故我、捧而持流、保寶我之婆、安多可毛似加、青蓋と有るに續くに似たり、名義抄に、恰用レ心也、勤也、阿多加毛、又爾乎乘呂と見え、遊仙窟註に、恰は當也と云ひ、字書に用レ心也、又適當之辭と見え、又名義抄に、宛字を阿多加毛又加多知又阿多流など有るが如く、物に引當て云ふ辭にて當哉の意なるなり、天孫降臨章第二ノ一書には恰然と有るを、私記に非止之久と有り、傳卅に云ふべし、如ニ汝命ニは、古事記に、爾天宇受賣白言、益ニ汝命ニ而貴神坐故、歡喜咲樂、如此白之間、天兒屋命布刀玉命指ニ出其鏡ニ示ニ奉天照太御神ニ之時、天照太御神逾思レ奇而稍自レ戶出而臨坐と有りて、上に記傳を引て註せるが如く、此御鏡の明麗なるを以て、其をも如ニ汝命ニとも益ニ汝命ニ而貴神坐とは申せるなり　乞開レ戶而覽焉と有るは、天兒屋命太玉命の一向に乞祈奉らせ給へる御言なる事、傳二十に云へるを以て知るべきなり、此を以ても、聞レ之とは專ら其祈禱の方に係れるを知るべし、（委しく云ふ時は、祈禱は其乞祈奉る筋の事を直に白し、神樂は其祈奉る由を云はずして、先づ神の御心を取り奉りて、其乞祈奉る事を所聞看しめ奉らむと爲る事にて、少しく用心に異なる所有るなり」）〇日を此にては意柱富佐久と訓めり、第三ノ一書に日神聞之曰と有るも此に同じ、古事記に逾思レ奇と云ひ、古語拾遺に于時天照太神中心獨謂云々とも有るが如く、未だ戶をも開かせ御在し坐さゞりし間の御心を申すなり、然れども已に其御言に出させ御在し坐すからは、例の能理多麻波久と訓みつ可き所なり」）

○此は許禮來呂と訓めり、第三ノ一書に頓者人類ニ多哥ト見え、古語拾遺にも、此吾當居、天下悉闇とも有りて、此とも頓者とも作れたり、其例は、海宮遊行章ニ頓赤女（赤女鯛魚名也）比有ニ口疾ト有るを、古事記には、頓者之赤海鯽魚於ニ喉鯁ヲ物不ニ得食ニと有るに見えたり、萬葉二（十六丁）に、此來不見爾、甚人諸良武香、四（三十九丁）に、此日者、奈何好其哉、又（四十四丁）此者、千歲八往突、六（二十丁）に道毛不出、絶比日、八（四十七丁）に、頓者之、朝開閉者、又此日之、秋雨、又（五十七丁）法雪乃、此日續而、十（五十二丁）に、秋風之、寒比來、又（六十一丁）梅花、絶比來者、十二（四十二丁）に、絶此者、如是而將通、十二（十一丁）情更絶比日、十四（二十七丁）に、須思乃許禮己呂　十五（三十丁）に、己能許呂波　古非都追母安良牟、又（三十六丁）己能許呂波、君乎於毛布等など多く云ふ語なり、（有等のみならず年頃月頃日頃など常に云ふ許呂は、其と同じ意にて、物の頃ほひを云ふ語にて、年月日時に亦經ず云ふに亦異ならず）○閉ニ居石窟ノ閉居は許母理袁理と訓めり、古事記には閉自隱坐ニ云々と有る是なり、此言の意は上幽居の下に云へり、倍斯る所の下に袁理と云ふは古言の格にて、傳二十九にくはしく註せるが如く、天孫降臨章に、奇鳥來居ニ杜樹ニ其第一ノ一書に、有ニ一神ニ居ニ天八達之衢ニなどの居る然訓めるは、古事記白檮原宮段天皇御歌に、意佐加能、意富牟盧夜爾、比登佐波爾、岐伊理袁理と有る是なり、古今集にも、胸走り火に心燒け居りとも有るなり、（同記の建御名方命段に故爾懼而退居と有るを、記傳本に志理叙伎袁理と訓まれしは然る事なり、延佳本居を章流と訓めるは、古言の格に外れたり、古語拾遺に此る此吾幽居と有るを、今本に加久禮袁理と訓めるも宜しかるなり、又土佐日記に「黑鳥と云ふ鳥岩の上に集まり居り」とも有り）○爲ニ常夜ニ（ユカムトコヨ）は、上に故六合之內常闇、而不ニ知ニ晝夜之相

代と有る事を詔給へるなり、古事記には、因二吾隱坐一而以爲天原自闇、亦葦原中國皆闇矣と有る是なり、備古事記には、有の六合之内常闇而云々と云ふ事を、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇、因レ此而常夜往と有りて、其事上に註せるが如し、其常夜往と此爲二長夜一と同訓同義の言なり、記傳八(二十丁)に、「常夜往は登許用由久と訓むべし、常夜とは常に夜のみにて晝無きを云へり、往とは凡て年月日の經往くを云ひて、此は晝の無くて唯夜のみにて時を經行くなり、萬葉四(二十四丁)に、相夜不相夜、二走良武(フタツユクラム)と有るは、相夜行と不相夜行と二なり、又(五十二丁)空蟬乃、代也已二行、又七(四十二丁)に、世間者、信二代者不往有之と有るなどは、人世は死て又二度は經行かぬ物ぞと云ふなり、九(九丁)に、常之陪爾、夏冬經哉と有る、此は正しく此と同じ、十(四十七丁)に、一年、二遍不行、秋山乎、十一(四十二丁)に、年月乃、行易及、十九(十二丁)に、去更、年緒奈我久、又、(十二丁)荒玉能、年往更、更去者云云、後撰集に、「彌生に閏月有る年(中略)貫之、餘さへ有りて行くべき年だにも云々」と有る、是等の行にて心得べし、舊事紀に往二常世國一と云へるは、此の往てふ言を心得難て妄に云へる僻事なり、神功皇后御紀に、晝暗如レ夜、已經二多日一、時人曰二常夜行之一也と云ふ事も見ゆ」(採要)と所見たり、(但此の爲二長夜一も右の常夜行之も、共に登許用由久と云ふべき所なるに、今本に登許夜美由久と訓めるは、委しきに過ぎて却りて誤なり、闇とは夜の深くして暗き狀なるをこそ云へ、此は唯夜のみ行たりしなれば、闇に相違は無けれども、然は云ふべきに非ざればなり、)上に出でたる思兼神を、古事記には常世思金神と有り、又此の常世之長鳴鳥を其記にも然書せるは、共に夜と世と其唱の同じき任に借り用ひられたるにこそ有りけれ、常世(トコヨ)は長夜(トコヨ)の義なりければ、常世國など云ふとは固より等しからざる者な

り、然れば右に云はれたるが如く、舊事記に往二常世國一と云ひ、禰宜書圖帳に常世國永鳴鳥と有るなどは、其の意を得知らずして私意に國字を添へたる漫言なり、常夜往とは長しへに夜のみに成りて、年月の經行きたりしをこそ云ふめれ、此を往二常世國一と云ふ時は、日神の隱れ給ふが爲に別に天地の外に然る國の有りて、其に移り住へる事と成り、又常世國永鳴鳥と云ふ時は、此も常世國と云ふより來りたる永鳴鳥と云ふ事に成りて、共に其時に世中は常夜のみ行きたりし道理に違ふ事なれば、其二共に國字決めて、中古に出來れる私意なる者ぞかし、（又然る時は常世思金神と申すなどは、常世國の神と成るを如何にとか爲む、彼寶鏡出現有章第六一書などに、少彦名命の御事を至二常世郷一矣と有るとは道に事の趣も異なる者なり、思ひ混ふ可きに非ずなむ）○噱楽の噱は本に嘘と有れども、其は誤字なれば天孫降臨章第一一書に笑噱と作るに比校せて今此を改む・寳鏡本に噱に作るは意誤なる者なり、猶此の噱楽をも古語拾遺の歡楽をも共に引合せて、恵良其に訓めるは略なり、口訣に噱楽者笑遊也と有るに依り、又記傳八ノ六十三丁に「歡喜咲の三字を恵良岐と訓み、楽字を阿蘇夫と訓む可し」（下略）と有る例に任せて、右の二をも恵良岐阿蘇夫とぞ訓むべかりける・扨て其噱の恵はしも、已に八洲起元章第一一書に、妍哉此云二阿那而恵夜一の恵にて、傳因に云へるが如く笑の本語なり、字鏡集に咲をも噱をも咲をも共に恵和良布と有るも、恵は笑ふ貌・和良布は譁に出づるを云ふ由已に上に云へり、和名抄に靨面小下也、和名恵久保と見え、笑顔を恵賀保と云ふなど恵に即ち笑ふ貌を云ふ言なる例なり、記傳に引かれたる雄略天皇二年御紀に、天皇見二采女面貌端麗形容溫雅一乃和顏悅色曰、朕豈不レ欲レ觀二汝妍咲一乃相携手入二於後宮一、語二太后一曰（中略）皇太后觀二天皇悅一歡喜盈懷と見え、續紀廿六卷大嘗祭豊明詔に、今勅ヌ

今日方大新嘗乃猶良比能豐明聞食日爾在(中略)由紀須伎二國乃獻留黒紀白紀能御酒乎赤丹乃保仁多末倍惠良伎常毛賜酒幣乃物乎賜方利以天退(下略)又三十卷詔にも、故是以黒記白記乃御酒食倍惠良伎常毛賜酒幣乃物賜[illegible]、又三代實錄四十六卷にも、宜レ詔曰(中略)黒支白支乃御酒赤丹穂爾食惠良支罷(下略)など有るは更なり、儀式大嘗會辰日儀に、今日波大嘗乃直會乃豐樂聞食日爾在、故是以黒岐白岐乃御酒赤丹乃穂爾食惠良岐罷(下略)又新嘗會儀に、黒岐白岐乃御酒赤丹乃穂食惠良岐退止云々、正月七日儀に、今日波正月七日乃豐樂聞食須日爾在、故是以御酒食閇惠良岐云々、正月十六日蹈歌儀に、故是以蹈歌見御酒食閇惠良伎云々、九月九日菊花宴儀にも、菊花豐樂聞食日爾在、故是以御酒食倍惠良岐退止爲氐奈毛云々と有り、此言は宇良宜と等しかるにや、出雲風土記仁多郡三津鄕條に、爾時祖命御子乘船而率巡八十島宇良加志給鞆猶不レ止哭之と有るは、惠良加須と云ふに異ならざる事、次なる宇羅宜の言に思ひ合す可し、萬葉十九(四十二丁)に、豐宴、見爲今日者、毛能乃布能、八十伴雄能、島山爾、安可流橘、宇受爾指、紐解放而、千年保伎、保伎吉等餘毛之、惠良惠良爾、仕奉乎、見之貴在と有る、笑咲ふ意なる惠良に岐は[illegible]の辭の添はれるなりけり、景行天皇二十七年御紀に宴と有るを、古事記には樂と作たる、共に宇多宜と云ふも、謠樂は親動もす意を以て言ひ、同記明宮段に、於是天皇宇羅宜是所獻之大御酒と有るも情樂にて心の浮るゝを云へり、然れば惠良岐咲噱(ヱラアケ)はにて、心の笑み浮るゝを云ふ事此を以て知るべき者なり、(然れば記傳に、惠良具とは咲樂之義なるを云ふ、と云はれたる、其意は然る事ながら猶未だ盡さゞる所有るに似たり、偖此惠の言を試るに、咲み惠生と云ふは笑聚にて咲まはしき事の聚る意なり、靈異記に渾を惠豆良加志と訓めるは、咲列加志にて可笑しき事の多く在る狀を云へり、又新

撰字鏡に、嚬呻咱帆五留・面息・心夕毀、乃比須又與奈久と有るを、名義抄にも龍嗔又惠奈岐又オ呂龍思と訓めるは、伸欠咥又幛嘔の義と通ひれば咲和の言有り、又字鏡集に腥又脯又前を惠布とも佐加夜比とも訓めるを考ふるに、惠布は咲楽なり、神功皇后十三年御紀の宴饗御歌に、保枳・保枳茂苔保之、訶武保枳、保枳玖流保之と有り、以て曉る可し、又同集に笑を惠具流と有るは咲任の義なるにも有るべし、此等の詞恵を本として活様ける言語多く作り、（借咲は古事記に於て天照大御神（中略）何由以天宇受賣者為楽、亦八百萬神諸咲、爾天宇受賣白言、益汝命而貴神坐故、歡喜咲樂と有りて、日神の御言には無くして却て天宇受賣命の御對に在るなり、然れども八百萬神に諸咲と有るは、証の歡喜咲此の時に當り、天宇受賣命に為楽と有るは、記にも此にも楽と有りて、右の如く楽と咲と別てるも咲楽と言を續けたるも其意同じければ、古事記の文章の巧なる事、驚く許りなむ覺えかりける、楽字を阿曾夫と訓む例證は上に已に神楽の詞の事に就て云ひ、猶記傳九之六十二丁に、楽は阿曾比と訓むべし、凡て楽は和名に雅楽寮宇多末比乃豆加佐と見え、顯宗天皇御紀に、楽など有る訓宜しく聞ゆれども、猶阿蘇毘と訓むぞ宜けむ、後世にも此段の楽を即ち神遊と云へり、古今集に見ゆ、落窪物語に楽を阿蘇毘賀久とも申なしても云へり、阿志比喜段に猶阿蘇婆等其大御楽と有り、借書紀に咲楽と有るは鈿女命を為けて諸神を云ふ、拾遺に歡楽と有るは群神を為けて鈿女命を合めたり、此記には天宇受賣命と諸神とを並べ為けたり、引合せて見る可し（撰要）と云はれたるは甚非なる辨なり、此にて明らむ可くなむ、（又同書歡喜咲楽の下に、上なるは俳優の可笑しきを咲ふなり、惠良具に非ず、云々、此は宇受賣命の謀りて申す詞にて、己が俳優と諸神の咲ひとを合せて眞實に祝怡く楽しく遊ぶ状に云ひ成せるな

り、故に歡喜の二字を加へたり、心を著くべし」と有り、）〇以二御手一細二開磐戸一窺之は、第三ノ一書にも乃細二開磐戸一窺之と有り、共に細開を本會米爾阿禮氏と訓付けたり、古事記にも於是天照太御神以爲怪二細開天石屋戸一而內告者云々と有り、此には開字を記傳に比良伎氏と訓まれたり、共に細開と有るは古語拾遺に聊開レ戸而窺之と有ると同じ事なり、源氏榊（二十三丁）に「塗籠の戸の細目に開けたるを」、常夏（十九丁）に、猶妻戸の細目なるより障子の開たるを見入れ給ふ」、東屋（二十三丁）「障子の細目に明けたる」落窪一上（九丁）に例のやうに鎌などして刺閉めて簾にけり云々、惑ひ來て見るに戸細目に明けたり、狹衣二上（八丁）に「妻戸細目に開けて火の光幽に見ゆ」、宇治拾遺門二を彩しう叩きければ云々、甚き雜き物忌なりとて、細目に開けて入れ給へ」、夫木十五に「月の夜の螢も細目に窓開けて、心を遣れる歌詠めかな」など見え、又日本紀竟宴歌集詞書に「細目に岩戸を開て見そなはす云々」、又豐葦原卜定記に天神母感玉比、岩戸弘細目仁開玉波と有るは、此御紀の訓に依りて書ける文なる可ければ、其古言なる事知るべし、記傳に、「木會米の米は所見の切りたる辭なり、拾遺集物名に都婁久良米を隱して、難波津は闇目にのみぞ云々と詠める目も此に同じ」と見えたり、又此訓金澤本には宇加賀比多麻布と訓める、其も此に叶へり、）偖此に細二開磐戸一窺之、時手力雄神則云々と有る事なれども、上に已に論め云へるが如く、有作是時天照太神聞之而曰云々、云何天鈿女命嚛樂如此二者乎と有るまでは、日神の未だ磐戸を開かせ御在し坐さゞりし以前に磐戸の內にて獨言せ給へる御言なる事、拾遺に、于時天照太神中心獨謂、比吾幽居、天下悉闇、群神何由、如此之歌樂、聊開レ戸而窺レ之と有るを合せて知るべし、然れば此も拾遺も此に略かれては有れども、細二開磐戸一窺之と有る文に續きては、右に引ける古事記に於是天照

太御神以為怪、細開天石窟戸而内告者、因吾隠坐而以為天原自闇、亦葦原中國皆闇矣、何由以天宇受賣者為楽、亦八百萬神諸咲、爾天宇受賣白言、益汝命而貴神坐故歓喜咲楽、如此言之間、天兒屋命布刀玉命指出其鏡示奉天照太御神之時、天照太御神逾思奇而稍自戸出而臨坐之時、其所隠立之天手力男神云々と所見たる、此文無くては事理相貫通らずなむ有るべき、（然れば此御紀と拾遺には天照太神の御戸を開かせ御在し坐さゞりし以前の御言のみ傳はりて、御戸を細目に開けさせ給ひて天鈿女命に詔給へりし御問答の御事御在し坐さず、古事記には其事は有の如く委曲なれども、先に詔給へりし御言を漏らせる者なり、相合ひて其次第有る事をなむ曉る可かりける、此事に限らず古書には然る同事の重複れるには旁を略く事多く在り、）偖右に、細開天石窟戸而内告者と有るに、此時も磐戸を細開させ御在し坐して天鈿女命を指して詔給ひける故に、御言の外に漏れ聞え給へるなり、故に此を以て御紀と拾遺なるをば右に鴬言給へりし御言なりとは云ふなり、内告は記傳に「此上に自字心有るべき事なり、下沼河比賣段に、未開戸自内歌曰と有るに似たる文なり」と云はれたるが如し、天原自闇、亦葦原中國皆闇矣と有るは、記の上文に爾高天原皆暗、葦原中國悉闇、因此而常夜往と有るに對へるなり、此も上文に故六合之内常闇而、不知晝夜之相代と有れば、此にも天原とか高天原とか有るべき筈なるに、「謂當豐葦原中國必為長夜」と有るは、字の脱たるなどめり、自闇の自は同記に故天照太御神出坐之時、高天原及し原中國自得照明と有りて、日神の石窟に隱らせ給へば、自然にして世中は闇く成り、磐戸を出でさせ御在し坐せば天地は自然に照明るく成るにて、掛まくも甚も可畏き日太御神の質性にしも備はり坐せる大御徳の己(オノレ)も奇異に大座坐す事此に在り、記傳に「右の一の自を乃(スナハチ)と云ふに近し」

と云はれたるは違ふ可し、下に云ふを考合せてよ、皆闇は上にも皆晴悉闇と有るが如く、世中は皆悉に黒闇しとなり、闇の意傳十に云へり、何由以天宇受賣者爲レ樂、亦八百萬諸咲と、此に噱樂と有る噱は咲に當り、樂は爲レ樂に當りて、同じ意なる由右に註せるが如し、（此まで此にては日神の獨言給へるなるを、古事記にては右の如く御戸を細目に開かせ御在し坐して、直ちに天宇受賣命に問ひ給へる大御言なり、思ひ混へて一に爲る事勿れ、）爾天宇受賣云々は上件天照太御神の大御言に御對へ申せる言なり、益二汝命一の汝命は日神を申せり、古語拾遺に、乃太玉命（中略）吾之所レ捧寶鏡明麗恰如二汝命一とも有り、益は記傳に麻佐理氐と訓むべし、古事記海神宮段に有レ人坐二我井上香木之上甚麗壯夫一也、益二我王一而甚貴と有るに似たり、其事を此にも海宮遊行章第八一書に、吾謂二我王獨能絶麗一、今有二一客一、彌復遠勝と有るをや思はれたりけむ、記傳に、「此の益は勝字の意なり、麻佐留は益を延たるにて本同言なり、故益字を通はして如此は書けるなり」と所見たる是なり、倍其貴神坐と申せるは卽ち上に謂ゆる八咫鏡の御事なり、此第一一書に、「思兼神云者有二思慮之智一、乃思而白曰、宜下圖二造彼神之象一而奉中招禱上也と云ひ、古語拾遺にも、仍令下石凝姥神取二天香山銅一以鑄中日像之鏡上（中略）於是從二思兼神議一、令二石凝姥神鑄二日像之鏡一、初度所レ鑄少不レ合レ意（是紀伊國日前神也）次度所レ鑄其狀美麗（是伊勢太神也）など有りて、鏡は本より玆所見の意なる事は然る物にて、猶上に云へるが如く、實に天日の形容にしも作奉れゝば、然其光の明麗しきを以て貴神坐と申して、日神を怪しませ奉らむとは謀られたりし者なりけり、歡喜咲樂は已に註せる日神の御言に、天宇受賣者爲レ樂、亦八百萬神諸咲と詔給へるに對へ奉りて、汝命は御在し坐さず成りても、汝命に勝りて世中を御照し坐々す貴神の御在し坐すが樂しくて、咲ひも

し遊びよ倍に居る事ぞと申せるにて、記傳に「此は宇受賣命の謀りて申す詞にて、已が俳優と言辭の唉ひとを合せて
眞實に何怖く楽しみ遊ぶ状に云ひ成せるなり」と有るが如し、（但此歓喜咲楽の言は、此にては日神の御言に云何天鈿
女命噵楽如此者乎と詔給へるにて、少しく同じからざる處なる事已に云へりき、）如此言之間とは、日神と天鈿女
命の御問對の間になり、天兒屋命布刀玉命云々は、右に引ける拾遺に、言之間、索寶鏡明照令知汝命、乞開戸而御覽、
仍太玉命天兒屋命共致其祈禱焉と所見たる如く、二柱神相並はして、其御前の事を仕奉り給へる時の事なり、指出
其鏡には、記傳に「即ち上文の賢木に懸けたる八咫鏡なり」と有るが如し、示奉は、記傳に「美世麻都流と訓むべし、顯
宗天皇元年御紀に、所以奉示、孝德天皇二年御紀に、宜觀國々壇塚或書或圖将來奉示と有り、即此御鏡を見せ
奉れるからに、日神の御光移りて、全く同しく照耀やくを以て、汝命に勝りて貴尊神とは即ち此御鏡を申し成せる者な
り、如此爲るは甚淺はかなるに似たれども、上代の意なり、後世の生賢しき心を以て疑ふ事勿れ、倍此御鏡は日像之鏡
と申して、日神の御像を模し、又其光の移れるを以て言ふなれば、汝命と等同しき神とこそ申す可きを、倍貴と云へ
るは甚じく云ひ成せる者なり、彼日蔭鬘を爲たるも、上に蛇鬘を頭より垂るゝは、日光の暮暗きを指謂へる料なり、鶏
を鳴かせたるも、皆此貴神坐して世を照らし給ふ事日神に同じく御在し坐す由を示し奉れる者なり」と有るは、甚詳な
りける解說になむ、遂思奇而は、記傳に、「此御鏡の已命と等同しく照明らけきを御覽はし坐して、實に宇受賣の申せ
る如く貴神坐す事よと奇しみ思ほすなり、上に以爲怪と有るを承けて遂とは云ふなり」と有るが如し、稍自戸出而
の補は、記傳に「今世の言に漸々にと云ふ意なり」と有り、臨牛之時は此に細開磐戸窺之と有るに等し、記傳に「字

鏡に闖を宇加々布又乃曾尤と有る如く能曾久と同じ、今思ふには、臨と闖とは意異なるが如くなれども、中務家集に、池に能曾伎たる松に藤懸れりと云ひ、源氏椎本卷にも、水に能曾伎たる廊になど有り、此等は臨を能曾久と云ひ、今は能曾伎坐を臨坐と有れば、相通ひて本同言なりけり、但此は白戸出而と有れば、物の開などより闖くとは少異にて、唯事の情狀を伺ひ見給ふ意なり」と有るが如く、此は天鈿女命の汝命に益て貴神坐と申すに違はず、實に貴神の坐す狀に見え、又八百萬神の噱樂ぶなどの事共の甚奇しさに、先に御怒坐して入らせ御在し坐しゝ御事をも何も打忘れさせ御在し坐して、其貴神の消息を見行はなし坐さむと、我知らず不意に浮れ出でさせ給へるなり、如此爲して日神の大御心を其鏡に移ろはし奉らしめて、其間に天手力雄神は磐戸を押開き、天鈿女命は御手を奉取りて引出し奉り、天兒屋命太玉命は其御鏡を石窟に投入れて、直に端出之繩を界以すなど、諸共に手筈を違へず行奉らせ給へるに其間置かず、甚々急劇しき事謀なりけらし、(斯る類例は景行天皇四年御記に、天皇幸美濃、左右奏言之、茲國有佳人曰弟媛云々、天皇欲得爲妃、幸弟媛之家、弟媛聞乘輿車駕、則隱竹林、於是天皇權令弟媛至而居于泳宮、鯉魚浮池、朝夕臨視而戲遊、時弟媛欲見其鯉魚而密來臨池、天皇則留而通之と有るが如く、天皇の弟媛を娶給はむとして家に幸行けるに、弟媛竹林に隱入りたりしかば、弟媛を至らしめむ謀を設けて、池に鯉を放ちて朝夕に臨行はし、種々の戲遊を成して其出來らむ事を謀給ひけるに、的當して弟媛其鯉を見まく欲く成りて、池に臨みたる所を留坐しゝが如く 有とは全に同じからざる事ながら、事を設備へて其出させ御在し坐さむ事を待ち奉る意味の似たる事故に此に引出でたり、)〇手力雄神は上に亦以手力雄神立磐戸之側と有る是なり、第三一書にも、乃綱閉磐戸

而窺之、是時天手力雄神侍於磐戸側、則引開之者日神之光滿於六合と見え、古事記にも右に引ける文に續きて、稱日戸出而臨坐之時、其所隱立之天手力男神取其御手引出と見え、古語拾遺にも、爰令手力雄神引啓其扉遷坐新殿と有りて何れも一神の事なれども、其は已に神宮御戸開神は二神に御在し坐す故なる證據共を引て註せるが如く、此は決めて天鈿女命の御名の漏落たる者なりけり、其は延喜七年勘進皇太神宮御裝束圖樣に、天手力雄命、天石門乃左方爾居、天乃於須女右方爾居て、云々と有る如く、此二神にて御戸開の御功は成し給へりし者なり、然るに手力雄神は進て磐戸側に隱立し御在し坐しけるに、天鈿女命はしも初に巧作俳優の御事有り、次には此に日神と御問對の御事御在し坐せば、何時の隙を得てかは手力雄神と左右に相竝び立たせる御暇の御在し坐さむと、一應は事も心行かぬ思へりしを、其こそは猶思慮の至の甚々淺かりけれ、然るは右に引ける古事記に、爾天宇受賣白言、益汝命而貴神坐故歡喜咲樂と有る此まで其問答の事畢りて、次には如此言之間天兒屋命布刀玉命指出其鏡、示奉天照大御神云々と有りて、次には日神に對ひて物申す事其二神に移れゝは、天鈿女命は日神の其御鏡に向はし給ふ程に御許近く天磐戸の右側に進み寄り給ひて、手力雄神の御戸を撥棄給ふと諸共に、御手を取りて引出し奉り給ひけむと思はれば、決めて此に、手力雄神則奉承天照大神之手引而奉出と有るには、語の漏れたる所有るをなむ知るべかりける所なる、（若て此は拾遺の日神を新殿に遷坐し奉れる所に、令天宮賣神侍於御前、豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛殿門と有るに謂く所なるに心を留めて思ふ可く、又日神はしも女神に御在し坐す物を、然る男神の御手を取り奉るなど云ふ無禮けたる事の有るべくも非ざるを思ふ可し、）然れば手力雄神の御手を取り奉ると云ふは此と古事記との上

にのみ有る事にて、熟見以て行くに、此第三一書に、侍磐戸側則引開之者日神之光満於六合と有るも、磐戸を引開かせ奉り給へるのみこそ有りけれ、御手を承奉りて此神の引出し奉れる狀としも見えず、又拾遺に、令天手力雄神引啓其扉遷座新殿と有るも、其扉を引開け新殿に遷し奉る迄も一神の所作の如く見ゆれども、其片手に扉を持ち、其片手以て御手を取り奉る事は、如何なる手力雄神と申せども容易く成し遂げ給ふ可きに非ざれば、此に新殿に遷し奉れる事は、別に神有るを傳へ漏らせる者なり、倩神名帳頭書又神社考等に、天手力雄命以其所取石戸擲之、此即落而成山、信濃國戸隱山是也と有るに、後に良海本を見れば、此の引而奉出の細書に、一書曰、手力雄神奉出天照太神時、引放其岩戸、信州戸隱山則是也と有る、州字は後に書換へつるならめども決めて古傳なるを後に側書れる者なり、此傳共を見るのみならず、戸隱者何云、往昔手力雄命引啓天岩戸、投其門扉瑞穗國、即化爲山、今戸隱山因之號之と有りて慥なる事にし在れば、此時に引開け給へりし磐戸の落ちて山と成れる事疑ふ可からず、此傳なるに合せて、柳生系圖に、春日社記曰、昔天照太神開天磐戸出現時、天香久山岩戸分爲兩、其一者飛行於虛空、其一者留在大和國、號其處曰神戸岩と有る、此は神名式に大和國添上郡天乃石立神社と有りて、今に柳生村岩戸谷に御在し坐す、社の傳說にて天乃石立神と申すは、手力雄神の此に御在し坐す御名にて、信濃にて戸隱神と申奉る類なり、此を以ても手力雄命の磐戸を取りて擲させ給へる事の少緣ならざるを知るべく、此に因りて御手を奉承て引出し奉れる神の別に無くては得有るまじき事を曉る可くなむ、（右等の傳々の說は、第三一書、手力雄神侍磐戸側則引開之の下に云ふべし、傳二十卷に云ふべし、但右の春日社記は群書類從十七卷なる春日社記とは別本と所見たり、倩

其社記に、内院大刀辛雄明神飛來天神八龍神是也と有るを、春日大明神垂跡小社記に、御寶殿辰巳大刀辛雄明神、其北裏飛來天神、其北井八龍神王と有る、共に怪しき書共ながら、其義理を分別るに、大刀辛雄神は神社にて、神書抄曰、伊勢内宮相殿左脇祭る此神ニ云々、爲ニ春日別社ニ、或云戸隱明神是也と云ふに合へり。又飛來天神と申すに、磐戸を取りて地に擲落し給へるを以て云ひ、八龍神と云ふに、信濃國戸隱神を俗に九頭龍權現など申す混れより出來れる名なる事、傳十卷大國御魂神の下考へ合す可き事なり、何にも有れ此地に手力雄神の御在し坐すは有の由緒のみにも非ず、殊に天兒屋命には由有る神なる事下に云ふ土佐國吾川郡天石門別安國玉主天神社に就て註す事の有るを、思ひ合す可き者なり。）上手力雄神の下に引ける萬葉三（四十五丁）河内王葬ニ豐前國鏡山ニ之時、手持女王作歌三首の中に、豐國乃、鏡山之、石戸立、隱爾計良思と有るは、此段の故事を以て詠まれたる者なるに、其意に叶ひて、石戸破、手力毛欲得と有るは、又其事に就て此神の御功を顯はし詠める然る物にて、神名式に、伊豆國田方郡引手力命神社と有るも、磐戸を引開かせ給へる由の御名なり、猶又古事記御天降段には、天石戸別神と手力男神とを其社の事を主と云はむが爲の、亦名なる事を書し漏らされては有れども、實には手力雄神と申すは本名にて、其天磐戸を開き給ひしより天石戸別神とは負坐せるなり、故に古史徵に、上代本紀に天兒屋命太玉命ニ豐受宮に陪從れるより以來、以ニ天手力男神萬幡豐秋津姫命、天照皇太神乃爲ニ相殿神ニ（元是號ニ御戸開神ニ）と云ひ、世記にも、御戸開闢神ニ座ニ天手力男神栲幡千々姫命と見え、神名帳頭註にも陸奧國白河郡伊波止和氣神社を手力雄命也と云へるなどを以て、手力男神石門別神一神なる事を曉る可し」と云はれたり、又土佐風土記に石龜別命今天石門別命と有れは．然る御名も御在し坐しつるな

り、猶神名式に伊豆國賀茂郡伊波氐別命神社、此は天石門別神に御在し坐す事論無きを、同郡伊波久良和氣命神社、那賀郡石倉命神社見えたる並びに、參河國寶飫郡石座神社、越前國敦賀郡伊部磐座神社、大野郡磐座神社、大槻磐座神社、高於磐座神社と有る中には、石座の字の如くなるも有るべけれども、伊豆國なる石倉は字の如く即天石窟の事にて、此を伊波久良和氣と云ひて石門別に同じかる可し、其は後の物ながら、豐葦原卜定記に天神母感玉比、岩戸乎開玉波、手力雄神引出奉之與利世常闇乃雲晴奉利支、其籠玉之磐戸片闔波投弃給布時落天、今乃西石座止成利、其片闔乃今岩倉乃里仁留利と有るも由有る事にて、今の皇都の北に岩倉と云ふ地有りて、其地に石座明神社御在し坐すを、神社記と云ふ物に、舊記云、天神所レ籠之窟也と云へるは、全く石倉と石窟と同物なる證なり、此傳に依るに此神の擲ち給ひし磐戸はしも幾片にも碎け落ちて、右の戸隱山を本として山城なるも大和なるも其同じ時の事なりけり、（又上にも粗云へる如く、神名式に阿波國名方郡天石門別八倉比賣神社（大月次新嘗）と有るも、其實は天鈿女命に擬らせ給ふ事なるが、此例に依るに、八倉は石倉の略なる可し、又山城國葛野郡天津石門別稚姫神社（名神大月次新嘗）と申すも御在し坐すが、今雲畑村石屋辨財天と申すは別なる由、傳二十卷に云ふ可し、此に就ても卜定記に云へる事其の無下に杜撰には非ざる可し、若て其記に洛北の高野を天照大神乃別宮也と云ひ、長谷を長鳴鳥を集へて令鳴たる所なりと云へる、此地は名寄に「岩倉や八入染たる紅葉を長谷川に押浸しけり」と詠める如く岩倉の邊なり、又洛東の神樂岡を、神樂弘奏之中所波裂雷神出現之天分布留今乃吉田山是也と云へるも、天香山より分降れるなどの古說の有りしなる可く、又彼八十萬神集玉布所波如意嶽奈利と有るなど、其地に傳はれりし古說なる可く所思ゆ、其は高千

磯宮より代々遷都の御事御世々々に多在りしを、此をも大宮に在りて天地と共る可からぬ大宮所と定まれるなど、然る可き御輿の御在し坐す御事となむ所思へたる、必ず少縁の所由とは見えずてなむ、）偖此手力雄神をしも天石門別神と申す御名にて祀祭れる社は、古史傳十五（五十丁）に擧げられたる神名式に、大和國高市郡天石門別神社御在し坐す、又同郡目利山坐石根孫神社も同神なるにて、彼天石門別八倉比賣神に並び坐へる御名なる可き事有に註せるを以て引合す可し、又攝津國豐島郡下に天石門別神社頓久々神社一座（鍬靫）と相並べるに、上に註せるが如く頓久々神社は天兒屋命夫婦に御在し坐せるが、又なる土佐國の下に云ふ天石門別神社は天兒屋命の外祖父高皇に依らせ給へれば、相ふ住ませ社に祭り御在し坐す御事と見えたり、偖其内にて云ふ清和天皇實録に、貞觀七年三月廿七日壬寅、授太政大臣東京一條第無位天石戸別神從三位と有りて、今は花山院殿第内に御在し坐す、或同集に載せるなど太政大臣東京一條第宗像の相殿に齋かれて御在し坐せる事已に傳十三に云へり、如此く無位より遽かに從三位に進め奉らせ給へるを以ても、甚々比事無く御在し坐す御社なる事知らる、藤氏に然ぞ崇め奉れるに、右に云へる如く天兒屋命に已に比事無き由縁有る神に御在し坐す故にもや有らむ、又同録に同元年五月廿八日癸未、授山城國正六位上天照御門神從五位上と有るも同神なる可し、其は和泉國正應年中神名帳に、天照石門別神社と云ふ有るに同じく、天照とは日神の磐戸隱の時の御功用に因て稱ら奉れる事、其傳六に註せるが如し、（御門神と申すは別神の如くなれども然らず、古事記傳に天石戸別神亦名謂櫛石窓神、亦名謂豐石窓神、此神者御門之神也と見えたるは是なり、下に云ふをも引合す可し、）近江國伊香郡天石門別命神社、陸奥國白河郡伊波止和氣神社、並在所未詳、石門別神社、

備前國御野郡石門別神社、此は今田作村に坐すと云ひ、又石門別神社今在上伊福村號石門宮と云へるも、上に云へる手力雄神同神なる事を徴すに足れり、又清和天皇實録に、貞觀元年十月廿九日授安藝國無位天石門別神從五位下」と有るは、式内にも神階の御事有るは稀なるに、此は式外に坐せど此事無き御社なる可くや、又神名式に、土佐國吾川郡天石門別安國玉主天神社有り、此玉主は、中臣藤原系圖に、天兒屋命本系帳云、興登産靈娶玉主命之女許登能麻遲媛命所レ生と有る是にて、天石門別と申すは此時の御功用に依りて冠らせ奉り、安國玉主神と申すは、天孫降臨章に所見たる天國玉神と申すも此神の御事にして、安國とは天磐戸を引開け給ひて國土を安穩く成し給へる意、玉主とは其恩賴を幸はへさせ御在し坐す主宰の神と申すにて、皆此時の御功用に依る御名になむ御在し坐しける、傳二十見るべし、備上太玉命の出自の所に云へる如く、此神の御女許登能麻遲媛命は右の如く興臺產靈神の后神と御在し坐すなるに、猶古語拾遺を攷ふるに、其高皇產靈神所レ生之女名曰二栲幡千々姬命一、其男名曰二天忍日命一、又男名曰二天太玉命一と有る、高皇產靈神所レ生と有るは傳の誤なるが、右の三神の兄弟に坐す由なるは然る言にて、其栲幡千々姬命も、諸書に天忍穗耳尊の后神なる傳の有るに、母子の間に就て混ひたりし者にて、實には天兒屋命の后神に坐らせ給ひて、謂ゆる天鈿女命亦名大宮比咩命に坐す由已に註せるが如し、斯れは天手力雄神にしも天兒屋命の御爲には外祖に坐し、婚姻に渡らせ給へり、此を以て右に引ける春日社記に內陸大刀辛雄明神と有り、又神名帳に天石門別神社須久神社側並ばせ御在し坐す所由の必謹ならざる旨を曉る可くなむ。（又右に引ける天孫降臨章に天國玉之子天稚彥と有るに、上なる參河國寶飫郡石座神社所祭天稚彥也と有るは、父子の間に就て傳の混ひつ

ろならむか、此に就ても伊波久良和氣神と申すも、其亦名ならむ事を知らるゝに足りなむかし、又續紀に云へる味間石窓神の櫛石窓神豐石窓神や、土佐風土記に土左郡有朝倉郷、郷中有社、神名天津羽羽神、天石帆別神、今天石門別神子也と見えたるに、神名式に同國土佐郡朝倉神社と有る、此は、右に云る由風土記に見えたるは天石門別安國玉主天神の事、續紀八卷十三卷に註せるを出し、同郡朝倉にも見えたれば、天石門別安國玉主天神二其由縁に見えて有坐すゝけり、〔神名式に近江國伊香郡天乃石吸神社もあり、〕其天石門別神社も有り、神社坐也なども、其に手力男神の御上にして、師説の御門に坐しませる故にも有しつ、又天照大神之手を、古事記には取其御手と有て、此神の〔六十五丁〕に、此御子を戴くを坐せる由、書紀には奉承とありける事をも然りあり、然れど此書は後世の語なれば、に多麻良と讀むべしと有り、古事記品陀和氣命段に、佐波遲比賣命、又多遲麻大野御子に、那の國、沙本毘古王、佐紀沙比賣、倭建命、息長帯比賣命、倭建命の御子、體三〔三十九丁〕に、尊卑之宗和妹手手取、也〔八丁〕に、君之手取者將鑠吾名、又十〔四十二丁〕に、妹手手取石廻之ゝ使はたるなと有て、曙陀と云ふ方例もあれども、此に疎通にたるのまをしも申されたるは、多麻良氏と讀むべき由に言見く云けるなければ、古事記の例にも叶ひ難ければ、〔此御手を取と云ふ時に、稀々に御手を申されたる、假令中昔の語の使ならむかゝるに、日神の御上に何でかは然る言さはには申し奉らむ可き、〕御上に取り云へ、又奥に、此時こは手力男神はしも天石屋を引開き立給へければ、其御手を取て引出し奉られしは、猶しも歯々にたる御在し坐すべかりけるを、此には其神の御使なと仕奉られしたる事に、御在し坐す状なるに並れて、其御名は此に漏れ

てなむ有りける、然れども神宮の古傳に、天手力男神萬幡豐秋津姫命を御戸開神と申して、天照大神の相殿神と成し奉れるなど、此の故事に根據て必後の所緣には非さるに、獨り手力雄神にのみ御戸開の御功用の最著なむ、語には崇はれりける、然るに其本社は、神名式に伊勢國多氣郡佐那神社二座と有るを、古事記御天降段には、天手力男神者坐佐那縣也と見えて、此に既く萬幡豐秋津姫命の御名を漏らしたれども、今二神は必ず共に坐たむ事、雄略天皇御世より以來右の二神を皇太神宮の相殿神と成し奉りて、御戸開神と申せるを以て知るべし、又神名式に武藏國足立郡多氣比賣神社を、風土記に多磨郡稻直連多氣比咩神社所祭稻依千々姫命也と有るを、伊勢の多氣郡より移し祀れる由などに依りて多氣比賣神と申すと聞ゆるをも思合せて、此神の佐那神社に御在し坐す二座の中なる事を曉る可し、(但神名式には足立郡なるを風土記には多磨郡と傳るは、後に稻直連はしも多磨郡に入れるにや、和名抄郡名には足立郡稻直伊奈保と見ゆ、僧傳六卷に引ける三代實錄に、元慶七年十二月二十八日庚申授伯耆國正六位上天照高日女神從五位下」と有るも、上に云へる天照御門神の例に依らば、其も此時の御戸開の御功に依りて然稱へ奉る可き例なゝめり」)又上に註せる神名式に、阿波國名方郡天石門別八倉比賣神社(大月次新嘗)と有るも、此同神なりと云ふは、同國神名帳と云ふ物に、在名東郡佐那河内村、稱云大磐戸別神社」と云へる、其社地の佐那河内村の佐那は、伊勢の佐那神社を移し奉れるより本國の地名を稱けたりけむと所思しきは然る物にて、八倉比賣神と申すは、上に云へる手力雄神を石榛採神と申せる對なり、若て石榛は石窟の事なるが、其を略きて八倉とは申せるなりけり、此を以ても手力雄神と相共に御戸開神に渡らせ給へる所由を曉る可し、仁明天皇御紀に、承和八年八月戊戌朔庚午、奉授阿

波國正八位上天石門和氣八倉比賣神從五位下、三代實錄に、貞觀七年二月二十七日授二阿波國正五位下天石門別八倉比賣神從四位下一、同十二年二月廿六日授二阿波國從四位下天石門別八倉比賣神從四位上一、同十六年三月十四日授二阿波國從四位上天石門別八倉比賣神正四位下一、元慶三年六月廿三日授二阿波國正四位下天石門別八倉比賣神正四位上一と見え、延喜神名式に、天慶三年二月一日授二正三位一など有りて、其々山事無き御社には渡らせ給ひけるなり。（又同式に名社に坐せて天石門別豐玉比賣神社も在し坐す、其は此第二一書に玉作部遠祖豐玉と有る其神とは別なるかなるか、其にも天石門別と稱ふる故由あるは、其に其功有ましゝを以てなるべし、其又に神能比古神社、此古言之中の意にて、古事記に天石戸別神、亦名謂櫛石窓神、亦名謂豐石窓神、此神者御門之神也と有るに合ひて聞ゆるなど由有りけなる事共なり。）若て此神の亦名を八倉比賣神とも多氣比賣神とも申さども、皆櫛磐窓豐磐窓命の亦名なるにて、上黑坂神の下に、已に云へる天孫降臨章第二一書に、天忍穗耳尊の傍妃と在るこそ、正なりけれ、思兼神妹萬幡豐秋津師比賣命と云ふ名有り、又神名祕書に、天照太神相殿之神栲幡千々姫命俠坐二右方西相殿一也と有るは、帝詔詞に、校國坐天之八根命比賣神と號して后神の謂なるに、近江風土記に、故佐國神社俗稱二國樋社一、同じ天兒屋根命大宮比賣命也と有りて、尊しき辻に打合ひて漏る由無きが無る者にて、右にも引ける皇太神宮儀式帳に、天手力雄命天石門ヲ左方ニ居、天ヲ於頭又右方ニ居ト云々、天石門ヲ開キ坐と有る、此を以て倭姫命世記に、御戸開闢天手力男神と有れば、右の手力雄神天鈿女命二柱に渡らせ給ふ御事をなむ思ひ定む可かりける、猶其手力雄神は石戸破る手力御作し坐す神に坐せば、御戸を取りて排開し給ふ可く、猶天鈿女命は古事記に云ふ

伊牟迦布神面勝神と有り、古語拾遺に、其神強悍猛固、故爲名と有が如くなれば、其強悍く猛固きに任せて、天照大御神の天地に照徹らせる大御光の眩ゆきに瞋ろきも爲ず、面勝たし向はして、其大御手を奉承りて引出し奉り給ひけむ事何か疑はむ、（然るは古事記に猿田毘古神の出居る形状を、上光高天原、下光葦原中國之神於是有と云るに、御紀に八十萬神皆不得目勝相問と有り、此に古事記に、故爾天照大御神高木神之命以詔天宇受賣神、汝者雖有手弱女、與伊牟迦布神面勝神故、專汝往將問者云々と有る語なるが、此御詔の義を熟思ふに、猿田毘古神の光に氣壓れて、諸神の得しも目勝ち問ひ得ざりつるに、天宇受賣神を指して、汝は射向ふ神を面勝神なりと詔へるは、今現に天宇受賣神の然る所作有るを云ふに非ず、先に日神の大御光に行向ひ參らせて、御手を奉承られし事の御在しけるを取出させ給ひて、今度も其光神に面勝ち向ひて問へと仰宣へるなりけり、其事を此に活用かせて見るに、實に此にて日神の御手を取奉られけむ有狀甚々隈々しき所無く想像り奉られてなむ所思ゆなる。）〇引而奉出の細書良海本に在り、一書曰手力雄神奉引出天照太神時、引放其岩戸、信州戸隱山則是也と有るは甚奇しき賜物なり、但本は信濃國と有りつらむを、後人州字に換へたるなる可し、偖此は古事記に引出と有るを、漢文に如此く書かれたりしにて、四神出生章第六一書の相向面、瑞珠盟約章第一一書の相對面立などは相向立而又相對立而と云ふ語の續きなるを然書かれたるに等しく、此も奉引出なるを中に而字を狹みたりし者なり、古事記白檮原宮段には拔出と書ける所も有り、又玉垣宮段に或髮或手當隨取獲而掬以拔出とも所見たり、偖此引は御手を引奉れるにて、第三一書に天手力雄神侍磐戸側、則引開之者と有る引は、磐戸を引啓るなれば同じからざるを、記傳八（六十五丁）に此にて此神の名

遣給はわたり、戸を引開けむには未ぶりの事、御手を取りて引出し奉らむにこそ手力の優れたらむ神をたへき事にかま
しゝと云はれたるは、手力雄神は御戸を引啓けさせ給ひ、天鈿女命は御手を取りて引出し奉られしにて、御に兩神の
二柱にて分別させ給へりし事を思漏らされたりし者なりかし、〔然れども其は大人の誤られしと云ふには非ず、此御紀
の文の省きに過ぎたるより始めて古書の中に一として之を有排こそ漏れ故に段の此に及ひたりし者なり〕倚上に引け
る古語拾遺に、爰令天手力雄神引啓其扉遷坐新殿と有るは此所に當る文なるが、其引啓其扉と云ふは、有に
云へる如く手力雄神の御功用なり、遷坐新殿と云ふは天鈿女命の御功用にて、即天照大神の御手を奉承りて引出し
奉りつゝも、やがて構りたりし新宮に移ろはし奉られしなりけむを、天鈿女命の御名の略りて傳りつらむ事、次に明天兒
屋命太玉命以日御綱廻懸其殿、令大宮賣神侍於御前、豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛殿門と有るに照合ふ所た
るを以て知るべし、其天鈿女命を此にては大宮賣神と申して御殿神と成し給ひ、天手力雄神を此にては豐磐間戸命櫛
磐間戸命と申して、御門神と仕奉り給へるに合せ見ても、其然る所縁は知らるゝなり、猶其事下に云ふべし、〔然る
を古語拾遺に不是事有り、天鈿女命と大宮賣神とを別神として、其下に是太玉命久志備所生之神とし、豐磐間戸命櫛磐
間戸命は、古事記には天石戸別神の亦名にして即手力雄神の事なるを、其二神の下に是並太玉命之子也と云へるは例の妄
なる事有るなり〕其新殿は邇比美夜と讀めり、其大宮賣神と申すも天照大神の大宮に侍ろひ給ふ義なるを思ふに、
此時初めて出來れる由を以て、新殿と申すにこそは有りけれ、常に打任せて云ふ稱は大宮と申けむ事申すも通なり、
借此新殿は此の上に新宮と有るとは等しからず、彼は上に註せる如く、新嘗の初めて成れる其大宮を所聞食む料なる

宮號なるにて、古事記朝倉宮段歌に謂はゆる新嘗屋に當る事なるが故に、古より新宮を宇須那比能美夜と訓來る習ら有る事にて別なるを、此新殿は天照皇太神と世と共に太高敷す天津朝廷の御事を申し奉れるなれ、遷座は宇都志國世國都流と訓むべし、遷は行宿に御在し坐しゝを轉して、座マセマツルは預て儲備へたりつる新殿に令レ坐セ奉れるを云ふなり、(凡て、遷とは其所を換へて外に移去るを云ふ言なるにて、古事記白檮原宮段天皇上幸の所に、即自二日向一發幸御二筑紫一、故到二豐國宇沙一云々、自二其地一遷移而云々、亦從二其國一遷上幸而於二吉備之高島宮一八年坐などの遷は更なり、古語拾遺崇神天皇段にも、漸畏二神威一同レ殿不レ安云々、仍就二於倭笠縫邑一殊立二磯城神籬一奉レ遷二天照大神及草薙劔一云々と有る類、何れも所を移して他に住む事に云なり、)偖其新殿の狀はしも上に引ける古語拾遺に、令下手置帆負彦狹知二神以二天御量一(大小斤器等之)伐中大峽小峽之材上而造中瑞殿上(古語美豆能美阿良可)兼作中御笠及矛盾上と有る是なり、偖此天御量の下に大小斤雜器等と註せるが、謂ゆる度量權衡の起元なり、此手置帆負彦狹知神はしも、身度尺度の神に度らせ給ふ事にて、已に傳五天御量柱の事に就て云へる上代に八尋殿八拳劔九拳劔十拳劔八咫鏡などと云ふは、身を以て度る事にて、二柱御祖神の天御柱を立て八尋殿を作らせ給へるも、其大御身の度を量りて物爲させ給へるにて、其に引ける出雲風土記楯縫郡の下に、所三以號二楯縫一者神魂命詔之五十足天日栖宮之縱横御量千尋栲繩百結々八十結結下而、此天御量持而所レ造二天下一大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命楯部爲而天降下給之(中略)故云二楯縫一と見えたる、縱横御量又天御量と云ふは、一物二名にて此に謂はゆる天御量是なり、桂譽重說に、其天御鳥命の御身は、身取にて身度の事なりと云へるは然る言にて、上古の宮造は更にも云はず、劔鏡矛楯の類も皆其身の度に準比へて造る

故實にて有りけるなり、然るに此にても大國主神を遷し奉る時は、其大神の御宿に住奉る可き調度も、皆有に申たへ堤作奉る可き事になるを、其大神はしも天石窟の内に隠り御在し坐しければ、其大御身に合せて住奉る可き方無かりし故に、始めて此にて御量と云ふ器を爲作られたるなりけり、又其出雲風土記なるも然り、已に大國主神の八十隅に隠りし後の事なりければ、其御身の丈に比合す可からざるが故に、繩價御量天御量以て宮を造ると有りを量りて造りけるにて、天御量と云ふ物を製へ用ふる事になむ有りける、偖上に云へるが如く此二種の功用各異にて、物の度を手股肘等の手を擬け、凡て數物記に命名けり、寸、手、手尺、肘、肘尺と云ふに同じ、寧ろ直に直通にて、物の度を田て量りける所なり、後世は今の尺にて、天御量を指當て物の規矩を定めたる器と爲作しが不由なり、此にて考ふれば其尺度は天御量の手より起りける事を知るべし、其天御量の命を奉ずるの日くは、手置帆負命に當り［細かなる］前の崇神紀等に、古の大量尺を引て、寸は説文に十分也、尺ハ文一と見え、又は説文に寸形三指を、手も寸を指と謂ふ二也、凡て之を寸尺の父と有り、其注に三寸之三指也、以指尺寸、寸は寸或用三三指の寸、即ち其大寸の寸と有り、尺は説文に十寸也、人手卻十分、寸口、人手口は見えたれば、人の脈なるに寸れるなり、手を合せて十寸に用ひし意は、一人十指にて十寸有る由を寓意せるなり、尋は説文に尋八寸日丈、寸口脈也、又寸分丈尺之也、多尋度人之兩臂爲尋と云々と有れば、寸尺尋共に度にても身度より出たる名稱なるを知るべし、但其の寄目の中に、臂肘度尋等と云ふ名見えたるは甚深しき物から、其其寄世に出ざれば、此に委しけるも事ほ出でたらむ時、前もし汝つまして正しかる可し、尚其天御量にしも杖を本として種々有りけらし、上に引ける神

樂採物九種の中に、杖、古乃津惠波、伊川古乃川惠曾、安女仁萬須、止與遠賀比女乃、美也乃川惠奈里、美也乃川惠奈里と有るは、本より唯の杖を採物にして歌ふからの事にては有れども、然採物と成れるには何れか由來の有る事なるを、杖には然る事も見えざるが、此天御量と名の異なるからの事なる可し、此を以て物を度る事は景行天皇御紀に日本武尊の御事を容貌魁偉身長一丈と見え、仲哀天皇御紀には天皇容姿端正身長十尺と有りて此十尺を比登都惠と訓ませたり、又改選諸家系圖譜後編なる前田系圖中の聖廟御眞筆系圖に、天穗日命長子出雲臣命長一丈と云ふ事の有るなどは、遙に上代の事なれども一丈と云ふ名目有り、萬葉十三（三十四丁）に、杖不足、八尺之嘆、十四（十三丁）に、伊香保呂能、夜左可能爲提爾など云ふ事見ゆ、此は一枚を十尺として其には充ざる八尺と云ふに、百不足八十などの例の如し、此を以て杖を割て尺と云ふ物有る所以を知る可し、瑞珠盟約章なる八坂瓊を、古事記に八尺勾璁と有るは正字なる由傳十三に云へり、然れば其杖の方は、右の天御量の下に註せる大斤に當る可く、尺の方は今世に行るゝ曲尺にて、右に小斤と云ふにぞ當る可き、又古事記柴垣宮段に此天皇御身之長九尺二寸半、御歯長一寸廣二分と有る、此を以て尺を十に切て寸と云ひ、其寸を十に刻みて分と云へる事、今世の曲尺の如くして、一尺は十寸なり百分なり、此一尺を十尺にて一杖と成れゝば、此大斤小斤を以て萬物を度る法、此に定まれるを知るべし、我が上古より傳來れる天御量はしも如此く其由て來る所有る物にして、始終相易る事無く傳はり行くなむ天地に照徹らせる高光る日大神の大御身より起れる物なる故に、天地の共無窮る可き者なりかし、然れば杖は大神の御杖に起り、尺は其を割たる義を以て云ひ、寸は其尺を切たる義なるを、理を略きて伎と云ふなり、分は其寸を又刻みたる義なる者なり、

（但其大御畢の下に大小斤權衡等と有るは、有の大斤小斤の曲尺のみには非ず、其權器と云ふに就て考ふるに、雜令に凡度十分爲レ寸、十寸爲レ尺、一尺二寸爲二大尺一尺一、十尺爲レ丈．量十合爲レ升、三升爲二大升一升一、十升爲レ斗、十斗爲レ斛、權衡二十四銖爲レ兩、三兩爲二大兩一兩一、十六兩爲レ斤と有れば、後世の如く委しくこそは非ざりつらめ、度量權衡の三事は早く此時に成り始めて有りける事を知るべきなり、西戎の如く秬黍などを以て此三を定め給へるに非ざるは、太樸なる神代ながらにて最も美たく貴にしき御事なりける者なり、和名抄稱量具に唐韻云、權、漢語抄云加良波可利．廣雅云錘謂之權、和名波加利乃於毛之、と有るは唐より來れる事と云ふ事なり、又古野詳說六從を見るに、來ごの器に量るを取て專とし、斗を量に配當て尺と寸との如く、和名抄に升合器也．和名[illegible]須と有るが、其を以て計ふる事を波加流と云ふは量の意なり、又長短具に尺、釋名云、尺、只竹串也、太加波加利と見え、造作具に準繩、漢語抄云、準繩[illegible]夫須波加利と有るも亦量なり、又稻秤と云ふ有り、夫木集卅三に、民の斤に秋收する稻秤年有る御代を係けて知るらし、など稻秤の事の有は重くとも今年は民の愁悲じな、此は太神宮式に、大税に就て斤稅と有るに因て、稻秤を以て量る詞にや、）伐二大峽小峽之材一而造二瑞殿一（古語美豆能美阿良可）は大殿祭詞に、天津日嗣所知食、皇御孫之命乃御殿乎．今奥山乃大峽小峽爾立留木乎齋部能齋斧乎以伐採氐、本末乎波山神爾祭氐、中間乎持出來氐．齋鉏乎以柱立氐、皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止造奉仕禮流瑞之御殿（古語云阿良可）と有る、是其事の委しき狀なり、但其は高千穗宮に御國所知食し、皇御孫尊の皇大宮を始め奉りて、上古の天朗尊の大朝廷の御有狀なるが、古語拾遺に天降なる皇祖天神の詔命に．宜下太玉命率二諸部神一供中奉其職上如二天上儀一、仍令二諸神亦隨從一と見えたる、此を以て上世の宮造は

更にも云はゞ、萬に天上の風儀を移傳られけむ輕略を知るべく、又其事より泝りて、此天照國の日宮の大御裝束の大抵をも且々に想像り、心留め奉る可き御事になむ有りける、然れば今現に見奉る伊勢神宮の御有狀と、大祀の齋場なる悠紀主基の御殿の製樣などにこそは、天宮の俤も見ゆ可き者ならし、（但其にも時世の移り行くに隨ひて、取捨の有りつらむと思しき由有りて、已に祝詞講義中臣壽詞講義に云へる事共有り、合せ讀みて曉るべし、皆皇太宮の今の製樣に成れる事は本朝事始に、皇居仁德天皇八年庚辰三月始制、漢家之從二博士學宗道宮王仁之說一、本朝制殿之濫觴也と見えたれば、此時に上代よりの制樣と漢家の制樣とを相議り、取捨し給ひて定められたる者なる可し．然れども古事記朝倉宮段に、幸二行河內一、爾登二山上一望二國內一者、有下上二堅魚一作二舍屋一之家上、天皇令レ問二其家一云、其上二堅魚一作レ舍者誰家、答曰志幾之大縣主家、爾天皇詔者奴乎己家似二天皇之御舍一而造、卽遣レ人令レ燒二其家一と有りて、人臣の家に堅魚木を上げたるを、天皇の御舍に似せて作れる由にとがめさせ給へるを見れば、仁德天皇八年に全く漢家の制に擬はせ給へる者とも所見ざるなり、且御記に依るに、十年冬十月甫科二課役一以構二造宮室一と有りて、八年には何事を書されざれば疑はしきなり．）御作二御笠及矛盾一の御笠の事は已に云へり、矛は上に云へるが如く此に著鐸之鉾と云ひ、古語拾遺に著レ鐸之矛と有るは、同物なるが其を作り給へるを云ふなり、但此下に豐磐間戶命櫛磐間戶命二神守二衞殿門一と有るに合せて思ふに、天津御門を守衞奉る威の物の矛盾をも此に共に作り備けられたる者なる可し、何を以て之を知るぞと云ふに、其神武天皇段に、妖氣既晴．無二復風塵一．建二都橿原一、經二營帝宅一（中略）日臣命帥二來目部一衞二護宮門一、掌二其開闔一、饒速日命造二備矛盾一、其物既備（中略）然後物部乃立二矛盾一、大伴來目建レ仗開レ門、

令レ侍二四方之國一以視二天位之貴一と有るを、舊天孫本紀にも、此事を宇摩志麻治命率二內物部一乃竪二矛楯一嚴二威儀一、道臣命帥二來目部一帶レ仗掌二其門閤一衞二護宮門一矣、並使二四方之國以視二天位之貴一、亦俾二率土之民以示二朝廷之重一者也于時皇子大夫率二臣連伴造國造一而賀正朝拜矣、凡厥建レ都即位踐祚賀正如レ是之儀並始二此時一也と見えたり、但此等の儀式は中洲の宮都にてこそは今始まりけれ、皆高千穗宮の舊儀に依らせ給ふ事、彼宮にも太玉命率二諸部神一供二奉其職一如二天上儀一と見えたる、諸部神等の子孫御天降より以降其職に仕奉られまして、手を空しく爲て有べきならざれは、物部大伴部なむ仕奉るを其始と爲べし、天孫降臨章第四ノ一書に、于時大伴連遠祖天忍日命帥二來目部遠祖天槵津大來目一而降二立天孫之前一遊行降と有るを、唯供奉の爲に降坐て可かりたむや否かりたむや、心を深めて思ふ可き事なり、已に日向宮中洲宮の威儀已に然る上は、天宮の威儀正に然有りぬ可き御事なりかし、着眼を此に活かし見てむには、天宮の在有事が上の威儀たりとて、如何は思られざる事の有らむ、已に傳十三より始めて其々に徴し記せる如く、此天石窟の件よりして、天地の底際の內に在りと有らゆる八百萬千萬神の、諸向て皇大神に仕奉り初めたる事にし有りければ、其時に仕奉れる天宮の威儀はしも、如何に可畏き御事なりけむ、白すも中々なりや、一第下に引ける舊事記に櫛磐間戸命豐磐間戸命二神守二衞殿門一と有る下に註さむを思ひ合せて考ふ可き事なりかし、然れば二柱御門神の古より有り來れる物なれども、唯其時なお始なりける、其は瑞珠盟約章に、日神と素戔嗚尊と相對立せる事を記されたる正書一書共に其事無きを以て知るべし、天孫降臨章第一ノ一書に彦狹知命爲二作盾者一と有るも、此の故事に本據て事負せ給へる者なり、然るに本朝事始に、稱伴達手、本朝無二此製一、但有二天押日、事代主命以二天押日刺具一天狹

乃ニ進ニ天孫ヘ、此則非ニ後世之宿ニ焉、成務天皇御宇始製也と云へるは、事代主命より以前已に有る事を云ひ漏らせる者なり、右の文に依るに、後世に傳はる宿は成務天皇の大御世に彼と定たるを始と云ふにや、(○中臣神忌部神は、上に中臣連遠祖天兒屋命忌部遠祖太玉命と有るを、此は其職を以て神名と爲せるなり、又其神等の裔孫が中臣連忌部首など云ふは、此も其職を以て氏名とは爲る者なり、其事已に云へり、信に天兒屋命は第二一書に、則以神祝之と有り、第三一書に廣厚稱辭祈啓矣とも有るが如く、此神と日神の御中を執持ちて申し給ひ、又天太玉命はしも此第二一書に乃使ニ忌部遠祖太玉者造ニ命と見え、古語拾遺に亦令ニ太玉神率ニ諸部神ニ造ニ和幣ニと見えたるなど、此等を以ても中臣神忌部神とは申すべき事なりかし、(但右の造ニ和幣ニを、上ニ造ニ和幣ニと讀れるを、今改めて引きたり、其は上に註せるが如く、太玉命はしも忌部神として物作(モノツク)る忌部神の長と御在し坐しつゝも、此時ニ仕奉る幣帛の全きこそは司り給へりけれ、和幣も其中の一種に有れば、此を以て其要なる事をば知れかし、右の端出之繩は、下に繩亦云ニ左繩端出ニ、此云ニ斯梨俱梅儺波ニと有るを、釋紀に、繩亦云ニ左繩端出ニ注文と云へり、此云ニ斯梨俱梅儺波ニは注文なる事前の如し、古事記には尻久米繩と作き、拾遺には日御綱と有り、其事は次に云ふべし、和名抄祭祀具に注連、(之利久倍奈波)、章斷(之度太智)、日本紀私記云、端出之繩(シリクメナハ)(讀與ニ注連ニ同)と有り、俗思ふに斯梨は後(シリヘ)なる可し、古事記に其度其御後方ニと有る是なり、俱梅は記傳に引かれたる賀茂翁說に、「限目(カギリメ)にて今日神の御後方に捲度したる限目の繩なる意なり」と云はれたるは然る事なり、上に界以(ヒキツタス)の字有るを以ても曾同し、如何にも今手力雄神は御戶を開きて被落し、天鈿女命は御手を取りて引出奉り、新殿に移し奉れる其際にては、天兒屋命太玉命は其戶口に繩を紅度(ハヘワタ)して、

此標結は内には何人の立入るを申し來る事なるなり、外には其領有の標識を知めて標目を立てゝ云ふ事と成れど
も、其意は皆に異らざるなり、若て地を標と云ふも其標目を立て保つべき事にて同じかるべし。萬葉二（十三丁）に、
茜草指、武良前野逝、標野行、野守者不見哉、君之袖布流、七（三十三丁）に、我標之、野山之淺茅、人勿刈根、又
（三十四丁）、三島江之、玉江之薦乎、從標之、己我跡曾念、八（十五丁）に、從明日者、春菜將採跡、標之野爾、
又（三十一丁）、吾標之、野乃花園、有目八方、十一（四十八丁）に、吾標結思と有るは云へど、大荒木之、浮田之社之、
標爾不有爾、十七（十一丁）に、今日之行鍾、思標之、又（二十五丁）、吾標之、野邊之雲雀など有るは地を界ひて
山下る地なり、又七（三十三丁）に葛木乃、高間草野、早知而、標指益乎、十（三十六丁）に、標刺、五寸不所見、
十一（三十八丁）に、淺茅原、刈標刺而など云へるは、我卜る地に標木を指す事と聞えたり、又二（十五丁）に、追度
武、道之阿囘爾、標結吾勢、又（二十三丁）、大御船、泊之登萬里人、標結麻思乎、三（四十四丁）に、引者三寸、
標井會結而、七（二十二丁）に、我袁可、師奴布川原乎、標結勿謹、又（三十三丁）、淺茅原、後見多米爾、標結市
毛、十一（十一丁）に、大野、跡状不知、印結、十二（二十五丁）に、春日野爾、淺茅標結、十三（十四丁）に、打
延而、思之小野者、不遠、其里人之、標結等、二十（六十一丁）に、於保吉美能、賣之思野爾、之米由布倍之母
など、此に標結と云へるは、繩を延て界を立てたるを云ふなり、其は七（三十四丁）に石上、振之早田乎、雖不秀、
繩谷延與、守乍將居、十（九丁）に、打繩刺、鳥者雖不喫、繩延、守卷欲寸、梅花鴨、又（五十八丁）に祝部等之、
齋經社之、黄葉毛、標繩越而、落云物乎と有るを引合せ見て知らるゝ事なり、此末の歌に依るに、既く萬葉の頃より

して斯梨俱梅儺波を切て斯梅儺波とも云へりしなりけり、（但此なるは日神を出し奉れる其御後方に繩を界以したるなれは、古義を後限目として叶ふ可けれども、右の如く山野の地を標め或は標を刺し又は標を結ふなどの斯梅を其意としては、後の意穏ならざるが如く思ふらむ人も有なめども、其然らざりけり、地を卜るは其界を立て保つ意なれば、其界なる地なむ地の後方と云ふ物にし有りければ、同じ意なる者なり、偖又標は志米志弁と活く詞なれども、斯梨俱梅の俱梅も本より然る様に活く可ければ其にも少か障り無し、）偖此端出之繩を注文に左繩端出と見えたる意は、釋紀に、又問云、端出之繩何物哉、先師申云、注連之本緣也、界以端出之繩之意也、以注連可爲界之條、以之可知、注連八左繩二藁乃端出出天可繩之條、注文又以炳焉也と見え、口訣にも端出之繩者龜藁以糾、左出端也と見ゆれば、龜藁を以て左繩に糾ひて、其端を出す事なり、但其左繩に糾ふ事如何なる所由とも知られざれども神代よりの古法と所見たり、偖其端を出す事、是又知るべからずといへども、古語拾遺に日御綱と云ふ名を負けて、其下に今斯利久迷繩是日景之像也と見えたれば、上に云へるが如く八咫鏡の八頭花崎なるも、天日の光輝に象れる故に日像之鏡と云ふに同じく、此も其芒端を除し垂れて日影に象れる故に日御綱とは云ふなりけり、（凡て此時の事は日神の出でさせ御在し坐して、世中を長く遠く御照し坐さむ事を祝稱へて作られし物多ければ、然る形容の事も有るなり、口訣に、龜藁示質素也、左糾象陽明也と云へれども、左繩を陽明に象るとも云ひ難し、予元に思ひけらくは、端出之繩は後組繩なる可し、其は常に繩は右方に組み行く物なるを、注連繩に限りて左に糾る故に後に組む意かとも思へりしかども然る義にあらず、）偖此端出之繩を此と古事記とは日神を引出し奉れる、卽ち其本の石窟に繩を界以し

て乃詞日勿之後語事」と有るが如く、再び復入ることなき為に其美を罪つる意なり、然るに古の指造にては、則ち是罪
命太玉命以之日御縄」（今斯利久迷縄、）言界之象也」と見えたる、之は其右篇にては無くして、其是し罪れ
る宮に引延らしたるなり、然は其境の内に罪の御在し坐しつるを、其限を除きて陀比に勿牟行そと申す義にて、
其用ふる所こそに異なりけれ、其限目を立つる為に於て異なる事なりと見ゆ哉かりけらし、此書例に始まりて、神社は云ふ
も更なり、毎事の家々は一年の節などに注連を引きす事なり、古典とは成りてける、和名抄祭祀具に注連之條に、又有に
引ける萬葉十（五十八丁）に「祝部等之、斎經社之、黄葉毛、標繩越而、落云物乎」と有るに、神社に常に注連を引延したりし
證なり、又十七（四十四丁）に「音清宮殿仕奉六自の中に、夫、三度、五百都網衣、高行日、門町御布帯、五百都
網余夜衣布」と有る、此に注を設有りて、使一、二なるに云へる如く、殊なる義有るにはあれども、此六自の中一には大
宮を仕奉る事を云ひ、二には其繁なり、三には奉酒神酒を云ひ、四には幣帛を謂ふ、五には拝頼を云ひ、六には饗を
饗けたる、何れも其日前に在る事柄に依りて作れる歌なるに、此歌に限りては係は放れたる天象の無の排列なる事と読め
るは、如何にも心行き難き事なりしを、熟思ふに先に斎宮を造奉れる事を云へれば、其次に此は注連の事を詠出で
られたりし言なりけり、是其斎宮なぞの如く、雲上の神事の場に引巡らし給ひて、物忌衛らせ御在し坐す界を立て
させ給へる者なり、（是は其日録に依るに天平勝寶三年十一月二十五日の事なれば、當日新嘗の豊明の御
時には、其斎場に注連を引延らさせ御在し坐しし事を知るべきなり、）古語拾遺に此事を出して、日神出坐之大
綱也とまでは日本紀云ひたりき、）又大殿祭祝詞に久々能智命（是木靈也）屋船豊宇気姫命（是稲靈也）と有る本註に、

今世産屋以辟木束稲置於戸邊と云ふ事見えたる、辟木は割木なり、束稲は字の如くなるが、此二物を戸外に置く事は、産室は不淨の甚しき所なるが故に其穢氣の外に出でむを避け、又外よりの妖物の犯入らむをも界つる爲に有の二物を置く事と所見たり、此事に就て又考有り、此辟木と云ふ物は、予が淡路國などにては正月に佐伊木と云て樒櫚の如き堅木を割りて其中に其木葉を挿し束ね、其中心には松を立て門戸の左右に建て、横には青竹を渡して其に注連を引懸くるに、家に依りては稲を穗ながら束ね垂れて常の注連の如く爲る事なるが、此に依いて産屋の戸邊に然る物を置く由緒も知られ、又其に就て辟木束稲はしも門松注連などの類なる事をも知れるに、記傳八(六十六丁)に引かれたるに力を得て土佐日記を見れば、正月元日條に「今日は都のみぞ想像らるゝ、小家の門の斯梨倶倍儺波の鯔の頭柊ら如何にとぞ云合へる」(下略)と有る、小家を一本に九重と作る、其も惡からねと雖も、九重ならむには門を御門とこそ云ふべき事なりけれ、此は貫之主の旅よりの京の家のことを想像りて云はるゝ所なれば、猶小家の方勝る可し、正月は大家小家に依らず種々に各神を祭り物忌み爲る時なりければ、家々に此を引延す事、今の世の習俗の如くにてこそ有りけらし、(此等は日御綱を新殿に引懸らし奉られし遺制を天下一同に傳へたりし者なり、然るに天下の風俗に於ては少から異り無しと雖も、何れの御世よりか絶えたりけむ、今大内の春の始の御裝束を見奉るに、何れの殿舍にも注連を引懸らし給へる御事の御在し坐さず、四面の御門々々にも辟木などを立てさせ御在し坐せる狀も見奉らず、天照大御神の御子と御在し坐して天津日繼所知看す皇大朝廷にしては、此一なお闕たる事なりけむ、)[illegible]界以之曾用之縄ーと讀むべき漢文の俗なるを、義を以て比伎和多志氐と訓む所なり、顯宗天皇元年御紀に拔刀引網（ヒキワタシテ）と云ふ語も見ゆ、

又此界以の字を以ても、斯梨俱梅儺波に後限目縄なる意を寓し、古事記に於て、以尻久米縄控度其後方と有り、猶古語拾遺には日御綱と書きて比佐久良と訓めるは、此を其用ふる時を云へるなり、さて古事記は日神を引出し奉りし跡の石窟に界以して、勿還入坐しそと詔むるなり、拾遺は其石窟より出し奉りて、直に新殿に遷し奉りて其殿に引巡らし、其所を勿出坐しそと標結ふ意なるにて、同じ物以て同じ縄を施し作られたる事にては有れども、其用ひ様の異なるが故に如此く書き換へるなり、然れば神紀と古事記には新殿の事を漏らされし故に、自然に日御綱の事に皆云ひて書ける可き筈の事なるを、拾遺に其事の有るは、全くて宜しくは有れども、此石窟に端出之縄を界以したる事を省けるは、日御綱の事を相違れるを厭ひての事ならめども非なり、（猶又其用ふる所に依りて名の異なるにも非じか、此石窟に界以したるには端出之縄と云ひ、又新殿にては日御綱と申せるなれば、標結ふ意と物を忌避しむ所に云ふとは別なり、）右の古事記の尻久米とは記傳八（六十七丁）に「其斯理は後を謂ふべし、神代紀に、背揮此云志理幣提爾布倶と見え、舒明天皇紀なる蝦夷の事に、後方羊蹄此云斯梨蔽之、萬葉二十（十六丁）に、又母我等乃など有り、即ち後方に對へたる名にて、其方の意なり」と有る如し、又續紀第七詔必ず斯理幣の食國之と有る事に、「此は後方の意にて後宮の事なり、後紀弘仁六年七月立后の詔にも斯理幣の政有倍之止云云、吉行牟事云々、桓武立皇后策の詔にも食國天下政乃必斯理倍の政有とも有り」と云はれたる、也加理幣と云ふ言の例なるなり、（猶右に引ける此の詳釋も）、古事記には於後手布伎都都と書き、此にも海宮遊行章第四一書にも後手と有る、又應神紀四巻二十二丁に、太宰之後宮、類聚と有るなど、右等は後字を斯理幣と訓みたり、此言の

事記に傳八巻にも云へりき。)〇請曰勿復還幸は復勿還幸坐曾[illegible]使と訓むべし、古語拾遺にも此語有れども、其は新殿に遷奉りて後に直會の事有る所に有れば叶はず、此は中臣忌部神共に其端出之繩を引亘す、即ち再び入り坐す事な禁め申せるなれば、必ず此に無くては叶ふまじき者なりかし。俗古事記には此を、白す言從レ此以内不レ得還入、故天照太御神出座之時、高天原及葦原中國自得＝照明＝と有るは殊に詳なりける者なり、其從レ此は端出之繩を界以したる際よりなり、以内は宇知なり、其上文に細＝開天石屋戸＝而内告者と有る内にて、即ち其石窟を指すなり、不得還入の不得は那と訓むべし、還入は此の還幸と其訓相等し、(此とは全に異なる事なれども、凡ての語勢は日神出生章第六一書に、因曰＝自此莫レ過、即投＝其杖＝、是謂＝岐神＝也と見え、第九一書に、乃投＝其杖＝曰＝自レ此以還雷不＝敢來＝、是謂＝岐神＝也と云ふ状に似たる事なり。)右の故天照大御神出座之時、高天原及葦原中國自得＝照明＝は、上にも引出して粗云へるが如く、此にも必ず無くては得有るまじき所なる者なり、其は上に故於是天照大御神見畏閉＝天石屋戸＝而刺許母理坐也、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇、因レ此而常夜往と有る其文に結ばる可き所なればなり、此も然り、首に、乃入＝于天石窟＝閉＝磐戸＝而幽居焉、故六合之内常闇而不レ知＝晝夜之相代＝と云ふ文を置かれたれば、其意味なる語此に無くては其首尾相調はざる者なり、第三一書には始に、至＝於日神閉＝居于天石窟＝也と有は言足はざれども、此に至りては時天手力雄神侍＝磐戸側＝、則引開之者日神之光滿＝於六合＝、故諸神大喜と書されたる、實に正に然有りぬ可き所なるなり、俗此自得＝照明＝の自は、上にも引ける其上文なる天照大御神の大御言に　因＝吾隱坐＝而以為＝高天原自闇＝、葦原中國亦闇＝矣と有る自と一にして、此には深致有る事なり、其は上にも註せる如く、久方の天日はしも如常存して曲隱れりけむ

世の始ありしてより上の国土を光治なるを、天照大神はしも皇孫に光華明彩はしく御座し坐して、天地に照徹らせ御在し坐しけれは、即ち天日の御と成らせ給ひける上に、火産霊神の光も加はりて今の如く既に成れりけるを、今日神に陰坐すとも、本より光も有り火神の光も有れは、其光にて世中は常夜行ぬじかりけるに、然天照大神の日神と定まり給へる上は、其天日の白光も何も悉に亡破れるを以て自闇と詔ひ、又此に其出御るに及びては、又天日の白光も出で火神の光も実は本なだして本の如くに成れる故に、自得照明とは云へるにて、自字能く力を入れて見る可き所なるを、人は然しも思はざりけるにこそ、（然て又古に、以為天原自闇、葦原中国皆闇、定も詔給ひしに、葦原き御言なるこそ、天照大御神の言に、如吾幽居者、国内当神必当同闇、今夜何由難、常夜長行不と奏者と申し給へると同じ状なり、心神を活用なせて思ふ可くなむ、）又古に引ける古事記の上文、因此而常夜往より続きて、於是萬神之聲者狭蠅那須満、萬妖悉發と有り、此は上に其文を引て注せるが如く、萬神之聲者云々は、此第二一書に故以王子思兼神に天石窟を閉て其前に、于時諸神憂之と有るに當りて、此にて八百萬神の大に周章て騒動く事を云ふなり、拾遺に其神咨謀事と図り持ち出せるを云へり、又に萬妖悉發は、其神遂發に萬物之妖悉發と有る其略なり、若て其萬神とは何とも云はず萬神の事を云ひ、此萬物は其隙を伺ひて一連起る妖害の事を云へるなり、猶此に日神の磐戸を閉るを御座し坐して自得照明と云ふには、其事の專ら止み給へる事、此は云はずして聞ゆる所なる者なり、其は拾遺に、當此之時上天初晴、衆俱相見、面皆明白、伸手歌舞と有るは、手足の持岡くして然ひ遊びしも、此に在りて實に心落居て悦楽ぶ状にて、此第三一書に諸神大喜と云ふに當り、又引啓其扉之遷座新殿と云へるは、其神武天皇の以てに

妖氣既晴、無復風塵之譏、都城原ハ絶ニ告帝宅一と云ふ趣に似たり、此を以て日得ニ照明一と云ふには、萬神の運動は皆がらに停み、萬物の妖災は悉に絶えたる事を如へ聞くべき所なるを思ふ可し。（右の萬神は惡神を謂へるならむかと記傳に云はれたれども、其にては此の第二ノ一書又古語拾遺などに引合はざれば、本の任に萬神と有るや、此にては勝る可からむ）○以下古語拾遺を引て此の意を補ふ可し、其文に云はく、爰令ニ天手力雄神引ニ啓其扉一、遷ニ坐新殿一、則天兒屋命太玉命以ニ日御綱一（今斯利久迷繩、是日景之像也）廻ニ懸其殿一、令ニ大宮賣神侍ニ於御前一（是太玉命久志備所ニ生、如ニ今世内侍善言美詞和ニ君臣間一令ニ宸襟悦懌一也）豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守ニ衛殿門一（是並太玉命之子也）と有るは、日神を新殿に遷し奉りて後神籬の仕奉る所にて、天津大朝廷の御儀なる所なり、以ニ日御綱一廻ニ懸其殿一と云ふ事までは已に上に云へり、偖大宮賣神と申すは天鈿女命の御事に渡らせ給へるを、此に是太玉命久志備所ニ生と有るは誤なり、故に考ふるに上に略云へる事なるが、保食神を大宮賣神と申すと、鈿女命を大宮比咩命と申すとの差別なむ有りける、先づ大殿祭詞に、其御殿造の事に就ては、此を總て屋船命と申して、又下には屋船久々遲命（是木靈也）屋船豐宇氣姫命（是稻靈也）と、其屋を建つる木と草とに別けて御名を申せるに、其詞別には、御殿の内の事を守り給ふ御名を大宮賣命と稱奉れる由なるに、又上に引ける神樂歌に、其採物の幣枝優倖等を云に坐す豐岡姫の宮の御物なる状に申し成せるなど、彼此考合するに萬に日神の大御心に叶ひ奉らせ給へる大神にて御在し坐せば、此御祈の時なども、専ら豐受大神の保ち給へる御事こそ多在りけらし、偖其大宮賣は大宮富にて、時に皇御孫命同殿ニ共ニ床ニ坐スと有るが如く、御殿の内に御鏡の充塞（ミチフサ）がり御在し坐して、守り奉らせ給ふ間なり、此を皇大神宮儀

大殿には、宮廻神と云ふ名を負ひて、大宮の守護神と御座し坐す由なるに、延久行事記には此を興玉神と申し、其を分ちて宮比神と云ふ名乃波々木神とも申すなどは、祈年祭大神の御事に混ひ給へる事、既に論ひ竟ぬ（百十丁）十三（百三十六丁）に謂せるが如し。（其宮廻神と申すは、大宮の四至の内を守らせ給ふ由なり。又興玉神と申すは、御靈を宮中に鎮め給ふ意、宮比神と申すは、宮守神と申す義なり、下にも引て云へる倭氏録神宮儀式帳に、内道主貴是日命ノ令、祭大物主神云々。自今以後可為宮咩宮能賣神、仍號宮能賣云々と有るを見るに、大物主神をしも宮能賣神と稱へさせ給へるに、此大宮を守り奉らせ給ふ御靈の、大宮の内に罷入らせ給ふ義なる可ければ、此の大宮賣神にも宮比神にも合ひたり、又天之波々木神は、屋之盈名神と申す事にて、其も右に引ける同殿祭事に坐すと有ると同じ意なるべし）猶大國主命にも大宮賣神と申すは、上に思金神の后神の下に引ける近江國風土記に、大宮比咩命と有るを證として、此に如此有るも大宮女の義に見る可し。猶此に日神の侍ひ給ふ御前にと有るは、日神の大宮仕へ仕へさせ奉り給ふ女神の義なれば、豐宇氣大神を大宮賣神と申すと、此神を大宮賣神とは、實に其の義有ると其の意なるも異なる所由も有る事なれども、大直其御功用の區別無しき物なり。其大神等も天皇侍の神に渡らせ給へるも故に、其大宮賣神と申す御名は隱れさせ給へるが如く成れるなり、抑右の如く同名異神に御座し坐す内に、殊に御功の上も何も差別無きが如きは、御功用の由などにもや有らむ。故に其大殿祭詞別なども、兩神に相宜るかと思ふ旨有り、古語拾遺に、大宮賣命は御名を申す事で、皇御孫命の同殿に奉仕しき、今人の宮内に所謂、神座に仕へ奉る[illegible]比賣神比古て、古道には坐て、皇御孫命御前に奉仕す、比賣神は御前に御座て、平頭を頭と今[illegible]て、猶左近衞主

諸臣百官人等乎、已乖々不ㇾ令ㇾ在、邪意穢心無ク、宮進々ニ宮勤々之メ、咎過在乎見直聞直坐テ、平ク安ク令ㇾ仕奉ニ坐ト依テ、大宮賣命ト御名乎稱辭竟奉ヲと有と見えたる、同別宮には其本と立つる大殿祭詞に據て云ふなれば、此大宮賣命は屋船命の事にして、豐受大神を申す事有無しと雖、廣瀨大忌祭に御膳神山口神を合せ祭るなるらに、其詞に能も差別を立てられざるに同じく、如此云ひて天鈿女命の大宮賣神をも合せ祭らるゝ者と見えたり、（倚此神を祭れる神社は、先づ神名式に、御巫祭神八座並大月次新嘗の中なる大宮賣神の豐受大神の酒を司り給ふ御名なる事、祈年祭詞講義に已に註せり、又造酒司坐神六座の中に、大宮賣神四座並大月次新嘗と有るも同神に渡らせ給ふ由、上に註し又此下にも云へり、武藏國埼玉郡宮目神社は未だ考へず、丹後國丹波郡大宮賣神社二座名神大、此は大宮祭儀に宮部高島にて祓る御膳神八座の中に此御名見えたるを、天鈿女命は御食神ならざれば、此は正しく豐受大神なり　古傳にも然云へり、斯れば右等の社々をして天鈿女命と云ふ證は少くして、豐受大神の方主々しく聞ゆめり、）侍ニ於御前一は皇太神を新殿に遷し奉り、其御前に侍らひて大宮仕へ爲させ給へる由なり、此第三一書に、是後素戔嗚尊（中略）通復居ㇾ天扇ㇾ國上ニ詣于天一時、天鈿女見ㇾ之而告ニ言於日神一也と有る、此即ち侍ニ於御前一なり、此は天孫降臨章第二一書に、從勅ニ天兒屋命太玉命一、惟爾二神亦同侍ニ殿内一善爲ニ防護一と有るが如く、善く防護るを云ふ、古事記には、其事を取ニ持前事一爲ㇾ政と有り、侍は宣守の義にて、寶鏡出現章第一一書に、請之瀰山主三名狹漏彦八島篠神と有る　三名狹漏は侍宣守にて、國上に在らゆる神の名は、此神を主とし侍らひ仕奉る由の神名なる事、傳二十二に云へる如くにて有り、天孫降臨章第一一書に、凡五部神使ニ配侍ㇾ焉とも、天鈿女命隨ニ猿田彦神所ㇾ乞遂以侍送ㇾ焉とも見え、古事記なる猿

用甚吉韓の言に、所以出居者聞天神御子天降坐故、仕奉御前而參向之侍（サモラフ）と有り、又其上須宮段に、登岐士玖能迦玖能木實持參上侍、穴穂宮段に、志日時開聞之女子訶良比賣侍なと見え、雄略天皇四年御紀一言主神の顯はれ給ふ所に、因覩神侍遂天皇と云ひ、敏達天皇六年御紀に、以菟道皇女侍伊勢祠など有るは、何れも佐母良布なり、萬葉二三十丁に、東乃、多藝能御門爾、雖伺侍、昨日毛今日毛、召言毛無、又（三十五丁）大口乃、眞神之原、神遊、伊渡比倍、雖侍候、佐母良比不得者、十一（十三丁）に、皇祖乃、神御門乎、懼見等、侍從時爾、相流公鴨など有るは、俗に伺候と云ふ義なり、古今集に、「御侍御笠と申せ宮城野の木下露は雨に勝れり」と有るは、内に仕へ奉る人を侍と云へるなり、源氏桐壺巻などに、殿上を指して佐夫良比と云へるは、殿下の伺候する所の稱なるなり、（又萬葉三卷三十九丁に、此夜乃將明跡、侍從爾、寐乃不勝宿者、七卷十五丁に、大御舟、竟而佐守布など有るは、雄略天皇七年御紀に、託稱待風淹留數月と有る待風を風佐母良布と云ふ意にて、物を伺ひ待つを云ひて、義の轉りたるなり、名義抄に侍を、波米倍留、又佐夫良布、又都加宇奉留、又都加流、又都加志、又都加布、又能曾牟、又志を質布と訓み、又は候をも、伺候をも佐夫良布と訓めり、又此より轉りて、君上に仕ふる人を佐牟良比と云ふは、歸言と唆せられし者なり、）註に加、今世内侍善言美詞和君臣間令宜體悦懌と有る、今世は、この古語拾遺の奏上られし大同の頃を申され、其頃内侍の仕へ奉る職掌を以て、天鈿命の日神の御前に侍ひ給ひけるを擬されたりしものなり、後宮職員令義解に、内侍司尚侍一人掌供奉常侍奏請（謂奏而請其報 凡宮偽女司、不論男官、若須諸司供奉、勅書式也）宣傳、撿校女孺（謂下條諸氏々別貢女孺非氏名欲自進仕者聽之）兼知内外命婦

朝参及禁内幌式（謂後宮幌式、此司以下無女史者皆取女孺任者為之也）之事と有る、此と右の註文の義と合はざるは、此は内侍の職掌を云ひ、註文の善言美詞は、其御許近く仕奉る上に常に在ることを云へるにて、狂言綺語を以て其職と為るに非ざればなり、然れども奏請は奏面請其報と見ゆれば、其中には和合君臣間令宸襟悦懌也と云ふ如き事は、多かりぬ可き事なるらし、但上なる天鈿女命の下に其神強悍猛固と云ひ、此に善言美詞和合君臣間と有るは、強弱の差有るが如しと雖も、共も強悍猛固に御在し坐さずしては出來まじき御事なる由、右に云へる條は為防護と云ふ事なるに思合せて暁る可き者なり、若て此は上に云へる如く、此神は天兒屋命と夫婦神に御在し坐して、彼神は表方に此神は裡方に御在し坐して、相共に皇太神と諸神との御中に御立し御在し坐して、本末傾けず仕へ奉らせ給へる所由、右文に引當て心得べき事共になお有りける、（其は鎌足公傳に、其先出自天兒屋根命、世掌天地之祭、相和人神、仍命其氏曰中臣と云ひ、又此にて其神を中臣神と申せるも、後の中臣の職掌を主り給ふ神の謂なるに合せて、拾遺に、如今世内侍善言美詞和合君臣間令宸襟悦懌也と有る趣の同じきを思ふ可し、）借中古に宮咩祭と云ふは、此神を祭れる事なるなり、色葉字類抄に宮咩祭正月十二月初午日院宮諸家祭之と有る是なり、拾芥抄に載る宮咩祭文に、某年某月正午、年切中仁月乎撰比、月切中仁日乎撰天、日切中仁時乎撰天、掛畏支宮咩五柱座間乃廣前仁、某甚々恐々毛申給久、絹波年絹綿波年結進物波高坏乃種品飯乃方毛利仁清酒乃甘仁醸酒乃忽仁袢乃侍天、彼仁調乃平仁膳乃種々仁調乃好美仁好毛鮑乃片岡仁鶏乃搔寄天、群乃庭作具天叢天、開食之聞給天、壽長久、身公毛天天地乃不祥内外乃悪事未萌以前仁禳天遠久拂退令給天、官尊如意仁叶志女給天、萬世仁千秋萬古門止有志

な在り守り日乃守りに常磐堅磐に守り幸へ給へと、悉ぐ悉くも申すと有るは、上に引ける大殿祭詞別と兼称して言せる者と聞えたり。扨ての状同じくして、此は宮住の事を主と為て申す詞なればなり、偖宮咩五柱笠間の宮咩は何にて、下に五柱笠間と続けるか、又は宮咩五柱は何にして笠間神の添給へるかにて、凡て六座なる可し。其は執政所抄に、正月上午日宮咩御祭事物六前（在高坏）正月折敷前別四坏（四種魚菜）餅六坏（坏別六枚坏別上置　精一與二）飯六坏（坏別一升）菓六坏（合盛）大根、蕪、芹、薺、蘿菔、柑子（件六種合盛坏別上置）魚六坏（同）生物鯛鮭鱸鯉堅魚（件六種合盛坏別上置（鯛））以上料米主行下家司任御所宛旨勤之と有るは、何れも六前の料なるを合せ知らるゝなり、宮咩物語（四十巻）に、「宮の森に女の手にて今日ならむ辛さじてこそ祈りつる、栞手椀には何とか聞かす處にし、笠間には神の多かる菓椀取々…と云ひ、眞方家集に、「天に坐す笠間の神の無かりせば、何にし中を如何（二門はましと有る。此歌は笠間と申すに就て、雨と降とを係けて詠めるながら、天に坐す神の聲とは成るなり、其意の著に云々と有るに就て、笠間の名義に考ふる所有り、次に云ふべし。偖此宮咩五柱笠間神の六座なるは、神名式に造酒司坐神六座（大四座小二座）大宮賣神社四座（並大月次新嘗）酒殿神社二座（並小）酒彌豆男神酒彌豆女神と有るに合ひ、又四時祭式に、大宮賣神四座祭（坐造酒司）云々、右社物前祭日々官司受、並二月冬十月上午日祭、即神主供奉とありて、朝廷には二月十一月に祭らせ給へるに就て、院宮諸家にては、正月十二月に祭らると思しきは然る物にて、其社物錢五百文と有る下に、料物并菓子二器直と有るは、他には例無き事なるを、右の執政所抄に生肖又は柑子の有るにも合へれは、宮咩祭と云ふは其大宮賣神を私家にて祭る時の称なりけり、偖其は上に註せる錢文の神を酒殿に祀り奉る例

名なるが、右に云へる如く大宮比咩命も御力を合せ御在し坐せるが故に、其に祭られ御在し坐すにこそ有りけらし、(兵範記に、保元三年正月九日殿下宮咩祭如ㇾ例、右大臣殿御方初有二此儀一云々、家令大舎人允紀宗頼爲二祝師一と有る、紀宗頼は下家司なるべし、執政所抄に下家司任御所宛旨勤之と有るに合へり、攝關御傳抄に稽ふるに、兵範記の殿下は法性寺殿忠通公に渡らせ給ひ、内大臣殿は其一男六條殿基實公に坐せり、其年八月關白に成らせ給へり、右の執政所抄は其三男後法性寺殿兼實公の抄なり、其頃遍く宮咩祭の世に行はれたる事知るべし、) 俗上に云へるが如く、其造酒司坐神の御體はしも御竈と御甕に御在し坐せるに、右の容穂物語に、「壺の蓋に女の手ならむ幸うじて云々」と有るに就て笠間の説を得たり、其は和名抄瓦器類に瓱を和名毛太非と有るを、其並びに匜をも淺甕をも佐良介と有るは、皿笥と云ふ事なるに、又盤を佐良と有り、然るに予が淡路國などにては、餘國にて佐良と云ふ程の器を押し並べて加佐と云ふは、笠を仰ぬけたる狀に似たる名か又は高淺の義か未だ知らずと雖も、淺甕の頭を加佐と云ふは古言なる可し、然れば笠間は淺甕祭の祭の略なる可くや有らむ、祭を嘛と云ふは、萬葉九(三十一丁)に、山下之、風莫吹登、打越而、名二負有杜爾、風祭爲奈と有るは、龍田風神を祭る事なれど、神名式に信濃國水内郡風間神社と云ふ有るも、十訓抄に依るに風祭の意なり、此を以て祭の言を約めて間と云ふ事を知るべきなり、然して丹後風土記に、伽佐郡者舊用二笠部之字一、訓日二宇氣乃已保利一、所三以其稱二宇氣一、往昔豐宇氣大神云々と有りて、頭書に、一本日尾張有二笠與點一訓云二宇氣波邪萬一、訓二笠用一宇氣一者是其證歟と有れば、笠間と書きて宇氣嘛と訓むなりけむを、後伽佐嘛とは申すにや有らむ、和名抄郷名に、大和國宇陀郡笠間(加佐末)加賀國石川郡笠間(加佐萬)有り、又其石川郡笠間神社なる名

式に見えたれども、此に由有るべくも見えずなむ、[illegible]神を右の如くに云へるは[illegible]、[illegible]
[illegible]記に、酒殿[illegible]と有るを見合せて、大宮比売命とは其近き神に御在して[illegible]事を司らむべし、
「其は上に云へる事なるか、此時天鈿女命の[illegible]を持たし、[illegible]を手草に取らし給ひつるに、神楽採物九種の中
に篠有りて歌に、「此篠は何方の篠ぞ、天に坐す豊岡姫の宮の斎篠そ」、又「此杖は何方の杖ぞ、天に坐す豊岡姫の宮
の御杖そ」と有るなどを以ても、少女の故由には非ざるなり、然れば天照大神の日宮に仕奉り給へるには、必す其神
「相共に御力を一にして仕へ奉らせ給ひけむを、其委しき事の今傳はらぬにこそ有らめ」〔豊磐間戸命櫛磐間
戸命二神守衛殿門〕（是並太玉命之子也）と有るには、上に出でたる如く此段の手力雄神の御事にして、古事記天降
段に、天石門別神亦名櫛石窓神、亦名豊石窓神、此神者御門之神也と有るに合へり、然るを拾遺に二神とし、又
此を太玉命之子也と有るは、さまでに言ひ誤れる事なから、此二神と云ふは、御門の守衛の為に分身し給へる者なる可
し、其神武天皇段に[illegible]と有りて、神祇官坐御巫祭神八座の次に櫛石間戸命豊石間戸命
「以上今御門祭所奉斎」と見えたるは違へり、神名式に、神祇官西院坐御門巫祭神八座〔[illegible]〕櫛石窓神
〔四面門各一坐〕豊石窓神〔四面門各一坐〕と有るを、臨時祭式十五〔四十九丁〕に、「此二神を四面の御門に各一座宛祭
らるゝ故に凡て八座なり」と云はれたる如く、各二神として祭られ、三代実録に、貞観元年正月廿七日甲申、奉授神
祇官無位櫛石窓神豊石窓神従四位上」と見え、又丹後国与謝郡櫛石窓神社二座、〔並名神大〕と有るなど、何れも二神
に祀祭れる由なるは、其始天石屋戸側に隠立し時は手力雄神と申し、又其石戸を引啓きて日神を出し奉れるに依りて天

石門別神と申し、又日神を新殿に遷し坐奉りて、御門を守らせ給ふには、其開閉の事を掌らしめ御在し坐すには、後の左右衛門督の如く御門の左右を守衛らせ御在し坐すては得坐ぬ御事に御在し坐す故に、御身を分けさせ給ひて、二神に渡らせ給へる御事となむ所思しかりける、（其は姓氏録左京神別中大伴宿禰條に、雄略天皇御世以ニ大靫負一賜ニ大連公一、奏曰、衛門開闔之務、於職已重、若一身難堪、望與ニ愚兒語一相伴奉ニ衛左右一、勅依ニ奏、是大伴佐伯二氏掌ニ左右開闔一之縁也と云ふ事見えたれば、上古も斯る必ず然無くて叶はざる事なりしなり、）名義櫛は奇なり、傳六に云ひ、豐は虚偽なり、傳一に云へり、若此云ひて天と地との義なり、記傳十五（五十丁）に、櫛豐は共に例の稱名、窗は借字にて眞門の意、石は其門の堅固き由にて石戸と云ふと同じ —— と云はれたり、偕右の天石門別神と申すは、上に註せるが如く、日神の隱らせ御在し坐しゝ天石窟は、字の如くにて眞の巖窟にて有りしかば、石門を排別け引啓き給ふ由なるを、此は手置帆負彦狹知二神の大峽小峽の材を伐取りて仕奉れる新宮にし有りければ、磐石を以て造れるには非ざれども、其堅固き由を以て稱申せるなり、次に引ける御門祭詞に、櫛磐間門命豐磐間門命と御名を申事も、四方内外御門爾如ニ湯津磐村一久塞坐氏と見えたる如字にて、心得べし、天孫降臨章第四一書に、遂に作來の御天降の事を、則引ニ開天磐戸一、排ニ分天八重雲一以奉降之と有るも、天照大神の大宮の御門を開きて出し奉らせ給へる事にて、即ち此二神の專ら衛り奉らせ給ふ殿門なり、然れば其本は眞の石門を云ふに起れる事なるを、其に稱ひて堅固き意に稱へ申すも常なりかし、（但記傳八卷天石屋戸條にも此は必ずしも實の岩窟には非じ、石とは唯堅固きを云へるにて、天之石位天之石靫天磐船などの類にて、唯尋常の殿を如此云へるなる可し、書紀に遂に作來の天降坐す所にも引開天

警行」と有るも、専當の儀仗を白し此云へり」と云はれたれども、其差異を立てられざるは宜しからざる事なり、物の固きを靭て有裝と云ふを、其齋物の固に堅きが有る共に象れる者をや。守衛殿門」は、其神武天皇段に、日臣命帥大來目部、衛護宮門、掌其開闔」と有り、又大伴來目健使開門　令衛四方之國、以顯天位之貴」と有るが如し、此に就ては上に註せるが如く、矛楯を立て威儀の事共嚴重なりけむ事想像り奉る可き御事申すも更なり、此二神の御裔、大伴佐伯二氏に傳はりて、宮門の左右を分け衛り仕へ奉れるを、後に此職衛府の職掌と定められり、職員令衛門に、衛門府督一人、掌諸門禁衛出入禮儀、以時巡檢（謂以時猶有時、依宮衛令、五衛府官長等以時撿校所部、亂言不如法也）及隼人門籍門牓（謂載人名為籍、載物數為牓）事」と見え、又左衛士府督一人掌禁衛宮掖（謂掖者正門傍之小門也）檢校隊仗、以時巡檢衛士名帳及差科（謂差配兵庫大藏之類也）大儀陳設（謂大儀者朝儀陳設兵仗也）車駕出入前驅（謂導引也）後殿（謂在後鎭殿）事」と有り、又左兵衛府督一人掌檢校兵衛（謂每番檢校、此府不稱門牓者、是卽略文、更无別例）分配閤門、以時巡檢、車駕出入分衛前後（及左兵衛名帳門籍事）と有るは、後世の事ながら此文に引當て、其大凡を想像り奉る可くなむ有りける、上に引ける清和天皇實錄に、天照御門神と申す御名御在し坐すも、此謂れに依れる御名なる事申すも更なり、又神名式に、建南國是羽豐御門神社、諸祭祝詞常御門在此古神社見ゆ、姓氏錄（在京神別天神上）に、縣犬養宿禰神魂命八世孫阿居太都命之後也、又大椋置始連犬養同祖阿居太都命之後也と有るも、世數の違こそ有れど疑く此神なる可し、右に引ける拾遺に、衛」宮門」掌」其開闔」と有るを引合せ見れば疑無からむ者ぞかし、（其は此命に引ける姓氏錄に、作宿禰條に、

衛門開闔之務於職已重云々、大伴佐伯掌左右開闔之縁也と云ふ事見え、宮衛令に、凡開閉門者第一開門鼓撃訖即開諸門云々、晝漏盡閉門鼓撃訖即閉諸門云々と有り、右の御門神社越前國に在るは、繼體天皇の彼國に御在し坐しゝ頃、足羽神社をも齋かせ給へる、並に祭らせ給ひし御門神にや御在し坐すらむ、能登國なるは其所由知られず。）偖右に引ける拾遺の神武天皇段に、爰仰從皇天二祖之詔建樹神籬と有りて、御巫祭神と次に此神次に生島座摩等の神を祭らせ給へる其例に依りて、二月祈年六月十二月月次祭等に預らせ給ふ、其詞に、御門能御巫能稱辭竟奉、皇神等能前爾白久、櫛磐間門命豐磐間門命登御名者白氐辭竟奉者、四方能御門爾湯津磐村能如塞氐坐朝者御門開奉、夕者御門閉奉氐、疎夫留物能自下往者下乎守、自上往者上乎守、夜能守日能守爾守奉、故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣と有り、又同書に、殿祭門祭者元太玉命供奉之儀と有るは、此神宮の時に仕へ奉り初め給ひしは然る物にて、高千穗宮より以降の例なり、其御門祭詞に、櫛磐牖豐磐牖命登御名乎申事波、四方內外御門爾如湯津磐村久塞坐氐四方四角與利疎備荒備來武天能麻我都比登云神乃言武惡事爾相麻自許利、相口會賜事無久、自上往波上護利、自下往波下護利、待防掃却言排坐氐、朝波開門、夕波閉門氐、參入罷出人名乎問所知志、咎過在乎波神直備大直備爾見直聞直坐氐平良氣久安良氣久令奉仕賜故爾豐磐牖命櫛磐牖命登御名乎稱辭竟奉久登白と有り、右の二詞共に別に祝詞講義を著はして、已に委しく說きたれば、今云ふ限に非ず、（凡ては上に引ける大殿祭の詞別に似て、專ら宮仕の事に咎過無からむ事を祈り申せる趣なるに就て考有り、其所に出せる造酒司坐大宮賣神四座と有るは、如何にも知られ難き事なるが、今試に云はゞ、其一は豐受大神を大宮賣神と稱奉れるなる可く、其二は天鈿女命にして大宮比咩命なる可

く、其三は此御門神にや御在し坐すらむ、其は姓氏録左京神別中に、宮部造天壁立命子天背男命之後也と有るを、古史第五十七段徴に、此天石門別命の亦名と定められたる、背男は脊男の義にて、天忍日命の忍に同じければ實に然るべし、其山城國神別に、神宮部造葛城猪名岡天降神天破命之後也と有るは、天石破命など有りしには非ざるか、何れにしても同族たるに、其六世孫吉足日命を遣して、大物主神を齋奉らしめ給へるに、天皇詔曰、消二天下災一百姓得福、自レ今以後、可レ爲二宮能賣神一、仍賜二姓宮能賣公一、然後庚午年籍註二神宮部造一也と有りて、此文上にも云へるが、此に依る時は宮部も宮賣と同じ義なるを、此には大物主神を然稱へさせ給へるに就て賜へる姓氏なれども、此二神の殿門を守衛らせ給へるも、已に註せるが如く宮群の義に通へれば、大宮賣神と申す御名の御在し坐せる爲と見ても、違ふ事無かるべし、四には大物主神に坐す事、右の詔に可レ爲二宮能賣神一と有るにて著き事なり、崇神天皇八年御紀に、以二高橋邑人活日一爲二大神之掌酒一云々と云ふ事見え、其大御歌に、許能瀰岐破、和餓瀰岐那羅孺、椰磨等那殊、於朋望能農之能、介瀰之瀰岐、伊句臂佐々々々々と有れば、此を以ても酒神として祭られ給ふべき御事なり、又其造酒司坐酒殿神二坐、酒彌豆男神酒彌豆女神と申すは、事代主神夫婦に渡らせ給へるにも合へり、但此は唯試に合せ見る事なれば、謾には云ひ難き事なり、）〇又古語拾遺に當二此之時一上天初晴、衆俱相見、面皆明白、伸レ手歌舞、相與稱曰阿波禮（言天晴也）阿那於茂志呂（古語事之甚切、皆稱二阿那一、言二衆面明白一也）阿那多能志（言レ伸レ手而舞一、今指二樂事一謂二之多能志一此意也）阿那佐夜憩（竹葉之聲也）飫憩（木名也張二其葉一之調也）爾乃二神俱請曰、勿二復還幸一と見えたり、師翁の古史徴にも、此文を此に次でて、此者大直會之事本也と云はれたるは然る事にて、上の噱樂の所

に引ける大嘗祭豐明節會の詔に、大嘗乃直會乃豐樂聞食日爾在と有るは、大嘗の事竟て豐明聞食す事なるが、每年の新嘗祭も然にて、儀式午日儀に奏ニ大歌幷五節舞一と有る是なり、又其大歌幷五節舞儀に、舞訖升殿、即奏ニ大直歌一、本末二度、安米四度、訖退出とも有り、又皇太神宮儀式帳に、三節祭の事終て然畢し時、諸司榮官人等幷諸刀禰等皆悉直會殿付レ坐、大直會被レ給畢時、後手一段拍、太神宮司諸司官人等更發第五重參入就レ坐、即倭舞仕奉、先太神宮司、次禰宜、次大内人、次齋宮主神司、諸司官人等（其舞訖人別直會酒采女二人侍御綱拍盛給）然男宮儛畢、即禰宜大内人等妻儛、次齋宮女孺等儛と見えたるなど、總て神事の解齋は此時の故事に本着けるが故に其趣一なる者なり、歷朝詔詞解に、「直會は奈保理阿比の約れるなり、直るとは齋を弛べて平常に復る義なり、抑大嘗の齋神祇令に、散齋一月致齋三日と有りて、義解に、散齋謂ニ仲冬之月自レ朔至レ晦、致齋謂ニ自レ丑至レ卯、其辰日以後即爲ニ散齋一と見え、大嘗祭式にも如此見ゆ、儀式にも致齋三日從レ丑至レ卯と見えたり、卯日に大嘗宮に御して神にも祭り給ひ、天皇御自らも聞食て、大嘗の事畢るに依りて辰日よりは豐樂院に御して致齋を弛べ、打解けて歡び集會意の名なり、解齋の舞又脫ニ齋服ニ復レ常など云ふ事は、午日の儀式終りて有る事なれども、卯日の儀式の畢るも致齋の解くるなれば同じ意味なり、江次第には辰日朝主水司供ニ解齋御粥一とも所見たり、偖諸社の神事に云ふ直會も、神祭畢りて後に行ふ事にて同じ意なり」と有るが如し、又古今集大歌所御歌に大直日歌、「新らしき年の始に如此しこそ、千年を兼ねて樂しき竟めにと見え、又神樂韓神或說に、「皆人の垂は榮ゆる大直見、去來我が共に神坂本に」と有るなど、大直會のことを大直見と云へるも神名の大直日に等しく有りて、其も物を齋敬して神事に仕へ奉りて、物當に復ろを直ると云ふにて、直會之

儀に同じきなり、（但右の大直日歌は續紀に、天平十四年春正月丁未朔壬戌、天皇御ニ大安殿一宴ニ群臣一、酒酣奏ニ五節田舞一、訖更令ニ少年童女踏歌一、又賜ニ宴天下有位人并諸司史生一、於レ是六位以下人等鼓レ琴歌曰、新年始邇何久志社供奉良米萬代摩提丹、宴訖賜レ禄有レ差とある、此歌を取直して大直日歌と爲られたる者にて、歌は古くも非ざれども、直會を直日と云ふ事古かるべし、）偖右の歌はしも實に神代の舊物ながら、上天刱晴、衆俱相見、面皆明白、伸レ手歌舞と有るは、上に引ける其上文に、于時天照太神赫怒入ニ于天石窟一閉ニ磐戸一而幽居焉、爾乃六合常闇、晝夜不レ分、群神愁迷、手足罔レ措、凡厥庶事燎レ燭而辨と有るに對へたる者から、其歌に因りて後より係けたる文にて、中には事實に合はざる如き事なむ見ゆめる、其は上に上天刱晴は、阿波禮の下に言ニ天晴一也と有るに合せたる者なれども、其は日向風土記に、天晴冥、晝夜不レ別、人物失レ道、物色難レ別と有りて、下に即天開晴、日月照レ光と有るなどは、此國土にての事なれば、天晴れて日光を見る由に云も聞えたらむを、此は上天にての事にては有り、又實の天日を複隱せるならず、日神の隱れ坐しゝ爲に天日の光無く成れるにし有れば、上天刱明などとこそ云ふべかりけれ、然れども記者の心は、阿波禮の句に推し當てたるなれば、本より然有りしならめども、已にも引ける此第六一書に、日神之光滿ニ於六合一、故諸神大喜と有り、古事記にも故天照太御神出坐之時、高天原及葦原中國自得ニ照明一と有るが如くならでは叶はざると云ふ是なり、此等に合せて右の上天刱晴の文を助くる説も有り、其は此文は上に六合常闇、晝夜不レ別と有れば、擶く國土より上天の晴れるを云ふならざる事、著きに就て思ふに、祈年大神宮祠に、皇神能見霽志坐四方國者、天能壁立極國能退立限と見え、倭姫命世記大神宮鎭座條に、我高天原仁坐蓋戶押張原（ムカシ）見志國傳志國宮處

是處也と有り、又天國排開廣庭天皇天命開別天皇と申奉る大御名など、其に淺流久は其に開ノ字の義に當れるを、手足罔ㇾ措凡厥庶事燎ㇾ燭而辨と有れは、實に常夜の闇なるにて、唯是許なる事も見別かぬ許りに在りしを、日神の出坐せるに就て、天日の光遠く炳照明かく成れる事を、上天初晴とは云へるなる可し、後の歌ながら千載集に、「日の光月の影とぞ照らしける闇き心の闇も晴とて」と有る、此の晴の義に同じければ、上天初明の義は失はずてなむ有りける、（如此く助け言ひても、猶歌の阿波禮には全く叶へりけりとなむ有りける、此晴と原と同義の言なる由は、傳二卷に云ひ、右の見察の事は、別に祝詞講義に委しく已に註せりき、）　裳倶相見面皆明白は、阿那於茂志呂の下に、古語事之甚切皆稱二阿那一、言二衆面明白一也と有るに引合せたる文なり、上に群神愁迷と有るは、其に面の著明ならざるが故なるを其に對へて書けるなる可く、伸手歌舞は、阿那多能志の下に、言二伸ㇾ手而舞一、今指二樂事一謂二之多能志一、此意也とあるに當たるが、此も上に手足罔ㇾ措と有るに對へたる所なるが、物に愁ひ迷ふ事の甚じき時は、手足の措も罔きを、今日神の出させ御在し坐せる上は、又其に反りて、手の舞足の蹈む處も知らず成りて、自然に謡ひも舞も爲しつらむ其手振を云へるなり、凡ての趣は日神の隱れ坐しゝに依りて、世中も狭きが如く成りぬるを、今出させ御在し坐すに就ては朗らに開け、又其御爲に諸神の身も縮まひて、人氣無き状に御在し坐しつるを、今此に至りて手足の伸出當に復りたるに喜び給へる、是即ち大直會なる所なり、歌樂は其崇神天皇段に、仍就二於倭笠縫邑一殖二立磯堅城神籬一、奉ㇾ遷二天照大神及草薙劒一、令二皇女豐鍬入姫命奉ㇾ齋焉、其遷祭之夕、宮人皆參、終夜宴樂、歌曰云々と有るも同じ状なりける者なりかし、（猶上に註せる事共に合せ考ふ可きなり、故其上に、爾乃六合常闇、晝夜不ㇾ別云々と、此

の文は古語拾遺の地より云へる文と所思しければ、全くは古傳の任とも思めらしからざるなり、萬葉五貧窮問答歌に、天地者、比呂之等伊倍杼、安我多米波、狹也奈理奴流と云へるが如く、天地の闇昧に成れる世の中にして、漸くに凡賤庶事懐觸而辨へ有る程の事にし有りければ、八百萬神の各神集ひに集はれしかども、其主々しき際ならぬは何れを其とも分け難かりつらむを、日神の大御光世に顯はれさせ御在し坐すに依りて、互に面を見合せて誰ぞ彼ぞと知る事にし有りけらし、又此に於て大に古傳の義有る事なり、味はひ見る可し、）〇阿波禮は、崇神天皇六十年御紀歌に、菟頭邏佐波、磨枳佐微那辭珥、阿波禮、此は古事記日代宮段に倭建命の御歌として出でたり、其景行天皇四十年御紀に、烏波利珥、多陀珥霧伽幣流、比苔莽菟、阿波例（下略）、古事記には阿勢袁と出でたり、又其朝倉宮段大御歌に、能知母久美泥牟、曾能淤母比豆麻阿波禮と見え、武烈天皇御紀歌に、儺岐曾褒遲嚨倶謀、柯稗比謎阿波例、推古天皇二十一年御紀皇太子御歌に、斯那提流、箇多烏箇夜摩爾、伊比爾惠弖、許夜勢屢、諸能多比等阿波禮、於夜那斯爾那禮奈理鷄迷夜、佐須陀氣能、枳彌波夜那祇、伊比爾惠弖、許夜勢留、諸能多比等阿波禮と有るなど、右件の阿波禮は禮に哀也と註せり、又萬葉三四十四丁に、客爾臥有、此旅人何怜と有り、又古今集序に、「霞を阿波禮びつゆを悲しぶ云々」と見え、歌に阿波禮てふ事を數多に遣らじとや云々」、又「阿波禮てふ事だに無くは云々」と有るなど、此も哀字の義なり、又東遊一歌に、手（引）手（引）手（引）手（引）者（引）禮奈（安引）云々を、加茂神宮所傳には、安波禮（於々於々）波禮半奈（於々於々）云々と有り、求子歌に、安者禮（引衣引引）千者也布留賀茂也之呂（於）乃（於）比女古（於）末川（引）安者禮（衣引引）比女古（於）末（安）川（引）與呂川世（於）不止（於）毛（於）

伊呂（癸）者（安）可者（安引）安波禮（衣引引）以呂者（安）可者（安引）良之、又催馬樂譜言の安名尊に、安名太不止、介不乃太不止支也、伊尓之介毛、波禮、新年に、安太良之支、止之乃波之女爾也、加久之己曾波禮（中略）安波禮曾己與之也、與呂川與末天爾、梅枝に、牟女加衣爾、支井留宇久比須也、波留加介天、波禮、竹川に、太介加波乃、波之乃川女名留也、波之乃川女名留也、波名曾乃爾波禮、眞金吹に、於比爾世留波禮、於比爾世留、山城に、宇利川久利波禮、又伊加爾世牟波禮、紀伊國に、美名曾吉支利天波禮、此殿に、左支久左乃波禮、律の庭生に、爾波爾於布留、加良名川名波、與支名々利波禮、又風俗の陸奧に、阿波禮也、安武久末爾、支利太知和太利、阿介奴止毛、菅牟良に、須加牟良乃也波禮云々、奈利高之に、於保美也知加久天奈利太加之、安波禮乃奈利太加之、波之行に、波禮也止宇止宇などゝ有て、阿波禮ともゝ又波禮ともゝ行る、此は哀字の義には非で、愛で僞譽む事に云ふなり、（猶又催馬樂呂の河口に、世支乃阿良加支也末毛禮止毛波禮云々、此殿西に、八流比爪良、安波禮八留比爪良波禮云々、此殿奥に、於久乃佐加也乃宇波太末利安波禮、宇波太末利波禮云々、鷹山に、於久乎奈三安波禮、於久乎奈三波禮云々、又律の澤田川に、澤田川袖漬く許り淺けれど波禮云々、我駒に、亦打山安波禮、亦打山波禮、亦打山待らむ人を行て早安波禮行て早見む、東屋に、安波禮我が妻云々なども見ゆ、右等の中に先に阿波禮と云ひ次に波禮と云へるを以て見るに、波禮は阿波禮の略の如くも聞ゆれども然有る事なり、之に云ふべし、）又皇太神宮年中行事記六月十五日御占神事條なる奉レ下神共御歌と見えたる三首、共に初二句をば阿波利矢、遊波須止萬宇佐奴と有れば阿波利ともゝ云ふなり、然れば阿波禮の阿は、神世七代章に見えたる[illegible]の阿の上に[illegible]奉る[illegible]又は[illegible]などの阿、又八洲起元章第二十一章に、阿那此云

阿那面恵夜ニの阿、又其正字の意義を、中古の訓に、阿良宇岐志夜、又阿那宇留志夜と有るは是なり、神武天皇御紀に、皇軍大悦、仰レ天而咲、因歌之曰と有るに、阿々時夜塢の句有るを、古事記には阿々（音引）志夜胡志夜と有り、是を弘記に阿々咲哉也と有れども、其咲ふ中に軽く義有る可し、顯宗天皇御紀に哀々と云ふ歎詞有るも、共に別の詞ならず、源氏若菜上卷に「耳も傍に聞しかりければ阿々と傾きて居たり」なども云り、如此く阿々と重ねゝども、拾遺に、古語事之甚切皆稱阿那一と云る、阿那の意に云り、俗に引ける古語は阿類なり、古志は阿動なり、青の葉は具に通ひて辭に非ず、阿夜の夜に同じければ阿と云ひて已に歎辭なるを、阿々と重ね云ひて猶其意を深く爲るなり、神武天皇御紀稻飯命乃歎曰、嗟乎吾祖則天神、母則海神と有るには、嗟乎を引合せて阿と訓み、名義抄には嗟をも嗟乎をも共に阿と訓めり、萬葉一（二十丁）に、阿胡乃浦を嗚呼見の浦と作るを、同抄に嗚呼を阿と訓み、又嗚をも呼をも阿と有り、又嗟呼をも嗚乎をも共に阿と訓み、宇治拾遺に大衆異口同音に阿あきて目を遣ひたり　など有れば、阿の一音にて本より歎辭なる音なり、靈異記には噫を阿と訓めり、然れば阿も阿々も共に物を稱美るにも、物を哀傷しむにも、我心に當りて事の深く切にして言語にも得しも云出で難き程の時に、其歎息の辭を發出して、餘情を述ぶる辭なるなり、（谷川士清が和訓栞に、阿々は嗚呼・噫・嗚呼・嗟乎・嗟於・嗟於・乎嗚・於嗚・吁嗟・夫嗟・乎吒・嗟嗟・於乎・嗟・噫を訓めり、後世に於戯を哀美に用ひ、嗚呼を哀傷に用ふるは古法に背けりと云へり、漢武紀の嗚虖、孔光傳の於虖、五行志の嗚虖皆通用す、又同書に嗚呼呼嗟也、呼嗟嗚呼也、有所痛傷、有所歎美、有所傷痛、或事有不遂也と見ゆ、老學庵筆記に、蜀人見ニ人物之可レ畏者則曰ニ嗚呼一、可レ驚者則曰ニ噫嘻一とも云ひ、字彙に烏見レ異則嘆、故以爲ニ烏呼一、嘆レ所レ異也とも云ひ、

司馬遷傳の註に、於讀曰ㇾ嗚、戲讀曰ㇾ呼と云ひ、嬉通して譆に作る、猗與も同じ、猗字語尾の助辭に成るなり、大學
に秦誓を引て兮字に作る、字彙に噫嘻は悲嘆之聲と註せり、詩經の註に、猗者心內不ㇾ平、噫は心中暗噫とも云へり、
凡二字は意綫也、一字は意急也、其二字は於嗚噫嘻咨嗟都吁呼餓嘆嗟噫嘆猗の類なり、漢書師古註に噫發語聲與ㇾ嗟
同と云へり、又悪唉を訓めり、驚歎の辭なり、孟子の朱註に悪平聲歎辭也と見ゆ、歟を訓むは、發語に思惟して云出
す時の辭なりと云へりと有り、右の如く意の綫急に依りて、字の二字と一字なる事、皇國の歎辭に阿と云ひ阿々と云
ふに異ならざるなり」 波禮は此も歎辭なる事、右に引ける催馬樂に多く阿波禮と波禮とたみに通はし云へるにて著
明き事なるが、波の音の歎辭なる例は、先づ波夜と云ふ辭有り、神武天皇御紀に、皇軍大舉、中略　而介胄之士不ㇾ無二
嗟嘆一、故聊爲二御謠一以慰二將卒之心一焉、謠曰と有りて、多々介陪摩、和例破揶隈怒と有る破揶を、私記に早也と有る
は誤りにて、語末に在ると同じく歎辭にて、此語此にては將卒の心を慰め給ふ大御心を合ㇾ知給ふ所なれば、早にて
は叶はず、崇神天皇十年御紀の童謠に瀰磨紀異利寐胡播揶と有るも、謀叛(ミカドカタブケ)むと爲るものゝ有りとも所知看さず御在し
坐すを、神の歎かせ給ひて、告諭し奉り給へるなり、景行天皇四十年御紀に、日本武尊每有ㇾ顧二弟橘媛一之情一、故登二
碓日嶺一而東南望之、三歎曰、吾嬬者耶、古事記同段に和賀淤岐斯、都流岐能多知、曾能多知波夜、允恭天皇四十二
年御紀に、爰新羅人恒愛二京城傍耳成山畝傍山一、則到二琴引坂一、顧之曰、宇泥咩巴揶、彌々巴揶、雄略天皇十二年御紀に倭
我伊能致謀、那我俱母鵝膽、伊比志拖俱彌嶠夜、阿拖良陀俱彌嶠夜など見え、仁賢天皇六年御紀に吾夫何怜矣と
有りて、下に此云二阿我圖嘛播耶一と註されたる、此を以て上件の波夜は悉く何怜の義なる事を知るべし、萬葉七ノ四

丁に、鳥玉之、夜夜月乎、阿怜云々、又（四十一丁）秋山、黄葉阿怜、浦觸而、十二（四十丁）に、淡路島、阿怜登君乎、不言目者無と有る、此阿怜字は阿夜又於茂志呂志とも訓む字なるに、此は阿波禮と訓みたり、偖阿波禮阿波利の阿波は歎辭にて、禮も利も共に在又有の意の形容言にて、下に添ひたる者なりけり、然れば右等の波夜は、波禮夜又波利夜の意なるにて、禮に約れる者なる可し、其夜は上に引ける風俗の諺歌に阿波禮也、波之行に波禮也止宇止宇、又徃久行事止の阿波禮也などの也是なるにて、其は所謂ゆる歎息の夜なるにて、夜は辭なる中に痛の義有りて、上の阿波は歎きたる事の痛々益さる意有る者なり、一萬葉七卷三十九丁に、淡海之海、浪恐登、風守、年者也將經去、榜者無爾、九卷二十六丁に、於久禮居而、吾波也將戀、春霞、多奈比久山乎、君之越去者など有る者也、又波也も、右に引る神武天皇御紀なるに同じく語る中に在るなり、又拾遺集六に、「君が住む宿の梢を行々も隱るゝ迄に顧見し波夜」六百番歌合に、顯昭、「夜川立つ五月來ぬらし瀬々を此の八十伴雄も言指す波夜」と有るは、右に引ける古事者郁の例なり、偖其歎息の夜と云ふは阿夫佐因等に、「歎すとは後世には唯愁て哀しむ事にのみ云ふめれど然に非ず、嬉しきにも面白きにも哀れなるにも渡りて、凡て心に深く感ぜらるゝ時に、長く息を吐く事なり、偖此夜は其歎息の辭なる故に、今偖に歎息の夜と云ひて事を別てり」と云はれたるが如し、常に云ふ夜とは等しからざる者なり、）故に思ふに阿波禮の阿は阿々と引て云ふ歎辭なり、波も物に觸けて歎く辭の波阿と出づるなり、禮は形容を云ふなり、然れば阿波禮と云ふに當つべき字は無き物から、多く哀字を書けるは、物を稱美ふるにも、事に哀傷（カナシミウレ）ふるにも、心に深く感けて事の切に思ゆるときに指歎く事に於ては、然せる差異も無き者なれば也、故に其阿波の音より哀と成れる一二を

云はむに、八洲起元章第二一書に、先生淡洲一此亦不ニ以充ニ兒數一と有るは、諾神の御心に充たせ給はざるに依りて、御心の如く御在し鎮さゞりしかば、淡めさせ給へるなり、鎮火祭詞に、吾手見阿波多志給比ヿ申給比と有るを、宋鏡集に淡ノ字を訓めり、此等は物を鄙しむる意なり、久允恭天皇四十二年御紀に大哭、雄略天皇御紀に駭惋と有るなどの阿波都も、物に恐懼れ騒ぐにて其意一なり、又天孫降臨章に、憐愛を米具志登思布御心哀と訓めるを、海宮遊行章第四一書の憐心も右に同じきに、其第六一書には其憐心を阿波禮登思布御心哀と訓み、其字を常に阿波禮牟と訓めるも、牟は緊の義にて阿波禮と思ふ心を寄するなり、此類猶有るべきが、右の淡洲阿波多須哭などは哀傷なり、又憐は稱嘆くなり、阿波の言より起りて阿波某と云ふ語と成れるも、右に云ふ阿波禮の本義を失はざるなり、然れば拾遺の前文に上天初晴と云ひ、阿波禮の下に言ニ天晴一也と註せれども、其義には有るべからず、久しく日神の磐戸隠らせ御在し坐しゝ爲に、世中は常夜往きて大禍事の極みなりつるを、今日神を漸くして招奉り出し奉れるが、得も言はず悦ぼしく嬉しき餘りに、阿々波阿と諸神共に歎息し給ひけるを、言に直して阿波禮と語はれし者となむ所思しかりける、然れば阿は彼なり、波は阿を呼出さむと爲る辭音にして波阿も彼なり、今も物を見て彼々と云ひて、古くは阿那阿夜阿那夜など云へる、本同じ言にて、共に歎辭なるを知るべし、(今俗語に心行く許り物の目覺しき事を阿那波禮と云ふも、阿波禮の轉語にて、此は物を稱美る方なり、然るに俗字に適と書きて天晴の義と爲るは當らず、僧仙覺風土記に、淡合國社神樂神也と云へる神樂神とは、天鈿女命なる可し、和訓栞に伊賀國伊賀郡市部村に在りと云へり、此も此の阿波禮の句に依りて、社名には稱たりし者にこそ、)○安那は下に古言事ニ在ニ切ニ皆稱ニ阿那一と註された

り、已に傳四に云へるが如く、八洲起元章に、憙哉(アナニヤシ)其第一ノ一書に妍哉(アナニエヤ)、此云二阿那而恵夜一、第五ノ一書に美哉(アナニエヤ)なども、憙にも妍にも美にも阿那の言を添へて訓み、古事記には假字にて正しく阿那邇夜志と書されたるを、又神武天皇御紀に群傷の老夫婦を見たる所に、大嗟之曰、大醜乎(アナミニクヤ)、老父老嫗と有りて、大醜此云二鞅奈瀰個一と云へるを、萬葉三（三十一丁）には此同じ言を痛醜し作る、此は有二憙哉妍哉美哉の反なるが、阿那は共に歎辭にて其意異らず、又妍哉此云二鞅奈珥夜一と註されたる所も有るなり、借此阿那も右なる阿波禮の下に云へるが如し、阿は單聲に阿、長呼の阿々に同じくて、共に嬉しとか哀しとか物に深く感くる時に當りて長息する聲なるに、那も歎きの辭にて添はれるなり、其は東遊一歌に、者（阿）體奈（安引）天乎止々（於引）乃（於引）呂（於引）奈（安引）宇奈（安引）止（於）止（於引）乃（引引）於都（衣引）奈（安引）など有る、奈（安）と引くは何れも歎きて聲を詠むる是なり、（古事記輕志比宮段忍熊王歌に、阿布美能宇美邇、迦豆岐勢那和と有る、結句御紀には介豆岐斉奈と有る、奈も乎に通ふ辭なれども、乎と云ふは尋常の事なる故に歎息の言を見せて奈と云ふなり、萬葉二卷三十九丁に草取可奈和、古く萬葉以上に加毛と云ふ辭の有るを、古今集以下に加奈と云へる、共に毛と奈と歎辭にて餘韻を遺す時の辭なる者なり、）東遊駿河歌に、安奈也須良介（引）安奈也須良安難、阿奈也須良介（引）禰利乃乎乃、古呂毛能曾天乎多禮天（衣）也安奈也須良介と有るは甚安然なり、伊馬業安名尊に阿名太不止、介不乃太不止左也は甚尊なり、此を繼久行事記二月一日鎮山伊賀冠神事條に出だせるには、阿奈太乃志遣不乃太乃志佐云々と有り、此等の阿奈も此處に阿那某と云ふ行事に本著きて云へる者なり、又古今集以下の歌に阿那某と云ふ句の多在る、何れも物を甚じく歎き云ふ時の事な

り、（又此阿那の歡辭なるに就て思ふに、源氏若菜卷に阿那可志古と云ふ事有る、阿那は甚なり、大なり、可志古は恐れ謹しむ狀を云ふ事人の知れるが如し、頰を阿那賀知と云ふは甚勝なり、輕を阿那豆流と云ふは甚徒なり、考槃杖彂を阿那具流と訓むは甚索の義にて、何れも阿那は甚又は切又痛又は大字などの義にて本より歎辭也）〇於茂志呂は上に衆倶相見、面皆明白と有るに合せて、下に言ニ衆面明白ー也と有り、其は常闇にして物の文も分明しからざりければ、群神等の久々神集に集はれしかども、互に聲を以て其神と聞知る程の事なりつらむを、今天原の熱明るく成れりしかば、其神も來合ひたり、此神も參集ひたり、相ひ知れる其心悅なる事を然云へるなる可し、顯宗天皇御紀の所に、壽畢乃起節歌曰（中略）小楯謂之曰、可怜、願復聞之、天皇遂作ニ殊儛ーと有る、可怜を於茂志呂志と訓めるが如く、物の興しき事を賞と云ふ語と成れるは其より轉れるなり、其字は海宮遊行章に可怜此云ニ于麻師ーと有りて、物を稱美ふる辭なり、又上に引ける仁賢天皇六年御紀に、何怜此云ニ播夜ーと有るは、歎息の辭なる事、右に云へるが如きを、萬葉一（七丁）に怜何と作るは何怜を下上に誤れるか、舊訓於茂志呂伎と有るを、加茂翁以來于麻師と訓めり、新撰字鏡に讌何怜也、心樂也於毛志呂志と見え、靈異記の訓も然り、名義抄に何を於茂志呂志、怜を阿波禮夫とも加那志夫とも於茂志呂志とも富許流とも有り、（通證に字書無ニ何字ー、五音篇海可志音趣と見えたり、然れども彼が字書に漏落ちたる字の、已く皇國に傳はれるも有るものなり、萬葉四卷五十三丁に如是何怜、縱有枕者と有る何怜を、阿波禮宜爾と訓めれども、其も於毋志呂久と訓むべきなり、）齊明天皇四年御紀に、冬十月庚戌朔甲子、幸ニ紀温湯ー、天皇憶ニ皇孫建王ー、愴爾悲泣、乃口號曰、耶麻古曳底、于瀰倭柂留騰母、於母之樓枳、伊麻紀能禹知播、倭須羅庾麻旨珥

と有る三句を、釋に面白也と註せる、此於母之櫻根は愛憐くしむ意に詔給へるなり、遊仙窟に眼日若爲憐と有る是にて、上に云へる阿波禮久阿那などの歎辭の喜びと哀しむとに係けて云ふと同じ類なり、其外は何れも多くは賞むる義なり、萬葉七(二十二丁)に、珠匣、見諸戸山矣、行之鹿齒、面白四手、古昔所思、十四(十九丁)に、於毛思路伎、野乎要奈夜吉曾、布流久左爾、仁比久佐麻自利、於非波於布流我爾、十六(八丁)に、春遊而、野邊尾廻者、面白見、我矣思經蚊、古今集に「交野の渚院の櫻殊に面白く、其木の本に降居て枝を折りて挿頭に刺して」(下略)伊勢物語眞名本に、此殿之面白乎云々、土佐日記に、「如此云ひつゝ漕行く、面白き所に船を寄せて、此處や何處と問ひければ、土佐の泊とぞ云ひける、又石津と云ふ所の松原面白くて云々」、又「如此て舟曳上ぐるに渚院と云ふ所を見つゝ行く、其院昔を想像りて見れば面白かりける所なり、」など有るは更にて、中古の物語書などに多く在る語なり、字鏡集に賞字を於茂志呂宇と有り、今も其上に物を獻れる時に賞させ御在し坐す事を、面白う所思し看すと云ふ由なるは、右の賞字の心に當れり、(故に思ふに、面白しとは心に賞樂しび悦ぶ事の有るなどには、必ず我知らず其面を人の方に進め向くる事の止事を得ざるなむ、面白きには有る可かりける、)○阿那多能志は、上に伸レ手歌舞と有るに合せて、下に言二伸レ手而舞一、今指二樂事一謂二之多能志一此意也と有り、此事已に云へり、俗多能志は伸手の義なるは、其上文に群神愁迷、手足罔レ措と有りて、日神の大御光の隱ろひ御在し坐せる爲に、身も縮む許に在りつらむを、今此愛たき時を得たりければ、自に手の伸出て舞奏で遊ぶに至れるなり、延喜之六年日本紀竟宴阿乃宿禰作海歌に、止已也美母多乃支美與止奈利介留波、安利介利と有るも、此を思ひて多乃之支美與止とは詠めるなる可し、但神功皇后十三

年御紀壽壽御盞に答へ奉れる皇太子の御代詠に、許能彌企埼、伽彌鷄武比等破、曾能菟豆彌、于輸珥多氐々、于多比莵莵、伽彌鷄梅伽慕、許能彌企能、阿椰珥于多娜濃芝作沙と有る、于多娜濃芝は歡樂なり、然れは古言多怒斯なりつらむを、已く萬葉十八(二十丁)家持卿歌に、久我禰可毛、多能之氣久安良牟登と有れば、平城宮の末より怒を能と云るを、拾遺は古傳を書しながら猶時世の語の任に多能志とは作る者なる可くや、延久行事記に、阿奈多乃志遣不乃太乃志佐伊仁志倍比、加久矢阿利遣牟、氣不乃太乃志佐と有るなどは、後の事なれば本より論ふ可からざるなり、(但伸手と云ふに依る時は、多能斯と云ふ方勝れるが如しと雖も、中古より以來此に限らず野を能、篠を志能、角を都能と云ふ事常なれども、其等も古は奴又は志奴又は都奴と云へれば、伸字は能須と訓めれども、其も奴須と云ひけむも知るべからず、如何に在れ樂は多怒斯なるなり、) 萬葉三(三十二丁)に、今代爾之、樂有者、又今生在間者、樂乎有名、五(十四丁)に、武都紀多知、波流能吉多良婆、可久斯許曾、烏梅乎々利都々、多努之岐乎倍米、十九(十七丁)に、春裏之、樂終者、梅花、手折乎伎都追、遊爾可有、又(四十四丁)天地爾、足之照而、吾大皇、之伎座婆可母、樂伎小里、古今集大歌所御歌なる大直日歌に「新らしき年の始に如此しこそ、千年を兼ねてたのしき終め」など有る樂終は、稱辭竟の竟と等しくして樂を極め盡す義なるなり、(海宮遊行章に、彼處雖二復安樂一云々と云ふ語有りて、安と對へ竝べたるは、此二共に大凡は同じさまなる語なる故に重ねたるなり、右に引ける催馬樂の阿名尊を、行事記に阿奈多乃志と有るは、然る物にて、東遊駿河歌に、安奈也須良介と有るをも思ひ合す可し、) ○阿那佐夜憩は下に竹葉之聲也と有れば、小竹葉の佐夜々々と喧げる聲と云ふ事なるべし、偖此は上に以二竹葉飫憩木葉一爲二手草一(今多久佐)と

見え、上に引ける古事記に、手草結天香山之小竹葉而（訓に竹云佐々）と見えたれば、其手草は佐夜々々と鳴るに寄せて、今日神の出でませ御作し坐すに就て、世中の清明に成れる事を諭はれし者なり、萬葉二（十九丁）に、小竹之葉者、三山毛清爾、亂友と詠めれば、篠葉に佐良と云ふ音は有る物から、此を佐夜憩と云ふ時は清明と云ふ意に成れゝば、竹葉之聲也とは云ふべからず、竹葉の聲に合せて謠ふ章雅なる者なり、上に猿女の下に引ける本朝事始に、猿流餘笹と云ひ、又手草の條に引ける同書に、振揃子天富命製レ之、以レ篠成レ聲と云へるなども、此時の事なりつらむを混ひて、天富命の事とは成れるなる可し、（其所に記傳を引て註せるが如く、神楽の時などに佐阿々々と囃せるは、其も篠葉を揃ては佐々と鳴る故に、其音に合せて然云へるなり、）故に其佐夜憩は清明にて、此篇三一書に日神之光満於六合一と有る其事を謠出たる者なり、故其言は阿見渡す限の隈々しく隱るゝ所無くして能く見ゆる事を云ふと、音の清く亮々なる事とに云へり、其物の音の方は古事記白檮原宮段大后の御歌に、許能波佐夜藝奴、加是布加牟登須、又加是布加牟登須、許能波佐夜牙流、應神天皇三十一年御紀大御歌に、異句離珥、敷例多都、那豆能紀能、佐椰佐椰と有るは更なり、萬葉三（二十六丁）に能登瀬河、音之清左、六（十二丁）に足引之、御山毛清、落多藝都、芳野河之、河瀬乃、淨乎見者、又（三十二丁）河速彌、瀨之聲曾清寸（中略）宜名倍、見者清之、七（七丁）に細谷川之、音乃清左、又隨多藝都、瀬清跡、又井提越浪之、音之清久、又（八丁）去來率去河之、音之清左、又（十四丁）緣來浪之、音之清雜、又（十八丁）立浪之、將依思有、磯之清左、又（二十二丁）立浪之、將依云有、濱之清久と有るなどは、何れも物の音の清澄りて亮々なり是なり、（故に多くは清字淨字などを用ひたり、）右の佐夜憩は七卷

六丁に、倭向之川音高之母と有るが如く音の高くて円かに聞ゆるなり、應神天皇三十一年御紀に、枯野船の燼の事を、天皇異以令作琴、其音鏗鏘而遠聆、仁徳天皇三十八年御紀に、有聞鹿鳴、其聲寥亮而悲之と云へるも其同じ意なり。）又一例萬葉一（二十六丁）に、丈夫之、得物矢手挿、立向、射流圓方波、見爾清潔之と有る、此を仙覺抄に引ける伊勢國風土記には、麻須良遠能、佐都夜多波佐美、牟加比多知、伊流夜麻度加多波、麻乃佐夜氣佐と有りて、景行天皇の大御歌なり、肥前風土記に、養父郡狭山郷（在郡南）纒向日代宮御宇天皇行幸之時、在此山行宮御田、望四方分明、因曰分明、謂佐夜氣志と有る即右の意なり、又三（二十六丁）に、山可良志、貴有師、水可良思、清有師、又（二十七丁）昔見之、象乃小河乎、今見者、彌清、成爾來鴨、又（二十九丁）山高三、河登保志呂之、春日者、山四見容之、秋夜者、河四清之、七（三丁）に、春日山、押而照有、此月者、妹之庭母、清有家里、又、百師木之、大宮人之、退出而、遊今夜之、月清左十（四十八丁）に、吾背子之、挿頭之芽子爾、置露乎、清見世跡、月者照良思と有る、此は上に云へる見渡す限の隈々しき所無く、能く著明く見ゆるを云へれば、此の阿那佐夜憩も其に當りて、右に引ける日神之光滿於六合と有るは更なり、古事記にも故天照太御神御出生之時、高天原及葦原中國自得照明と云ふに同じ意なれば、篠葉の佐夜々々と鳴るに合せて、天日の清明に照らさせ給へる由を悦び給はれし事、著明き旨なりかし、（上に引ける鳥名子歌十二首の一に、阿米那流夜、夜加理加那流夜云々は、天在や彌明亮なるやにて、此の阿那佐夜憩の趣に相似たる事なり、考へ合す可し）〇飫憩は上に以竹葉飫憩木葉爲手草と有れども、飫憩と云ふ木所見無し、又此下に木名也、振其葉之調也と有れども、記傳八（五十五丁）に、木葉を振る音の於市と鳴るべき謂無

し、然れば此を本名と爲るは、彼小竹葉の首に係ると混れつる僻事なるべし（上云はれつるが如く、本葉の首に作に引ける古事記傳に所謂彼作之、又所謂保作保岐とも有りて、後葉の如く首にも取らざりければ、於布と云ふ語無きが如くして、種々に思ひ惑らしけるに、上に委しく註せるが如く、神楽の初手の時に榊木を挙げて、本方末方共に採物と云ふ事に有れば、全く其を採る時の歌の初句なるが故に、其採物の榊木をば於布木と云ひ替へ、それからに本名也と言はれたるならめど、假令に用ふる木と云ふ意なるべし、又其本葉と云ふ葉也と云ふも、其榊木を取る時に於布命まと言を詠めて用ふる事を云ふなるべし、小竹葉を手草に採るに就て、佐々佐々と囃へ云ふと同じかるべきにこそ、（なほしくは其所に註せるを見合はすべし、此古語の意なる由緒の一件は、昔より人の疑惑に係し事なるが故に、其所に深く考へ註せりきかし）

然後諸神歸罪過於素戔嗚尊、而科之以千座置戶、遂促徵矣。至使拔髮以贖其罪。亦曰。拔其手足之爪贖之。已而竟逐降焉。

此は素戔嗚尊の解除の一段にて、又諸書事以下祓の法の定まれる始なるが、傳八に已に註せるが如く、祓詞には此を身滌と云ひ、祝詞には此を解除と云ひて、共に相離れざる事には有れども、其本末有る事なり、抑伊邪那岐尊の御度は、伊邪那美尊を黄泉國に追往でまし御在しまして、其穢なき醜國の汚穢に觸る御在し坐しけるに因りて、大御身滌爲をし給ひけるが、其禍津日神の禍たる意に、此二神を生まして、因て神直日神第六一書に神直毘と書されて美々に比考

宣布と訓まれたり、是身滌を本として解除をも爲させ御在し坐しけるなり、（其第十一書に、或云、濯ニ除身穢一、乃云々、故遂向ニ於橘之小門一而拂濯也と有る、濯を須々具と訓むは美曾具の曾具此に同じ、古事記に、故吾者爲ニ御身之禊一而到ニ坐竺紫日向之橘小門之阿波岐原一而禊祓也と見えたる是なり、）偖此の素戔嗚尊の御事はしも、天照太神の御爲に御所行惡しく無道く御在し坐して、謂ゆる天津罪を犯させ御在し坐しけるに、皇太神の見直し聞直し給ひけれども、猶其惡態不止て轉有しかば、此を以て皇太神の甚く御發慍ませ御在し坐して、天石窟を閉させ御在し坐しけるからに、天地の内はしも常夜往て、世の始にも後にも又とは有るまじかりける大變事極みなりしかども、素戔嗚尊に解除を負す可き暇なむ非ざりければ、諸神等の御心一に成て、其御晴時の御事に仕へ奉られけるに、思兼神の思慮に逹はず其驗有りて、遂に石戸破る手力を以て招き出し奉りければ、豫て儲け置かれたる新殿に遷し座せ奉りて、久方の天照國の日宮の大御儀式の御事共此に至りて定まり備れる事、上件條々に註し置けるが如し、今如此く妖氣既に晴れて復風塵無く成れるに就ては、素戔嗚尊の罪過を其が任に措く可からざる時の勢とは成りければ、此御政には及はれけるなゝめり、故に此は罪過なりける故に解除なり、然れども下に引ける萬葉集一同十六丁一に、天在、左佐羅能小野之、七相菅、手取持而、久堅乃、天川原爾、出立而、潔身而麻之乎と有るは、此の古傳の正風に漏れたる禊詞に傳はれるなれば、此を以て素戔嗚尊の御は解除を本として、身潔は其末に屬する者なるを知るべき事なりかし、（禊祠考に、禊とは古事記に伊邪那岐命黄泉に到り坐して穢れ給へるを清め給はむとて、筑紫の橘小門にして大御身に著坐せる物を悉く脱ぎ棄て給ふを云ふ、穢れたるを祓遂ふ由なり、次に海潮に被りて大御身を滌ぎ給ふ、此を身滌と

ぞ云ふ、身の穢を洗び棄て、由なり、此こそ祓身の本なりける、又須佐之男命の悪事を行ひしに依て、贖物を促取りて祓具として押し遣ひける、後伊邪那岐命の御口ら捨て給へりしも他ならず、只其て出ださせし事の意は等しかれば、此二大神の御事共を合せて祓身禊の法として、人代に至りても行へるなり」と云はれたるは実しき説なるべし、猶上件に云へる日の神を生み出され、故に其伊邪那岐大神の身禊には枉津日神等は更なり底津少童命、表津少童命、底筒男命、中筒男命、表筒男命等の六神、又天地海原の諸神等悉くに生出させ御座しつれば、此に於て皇御子等の御所知ろし食す国定まりて、上件に見えたるが如く、是後伊弉諾尊神功既畢、霊運当遷、是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隠者矣、亦曰、伊弉諾尊功既至矣、徳亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣と有る所には在らせ給へるなれば、常に其御行りて世中の大凶事より大吉事となむ成れりけるを、此素戔嗚尊の御事も然り、予が常に云へる大祓詞に、天津罪と畔放溝埋樋放頻蒔串刺生剥逆剥屎戸許々太久の罪を天津罪と法別けてと有る、凡て八條なる中に畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺の五は田の事を損傷ることにて其罪食物に在り、生剥、逆剥は神殿を穢し給へることにて其罪衣服に在り、屎戸は新嘗を汚穢し奉れることにて其罪住所に在り、是日神の石窟に隠らせ給ふ起なり、首て上より次々論ひ云へるが如く、此時に天神の祈禱り給へる太占と云ふは、其天津罪犯の事に因りて損傷らせ給へる其食物衣服住処の事に至る迄中体にして出来ぬるを、痛く悔し給へて、皇太神の顕見蒼生の為に幸給はむと所思看して御意を取奉られしかば、終に其御怒を解けさせ御在し坐すに至れり、是日神の磐戸を出でさせ御在し坐す所以なり、然るに此素戔嗚尊の師跡の功験と申すは、下草に、遂到出雲清地焉、乃言曰、吾心清々之、於其處建宮と見え、又出雲風土記に、意宇郡安来郷

（中略）神須佐乃烏命天壁立廻坐之、爾時來二坐此處一而詔、吾御心者安平成詔、故云二安來一とあるは、御心の清々しく平穏に成らさせ御在し坐すこと、誰も知れるが如しと雖も、猶其にては盡さゞる者なり、此顯國に天降り御在し坐し着きて後に諸御子神等を生成し奉らせ給ひ、先には天津罪を犯し損じ破らせ給ひける食物衣服住家の事共のみを一向に力め整へさせ御在し坐して、顯見蒼生の爲に御恩頼を幸へさせ御在し坐して、又比類無き貴き高き大神と成らせ給ひ、天照大神は高天原より、素戔嗚尊は月國より持分けて、此顯國を相有たせ御在し坐して、一には日神月神と坐し、一には共に天皇の大御祖神と御在し坐して、無窮に國土萬物に御靈を令レ蒙め御在し坐す御事なむ、此解除の功驗に依りて御心の清々しく安く平らかに御在し坐す御爲なる由、已に上に委しく註し徵し明らめ奉れるを以て、偏り辨ふ可き者なりける、（此は此に云ふべき事ならざれども、伊弉諾尊の身滌には大なる功驗の迹著明きを、素戔嗚尊の解除には先に損なひ給へるを後に益殖させ給ひけるにて、其損益共に衣食住の三つの事にて、大に道の上に關係る事なりけるを人皆共に得曉らざるが故に云ふなり、）偖此に然後諸神歸二罪過於素戔嗚尊一而科レ之以二千座置戸一遂促徵矣、至レ使レ拔レ髮以贖二其罪一、亦曰、拔二其手足之爪一贖レ之、已而竟逐降焉と有るは、其要領を擧げて子細なる事共は省かれたるにて、例の正書の體裁なり、舊事紀は正書一書を取合せて文字を成せる物から猶不足ぬ所有り、故に文の次第を論め云ふべし、右に諸と有るを古事記には八百萬神共議と有りて、神議の事見えたるは事の委しき者なり、歸二罪過於素戔嗚尊一は拾遺此に同じ、第二一書には科二罪於素戔嗚尊一とも有り、科レ之以二千座置戸一遂促徵矣は、第三一書に即科二素戔嗚尊千座置戸之解除一と見え、古事記にも於二速須佐之男命一負二千位置戸一と有るこれなり、偖其千座置戸と云

ふは其祓具を置充べき座なるにて、祓具の事は次に在り、（但其祓具の事を云はねども、唯に千座置戸と云ひて其物の名と成れる例は、幣帛を貢其與と云ふは充座の義なるに同じき者なり、下卷第四一書にも、素戔嗚尊所行無狀、故諸神科以千座置戸、而遂逐之と有り、）次に至使拔髮以贖其罪、亦曰拔其手足之爪贖之とある、第二一書に科素戔嗚尊千座置戸而以其祓具と見えたる是なり、古事記にも亦切鬚及手足爪令拔而と有り、拾遺にも令拔首髮及手足爪以贖之とのみ有るを、第三一書には、以手爪爲吉爪棄物、以足爪爲凶爪棄物と見えたるに、第二一書には殊に詳にして、之以手端吉棄物、以足端凶棄物、亦以唾爲白和幣、以洟爲青和幣と有る、此書を以て髮鬚は更なり手足の爪をも拔て贖はしめ給へりし事の意、隱るゝ所無くなむ有りける、其は上に種々云へるが如く右に以唾爲白和幣以洟爲青和幣と云へる爲（ナスノ）字は、變（ナリナル）化の化字の義にて、此物を變へて彼物に化すを云ふなれば、此に於て唾洟の白和幣青和幣にはしも成れるなり、此を以て髮を拔き鬚を切りたるも、下卷第五一書に、素戔嗚尊云々、乃拔鬚髯散之卽成杉、又拔散胸毛是成檜、尻毛是成柀、眉毛是成櫲樟と有る、其は卽自らにて然爲させ給へるなるにて、此は他神より然令爲給へるにて別なるが如しと雖も、其事の狀の相等しきと、右に云へる白和幣青和幣の化出たるに準らふる時は、此は千座置戸を造る可き料の材を責りたりし義を知らる、其事は已に傳八大津金木の下にも云へり、偖拔其手足之爪贖之と云ふ其爪に化れる物必ず有るべからむを、傳無ければ知り難きを、右等に準らへて强て云むには、雄略天皇十三年御紀に、齒田根命罪有りければ、收付於物部目大連而使責讓、齒田根命以馬八匹大刀八口祓除罪過と有りて、馬と大刀とを其べ具けられたるに、其歌に、宇麼能耶都擬播、鳴思稽矩謨那斯と有りて

馬の事を云ひ、又大祓詞に、高天原爾耳振立聞物止馬牽立氐と有るなど、其物の起れる所以世に知られざるは、手足の爪より馬の化出でたりし事の有りけむも知るべからず、(天武天皇五年御紀に、四方爲大解除、用物則國別國造、輸祓柱馬一匹布一常云々と有る、布は右の白和幣青和幣の類なり、馬は此に云へるに同じきを、如此く相並べて祓柱と爲る事、正に考ふ可き所にて有るなり、)倩又此に贖其罪と有るは、贖物を出して其罪を解除ふ事なり、古語拾遺は此と大概同じ文體なるに、贖之仍解除其罪と有り、此第二一書に、以唾爲白和幣、以洟爲青和幣、用此解除と有るは、謂ゆる祓柱を出して其罪を解除ふ所作を行ふ事なり、若て第三一書に、乃使天兒屋命掌其解除之太諄辭而宣之と有る、其は大祓詞に天津宮事以氐大中臣天津金木乎本打切末打斷氐、千座置座爾置足波志氐、天津菅曾乎本苅斷末苅切氐八針爾取辟氐、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮と有り、又萬葉十七(五十一丁)に、奈加等美乃、敷刀能里等其等、伊比波良倍、安賀布伊能知毛、多我多米爾奈禮と有るなどに符合ひ、又神樂酒殿歌にも、天原振放け見れば、八重雲の雲の中臣の天小菅を割祓ひ新し事は、今日の日の爲、阿那許夜我が皇神の神祖に與作れと有るなど、右にて素戔嗚尊の解除の梗略は知られたり、然るに其大神の此に身滌爲させ給る事は、上にも云るが如く其故事を取り詠めりと聞えて、萬葉三(四十六丁)に、竹玉乎、無間貫垂、木綿手次、可比奈爾懸而、天有左佐羅能小野之、七相菅、手取持而、久堅乃、天川原爾、出立而、潔身而麻之乎と有る是なり、傳六、八に註せる素戔嗚尊の和魂を速佐須良比咩神と申すに就て考ふるに、右の左佐羅能小野と云ふは、其割祓の天小菅を採れるに依て然る地名の天上に遺れるなる可きか、下に云へる如く、節折の篠をも此野に取りて、其作法有りけむは本よりの事にて、且天川

原は固より天安河にして、此時は殊に盛なりけむ事、中すも更なる御事になむ有りける、（其十六卷三十一丁に、天河有哉、神樂良能小野爾、茅草苅と有るは、水清き事ならされども正しく天上に然る處名の有る僞なる事云ふも更なり、七卷二十七丁に天在、日賣菅原、草莫苅嫌と有るを、冠辭考に、此は天なる日と續けて日賣菅原は此に在る地名なる可しと云はれつれども、右の例を思ふに、此日賣は右の佐須良比咩神の御名に依れるにて、此なる地名にては非ざる可し、又六卷十九丁に、千鳥鳴、其佐保川丹、石二生、菅根取而、之努布草、解除而益乎、往水丹、潔而益乎と有る、此は別の事なれども菅を取りて解除ひ、水を浴て身滌する事を云へるにて、解除と身滌と二事を能く分ちて云へる者なり、）已而竟逐降焉は、第二一書に、用此解除竟、遂以神逐之理逐之と有るが如く、祓畢て事竟て後の事なり、此は第三一書に、既而諸神嘖素戔嗚尊曰、汝所行甚無頼、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降去、于時霖也、素戔嗚尊結束青草以爲笠蓑而乞宿於衆神、衆神曰、汝是躬行濁惡而見逐謫者、如何乞宿於我、遂同距之、是以風雨雖甚、不得留休而辛苦降矣、自爾以來、世諱著笠蓑以入他人屋内、又諱負束草以入他人家内、有犯此者、必債解除、此太古之遺法也と見えたる、是其傳の詳らかなる者なり、（古語拾遺に仍科解除其罪、逐降也と有るは略なり、古事記には其解除の事も何も無くして、神逐に負千位置戸、亦切鬚及手足爪令祓而神夜良比夜良比岐と有るは殊に事省かれたるなり、）罪過は拾遺にも然有り、又雄略天皇十三年御紀に被除罪過と有るをも共に都美と訓み來れり、第二一書に科罪於素戔嗚尊と有るに同じければ必其然る可し、此罪過と云ふは古事記の上に猶其惡態不止而轉と見え、第三一書にも凡此諸事皆無息時と有りて、其

下に汝所行甚無頼とも、汝是所行濁悪而見ニ逐謫一者と有るが如く、悪行をも濁悪をも押し並べて云へる例なるなり、
崇神天皇六年御紀に、晨興夕惕請ニ罪神祇一、同十一年に、今解ニ罪改一過敦禮ニ神祇一、神功皇后御紀にも、是以令ニ群臣及百
寮一以解レ罪改レ過と有る、其事を古事記には、更取ニ國之大奴佐一而種ニ々ノ求生剝逆剝阿離溝埋屎戸上通下通婚馬婚牛
婚鷄婚犬婚之罪類一爲ニ國之大祓一而と有り、又同御紀に小竹祝と天野祝とを合せ葬りたる事に依りて、適是時也、晝
暗如レ夜、已經ニ多日一（中略）時有ニ一老夫一曰、傳聞、如レ是怪謂ニ阿豆那比之罪一也（下略）と有り、又履仲天皇五年
御紀に或者曰、車持君行ニ筑紫國一而悉校ニ車持部一、兼取ニ充神一者、必是罪矣、（中略）因以責レ之曰、爾雖ニ車持君一縦
檢ニ校天子之百姓一、罪一也、既分ニ寄于神祇一車持部兼奪取之罪二也、則負ニ惡解除善解除一而出ニ於長渚崎一令ニ祓禊一
と見え、雄略天皇九年御紀に、以ニ王師一薄伐ニ天罰一龔行と云ふ語も有るなり、（法曹至要抄罪科條に、八虐事、一曰
謀反、二日謀大逆、三日謀叛、四日悪逆、五日不道、六日大不敬、七日不孝、八日不義など有りて、其外にも多くの
罪條を載せたれども、然る悪事のみを指して罪と云ふは上古の意に非ざる事、次に云ふを見て辨ふ可し、）先づ大祓
詞に、過犯ケム雜々罪事ハ、天津罪止、畔放溝埋樋放頻蒔串刺生剝逆剝屎戸許々太久乃罪乎、天津罪止、法別氣弖、國津罪止ハ
生膚断死膚断白人胡久美己母犯罪己子犯罪母與レ子犯罪子與レ母犯罪畜犯罪昆蟲乃災高津神乃災高津鳥乃災畜仆志蠱物爲
罪許々太久乃罪出武と有る、天津罪は此に謂ゆる素戔鳴尊の犯し給へる罪過にして、衣食住の三物を損傷り給へりし
罪是なり、鈴屋の翁の後釋に、「此國津罪の條々生膚断より胡久美まで四條は、穢を以て罪と爲るなり、己母犯より
五條は姧なり、昆蟲乃災より三條は災に遇ふを以て罪と爲るなり、末一條は悪行なり、如此く類を分けて次第に擧げ

たり、諸説此四箇有る中に、最も要は悪行をば主と為す穢を以て第一の罪とす、神祇令義解に、凡散斎之内云不ㇾ得ㇾ弔ㇾ喪問ㇾ病（謂弔ㇾ病者、不ㇾ在ニ賀ニ存之限ニ）食ㇾ宍、亦不ㇾ判ニ刑殺ニ、不ㇾ決ニ罰罪人ニ、不ㇾ作ニ音楽ニ（謂不ㇾ作ニ樂傍音楽之類也）不ㇾ預ニ穢悪之事ニ（言穢悪者、不浄之物鬼神所ㇾ悪也）云々、又貞観儀式大嘗祭にも、可忌事其六條中、其間不ㇾ得ㇾ判ニ刑殺ニ、決ニ罰罪人ニ、作ニ音楽ニ、（謂習ㇾ作ㇾ樂不ㇾ在ニ此限ニ）言語事、一死称ニ奈保留、病称ニ夜須美、哭称ニ塩垂、血称ㇾ汗、宍人称ニ菌人ニ、頁ニ喪事ニ并ニ問ニ病者ニ不ㇾ在ニ此限ニ）（見儀式巻）、食宍娶月、皆停七日、産三日、滿月而後参神事、但不ㇾ得ㇾ預ニ祭事ニ）預ニ穢悪ニ事、一度所ㇾ云穢悪者神之所ㇾ疎所ㇾ忌也）行ニ清祓ニ事、縁其非故犯事と有るを以て思ふ可し、此内多くは穢にて悪行は一も無く、又右の預ニ穢悪ニ事の本註にて、穢の罪を主と為る事を思定めて読るべし」と云はれき、右の如く解除には穢悪を以て罪と為る事には違ひ非じと雖も、上にも云へる、穢悪と罪過の差ひ有り、解除と身滌の別状有る事にて、一概には云ふべからざるが中に、神事に穢悪を先にして悪行を次に為る事にしも、諸の悪行は通なり世の諸事も何も穢悪より成以て出来る事なるが故に、神事には其本に就て穢悪の罪を主と挙ぐる事なるなり、（然るは悪事の已に発顕れたるは、刑に處く事も有りて、凡ての解除の例に非ざるを、穢悪は刑に處くべくも非じく、解除る方に一向に就たる者なるをも思ふ可し、）又後釋に云はく、「先づ都美と云ふは都々美の約りたる言にて、本都々牟と云ふ用言なり、都々牟とは何事にも有れ、悪き事の有るを云ふを體言に成して都々牟とも都美とも云ふなり、然れば罪と云ふは元来人の悪行のみには限らず、病悩の類又穢き事醜き事など其外も凡て世に人の悪しとして忌嫌ふ事は皆都美なり、萬葉の歌に人の身の上に諸の悪き事の無きを都々美都久ともつゝみ無

無久とも都々麻波受とも云へるは、今世の俗言に無事にて無難にてと云ふ意にて、即ち都美無久と云ふ事なり、中昔の物語書などに、人の咎係又志操などの悪き所無きを罪無しと云ひ、又萬事の悪きながらも然て許さるゝを罪免さると云へるなども、悪行には行らぬ事を都美と云へるは古言の遺れりしなり、又爲も欲く云はま欲き事を憚りて得爲ず得云はぬを、都々牟とも都々志牟とも云ふ、是も然爲れば悪く云へば悪き事として包み憚るなれは本同意なり、但此は轉りたる末の意にて、本は悪き事の有るを云ふより出でたり、包み憚るを本の意として包み憚る事なる故に、悪き事をも都々美と云ふと心得むは本末違ふ可し．俗右の如くにて都美と云ふは悪行のみには限らざるを、罪字は悪行一に就て當てたる字なれば、都美てふ言の總てには當らざるなり」（下略）と云はれたり、其都々美と云ふ例は傳册に註せるが如く、續紀第五十六詔に平幸久、都々牟事無久、萬葉五（三十一丁）に、都々美無久、佐伎久伊麻志氐、速歸坐、六（三十六丁）に、莫脊見、身疾不有勢、十三（十丁）に、吉幸、眞福座跡、恙無、福座者、十五（四丁）に都追牟許等奈久、波也可散里麻勢、二十（十九丁）に、安里米具里、事之乎波良波、都々麻波受、可幣里伎麻勢登、又（三十八丁）多比良氣久、於夜波伊麻佐彌、都々美奈久、都麻波麻多世等、又（六十三丁）由久左久佐、都々牟許等奈久、布麻波波夜家無など有る中に、一は幸くに對へ、一は平けくに對へたり、又十八（三十八丁）に、波流佐米爾、伊母爾麻牟等、伊母爾都追美夜と有るも亦同じ例なる可し、凡て都々牟は物の泥み滯りて行難む意の言と聞ゆれば、此を以て都美と云ふも然にて、人の爲る事を妨げ滯らする義なるなり、（又獄令に坐字を都美須と訓み、御紀に罪又は科字を都美と有と有るも思得又罪蹟の義にて、罪と云ふ言を本として出來れる語なり、又源氏橋姫卷に、罪無き性なるも思ひ離うこそ」と

有るは小兒の愛ほしく惡け無きを云ひ、又當更卷に「罪穢けなる」と有るは、物の穢の無く目易きを云ふなり、又宿直卷に、事に觸れて我身に稱々負有る心です」と有る、稱々負は精有るを云ひ、名義抄に、意を稱々負、又字鏡稱に有る是なり、」○瑞は穢道にも有り、共に與曾氣と訓めり、與須は物を寄せ集むる義なるが、此言に就て考ふるに、上に引ける古事記に、於是萬神之聲者狹蠅那須滿萬妖悉發と有る、萬神之云々は此天石屋戸隱の御事に依りて禍神の然起これたるなれば別にして、此なる萬妖悉發は其より以前に萬物之妖悉發と有るに相照して考ふるに、萬物之妖とは、禍の鬼魅の怖異しき事を成すを云へるなるが、其も其本を正し云ひ以て行く時は、素之男尊の御荒びによりて日神に隱坐し、日神の隱坐すに就て然る妖鬼の所を得て顯示させしなれば、其發端の罪過素戔嗚尊に在り、故に日神の出でませ給在し坐すに就ては、妖氣亦自然にして止みぬ可き事なりければ、罪過の約り歸く所謂素之男尊に卸なし坐せる故に歸字を當て與曾氣とは云ふなり、（又妖鬼などの類も其神に依從ひ奉る神の中には、共に荒びたるも有りなむを、共も其神の御命を受けて物爲たる可ければ、其枝神達には罪過を及ぼし給はざる御事にこそ、」○科之以千座置戸」と有る上の三字を訓げて、本の任に科之以千座置戸」と訓む時は、後世訓にて古言の式に非ず、第三一書に科素戔嗚尊千座置戸之解除」、下文第四一書に啟諸神科以千座置戸」など見え、古事記にも負千位置戸」と有るに依りて、科之以る三字も引合ひて意富世斯と訓むべきなり、卽ち祓具を負する事なり、第二一書に科罪於素戔嗚尊、而責其祓具、第三一書に有犯、其責必出解除」と有るなども、物を出さしむる事を云ふなり、履中天皇五年紀に負惡解除善解除の負ちも此に同じ、又延暦二十年五月の太政官符に定二准犯科ノ祓例一事云々と有るにも科字を用ひられたり、古見科と謂

とは同義の言なる事、崇神天皇十二年御紀に宜「當二此時一更校二人民一令レ知二長幼之次第及課役之先後一」（中略）始校二人民一更科二調役一（下略）と有る、此にて知るべし、（但釋名に科課也、課其不レ如レ法者、罪責レ之也と有り、令唐書に、凡賦レ人之制有レ四、一曰租、二曰調、三曰役、四曰課と有れば、此は常式の事にて課へるに似たれども今御紀に依て云ふ、猶次なる促徴の下に云へり。）○千座置戸、古事記には千位置戸と作り、記傳九（三十丁）に「千座は弘記に座者是置物之名也と見えて、案（ツクヱ）にても何にても其祓物を居置く物を云ふ、人の座席をクラと云ふも同意なり、故に此記には位字を書けり、千は其數なり、犯の重さ輕さの任に祓も重き輕き有りて、祓物も多き少き品有るを、此は極めて重ければ極めて多きを千とは云ふなり、後世に四座置八座置など云ふ名目の遺れるを以て見れば、幾位と云ひて祓の品を定めしなりと云はれたるは信に然る事なり、大祓詞に、千座置座爾置足波志氐と有る置座は、後樽に人々の出したる祓物を取集めて居置く臺なり」と云はれ、又幣帛を美氏其良と云ふも、何に在れ神に奉る物を臺に載する由にて、充座の義なる事、傳十九に云へるを以て知るべく、日天長十年御紀出雲國造奏二神壽一の獻物に、倉代物五十荷と見え、大嘗祭儀行立次第に、次倉代十輿（作黒木四角屋形、葺以檜葉、其裡張以布、塗以白土、其屋形以白細布蔦葛障子立手四面、輿別居瓼子形一基云々）と有る、此等は其獻物を御前にて臺に載す可き物ながら、舁て持参て行くに就て倉代とは云へるにて、其も座置（クラシロ）の義なるなどを合せて、此千座の座をも思ふ可し、傳十九に引ける延暦二年五月の太政官符に、定二犯科祓一事、一大祓料物二十八種云々、一上祓料物二十六種云々、一中祓料物二十二種云々、一下祓料物二十二種云々と見えたる、是は中頃の御定なれども、上世より罪犯の輕重に依りて何座と定けて、祓柱（ハラヘツモノ）を多少有りつら

むかしに此に、千座と云ふは、此日本を始めて云ひしも、天地の初めてより以降罪に依りて、■事となりけるか
ら、行らひける物の限りを令さしめ給へるなりけり、大祓は六月十二月の大祓に、上は朝廷百官よりはじめて、下は天下萬
民の罪除なる故に、諸國に令せて解除を令出る事なるに、天下を合せて其大なる事を云はむとて、千座置戸置足はす
と云へる、是を以て其義を思ひ合せ曉るべき者なりかし、（然るを古記に、書紀私記に千座置足千座也と云ひ、纂
疏に、使〻卯人出其物、積置于千座、而贖其罪、故曰千座置戸と云へるなどは、千字に拘く泥みて字才の活用無き也
其なり、新年祭詞に、初穂者千穎八百穎爾奉置弖、大忌祭詞に、千稻八千稻爾引居弖、風神祭詞に、八百稻千稻爾
引居豐弖、大嘗祭詞に、千秋五百秋爾、神嘗祭詞に、懸税千税餘五百税乎などは此なり、日向風土記の千穗槵觸又歌詞
に千町田又千束の文及■■■の千島などの千も、十百千萬と數へ上れる數の千を云ふには非ず、唯物の多き事を千と云
へるなり、）置戸の置は其臺の上に物を載せて神に奉るを云ふ、新年祭詞に、千穎八百穎爾奉置弖、又御歳者皇
御孫命大前爾如横山打積置弖、春日祭詞に、貢物神寶者（中略）如横山積置弖、大忌祭詞に御酒者（中略）如横山打
積置弖、風神祭詞に、奉宇豆幣帛者（中略）如横山打積置弖、平野祭文久度古開祭竝火祭等詞に、如横山置足成弖、■■
手如横山置高成弖、道饗祭詞に、横山之如久置所足弖、大神宮月次祭神嘗祭等詞に、如横山置足成弖、運■■栗
神・同に、几物■置所足■と有るを、又大忌祭詞に、初穂者（中略）千稻八千稻爾引居弖、風神祭詞に、初穂者（中
略）八百稻千稻爾引居置弖などもに云ひて、置を居とも居置とも云ひて同じ事なり、後紀に、萬葉三（二十四丁）に、寧
樂乃手祭爾置幣者、五（四十丁）に、布施於吉豆、吾波許比能牟、十一（二十五丁）に、不相而、夕卜乎問、常盤爾置蘭

などを引て、此事の置は神に幣を奉る事を置とは云へりと聞えたれば、置座の置も物を祓物に出すを置とは云ふなる可しと云はれ、又武傳に、古は置と其物を持出て祓爲る處に置く意より云へるなり、大祓詞に、天津金木本打切末打斷て千座置座爾置足波志弖と有る、師說に、金木と書けるは借字にて、是は祓物を置くべき置座に作る料の木を云ふなり、此金木を置座に置く如く聞ゆれども然には非ず、文意は金木を本末打切て千座置座に造りて置足はしと云ふなり」と見ゆ、今思ふに此說信に宜し、置くべき種々物をば略きて云はず、其置座をのみ云へる事此と同じ、一說に金木を刑具と爲るは甚誤なり、臨時祭式に凡祈年月次神今食新嘗等祭料置座木と有るは、置座に造る料の木を云ふ、此は神に供へ奉らるゝ料なり、併其置座に四座置八座置と云ふ品有り、木工寮式に、四座置八座置以木爲之、長者二尺四寸短者一尺二寸、各以八枝爲束、名稱八座置、長短各以四枝爲束、名稱四座置と見ゆ、四時祭式齋宮式大嘗祭式などにも祭料物の中に此名見ゆ、今考ふるに、置座とは祓物を居置く座なる故の名にて、四座置八座置も本は四座の置物八座の置物と云ふ事にて、其置座の數以て云ひたるなれば一種の物の名に非ず、然るは稍後に成りては其名のみ古にて物の狀は異れりと見ゆ、其故は式に諸祭の料物の中に載るを見るに、他の種々の物を居置くべき料とは見えず、唯別に一種の物と見え、又右に引ける木工寮式に云へるも、物を居置くべき物の狀に非ず、然れば古書の頭のは唯像許りなりけり、但右に引ける大祓詞に天津金木手云々と有れば、上代の置座に木工寮式に云へるが如くなる小木を連ねて結び造れる物なる可し、今世にも有る簡箔の狀にても推度らる、然れば後世にも祓置座に造る可き木を束ねて、卽ち其を置座と稱び、其木の數を以て其座に易て四座置八座置とは云ふなりけると、下略と有るを以て其事の狀

知らる、猶此次に詳なる如く、伊弉諾尊の大御身滌に成ませる神を原に出でませる御衣を、其他に附ける物を贖へるに起れるが其の起源にて、所謂る贖物なるを、又上にても此千座置座には其物を附ひさせ給ふ故に、其贖物に言ひ負ひける如く有りて、後世其物を贖へられし事になむ有りける、又臨時祭式に、諸國臨時大祓之時、五畿内諸國神主百姓人別輸銭之と有りて、下に出雲國稲二百束、大和國四百束、過料稲一萬二千束、又河内國稲二百四十束、國料一千二百束、又攝津國稲一千八百三十一束、和泉國稲百十一束と有りて、此に云ふ何物を出すとも知られざれど、上古には種々の物を使用たりけむから、猶に大津金木を云々とは云へる者なるべし、置戸は記等に依る置かと云も心得て有るめれど、然ては負と云はむ事叶はず、此は中卷天伊迦兵賀兵條を見るべし科ひける事を云へる義に、今云訓曰云々、伊此令云訓置於机上云々、即今置上訓戸と有るを、其訓事に用ひたる種種物を指して訓戸と云へれば、其も置座に置く義其を指して戸とは云ふなり、然れば千位の贖物と云はむが如しと云はれたる、但に然云はるるに就て考ふるに、戸は足の約れるにて、右に引ける大祓詞に千座置座に置足はしてと有る是なり、然れば置戸は置足にて其座の上に置足るを云ふ、猶足の言の戸と約まる例は、冠辞考のトを負ひ賜と云へるを、古文には負と云ひ、人は衛足の義なるを約めて此登と云ふ轉と成れるなど、多頭を切て登と云ふ例なり、是を以て祖戸に准し、置戸は置足にて、其足は物を指し云ふ稱なるを知るべし、（孝紀に、置戸者是稱、故此千座之物、云稱、其の、今か人措、其中爰、故云置戸也と有るは如何にしき説なり、罪人をして其千座の置物の中より出ださし道るに依りて置戸と云ふとにや、其心得ぬ事なりかし、又後にも置足波志とは置備るを云ふ、猶此外と云ふはそれに、置と何物

を置くにか聞え難しと思ふ人有るべけれど、上に許々太久乃罪出武と有るにて、各其祓物を出す事は云にでも聞えたれば、此も自然其祓物を置く事と聞ゆるは、古文なりと云はれたるをも一應心得置くべし、）〇遂促徴矣は遂に勢米波多理伎と訓むべし、海宮遊行章に谿復急責(セメハタル)、又第六ノ一書に急責二故鉤一の急責此に同じ、此促徴は文に使レ抜レ髮又抜二其手足之爪一と有る是にて、右の置戸の物を云ふなり、第二ノ一書には責二其祓具一と見ゆ、彼伊弉諾尊のは其泉下の穢に觸れさせ御在し坐しゝ事を後に悔させ給ひて、其御身に著させ給へる物を御自出し棄てさせ給へるなるに、此は素戔嗚尊に罪過有る事を傍より責て出させ奉る所なる故に促徴とは云へり、雄略天皇十三年御紀に、齒田根命竊に采女山邊小島子を犯せるを、天皇聞以二齒田根命一收二付於物部目大連一而使二責讓一、齒田根命以二馬八匹大刀八口一祓二除罪過一と有るを思合せて曉る可き者なりかし、勢米は中州の方言に勢賀牟と云へる是にて、謂ゆる逼迫る(セリツム)を云ふなり、海宮遊行章に、以レ此沒二溺汝兄一、若悔兄而者云々、如此逼惱則汝兄自伏、其第四一書にも、如此逼惱、自當二臣伏一云云、兄既窮(セマリテ)途無レ所二逃去一、古事記の其段に、更起二荒心一迫來將レ攻之時云々、又神武天皇御紀に、乃引レ軍還、虜亦不二敢逼一、其古事記に、將レ爲二待攻一而聚レ軍云々、矛由氣矢刺而追入など見え、又其水垣宮段に、爾追二迫其逃軍一到二久須波之度一時、皆被二迫窘一と有るに當りて、御紀に不レ得レ免と云ふ語有り、此等は軍事に係りたるを、猶雄略天皇十三年御紀に、天皇因嘖(セメテ)讓曰、何處奴不レ畏レ朕、顯宗天皇御紀に、小楯嘖(セメテ)レ之曰、何爲太遲と有るなどは物を呵嘖るなり、萬葉五（九丁）に、等利都々伎、意比久留母能波、毛々久佐爾、勢米余利伎多流など有るも皆同じ義の言なるを、其用ひ所の異なるのみなり、（古今集にも「枕より後(アト)より戀の迫來れば云々」、「老いぬとて何とて我身を責(セメ)きけむ云

云、又「[illegible]跡て[illegible]しき時は云々」など常に多く云ふ言なり、名義抄に徴字を[illegible]與保須、又宇[illegible]須、又加[illegible]豆久、又[illegible]美[illegible]、又[illegible]目[illegible]志、又[illegible]豆[illegible]流、又美[illegible]志、又世牟流、又[illegible]流、又世米[illegible]流など訓めり、字鏡集にも此字[illegible]流、又世米[illegible]流と有り、[illegible]を[illegible]多流と云ふは、物を[illegible]などにて[illegible]くを波多久と云ひ、物を責めて亡ずるをも波多須又に波多久と云ふなど同意にして、徴行の義なり、此第二一書に責字を訓み、第三一書に徴二其[illegible]除一と有るは[illegible]字[illegible]なれども、海宮遊行章第[illegible]一書に、[illegible]人不[illegible]徴[illegible]米[illegible]、此其[illegible]也と見え、又名義抄に波多流と云ふ訓も見え、職員令義解に副[illegible]徴[illegible]一日[illegible]徴也と註さる、此を以て[illegible]も[illegible]と同義なるをも思ふ可し、海宮遊行章に、故別作二新鉤一與レ兄、兄不レ肯レ受而責二其故鉤一と見え、古事記にも、其兄強乞徴云々、備知其兄[illegible]失鉤之状と見え、職員令刑部省贓贖司に[illegible]負と有るは、負せたるを責るを云ふなり、若[illegible]令に徴[illegible]と見え、又令にも常にも多く徴を波多流と訓める事に同じ、此は畢人に物を償はしめて其にて果に成る意の言と聞ゆ、（名義抄に徴字を志留志、又志留須、又夜牟、又波多流、又阿良波須、又[illegible]須、又[illegible]牟、又[illegible]流、又[illegible]須、又多[illegible]須、又[illegible]牟、又毛[illegible]保須、又志[illegible]須、又[illegible]、又伊[illegible]志牟、又多[illegible]米志、又[illegible]、又多[illegible]須と訓み、又[illegible]逹を波[illegible]米[illegible][illegible]布と有り、通典に左氏傳に爾貢包茅不レ入、王祭不レ共、無三以縮レ酒、寡人是徴、[illegible]唐[illegible]、[illegible]求[illegible]徴[illegible]とも有り、[illegible]此[illegible]に[illegible]徴とも[illegible]徴とも、[illegible]徴とも有るを、常に同じく[illegible]めるなり、）〇[illegible]使[illegible]徴[illegible]、[illegible]の字は小より大に及ぼす詞なり、然れど古事記に亦[illegible]徴と云ふ有りて[illegible]の事無く、此に於[illegible]徴には徴のみ有りて[illegible]の事無きは、左に[illegible]らせるにて、此は必ず[illegible]共にならでは[illegible]使の事の[illegible]かざるを思ふ可し、古史に令[illegible]徴[illegible]及手足之爪とあるは、紀記を合せて文を成されたりける者なるが、必ず然無く

ては相叶ふまじき所になむ有りける、然れども古來此註に限りて允當れる說無し、此は上に註せるが如く、此に髪鬚を令レ拔らるゝ事は、高天原は素戔嗚尊の御國に非ざりければ、其神の物とては御在し坐さゞるが故に、然して右に引ける千座置戸の置座を造る木を成さしめ奉られしにて、其毛髪此に於て始めて木と化りて生出り化りしなりけり、第二ノ一書に、以レ唾爲ニ白和幣一、以レ洟爲ニ青和幣一とも有りて、唾洟より和幣の化生たるに思ひ比らぶるに、此より後の事なるが、下章第五ノ一書に、素戔嗚尊曰、韓鄕之嶋是有ニ金銀一、若使ニ吾兒所レ御之國不一レ有ニ浮寶一者未ニ是佳一也、乃拔ニ鬚髯一散之卽成レ杉、又拔ニ散胸毛一是成レ檜、尻毛是成レ被、眉毛是成ニ櫲樟一（下略）と有るも、此の解除に然る驗の御在し坐しけるに就ての御事と聞ゆれば、此時に成り出けむは、彼の天津金木なる可き事、大祓の法はしも謂ゆる天津宮事にして天上の儀式なるを思はゞ、自然に著明かりなむ者ぞとよ、（猶第二ノ一書の傳に云ふ事の有らむを考へ合す可き者なり、）又記に、其則令ニ罪人出ニ此等物一既多、故其隨身之物悉皆出果無ニ物之可一レ取故、或拔レ髪或拔レ爪、今時上中下祓ヘ、令ニ其罪人出ニ祓物一者、做ニ此事一と見え、此傳にも一義を以て說かれたる中に、一には「此祓は極めて重き祓なる故に祓物も決めて多く千位を備ふるなれば、須佐之男命の所有る物の限を取りても猶足らざる故に、其御身に生たる髪鬚爪までを取りて祓の料物に用ふるなり云々」と云はれたれども、毛髪爪の類を出させりとて何の贖にか成らむ、然る味氣無き事を儲るは別にこそ有りけれ、拔とは似てしも背かざる事なるをや、此は素戔嗚尊の御身の物よりの萬其か化し出させ奉れる事に心著かれざる失なりけり、又纂疏に、其物已盡而不レ足、則拔レ髪拔レ甲以贖レ之、蓋因刑之名也と有るなどは殊に甚じき僻事になむ」（贖ニ其罪一は、口訣に贖代レ罪也と有るが如く、物を出して其罪に易る義なり、傳二十

に引ける多米系圖に、志賀高穴太宮御宇云々、爾時天皇御命贖乃人手四方國造献支と有れば、人を以て贖ふ事も有りけるなり、萬葉十七（五十一丁）造酒歌に、奈加等美乃、敷刀能里等其等、伊比波良倍、安賀布伊能知毛、多我多米爾奈禮と有る安賀布は、全く解除に就て云へるなり、但此は人の罪に我命を以て贖ふなり、其十二（二十九丁）に、時風、吹飯乃濱爾、出居乍、贖命者、妹之爲社と有るも、身潔とは云はざれども、十一（六丁）に、玉久世、清河原、身祓爲、齋命、妹爲と有るに依りて其然る事知らる、借有に贖命と有るを此には齋命と云へるは、有に云へる如く贖とは物を出して其罪に代ふる事にし有りければ、然して壽命を延ぶる由にて其贖物に身の罪を負せ代らせたるを以てなり、神樂酒殿歌に「天原振放見れば、八重雲の雲の中處の中臣の、天小菅を割祓ひ、祈りし事は今日の日の爲云々」と有るも、罪を贖ひて壽命の延はりたる由なる事、今日の日の爲と有るにて知るべし、古今六帖に「六月の名越祓爲る人は、千年の壽命延ぶと云ふなり」と有るなどの罪を贖へるが故なり、然れば阿賀布は古代なる可く、後に阿賀那布と云へるは、吾道（アガナフ）にて、其も吾に代る謂なりけり、（名義抄に、贖字阿賀布、又加布、又多[illegible]布、又阿多流、又美陀流、又阿布、又都久、又都具能布、又都能流と見え、又賀にも賻にも購にも阿賀布と云ふ訓有るなり、新撰字鏡にも購を然訓めり、右の購は同字なるが、說文に以レ財有レ所レ求也と云ひ、又貰をも阿賀那布と訓むなるに、說文に小罪以レ財贖也と有り、）借此は素戔嗚尊に祓具を徴りて罪を令レ贖給へる御政なるが、後に二季の大祓と共に御贖の御事御在し坐し、又毎月晦日にも神祇官献二御贖物一と云ふ事の御在し坐すを、公事根源に贖物は身の災異を撫ふ物と云ふ意なり、人形を作りて身の代と爲る事同じ心なるにや」と記させ給へるが如し、其委しき事は別に大祓詞講義

以下の諸書に徴して詳記せる事には有れども、今少か云ひておむには、四時祭御贖式に、(上略)六月晦日卜部各著明衣、其一人執御麻、一人執荒世和世、一人取壺、宮主史生神部等左右分頭前驅、次中臣官人、次御麻、次東西文部(各執横刀)次荒世次和世、(並著木綿鬘)云々、次中臣捧御麻進就版位、勅曰參來、即稱唯進就階下、中臣女(簡中臣氏女堪事者奏定)於殿上轉取供奉畢授中臣、即執授卜部一人、令向祓所云々、宮主捧荒世授中臣、中臣取授中臣女、即執單御贖、摠五度、訖次宮主捧坩(土器中入小石等如鈴)中臣轉取授中臣女、執奉御、訖退授中臣、轉授宮主、宮主執授後取卜部、荒世事訖退出、亦中臣引和世進退如荒世儀、其荒服者賜卜部、和服者賜宮主、訖皆退出、臨河解除而去と有るは、一に御麻此は大祓詞に謂ゆる天津菅曾なり、二に東西文部祓刀を奉る事有る、其は元忌部の職掌の彼に移れる由上に已に云へり、此も素戔嗚尊の御太刀を以て令贖奉れりけむ事と所思ゆ、其料物の中に鐵人像二枚と有るも其に屬る者なる可し、其は六月晦日大祓條に(上略)金裝横刀二口金銀塗人像各二枚と有る下に、以上東西文部所預と有りて、其咒文に捧以銀人請除禍災、捧以金刀請延帝祚と有れば、節折以下の事とは別なり、三に荒世和世の事なるが、下に荒服和服と見えたるは、決く第二一書に以曉鶴爲白和幣、以凌鶴爲青和幣と云ふ事の遺制なり、次に執單御贖摠五度と有るは、竹の篠を折りて御體を量り奉れる事なるが故に此を節折とは云ふなり、荒世和世の世即ち是なり、江次第に、天皇起給與女官御竹、五度、先量身長、次量自兩肩至御足、次左右手自胸中至指末、次量左右腰至御足、次至左右膝至足、凡竹九枝、中臣女每度示取示神祇官と見えたる、此竹を傳十九に引ける宮主祕事口傳抄に、此篠の事を山城國六人部と云へるが採進らすと

有る、六人部は身取部にて其御身の量を取る具にて、其説は上に引ける禁秘抄に、此禰利與佐、古に有可謂、此も手向乃佐々と有るなるべし、臨時祭式に、凡六月十二月晦日御贖竹小竹廿二株各長四尺前串、新嘗、作、由、同之と見えたり、若て延喜式に宮主取竹授侍從取下部と有れば、此に依て量るを申す事なり、侍從奉中行事に、次に宮主御服を引て宮主御衣して量刀禰などに賜る其道有り、又卜部竹の節を中臣上に授く、節折の竹を御身に奉りて、御身より始めて所々の寸法を取りまで、宮主に切捧（キリアテ）がはせて御坂を切むるなり、と有り、又其後にも有と同文にて、次に荒世和世とて二度御丈を量る、節折をは御達日と云ふ、竹にて御身の寸法を切捧ぐとありと見えたる、（宮主秘事口傳抄にも其作法をしく見えたり、右に量刀禰など風情の其道有り、と有るは、川社をも供ずる御贖の時にも依くる事と聞えたり、又其節折の竹の事と聞えて、其之事に天慶元年内の御事にて見え、川社を設くるに、壺は、山の何れに乾せはか七日干さらむ、新拾遺集に卜部兼直、今日は又節に折る竹に身を撫して、贖を物と云へり、然れば竹の伸說にて、故に贖物として衣なども撫する由に行ひ居けて、其に水を以て水を潅ぎて清むるを云ふなり、節折の竹に御身に准ずる故に、其に荒世和世を立けて火を点して穢を移すなり、此節の竹は御下に流なるに就て尋ね見るに、上に引ける萬葉三（四十六丁）に、大伴、左佐瓦那小野之、七相菅、手取持而と有るも、此の故事を詠めるなるが、其竹のみを取られたるには非ざる可くして、節折の竹をも立に流されたるにはあれど、左佐瓦那の篠にも聞え、又未蕩薦寢の和歌を直佐須良比賣と申奉りて、御身を撫で肌に潤ほし奉すを、大祓詞に佐須良比賣と申すも、佐須良比賣と有るにて、荒世を速開へ流すと云ふは、其神の御名で平くし来る

鳴尊の罪過を流棄へ給へる名の遺れるにて有るべし、如此云ふ時は、左伴縁を佐須良と流棄と二義に云ける事を知るべし、然れ
ども然らず、上に云へる猿楽は爽流徙罪と云ふ事にて、天鈿女命天香山の小竹葉を手草に結ひして戯舞し給へる事
なるが、其手草はしも本より妖気を攘ふ所作を成し給へるなれば、小竹に流棄の意無しとは云ふべからず、又竹を以て
節と云へるも、節折に身長を量るに起れる名ならむとも聞えたり、(故に右に引ける儀式式江記等に竹と有る其、其大
凡を云へるにて、宮主秘事口伝抄には、其竹を以て後とは云へるなり、和名抄に、篠和名志乃、一云佐々、楊用小
竹一字一訓之佐々、細細竹也と見えたる、此にて右に引ける貫之集に「志乃に折延へ」と有るも小竹にて、其と同じき
を曉る可くなむ。)又上なる荒世和世等の事に因て、次宮主奉レ坩(上器中入、小竹等一如レ節)云々は、江次第に、次捧レ壺
授中臣官人、中臣付中臣女、供レ之、天皇放二口気於壺内三度、訖中臣女伝二神祇官、神祇官授宮主、宮主祓畢云々
と有るが如く、御気を坩内に放たせ給へるを授け給へば、宮主祝詞を申して祓清め奉る事有るの節折に同じ、儀式に、宮
主取祝詞授後取ト部、荒世事畢退出(中略)ト部除河上一と有るが如く、荒世和世と共に事訖りて河上に棄除ふ事な
り、俗有の節折は御身長に寄れるなれば、御身の穢悪を解除はせ給へるなり、次に御気を此に放吹きせ給へるは、御
心の穢悪を解除せ給へるが故に如此く同じ事の二度御在し坐すにぞ有るべき、心の浄不浄を云ふは外国の沙汰と口へ
思ふ人も有なめども、第一の書に、天照大神問素戔嗚尊曰、汝猶有黒心、不欲与汝相見と詔給へるも、御心し有
れは、如何は穢れずと云ふ事の有らむ、且有の事二度有るべしとも身と心とに引当て心得すは如何たりける由とかは
爲む、(俗父荒世和世二度々に有の度数の事は神主し坐すは、本より荒魂和魂の事に依りてなる事、已に大祓詞の義に

云へれば今註さず、此より以下祓具の事を云ひておきも、此に引合せて思ふ可き者なりかし、）倭姫命世記にて、若子命以二種々祓物等一進二倭姫命一而令二祓解一と有る種々物（くさぐさ）はしも、其荒世和世等の略なるにや、左右京職式に、凡六月十二月大祓前令下持二除其罪一、亦兵士禁二人往還一、元日質明持二除穢物一と見えたれば、各種々を持出て其祓所に置く事有り荒世和世に同じき状なり、山家集に、「里人は大幣小幣立並て身形結ぶ野邊と成けり」と有るは、草を以て人形を造る事を云へるにて、古に人形と云へるは、今の如く紙を以ては作らざりしにこそ、釋に、人形者所謂案是明寶之瀝價、授二子是之爪一贖二其罪一身代之義也、號二贖物一是也、解縄者解二謝罪一之義也、散米者解二謝其罪一以レ米分散之義也と見えたるは、後世の式を以て推し當たる者ならむと思ひて、古には心も留めざりし事なりしかども、右の人形は上に云ゆる種々の事にて、節折の略儀なるに心を着けて見る時は、悉に其由有る事になむ有りける、春日祭次第に、神祇官居二祓物一（散米一坏、草人形一坏、解縄一坏）祝師申レ祝（於二神前一修二祓之間解二解縄一、其後右手持二宮主一手取レ縄以、首解レ之、以二人形一撫レ身散二散米一）と見え、又江次第平野祭條に、次宮主奉レ仕祓詔一（到二祓清之所一以二人形一令レ吻給、到二中臣祓八張取割之處一解レ縄給畢、宮主退出、進二御贖物一と有り、又昭光記に、建仁三年十一月八日平野祭予於二殿上一取二御贖物一（儲二小庭一）散米也、持參人二御座東間一跪置二御前一、次宮房取二人形土高器一來予取レ之、欲レ置二散米右一（御前右也）傳云可レ置二右膝一、乃隨二其命一、人形置二左右一、建二出於中門内一跪二脊（簀之南頭也）取二大麻一（宮主相二設膝突一取レ之）歸參令レ撫レ御、退歸給了歸レ座、透二渡殿東妻戸前一御撫了、宮主退、予參上獻二御前一獻二御贖物一令レ撫レ御之由被レ申、不レ聞食、入傳參進被レ拜、拜終奉レ撫二人形一了、予取二人形一授二宮房一、次取二散米一退下と有る、右

の如くは主上の御も略式には人形を用ひさせ給へるなり、是即ち節折の義なるが故なるなり、散木集に「思ふ事淺茅を苅に來とならで撫ひし身をも撫づる今日哉」と有るは、蒭靈はしも茅を以て作る證なるなり、）有る平野祭次第には以人形令吻給と有れども、春日祭に以人形撫身と有り、照光記にも奉撫人形と有るが如く、人形はしも身體を撫づるを本義と爲る事なり、今舊社の式を見るに、紙にて人形を作りて身體を撫で息を吹掛けて身の罪咎を此人形に移し、川邊に持出て祓清め流し遣るなり、）解縄の事は八省東廊大祓次第に、祝師置上卿并弁座前祓物、祝師著座、臨禊祠及八張解縄了、禊了、祝師奉大麻（先上卿次弁）乍令持祝師一撫一吻返給了と見え、上なる平野祭次第にも、到中臣祓八張取劉之處解縄給と有り、又兵範記に、仁安二年十月十五日己酉天晴卯剋參院、今日被發遣十二社奉幣、來廿五日日吉御幸御祈、先例有限之儀式也（中略）次供御贖物（先白米一坏時折敷如常）下官爲陪膳、（於西對南佛庇邊取之陰藏人傳之）有少弁役送（人形解縄）次陰陽頭有憲朝臣著座中座、次使殿上人十二人著座、次御祓と有る、當時此事陰陽師の職と成れゝども、猶人形解縄の義有り、又臺記に、仁平元年八月十日春日諸陰陽頭憲榮朝臣修祓（下家司官掌盛信沃潘酒如常）至高天原解縄如常、祓畢、有成朝臣執大麻來邁余前、余執其木綿撫了、有長朝臣還余前撤贖物と見えたるは解縄の所各同じからず、江次第には、大祓詞に謂ゆる八針爾取辟弖の所にて解くを、右には至高天原は其初端なる高天原爾神留坐の所には非ざる可し、陰陽頭の所作なるを思ふに、此詞を朝野群載なる中臣祭文には、（上略）祓清給事乎祓戸乃八百萬乃御神達八佐乎鹿乃八耳乎振立聞食止申と有れば、其所などにての事なるにや、又伊勢神宮古記には、解縄者即左縄長一寸五分[illegible]、解法以左手取

解義、而[illegible]平云々と有る、非常識之上の[illegible]に、布干東へ[illegible]、其元文の如きは文人後人の[illegible]なれは信じ難し、[illegible]事は口氣を吹放つ狀にし有りければ、此は上に[illegible]の事に[illegible]、[illegible]に、「[illegible]の人[illegible]に思ふ心[illegible]らぬるを、」拾遺[illegible]に、[illegible]河風ー[illegible]形に[illegible]」、[illegible]に、即[illegible]、「[illegible]」に見較しつゝ[illegible]同じく[illegible]を以て[illegible]なり、大[illegible]に、[illegible]碎[illegible]と見え、[illegible]に、大小[illegible]と云へるなど、[illegible]に由有る事共になむ有りける、[illegible]と云ふ物に、[illegible]段之潮水[illegible]と云ふ事[illegible]に近し、今[illegible]にては、[illegible]切て左右の[illegible]と云ひ、[illegible]にして長さ四寸程にする由にて、[illegible]きが如し、」又[illegible]の中に、[illegible]と云ふ事も見えたる[illegible]記に、大[illegible]不[illegible]、人[illegible]、[illegible]緒干[illegible]、[illegible]を以て紙[illegible]へるなり、右に引ける[illegible]に、[illegible]三共に[illegible]なるは[illegible]事なれけれ、又上[illegible]の事に就て引ける[illegible]に、[illegible]

東西に置き戸遣へ、乃以て米散す、禁中之例也と云ふ事の有るも、其不淨を拂はむ為に散米の事有るにや、顯昭袖中抄（十四丁）女三宮御産の所に、「明君も侍り何在して如何なるぞと宣ふ、御米散したなど為て假りそはしまし[illegible]何者か[illegible]れなむ
し」とあるは、作り物語なれども事實に在る事を云へるなり、紫式部日記に、「上に渡らせ給ひて御覽ず、若宮御在し
坐せば散米し罵しる云々、殿の公達二所源少將雅通など散米を投げて見高う打ち成さむと爭ひ騒ぐ」と云へる、若君
御誕生の後御湯殿の日米を打散す事を云ふなり」と見え、御産部類記に、源[illegible]記に、元永二年五月廿八日皇子（崇
德院）同二十九日御浴殿右大臣女高倉殿持御劔、[illegible]散米と見え、又安德天皇治承[illegible]を引て治承
二年十一月十二日中宮御産氣、此間内外周章[illegible]率頭、未二刻皇子降誕と見え、又[illegible]御産所[illegible]事又役
守刀散米包犬筥云々、御歩りき侍所へ散米を尋ぬ侯」と云ふ事も所見たり、米を打散すと云ふ[illegible]由を以て云
ふ稱、又御放と云ふも然る故の名となむ聞えたる、貞丈雜記に下座置戸者被物之名（中略）[illegible]
之名、各用二束之稻、是神世之遺法也と有るは、中臣祓座置八座置の上に各稻一束を置く事[illegible]
（[illegible]なれば何處にても、稻穗を以て汚穢を被清むる事有りしなる可し、萬葉神仙傳を見るに、[illegible]
漢書曰、[illegible]生之日、噴其生之前、即求小許米、得之、擲之四地、可以米[illegible]其額[illegible]
其上古[illegible]に傳はり漏れたる者にぞ有るべき」如此く其々に明らかに以て有るに、[illegible]
[illegible]之爪[illegible]噴[illegible]身代之義也、號[illegible]物一云也、[illegible]
今[illegible]也[illegible]にては、[illegible]行はるゝ式を以て神世の古に係けたる事は無くされども、[illegible]

る者なりければ、然る式目の微細しき事までを記さる可きに非ざれば、他書に取りて考ふ可き事云ふも更なるを、右に條々に云へる事共の、打合ひて甚隈々しき所無きを以て、其然る趣を明らめ曉る可き者なり、斯れは節折と人形と一なり、埴と解縄と其氣を放つ事一なり、借人形は身の祓なり、解縄は心の祓なり、散米は其身に著き心に著ける穢惡を分散かし却ふ事にて、卽ち此に贖其罪と有る是なり、（若て猶又其祓物の上を天津菅曾を以て打祓ふ事、右に云へる大祓詞又神賀等に所見たるが如し、又大祓詞の天津祝詞も此時に天兒屋命の宣申されし事なるを、其は第三一書に其事の有るに因みて其傳に云ふべければ、此に引合せて稽ふ可し、）〇拔其手足之爪贖之は、第二一書に、責其祓具、是以有手端吉棄物足端凶棄物と有る是にて、卽ち第三一書に、以手爪爲吉爪棄物、以足爪爲凶爪棄物と有り、古事記にも、及手足爪令拔而云々、拾遺にも、令拔首髮及手足爪以贖之と有り、其吉棄物凶棄物は後世の善祓の事なり、其は傳十九に云ふべし、借有の使拔髮と此の拔手足之爪とは、武烈天皇御紀に見えたる解人指甲使掘著蕷、又拔人頭髮使昇樹巓、斮倒樹本落死昇者爲快と有るが如き殘忍たる事には有るべからず、上に云へるが如く、髮鬚は證座木と化り、唾涕は白和幣青和幣と化れる、皆其に祓具にて、此に用ひ有る物其の成出たる事にし有りければ、此手足の爪に限りて唯に拔き棄つべくも非ざりければ、何れか物は化出たるらむを、傳無ければ今知るべきたらねども、猶熟思ふに、其所にも引ける雄略天皇十三年御紀に、齒田根命罪有りければ收付於物部目大連而使責讓、齒田根命以馬八匹大刀八口拔除罪過、天武天皇五年御紀に、四方爲大解除、用物則國別國造輸祓柱馬一匹布一常云々と有りて、馬を刹に繫け、猶大祓詞に、高天原爾耳振立聞物止馬牽立而と見え、

又江次第大祓條に、御贖物持來祓馬牽立と云ふ事有りて、祓には主たる物には有れども其始詳ならぬを、已に其詞に祓法の事を天津宮事と云ひて、天宮にて定まれる御政にし有りければ、此は決めて此手足の爪より化出でたる馬を祓庭に牽立てられたりけむも知るべからず、但馬は四神出生章第十四一書に見えたるが如く、已に保食神の御身より成出でたる物なるに、再び其事の有るは如何なる事なれども、此に化出でたる置座木又和幣なども其神の御蘰に成りて、已に上天に在りし物なるを、此祓具の用にのみ其物の成出でたるに等しかる可し、祈年祭詞に、磐根木根履佐久彌弖馬爪至留極、神賀詞に、白御馬能前足爪後足爪蹈立事波大宮能内外御門柱乎上津石根爾蹈堅米下津石根爾蹈凝之と有りて、馬の事に多く爪を以て云ふも由有りける事にや、又今一の考も有り、傳十九、二十に云へりき、〔爪は和名抄に爪手足指上甲、和名豆女と云ひ、大同類聚方に都目念と有るは爪根の義なる可し、物の端を都末と云へる同言なり、俗此髮爪を令拔たる事を、纂疏に其物已盡而不レ足則拔レ髮拔レ甲以補レ之也と有るは非なり、又通雅に、史范雎傳曰、擢二賈之髮一以贖レ罪、尚未レ足、又齊世家曰、自揃二其蚤一沈二之河一、以祝二於神一、帝王記曰、成湯大旱七年、齋戒剪二爪斷一髮以レ己爲二犧牲一、禱二於桑林之社一と有るなどは、今俗に神を物を祈る者己が髮を剪りて奉るに同じければ、此例には成るべからず。〕〇竟逐降焉の逐を今本を遂に作るは誤なり、第二一書に遂以二神逐之理一逐之と見え、第三一書に乃共逐降去と有るに照らし合せて今此を改む、俗此逐降の二字を古事記に依りて神夜良比爾夜良比伎と訓めるは然る言なり、逐の言は傳六に云へりき、俗此素戔嗚大神はしも此時に高天原より神逐ひに逐はれさせ給ひけるが、此より後には御心甚清々しく成らせさせ御在し坐して、此顯國にしては二柱御祖神に次て貴く、天下に二無く御功坐す神と

御なしまする事にしも、全く解除の意に依れる者にたゞ有りける、上に已に引ける此前三一書に、既而諸神嘖ニ素戔嗚尊一曰、汝所行甚無頼、故不レ可レ住ニ於天上一、亦不レ可レ居ニ於葦原中國一、宜ニ急適ニ於底根之國一、乃共逐降去、于時霖也、素戔嗚尊結ニ束青草一以爲ニ笠蓑一而乞ニ宿於衆神一、衆神曰、汝是躬行濁惡而見ニ逐謫一者、如何乞ニ宿於我一、遂同距レ之、是以風雨雖レ甚、不レ得ニ留休一而辛苦降矣、自レ爾以來、世諱ニ著ニ笠蓑一以入ニ他人屋内一、又諱レ負ニ束草一以入ニ他人屋内一、有レ犯ニ此者一必債ニ解除一、此太古之遺法也と見えたる、是ぞ神逐に逐はれさせ給ひて甚く辛苦をさせ給へる所には有りける、然れば此時は其政庭より直に逐はれさせ給へる事にし有りければ、其御子神等をも率て降り坐さゞりける御有状なり、（其は已に天照大神と御誓の間に生出でさせ給へる五男三女神も御在し坐せども、五男神は日神の御子と詔別させ給へれば其は別にして、三女神は御子なり、下章に見えたる、[illegible]などゝ、天にて生坐せる神にては坐せども、此時には從ひ奉らせ給はざりけるなり、）然るに三一書の後の本に、於是素戔嗚尊曰、諸神逐レ我、我今當ニ永去一、如何不レ與ニ我姉一相見一而擅自徑去歟、迺復扇レ天扇レ國上ニ詣于天一、時天鈿女見レ之而告ニ言於日神一也、日神曰、吾弟所ニ以上來一非ニ復好意一（下略）と云ふ事の有るは、其大神天より直神逐に逐はれて降り着せさせ御在し坐しゝかども、其後瑞珠約章に、於是素戔嗚尊請曰、吾今奉レ教將レ就ニ根國一、故欲ニ暫向ニ高天原一與レ姉相見一而後永退矣、勅レ許之、乃昇ニ詣之於天也」と有る、其時に參昇らせ給へる御心を所思し出でさせ給へる御事なり、然るは根國底國にしも御妣神の御在し坐せる國にし有りければ、素より恋ひさせ給ひける故に、御父大神にも乞ひ奉らせ給ひけるに、其御許を得て神逐はれさせ奉り給ひける故に、其祀りたむと爲る状を日神に白さむ事を聞て來たらせ給へるに、然物言させ給へる大御心を察

持して参上らせ給ひけるなれば、始より其辭見（マカリマヲシ）の其に異しき御心も御在し坐さゞりつるを、高天原に留まらせ御在し坐す程に、終に天津罪を犯させ給へる僞に解除を負せて神逐はれ奉らせ給へれば、今は其逐はれ給へる根國に退去らせ御在し坐すべき一向なる所なれども、如此ては已に御父大神に申させ給へると事の趣相乖違へるが故に、今改めて其辭見には参昇らせ給ひける者なり、此は天照大神にも明らかに其状を申し、又吾神も日神の御僞に神逐ひ奉れるなれば、誰奉らぬ由をも今し知ておむと、實に清明き御心を以て此御所作になむ御在し坐しけむ、此に、如何不與我倶相見面指曰徑去歟と宣給へる御言にても知られ、又傳十六卷に有る文を考注せるに合せて、其實に然る所以を曉るべし、（但此に上なる瑞珠盟約章と同文の有るは混れたる者なる可し、其は右に引ける同天同は、例の神性の尊悦く御在し坐せる故なれば、今云ふ限りに非ず、又天鈿女見之而告言於日神也は、上に拾遺の令天大宮賣神侍於御前と有るを引て云る如く、手置帆負彦狭知二神の御功に依りて、日神の磐戸を出し奉れる後に、端奉る可き殿に坐せ奉りて、天津朝廷の儀式嚴重たる時の事にし有りければ、然計り驚かせ給ふ可き事に非ざれば、天鈿女命は素戔嗚尊の御事を奏し申されて、日神も今は疑はせ給ふ可きに非ざれば、武備の御事などは御在し坐すまじき事なり、然許り武備を用ふ可き程の事ならむには、已に素戔嗚尊を神逐に逐ひたる諸神の仕へ奉り侍らへば、何ぞ日神に然る御事きを成させ奉らむ、此は瑞珠盟約章より混れ入りつる者なりかし、且日神と御誓の御事御在し坐して御子を生み奉らせ給へる御事も、此に在りては磐戸隠の凡ての事はしも徒事と成りて、凡ては合ふ所無き者なり、其も下に御子の事を日神に白し給へる事の有るに引かれて入り亂れたりし者なり。）其下に、於是素戔嗚尊白日神曰、吾所以更昇來者神

衆神處ニ我以根國一、今當就去、若不ㇾ與ニ姉相見一終不ㇾ能ニ忍離一、故實以ニ清心一復上來耳、今則奉ㇾ覲已訖、當ㇾ隨ニ衆神之意一自ㇾ此永歸ニ根國一矣、請姉照ニ臨天國一自可ニ平安一、且吾以ニ清心一所ㇾ生兒等、亦奉ニ於姉一、已而復還降焉と有る、此衆神處ニ我以根國、今當就去とは、上に、諸神請ニ素戔嗚尊一曰云々、乃共逐降去と有るを和たひ給へる御言なるが、日神の御兄弟ニ御在し坐せる大神に逐らせ給へる者を、縱令罪過の御在し坐すとも何でかは諸神の自由に逐ひ奉る事を得む、此に催除を負せて神逐ひに逐ひ奉れる、其即ち日神の大御心に御在し坐せば、一には其事を受け賜はれる畏々きまりをも聞え奉り、二には若不ㇾ與ニ姉相見一終不ㇾ能ニ忍離一、故實以ニ清心一復上來耳とは、右に引ける瑞珠盟約章に、故欲ㇾ暫向ニ高天原一與ㇾ姉相而後永退ㇾ矣と有る如く、始よりて其御心にて參昇らせ給ひしかども、何くれの事共に依りて其御志を遂げさせ御在し坐さゞる事を可惜しみ奉らせ給ひて、其事を明らめ申させ給ふなり、上の請白徑其賊と有る御言に甚く御力入りて見えさせ給へるなむ、實に清明き御心の顯はれさせ御事にて、感け奉る由を今言に演ぶるも中々なりけりける御有状なりける、其は右に被ㇾ逐て降り給ひし時には、諸神の宿をも乞へども許しならざる程の甚じき御事なるを、此に天降らせ給へる後は、其御婿にも成し奉る許りなるを以て、諸神の踈き奉れども日神に對奉りての御事なるにて、日神と御兄弟の御間だに睦まかに成らせさせ御在し坐す上にては、別に申す旨無きをも又思ふ可き者なりかし、(然れば此は天孫降臨章第二一書に、大己貴神に國を避けしめ給へる所に、高皇產靈尊の御命以て夫汝所ㇾ治顯露之事宜ニ是吾孫治一之、汝則可ニ以治ニ神事一云々と宣給へるを、大己貴神の諾奉りて、夫神勅教慇懃如ㇾ此、敢不ㇾ從ㇾ命乎、吾所ㇾ治顯露事者、皇孫當ㇾ治、吾將ニ退治ニ幽事一と御答へ申し給ひ、後に是時歸順之首渠者、大物主神及

事代主神、乃合八十萬神、於天高市、神集以昇天、陳其誠款之至云々と有ると同じ状に心得て違はざる者なり、○又には、日吾以ニ淸心一所ㇾ生兒等、亦奉ニ於姉一と申給へる、此は前章五男三女神御生坐の所に、是時天照太神勅曰、原ニ其物根一則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也、故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰、其十握劒者是素戔嗚尊物也、故此三女神悉是爾兒、便授ニ之素戔嗚尊一(下略)と詔別させ給へる其大御命を、此に至りて背かひ奉らせ給へる御言なる由、已に傳十三に云へるが如し、古事記にも、於是天照太御神告ニ速須佐之男命一、是後所ㇾ生五柱男子者物實因ニ我物一所ㇾ成、故自吾子也、先所ㇾ生之三柱女子者物實因ニ汝物一所ㇾ成、故乃汝子也、如此詔別也と有りて右に同じ、偖此は傳六より始めて條々に云へるが如く、其四神出生章に、既而伊弉諾尊伊弉冉尊共議曰、吾已生ニ大八洲國及山川草木一、何不ㇾ生ニ天下之主者一歟、於是共生ニ日神一(中略)次生ニ素戔嗚尊一と有るが如く、二柱御祖神の天下之主者を生み給ふとして此二貴子は生成し奉らせ給へるなり、然るを日神はしも天地の内に照徹らせる御德御在し坐すが故に天上に送昇奉らせ給ひければ殘りて、唯素戔嗚尊ぞ受張りて天下之主者に御在し坐す御有狀には有れども、其始然所思し掟させ給ひて生み奉らせ給へる御長子は日神に御在し坐せば、神隨にして素戔嗚尊の御心にも深く入り給はざりけらし、此國を治め給はむとは爲させ給はず、一向に御母國を戀泣しければ、御父大神に逐はれ奉り給ひて、恰も天下は主無き國の如し、故に天地を領り齊造らせる皇祖大神の御尊や相副ひ給ひけむ、其辭見に天に升りて姉尊に白して罷りなむと御父大神に白し給へるに、其勅許の御在し坐しければ、終に參升らせ給ひけるに、日神と御誓の御事に及ばせ給へるに、本より淸明き御心の徵有りて信に宜しが如く男子を生み奉らせ給ひければ、正勝吾勝と言擧せさせ給へるに、日神の

大御言以て其物實の事を仰言給へる、此に因て其御子の御代には天照大神は御父の如く、素戔嗚尊は伯母の如くに御在し坐すれば、此御子を以て天下を所知看しめ奉らむ事、故に引ける二柱諾冊神の何れか生ませる天下之主者歟と云ひて、二貴子を生み奉らせ給へる御言此に於て結ばるゝ事なり、故に此に誓約させ給へりし當時は惑遊の御心強かりし程の事にて所奉り給はざりけむを、此に至りて信に其貴き任に當りはた給へる御事となむ所見たりける、故に此に吾以ニ清心一所レ生兒等亦奉ニ於姉一と云ふには、降して天下を所知看しめ奉り給はむ誓約共こそ御在し坐しけらし、天孫降臨章第二ノ一書に、故天照大神乃（中略）因勅ニ皇孫一曰、葦原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可レ王之地（下略）と宣ひ、下章第五ノ一書に、素戔嗚尊曰、韓郷之嶋是有ニ金銀一、若使ニ吾兒所レ御之國不レ有ニ浮寶一者未ニ是佳一也（下略）と宣へる事の御在し坐すを以て、其然る所以を曉る可し、（天照大神は天上を所知看す日神に御在し坐すなるに、此國土を吾子孫可レ王之地と宣ひ、又素戔嗚尊はしも吾以ニ清心一所レ生兒等亦奉ニ於姉一と宣ひて、天照大神に奉らせ給ひながらに此天下の事を吾兒所レ御之國と宣給ひて、如此豫めに其の用意させ給へるを以て、此に其御誓約の御在し坐しける御事を想像り明らめ奉る可き御事なるを、昔よりして人の心著かざりけるこそ怪しけれ、）故に其男御子を天照大神の御子と爲て奉らせ給ふ上は、其女御子を素戔嗚尊の御子と爲て賜へるも亦此時なるにて、卷十三に云へる如く、上章第六ノ一書に、便取ニ其六男一以爲ニ日神之子一、使レ治ニ天原一、即以ニ日神所レ生三女神一者、使レ降ニ居于葦原中國之宇佐嶋一矣と有るは、此に素戔嗚尊の吾以ニ清心一所レ生兒等亦奉ニ於姉一と云ふ事に契きて、日神の宣ひ竟せさせ給ふ可き所なる者なり、其第二ノ一書にも、乃以ニ日神所レ生三女神一令レ降ニ於筑紫洲一、因教之曰、汝三女神宜降ニ居道中一奉レ助ニ天孫一而爲ニ天孫一

所緣地と有るゝ、此時其地を天降し給ひける御事ならば、此に素戔嗚尊の御身に御在し坐すならずば、然る事表へ給ふまじき御事なるを知らむ可き者なり、偖其御子には天照大神の詔し坐ら給へること無きにはあれども、其物根に因る事に就て、此は卻りて素戔嗚尊は御父の如く天照大神はしも御母の如く御在し坐す時は然る事、有る御子の御事に思ひ擬らひて曉る可き者なり、（故に古事記に大國主神の条 到須佐之男命之御所者其女須勢理毘賣出見爲目合而云云と見え、又其大神の御言に、其我之女須世理毘賣爲嫡妻而云々と宣給へる御事に御在し坐せるに、神宮雜例集に載る皇太神の御言に、吾高天原爾在時素戔嗚尊乃云々時爾生三女神云々、須勢理姫乃爲本宮と有りて、此には天照大神の御子なる状なり、如此く此神はしも素戔嗚尊天照大神二柱に有りて御子に坐す事、傳十四卷にも云へり。）若て其の三一書に已而復還降居と有るなるを、下第四一書に、素戔嗚尊所行無状、故諸神科以千座置戸而遂逐之、是時素戔嗚尊、帥其子五十猛神、降到於新羅國、居曾尸茂梨之處云々と有るは、先に逐はれ坐しゝ時か復天降坐しゝ時か、其五十猛神を帥給へる時詳ならざるを、其下に有五十猛神天降之時多將樹種而下云々と云ふ事の有るに就て考ふるに、此に在る有字は上より云ひ下したる文に就て其具例の事を書る所なれば、素戔嗚尊の天降の前後の事を云へるに非ず、偖先に天庭よりの神逐ひに逐はれさせ給へる時はしも甚く惶しき状に聞ゆれば、御子等までを具けて天ふ可きに非ず、縱令ひ共には降り坐すとも木種を攜へ給ふ程に猶豫（タユタヒ）は猶更にして有るべきにもあらされば、其次の度なるかと思ふに、猶其例安なる可き體なる說有りて、其は傳廿一卷以下次々辨ふるにて著明し、思ふに此再上らせ給へる御時は、文にも如何不與我姉相見而擅自徑去歟と有るが如く、解除に依りて御心の清々しく成らせさせ給へる

上の事なれば、日神の御許に暫ば留らせ給へる事も有りけむにや、此第三一書に彼瑞珠盟約章なる故事の混れ入りて、日神と相共に御子を生み成し坐せる事の有るは、其天上に留り御在し坐す間に五十猛命等を合し生給へる御事の有りけむを、其を傳へ漏らせるからに、有る文は入混れたるなる可し、地神本紀の系を見るに、素戔嗚尊の御子田心姫命市杵島姫命湍津姫命三神の御名を記して、次五十猛神（亦云大屋彦神）次大屋姫神次抓津姫神と次々に書列ねたるが如く、三女神よりは後に所生る神たるを、其後には更に御妻問などの御事の御在し坐すべき御行状に非ざれば、事鎮りて此時などに在りぬ可き御事なるかと思ふに、如何にしても初度ならざれば合はざる者なり、然るに異本舊事紀に、股狭津尊娶高魂命女神皇産靈尊女、生児五十猛命、妹大屋姫命、次抓津姫命と有る、高魂命等は異しき名にて疑はしき物から、神皇産靈尊女と有るは棄難きに非ず、足宮勘文に、何天地本紀云（上略）須佐之乎命（中略）降来伊豆毛国、故熊野村、宮柱太知布面刈大里支、熊野大御神坐祇神皇、又御児后大夜女命、山狭村宮柱太知布面高坐、大御神三尸也と有るも、甚く異なる傳なる物から、神皇父御児は神皇産靈之御児など有りけむを、産靈の二字を脱し、之を父に誤れるなる可し、然れば上に伊耶那岐命娶子恵乃女命生大夜乃女命、次足夜乃女命、次苦夜乃女命三柱（其大夜之命熊野大御神后坐）と有る傳を誤れるから伊耶那支命の御子とは云ひ成せるにて、其は後人の作意ならむも知るべからざるなり、然れば其御名の内は違ふとも、復上らせ給へりし時にも率て上り坐しけむ故に、其事の混らはしきなどもあり、然れども必ず此にて其神皇産靈尊の御女を娶ひ給ひて、五十猛神大屋姫神抓津姫神三柱を生ましめ給ひ、即后神御子神をも共に率て此時に天降らせ給へる御事となむ所見たりける、（此に其御子神等の御事を申すは如何

たれども、其第三一書に復上らせ給へる度に、日神と素戔嗚尊と二柱神の誓約させ給へる御事有りて、男御子女御子を生み成し給へる御事の見えたるは、全く瑞珠盟約章より混れたる事更に今云ふ限に非ざれども、凡ての文體はしも其事を係けて連ねたるものなるが故に、兎も爲れば其方に引かさるゝ事の無きにしも非ざるを以て、其然人混ひ來る所由をしも何處までも探し索めずば有るべからざるなり、故に是を以て其然誤まる所以や如何にと年頃心に思ひし事なるを、今茲に至りて右の二證を得て、始めて甚年久しき惑ひを說くに至れりきかし、但御誓にて御子を生み成し坐せるは、日神と相對はしての御事なるを、此に神素戔嗚尊の御女をしも娉ひ給ひて御子を令生給へるは、其高天原に留り御在し坐す程の事にし有りければ、日神に御別を告げ奉らせ給へるよりは少か以前の事にこそ、)

右十九卷安政四丁巳年二月九日始之、同閏五月八日終之於小梅之草廬焉、

日本書紀傳　十八之巻

穗積重胤謹撰

神代上第十八　寶鏡開始章

一書曰、是後稚日女尊坐于齋服殿而織神之御服也。素戔嗚尊見之、則逆剥斑駒投入之殿内。稚日女尊乃驚而墮機、以所持梭傷體而神退矣。

此一書は、神御衣の事と日神の事と、二の異を書して他事を交へざる者なり、其の神御衣の事略は、正書に、又見天照大神方織神衣居齋服殿、則剥天斑駒、穿殿甍而投納、是時天照大神、驚動以梭傷身（下略）と見え、同二一書には、日神尊在織殿時、則生剥斑駒納其殿内と有りて、右の二の事共に、天照大神の、御自神御衣を織りたまふことを傳へたれども、古事記には、天照大御神坐忌服屋而、令織神御衣之時、穿其服屋之頂、逆剥天斑馬剥而所墮入、時天衣織女見驚而、於梭衝陰上而死と有るは此とは同じ傳にて、唯稚日女尊と天衣織

女と、御名の異なるのみ、然るは稚日女尊と申すは、本よりの御名なるを、天衣織女とは、其職掌を以て云ふ稱にて、農作の人を指して田人と云はむが如し、又此に神退矣と有るは、見驚かして其服屋を逃避り給へる事なるを、其れをも罷ると云へるなるに、古事記は死をも麻加流と云ふから、思ひ違へて其神退矣に當て死字は書ける者にて、彼の伊弉冉尊の神避り幸行し御事を、崩御坐しと辭心得せると、全同じ類なる者なり、古語拾遺有篇段に、令ニ天棚機姫神ニ織ニ神衣ニ所謂和衣(古語爾伎多倍)と有るは、全此神と同功の神に御在し坐す事、已に傳十七に粗云へるが如し、已に先立ちて身死し給へる神ならむには、此に至りて出でさせ給ふ可くも非ざりける者なるをや、(神代の傳は傳ながらにして、紀記を書されたりける程は、外國說の、稍に世に盛に成り以て行く頃ほひなりければ、其方の事に混れて、漫りに死を云ふ事少からず、一に伊弉冉尊の御事、二に保食神の御上、三に此の稚日女尊の御事など是なり、斯る止事無き大神等の御上に、其の死坐る由を云へるは、悉くに古傳の違へるに非ずして、記者の誤なる者なり、)○是後は、正書に是後素戔嗚尊之所行也、甚無狀云々と有るを略きて書かれたるにて、此は其の同じ續きの文中なる事の、異說なるを示されたる者なンめり、○稚日女尊、先には拷幡千千姫命と同神たる可く思ひしかども、古事記には天衣織女と有る、其は一神の名には非ず、其の事に仕奉れる部を云へると聞えたり、偕傳十七に引ける機殿儀式帳に、天八千々姫、殖ニ桑蠶於天香山、以ニ所蠶之御糸、織ニ供ニ進御衣於太神ニと有る天八千々姫は、有の拷幡千々姫命たる事論無しと雖も、其神の亦名を天棚機姫神と申すに對へて、別に弟棚機姫神と申す一神も有りと聞ゆるが、其の弟棚機姫神と、此の稚日女尊とは同じ神に渡らせ給ひて、其は三女神を申し奉れる如く所思ゆる由有り、然るは播磨風土記

に、安藝郡思津機山志豆機神社、日本武尊東征之時、遭ニ野火一屯ニ於此山一、遁ニ其旁隍一、自濡レ志摩思ニ有道一合之神焉、（事蹟見ニ旧記一）依ニ此以ニ栲幡千々姫一祭ニ此山一、合ニ之以ニ稚日女尊一、（天照大神育ニ濯理一、清心ニ奉ニ養之一、未ニ顯其名一本ニ之功、依ニ南神名與ニ其功一而號ニ之也、）と有る栲幡千々姫命は、天照大神の御子開神に坐せば宿体ら坐せ給ひ、稚日女尊、齋其の神と力を合せ給へる稚女神に御在し坐し、又其事を相け護ら坐給ふ神に渡ら坐給へる故を以て、合せ祭らせれしなる可し、傳二十一に引ける景行天皇四十年御紀、御旁隍の所に、王曰、殆被レ欺、則悉焚ニ其賊衆一而滅之、故號ニ其處一曰ニ焼津一と見えたるを、神名式に同國益頭郡焼津神社有り、風土記に所レ祭市枯島比咩也と所見たるは、此の神を栲幡千々姫命に合せ祭れりけむを、其の立功に本づける御名の稚日女尊と申す方を以て、此には齋祀れる由なり、又同式安倍郡大歳御祖神社を、風土記に大歳御祖神社、號ニ其依一と有るを、式外志豆機神社と共に府中に御在し坐すをと思ひ合す可く、又萬葉三（二十一丁）に、思津邊吾去道有、安河奈流、阿倍乃市道爾、相之兒等羽裳と有りて、阿倍市の名あり、然る時は傳十三に注せる市姫神の御事ならと思ひ合す可し、（但風土記に、貴常神と云ひ、賀茂御祖見命之女也と云へるは誤なり、思ふに此は大歳神と賀茂御祖神とを合せ祭りて、一神の如く傳へたる誤なるにて、其の御祖神は、傳十三卷、十五卷に云へるが如く、三女神を合せて申す御名なり、右の志豆機神社は、式に載せられずと雖も、風土記に、思津機山、或志豆機山、或賤機多山、又號ニ青葉岡一、有ニ山上恒貝塚一、賤河路乃、青葉岡岡、身波須留此、袖波千志思岡、賀茂古會須禮と見え、八雲御抄にも、志豆機山賤河と記させ給へり、）又傳十三に引ける清和天皇實錄貞觀十三年宗像大神告文に、我皇大神乃、掛毛畏支大帶日姫（オホタラシヒ）乃、彼新羅人乎降伏（マツロヘ）賜時爾、相共加

レ力信賜天我朝手救賜比祟賜奈利云々と有るを、紀記共に更に所見無き事と先には思ひしかども、右の事を訂正し得て考ふるに、神功皇后御紀なる御誨は、一に撞賢木厳之御魂天疎向津媛命にて、天照太神の荒魂なり、二に此の稚日女尊なり、三に事代主神、四に住吉三神なるが、各其の住坐せる處をしも宣ひけるに、稚日女尊事代主神のは、一に連ねて、答曰、幡荻穂出吾也、於二尾田吾田節之淡郡一所レ居之有也と宣へるを、淡郡は釋紀に已に神名帳曰、阿波國阿波郡、建布都神社事代主神社と有るを引きて證されたるが、猶稚日女尊の神社考ふ可からざるなり、然るに同式、名方郡天石門別八倉比賣神社（大月次新嘗）と有る、其は傳十七に微し註せるが如く、謂ゆる御戸開神にして、拷幡千千姬命に渡らせ給ひ、其の本社は伊勢國多氣郡佐那神社二座と有るより移し奉れりと所見て、今も佐那河内村と云ふに御在し坐せる是なり、其に並びて天石門別豐玉比賣神社見えたる、其は此の第二一書に、玉作部遠祖豐玉者造二玉と有ると同じ名にし有りければ、同じ神なるにこそと思ひしかども、第三一書にも、玉作遠祖、伊弉諾尊兒天明玉と有りて、其の子孫に玉作連有れば、男神なるにて、猿女君の如く職以て繼ぐに非ざれば、豐玉比賣とは申す可きに非ず、斯かれば傳十三より始めて、條々に云へるが如く、彼の三女神を合せて玉依姬命と申し、又由良比賣神など申せるも其の玉より成り坐し所由に依れる御名なれば、豐玉比賣神とも稱へ奉れりけらし、然れば右に引ける神功皇后御紀の上文を承けて下に、亦稚日女尊誨之曰、吾欲レ居二活田長峽國一、因以二海上五十狹茅一令レ祭、亦事代主尊誨之曰、祠二吾于御心長田國一、則以二葉山媛之弟長媛一令レ祭と有る稚日女尊は、即右の天石門別豐玉比賣神にて克く合へり、即神名式に、攝津國八部郡生田神社（名神大月次相嘗新嘗）と有る是なり、又山城國葛野郡天津石門別稚姬神社（名神

大幹宮）と有る、此を以て稚日女は雅姫と申し奉る可き御事を知り、又天石門別とも天津石門別とも申奉る所由をも知べき者なり、此の三神を、若戸隠の時に、御功御在し坐せる御事、物には所見されども、女功の事に就きては、拷幡千々姫命と相並び御在し坐して、御功を立てさせらるゝ趣なれば、此の御戸開の御事にも相交らひ給へるなる可し、彼の大依同者、以て事負ふ名国也と有る意見を立て問らめ奉る可き御事なり、偕此の稚日女尊を、其の三大神と見奉る上は、右に挙げたる宗像大神者文の事も、暁り得て知らる可き事なりかし、（但其の大神は筑前国宗像郡なる本社よりこそ顕るして出でさせ給ふ可き御事なるに、阿波国に御在し坐せる御徴の出でさせ御在し坐す事、亦何ぞやと一度は思ふ事なれども、其の事代主神も神代より顕り御在し坐せる由事無き御社さへも有りぬ可からむを、阿波国より出でさせ給へるなど、神の御上には然る可き深き由以有る御事にぞ有るべかりける、偕神名帳四巻十二巻に云へるが如く、彼の国はしも、豊受大神の御生れ坐せる御本生の地に有りければ、彼の三神の、其の国に御在し坐して坐ら者かな御在し坐せる御徴をしも、豊宇比賣神と申奉りけらし、其に並べる和多都美豊玉比賣神社有るを以て、豊玉は玉作の司に兼ぬる事を明らむ可き者なり）然れば、此の斎服殿の御事を、在書に天照大神と云ふは、其の織女の神等の割に在るを漏せるなり、（古二一書に日神坐斎服殿と有るも、御自織らせ給ふ御事とも聞えざれば、割に織り作る事有りと見ても宜しかる可からむを、此に稚日女尊と有るは甚愛たくは有れども、其には拷幡千々姫命を漏せるなり、又上に引ける斎殿儀式帳に、天八千々姫命の御名有る、其には稚日女尊を脱せるなり、又古語拾遺石窟段に、令天棚機姫神織神衣と有るにも、弟稚日女尊神の御名を略ける者にて、如其く、同功の神の兩神相並び坐

せるには、傍の一神の御名を舉げ傳ふる事、或は高皇産靈尊とも、神皇産靈尊とも、傍の一柱を以て記されたるに同じ例なり、然れば、古事記に天衣織女と有るは、彼此を別たざる記し樣にて甚愛たし、偖其の三女神を合せて、玉依姫命と申奉る擬らひに、稚日女尊と申したれるは、拾遺に、是以、天照太神育二吾勝尊一、特甚鍾愛、常懷二腋下一稱曰二腋子一、(今俗號二稚子一謂二和可古一、是其轉語也、)と有るが如く、此の時に生れ座せる男御子をしも、稚子と稱へ奉らせ給ひけむ、其れに對へて、其の女御子をしも、稚姫とは稱へさせける事の有りつらむを、其は漏れて傳はらぬにてぞ有りけらし、然れば、私記に、稚日女尊、私記曰問是何神哉、答當二是天照太神之御子一矣と有るは、必ず承くる所有る傳說になむ有りける、(但其の下に、私案、先代舊事本紀云、此尊者、天照太神之妹也と有るは、其の神祇本紀に、其稚日女尊者、天照太神之妹也と有るを取りて私案に加へたるにて、闇推の事なるにて、口訣に、稚日女尊者、伊弉諾尊之兒と云へると同日の談なる可し、又生田社記に、稚日女尊、考二之於古書一、實是天照太神也、宜哉、我遠祖、以二天照太神一、爲二稚日女尊一祭レ之、實是古來相傳之祕事也、我子孫、深祕レ之勿レ洩矣と有れども、稚日女尊は、右に引ける式に天津石門別稚姫神と有りて、日女は姫の義にこそ有りけれ、日靈此云二比應咩一と有ると唱るも、何れも凡べて異なるを知ざる說なり、)偖傳十三、二十四などに引ける出雲風土記に、神門郡八野鄕、郡家正北三里二百一十步、須佐能袁命御子、八野若日女命坐之、爾時所レ造二天下一大神、大穴持命將レ娶給爲而、令レ造レ屋給、故云二八野一と有りて矢野社所見たり、神名式の八野神社是なり、此の八野は、令レ造レ屋と有る由を以て、後に屋中せるにて、本名は若日女命にして此に謂ゆる稚日女尊に御在し坐すなり、其の滑狹鄕の下に、須佐能袁命御子和加須世理

比賣命と有るも同神に渡らせ給へるを、異神の如く傳はれるにこそ有りけれ、實は一神に御在し坐せる由、已に云へるが如し、播磨國風土記に、宍禾郡阿和賀山、伊和大神之妹、阿和加比賣命、在於此山、故曰阿和賀山、と有る阿和加比賣命は、大若比賣命と申す事にして、決く同神にて渡らせ給ふ可し、伊勢の矢野社に並きて坐たる事有り、伊勢國壹志郡矢野村に祭れる香良洲社と云ふ舊社有り、俗に香良洲御前と云ふ、祭神は、香良須比賣天津稚女稚日女尊也と云ふは、右の御子の卯名御在し坐すと為る可し、又其の國官今井氏の舊記には、「祭神稚日女尊、欽明天皇の御時、壹志直南木と云ふ人に託して、攝津國活田長峽國より、打懸志津流可美國須口の濱に遷り給へり、神名式に有る須牙神社是なり」と有りて、矢野の地に稚日女尊の御在し坐す事、右の八野若日女命に合ひ、又三女神は、天照大神にて素戔嗚尊に生り御女なる由、右の播磨風土記共に打ち合へるに、心を留めて思ふ可きなりかし、又大同中、大伴文守が僞に、安濃の中尾張の女、香良姫、名を此の洲に留いて三度[illegible]ひけり、大矢を海の上に射し流して後の事を約せしより、香良洲矢野と云ふ名有りける由云へるは附會の說にて、恐らくは香良須の轉語にて、後の[illegible]緯の御事を保賀矢奉らせ給ふ由、其の同じ時に親み給へる廣田大神の別と西宮を、本神と荒魂と申し奉るに相須たる事なる可し、萬葉十（四十三丁）に、妻隱、矢野神山、露霜爾、匂比始、散巻惜、又玉葉集十二、「春立つらしと物部の矢野の神山霞棚曳く」など有るは、何れの國なるか知らざれども、矢野神山と云ふからは、其も此の神に由有る山なるにこそ、〈冠辭考に、「矢野神山は、和名抄郷名に、播磨國赤穗郡八野、備後國甲奴郡矢野、伊豫國喜多郡矢野など有り、是將何處を詠みけむか知られず、後世の國分名所抄には伊豫と記したれど、何の證據もなし」と

有り、又右に擧げたる阿波國名方郡天石門別豐玉比賣神社を、一說に矢野村に在りと云へり、土人に正す可し。或
玉依姫櫻葉卷に、「伊勢國の壹志郡に幸淵社と云ふ有り、古き社とは見ゆれど、如何なる神に御在すらむ詳ならず。俗には天照太御神の御妹に坐と申すなり、近き頃、神別本紀と號けたる物を見れば、天照太神の御妹に可良須女命と云ふ有るは、彼の俗說に依て造り出でたる名なり云々」と云はれたるは然る事ながら、社傳の古說も漫りに捨つべきには非るなり、但其を取りて右の妄書に云へる事共は、凡て云ふにも足らぬ僞事のみなり。」神名式に、攝津國八部郡生田神社、（名神大月次相嘗新嘗）和名抄郷名に、生田（以久多）と有る是なり、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉レ授二攝津國正五位上勳八等生田神從四位下一、同十年十二月十六日、授二攝津國從四位下勳八等生田神從三位一、同十年閏十二月十日己亥、遣二使於攝津國廣田生田神社一奉レ幣、告文曰、（上略）攝津國解稱久、地震り後爾小震不レ止、因卜求之奈禮波、大神乃布志己利賜天所二致賜一奈利止申利、又去日■申賜事毛有利、因天從一位乃御冠爾上奉利云々と見えたり、社傳には、稚日女尊を天照太神と同體と爲るは、其の別社に五男三女神を祀祭れれは、然も有りぬ可き事ながら、本社には三女神を合せて稚日女尊と申す御名を以て祭り、別社には其の三女神の御名を別けて祭れる者と所見たり、今此を聞くに、攝社、本殿の側に住吉八幡日吉熊野の四社有り、別社八所、一ノ御前、田心姬命、北野村に坐す、二宮天忍穗耳尊、菟原郡生田村に在り、三宮湍津姬命、神戸村に在り、四宮市杵島姬命、花熊村に在り、五宮天穗日命、平野村に在り、六宮天津彥根命、坂本村に在り、七宮活津彥根命、兵庫津北濱町に在り、八宮熊野櫲樟日命、宇治野村に坐すと云ふ、一に坂本村に坐すとも云へる事有り、稚其の生田神社の延

日子等をしも、三女神と見奉る時は、長門神社に坐す事代主命とは、御母子の御中間に御在し坐すとは申すも更なり、又天照大神の、筆頭三女神と詔給へるにも相叶ひ、又上に云ける清和天皇實錄に、宗像大神の、往の征韓の御政を助け奉らせ給へるにも合ひ、且神名式に、山城國葛野郡大津有門別雷神社、（名神大月次新嘗）同錄に、貞觀七年六月二十二日辛未、山城國從五位上大津有門別雷神列於官社と有る、此の社を或説に、今宮[illegible]神社と云へる、其れも傳十三卷に云へるが如く、韓國にて此の宗像大神を其の神財天として祀れる例にも相叶へれば、愈大に貴くまたじき故由の有りけるに思ひ合せて、心を定む可き者なりかし、（上件朝廷列々祭祭、異國の使に神酒給ふ事の條に、舒明天皇御卷に、四年、唐國使人高表仁等、到于難波津云々、即日給神酒、玄蕃寮式にも、凡新羅客入朝者、給神酒と有りて、其神酒の事も、其醸酒料稻、大和國賀茂・意富・纒向・倭文四社、河内國恩智一社、和泉國安那志社一社、攝津國住道・伊佐具二社、各卅束、合二百四十束、送住道社、大和國片岡一社、攝津國廣田・生田・長田三社、各五十束合二百束、送生田社、並令神部造、差中臣一人、充給酒使、醸生田社酒者、於敏賣崎給之、醸住道社酒者、於難波宮給之と見えたり、抑此神酒を蕃客に給ふ事、思ふに神功皇后の御世の故由有る事なる可しと見ゆ、斯る御事の御在し坐すに就きても、稚日女尊を三女神と見奉る時は實に叶へり、）猶此の時の御事は、右に註る如く、拷幡千々媛命稚日女尊二柱神、天衣織女として仕へ奉らせ給ひけむを、其の後、天石窟隱の御時にも、右の二柱神、天棚機姫神・弟棚機姫神と仕へ奉らせ給ひけらし、然るは傳十七に引ける古語拾遺に、令天棚機姫神織神衣、所謂和衣（古語爾伎多倍）と有るを、太神宮儀式帳例集に載れる神服[illegible]等の條に、掛畏、

天照坐皇太神御坐天原之時、以神服等造奉天御衣命為司、以八千々姫為織女奉織」と有る、此れを合せて、天棚機姫神と拷幡千々姫命とは同神に渡らせ給へる事著明し、然るに其所にても、稚日女尊即ち棚機姫神として、同じ事に仕へ奉らせ給ひけむと思ふ由有りて、次に云へるが如し、神名式に、尾張国山田郡多奈波太神社、本国神名帳に、正四位下多奈波太天神と有る、此は打ち任せたる方なれば、右の天棚機姫神に御在し坐す可し、同丹羽郡生田神社、本国神名帳に従三位生田天神と有りて、此の両社同国に並せさせ給へるも、由有りげなる御事になむ有りける、（右の本国帳の多奈波太を、一に栲幡と作るを、天野信景が参考本国神名帳集説に、在山田荘田幡村と云々、按栲幡字誤乎と云へり、名義抄に、栲を、ヲ多又犯宜志と有れども、垂仁天皇二十三年御記の、天湯河板挙を、雑氏録に天湯河桁命と作き、萬葉十一卷九丁にも、香山爾雲位桁曳と、桁を多那に借りたれば、桁を多那に用ひて誤ならさるなり、又生田神社は、上に挙げたる摂津国の御社の別社たる可し、集説に、今在井上荘生原村と云へり、）若て又、傳十七に挙げたる天孫降臨章第二一書に、下照媛、欲令衆人知映丘谷二者、是味耜高彦根神、故歌之曰、阿妹奈屡夜、乙登多奈婆多、汙奈餓勢屡、多磨能弥素磨屡、阿奈陀磨波夜（下略）と有る、此の歌古事記にも所見たるが、初句は釋に在天也と註せり、二句の乙登多奈婆多は、釋に少女也と見え、多奈婆多は、釋に織女と有り、倩其の乙登は兄女に對へたる稱にて、其の第六一書に、大山祇神之女等、大號磐長姫、少號木花開耶姫、又海宮遊行章に、海神女豊玉姫と有るに對ひて、其女弟玉依姫と書し、神武天皇御記には、其の玉依姫を、海童之少女也と見えたる、右等は、姉妹の間に云ふ称なるが、此に天棚機に對へて、弟棚機としも申すは、其[illegible]に就きて云ふ事

にて、此は應神天皇三十九年御紀に、兄媛・弟媛、雄略天皇十四年御紀に、縫女兄媛・弟媛など有る類是なり、其を以て、天棚機姫神の外に、別に弟棚機姫神と云ふ一神有る事をなむ暁る可かりける、（然れば、此は本より別なる神には良らせ給へれども、其の衣功の御事に就きては、拷幡千々姫命をしも打ち任せて、天棚機姫神と申し奉るに其本事せる御名なる事、決き者なし。）故に右の歌はしも、天稚彦が喪に集へる神等に、其の天稚彦に容貌の似させ御在し坐す神は、下照姫命の兄、味耜高彦根神に渡らせ給ふ由を明し給はむとて、歌はれたる者なるが、當昔の歌に事を約みて、其の實に關係らぬ故事などを取り出でて、一首に仕立つる如き事は、且て爲ざりつる事なれば、彼の天棚機姫神を云ふには非ず、其の乙登多奈婆多と詠まれしは、傳十三に引ける地神本紀に、大己貴神、先娶坐宗像奥津嶋神田心姫命、生二一男一女一、兒味耜高彦根神、妹下照姫命と有るが如く、其の二神の御祖宗像大神の御事を、玉依姫命と申し奉る、其の御事を先づ歌ひ出でられたりけるにて、即ち上に謂ゆる稚日女尊になむ渡らせ給へりける、然れば右の歌は、御祖玉依姫命の御頸に嬰けさせ給へる玉之御統と云ふ可き物有り、其の御統の穴玉映と云ふを序にして、其の玉の映ゆるが如く照して、二丘二谷を渡らすは、我が兄味耜高彦根神なるぞや」と云ふ事を、傍に令知たる者なりかし、右の歌に棚機姫神の御名を顯はせるは、其の兄の出自を明さむとての事にて、天より降れる神等は、其の高彦根神を見知らざれば、其の御母の事より歌ひ顯せりし者となむ所見たりける、猶上に註るが如く、此の神を、織幡神と申し奉る事は更なり、又肥前風土記に、基肄郡姫社郷、此郷之中有川、名曰山道川、其源出郡北山、南流而會二御井大川一、昔者、此川之西、有二荒神一、行路之人多被二殺害一、半凌半殺、于時、卜二求祟由一、兆云、令二筑前

國宗像郡珂是古祭二吾社一若合レ願者、不レ起二荒心一、覓二珂是古一令レ祭二神社一、珂是古即捧レ幡祈禱云、誠有レ欲二吾祀一者、此幡隨レ風飛往、墮二願レ吾之神邊一、使二即擧レ幡隨レ風放遣一、于時、其幡飛往、墮二於御原郡（姫社）之社一、更還飛來、落二此山道川邊之田村一、珂是古自知二神之在處一、其夜夢見、臥機（謂二久都毘枳一）絡垜（謂二多多利一）儛遊出來、壓二驚珂是古一、於レ是亦織女神、即立レ社祭レ之、自レ爾已降、行路之人、不レ被二殺害一、因曰二姫社一、今以爲二鄕名一と有る織女は、和名抄に、太奈八太豆女と訓み、萬葉集にも多かる字にて、已に傳十七に云へるが如し、若て其の織女神の事に就きて思ひ合せらるゝ事は、傳十五に云へるが如く、宗像の中津島に天川と云ふ有りて、中津宮の邊に流れたるを、其所に七夕宮有り、已に中古の物に所見たる事なれば、宗像大神をしも正しく織女神と云へるなりけり、右等に云へる事共を、如此く漏さずして究め以て行く時は、其の下照姫の歌に、阿妹奈屢夜、乙登多奈婆多と詠まれしは、御祖玉依姫命の御事にして、即栲幡千々姫命の、天棚機姫神に相對へる御名になむ御在し坐しける、故、此の弟棚機姫神に、天津石門別稚姫神とも申し奉る御名御在し坐して、其の御戸開神、栲幡千々姫命に相竝ばし給へる御功の御在し坐せる古より以降、人皆得知らざりける事なるを、其の大神の、我が心を開きて如此なむ思ひ得しめ給へる、甚可畏く辱き御賜物には有りける、（但此の三女神の天上に御在し坐しゝ間は、甚幼稚く御在し坐しけむから、其の御事に係列はせ給ふ可くも非じかと思ふらむ人も有りなめども、已に此の時の石凝姥命は、亦名を天香山命と申して、饒速日命の子なれば、天忍穗耳尊には御孫に當り、天照太神、素戔鳴尊の御爲には御曾孫に當らせ給へるが故に、已に神名式には、越後國蒲原郡伊夜比古神社名神大と有りて彌孫の稱有り、即ち傳二十巻に云へるを見るべ

し、又天目一箇命は天津彦根命の子にし有れば、天照太神、素戔嗚尊の御裔に即後孫なるを、此の場に會合ひ御在し坐して、鏡を作り刀を作り給へるに非ずや、然れば此の三女神の如きは、二大神の御子に御在し坐す者を、何ぞ此の時に當りて、手を束ねさせ給ひて空しく御在し坐つ可き、又上に云へる如く、稚日女尊を此の三女神と見奉る時は、なかなか惑はしき節有る事無くして克く合へるを、又外に弟稚日女神と申す御名さへ御在し坐すなるに、稚日女尊の稚と弟稚姫神の弟と又相通ふ義の言なるなど、奇異しきまで合へり、）○坐二于齋服殿一には、正書に居二齋服殿一と有るに同じ、第二一書には、居二齋殿一と所見たり、即ち傳十七に註せりき、古事記高津宮段には、爾天皇逝幸、云云、坐二其殿戸之閾上一於レ是、女鳥王坐レ機而織レ服と云ふ事見え、又常陸風土記久慈郡の下に、珪買美萬命自レ天降時、爲レ織二御服一從而降之神、（中略）造二立機殿一初織レ之（下略）など云ふ事も見えたり、○神之御服は、正書に神衣、古事記に神御衣と有る如き、神字は、神集神議などの神なるを、此に神之と有るは、天照太神之御服、又は日神之御服、とも記さる可きを、上を略かれつる者なり、傳十七神衣の下に引ける皇太神宮儀式帳に、天八千々姫、織二桑絲於天香山一、以二所レ蠶之御絲一、織二作神衣於太神一と有るなどに例して、其の然る由を覺る可し、（然れば、此は稚日女尊、齋服殿に御在し坐して、天照太神の御服を織らせ給ふ時と云ふ事にて、別に此處に日神の臨幸る事を略かれたるなり、）○逆二剝斑駒一は、傳十七、剝二天斑駒一の下に云へり、○殿内は、其の齋屋の内を云ふなり、古事記黄泉國段に、還二入其殿内一と有るを、其の傳に、登能美知と訓まれたるに從ひて訓むべし、其の白檮原宮段に、作二大殿一、於二其殿内一作二押機一云々、作レ殿、其内張二押機一と云ふ事も見え、大殿祭祝詞別には、皇御孫命乃同殿爾裏爾塞坐弖とも有り

て、此を約むれば、登能奴知とは必ず云ふ可き事なりかし、（本には、美阿良加能宇知爾と訓みたり、其は、天孫降臨章第二ノ一書に、惟爾、二神同侍二殿内一、善爲二防護一と有るにも然訓みたれども、其は御在所の義を以て云ふ所なるを、此は唯齋服殿と上に有るより承けたる所なれば、然は訓み難かり、）○投入は、正書に守二殿堂一而投納と有り、傳十七に云へり、萬葉八（三十三丁）に、多夫手二毛、投越都倍伎、十三（三十丁）に、投左乃、遠離居而、又（三十四丁）公之佩具之、投箭之所思、十九（十四丁）に、投矢毛知千尋射和多之などの投是なり、其は傳八に已に註へりき、（名義抄に、投字を、那具とも、伊多流とも、宇都とも、那宜宇都なども訓めり、今俗に花を挿すに事の粗き状なるを、那宜伊禮と云へり、）○稚日女尊乃驚墮レ機は、正書には天照太神驚動と有り、古事記には天照太神、坐二忌服屋一而、令レ織二神御衣一云々と見えたる如く、皇太神も齋服殿に出でさせ御在し坐しつれば、天衣織女と共に驚かせ給ふまじきには非ざれども、御身を傷はせ給へるを皇太神の御事と傳るは正書の誤なり、墮レ機は、其の織り給へる高機の上より轉び落ち給へるにて、御衣を織りて御在し坐しつる稚日女尊の御事にて、古事記に、天衣織女、見驚而、於レ梭衝二陰上一と有るは、此の傳の趣に同じくして正實に合へり、（天衣織女と云ふは、此の齋屋に侍らひて御衣を織り奉る部にて、一神の名なるまじき由、已に上に云へり、但梭以て傷き給へるは、稚日女尊なり、）○所レ持は、上章第二ノ一書に、汝所レ持云々と見えたる、其に持多流と訓めり、萬葉二（二十四丁）に、數見育、又指擧有など云ふに並べて、取持流、弓波受乃騷と有り、又七（十六丁）に、大夫乃、手二卷持在など多く在り、皆、持知氐阿流なるを、其の意の急なる爲に切れるなり、○傷レ體は、正書に傷レ身と有るに同じ、但此は唯に御身を傷は

せ給ひて、其の機屋を逃放らせ給へる趣なるを、古事記には、於ㇾ梭衝ㇾ陰上ㇾ而死（訓ㇾ陰上ㇾ云ㇾ富登ㇾ）と有るは、其の事の委しき状には有れども、信け難き事なり、通證にも、ㇾ崇神天皇十年御紀に、爰倭迹々姫命仰見而悔之急居、則箸撞ㇾ陰而薨と有る文を引きて、與ㇾ古事記ㇾ意同、蓋成調之古諺也と云へれども、古史成文四十二段傳に、於ㇾ梭衝ㇾ陰上ㇾに云へるは、倭迹々姫命の故事を紛らしたる傳なる可く思はれて、信け難かるを、神代紀なる傳は、事實に叶ひて正しく聞ゆ（と云はれたる如く、其の所持る梭に觸れて、何處か御身の内に傷はせ給ひけむ事の有りしを、其の箸の事よりぞ實に混れつらむ、（其の上の梭の御身に當れるならむには、御脇の方にこそは當る可かりけれ、御陰上は殊更に撞かずしては、過ちても傷ふまじき所なりけるをや、）○神退矣は、唯に其の所を避りて異處に移るを云ひて、四神出生章第三一書に、伊弉冊尊の御事を、神退矣、亦云ㇾ神避ㇾ矣と有るも、此に同じき由、已に傳七に註へるが如し、然るに、御紀にも、其を崩御り御在し坐しゝ状に誤り記されたるは更なり、古事記の此なるをも、衝ㇾ陰上ㇾ而死と書けるなどは、有の神退又は神避てふ古言をしも、生死の死ふ事と僻心得しつる者なれば、甚く古傳に意に背ける者なり、其の第十一一書に、保食神をも實已死矣と云へるなど、其も古傳は罷は退字の意にて、麻加豆と云ひつらむを、別に死の言を麻加流とも云ふに就きて、字の當て損はれたる、中世の杜撰なる者にして、此等の故事共に死を云ふは、言に斷えたる曲事なるぞかし、（凡て、幽顯の未だ別れざりし以前の事に死を云ふは、悉に人世の事を押し及ぼし云へる者にて、上古の意には非ざるなり、但、人の退を避る事と身死る事と相通はし云ふ事當にて、罷ると死ると同じく、又此の神退を、天孫本紀饒速日命の所には、神頽去坐と云ひて薨坐事とし、又伊弉冊

尊の石隱を取りて、倭姫命世記には、貴人の隱給へるを石隱と云ふ趣なるなど是なり）倩、神退又神避の神は、神集神議などの神にて、其の言は唯退と避とのみなり、故に其の退は去ノ字の如く、避は去離の重語なる者なり、然れば、退をも避をも互に通はし訓みて、違へるに非ざる可し、故、此の第三ノ一書に、吾雖ニ婦女一、何當レ避乎と有るは、佐布と訓む所なれば、佐加流と等しきを、天孫降臨章第二ノ一書に、汝意何如、當レ須レ避云々、我父宜當レ奉レ避云々、故吾亦當レ避云々、今我奉レ避、誰復敢有ニ不レ順者一と見え、又出雲神賀詞に、大八島國現事顯事、令事避支と有るなどは、佐流と訓むべき所なり、倩佐加流を去離なりと云ふは、傳八、十二にも云へるが、今昔物語廿四（第二十段）に、「年頃住みける妻を去離けり」と云へるは是なり、古今集詞書にも、男女の相離るゝ事に、加禮賀禮に成ると云ひ、歌に、「暮るゝと明くと目離れぬ物を梅花何時の人間に移ろひぬらむ」と有るも、朝夕に目を放たず守り居る事を云へるなれば、去離の離に同じ事なり、（天智天皇御紀に散亡を阿賀禮邇具と訓めるは、散去を阿良祁奴と訓むに同じ、又中古の物語書などに、阿賀禮又は阿賀流々など云へるは、彼離又は彼所離の意なり、又別を和加禮、和加流々と云ふは、我離、我所離にて、自ら爲ると人の爲るとの差有るのみなり、又阿久賀流々と云ふも、彼處所離なるなど、凡て某加禮と云ふ語の多かる、皆其の意等しかる可き者なりかし）

故天照太神謂ニ素戔嗚尊一曰、汝猶有ニ黑心一、不レ欲三與レ汝相見一、乃入ニ于天石窟一而閉ニ著磐戸一焉、於是天下恒闇、無三復晝夜之殊一、故會ニ八十

萬神於天高市而問之時。有高皇産靈尊之息思兼神云者。有思慮之智。乃思而白曰。宜圖造彼神之象而奉招禱也。

上件は、素戔嗚尊の凶荒びの段なる中に、僅に斎服殿の段略なり、此は磐戸隠の御時の事なるが、唯彼の日御像の御鏡、又日矛を造り奉る一條有るのみにして、此の一書の趣ては右の二事の本說にし有りければ、全體の文は、正書に委任たるが故に此の時に是後云々と云ひて、正書の趣に相も異らざる者なり、所以に、此文章の續け樣なども、右の二條を本說と立て、餘事に拘はる事無く、唯其の事實に能く相應へて文を成せるのみにて、此を以て上下相貫くには非ざる者なり、然れば其の全體に、正書の略とも云ひつ可き狀なるに、又中には奇らしく正書にも一書にも混ますして、獨立ちたる事なる有りける、其は八十萬神の神集はれし所を、此に天高市と云ひ、又故會八十萬神於天高市而問之と見えたる文法に、彼が此に長と有る神の御在し坐して、八十萬神を召集へたる趣なり、又問之と云ふも、八十萬神をして神問しに令問給へる狀なれば、此を以て其の八十萬神の上に立せ給へる神の御在し坐せる事なむ、灼然かりける、下に時有高皇産靈之息思兼神云者と有るは、思兼神を率て出でさせ御在し坐せる趣なる事も、亦灼然かりけり、故に古語拾遺に、高皇産靈神、會八十萬神於天八湍河原議奉謝之方と有るは、捨て難き傳なる事、此に合せて知らるめり、傳十七に註せる事共考へ合す可し、（山藤に、一書紀の傳共も、皆同じき中に、唯一書に、會八十萬神於天高市問之と有るは、他書の命に集はせたる書様なれば、都度閉兵と訓むべし、然れども、貴使にも、

何神之命以と云ふ事は見えず、推當に書けるなる可し」、と云はれつれども、下に有二高皇産靈之息思兼神一云者一と云へるを能く見るに、其の八十萬神を會へて神問し給へる上首たる神は、高皇産靈尊に御在し坐すなるに、其の神の左右に置かせ給へりし思兼神をして、殊に令思給へりと見る時は、何神の命と云はずても、其の義甘く聞ゆる者なり。）

○汝猶有二黑心一は、瑞珠盟約章に、素戔嗚尊の上り坐せる事を、日神の疑ひ所思して、詰り問はせ給へる所に、吾元無二黑心一と申させ給ひけるを、于レ時天照太神復問曰、若然者、將二何以明二爾之赤心一也、對曰、請與レ姉共誓、夫誓約之中必當レ生レ子、如吾所レ生是女者、則可下以爲上レ有二濁心一、若是男者、則可レ以爲レ有二清心一と見えたるが如く、其の誓約の御間に生坐さむ男御子女御子を以て、其の心の赤きと黑きとを同し申さむと申させ給ひけるに、元より素戔嗚尊はしも淸心に御在し坐しければ、信に申給へるが如く、日神の物根を乞度し給ひて、終に男御子を成し奉らせ給へりき、謂ゆる五男神是なり、故に其の第一ノ一書に、故素戔嗚尊、既得二勝驗一、於レ是、日神方知二素戔嗚尊固無二惡心一と見え、第三ノ一書に、故日神方知三素戔嗚尊元有二赤心一と見えたるが如く、日神の御疑ひ此に至りて悉に晴れさせ給へりき、俗傳十七卷の始に已にも註るが、其の後に日神の大御使と爲て、保食神の許に、葦原中國に降着して、服命し給ひてより、其の事に係列はせ給ひて、殆に天津罪を犯させ給へる種々の御所作共、甚轉有る御行ないし故に、先に素戔嗚尊の吾元無二黑心一と申給へりし事共を打ち消たせ御在し坐せる御言にて、正書に、天照太神云々、由レ此發レ慍と有るに當る所なり、（斯れば、此に汝猶有二黑心一、不レ欲レ與レ汝相見一と詔給へるは、卽其の發レ慍の御言と云ふ物になむ物になむ有りける、但稚日女尊は、上に註るが如く、其の時に生出させ給へる三女神の御事にし坐せ

ば、素戔嗚尊の御爲には、御子に御在し坐せれども、然る御心をも御在し坐さず、唯其の保食神の御事に依てて、甚く荒
荒びに荒びさせ給へるなり」〇不欲與汝相見は、此も、瑞珠盟約章に、於是素戔嗚尊請曰、吾今奉教將就
根國、故欲暫向高天原、與姉相見而後永退矣、勅許之、乃昇詣之於天也と見え、其の日神に申給へる御言に
も、父母已有嚴勅、將永就乎根國、如不與姉相見、吾何能敢去と有るが如く、御同胞の御間に御在し坐せば、
元より好はしき御心の御睦を以て、参昇らせ御在し坐しけるなり、其の後、日宮に留り御在し坐しゝ程の御事なる
が、四神出生章第十一一書、保食神の許に、大御使と爲て到り坐せる時に、其の御饗奉らせ給へる態を見て、是
時、月夜見尊、忿然作色曰、穢哉鄙矣、寧可以口吐之物敢養我乎、廼拔劍撃殺、然後復命、具言其事、時天
照太神怒甚之曰、汝是惡神、不須相見、乃云々、隔離而住と見えたる、是の時に日神の御前を退させ給へる始なり
此に素戔嗚尊の御心には、吾こそは日神の御同胞なりけれ、吾を退けて、無禮かりつる保食神を好し給ひ、又其
の御身より成れる物を、甚く悦ばせ御在し坐して、是物者、則顯見蒼生可食而活之也と詔給ひつゝも、食物、
蠶物、作家の事を遍く世に幸へ給ふ可く、事始め定めさせ給へるが故に、其の物々に當りて傷損はせ給へるなり、
然るに、古事記に、故雖然爲、天照太御神者、登賀米受而告、如屎、醉而吐散登許曾、我那勢之命爲如此、又、
離田之阿、埋溝者、地矣阿多良斯登許曾、我那勢之命爲如此登詔雖直、猶其惡態不止而轉と見え、此の第三
一書にも、凡此惡事、曾無息時、雖然、日神不慍、恒以平恕相容焉とも有るが如く、此までは各詔り直し給ふ
道も御在し坐しゝなども、此の脩殿の御事に就きては、見直し給ふ可き方こそ御在し坐さざりけらし、是を以て、

不レ欲三與二汝相見一と詔給ひ放ちて、天石窟には入らせさせ御在し坐しけるなり、（故、右に引ける四神出生章第十一一書に、汝是悪神、不レ須三相見一と有るは、下に一日一夜隔離而住と見えて、唯暫時の御事なるを、此は御怒甚しく御在し坐して、閇籠らせ給へるなれば、尋常の御事に御在し坐さざる程、想像り奉る可し、右の如く、此に不レ欲三與二汝相見一と詔給へるにも、其にも次第の有りて、因來る所以有る事なるを、人は然る心も無く、其の一句に就きて濟せ置くこそ心憂けれ。）〇閇著は、下に引ける紀國造系譜に、此の紀を引けるにも然有り、多氏都祁給比伎と訓むべし、今俗に戸を閇固むる事を然云へるは即ち古言にて、右の閇著の字に合へり、借此の著は、其の石窟の穴口なる所に、磐戸を閇塞きたる上に、門戸に關鍵を以て刺し固むるが如くして、固めさせ御在し坐して、日神の御自ら開かせ給ふに非ずば、石戸破る手力雄神と雖も、得放ち開くまじく物爲させ給へるを云ふなり、然れば、著字、此には要と有る所なれば、今本に閇著をば佐志都と訓めるは叶はざる者と知るべし、（今も京などの方言に、右の多氏都祁には限らず、男女共に、衣裳を著て裝束ひ固むる事を、伎都祁と云へる著なども右に同じ。）〇天下恒闇、無二復晝夜之殊一と有りて、與流比流登伊布和伎毛と訓むべし、傳十七に引ける古語拾遺に、爾乃、六合常闇、晝夜不レ分、日向風土記に、天暗冥、晝夜不レ別と見え、萬葉四（四十八丁）に、夜晝云、別不レ知、十二（七丁）に、在晝者、夜晝不レ別と有り、又十一（二十九丁）に、月之有者、明覽別不知而と有れば、別を和伎と訓む事、古言なれば、死字を然訓みて克合り、借此に天下と有るは、正書に、故六合之内常闇而云々と見え、第三一書に其開磐戸之事を、則引開之者、日神之光滿二於六合一と有りて、下に、諸神嘖二素戔嗚尊一曰（中略）故不レ可レ住二於天上一、亦不レ可レ居二於葦原

中國一と有れば、六合は天上天下を兼ねたる稱なる事、已に傳十七に委しく註るが如し、然れば此には天上の事を說せるかと云ふに然らず、其の御事に依りて、國土にては晝夜の相代り行く差別も知られざりし由のみを傳へたる者なる可くして、凡て、此の顯國の事を主と爲る例の御紀の文體なるにこそ、（其は正書に右の如く、上に六合之內と有りながら、其の下に、則常闇、豐葦原中國、必爲長夜一と云ひ、古語拾遺も、上には六合常闇、晝夜不レ別と有りながら、下なる日神の御言には、吾幽居、天下悉闇と有ると同日の談にして、凡ては、此の第三一書、又古事記ぞ正しきには如かざるなり、）○天高市は、正書に于時、八十萬神、會二合於天安河邊一と見え、古事記にも、是以、八百萬神、於二天安之河原一神集々而と見え、拾遺に、高皇產靈神、會二八十萬神於天八湍河原一と有るなどを合せ考ふるに、異說なるにては有るべからず、八百萬神の、神集ひに會はせ給ふ處、即ち其の天安河の邊傍に在る、是れを云ふなる可し、其は古事記御天降段に、爾高御產巢日神、天照大御神之命以、於二天安河之河原一、神二集八百萬神一集而、思金神令レ思而詔（下略）と有るも、此の段の故と同じきを、遷二却祟神一詞に、神漏伎、神漏美乃命以弖、天之高市爾、八百萬神等乎、神集々給弖、比神議々給弖と見えて、其の安河原の事を、天之高市と云へり、其の天高市の高は、高山・高岡・高野・高峰など云ふ高にて、其の安河邊に在る高岡なる處を云ふなり、市とは八百萬神の神集ふ場を云ふなり、口決に天高市、天上諸神會合之處と云ひ、纂疏に、天高市、蓋在二天上一、取二諸神集會之義一と宣へるは、信に然る說なりかし、（然るに神名秘書に、天高市者、天宮是也と云へるは、推當の說なる者なり、天宮は日神の御在し坐す宮都にこそ有りけれ、然れども諸神集會の場は、右の如く日宮の外に在りて、謂ゆる天安河の邊なる事、右件の證文共有り

て、甚著明き者なるをや、此は事は別なれども、崇神天皇七年御紀に、於是、天皇乃幸于神淺茅原、而會八十萬神、以卜問之と有るが如く、其の事と有る時は申すも更なり、高皇産靈尊神皇産靈尊の幸行して、諸神を神集へさせ給へる場即ち天高市なる者なり。）借又天孫降臨章第二ノ一書に、是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、師以昇天、陳其誠款之至、（下略）と有るは、纂疏に、大和國高市郡是也、今天高市神社在焉と見えたる是れなり、然るに、天高市は、右に云へるが如く天上に在りて諸神集會の場なるを、此にも其の同じ稱なるは如何にと云ふに、此は、大物主神及事代主神二柱は、國神の首渠に御在し坐せば、其の歸順ひ奉り給ふ誠款の至を陳じ給はむには、其の正書に、如若防禦者、國內諸神、必當同禦、今我奉避、誰復敢有不順者と先に申給へる御言し有れば、國土に在りと有らゆる其の二神の帥ゐ給ふ限の諸神を率ゐて上らせ給はずては、得有るまじき御事なる故に、其の今云ふ高市郡なる所をしも諸神集會の處として、此より其の天上なる天高市に上り坐せる故事を以て、此にも天高市と云ふ名の遺れるなり、神武天皇三十一年御紀に、復大己貴大神、目之曰玉牆內國と有るが如く、其の大神の宮處は、大和國にも有りつらむを、其より幸行して、諸神を神集へさせ給へるにてぞ有るべき、日訣に大和國高市郡准之と云へる如く、天上の天高市に准らへたる者なり、和名抄郡名に大和國高市（多介知）と有り、又神名式に同郡天高市御社（大月次新嘗）見え、古事記朝倉宮段太后御歌に、夜麻登能、許能多氣知爾、古陀加流伊知能都加佐と詠ませ給へるも其の高市の事にて、古陀加流は處高在の義、伊知能都加佐は市之司にて、其の新嘗屋を造らせ給ふ高き處を云ふなり、岸の高き處を岸之司と云ひ、野の高き處を野司と云ふに同じ、此を以

て高市の高の義を得て知るべき者なり、（右の吉陀知滝は、下に波提陀兵瀧、波毘呂、由高權郷婆岐と有る、其の本高き事としても聞ゆれども、猶上より云ひ續けたる狀を思ふに、必ずしも然らず、其の高市の處の高き事を宣へるなり、倭文和名抄郡名に、其の高市の次に十市止保知と有るは、高市に對へて、遠市と云へるにや、獨り考ふ可き事なり。）又和名抄郷名に、常陸國久慈郡高市有り、風土記に、所ㇾ稱二高市一、自ㇾ此東北二里、密筑里、村中淨泉俗謂二大井一、夏冷冬温、湧流成ㇾ川、夏暑之時、遠邇郷里、酒肴齎賚、男女會集、休遊飲樂、其東南臨二海濱一、（石決明・棘甲蠃・魚貝等類甚多）西北帶二山野一、（椎・櫟・榧・栗生、鹿・猪住ㇾ之）凡山海珍味、一不ㇾ可二悉記一と有るは、高市郷内に、密筑里と云ふ地の事を云へるなるが、此の地今は多賀郡に屬きて、水木村と云ふと云へり、倭文に見えたるが如く、西北に山野を帶びて、東南に海濱を臨む、是即ち高と稱ふる所以なり、又遠邇の郷里より、男女會集、休遊飲樂と云へるは、市と號くる所以是なり、此を以ても、上に云へる大上の天高市、大和の天高市などの義をも思ふ可き者なり、倭市と云ふは、右の如く人の集會まる處を云ふ名なるなり、故に萬葉二（三十八丁）に、吾妹子之、不止出見之、輕市爾、吾立聞者、玉手次、畝火乃山爾、喧鳥之、音毛不所聞、玉鉾、道行人毛、獨谷、似之不去と有りて、人の多く行き交ふ事を詠めるなるが、此は、天武天皇十年御紀に所見たる輕市の事なるを、推古天皇二十年御紀に已に輕街と云ふ名有り、又敏達天皇十四年御紀の、海石榴市の事を、其の萬葉十二（十二丁）に、海石榴市之、八十衢爾、立平之と詠みたるに、武烈天皇御紀に、海柘榴市巷、推古天皇十六年御紀に、海石榴市衢と有るが如く、市には必ず衢を云ふ事の定りなるは、人の集會ふ場なればなり、和訓栞に、右の八十衢の歌を引きて、市

は、五十路（イチ）の義なる可し」と云へるは、信に然る說なり、（但「阿伎の切め伊にて、商の義とも云へり」と有るは謬事なり、市は人の集會ふ處なるに就きて、商も其に依りて有る事なれば、其の本末の違ひ有るべし、市字は、圓機活法に、貴買之所也と見えたる字を當てたる事なれども、伊知と云ふ言の本義に非ず、獨り漢籍にては、易繫辭に、神農氏、日中爲ㇾ市、致二天下人一、聚二天下貨一、交易而退、各得二其所一と云ひ、又代醉編に闤市外門と有るを、名義抄に伊知加杼又佐和久と有り、隧を、文選註に市中道と見えたるに、名義抄に伊知能美知又伊知其良又美知と有り、又鄽を周禮註に市中之空地と有るを、世に伊知其良と訓む字なり、又肆を、周禮註に市中陳ㇾ物處と有るを、和名抄に唐令云、諸市毎ㇾ肆立二標題一、和名伊知久良と有りて、店も廛も共に同じく市倉の義なり、右等の如く、西戎にて市と云へるは賣買の地なるを以て云ふを、此の伊知の言は然らず、人の來り集ふ義に起れるなり、）〇會は加牟都度閇閉都度閉氏と訓み來れり、偖此は　正書に會合と有れば、何れの神の命令と云ふにても無く、自然に神等の神集ひ坐せるなり、故に古事記には、訓ㇾ集云二都度比一と殊更に註されたり、然れども、此は古語拾遺に、高皇產靈神、會二八十萬神於天八湍河原一議二奉ㇾ謝之方一と見えたる如く、獨り高皇產靈尊神皇產靈尊等二神の大命以て、八百萬千萬神等を神集へに集へさせ給へる趣なる事、已にも云へるが如し、然るは、下に、有二高皇產靈尊之息思兼神云者一、有二思慮之智一、乃思而白曰、云々と見えたる、其の息と云ふ事は、傳の誤なれども、上に八十萬神を會へと云ひ、又問之（トハシム）と云へるは、其の神の命令なる事著明きに、思兼神には、乃思而白曰と有るは其を奉行（ウケタマハリオコナ）ふ由なるに、殊に其の神の息と云へるは、古事記に、高御產巢日神之子、思兼神令ㇾ思と有るが如く、其の思慮の事を始めて、萬に其の神の命令なる

を知らしむるが故なるなり、其は古事記御天降段に、爾高御産巣日神・天照大御神之命以、於二天安河之河原一、神二集八百萬神一集而、思金神令レ思而詔と有るを、此には、其の章の第一ノ一書に、故天照太神、乃召二思兼神一、云々、思兼神思而告曰と有りて、令レ思と自思と別なる事の如しと雖も、下に云へるが如く、其の命令を受け賜りて思ふ所と、已に思はしめたる事を以て宣給ふとの因有るのみにして、云ひ以て行けば、其の同致になむ歸める、然れば、此の思兼神の乃思而白曰と有るも、産靈神の命以て思兼神に令レ思て令レ白給へるなる事、此の會へと、次の間之とに合せて知るべき者なり、傳十七に引ける古史第四十四段徴に、「此の事實の上より思ふにも、天照太御神の幽居して甚じき禍事の起れるなれば、八百萬神等誰集へねども集ひたりけむ事は、信に然も有るべき事なり、偖然れども、已自に集ひたる上にて、其の上首たる神は産靈神に坐す事、此又論無し、故に古事記に、高御産巣日神之子、思金神令レ思と有るは、此神の令レ思たるなり、然るを、其の記に、此神之命以而と云はざるは、記し漏したるなり、例を云はゞ、下文に、召二天兒屋命・布刀玉命一、云々、令二占合麻迦那波一而と有るを思ふ可し、此の時、高皇産靈神、神皇産靈神も集ひ坐しけむ事は論無きを、殊に召して令せ給へる神は、産靈神に坐さずば何れの神の御事とは爲む」と云はれたる、此にて甚隈々しき所無くなむ聞えたりける、（然れば、此には、會二八十萬神於天高市一の上に、高皇産靈尊乃などの字、有るべき所なる可く思ふ事なれども、下に思兼神を率給へる趣にて、凡ては其の大神の所置なる事著明なれば、省かれたる者なり、古事記も、是以八百萬神、於二天安之河原一、神集々而と有りて、訓二集云一都度比一と有るは、其の産靈神より始めて、諸神の已自らに聚ひ給へる事を云へるなり、然八百萬神の集はれしは、自らの事なれば、

都度閉氏とは云はずと雖も、次に高御産巣日神之子、思金神令ㇾ思而と有る續きに、萬事を命令せ給へる事、其の神と知らるゝなり、此等は文を錯綜へて其の重複を省ける者なれば、其を知る眼を具へずば有るべからざる事共なり。）〇問之は、本に登波志牟と有り、其の意を得て、登波志米給布と訓むべきなり、此は、正書に計ニ其可ㇾ禱之方ーと見え、古語拾遺に議ニ奉ㇾ謝之方ーと有る其の事を云ふなり、物を議る事を問と云ふは、天孫降臨章に、故、高皇産靈尊、召ニ集八十諸神ー而問之曰、云々、故高皇産靈尊、更會ニ諸神ー、問ニ當ㇾ遣者ー云々と見え、古事記同段にも、是以、高御産巣日神、天照大御神、亦問ニ諸神等ー云々、故、爾天照大御神・高御産巣日神、亦問ニ諸神等ー云々など有るを、何れも人に物を問ひ議る事を問ふと云ふ例なり、借此を登波志牟と有るは、即ち右に云へるが如く、産靈神の命令を以て、令ニ問議ー給へるが故なり、古事記に、思金神令ㇾ思而、集ニ常世長鳴鳥ー令ㇾ鳴而、（中略）科ニ伊斯許理度賣命ー令ㇾ作ㇾ鏡、科ニ玉祖命ー令ㇾ作ニ八尺勾璁之五百津之御須麻流之珠ー而、召ニ天兒屋命・布刀玉命ー（中略）令ニ占合麻迦那波ー而（下略）と有るは更なり、傳十七に引ける古語拾遺に、爰、思兼神、深思遠慮、議曰と有りて、下に令ニ某神造ニ某々ーと云ふ事の數多見えたるは、其の事は、思兼神の思慮に出でたる事にては有れども、諸神を使令ひて其の事を令せ給ふは、此の場に神集坐せる神の中にも、其の上首と御在し坐す高皇産靈・神皇産靈二神の令せて、事を令ㇾ成給へるなれば、右等の令字、共に皆、其の二神の御命なる事、灼然くなむ有りける、（然れば、此の問之は、八十萬神をして令議給へる者にして、思兼神にも、令思給へるなり、下に、思兼神云者、乃思而白曰と有るに照し應せて、曉る可き者ぞかし。）〇高皇産靈尊之息は、諸本共に尊字を脱せるを、類史又良海本共には、高皇産靈尊と有り

て正しければ、今此を補ふ者なり、御紀に其の御名の出でたる、此を除きては、何れにも尊字有れは、中古に書き漏せる者なり、唯顯宗天皇三年御紀に、日神・月神の各託し給へる所に、我祖高皇産靈と云ふ事二有りと雖も、若槻某が撰姓隨筆に、「其も二所ながらに、高皇産靈尊と有り」と云へれば、其も唯今本にのみ脱せるにこそは有りけれ、本より誤らざりつる事知らるゝなり、抑此の大神はしも、天地の初發の時より御在し坐して、此の世中は更なり、又世に有りと有りゆる萬の物をも事をも始めさせ御在し坐して、尊しとも高しとも、世に比へ無き大神に御在し坐せは、御紀の文法として、至貴曰尊、自餘曰命と有るが如く書し別けられて、何處も高皇産靈尊と書き奉らせ給へるを、如何に一書なればとて、無禮げに尊字を墜ちて高皇産靈などは記し奉るまじき事なれば、必ず加へ奉る可き御事なかりし、（其の上、類聚國史に尊字有りとは云ふ物の、其も此の御紀より取らせ給へるにて、後世に補ひ給へるには非ず、當昔、然る善本の有るに依らせ給へる者なり、舊事紀も中古に出來れる者なるが、其にも高皇産靈尊兒思兼神、有思慮之智と有るは此より取れるなり、）息は美吉と訓むべし、良海本には子息と見えたり、即ち古事記には、高御産巣日神之子思金神と有る是れなり、獨此の外にも、舊事紀に、高皇産靈尊兒天思兼命と見え、異本神系圖なども、右に同じと雖も、其の遠祖の事に係けたるにて實には其の御息には御在し坐さず、其の思兼神と申すは、倭十七に委しく論ひ云へるが如く、即ち天兒屋命の御事に渡らせ給ひて、其の系記は神代本紀に、津速魂尊兒市千魂尊兒天兒屋命（中臣連等祖）と見えたる是れなり、然るに此に高皇産靈尊之と有るは、上に已に云へる如く、此の一書に、會二八十萬神於天高市一、問之と有るは、其の大神の命令なり、又古事記に然有るも、思兼神、令レ思而と有るな

ども、其の大神の科せ給ふ所なるが故に、即ち其の事其の最前に在る神なれば、其の事に率れて然に云ひ傳ふる事とも成れるなる可し、猶傳二十與台産靈神の傳に云ひてむとす、（御紀には、多く御子と云ふに兒字を書かれて、息字は甚珍らし、神武天皇御紀に、櫛玉饒速日命云々、遂有二兒息一名曰二可美眞手命一と有るには、兒息を美古と訓めり、繼體天皇元年御紀に、遣二神祇伯等一、敬二祭神祇一、求二天皇息一、允答二民望一と有るにも、息を美古と訓みたり、今牟須古・牟須賣に、息男・息女と云ふ字を書けるを、和名抄子孫類に、子息也と見え、禮記註に、陽生曰レ息と云ひ、字彙に、子者所レ生者、故曰レ息と云へり、）○思兼神云者は、思兼神登云布迦微と訓める其宜し、延佳說に、一云者の、云字は衍なる可し、訓點に、云字を傍に付けたるを、誤りて本文に書き入れたるなる可し、神宮に傳へし古本又纂疏などにも、云字無しと云へるが、良海本も然有るなり、然るは次なる第二一書に、鏡作部遠祖天糠戸者とも、忌部遠祖太玉者とも、玉作部遠祖豐玉者とも、山雷者とも、野槌者とも有るは更なり、海宮遊行章第二一書に、從レ天降者當有二天垢一、從レ地來者、當レ有二地垢一、實是妙美之虛空彥者歟と有る者字も、此と同じく、云神と訓むべき所なるに、云字無ければ、其の說信に云はれたるが如しと雖も、又訓の任に書かれたる例も猶外に見ゆれば、容易く削る可からざるなり、其の事傳十二にも云へり、此の言の例は、御門祭詞に、天能麻我都比云神云々と見え、大祓詞には、瀨織津比咩云神とも、速開都比咩云神とも、氣吹戶主云神とも、速佐須良比咩云神とも有りて、古言に多き事なり、（又紀記は更にも云はず、何れの書の上にても、漢文體に者字を書けるには、云々登云神とか、又は、云々登云人とか、言を加へて訓む事常なり、）○思慮は、意母比多婆加流と訓みたり、此を、正書に深謀遠慮と有り、古語拾

遠に深思遠慮と有るは、此の思慮の計を伸べたるものにして、其の事なりの長じき事と云はむとて、深遠の謀を為へたるにこそは有りけれ、其に言以て行く時は、思慮の一字に盡さざる者なり、此の事、傳十七に已に註せりき、思は、思兼神と申す神名の思と是れなり、慮字は、天孫降臨章第一一書に、然慮、有二蠅聲暴惡意之神者一、又古事記の其の段に、天若日子の事を、虛レ德二其國一と有るなどは、此に由て後世の事を測り、今より後の事を測れるなれば、此の一字にても、意は比度加里と訓むべき所なるにて、當にも然云ふ所なるなり、借此の度加流の言は、正書に、計二其可レ勝之方一、捨レ道議レ事謝之方一など有る計も、意も此に同じく、又神武天皇御紀に、乃運二神策於沖衿一と見え、又、當守二遠圖一、無三復改意一など有る神策遠圖、共に波加里許登と云へるも、事を謀る爲に事を設くるなれば、其れも同言なり、又、綏靖天皇御紀に、圖レ害二弟子一と有るを、古事記には、將レ殺二其三弟一謀之なども有りて、字は種々に異れども、本は度加流と云ふ一言に出でたるが、其は傳十七に云へるが如く、物を量る度量の量に同じく、其の規矩を用ひて度を定むる謂の活用なる者なりけり、然れば、此の思兼神の思慮は、云々の謀を成す內にも、此の物を深け奉らば、日神の大御心にや叶はせ給ふ可からむ、其の事を仕う奉らば、日神の大御心や和ませ給ふ可からむと、其の遠けさせ給ふ可き方を、思ひ慮り志むるに在る事なり（唯に、心當に推度に物寄る事には、言るも有り又當らざるも有りて、實には信み難かるを、思兼神のは、此の時に初めて彼の御天降の度に至る所に少かも違ふ事無く、其の末の末まで行き通りて、悉に圖る所の如くなるは、實に大御量以て物の度を量るが如くなむ、）

○智は佐登理と訓めり、佐登流の用言を、體言と成したるなるが、自ら得るを佐登流と云ひ、人に令得(エサス)るを佐登

須と云ひ、其の我も人も得たる狀なるを佐奢志と云ふ、聰明など云へる是れなり、借此の佐は、第六・十四・十五に云へるが如く、性を佐賀と云ふは、眞心の義なるが、其の佐賀は、八洲起元草に不祥を佐賀那志と訓めるは、祥を佐賀と云ふ反なり、此を以て、佐賀の佐に福祥の義有るを知りて、此を廣く群言に考ふるに、海宮遊行章に、兄火闌降命、自有二海幸一、弟彦火々出見尊、自有二山幸一と有るを、其の第一ノ一書には、兄火酢芹命、能得二海幸一、弟彦火々出見尊、能有二山幸一と有りて、自有を能得と云へるに、其の第六ノ一書には、兄火酢芹命、能得二海幸一、故號二海幸彦一、弟彦火々出見尊、能得二山幸一、故號二山幸彦一と有りて、此には、其の自ら得る物に就きて、其の幸彦と云ふ名御在し坐すに至れり、其を古事記には、故火照命者、爲二海佐知毘古一而、取二鰭廣物鰭狹物一、火遠理命者爲二山佐知毘古一而、取二毛麤物毛柔物一と有りて、此には其の佐知に取ると云ふ語有るを、彼の第六ノ一書に佐知に利宇幸字を通はし訓ませたるに、此の同じ事を常陸風土記多珂郡飽田村條に、古老曰、倭武天皇、爲レ巡二東垂一、頓宿二此野一、有レ人奏曰、野上群鹿無數甚多、其聳角如二蘆枯之原一、比其吹氣似二朝霧之立一、又海有二鰒魚一、大如二八尺一、并諸種珍味、遊理□多者、於是、天皇、幸レ野、遣二橘皇后一、臨レ海令レ漁、相二競捕獲之利一、別探二山海之物一、此時、野狩者、終日驅射不レ得二一宍一、海漁者、須臾才採盡得二百味一焉、獵漁已畢、奉レ羞二御膳一、時勅二陪從一曰、今日之遊、朕與二家后一、各就二野海一、同爭二祥福一、（俗語曰二佐知一）野物雖レ不レ得、而海味盡飽喫者、後代追レ跡、名二飽田村一と有るも、海山に就きて獲物を爭ひ給へるなり、祥福と書きて、俗語曰二佐知一と有るも、上の海幸・山幸に同じ、皆此に有る語共を擧ぐるは、佐知の佐は祥の義にして各其の人に依りて、皇祖天神の授け依し給へる賜物を云ふなり、即ち傳二十、

八、蜂・比、禍、下に云ふを見るべし、齋を佐賀と云ふも、皇祖天神の授依し給へる賜物にて、我に性質たる眞心と云ふ義なり、右傳は、俗に云ふ、物を器械に有ちて幸福と云ふには非ず、身に受け心に得て、其の得る所有るを、佐賀と云ひ佐賀と云へるなれば、其の佐は即ち神の御靈を云ふ稱なりけり、（然れば、物を授くと云ふも、幸を人に諾くる意なり、賢を佐加斯と云ふも、幸の可畏きを云ふなり、其の外にも、佐来と云ふ佐、多くは幸の意にして合へり、此を併べて佐伽と云ふは幸來の義なり、佐伎波布と云ふは幸這の義にて、饒は賑なるに同じ、但、幸は物に屬りて有る物にして、廣く遍く行き亙る物ならざれば、佐に又、本よりの狹少なる義有る事、云ふも更なる事なりし）斯れば、佐登流は幸取の義にして、其の幸を得て、能く我が有と成すを云ふなり、此の神を八意思兼神と申すも、傳十七に云へるが如く、萬葉十三（十六丁）に、物部乃、八十乃心呼、天地二、念足橋と云へる状にて、八百萬千萬神の心々なる智をも合せ兼ね取り給へる心の御名なるを思ふ可きなり、佐登流の例は、應神天皇十六年御紀に王仁來之、則太子菟道稚郎子、師之習諸典籍於王仁、莫不通達（の達字を佐登流と訓めるを、履仲天皇四年御紀に、於諸國置國史記言事、達四方志と有るには、達を攻と訓める、其は往是の義なれば、智の主據を云ふなり、古事記序に、即覺夢而、敬神祇、所以稱賢后、（用明天皇元年御紀に、厩戸皇子の事を、生而能言、有聖智、云々、聖叡達突なども有り、續紀第一詔に故、如此之狀乎、聞食悟而云々、續後紀十九（十二丁）詔に、悟聞食へ云々と云ふ事も見え、萬葉四（四十丁）に、不念乎、思常云者、天地之、神祇毛知寒、邑禮左變なども訓るなり、其の反語なるは、古事記明宮宮段に、奴有者、隨奴不敢聞、過作、甚拙とも見ゆ、（悟を佐登流には、了をも、悟をも、離

をも、覺をも、解をも、哲をも、叡をも訓み、又老子に智慧と云ふ字の有るを、常に用ふる事なり、翻譯名義集に、決定斷レ理、謂ニ之智一、造レ心分別、謂ニ之慧一と見えたり。通證に、卜氏曰、智ハサト去取之義、善惡分別。是言德也と云へるは、右に似たる說なり、名義抄に、智字、佐登流とも、又佐登志、又佐加志、又登志、又登毛と有り、）佐登須は人をして智ら令るなり、古事記白檮原宮段に、於レ是亦、高木大神之命以、覺白之、（中略）故、隨ニ其教覺一、云々。玉垣宮段に、覺ニ于御夢一曰、（中略）如レ此覺時、布斗摩邇々占相而、求ニ何神之心一、訶志比宮段に、於レ是、大后歸神、言教覺詔者、西方有レ國（中略）亦建内宿禰、居ニ於沙庭一、請ニ神之命一、於レ是教覺之狀、具如ニ先日一、（中略）故備如ニ教覺一など有るは、此に謂ゆる神託の類にて、風神祭詞に、皇御孫命詔久。云々、此神等、天下乃公民乃、作作物乎、不成傷神等波、我御心曾止、悟奉禮止宇氣比賜支、是以、皇御孫命大御夢爾悟奉久、云々、我御名者、天乃御柱乃命、國乃御柱乃命止、御名者悟奉弖、云々、是以、皇神乃辭教悟奉處仁、宮柱定奉弖、云々、遣唐使時奉幣詞に、皇神命以弖、船居波吾作牟止教悟給比支、教悟給比志我良、船居作給部礼婆、云々など有るも是れなり、神武天皇御紀に、兄磯城黠賊也、宜ニ先遣ニ弟磯城一曉ニ喩之一、并說ニ兄倉下・弟倉下一とも有る、佐登須は、我が方に得るを、佐登流と云ふ反にて、人に知らしめて、其の意を令得るを、然言ふ語なる者なり、（其は宿るを云ふ時は、我が事なるを、宿すと云へば、人を然爲しむる事に成るに同じ、足る・足す・至る・至す・見る・見す・顯を、合せ考へて知らるゝ事なり、）又其の智有る狀に云ふに、佐登志と云ふ語有り、崇神天皇十年御紀に、倭迹々日百襲姬命、聰明叡智、能識ニ未然一、乃知ニ其歌怪一、言ニ于天皇一、神功皇后御紀に、幼而聰明叡智、貌容壯麗、仁賢天皇

御紀に、幼聰穎、才敏多識、然而仁恵、兼以温慈と見えたる、聰明又は叡字を、佐登久と訓める是れなり、古事記神邊宮段に上宮之厩戸豐聰耳命を、御紀には、厩戸皇子、更名豐聰耳聖徳、或名豐聰耳法大王と見え、又豐聰耳皇子などある、豐聰耳の豐は大なる稱辭にして、聰耳は、其の元年御紀に其の皇子の事を、生而能言、有聖智、及壯、一聞十人訴、以勿失能辨、兼知未然と有る意の如き御名にて、古事記序に、稗田阿禮の人を、爲人聰明、度目誦口、拂耳勒心と有るなど、共に同じ意なる言なるなり、萬葉十二（八丁）に、大夫之、聰神毛、今者無と有るなど、佐登志は其の聰敏く有る状を云ひて、本は智の佐登理に出で、其の佐は幸の義にして、天神の幸ひ給へる御靈の調に乾れる言なる者なり、（又神武天皇御紀に、天皇生而明達と有る、明達を佐加志と訓み、又賢字を、佐加志など云ふ佐も、亦右の智又は叡、又は聰明の佐の義と異ならずして、其の本同言なる者なり、）○乃思而白曰は、古事記に、高御産巣日神之子、思金神令思而、云々、其の御天降段にも、爾高御産巣日神、天照大御神之命以、（中略）思金神令思而詔、云云と有る、其は一め先づ思金神に令思て、其の謀慮を取りて令せ給ふ所なるが故なるを、此は右に、會八十萬神於天高市而問之と有る、其の御答に思金神の思慮給へる所を申せる所なれば、唯其の思ふ所を述ぶるのみなる故に、乃思而白曰とは有るなり、故右と同じ所を、此の天孫降臨章第一一書には、故天照大神、乃召思兼神問其不來之狀、時思兼神、思而告曰、且宜遣雉問之、於是、從彼神謀、乃使雉往候之と有りて、天神の命令に依りて思兼神の思ひ慮る所を申せるを、天神の取りて行ひ給ふ所には、從彼神謀と有りて、文義甚能く知らるゝを、古事記は、其の思兼神に令思給へる事を省れたる故に、思金神令思而詔とは云へる者なりけり、（然

れば、此にても、乃思而白日は、其の思兼神の謀る所を云ひ、下に其を承けて、故即云々と有るは、古語拾遺に、於レ是、從二思兼神議一、令三石凝姥神鑄二日像之鏡一と有るが如く、彼の神の謀に從ひて其を執り用ひ令行め給へるにて、文義甚詳明なる上は、八十萬神を命へと有るも、又此に問之と有るも甚く分明しく有りて、必ず其の上首と御在し坐す高皇産靈尊の命令に依る事、灼き者なり、）〇彼神之像は、日神之象と云はむが如し、下に用レ此奉レ造之神と有る、神字を美加多と訓めるも、此に相應きたる事にて、古語拾遺に、日像之鏡と有る是れなり、倩、此は尋常に云ふ人像などの如く、日神の顯御身を圖造るには有るべからず、其の光華明彩しく御在し坐して、六合の内に照り徹らせる形容を摸し奉れるなり、其は、古事記に、爾、天宇受賣白言、益二汝命一而貴神坐故、歡喜咲樂、（中略）指二出其鏡一、示二奉天照太御神一之時、天照太御神、逾思レ奇而、稍自レ戸出而、臨坐之（下略）と有るも、其の御鏡に移り給ふ已尊の大御身の御形のみには非ず、其の天地の内に照り徹らせ給ふ其の大御光の狀も何も、甚能く相似たりけむ事、傳十七、八咫鏡の下に註へるが如し、又其に引ける古語拾遺に、爾、乃太玉命以二廣厚稱詞一啓曰、吾之所レ捧寶鏡、明麗恰如二汝命一、乞開レ戸而御覽焉と有るも、見紛ふ計り日神の御形狀に似せ奉れるながら、如二汝命一と申せるは其の顯御身の像には非ず、其の明麗しき狀を譬へ申せるにて、桓武天皇御紀、和氣清麻呂卿傳なる、宇佐大神の神異を示し給ふ所に、神即忽然現レ形、其長三丈許、色如二滿月一、清麻呂、消レ魂失レ度、不レ能二仰見一と有る御有狀の如く、仰ぎ見奉るには、日神は唯御光のみなるが如く圓々と所見させ給へるなり、其の見ては、其の八咫鏡の中、奉圓形なるは天日の像なり、八頭花崎は其の光の形なるなり、此を以て、彼神之象とも日像之鏡とも申し奉る事にた

な有りける、（又拾遺に、日御綱の事を、今斯利久迷縄、是日景之像也と有るなども、綱を引き延へたる貌を天日に象どり、其の端より出でたるを以て光明に形どれるなり、又記傳八巻に、「日影蔓を爲たるも、此は蘰を頭より垂るゝは、日光の暎きを指し隔つる料なり」と云はれたるなど、皆一なるなり、）儀日神の顯御身ならばこそ有らめ、如此く物に象どれる事は、甚く後世の狀にも聞ゆれども、然らず、此に物實を置き居て、其の神靈を招ぎ寄する事に、即ち思兼神の思慮に出でて、世に御靈實を定めて神靈を持ち齋き仕へ奉る事の始になむ有りける、此は遠世なるに依りて其の事は成らざりけれども、崇神天皇十年御紀に、吾聞、武埴安彦之妻吾田媛、密來之取倭香山土、裹領巾頭、祈曰、是倭國之物實、則反之（物實、此云望能志呂、）と有るも、香山の土を以て、倭國の物實と云ひて呪れるは、其の土をしも國土に象りて、國を奪ひ取らむ謀を成しけるなり、又、高橋氏文に、景行天皇御世に、磐鹿六鴈命の大御膳仕奉られし所に、是時、上總國安房大神乎、御食都神止坐奉天、若湯坐連等始祖、意富賣布連之子、令火鑽天、此乎忌火止爲天、伊波比由麻閇天、供御食、并大八洲國像天、八乎止古八乎止咩定天、神嘗大嘗等仁供奉始支と云ふ事の有りて、此より始れる例と見えて、神今食儀・大嘗祭儀等に、八男・八女と云ふをしして、神饌の事に與らしく仕へ奉らしめ給ふ事の有るは、全く天皇の統御す大八洲に像れるにて、猶斯る例共は、凡ての神事に多く在りぬ可き事なり、然れば必ず其の物の實に形象を擬さずして、其の靈容を象れる事富なれば、此に彼神之象と云ふも、彼の神を招ぎ奉る御靈形を定むるを云ふなりけり、（其は、天照大御神はしも天日の神にこそは御在し坐しけれ、天日には坐々さざるを、其の御象をしも仕へ奉れるに、謂ゆる八頭花崎の御鏡をしも作り奉れるに心を寄けて、想像り奉る可

き御事にてなむ有りける、然るを、三大考に、「八咫鏡を、此の太御神の御形と申す事、實には人の如くなる御形には坐々せども、大御光の熾なるに依りて、遠く瞻奉れば圓く見え給ふなりとも云ふべけれど、其は此の國土よりこそ然も見え給はめ、彼の御鏡を造奉りにしは、高天原にての事なれば、御象を摸すとならば、實の御形をこそ圖し奉る可けれ、何でかは下なる國土より瞻奉る所の狀をば摸す可き云々、然れば、此は大御神の御形に似せて造れるには非ず、此の神の御影を移し奉らむ爲に作れる御鏡なり、其は大御神の、天石屋に隱坐しゝ時、此の鏡を示し奉りて、其の御影の、此の鏡に移りて見え給ふを御覽じて、吾と等しき神の坐すと所思む爲に構へたるなり、此を見て知るべし、然るを書紀の一書の說は、御影を移せりと云ふが混れて、御象を圖せりとも申し傳へたる者なるべし」と云へるは、深く此の一書の趣を說き得て云へるならざれば、信ひ難かり〕○圖造は、私記に豆久利萬都利忠、又安良八之萬津利忠と有り、舊訓阿良波志都久理なり、延佳本の舊事紀に、宇都志都久流と訓めるに依りて、今は誰しも其に從ふ事にて在れども猶舊きになむ依る可かりける、其は宇都須と云ふは、其の眞形を以て摸寫る事なるを、此は、日神已に天石窟に隱り御在し坐しける御時の事なりければ、其の顯御身の御形などを、摸奉り取らる可きに非ず、彼の金汝命而貴神坐とも、明麗稍如汝命とも申せるは、其の光華の明彩しき御有狀に比へ申せるを以て、思ふに此の時の御鏡はしも、實に日神の御象と爲て表はし造り奉り、此に對ひて招禱奉らしゝから、其の隱り給へる日神の御靈、終に此に依來坐して、其の祈禱に感けさせ御在し坐しける趣にし有りければ、決めて圖を阿良波須と訓むなむ、勝りたる可き事なりける、故下文には、用此奉造之神と有る、神字を美加多と訓めるも、直に其日像之鏡を以て、

日太神と齋定め奉れる事灼然き者なりかし、（斯る所以を以ての事なりけらし、古書には、多く其の御靈實なる事を云はず、直ちに此の御鏡を指して、天照太神と申し奉るは、甚其の謂有る事なりけり、名義抄に、圓字を之流領とも、宇都流とも、波加理とも、波加流とも、波加理事とも、阿良波流とも訓めり、）○招禱は袁岐と訓むなり、此の事は傳十七に註せり、

故即以石凝姥爲冶工、採天香山之金以、作日矛、又全剝眞名鹿之皮以作天羽鞴、用此奉造之神、是即紀伊國所坐日前神也、石凝姥此云伊之居梨度咩、全剝此云宇都播伎、

上件は、高皇產靈・神皇產靈二神の命令以て、八百萬神を天高市に神集へに集へさせ給ひ、諸神等に令問給へる中に、思兼神の思慮の旨以て、思ひ得させ給ひて、日神の御像を圖し造りて、招禱奉る可き由を議り申へるなり、此は古語拾遺に、上に、思兼神深思遠謀曰、宜云々令石凝姥神、鑄日像之鏡と有るを承けて、下に、於是、從思兼神議、令石凝姥神鑄日像之鏡云々と有るが如く、其の思兼神の謀に從はせ給ひて、鏡作神に御命仰せて、日矛と日像之鏡とを造らしめ給へる所なるが、此にも綱目有りて、目と見ては思ひ給ふ可き事有り、乞匪、少か先づ辨へ置くべきなり、其は、故乃、以石凝姥爲冶工、採天香山之金、以作日矛と有るは、其の石凝姥命に、日矛と鏡とを作らしむ可き支度用意の事を宣ひ著くる所にして、綱の文なり、又、全剝眞名鹿之皮、以作

天羽鞴一、用レ此奉レ造之神、共卽紀伊國所レ坐日前神也と有るは、其の命の任に、石凝姥命の、日像之鏡と矛とを仕
へ奉らる所にして、日の文なり、然るに、上に日矛を擧げて鏡を云はず、次には日像之鏡の事を日前神と與けて矛
の事を云ざるは、凡ての事共の灼然かりける古文の狀にて、中々に味有る事になむ有りける、然るは、上に圖二造彼
神之象一と云ひて、此に作二日矛一と有るは、事の齟齬へるが如くなれども、日矛は其の日像之鏡を懸く可き料なる
事知られ、又次に右の如く作二日矛一と云ひて、下に是卽紀伊國所坐日前神也と有るは、日像之鏡の御事なるが、其は
日矛に懸けたりし物なるが故に、矛と鏡とたひに相離れざるを以て、各其の片方を云ひて其の餘を聞かせたる者にし
て、實に簡易なる古文の妙は此所に在る事になむ有りける、（然るを、鈴屋大人の論に、「日神の御象を造り奉ると
て、日矛を作れるは、何の由ぞや、聞えぬ事なり、又、云々奉レ造之神是云々も聞えぬ文なり、若、日矛是日神の御象
ならば、奉レ造之神は何神とか爲む、若し又奉造之神是日神の御象ならば、日矛は何の象ぞ、上に宜レ圖二造彼神之象一
と有れば、必ず其の日神の御象を作り奉る事をこそ云ふべきに、一物を作れる事を云ひたがら、何れ其の御象とも分
り難く、其紛らはしきは如何にぞや、此に横井千秋云、「矛字は象を誤れるなる可し、文の次第も、採二天香山之金一、
又全剝眞名鹿之皮一、以作二天羽鞴一、用レ此作二日象一、是卽紀伊國云々と有らば宜けむ」と云へる、信に然なり、若此有る
時は、羽鞴の事も穩にて、凡て聞ゆるなり、」云々」と云はれたれども、此に予が說を分けたる如き意を得られざりつ
る說なれば、凡て當らぬ事のみなり、又、千秋が、矛は象字の誤としたるは、本より論ふにも足らぬ御事なるを、古
史第四十五段徴にも信ひて、「なに文の精麁は有れど、古語拾遺の趣も、此の傳と異なる事無し、其の文に、思兼神、

深思遠謀曰、宜丁云々令丙石凝姥神、取二天香山銅一、以鑄乙日像之鏡甲と有るは、此に、思兼神云者、有二思慮之智一、乃思而白曰、宜圖二造彼神之象一と有るに當り、於是、從二思兼神議一と、此の故卽と意同じく、令三石凝姥神、鑄二日像之鏡一は、此に以二石凝姥一爲二冶工一、云々以作二日矛一と有るに當れり、此の日矛は、日象の誤なる徴なり、云云」と云はれたれども、拾遺には、本より日矛の傳は無き事なるを、强ひて合せられたる說なれば、甚信み難き說なりかし、又、千秋が文の次第を自由に改めたるは如何、其は此に故卽・以二石凝姥一爲二冶工一、採二天香山之金一、作二日矛一は、高皇産靈尊の命以て、其事を令せ給へる所なり、次に又、全二剝眞名鹿之皮一、以作二天羽鞴一云々は、其の命令を奉りて、石凝姥命の其の事を行ひ仕へ奉る所にして、本より其の次序有る事なるを、中々なる物傳ひなる說なるを、已に先達も然る事とし、夢にも得曉られざるが故に、容易く謬はれたるなり、）此の時に、日矛と日像之鏡と出で來たれりけむ事は、予已に明らめたる事有りて、傳十七に委しく云へるを、猶云はゞ、古事記に、取二天安河之河上之天堅石一、取二天金山之鐵一、而求二鍛人天津麻羅一、而科二伊斯理度賣命一令レ作レ鏡と有るは、一聯の文なるに、石凝姥命と天津麻羅命とは、相工にて御作し坐せるを、天津麻羅命と申すは、天目一箇命の亦名なり、然るに、拾遺には、仍令下石凝姥神、（天糠戶命之子、鏡作遠祖也、）取二天香山銅一、以鑄中日像之鏡上と見え、令三天目一箇神作二雜刀・斧及鐵鐸一（古語作那伎）と有りて別々に擧げたれども、古事記には、天津麻羅命を鍛人と有り、此には、以二石凝姥一爲二冶工一と有りて、共に鍛冶の稱有る中に、日像之鏡はしも、本より石凝姥神の造り給へる事著しければ、更に論ひ無きを、其の天目一箇神の作られし物の中に雜刀と有るは、此の時に下枝に取り繫け給ひし御劍も御坐しける事、傳十七に云へ

るが如く、斧は、拾遺に、代大峡小峡之材一、而造二瑞殿一と有る其の料なり、鐵鐸は、此の正書の茅纏之矟を、拾遺に著鐸之矛と有れば、其の矟末に著くる料なる事、其も傳十七に云へるが如し、然るに、此の矛柄の事は、同書に、令二手置帆負・彦狭知二神一云々兼作二御笠及矛盾一と見えたるに、其の鋒端の事の見えざるは、右の茅纏之矟即日矛なるにて、此に、以二石凝姥一爲二冶工一、採二天香山之金一作二日矛一と有る、是にて能く聞ゆるなり、然るに、私記に、作二戈矛之形一、既圖二日像一、故加二云日矛一と有るは、日矛と云へる唯の戈矛なるを、日像之鏡を圖し著くる故に、日の言を加へて日矛と云ふと聞えたるに、下に、日神亦有レ所レ持二其矛一と云ひて、茅纏之矟と別物に見たるは誤なり、又寛二舊事本紀一、採二天金山之銅一、令レ鑄二造日矛一、此鏡少不レ合レ意、則紀伊國所レ坐、日前神是也、云々、如二記文一者、日矛口鏡也、就レ之案二事情一、矛之鋒付レ鏡、圖二日像一之故、稱二日矛一歟、令レ鑄二造日矛一之字、鑄二日鏡一造レ矛之儀、物有二一之條、暗可レ知歟と有る、舊事紀は右に予が說ける如き深義有る事を知らず、漫りに取り採ひて文を成せる物なる故に、文脈上下相應はざるを、右の如く助け云へるは强說なり、矛之鋒付レ鏡、圖二日像一之故、稱二日矛一歟と云へるは、實に誣はれたる言なりけり、(又釋に引ける天書に、石凝姥者、天之神也、天拔戸之子也云々、自作二明鏡日矛一、以奉二太神一と云へる明鏡は、右の日像之鏡の事なれば、此も鏡と矛との二種なるなり、釋紀の文、右に云へる如く、甚々紛ふ方無く、分々しく聞ゆるを、古史徴には、二鈴屋大人の、紀伊國の日前宮、現に日前大神・國懸大神と並び坐して、國懸大神は此日矛に坐す由なれば、此の時日矛と日像の御鏡と二つ造り奉れる事は、論も有るまじきなり、然るを、二つ造り奉れる事の由をも云はず、又奉レ造之神と云ふが、日神の御像なる由をも云はず、凡て誣し

様の隠しき故に、聞え難きなり、此も古傳書の趣は、能く聞えたる事にて有りけむを、撰者の、例の漢文に改めて、如此聞え難く成れるにこそ云々」と云はれたるも共に後りて、其の説に云く、「釋紀に引ける私記にも、此の段の日矛を論らへる事見えたれば、其の出來しは、甚久しき事にては有るなり、縱然(ヨシサ)はれ、其より早き大同二年に記されたる古語拾遺に、如此正しき役の有る上は、私記の頃の説に心遣す可き事に非ず云々」と云はれたれども、其の書は、正史に漏れるを拾へる書にこそ有りけれ、正史に、正しく日矛の事の傳はれるに、異議無からむには、書し漏されたるらむも知るべからざれば、其の書に見えざればとて、日矛と云ふ物無しとは、如何は定む可からむ、其は甚々強說なる者ぞかし、）系圖纂に收めたる紀國造家譜に、天照太神、惶二素戔嗚尊之甚無狀一、乃入二于天石窟一、閉二著大磐戶一而、幽居焉、故六合之內、常闇而不ㇾ知二晝夜相代一、於ㇾ是、八百萬神、計二其可ㇾ禱之方一、時思兼神、深謀遠慮而白曰、宜ㇾ圖二造彼神之象一而、奉二招禱一也、故即、以二石凝姥命一爲二冶工一、全二剝眞名鹿之皮一作二天羽鞴一、採二天香山之金一作二日矛一、則號二國懸大神一、又造二日像鏡一、即日前大神也、天照太神、出二天石窟一之後、天神勅二于天道根命一（神皇産靈尊子）曰、今石凝姥命所ㇾ鑄之日像鏡日矛、爲二天照太神之前靈一也、今託二汝命一而、專令二齋祭一焉、皇孫天津彥々火瓊々杵尊、爲二豐葦原中國之主一昔二天降之時、天照太神、授二日像鏡日矛一而、此二種神寶、爲二吾之前靈一、威既高矣、德亦大矣、而不ㇾ異二于謂之三種神寶一、此亦別作ㇾ殿起ㇾ床奉二安置一、而可ㇾ爲二齋鏡齋矛一、於ㇾ是、皇孫受二慇懃之神勅一、以二日像鏡日矛一、命二天道根命一祝二祭之一（下略）と有りて、日像鏡日矛相共に石凝姥命の仕へ奉られし事著く、猶紀國神社錄に、社家傳記曰、日前國懸兩大神者、天照太神之前御靈而、神明之其上也、（中略、神代紀一書文）八

十萬神、以石凝姥命爲冶工而、採天香山金、以將窟戸之前面、所奉國造之日像之鏡日矛之也、（社家者、鏡

與日矛二物之說、異神書） 天津彥々火瓊々杵尊、爲葦原中國之主、天降之時、天神授三種神寶及種々神寶、

之時、同授此二種之神寶也、故皇孫、與三種之神寶共持此二種之神寶而、降於日向襲之高千穗峰、與同床

共殿爲齋鏡、以爲齋矛、是也（下略）と有るも、右の系譜の趣と同じ事なり、又其の紀國造家記に、「天安河の河

上の天堅石を取りて、鍛人天津麻羅命を召して、日矛を作らしめ、天香山の銅を取りて、石凝姥命に仰せて八咫鏡を

作らしめ、天鈿女命は、天日影を手次に繫け、天眞拆を鬘とし、日矛を取り持ちて、天岩窟戸に覆槽踏轟かし、

神懸り爲て、八百萬神共に咲へり、云々」と云へるは、紀記を取り合せたる說なるが、日矛を天津麻羅命の作れりと

云ふは、私に改めたる者にして、此の一書の傳には背ける物から、日矛を天鈿女命の執持せる由なるは、此の正書の

茅纏之矟共に當りて、甚愛たしとも何とも云へば更なり、又、小泉保敬が勘物の中に、社家說とて、日前宮（御鏡）

相殿（左石凝姥命、右思兼命）國懸宮（日矛）相殿（左天鈿女命、右玉屋命）名草縣秋月村內、觀て云々と書し、

同宮七瀨大祓、又宮垣水祭、兩度神幸の事を、有兩日神幸、日前宮御靈代、神枝懸之鏡、（附 木鉾二）國懸宮御靈代右

也と有る、此は今現在に行はるゝ神事なるを、其の神幸の御時に捧り奉るは、御正體には御在し坐さざれども、其の

御靈代卽御鏡、御鉾の二種に渡らせ給へるも、全く右の日像之鏡及日矛の二種の御在し坐すに依れる者になむ有りけ

る、猶下なる日矛の條に、其の矛に鏡を著けて、此に依つて日矛と云ふ由を說よべきなり、（右の系譜に、大凡は

此の一書に本據て作れる物なる故に、後に其の家の私說をや書き加へたる者なるらむと思ひて、先には屑とも爲ず

りし事なるを、右に云へる事共に合へるは、然る物にて、中々に愛たき傳なりけり、然れども、御紀出來て後は、萬に其の文法を借り用ふる事當なれば、其を以て難む可きに非ず、又右の神社錄に載せたる家記も、其の同じ物なる可し、其の中に、中臣神代紀一書文と云ひ、社家者、鏡與ニ日矛二二物之説、異ニ神書一と云へるは、當者の説なり、但又右に引ける垂紀に、矛之鋒付レ鏡と云へるは、日前神の御を懸けたりしなるにて、後に作れる伊勢の御は、彼の眞坂樹に取り懸けたりしなり、思ひ混ふ可からず、但矛に鏡を掛くる例は、外に見當らざれども、景行天皇四十年御紀に、愛日本武尊、則云々、大鏡懸ニ於王船一、從ニ海路一廻ニ於葦浦一、云々と有るも、唯に船に鏡を懸けさせ給へるには有るべからず、必ず矛鋒に懸けさせ給へるならむと所思ゆるなり、）〇石凝姥、此云ニ伊之居梨度咩一は、古事記には伊斯許理度賣命と作り、天孫降臨章第二一書には、鏡作上祖石凝姥命と、命字有り、右に引ける紀國造系譜に、即以ニ石凝姥命一爲ニ治工一と云へるも此の文に據れるなれば此にも命字は有りつらむを、例の脫せるなりけり、故に其の意を得て、字は其の任にして、訓には命の言を訓み添へつ、古語拾遺に、令ニ石凝姥神、（天糠戸命之子、鏡作遠祖也、）取ニ天香山銅一、以鑄ニ日像立鏡一と見えたれば、其の天糠戸命の御子になむ御在し坐しける、此に據りて訂すに、此の第二一書に、乃使ニ鏡作部遠祖天糠戸者造ニ鏡と有る、此には、其の石凝姥命の名を脫せるなり、又第三一書には、上枝懸ニ以鏡作遠祖天抜戸兒、已凝戸邊所レ作八咫鏡一とも有り、然れども、已字は通證に今按、已與レ石字畫相近、故誤之歟と云へるは、已く日訣に已凝戸邊石凝姥也と云へるに本著ける說なるが、信に謂はれたる言なりけり、記傳にも、已は石字の誤なりと云はれ、古史第四十六段徵に引かれたるには、天抜戸兒石凝戸邊と有るは、然る誤無き善

本の有りけるにこそ、（如何にしても、已に凝にては此の事を得ざる事なり、此に凝と云へるは、其の鏡を鑄て凝し固むる謂なりければ、彼の殺鹿皮の自凝なると本より同じからざる者なり、石凝は伊之斯許理なる可し、其の石は古事記に、取天安河之河上之天堅石、取天金山之鐵、而求鍛人天津麻羅、而科伊斯許理度賣命、令作鏡と所見たる、其の天金山之鐵は、日矛及鏡を造る料なり、天堅石は、傳十九に引ける天孫本紀に、饒速日命六世孫、物部片堅石連公と云ふ人名も、鏡を鍛す事に功有る名なるは、此に云ふ鍛錬の事なるも、石を用ひたりし證なり、此傳八（二十三丁）に、「今此の石を取るは、和名抄鍛冶具に、金礪加奈之伎と有り、今金床と云ふ物なり、此の料なる可し」と云はれたるが如くにて、古には鑄と云ふ事は有れども、其は鍛す事を云ひて、此時の鏡はしも、眞鐵を以て鍛ひ作れる物にして、後世の鏡の如く鑄物には非ざるが故に、鍛人天津麻羅命の、横刀及矛、鏡等を作り給へると共に、相雙に成りて、石凝姥命は日矛と日像之鏡とを造り給へるなれば、其の石を以てこそ、御名には負せまつり給へりけらし、其は、外宮嘉禎三年山口祭記に、為作所沙汰、以黒木、宿館之前、造立三間假屋、点鍛冶内人友光、清光相作構、内人清光同有光、帯鍛冶有光、參向假屋、[illegible]相向作、先給酒肴、次以宿館[illegible]（在宿館之内）少々、鍛冶居南方、奉作山口木本兩祭々物と有るに、太神宮式山口祭條に、鍛人像鐵、鋒各四十枚、（以上三物、度會宮減半、以下准此）長刀子廿枚、手斧一柄、鎌一張と有る、人像鐵、鋒、刀子、鎌、[illegible]の物を造り奉る事なるが、其の下に、御鏡者、自司中下京安乃[illegible]令造也、（中略）[illegible]、司中下[illegible]也、（中略）鑑、有下知、鍛冶之間、石三個[illegible]用之而相作、（下略）と見えたる、此を以て、御鏡を造るには、刀劍を鍛ふ如

く、鐵石を質にして練り鍛ひたりし事を知るべきなり、今は鏡は銅を以て鑄る物と成れゝば、本より鐵礦などの沙汰に及ばず、刀劔を鍛ふにも、鐵礦は、同じ鐵を鍛ひ重ねたるを用ふれども、備前國長船と云ふ所に住める鍛冶は、古より傳へて、猶鐵石を用ふる事なりと云へり、此は別の事なれども、雄略天皇十三年御紀に、木工猪名部眞根、以レ石爲レ質、揮レ斧斷レ材、終日斲レ之、不レ誤傷レ刃、天皇遊詣其所、而怪問曰、恒不レ誤レ中レ石耶、云云と見えたるは、石を質と爲る事にて、其も此の鐵質石の類の事なり、）凝を斯許理と云ふは、重凝の義なり、傳三に註へる、曾根專の檀根は、堅重凝根にて、國土を固め凝し給へる義なり、又古事記に、伊邪那伎命の、黄泉國の事を築國と宣へるも、此の國土の根底に重凝たる城の謂なり、又萬葉七（二十五丁）に、西市爾、但獨出而、眼不並、買師絹之、商自許里鴨と有るも、他の事に眼を觸れずして、絹を買ふ事にのみ思を凝しつる故に、商に重凝と云ふなり、十一（四丁）に、我背子之、將來跡語之、夜者過去、思咲八更々、思許理來目八面と有る、記傳の此の神の條に引きて、此の思許理を、唯に重の義と爲られたれども、重凝にて克合へり、又頑を斯許理、乳頑を乳能斯許理と云へるも、肉凝にても氣凝にても聞ゆれども、重凝の義を離れざるなり、故に石凝とは、天堅石を鐵礦と成したる其上にて、銷鑠したる鐵を鍛ひ凝し固めて、日矛又日像之鏡を造り奉らしゝ御功に因れる名になむ有りける、傳十九に云へる如く、伊香我色雄命は、鑄鎔石凝男と云ふ事にて、鑄したる鐵を、石上に凝し固めて、鏡に作る謂なるをも、合せ考ふ可し、神明式に、河内國河内郡、石切劔箭命神社二座と見えたるは、此の石凝姥命と天津麻羅命とを相並べて、祭祀れるには非じか、右に引ける古事記の文に、此兩神相作と成りて仕奉られし狀、灼ければなり、上章の日心姫命を、

石凝姥命と申す例も有れば、石凝を石切（イシキリ）と云はむ事理に合へり、又其の御名は多知能夜と訓みて、鏡を作る祖神なる由にて、彼の玉祖命を玉屋命と申す例なるをも合せ思ふ可くこそ、（然るに、記伝八巻に、古語拾遺に、初度所鋳、少不合意、是紀伊国日前神也、次度所鋳、其状美麗、是伊勢大神也と有り、斯れば、初後二面の御鏡有り、此の拾遺の説に就きて此の神の名を思ふに、鋳切（イシキリ）の義ならむか、凡て事の重なるを志伎増と云ふ、重播種子（シキマキ）・重浪（シキナミ）などの類是なり、頻字を書くも、此の意なり、重を斯許理とも云へる例は、萬葉十二に、思咲八更々、思許理来目八面と詠めり、（重将来哉なり）と云はれたり、其の御鏡の御事は、初後共に合せて二面なれば、信に重と云ふ状なり、然れども、鏡を鋳と云ふは、銅を以て作る中古以来の事にこそ有りけれ、已に古事記に取天金山之鐵と云へるは、其の鋳物には非ず、鍛人天津麻羅命と共に、相鍛ひ作られし[illegible]を類列に云ひ続けたるなれば、鋳とは云ふべからざるなり、然るに取天香山銅と云へれば、其の銅鏡を鋳たる心ならめども、其は当時の状を以て、然記せるなる可ければ、拘り泥む可きには非ざるなり、）姥は借字なり、然るを、纂疏に、石凝姥女神、女者稀也と有るを始として、諸家悉に其の意と為るは、此には姥字を書かれたれども、其の借字なる事を得暁らざる非なり、天孫降臨章第二一書に、鏡作上祖石凝姥命と見えたるを、鏡作の家は、猿女君などの如く、女を以て其の職を相襲ぎたる事も聞えざれば、此は決めて男神なりける事其の子孫相承くるを以て知るべし、且戸賣、戸邊と云ふ例を試るに、（四神出生章第六一書に、級長戸邊（シナガトベ）命と申す御名も坐す、此は級長津彦（シナツヒコ）命の事なり、神武天皇御紀に、名草戸畔（戸畔、此云二妬鼙一）又丹敷戸畔見え、崇神天皇元年御紀に、紀伊国荒河戸畔有り、古事記伊邪河宮段に、丹波

戸賣女采目之國蘇戸賣之女、名沙本之大闇見戸賣など見えたるが、何れも戸賣、戸邊と云ふは、神名人名に甚津彦某津彦と云ふが如く、居所の地名より受け續て云ふ稱なり、右の紐兵戸邊命の紐兵も、容氣の通ふ處を云へれば、同じく居所の名なり、然るに、此の神の石凝は、石鍛冶にても鍛冶にても地名に非ず、行事の稱なれば、其より姥と續けたりとて、女神と云ふ證には立たざる事なり、故に別意有らむかと、深く考ふるに、和名抄に、專、日本紀云、專爲二字讀（太宇女乎作女）今按、專訓（毛波良）專一之義也、太宇女者、毛波良之轉音也、今呼老女爲太宇女、故次於負耳と有る、此にて聞えたり、專字太宇女と訓めるは、御紀に多久米と云へる其の音便なるが、其の多久米は、正書に、巧作俳優と有る巧に等しく、事に堪能なるを云へる言にて、即ち專の義なり、然れば、石凝姥と申して、石凝巧の義なる事、此に以石凝姥爲冶工と有るに思ひ合せて、曉る可き者なりかし、然れども、如此まで暫き事を、御紀に、など然る借字は書かれたるらむと云ふに、古本は、石重凝巧なれども、已に切りて伊之居梨度咩と申す御名たるから、度咩に姥字を書されたるにて、選者の心は、女神なりと思はれたるなゝめれど、當らぬ事なり、（右の和名抄に、今呼老女爲太宇女と有るにて、古に老女を然云はざりし事知らる、土佐日記に、「淡路の太宇女」源氏東屋巻に、「伊賀の太宇女」など見えたる、是なり、何を以て專の稱を用ひたるぞならば、老婆は、能く物事に評煎りて、人は無き狀に振舞ひ物爲るを以て、堪女の義をも兼ねて云ひ習ひつるなる可し、又右に故次於負耳と云へるは、其の先に、負俗作刀自、古語老母爲負、和名度之と有る、其の文に次ぎて擧るなり、記傳にも、「和名抄に、今呼老母爲太宇女と有るは、此の斗賣の轉れるには非じか」と云はれたるは、本末違ふ可く、又通證に、今按、

此云度咩、所謂乃伯賣之略也と云へれども、此の神の度賣は、右に云へる如く別意なり、又壇名に属けて云ふは、斐戸咩は、斐津賣と云ふが如くなれば叶はず、又字書に、婕同姆女師也と云ひて、名義抄に、婕を於婆、又於宇奈、又波々又於保波と見え、姆を又姥とも書きて、女師也と云ひて、傳姆を宜能登など有れども、此の神の婕には更に由無き事なり。）偖、古史徴に、石凝姥命天香山命同神と定められたるは、信に然る言なりけり、其は、傳十五・十七に已に引ける太神宮諸雜事記、雜例集に引ける神宮古記に、寛弘二年乙巳十一月十五日、内裏燒亡、而去天徳四年以來、度々内裏燒亡之間、不レ被レ燒給レ作留内侍所神鏡、今度燒亡、兩燒損給、因レ茲件神鏡可レ被レ奉二鑄替一由、且被レ行二陣定一、且可レ被レ卜二筮吉凶於神祇官陰陽寮一之由、公卿僉議之間、各勘奏云、件神鏡者、是非二人間之所一レ鑄、天地開闢之神、於二高天原一天、鏡作遠祖天香山命乃、八百萬皇神達共在、以レ銅天、鑄造之神鏡也、（或云、天香古山命其鑄作鏡也者、）件鏡元三面也、（皆方尺面也、）一面坐二伊勢國一天、一面坐二紀伊國一天、一面坐二内侍所一天、此件鏡也、（子細、具見二于日本紀一）と見えたる中に、以レ銅テ鑄造と云ふは事實に違ひ、又一面坐二内侍所一と云へるは、傳十七に云へるが如く、其の一は眞經津鏡に副在し坐すを、云ひ誤りたるには有れども、紀記拾遺等に、石凝姥神と有る事を、其の亦名の天香山命にて傳へたる、甚珍奇らしき古物になむ有りけるを、古史第四十六段の註に、「神代紀に、鏡作遠祖、天抜戸兒、石凝戸邊と有り、石凝姥命天香山命同神なる上は、天抜戸神天火明命同神なる事論無し」と云へるは、信に動くまじき說なるにて、即ち天孫本紀に、天照國照彦天火明櫛玉饒速日命、（亦名天火明命、亦名天照國照彦天火明命、亦云、饒速日命、亦名膽杵磯丹杵穗命、）兒天香語山命、（天降、名手栗彦命、亦名高倉下命、）と有る

に合せて云へる説なるが、此は次に傳十九卷に委しく論を竟せるが如く、其の事實悉くに相叶へる者なり、神名式に大和國城下郡鏡作伊多神社、鏡作麻氣神社有るを、頭注に伊多神社を石凝姥命と有るは、鑄立の義を以て祀れりと聞え、麻氣神社を天糠戸命と見えたるは、所作（マケ）の義と聞ゆれば、天糠戸命は此の事の司として、石凝姥神をして、鏡作の事には令二仕奉一給へる神になむ坐しける、故に其二天香山命と申す御名は、此に採二天香山之金一、以作二日矛一と見え、古事記に、取二天金山之鐵一而、云々令レ作レ鏡と有る、其の功に依れる御名なり、若て、天孫本紀に、天香語山命異妹（イロモ）穗屋姫命爲レ妻生二一男一云々と見えたれば、正しく男神になむ渡らせ給ひける、斯れば、石凝姥命と申す姥も老女の謂には非ざる事、此に至りて愈明らかなる可き者になむ有りける。（故に其の御名の次第は、天香山命と申すは、採二天香山之金一と有る其の事に依れる御名、又石凝姥命と申すは、爲二冶工一、云々以作二日矛一と云ふ事に因れる御名なる者なり、然れども、鐵を採るは鏡を作らむとての用意なり、冶工と爲て鏡と矛とを作り給へるは、已に其の功を成し給ふ所なる故に、其の石凝姥命と申すが、本名とは成れりし）○爲二冶工一は、多久美登斯氏と訓めり、天孫降臨章第一二書に、天目一箇神爲二作金一者一と有るを、加那陀久美と訓める對なり、然るは、上にも引ける古事記に、求二鍛人天津麻羅一而、科二伊斯許理度賣命一、令レ作レ鏡と見えたるは、謂ゆる同作（アヒ）巧者と爲て、鏡・覡・矛共に相携はり仕へ奉られし者なる事、傳十七に已に註へるが如し。但其の天津麻羅命と申すは、傳十五に云へるが如く、天目一箇神の御事にして、亦名を天御影命と申すも、石凝姥命と相共に、八咫鏡御矛を作り仕へ奉られし功に依れる御名なり、若て又、石凝姥命も、其天目一箇神の、雜刀、斧及鐵鐸を作り仕奉りしゝ事にも、相共に仕へ奉られしなり

けり、其は傳十七に論め云へる如く、此の時に草薙御劔と已に成りて、彼の眞賢木の下枝に懸け奉られしを、其は落し亡ひて、後の素戔嗚尊の御手より奉給へるが故に、此の傳には省りて傳はらぬにこそ有りけれ。拾遺に謂刀と云へるは、大小の刀を云ふ稱なるにて、草薙御劔將必ず其の中に在る一靈劔なる事、申すも更なり、然るに、其の草薙御劔はしも、後に景行天皇御世より、尾張國に鎭り御在し坐す御事と定りて、右の石凝姥命亦名天香山命の裔孫と有る、尾張連の持ち齋を仕へ奉る事は、右等の所以に因りて、去り敢へぬ幽契なむ御在し坐しけらし、此を以て、天香山命の、日矛・日像鏡を作り奉らるゝにも、天目一箇神是に預り給ひ、天目一箇命の草薙御劔を仕奉らるゝにも、天香山命將副ひ加はり給へるを知るべし、然れば、此の石凝姥命も、共に鍛師に坐すを、傳に治工と此に云ひて、天目一箇神を殊に作金者と云へるは、其の主と仕奉る事に係けて云ふ者にして、石凝姥命は鏡の治工なり、天目一箇神は唯の鍛冶なり、此を以て、文に然る差異を立てたる者になむ有りける、（上に引ける神名式に、河内國河内郡、石切劔箭命神社二座と、石凝姥命、天目一箇神二柱並べ給へるは更なり、傳十三卷に引ける同式、山城國久世郡、水主神社十座、並大、月次・新嘗、就中、同水主坐天照御魂神、水主坐山背大國魂命神二座、（眞に同落すと有る、天照御魂神は、右の石凝姥命の御父饒速日命に渡らせ給ひ、山背大國魂命神は、天目一箇神の御父天津彦根命に御在し坐すげなり、又姓氏錄、山城國神別天神に、山背忌寸天都比古禰命子、天麻比止都禰命之後也と見え、山城國未定雜姓に、山代直火明命之後者と有る、火明命は、饒速日命に渡らせ給へるなど、此の二神の相竝べるも、必ず此の時の故事に依りて、得去るまじき所以有る事とぞ聞えたる。）治工をを久美と訓めるは、治工字は、其の意を含め稱に當

てたる者にして、多久夫は、傳十七、巧作ニ俳優ノの下に云へるが如く、手組にて、手伎を盡して物を成し出づるの詞なる者なり、此は、石凝姥命を冶工と成させ給へるが、中古以來、鏡を造るは鑄たる故に、職員令に、典鑄司、正一人、掌下造ニ鑄金銀銅鐵一、云々事上と有る、此に當る可きが、右に引ける作金者は、同令に、鍛冶司、正一人、掌下造ニ作銅鐵雜器之屬一、云々事上と有るに當れるを、此の時は未だ金銀銅を使ひ用ざりしかば、鑄物と云ふは無くして、悉に鍛物なりしかば冶工又作金者共に右の鍛冶の狀なりける事、云ふも更なり、次なる天香山之金の所に云ふを見て、上世の鏡の狀を知るべき者なり、同令の木工寮を、和名抄に古多久美乃豆加佐と訓み、又、土工司なども所見たれば、其の木工、土工の准らひに、鍛冶を金工とも云ひしなりけり、然らば、此にも爲ニ金工ーと云ふべきに、然らぬは、金工の事は、古事記に鍛工天津麻羅と有れば、其の眞鐵を錬鍛ふ凡ての事は、其の天目一箇命の所掌にして、日矛、日像之鏡を、形作る事は、此の神の所爲なる故に、爲ニ冶工ーとは書かれたりし者になむ有りける、（纂疏に、冶工、鑄物師也とのみ有るは、委しからざる御説にて、後世の銅鏡の如く、思ひ混へ給へりし者なり、和名抄工商類に、鍛冶、四聲字苑云、鍛冶打ニ金鐵ー爲ニ器也、冶鑄ニ鎔銷鑠也と有れど、字義を以ても、冶工は鑄物師の事には、更に當らざりける者なり、又記傳には、冶工を加那陀久美と訓まれたれども、右に云ふには、冶工と金工との差別、更に無きに似たり、）○天香山之金と有る金字は、眞鐵の義を以て書かれたる者なる事、次に作ニ日矛ーと有る文に、係合せ見て知らるゝ事なり、古事記には、天金山之鐵と有る、其は此にも紛はしく天香山と云へるは、其の山名を以て傳へたるを、記傳八（二十三丁）に、「天金山は金を取る故の名なり」と云はれ、傳七にも云へるが如く、軻遇突智神の御骸より

成れる由を以て、天香山と云ひ、又其の金山彦、金山姫二神も、此の山に神留坐すを以て、天金山とは云ふなりけり、此の鐵を以て作れる八咫鏡の御鉄を、天火徴と申して、火打の金たるが、凡て鐵と石とを相摩りて火を出す事も必ず然る幽契有る事なりけり。然して、鐵字を書かれたるは、本草和名抄に、鐵、和名阿良加禰と有る、昔萬葉集に、「荒金之土之下丹手、又古今集序に、荒金の地にしては云々」など、地の發語に置けるは、麁金にて、土に交る由の稱けなり、又和名抄に、鐵、和名久路加禰、黒金也と有る、此は色を以て號けたり、然るに、茲には總名の金字を書かれたるに依り、記傳に、「鐵は黒金なれども、唯加尼と訓むべし、加尼は諸金の總名なれば、何れにも亘れり、此も古言には唯加尼と傳へしを此の記に鐵と書けるは其の品を知らせたるなり、」と云はれたるは、甚宜しけれども、其は矛の料にて、鏡は猶銅なる趣に云はれたるは、取ニ天香山銅一と有る後世の意に泥まれたる者なり、古史徵に引かれたるに、鐵字を宇賀尼と訓まれたるは信け難たし、其は古今集大嘗所御歌に、「眞金鋪く吉備の中山帶にせる細谷川の音の清けさ」と有るを、顯昭密勘に、「眞金鋪くとは、土の中なる黒金の麁金を水にて淘り集めて、鍛錬と云ふ物にて鏽を築すなり、眞金とは金を云へど、鐵をも麁金に對へて云ふとこそ」と見え、色葉字類抄にも、「眞金、眞鐵なり」など有る、此正しく鐵を眞金と云へる證なる者なり、但、眞金とは、金を云ふとは僻事なり、金をば、和名抄に古加禰とこそ云へ、眞金と云へりし例は、且ても聞き及ばぬ事なり、又、吉備と續くるも、義を観れば、其の火に黄色く成れる由を以て云ふなり、（此の歌、但馬國歌譜に、眞金吹と標して、「未相國不ゝ定比乃有國造之、於比國世留、奈與也其、伊之余也、左以之余也、左以之名也、於比國世留、於比國世留、波呵、於比國世留、保會志國加波

乃、於止乃作也計左也、良伊之奈也、於止乃左也、於止乃左也介左也」、と有り、金葉集に、顯季、「鶯の鳴くに燒けてや眞金鑄く吉備の中山春を知るらむ」と有るなど、眞金鑄とは鐵を鑄くを云へるなり、玉葉集に、伊豫國にて樂府歌、能因法師、「五月雨に解くる眞金を磨きつゝ照る日に見ゆる塔鏡かな、」夫木集八に、「眞金だに解くと云ふなる五月雨に何の岩木の成れる君ぞも」なども見ゆ。故に思ふに、崇神天皇六十年御紀に、玉菨鎭石、出雲人祭、眞種之甘美鏡、押羽振、甘美御神、底寶、御寶主、山河之、水泳御魂、靜挂、甘美御神、底寶、御寶主也（菨此云㆑毛）と見えたる託言の、眞種之甘美鏡は、眞鐵之甘美鏡と云ふ言の相近きは、鐵を眞賀備と云ふは、眞金の義にして、含(マガネ)金と云ふ事にもや、其は八洲起元章の私記に、古說云、天神所㆑賜瓊矛、旣採二得礎馭盧島一畢、卽以二其矛一、衝二立此島一、爲二國柱一也と有るが如く、國中之天柱として、國土を含から含る物は、右の天瓊矛にして、其の眞鐵の氣、土中に含有て、國土の堅柱と成れゝば、含金(マガネ)の義無しとは云ふべからざるなり、故に眞金の麗美はしき鏡と云ふ事を蒔植の蕃息り生出づる事に係けて、諭し奉らせ給へるなれば、其なむ鐵鏡には最勝れたる證據には有るなりける、借上代の韓はしも、眞鐵を以て造作れる物なる由は、右に引ける古事記又此一書にて明らかなり、皇太神宮延曆儀式帳に、木取二吉日一、爲二正殿心柱一造奉、云々用物注㆑左、（其柱名號、稱二忌柱一）鐵人形四十口、鐵鏡四十面、鐵鉾四十柄、忌鉾四柄、立削一柄、忌奈太一柄、忌鎌二柄、小刀一柄、鉋一柄、已上物造忌鍛冶内人、云々と有るを始として、其の文には、物に依りて詳略有るを、太神宮式には、凡採下營二神田一鉏鍬料上者、毎年二月、先祭二山口及木本一、然後採㆑之、所㆑須鐵人像鏡、鉾各八十枚と見え、又山口神祭、鐵人像鏡、鉾各四十枚、（已上三物、度會宮減㆑半、以下祭准㆑此）

云々操二正殿心柱一祭、鐵人像鏡、鉾各四十枚、長刀子廿枚、（度會宮減二三柄一、加二手鑷一柄一）鎌二張、小刀子一枚、鎚一枚、云々と見え、又鎮二祭宮地一（後鎮准レ此、云々）鐵人像以下、小刀子以上、同二心柱祭一、云々太神宮所攝宮地鎮料、鐵人像鏡、鉾、長刀子各四十枚、云々、度會宮所攝宮地鎮料、鐵人像鏡、鉾、長刀子各十枚、云々、又造二齋代一祭、鐵人像鏡、鉾各四十枚、云々と有りて、何れも鐵人像鏡、鉾、長刀子と並べ云へるは、其の鏡も、同じく鐵なるが故なり、後の物なれど、明應五年、内宮臨時假殿遷宮記に、御船代祭物、鐵鏡四十枚、鎮地祭物、鐵鏡四十枚、後鎮祭物、鐵鏡四十枚と有りて、右の式文に合へる事は云ふも更なり、外宮嘉禎三年山口祭記に、十月十四日、為二作所沙汰一、以二黒木一宿館之南、造二三間假屋一、点鍛冶内人友光清、光相作権内人清光同行光、帯二鍛冶具光一、参二向處館一、蒙レ命相向作、先給二酒肴一、次以二宮進鏡（五百廷之内）少々、鍛冶屋二南方一、令レ作二山口木本両祭々物一、（下略）と見えたるも、其の鏡も鐵を以て鍛し造れる物なる事を知るべし、又内外宮共に、儀式帳に点鍛冶内人と云へる有りて、鑄物師の稱見えざるも、然すがに、上世の風儀を改めさせ給はざる、太神の宮なれなる御事になむ有りける、（然ればこそ、此にも作二日矛一と云ひ、又鏡の事を、用二此矛一造之神と云ひ。第二一書に造レ鏡と見え、第三一書にも、石凝戸邊所作八咫鏡など有り、又古事記にも、令レ作鏡とは見えたりけれ、古語拾遺に、仍令二石凝姥神、鑄二天香山銅一、以鑄二日像之鏡一と有る、銅と鑄との二字は、決めて誤なるにて、已に四神出生章第一一書にも、鐵字と云ふに、白銅鏡の字を借りて書かれたるなど、神代の事にしては本より誤なる由、傳七卷に已に云へる如く、同じ事なれば、萬葉八卷三十丁に、銅鏡、清月夜面と有れ、已に、尊き世に銅鏡を用ふる例も見えしかば、殊更なる事な

り、此は西戎などにても、漢代以上の鏡には、多くは鏡なる由云へり、況て我が上古の有狀は、格別なる事なりけらし。）○日矛は、唯の矛に日像之鏡を掛けたるに由れる名なる可き事、上に粗云へるが如し、若て此は、其を令レ作給ふ命令の所なるが、日矛のみを云ひて鏡を漏し、下は其を奉レ造る所なるを、日像之鏡のみを擧げて矛を云はず、文を互にして、其の二有る事を知らせたる由も、已に辨まへ云ひたりき、已にも引ける紀國造系譜、又此家傳記に、故即、以二石凝姥命一爲二冶工一、全剝二眞名鹿之皮一、作二天羽鞴一、採二天香山之金一、作二日矛一、則號二國懸大神一、又造二日像鏡一、即日前大神也と見えたる是なり、倍拾遺に、於レ是、從二思兼神議一、令三石凝姥神鑄二日像之鏡一、初度所レ鑄、少不レ合レ意、（是紀伊國日前神也）次度所レ鑄、其狀美麗、（是伊勢太神也）と有るは、右に續くべき文なるは、凡て此の一書は、初度の事の傳なるにて、次度なる伊勢太神の御の事は、略き載せられざる者なれば、其の事までに係けて心得べきに非ず、（但、初度に作り奉れる鏡、合せて二面なりしなり、大倭本記に、天皇之始天降來之時、共副護斎鏡三面、子鈴一合也と有る、本注に、一鏡者天照太神之御靈、名二天照太神一也、今伊勢國磯宮崇敬拜太神也、一鏡者天照太神之前御靈、名二國懸太神一、今紀伊國名草宮祭敬拜大神也、一鏡及子鈴者、天皇御食津神、朝夕之食向、夜護日護斎奉大神、今卷向穴師社宮所坐拜祭大神也と有るが如く、右の斎鏡三面の中に、一は伊勢の御なり、一は日前の御なり、一は外宮の御なるに、初度には、右の二鏡共に出來れるを、猶拾遺にも、傳へ脫せりけむ事、下の奉レ造之神の所に云はむが如し。）又紀國造家記に、天宇受賣命は、天日影を手繦に繫け、天眞拆を蘰とし、日矛を取り持ちて、天岩窟に槽伏せ踏轟こし、神懸り爲て、八百萬神共に咲へり、云々と云へるは、日矛を以て、此の茅纏之矟に引

當てたる説なるが、已に傳十七に引ける記傳八、（二十五丁）に、「或説に、以日御像、爲日前大神、以日矛爲國懸大神と云へり、其の日矛の御在し坐す國懸大神の相殿に、天鈿女命坐すと云へり、所由有る事なりけり、斯れば、日矛と云ひ茅纏之矛と以ひ著鐸之矛と云へるは、唯名の傳の異なるのみにて、實は一にて、此の天鈿女命の持てる矛なりけり」（取意）と云はれたる、信に然る説にて、右の如く日矛と日像之鏡と相並ばして、日前、國懸兩神宮に鎭り御在し坐せるを、釋紀の師説に、案事情、矛之鋒付鏡、圖日像、故稱日矛歟と有るが如く、其の矛鋒に、日像之鏡を著けたりしから日矛と云へるにて、其の名義甚々明らかなる者になむ有りける、但、右の三面鏡の中に、此の日矛に懸け持てりし鏡は、右の日前の御に御在し坐しける故に、右の如く、二所相並べ御在し坐さざる御徴契とは成れる者なりけらし、（然るを、古史第四十五段徴に、横井千秋が、日矛は日像の誤なりと云ふ説に方人して、神代紀なる日矛を日像と爲れば、古書に日矛と云へる言の例は、唯新羅國より渡り來し天之日矛と云ひける人のみ有れど、此も名義は海檜槍（アマノヒホコ）と作れたる義（カヽ）にして、拾遺に然書かれたる神代紀なる日矛の寫し誤りを甚く憎み、別に心を用ひて、海檜槍（アマノヒホコ）が名義を正し作れしにも有るべし、其は弘仁私記にも、已に日矛の寫の見えければ、當時の人の、其の寫し誤りとは知らで、種々云ふが煩さく思はれて、其の喧ぎを止めてむなどの心にて、物の名に訓しにやと云はれたるは、正しきを得ざる僻事なり、）○作を、此には都久良志牟と有るは、思兼神の思慮に從ひて、高皇産靈尊の命令せ給へる所なり、故に私記に、案此一書文、蓋思兼神之議、即以石凝姥爲冶工、採天香山之金、作日矛、此以上者、欲造其矛之議也、又全剝眞名鹿之皮、作天羽鞴、用此等之物、云々、其以上者、正奉造

其矛ニ之作法也と有るは、信に此の一書を克く讀み說かれたる言なるなり、但此には日矛を擧け、下には日像之鏡を出せるは、互に相略ける古文の常なるに、心著かざりけたなれども、當時の事にしては、然のみ尤む可きに非ざるなり、上に日矛を作る可き由の意を示したから、下に至りて金を作ると云はゞ、其の文互に相應はざるに心を著くれば、自然に知らるゝ事になむ有りける、（上にも已に引ける、横井千秋說に、「日矛と有る矛字は、像を誤れるなる可し、文の次第も、採㆓天香山之金㆒、又全㆓剝眞名鹿之皮㆒、以作㆓天羽鞴㆒、用㆑此作㆓日象㆒、是卽紀伊國云々と有らば宜けむ、」と云へるは甚漫りたる言と云ふべし、此の作㆓日矛㆒より以上は、私記にも云はれたる、欲㆑造㆓其矛㆒之義也と有るなり、又全㆓剝眞名鹿之皮㆒、作㆓天羽鞴㆒云々は、其の作法を云へるなり、其の作法を云ふにこそは、天羽鞴などを用ふる事をも云ふべかりけれ、始に其の事を命令するに、何ぞ然る事までをも云はむ、右は此の文を、唯一續の者にして見たる故に、却りて文義を取り誤つに至りし者なゝめり、）倂、此の作字は、下なる奉㆑造之の神の所に相應きて、大に味有る事なり、然るは、職員令、典鑄司には、掌㆓造㆓鑄金銀銅鐵㆒云々事㆒と有りて、此等は器に入れて造り鑄る事にて、此は謂ゆる鑄物なり、其の鍛冶司に、掌㆓造㆓作銅鐵雜器之屬㆒云々事㆒と有りて、此は鍛ひて物に造り作す事を云ひて、謂ゆる造物の義なり、然れば此に作字又造字を作れたるは更なり、此の御鏡を作り奉る事をば、第二一書に乃使㆓鏡作部遠祖天糠戸者造㆒㆑鏡と云ひ、第三一書に、上枝懸㆓以鏡作遠祖天拔戸兒石凝戸邊所㆑作八咫鏡㆒と有り、又古事記に、取㆓天安河之河上之天堅石㆒、取㆓天金山之鐵㆒、而求㆓鍛人天津麻羅㆒、而科㆓伊斯許理度賣命㆒、令㆑作㆑鏡と見え、又鏡作神社、又鏡作連など云へるも鏡は、本は鍛才などと共に、鐵を以て鍛ひ造作る物なり、故に云ふ

所なるなり、是等の例共、然数をなる上は、古語拾遺に、仍令石凝姥神、(天糠戸命之子、鏡作遠祖也、)取天香山銅以鑄日像之鏡と有る、銅は加尼と訓むべく、鑄は都久流と訓みて、鐵の義とし、造作の意と見る可き者なりかし、其の次に、令石凝姥神鑄日像之鏡、初度所鑄、云々次度所鑄、云々と有る鑄字も然り、又孝于鏡並鏡造垣出、云云故更令齋部氏率石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏、更鑄鏡造劔と有るも文の章にて、鑄鏡造劔とは作れたれども、其の始なる石凝姥神の下に、天糠戸命之子、鏡作遠祖也と云へる注文有れば、字にては鑄鏡と書きても、其の氏に鏡作と有るからは、其の鍛物にて有りし事の、自然に隱ろひ竟ぎりける者なるを如何は爲ず、且、其の果神天皇御世は、未だ西戎の諸蕃より歸順ひ來ざりし以前の御事なれば、本より銅鏡の鑄物には非ず、神代ながらなる鍛鏡の造物なる可ければ、鑄字にては當昔の事實に更に相叶ふ所無き者なるを思ふ可くなむ有りける、天孫本紀に、倭迹日命十一世孫、物部鍛冶師連公、鏡作連等祖と有るも、心を著けて考ふ可き事なりかし、(右に云へる如く、造物と鑄物との差別有る事なるが、造物とは鍛冶の手に成るを云ひ、鑄物とは鑄師の業に成すを云ふ稱なり、職員令義解に、雜金集名百成、鍛冶鑄物師、並製金銅工也、一鍬・小刀・太刀・鉾・鐙・轡・火箸・鉸具・錐鑿・鑿・鐃、茅葉・衣鏡・衣銜・鐙・鐸・鐙・釿・鋸・鐵・斧・錐・鐵・釘・鐙・針・鐶・錐鎌・鋏・金物等、(以上造物)、又鋤・鑪釜・甑・鍋・鉢・鐺・鬪斗・鏡・水瓶・花瓶・閼伽器箱・火舍云々、(以上鑄物)上手也、凡一鐵匠・鍛冶・鑄物鍛工・鍊・鑄銅工匠、唯其百練一手と見えたる、是れにて知るべし、)又字は、上を承けて下を起す所に在れは、何の事々、種云々と云ふべき樣なり、然るを、此にては云々と云ふ時は、上と下とに別々の事と成りて、其の意を得ざる所なれ々在る

を、然程の事を記者の知らせ給はざると云ふ理の無き事なれば、猶熟思ふに、右にも云へるが如く、此に造り奉れるは、日矛と日像之鏡と二種になむ有りければ、此に作二日矛一と云ひ、下に奉レ造之神と云ひて、各一を舉げて一を略かれたるを考ふるに、作二日矛一又日像之鏡を作ると云ふ意に置かれたる字ならむかし、然れども私記に已に、作二日矛一、此以上者、欲レ造二日矛一之議也、又全二剝眞名鹿之皮一云々、此以上者、正奉レ造二日矛一之作法也と云ふ說有れば、文字猶穩當ならざるなり、故に姑く此を兩字の意にて許々爾と訓みて、追て善本の出でむを待つ者なり、（但私記に又上文之日矛、與下文以二羽鞴一奉レ造之神一、爲二同者一、非二各別者一、何可レ加二文字一哉と云へる沙汰有るも、古き事なれば、容易く改むべからずと雖も、文と有りては、物の上に今一事の有る義なれば如何なり、又有の文字に就きて、日矛と奉造之神とを、非二各別者一と云へるは、甚粗そかなる云ひ言なり。）○眞名鹿は、口訣に牡鹿也と有り、古事記の此段に、內二拔天香山之眞男鹿之肩一拔而と云ふ事も有るを、眞名鹿と云へる例は、此と紀國造系譜にも同文にて、全二剝眞名鹿之皮一、云々と有り、又韓に引ける龜兆傳にも、天香山白眞名鹿（一說云、白眞男鹿）とも云ふ事見えたり、言の義は、私記に、眞名是褒美之例也、欲レ示下與二凡鹿一異上故云二眞名鹿一耳、猶如二天眞名井之類一也と有り、然れども、天眞名井は傳十三に云へるが如く、眞渟名井の義なれば、此の例には取り難きを、傳七に註へる男子を、祝詞・萬葉等に眞名子と云ひ、女兒を、催馬樂我門に未名牟須女と云へる、此等は、嫡妻の腹に出來れるに就きて云ふ稱なれば、其も眞名鹿の例には非ず、又眞男鹿の義かと思ふに、彼は眞牡鹿の謂なれば、其の意とも聞えざるなり、故に考ふるに、上古には猪鹿をも苞苴に奉りし事も有りし故に、傳十二にも云へりし如く、猪をも猪と云へ

るは猪菜の義、鹿を眞名鹿と云へるは眞菜鹿の義にて、菜とは食に添へて食ふ物なる總稱たる中に、古事記天岩屋段に、天之眞名咋と云ふ事の有るは、魚の事なるが、打ち任せて常に食に添ふる物は菜蔬なる故に、然る種類を眞と云ひ、魚は其の那の最好物なるを以て、此を眞那とは云ふなり、和名抄厨膳具に、粗和名末奈以太と有るも、眞菜を爲る板と云ふ事なり、又下學集に、生膾箸と云ふ字の出でたるも、皆右に同じき義たる者なり、然れども、神官の忌詞に、宍を菌と有るが如く、其を食ふ事を、天照太神の、甚く惡ませ給ふ所なれば、此の時天上に食ふ物なる故に、眞名鹿の稱有るには非ず、國土にては常に食ひたりしから、其の後の稱を始に及ぼして、然は云ふ事とぞ所思えたり、(若し然る議ならむには、眞男鹿と有將欲しき所なる者なり、此の眞名鹿の稱を此に及ぼせるは、古語拾遺に、鏡を造る事に鑄と云へると同例なり、猶、上世肉食の辨の委しき事は、傳十二卷に論ひ云ひたりき、)○全剝此云宇都播伎は、古事記少名毘古那神段に、內剝鵝皮剝と有るも同じ事なり、其の石屋戶段に、內拔天香山之眞男鹿之肩拔而と有る內も同じ事なるを、記傳八（三十丁）に、「內は借字にて、書紀に全剝此云宇都播伎と有る全と同じ、俗に圓にと云ふ意なり、全に骨を拔き、全に皮を剝げば、中の空虛に成る意にて、宇都とは云ふなり」と云はれ、又常陸風土記に、造立織殿初織之、其所織之服、自成衣裳、更無裁縫、謂之內幡と有るも、全服の意にて、織りたる任にて自ら衣裳と成りて、裁縫するに及ばざりし故に、圓織の義と見て、寔に相協へる者なり、剝の義は傳十七に云へり、(纂疏にも、全剝謂剝獸之全皮と說せ給へるは、信に然る御事なり、人の屋中を宇知と云ふ事の有るなども、外を圍みて中の空虛なる所に住む意なる可くや、)○天羽鞴は、私記に、今代鍛師所用、吹皮者也、

既採金銅、以作日矛、故用吹皮耳、謂之羽者以其扇風相似鳥之羽翼故也と有る、吹皮の說は、纂疏にも、羽鞴韋嚢也、羽有氣而生風散也、今俗曰吹皮と有る是なり、金銅の說は、當時、金銅を以て鏡を鑄る事を思へるにて、例の僻事なり、且、日矛は戈鉾の類なり、此を作るに金銅を用ふる事やは有るべき、又謂之羽者、以其扇風相似鳥之羽翼故也と云へるも信ひ難し、文に、全剝眞名鹿之皮、以作天羽鞴と有りて、皮と羽と相照應したる文なるに、心を著けて考ふるに、皮は毛羽と云ふ事にて、其の羽と云ふ事は、傳十七に云へるが如く、古語拾遺に、衣服謂之白羽とも有り、總ては人の衣服は更にも云はず、鳥獸の身を纏ふ皮も彼が衣服なれば、同じく羽とは云ふ事なり、又古事記八十神段に、於是到氣多之前時、裸菟伏也、(中略)爾其鹽隨乾、其身皮悉風見吹折故(中略)即伏最端和邇、捕我悉剝我衣服と有る、此を以て、彼が皮は人の衣服に同じきを知るべきなり、斯て、獸は毛津物の謂なるに、毛麁・毛柔と云へるは、獸をも鳥をも、押並て云ふ稱と成りて、鳥の羽を毛と云へれば、獸皮をも通はして羽と云ふ事の、何どかは無からざらむ、此を以て、天羽鞴の羽は、眞名鹿之皮の皮なる事、上下相照應せて曉る可き者なりかし、(但、鳥をば羽族と云ひ、獸は毛群と云ひて、其の類異なる物なるに、合せて一に云はむ事は、如何と思ふらむ人も有りなめども、已に人の衣服を羽と云へるに、人は右の羽族・毛群ならぬを以て、其の言の本を思ふ可き者なるぞかし、又、皮は毛羽の義なる上は、猶更なる事にこそ) 又、此の羽鞴は右の如く吹皮と云ふ物なるを、其の製已に全剝眞名鹿之皮、以作と有るに、中程其の皮を用ふる事は止みて鳥羽を用ひぬるを、後に又皮を用ふる古制に復したると云ふ事も聞えず、上古以來同じ物なるを以ても、羽鞴は皮鞴と云ふ事にして、此を

倒反すれば吹皮と云ふ事なるを以ても、皮と羽と相通はし云ふ古言たるをも知るべき者になむ、然れば右の相似鳥之羽翼一の說は、文を照し見ざる麁說と云ふ者なりかし、倩、和名抄鍛冶具に、鞴韋嚢吹火也、漢語抄云、鞴袋布岐加波、野王案、鞴所以吹二治火一令熾之嚢也と見えたる是なり、口訣にも、羽鞴嚢也蹈云蹈鞴一と有る、其は同具に。日本紀私記云、蹈鞴太々良と有る是なり、即ち革の嚢を作り、風を入れて細き穴より吹き出して火を熾す具なるなり、(古今集春上に、「本傳へば已が羽吹に散る花を誰れに負せて許在啼くらむと」詠める羽吹は、羽鞴に言の相同じけれども、別なる義にて、萬葉二卷に、朝羽振、風社依米、夕羽振、浪社來縁と有る羽振に同じき者なれば、此を以て思ひ混ふる事勿れ。)○用レ此奉レ造之神の神字の下に、像字有る本も有りけるにや、神名帳頭註に、日本紀云とて引けるには、奉レ造之神像と見えたり、諸本共に像字は無きながら、美加多と訓み、口訣に神訓二美佳多一と有るは、古くより然訓み來たる習有ることゝ見えたり、此は上に、宜下圖二造彼神之象一、而奉中招禱上也と有るに相應へたる文なる事、已に上に云へるが如し、故に右に引ける上文は、古語拾遺に、爰思兼神、深思遠慮議曰、(中略)仍令下石凝姥神、(天糠戸命之子、鏡作遠祖也、)取二天香山銅一、以鑄中日像之鏡上と有るに當り、此に如レ此有るは、其の下に、於レ是從二思兼神議一、令三石凝姥神鑄二日像之鏡一、初度所レ鑄、少不レ合レ意、(是紀伊國日前神也)次度所レ鑄、其狀美麗、(是伊勢大神也)と有るに當れるが、此には其の初度の事のみ有りて、次度の事は全に略かれたりし者なり、倩、此に用二此奉レ造之神と有るは、日矛と日像之鏡とを造り奉れる事なるを、上文には日矛の旁を云ひて鏡を省き、此には日像之鏡のみを載せて矛を書されず、文をたひに爲て、其の兩方を知らしむる、古文の格たる者なり、(又拾遺にも、右の初度と次度

とに鏡を作り奉れる事を云へるは委しきに似たれども、日矛の御事を書し漏されたるは、甚々可惜しき事なり、若くは、矛は其の鏡に屬たる者なるが故に、傳へ漏せるにこそは有りつらめ。）倩、此に日神の御象と停て造り奉られし鏡合せて三面なる其の中に、初度に仕奉れるは二面にして、次度に仕奉れるなむ、伊勢の御一面には御在し坐しにける、其は傳十七に引ける大倭本記に、天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面、子鈴一合也と有る本注に、一鏡者天照太神之御靈、名二天懸太神一也、今伊勢國礒宮崇敬拜太神也、一鏡者天照太神之前御靈、名二國懸太神一、今紀伊國名草宮崇敬拜太神也、一鏡及子鈴者、天皇御食津神、朝夕之食向、夜護日護齋奉大神、今卷向穴師社宮所レ坐拜奉大神也と所見たるを、釋に引ける天德御記に、天德四年九月二十四日、蹔求二温明殿所レ納之神靈鏡、幷太刀契等一中時、重光朝臣來申云、瓦上在鏡二一面一、其鏡徑八寸許、頭雖レ有二小瑕一、專無レ損、圓規幷蔕等甚分明、見レ之者、無レ不二驚感一、廿五日、又求二得燒損鏡一面一、外記々曰、賢所三所、一所鏡、（件御鏡、雖レ在二猛火上一、而不二傷損一、即云二伊勢御神一）一所員形、（無二破損一、長六寸許）一所鏡、（已涌亂破損乾破損、紀伊國御神云々）と有り、倩右の大倭本記は、其の本鏡を云ひ、此は畏所に御在し坐す其の御摸造の御鏡の御事を申せるなるが、共に三面に御在し坐す御事も相合へるを、今右の二書を合せて云はむに、御紀の一所鏡即云二伊勢御神一と有るは、正書に謂ゆる八咫鏡の御事にして、大倭本記に、一鏡者天照太神之御靈、名二天懸太神一と見えたる是にて、拾遺に、次度所レ鑄、其狀美麗、（是伊勢太神也）と有るに相當れり、次に一所員形と有る員は圓の省文なるを、紀略には、一所圓形無二破損一、長六寸許と有りて、此に圓形と云へる其は正書に謂ゆる眞經津鏡の御事にて、右の大倭本記に謂ゆる、一鏡云々者、天皇御食津神、朝夕

之食向、夜護日護齋奉太神と云へる是にて、伊勢外宮の御正體と成らせ給へる事、已に傳十七に云へるが如し、次に一所鏡、紀伊國御神と有るは、即ち大倭本記に、一鏡者天照太神之前御靈、名ニ國懸太神一、今紀伊國名草宮祭敬拜太神也と有る是なり、右の如く、大倭本記及天德御記共に、齋鏡三面と云ふ事の打ち合へるを以ても、古語拾遺に初度所鑄と有るは、必ず二面なりし御事をなむ、知るべかりける、但、此の大倭本記は、明文抄に擧げられたるを取れるなり、然るを、釋紀に引かれたるには、名ニ天懸太神一也の下に、今伊勢國礒宮崇敬拜太神也の十二字を脱せる故に、今紀伊國名草宮祭敬拜太神也までを係けて、一聯の文の如くなる故に、誰しも前に造り奉れる二面の御鏡を指して、天懸太神・國懸太神と申し奉りて、即ち日前神社・國懸神社の御と心得る事は、彼の宮にしては、日像之鏡と日矛の二に御在し坐す事を知らず、然して、其の一は、御食津神の御なりと云ふに、心も著けざりける僻說たり、實には伊勢に御在し坐す御靈の御名を、天懸太神と稱し奉れるに對へて、紀伊に坐す方の前御靈をしも國懸太神と號け奉れる事、右の如き明證有りて、甚僞なる者なるはや、(但、上に引ける紀國造系譜に、日矛則號ニ國懸太神一、又造ニ日像之鏡一、即日前太神也と云へれば、日矛に已に國懸太神と申す御名御在し坐せば、日前神社は天懸太神と申すにて濟らせ給へるが如し、然れども、日矛は唯の矛なるを、日像之鏡を附けたりし所縁を以て、日矛としも號くる事にし有りければ、右の二物共に相離れぬ物に渡らせ給へるを、下に云へるが如く、式文にては今の如く二社なれども、本は両社を合せて日前と申す亦名を以て稱し、又國懸太神と云ふ神號を以ても申しゝを、後に鏡と矛とを二社に分けられたる故に、御鏡の方には地名を申し、御社の方には神號を以て唱へ分けたるなれば、少かも障る事無し。) 猶此の時の御有

狀を熟思ふに、傳十七に註せるが如く、右の御食津神の御に就きて、倭姫命世記に、豐受皇大神一座と有りて、下に御靈形眞經津鏡座、圓鏡也、神代三面内也と有るは、右の大倭本記・天德御記等に謂ゆる三面の其の一なる事、云ふも更なるが、又其は三面の事に就きて異なるが有りける、其は御鎭座本記に、眞經津寶三面鑄奉、故鏡作神名號二天鏡命一其緣也と有りて、次に多賀宮の御を、御形靈鏡坐、在昔天鏡神、鑄二造三面眞經津鏡一是也、一面者止由氣大神寶鏡、一面荒祭御靈坐也と見えたれば、世記に神代三面と有るは、右の伊勢紀伊の八咫鏡と、御食津神の御の眞經津鏡との御事を申せる中にも、其の眞經津鏡と云ひけるも、三面有りて、右の御食津神の御の外にも、荒祭宮多賀宮の御靈形と成れる二面有りて、凡ては五面の鏡此の時に出で來りしを、中にも伊勢紀伊御食津神の御は、寶鏡として主々しかりけるが故に、荒祭多賀兩宮の鏡は、御撰述をも留めさせ給はず、此に依りて朝廷に傳へさせ給ふ所、寶鏡三面にして、即ち要所三所と持ち齋かれきせ御在し坐す御事なりけらし、古語拾遺に、初度所レ鑄少不合意と有りて、下に是紀伊國日前神也と有れども、眞經津鏡は、猶其の以前に、是にても其にても竟に三面に在りしかども、猶少か心に合はず、次には八咫花形に造り奉れる、即ち此の日前大神に坐すを、猶其れも心足ひには非ざりけらし、日才に著けて、天照大神の前御靈として、天鈿女命の執り持たせる是なり、次度に麗美かりつるは、即ち大神の御靈に御在し坐す事、已に云へるが如し、倭文、右の上代本記に、鏡作神名、號二天鏡命一と見え、傳十九に引ける、周防國風土記に、玉祖神社、祭神玉屋命、天鏡命と有るは、玉作神鏡作神二柱相並び坐せるにて、如此く二說有るは、甚愛たき傳共にて、此を以て右黃昆神の亦の名なる事も知られ、又荒祭多賀兩宮の御も、其の天鏡神の造り奉らしゝ由も知られ

て、右等の出自も甚明らかなる方上に、元亨元年十一月十二日、高宮假殿日記に、今度御靈形數一人、八十一面御鏡四合四八也。而去五月、御出現之時、天鏡以下八十一面、皆四合取入之間、今度悉被レ改二御座一、云々と有る、此多賀宮の御を天鏡と申す證なり、又幣純左端之内。一端ハ御形御被云々、今一端者、天鏡并傍之間。所レ殘三端也と有る、此にては御體と天鏡と別なるが如くなれども、一は御被とし、一は御傍と成せる由にて、純の用ひ所の異なるなり、然天鏡と稱へ奉れるを以ても、天鏡命の、此の時に天上にて仕へ奉れるならずば、何れの時に出で來坐せりとかは爲む、(但神世七代章、後の第二一書に、國常立尊生二天鏡尊一、天鏡尊生二天萬尊一、云々と見えたる天鏡尊とは異なり、其の天鏡尊と申すは、可美葦牙彦舅尊にや御在し坐すらむと思ふ由有りて、傳三卷に云へり、此に天鏡神と申すは、天上にて始めて鏡を作らしゝ由の御名なるが上に、鏡作神名と見えたれば、石凝姥命より外に當て心得る外無き者なりかし。)故に其の日像之鏡二面なる中に、伊勢に坐すを天懸太神と申し、紀伊に坐すを國懸太神と申し奉るを、神名式に、國懸の訓を、久邇加々須と有り、其の加々須は爲レ光にて、此の石屋隱の御事を、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇。因レ此而常夜往と見えたる、其の招出し奉れる所に、故天照太神出坐之時。高天原及葦原中國、自得二照明一と見えたる此の意にて、天を爲レ光、國を爲レ炫と云ふ意を以て稱し奉れる御名なり、然稱し奉れる所以は、思兼神の招奉れる事を謀らしゝ中に、殊に此の御像はしも、專要と有る物なるが、的當して其の驗有りて、日影を出で坐す御在し坐して、天地の内に照炫やかせ御在し坐しゝかば、其の義を以て號け奉れるにて、此は日神と大御名には御在し坐さず、有る二面の大御鏡に然負せ奉れるなり、猶、加々は閃々の義なるにこそ、傳七、火神軻遇突智命の下に云へる

が如く、古事記に其の亦名を、火之炫毘古神とも見えて、此の軻遇と、其の炫と同じく、又若櫻宮段に、其火猶炳と有りて、大御歌に、迦藝漏肥能、毛由流伊幣牟良と詠ませ給へるも、迦藝漏肥は炫有火なり、又此の天孫降臨章に、星神香々背男と有るも、炫輝男の義と聞え、記傳八（二十八丁）に、「鏡の名義は、炫見なり」と云はれ、又出雲風土記に、島根郡加賀鄕、（中略）闇岩屋哉詔、金弓以射時、光加々明也、故云二加々一と有るなど、加々の據なり、又天孫降臨章に、螢火光神と有る、其の同じ事を、神賀詞に、夜波如二火瓮一光神在利と見え、又同章第一一書に、眼如二八咫鏡一而、赩然似二赤酸醬一と有るなど、光字を加賀夜久と訓める是れなり、此の第三一書にも、是時、天手力雄神、則引開之者、日神之光滿二於六合一とも有る如くなれば、其の天地に照炫やかせ御在し坐しゝ由を以て稱ぎ稱へ奉りて、天懸太神、國懸太神とは號け奉れる者なりけり、（然れば、懸字は、加々須の言に借りて書ける者なり、偖此の加々の言は、加賀と濁りて常に言ふ事なれども、古には清みて唱へたりし者と見ゆ、天武天皇朱鳥元年御紀に、居二紀伊國一國懸神と有るには、傍に私記と書きて、加良久通加良能迦微と有れども、義理明らかならざるなり、釋秘訓には、懸を縣に作りて、加々流と訓めるは、鏡を物に取り懸くる義に思ひ成したる誤訓にし有れば、據り難くなむ有りける、）　○是即紀伊國所坐日前神也と有るは、此の時に仕へ奉れる、日矛と日像之鏡と、二種神寶の御所在を註し奉れる所なり、右の神寶二種と申す中にも、此の主意を、日神の御像を造り奉る神議にし有りければ、日像之鏡を先にし、日矛は其の鏡を著くる料なりし故に次に立て、昔は此の二種を合せて日前太神とも國懸太神とも稱へ奉りて、其の鎭り御在し坐す宮殿は、一所並び御在し坐しけめども、本は同社の御會釋なりけむ事、此は日矛と日像

之鏡との所在を申すなるに、右の如く紀伊國所レ坐日前神也と書され、又右の細書に引ける天武天皇御紀には、奉下幣於居二紀伊國一國懸神上と有りて、各一神の御名を出されたるは、兩社を合せて日前神とも國懸神とも申し奉れる御事なるが爲なり、持統天皇六年御紀四月に、遣二使者一、奉二幣於四所一、伊勢、大倭、住吉、紀伊太神、皆以二新宮一と見え、同年十二月に、遣二大夫等一、奉二新羅調於五社一、伊勢、住吉、紀伊、大倭、菟名足(ウナタリニ)とも有りて、紀伊太神と申せるも、其の兩社を合せて申し奉れるなり、然るに、紀國造系譜、作二日矛一、則號二國懸太神一、又造二日像鏡一、即日前太神也と有る事なれども、右は式文の如く、兩社に分けられたる後の狀を註せるにて、大倭本紀に、天照太神の伊勢の御を、天懸太神と稱へ奉れるに竝べて、一鏡者天照太神之前御靈、名二國懸太神一、今紀伊國名草宮崇敬拜太神也と見えたる、此を以て、日像之鏡に國懸太神と申す御名の御在し坐して、日矛に元は然る御名の御在し坐さゞりける御事を明らむ可し、然るに、日像之鏡に地名を以て日前神社と申し、日矛に其の鏡の神名を稱へて國懸神社と申せるを以て、日矛は其の日像之鏡に屬(ヅキ)たりしものにて、元は其の二を摠て國懸太神と合せ稱へ奉りて、共に天照太神の前御靈になむ御在し坐しける、社家傳記に、日前國懸兩太神者、天照太神之前御靈而、神明之長上也と云へるも、其の二種を合せて前御靈に御在し坐す傳となむ聞えたりける、(又、其の家記にも、「日前大神と稱し奉る御靈代は御鏡、國懸大神と稱し奉る御靈代は日矛に坐して、共に天照太神の前御靈に坐すなり云々」と云ひて、何れに傳ふるも、中古以來兩社に別れさせ給へる後の狀のみを云へるなれば、右に引ける御記、大倭本紀の趣に合ひ[illegible]を看なり。)又其の前御靈と申し奉る言義は伊勢の御を次度に造り奉れるに對へて、初度に造り成し奉れる詞とは誰も思ふ事なれども、已に拾遺に

初度所レ鑄、少不レ合レ意と有りて、彼の五百箇眞枚樹にも取り懸けざりし御鏡に、何でかは日神の御靈の依らせさせ御在し坐さむ、然るを前御靈として崇め奉れる御事は如何にと云ふに、正書に、天鈿女命手持二茅纏之矛一、立二於天石窟戸之前一巧作二俳優一（中略）顯神明之憑談と見えたる、其の茅纏之矛卽日矛なる由、已に上に云へり、其の顯神明之憑談は、傳十七に云へるが如く、天鈿女命、其の矛を以て俳優して、日神の大御心を取り奉られけるに、其の大御靈早く託言を爲させ御在し坐して、已に出でさせ給ふ可き由の神懸なむ御在し坐して、其は彼の八咫鏡を示し奉れるよりは以前の事にし有りければ、其の時の御靈實の義を以て、其の日矛と其の鋒端に付けたる鏡とを合せて、前御靈とは申し奉る御事とぞ思はるゝ、（此の意を以て見ざれば、前御靈と申す義、何の事とも聞えざるを如何にとか爲む、又次度の八咫鏡は、打任せたる天照太神の御靈なる其に對へ奉りて、然稱へ奉れるにても、少縁の所由に御在し坐さゞるを、其の少不レ合レ意と云ふ如く用ひも爲ざる物ならむには、前御靈とは申し奉る可き謂れに非ざるを思ふ可し、）故に是の日前神は、風雅集に、紀俊文朝臣「名草山取るや賢木の葉きも爲ず神態繁き日の久麻の宮」と有るに依りて、記傳に引かれたるには、比能久麻と訓まれたるに從ふ可し、舊訓は比能麻閇と有れども、前は日方にて、後の裏なる對なれば叶はず、又私記に、問、奉レ稱二日前一神其義如何、答、師說云、前度所レ鑄日像之鏡也、故有二日前之稱一耳と有る前度云々は、拾遺の文なれば、前は佐伎と訓むなるにや、和名抄郷名に、名草郡日前神戸と有るを、比佐伎と訓み、今俗に云ふ所も右に同じかりつれば、右に先度と云ひ、大倭本記などに、前御靈と有れば、其の義にも通ひて聞ゆれども、然る古言は有るまじきなり、但し日前の字は、其の意を用ひて書かれたる者なるが、前を久麻と訓む例

は、和名抄郷名に、大和國高市郡檜前、(比乃久末)但馬國氣多郡樂前、(佐々乃久萬)と有る是なり、前を久麻と訓む言の義詳ならずと雖も、其を、御紀に檜隈と作る、隈字の意なる可し、隈とは其の前に在りて物を隱す義の言なるにて、檜の生ひ立ちて隈々しき所を檜前と云ひ、篠の生ひ茂りて隈々しき所を樂前と云へりと聞ゆ、然れども、姓氏錄(在京神別下、天孫)に、檜前舍人連、火明命十四世孫、波利那連公之後也と有る、其の火明命は、傳十九に云へるが如く、天糠戸命に御在し坐せれば、其の日前神を作り奉れる神裔の住める地なるから、然云ふ地名とは成れるなる可し、然れば此の檜前の借字なりけるにこそ、此にて前字を久麻と訓む義を取りて考ふるに、此なる八咫鏡の御事を、古事記に、爾天宇受賣、益ニ汝命一而貴神坐故、歡喜咲樂、如此言之間、天兒屋命、布刀玉命指ニ出其鏡一、示ニ奉天照太御神一之時、天照太御神、逾思ㇾ奇而稍自ㇾ戸出而臨坐之時と見えたる、其の時に此の天鈿女命の持ち給へる日矛の鉾なる鏡をも合せて、共に臨み見させ給ふ可ければ、其の御影の移ろはせ御在し坐しける故に、國懸太神とも稱へ奉りて、其の八咫鏡の天懸太神に亞ぎて、齋き奉る事と成りつらむと所思しければ、其の一遠く日神の御影の移れる山を以て其の鏡に隈成せる義を以て、此の御鏡に限りて日前太神と稱へ奉れる御名の御在し坐しけるなる可し、其は何れの書にも所見ざる事なれども、此の許の事は傳無しとて事實に合せ思はずば有るべからず、借隈と影と相對へ云へる例は、古今集大歌所御歌の昔日歌に、「樂前檜隈川に駒留めて暫時水飼へ影をだに見む」と有るも、檜隈の地名を日の隈に云ひ係けて、其の移ろ影をだに見奉りてむと云へるにて、檜隈を日影に、其日を大日靈尊に寄せたる歌向なるをも及ぼして、右の日前の日影なるをも、思ひ合す可くなむ有りける、(但、右の歌の結句、顯昭本には、「奈

所にだに見む」と有るは、萬葉に依れるなる可し、其の審問に、「古今集前(サノクマ)の歌は、承和大嘗會の歌なり、敦長卿申
されけるは、此の歌は神樂の晝目歌と有り、大嘗會に、米を簸るとて謡へる歌なり、戀歌に詠めり、今按に、日靈神(ヒルノカミ)
は神は、日神なり、日本紀は、天照大日靈貴と有るは、天照太神なり又大嘗會には、稻春歌とて八女が謡ふ歌こそ侍
れ、米簸る歌聞かず、晝目と云ふに就きて、米簸る歌と釋せられたるが、尤不審なり」と云へるは、然る言なり、鎮
魂祭式に、春稻簸以二箕筥一、炊以二韓竈一と云ふ事有れども、簸女と云ふ事未だ聞かず、其の上傳十七卷に引ける神樂
次第に、其の取物九種の事見りて、次に前張(サイバリ)有りて、終に次朝倉・晝目、取物皆同次乃立云々、次神樂取物如レ拔と
有りて朝倉晝目は神樂の以前に在る事にて、其の朝倉は、神の還らせ給ふ由を歌ひ、晝目は其の御名殘惜み奉る意な
る故に、本、「如何許宜き能爲てか天照す日靈の神を暫時留めむ」末、「何處にか駒を繫がむ朝日子が八重刺す岡の玉
篠の上に」と有りて、下に內侍所還之と註せれば、右の晝目歌は、顯昭說の如く日神の御事なり、然れば、古今集の
晝目歌も右の二首の意味に相同じきを以ても內侍所の神樂歌なる事を知るべし、其の然る上は、日前の謂に思ひ合さ
る可き事の、何どか無からざらむ。）神名式に、紀伊國名草郡日前神社、（名神大、月次・相嘗・新嘗）國懸神社、
名神大、月次・相嘗・新嘗）と有りて、二所に並び立たせ御在し坐せり、本國神名帳に、日前太神宮、國懸太神宮と
有る是なり、御靈實は上に引けるが如く、紀國造系譜に、作二日矛一則號二國懸太神一又造二日像鏡一即日前太神也と見
え、社家說に、日前宮（御鏡）相殿（左石凝姥命、右思兼命）國懸宮（日矛）相殿（左天鈿女命、右玉屋命）名草郡
秋月村西觀二祭之一と云へり、又、同社七瀨大祓、又宮城水祭の事を云へるに、右兩日神幸、日前宮御靈代、梓枝懸

乄鏡、（附ニ木綿ニ）國懸宮御靈代神也と有るも、其の御靈形の、日像之鏡又日矛に御在し坐すに擬（ナゾ）へて、行者違し奉る御事と所見たり、借、日前宮の相殿に、石凝姥命思兼命御在し坐すは、此の一書に、思兼神云者、有ニ思慮之智一、乃思而白曰、宜ト圖ニ造彼神之象一、而奉中招禱上也、故卽以ニ石凝姥一、爲ニ冶工一、云云と云ふ事の有る由に縁りて、其の日像之鏡の御許に陪従（サモラ）ひ奉らせ給へるなり、又國懸宮の相殿に、天鈿女命玉屋命の御在し坐す御事は、此の日矛は、正書に茅纏之矟と云ひ、古語拾遺には著レ鐸之矛と有りて、天鈿女命の採物にして、神明之憑談（カミガヽリ）の御事御在し坐しける故事の有れば、必ず侍らひ給ふ可き御事なり、然るに、玉屋命の御在し坐すは、彼の天瓊戈（アマノヌボコ）と云ふ迄には非ずとも、矛には玉を荘れる物にて有りけむから、其所に齋かれさせ給ふたる可し、然るは、右の思兼神は、卽ち天兒屋命に御在し坐せば、凡て五部神を兩宮に支別て祀らせ給へるならむには、太玉命も必ず御在し坐しつ可からむを、其の事の無きを以ても、玉屋命を配祭れるに就きても、得去るまじき故由無からじやは、延暦三年、國造家舊記に、日前、國懸兩宮者、天照太神之前靈也、和光早トニ南海之月一、崇敬年舊、尊貌亦留ニ北闕之雲一とは、恐所（カシコドコロ）に天照太神御食津神と共に此の日前御神の御在し坐す事を申せるなり、右に如く、天照太神の前御靈に御在し坐して、伊勢神宮に亞ぎては、尊く高き太御神に渡らせ給へる故に、餘社の誌に神階等を奉らせ給へる虚分（サタ）も聞え給はざるなり、例を以て申さば、宮號を進らせられて、日前神宮、國懸神宮と稱へ奉らせ給はむ欲しきを、當宮と熱田神社との御事に就きては、猶不足（アカ）ぬこそ是なりけれ、（其の村名を秋月村と云へる故か、明らけき事にて、右の神鏡に由有る事にや、若然（サ）も有りなむには、明嵜村（アキイツキ）の嵜などにもや、和名抄郷名に、國懸ニ有るは、若く

は、二字を脱せるにて、國懸神戸なるにや、日前神戸と云ふも有る、擬らへて思ふ可くなむ、）故、此の二種神寶の天降り來坐して、此に鎭定らせ給へる所由は、紀國造系譜に、天照太神、出二天石窟一之後、天神、勅二于天道根命一（神皇産靈尊子）曰、今石凝命所レ鑄之日像鏡、日矛爲二天照太神之前靈一也、今託汝命而、專令二齋祭一焉、皇孫天津彥々火瓊々杵尊爲二葦原中國之主君一天降之時天照太神授二日像鏡日矛一而、此二種神寶爲二吾之前靈一威既高矣、德亦大矣、而不レ異二于鑄之三種神寶一、此亦別作レ殿起レ床奉二安置一而、可レ爲二齋鏡齋一、於是、皇孫受二慇懃之神勅一以二日像鏡日矛一命二天道根命一奉二祭之一と見えたるは、天磐戸を出でさせ給へる、即ち天道根命をして持ち齋かしめ給へるを、其の後皇御孫尊を天降し奉らせ給へる時に、三種神寶に副へて事依し奉らせ給へるなりけり、其所の文、社家傳記には、天神授二三種神寶及種々神寶一之時、同授二此二種之神寶一也、故皇孫與二三種之神寶一共、持二此二種之神寶一而、降二於日向襲之高千穗峯一與同レ床共レ殿、爲二齋鏡一以爲二齋矛一是也と有る是にて、甚能聞えたり、此まで日向宮に天下所知看し、皇御孫尊等三御代の御有狀なり、（但、大倭本記には、齋鏡三面、子鈴一合也と有るを、此には其の日前の御をのみ齋鏡と擧げたる事には有れども、已に天孫降臨章第二一書には、右の三種神寶の中なる八咫鏡を指して日神の齋鏡と詔り給ひ、次に今一鏡は御食津神の御なるも、此の外には有るべからざれども、右は鏡、劔、瓊の三を合せて三種神寶と區別ち、又此の日像鏡・日矛を二種神寶と定めさせ給へるなれば、其は右の種々神寶と云ふ中にて有るべきなり、然れども、齋鏡三面と擧げて、鏡の事のみを云ふ時には、天懸太神・國懸太神・御食津神の三に成れるなり、）又其の系譜に、神日本磐余彥天皇、東征之時、勅二天道根命一曰、汝命奉レ戴二日像鏡日矛一、求二美宮地一奉レ令二

鎭座一、奉レ護二寶祚一焉、對曰、諾、於レ是、天皇發二高千穗宮一、乘二於皇舟一而、從二筑紫一經二諸國一而、遂到二于攝津國難波之碕一、天道根命亦奉レ戴二彼日像鏡日矛一、乘二於皇舟一經二邦國之浦々一、著二當國加太浦一、移二木本鄕一少間留休焉、又乘二於皇舟一而、到二于毛見鄕一、舟著二琴浦一、爰鄕南有レ山、山南有レ海、海中有二島山一、山中有二靈岩一、岩由起二行宮一而、奉レ安二置彼二種神寶一、當奉レ祈下天皇擊二凶虜一平中天下上寶祚之長久上矣・天皇自二茅渟山城水門一、到二當國竈山一、其時道根命、奉レ聞二天皇到二于竈山一而、則行レ之奉レ覲、天皇問曰、覓二美宮地一、令レ鎭二座彼二種寶一否、天道根命、對以二事之本末一曰、任レ意遊之、故天皇行而見レ之、實美宮地也、仍勅二于天道根命一、朕今征二群虜一、所三以安二國家一、專可レ頼二彼二種神寶之威德一、汝慎勿レ懈二其祈禱一矣、對曰、唯々、天皇到二熊野一幸二于大和國菟田下縣一、遂擊二殺長髓彥一矣、退後天皇、定二諸將之功一行レ賞之時、召二天道根命一而詔曰、朕今也平二諸虜一海内無レ事、汝深厚敬二祭彼兩神一、致二朕尊之祈禱一也、因レ茲、披二拂山林一經二營宮室一、恭臨二寶位之重一、於レ是、推二察汝之忠功一、廣二大於天地一、深二潤於滄溟一、此故、今以二紀伊國一、授二與于汝一、則定二任于國造一、以爲二姓氏一、永傳二子子々孫々一而、猶能奉二仕于兩太神一、益奉レ護二寶祚一矣、天道根命、恭蒙二天皇丁寧之勅命一、而歸來焉、是後廻二望國内一之時、娶二國神之女地道女命一、令レ生二比古麻命一、如二吾令一奉二仕于兩太神一也、猶巨細之事、詳二于當宮之緣起一也、天道根命從二神皇產靈尊之時一至二神武天皇之御宇一在レ世也、長壽之神也と有るは、其の東征の初より、名草宮に鎭り坐さしめ奉る趣の文にて、後の氏文の傳ふる古傳是なり、然るに上にも引ける如く、大倭本紀に副ひる古鏡三面と有るは、伊勢と此の御神と、御食津神の三所に渡らせ給へるを、天德御記、日本紀略、扶桑略記、帝王編年記、小右等に載する所、何れも咸所三所の事に於て

違はざるを、其の日前大神の御摸造を神武天皇御世に作られしと云ふ說無ければ、古語拾遺崇神天皇段に、漸畏ニ神威一同レ殿不レ安、故更令ト齋部氏率ニ石凝姥神裔天目一箇神裔二氏一、更鑄レ鏡造レ劒、以爲ニ護身御璽一と有れば、其の御時まで皇太宮に有の日像之鏡日矛も三種神寶と共に大坐しけるを、其の御世に伊勢の御と共に出し奉らしゝ御時に、恐所には其の御摸造の新鏡を留めて、日前御神と齋き奉らせ給ひけむと所思しきを、右の系譜の如くば、神武天皇日向より發幸して、難波に大御船泊させ御在し坐しける御時より、天道根命に託て、美宮地求めに被レ遣たるなりけり、然らば、其の畏所に渡らせ給へる日前の御も、右の御鏡の形體などの委しき傳有りて其に擬りて、後の鏡劒と共に造らしめて、大宮の內に祀ひ置かせさせ給へりし御事となむ聞えたりける、(記傳八卷廿七丁に、「此初度の鏡も、彼日矛と共に三種神寶に添へて、後に皇御孫命へ授け賜ひしなる可し、其故は、拾遺に、矛・玉自從と有る矛は日矛なるが、此鏡も共と同じ時に出來て、後にも同じ地に鎭り坐せばなり、倭、御世々々、天皇の同じ御殿に坐々し、水垣朝に至りて、天照大御神の御靈・八咫鏡・草薙劒を豐鍬入日賣命に離ち奉給ひて、鎭坐すべき地を求め步行き給ふ時に、紀國の名草濱宮に三年が程齋奉り給ひし事、倭姬命世記に見ゆ、此時まで彼日矛も初度の鏡も共に天照大御神の御靈に附添て齋奉りしを、此名草濱宮に有の二をば留奉りて、永く彼地に鎭り令坐給ひしなる可し、是日前國懸二太神なり」と云はれたる、理に於ては、予が思ふ所も同じく然る事なれども、後の系譜に然許り委しく記せるも、後に僞り造れる者とも見えざれば、猶其の考は如何有らむ、其の天道根命の御事は、此に云はむも煩らはしければ、天孫降臨章第二一書、手置帆負神の下に云ふべき由有りて云へり、)其の後の事は、神日本磐余彦天皇東征之時、以ニ此種々之神寶一託ニ

天道根命而、令齋祭也、經國々而、到于攝津國難波、天道根命、奉戴此二種之神寶、到于紀伊國名草郡毛見鄕、奉安置於琴浦之海底岩上、至於崇神天皇（人皇第十代）御宇、豐鋤入姬命、奉戴天照太神之御靈、五十一年四月八日、遷本國名草郡濱宮（毛見鄕也）之時、日前・國懸兩太神、離海底之岩上、移名草濱蘆宮而共住、同五十年、天照太神者、雖遷于吉備名方濱宮、日前・國懸兩太神者、留住於名草宮、至于垂仁天皇（人皇第十一代）十六年、自濱宮遷于同郡神宮、名草萬代宮而鎭座也、今宮地是也と見えたり、其の琴浦海底岩上と有る、底字心得ず、系譜には、天道根命、亦奉戴彼日像鏡日矛、乘于船經邦國之浦々、着當國加太浦、移于木本鄕、而少間留休焉、又乘于船、而到于毛見鄕、舟着琴浦、爰鄕南有山、山南有海、海中有島山、山中有靈岩、岩山起行宮、而奉安置彼二種神寶と有るを合せ考ふるに、海底は海中の意なる可し、其の崇神天皇五十一年の事は、倭姬命世記に、同年甲戌、遷木乃國奈久佐濱宮、積三年之間奉齋、于時紀國造、進舍人紀麻呂、地口御田と有る是なり、元々集には、此の事四月八日と有て合へり、五十四年の事は、世記にも、遷吉備名方濱宮云々と見え、案記には、五十四年十一月、天照太神は、更に吉備國名方濱宮に移り給ふと雖も、兩太神は此地に留り坐々すと云へり、垂仁天皇十六年の事は、系譜を考ふるに、神皇産靈尊、道根命、比古麻命、見刀自命、久志多麻命、大名草彦命と有りて、其の下に、垂仁天皇十六年、兩太神、以夢告于大名草命、鎭座于今之名草宮地也と見えたるは是なり、案記にも、垂仁天皇十六年、今の萬代宮に移り鎭り給ふ、此時に當りて、朝廷忌部工匠に命じて、社殿を令造給ふと所見たり、併、上にも云へるが如く、上古には此の兩太神を合せて日前神とも、國懸神とも、紀伊太神とも申しき、

れるを、後に日像鏡を日前宮、日矛を國懸宮と、宮殿を並べ齋かるゝ世と成りても、大倭本記、系譜等には兩太神を合せて名草宮と申し、社記には萬代宮と稱へ奉れるが如く、此彼を別たず、日像鏡・日矛を合せて國懸太神と號け奉りて、伊勢太神を天照太神と稱へ奉れる、相並び對はせ給ふ大御名になむ御在し坐させ給ひける、（斯れば天道根命の此の兩太神を供奉りて、美宮地を求めに國巡らしゝは、神武天皇東征五年戊午の二月にて、御紀に、皇師遂東、舳艫相接、方到二難波之碕一と有る、其の時の事なる可し、系譜に、天皇、自二茅渟山城水門一、到二當國竈山一、是時、道根命、奉レ迎二天皇一到二于竈山一、而則行レ之奉レ覲と有るは、御紀に據るに同年五月の事なり、若て、此の神は其の御軍の事には仕へ奉られず、唯勅命を奉りて兩太神に侍り奉らるゝのみにて、後に熊野にて韴靈（フツノミタマ）を奉られし高倉下命（タカクラジノミコト）の、軍事に預り給はぬと同じ事なり、系譜に、天皇、定二諸將之功一、行レ賞之時、云々、今以二紀伊國一、與二于汝一云々は、國造本紀に、紀伊國造、橿原朝御世、神皇産靈命五世孫、天道根命、定二賜國造一と有る是なり、此の神は天上にて日神に仕へ奉り給ひ、皇御孫尊に陪從して天降り給ひ、神武天皇御世まで御在し坐しゝ事、疑はしきに似たりと雖も、已に右に云へる高倉下命は石凝姥命なるを、其の御世に出で給ひ、饒速日命は其の御父に坐すも、其の御世に御在し坐しけるなど、猶斯る類なむ多在るを何どかは疑はむ）

安政四年丁巳閏五月八日始六月朔日脱稿

日本書紀傳　十九之卷

穗積重胤謹撰

神代上第十九　寶鏡開始章

一書曰。日神尊以天垣田爲御田時。素戔嗚尊春則塡渠毀畔。又秋穀已成則。冒以絡繩。且日神居織殿時則生剝斑駒。納其殿內。凡此諸事盡是無狀。雖然日神恩親之意。不慍不恨皆以平心容焉。及至日神當新嘗之時。素戔嗚尊則於新宮御席之下陰自送糞。日神不知徑坐席上。由是日神擧體不平。故以恚恨廼居于天石窟閉其磐戶。

素戔嗚尊の御荒びの概略はしも、先づ正書には、天照太神、以天狹田長田、爲御田時、素戔嗚尊、春則重播種子、且毀其畔、秋則放天斑駒、使伏田中、復見天照太神當新嘗時、則陰放屎於新宮、又見天照太神方織神衣、

齋ヵ居服殿上、則剥二天斑駒一、穿二殿甍一、而投納と有りて、甚詳かなる者なり、第一ノ一書は、唯齋服殿の異說のみ有り、第三ノ一書には御營田の事のみ委曲に在り、然れども、一には御營田と新嘗宮の事無く、一は齋服殿と新嘗宮の事を漏らされたるを、此の傳なむ其の三事を竝べ擧げられて、正書又古事記の趣に異ならず、然りと雖も、傳十七に論ひ云へるが如く、其の次第の如きは、正書古事共に、一は御營田の事なり、二は新嘗宮の事なり、三は齋服殿の事なり、此は然らず、御營田の事より引き續けて織殿の事有り、終には其新嘗宮の事に依りて、天石窟に入らせさせ御在し坐しゝ狀なれども、右にては叶ひ難き由、勝無には非ず、其は、古事記に、於二勝佐備一、離二天照大御神之營田之阿一、埋二其溝一、亦其於下聞二看大嘗一之殿上、屎麻理散と有りて、下に、故雖二然爲一、天照大御神者、登賀米受而告、如レ屎、醉而吐散登許曾、我那勢之命爲二如此一、又離二田之阿一埋レ溝者、地矣阿多良斯登許曾、我那勢之命爲二如此一、登詔雖レ直、猶其惡態不レ止而轉と有りて、此の二事は詔り直し坐して、御怒らせ御在し坐さずして、如何にも爲て其の神の荒び坐す御心を鎭めむと爲させ給ひつるなり、第三ノ一書に、凡此惡事、曾無二息時一、雖レ然、日神不レ慍、恒以二平恕一相容焉と有るも、即ち此に當れり、然るを此には御營田と織殿との事を擧げたる次に、凡此諸事、盡是無狀、雖レ然、日神恩親之意、不レ慍不レ恨、皆以二平心一容焉と有る事なれども、正書と古事記との狀を考ふるに、御營田の事と新嘗宮の事とに於ては、詔り直させ給ふ方も有りしを、齋服殿の御荒びに就きては、且は驚き且は怒らせ給ひて、天石窟に入り給へる趣にて、殊に第一ノ一書には、其の事に依りて、故天照太神、謂二素戔嗚尊一曰、汝猶有二黑心一、不レ欲三與レ汝相見一、乃入二于天石窟一、而閉二著磐戸一焉とも有りて、正書と彼の記とに相合へるからは、此の傳に、及レ至二日神

當二新嘗一之時上、素戔嗚尊、則於二新宮御席之下一、陰自送糞、（中略）由是、日神擧體不平、故以恚恨、廼居二于天石窟一、閉二其磐戸一と有る事なり、然れども、其の送糞は、自然に罪事と成れるが故に、右の如く日神擧レ體不平と有る事なれども、右に引ける古事記の御詔直言は、又其の罪を返す神術なる可き由、傳十七に考註せる如くなれば、其の事に依りて石屋隱り爲させ給へりとは、理に於ても云はるまじき者になむ有りける、（然許り、大御心の廣く、平和かに御在し坐す皇太神に御在し坐せば、何方までも見直し聞き直させ給ふ可き限りは、平恕なる大御心以て宥容させ給ひけめども、其の天斑駒を生剝逆剝に剝ぎて落し入れ、天衣織女の梭以て傷レ身に至りては、爭でかは怒らせ給はざらむ、斯れば、其の新嘗宮の御事に依りて御怒坐せると云ふは、此の一書に限りたる說なり、凡て書を解くには、先づ其の本文を考へ正さずしては、其の意定らずして、浮きて聞ける事も多在る者なれば、如此は、古術き、道にも在る者にて、古人に對ひては甚無禮く、罪其の所爲き心ち爲ざるには非ざれども、道の爲には止む事を得ざる事になむ、□日神尊は、當には日神と有るを、尊字を加へたるは、崇め稱せるなり、古事記八千矛神の御歌に、夜知富許能、遠登賣美許登波と有るは、自稱なれども、妹神に對ひて宣へるなり、其の沼河日賣命の御歌に、夜知富許能、迦微能美許登、奴延久佐能、賣邇志阿禮婆、（中略）阿夜爾、那古斐支許志、夜知富許能、迦微能美許登、美許登婆と見え、須勢理毘賣命の御歌にも、夜知富許能、加微能美許登夜、阿賀淤富久邇奴斯許曾波、云々と詠ませ給へるは並なり、其の詞志比宮段に、伊奢沙和氣大神之命と見え、出雲風土記にも、其の神の御事を、所レ造二天下一大神・大穴持命と申せるを略きて、所レ造二天下一大穴持命と有るを、又約めて、所レ造二天下一大神命とも有る、此等は、

正しく神命と云ふ例なり、萬葉一（十七丁）に、天皇之、神之御言能、三（二十八丁）に、皇神祖之、神乃御言乃、又（三十七丁）久堅之、天原從、生來神之命、五（十三丁）に、多良志比咩可尾能彌許等、十八（十八丁）に、須賣呂伎能、可未能美許登能、又（二十丁）須賣呂伎能、神乃美許等能、又（二十二丁）須賣呂伎乃、可未能美許等能、十九（二十九丁）に、知多鄙民能、可美能味許等なども見えたり、（天神本紀に所見たる供奉三十二神の中に、天日神命、對馬縣主等祖、天月神命、壹岐縣主等祖と有るは、神字美多麻と訓みて、別神と聞えたれば、此の神命の例には非ず。）○天垣田は、纂疏に、墾レ田周以二垣墻一、防二禽獸一也と說かせ給ひ、直指に、「獸に蹈み食しめまじき爲に、外邊に竹木を以て垣を爲る田なり」とも有るが如し。然るは、萬葉十三（二丁）に、神南備乃、清三田屋乃垣津田乃、池之堤之と有る、垣津田は垣内田の義なるを、其の神名備は、傳九に云へるが如く、大和國高市郡なる飛鳥の神奈備を云ふなり、三田屋とは、其の神の御田を守る屋を云ひて、越後などの方言に、田屋と云ふ物是なり、其の垣津田を、萬葉考に、「堤を廻らし、水の引漏を程能く爲るを垣田と云ふ。國の垣は山、家の垣は築土、田の垣は堤なり、池の堤とは、上の垣卽ち此堤なり」と云はれたれども、推當の說にて信なひ難かり、其は應神天皇十一年御紀に、作二劍池・輕池・鹿垣池・廐坂池一と有る鹿垣池を、大和志に、在二高市郡飛鳥村一、一名垣津田池と有るに、右の歌も相符へるに、其の本名を鹿垣池と云へるを以ても、其の垣は堤ならざりし事を思ふ可く、又此の天垣田も、天垣津田の義なるをも曉る可き者なり、又口訣には、天垣田近レ之稱と云へるは、皇太神の大宮の、御墻に近く有る御田と云ふ義なるは、實に然る可し、此の天垣田は下なる皆以二絡繩一と有るに應ずる所にて、垣外の意と聞ゆ。今淡路の

方言に、人家の近傍を云ふ中に、其の正門の外なる田地を凡て加伊登と云ふは、垣外カキトの義なり、上に云へるは垣内カキツ、此は垣外カキトにて、内外の差有りと雖も、未だ此の時など、然る禽獸の防を設けさせ給ふ可き程の時節に非ざれば、口訣の說の方や、穩當にて有りなむかし、（谷重遠說に、垣限也、天子御田故、垣レ之也と云へれども、未だ然る的證を得ず、神名式、播磨國加茂郡垣田神社と申す有り、和名抄鄕名に、豐前國宇佐郡垣田と云ふも所見たれば、天子の御田ならずとて、垣田と云ふ事の何どかは無からざらむ、又白井宗因說に、「予が所持の活本、垣を墻に作る、墻は土の細密に肥えたる物なれば、膏腴の田と云ふ事か」と云へるも、疑はしき事なり、其は崇神天皇六十二年御紀に、河內狹山埴田と云ふ事の有るを取り出でて、思ひ寄せたる說ならむかとぞ所思えたる）○爲二御田一の事は、傳十七に云へり、（塡レ渠は、第三一書には、春則廢二渠槽一及埋レ溝と見え、古事記には、離二天照大御神之營田之阿一、埋二其溝一、（中略）又離二田之阿一、埋レ溝者、地矣阿多良斯登許曾、我那勢之命、爲二如此一登詔雖レ直（下略）と見え、又皇太神宮儀式帳に、天津罪止、所始志罪波、敷蒔・畔放・溝埋、云々、大祓詞にも、天津罪止畔放・溝埋・樋放・頻蒔・串刺云々など見えたる、皆同じ事なり、口訣に、塡は塞也と註し、纂疏には、渠謂下溝瀆通二水於田一者上、雨則洩レ之、旱則瀦レ之、若土塡二於渠一、則水道廢、而有二害於稼穡一也と有るは、信に明らかなる御註なり、渠字は、御紀に、多くは溝字を書けるを、齊明天皇二年御紀に、使二水工一穿レ渠云々、時人、謗曰二狂心渠一云々、三年御紀に、[illegible]渠水、損二費公糧一など用ひられたり、記傳八（五丁）に、「埋二其溝一は、書紀に、塡レ渠とも埋レ溝とも有り、埋は字のまゝとも訓むべけれども、古語拾遺に、美曾宇女と有るに依れり、和名抄に、釋名云、田間之水曰レ溝、和名三會、渠同上と云

ひ、又畦田中渠也、和名太三倍とも有り、倍畔を放つは、其の田に蓄はへたる水を溜し、又水の多在る時に、外より漫に入りて、溢らさむ爲の態なり、溝を埋むるは、水を引かするを妨げむ爲なり」とも所見たり、（又祝詞考にも、「溝は遠く水を引きて、田に懸けむ料なるを、埋めて水を引くべき由無からしむるなり、宇米は、宇豆米の略なり」と有り、名義抄に、壟字を、美都とも、於曾布とも、布久流とも、伊呂布とも、美賀久とも、宇牟とも、都伎奴とも、那豆牟とも訓めり、宇米は上築にて、物を塞ぐ義と聞ゆ。）○豐畔は、傳十七に云へり、○秋穀已成の成は、登る事を云ふなり、秋に成りて實を結ぶは、其の物の已に成り整へるなれば、那流とは云へり、崇神天皇七年の御紀に、五穀既成、百姓饒之と見え、大忌祭詞に、八束穗爾、皇神能成幸賜者云々、天下乃公民乃、取作奧津御歲乎、惡風荒水爾不相賜、汝命乃成幸波閇賜者、又風神祭詞に、五穀物乎始氐、天下乃公民乃作物乎、草乃片葉爾至萬氐不成などの成是にて、今俗にも、然云ふ事なり、萬葉二（十二丁）に、玉葛、實不成樹爾波、千磐破、神曾著常云、不成樹別爾、又、玉葛、花耳開而、不成有者、云々、十一（三十八丁）に、吾屋戸之、穗蓼古幹、採生之、實成左右二、君乎志將待、又（四十七丁）日本之、室原乃毛桃、本繁、言大王物乎、不成不止、などの類多在るを、思ひ出づる任に一二を舉ぐるのみ、古今集東歌にも、「麻生浦に片枝指覆ひ成る梨の成りも成らずも寢て語らはむ」とも有り、（催馬樂、呂の山城に、「也末之呂乃、己末乃和太利乃、宇利川久利、云々、伊加爾世牟、奈利也之名末之、宇利太川末天爾、云々と有る奈利も、此の成に同じ事なり。）○畔繩は阿是那波と訓めり、思ふに、此は天垣田に對へる所なる可し、然るは、右にも云へる如く、天垣田は、日宮の御垣邊に在りて、日神尊の御營田なるを、秋穀の登りて、已

に收穫る時に至りては、素戔嗚尊の、己が卜給へる御田の如く、絡繩を冒以して、田人の苅取る便を令レ失ふるを云ふなり、私記に、春時、墳レ溝毀レ畔、僅至ニ秋時一、即以ニ絡繩一引ニ其田一、自レ謂已往者、是我田也、見ニ其實既熟一、即可レ欲之意、必引ニ其絡繩一者、欲レ爲ニ其分境之畔一也と有るが如く、己が物の狀に成し振舞はせ給ふなり、纂疏に、且ニ以ニ絡繩一、謂ト且レ田以レ繩と有るは、然る言なり、然れども、其の下に、蓋奪ニ佗人之田一、以爲ニ我田一也と見え、日訣にも、冒犯絡繩也、掠ニ佗領一業也と云へれども、素戔嗚尊の御生質として、然る御心御在し坐すには非ず、其の上此の度の御事は、如何にも爲て妨げ損なひ奉らむと爲させ給ふからの、御振舞にてこそは有りもしけれ、素より然る御心ならざりければ、右の御說は甚々味氣無き御事なりかし、通證に、駿河風土記所レ謂、注連田之謂也と云へり、注連田とは田に注連繩を界以して界を分つを云へり、其の例其は、傳十七、端出之繩の下に引けるを考へ合す可し、(私但說に、日神の御田へ、我田の境を掘り込みて繩を張るなり、今も境を越して、人の田を作ふとて、繩を張るなり」と云ひ、又宗因說には、經界の繩の義には非ざる可し、秋登る時を見ては、繩を縱橫上下して、其の實を濡れ潰さむと計らひ給ふ義なり」とも云へども、共に盡さゞる者なり、)○冒以は、比伎和多志伎と訓むべし、本には、冒以ニ絡繩一と有りて、宇流麻志傳とも、比伎和多須蘭とも訓みたれども、其が作にては例の漢文訓なり、但、宇流麻傳と訓めるは、秋稼已成れるを收穫る時に至る迄と云ふ義たるに有るべし、右にては、稻を苅り入る時まで絡繩を引き延し、其の事畢りては別に妨ぐ可き所作も無き故に、備はせ給はざるなり、正書に、秋則放ニ天斑駒一、使ニ伏田中一、第三一書にも、秋則捺ニ籤伏一馬と有るなどに並べて思ふに、然訓む時は、中古以來御田を作ひ給ふと云ふ如き拒言を打消

し、甚なむ良はしかりける、然れば、此の二字、正書に界以を然訓める例に隨ひて、比伎和多志伎と訓みて、意は右の義を作ふ可き者になむ、又纂疏本には、冒を亘に作れり、然る本も有りしか、又は私記に、即以二絡繩一、引二亘其田一と有るに依りて、改めさせ給へるなどにもや、(但、口訣に冒犯也と註せるも、其の義を合みての事なれば、猶冒、字の方や古かりなまし、纂疏に、亘以二絡繩一、謂二亘レ田以レ繩と注させ給へるも、全く私記の意なり、) ○織殿は、正書・第二一書共に齋服殿と有り、古事記に、忌服屋又は服屋と云へる是なり、其の事傳十七に云へり、織殿と云ふ例は、太神宮式に、服部等造二一時神衣機殿一祭、云々麻績等機殿祭云々と云ふ事有りて、下に服織戸・麻績戸と云ふ事の見えたれば、織殿は服織殿の略にても有るべきにや、倭姫命世記に、垂仁天皇二十五年、丙辰春三月、伊勢百船度會國玉掇伊蘇國に入座、即建二神服織社一、令レ織二太神之御服一、麻績機殿神服社是也、(中略)取二丁巳秋九月甲子一、奉レ遷二於五十鈴川上一之後、寛二清麗宵地一天、和妙之機殿乎、同與二于五十鈴川上側一、令二倭姫命居一焉(下略)と見え、機殿儀式帳に、此機殿、昔纏向珠城朝廷倭姫皇女、傳レ奉太神一、齋二奉飯野之高宮一、于レ時、機殿立二長田郷一、(中略)是太神御靈也、云々と有るなど、此の天上の織殿の事より起りて、神衣祭の緣なり、常陸風土記、久慈郡太田郷條に、珠賣美萬命、自レ天降時、爲レ織二御服一、從而降レ之、神名綺日安命、自二筑紫國日向二折之峯一、至二三野國引津根之丘一、後及二美麻貴天皇之世一、長幡部遠祖多氏命、避レ自三野一、遷二于久慈一、造二立機殿一、初織レ之、(中略)或曰、當二織レ絁時一、輙爲二人見一、故、閉レ屋扉闇、內而織、因名二烏織一と有るも、亦右の例なり、又大嘗祭式神服條に、凡織二神服一者、九月上旬、差二神服社神主一人一、云々、歸二向京齋場一、先祭二織屋一、然後初織、(中略)其神服殿者、兩國各

一字、神服男女負屋各一字、祝部負屋一字、（長廣隨ㇾ宜）豈以ㇾ黒不ㇾ及ㇾ草ㇾ懐害と有るを以て、上代機殿の状を知るべく、況て上天の織殿の御有状、想像り奉る可き御事なりかし、（又世記に、右の機殿の事を八尋機殿と書して、下に間方機殿是也と見え、其を神名秘書に引ける風土記に、機殿號ニ八尋ㇾ者、倭姫命奉ㇾ齋ニ太神ㇾ之日、作立也と有り、八尋殿の事思ひ合す可き者なり、）○生剝は、伊祁波岐爾波岐氏と訓むべきなり、古語拾遺に、逆剝生駒ㇾと見え、跡に、生剝者、剝ニ生馬ㇾ之皮ㇾ也と有るが如し、傳十七に云へるが如く、其の皮を全剝に剝ぎながら、殺し盡さず活せ置く事にて、彼の古事記に謂ゆる稻羽之素莵などの如き、卽ち生剝に剝がれたりし者なりけり、古今著聞集に、粟田大納言忠良古き大納言に御在しながら、甚も出仕なども爲で隱り御在しける頃、公宴に大納言の御用有りげに聞えければ定めて剝がれ給ひなむと世に云ひけるに、其の儀無かりければ、縣召除目の日、普賢寺入道殿、彼の卿が許へ遣はされける、「人よりも彼の逸物に見ゆる哉此の伊祁波岐に爲られざりける」返し、「伊祁波岐に爲られざらむも理りや骨と皮との痩附樣には」此の大納言は、痩せ細りたる人にて御在しければ、如此返し參らせけるとぞと有る、卽ち伊祁波岐とは云はず、伊祁波岐と訓む證なり、大祓詞後釋に、伊祁波岐と云ふは令ㇾ生置きて剝ぐ意なり、と有るにて聞えたり、（花に生花と云ひ、魚に生洲と云へるなど、生を伊祁と訓める、右と同じ義なり、倭姫命世記に、佐々牟乃木伎乎割取而、生比伎爾宇氣比伎良世給と有るなども、生は伊祁なり、此の生剝を、本に伊岐波岐爾表氏と訓めるは、言の意を得ざる近頃の人の誤訓にて、大祓詞にても、生膚斷、死膚斷の生は、伊祁とは訓まずて、伊伎なるを、其と一に思ひ混へて、其の差を立てざるなり、通證に、十六國春秋、符生殘虐、或生剝ニ牛羊驢馬ㇾと有り、）○納ニ其殿

内一は、第一一書に投二入之殿内一と有るに同じ、正書に、穿二殿甍一而投納と有るも、其の殿内に投げ落し入れ給ふ事なり、然るに、此には納字を書きて、右の投納又投入など丶同じく訓み、古語拾遺には、投字を訓ませたる、共に正しく當れるには非ざれども、此の義に依りて然訓む事なり、（名義抄に、納字、伊流とも、岐佐牟とも、都豆流とも、久波志とも、能理とも、久都奴比とも、波夜流とも、宇久とも訓めり、）○凡此諸事は、古語拾遺に、凡厥庶事云々と有ると、同じ狀なる文なり、○盡は、本に都久須爾と訓めるは誤なり、許登碁登爾と訓むべし、海宮遊行章第四一書に、海神便起二憐心一、盡召二鰭廣、鰭狹一問レ之と有るを、古事記には、是以、海神悉召二集海之大小魚一問曰と有りて、盡を悉と同じ所に用ひたる是なり、借其の意は、同記に、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇と有りて、皆と悉と並べ云へるが如く、盡は皆と云ふに近く、又極と云ふに等し、同記、日子穗々手見命大御歌に、伊毛波和須禮士、余能許登碁登爾と有るは、世の極み迄にの義なり萬葉に、盡字を用ひたるは、一（十六丁）に、橿原乃、日知之御世從、阿禮座師、神之盡と有るを、今本書と作るは、名義抄に、此字盡・盡・書と有る書を誤れるなり、二（二十四丁）に、夜者毛、夜之盡、晝者持、日之盡、又（三十六丁）晝波毛、日之盡、夜羽毛、夜之盡、三（二十八丁）に、皇神祖之、神乃御言乃、敷生、國之盡、又（三十六丁）晝者毛、日之盡、夜者毛、夜之盡、又（五十四丁）滿有之、人乃盡など、集中多在るを、四（十二丁）に、晝波、日乃久流留麻氐、夜者、夜之明流寸食と有る、此を以て、盡と極と皆と、相通はし云ふなるを曉る可き者なり、（又都久流と訓めるも、物の至る極みを云ふ言なれば、其の意同じきに歸めり、借、名義抄に、此の字、都伎奴とも、都久須とも、許登碁登久とも、袁波流とも、許叡流とも、麻都とも訓み、又萬葉

には、船の泊るに此の字を訓みたりき」）〇無然は、傳十七に註せり、古事記には、此を、猶其浪穗不レ止而轉と有る、其の轉字に當れり、記傳八（十一丁）に、「是は本より有る事の、遂進みて殊に甚しく成るを云ふ言なり、萬葉十二（五丁）に、何時奈毛、不戀有登者、雖不有、得田直比來、戀之繁母、二十（十三丁）に、秋等伊幣婆、許己呂曾伊多伎、宇多弖家爾、花爾奈蘇倍弖、見麻久保里香聞と有る、是にて心得べし、又十（十二丁）に、吾屋前之、毛桃之下爾、月夜指、下心吉、菟楯頃者、十一（十丁）に、若月、清不見、雲隱、見欲、宇多手比日と有り、又源氏葵卷に、紫上の髮の事を、「宇多氏、所狹うも有るかな、如何に生やらむと爲らむ」と云ひ、同卷に、年頃阿波禮と思ひ聞えつるは、片端にも非りけり、人の心こそ、宇多氏有る物は有れ、此等も遂進みて甚しく成る意なり、轉字を書くは、轉り進む意を取るなる可し、倍、下卷穴穗朝段に、宇多弖物云王子、故應レ愼、亦宜レ堅二御身一、又書紀に、武烈天皇の御所行を云ふ所に、設二奇偉之戲一など有るは、右の意より轉りて、平穩尋常ならで、奇偉しくて善からぬ意と聞ゆ、貫之集に、蟻通神の事を、宇多弖有神也と云へるも是なり、古今集に、「阿波禮てふ言こそ宇多弖世中を思離れぬ鏈なりけれ」、又、「落と見て有るべき物を梅花宇多弖匂ひの袖に留れる」、此も形見こそ今は仇なれと詠める若くにて同意なり、菅家萬葉集に、「宇多弖を別樣と書かれたるは迂遠し、依記に、灌日宍道、長夜不レ得二寢人一、と以別樣也と有り、此の別樣も然訓むべきなり、中古に此の字を書き習へるなる可し、又、俗に異也なると云ふと同じ意を、宇多氏侍と云ふも、此より轉れるなり、又古今集俳諧に、「花と見て折らむと爲れば女郎花宇多々有る樣の名にこそ有けれ」、此宇多々も同言にて、意も右に同じ、女郎と云ふ名に憚りて、尋常の花とは違ひて、折らむ事を斷

しく快からず思ふ由なり、故此の轉字をも常には宇多々と訓めり、偕此に、悪態不止而轉と先づ云ひ置きて、次に其の宇多氏有る所行を云へり」（以上取意）と云はれたる、實に明らかたる說なり、土佐日記にも、「此の主人の饗應宜きを見るに、宇多氏思ほゆ」と有るは、俗に氣の毒など云ふ意なるを、千載戀四に、「佗にては中々然ても有りにしを宇多氏物思ふ昨日今日哉」と有るは、心より外なる事を云へり、故に思ふに、宇多氏は、古語拾遺に、於レ是素戔嗚神、欲レ奉レ辭二日神一、昇レ天之時、櫛明玉命、奉レ迎獻以二瑞八坂瓊之曲玉一、素戔嗚神受レ之、轉奉二日神一と有るも、我に受けたる物を他に移すを以て、宇多々と云へるにて、即ち移々の義と聞ゆ、右に引かれたる例共を、推し通して考ふるに、其の事の眞直に行くべき所を、折回る如きに云ふ辭なり、（源氏御幸卷に、「後の名まで、宇多々有るべし」と有るも同じ、今中國の方言に、物の有り來りにて宜しきに、悪しきに觧付きたるなど、凡て物の遷り替りて、身にも心にも相叶はぬ事を宇多氏志と云へり、古語拾遺の轉、武烈天皇御紀の奇偉、菅家萬葉集の別樣などの字遣ひをも合せ考ふ可し」）○思親之意は、兄弟登云布親麻白伎御意と訓めり、其は、仁徳天皇四十年御紀に、皇弟隼別皇子の罪有る所に、亦欲下以二干支之義一而、忍之勿レ罪と見え、舒明天皇御紀にも、吾知二汝言之非一、以二干支之義一、不レ得レ害と有るなど、同じ語の狀に古人の訓まれたるならめども、其は神武天皇御紀に、大孝を親爾順賀布と訓める類にて、神代の傳言には、似てしも非ずなむ有りける、萬葉二（二十六丁）移二葬大津皇子屍於二上山一之時大來皇女哀傷御作歌に、宇都曾見乃、人爾有吾哉、從明日者、二上山乎、弟世登吾將見と有るは、兄弟ならぬ山を指して兄弟の思を成さむと云ふにて、右の狀に云ふ時は、古言と成りて、右等と同じきが如くなれども、其は此の例には非ざるな

り、然れば、右の息親を命部臣自伎と訓むべきかと思へども息字に當らず、古史徴に美宇己久志美能と訓めるは、名義抄に、息字米具牟、又爾牟己呂、又宇都久志牟、黄牟と有るに叶ひて、大に宜しくは有れども、猶足らず、宇都久志登思富須御心以氐と訓むべきなり、然るは、父慈子孝と云ふ如く、兄弟の相惠む例の言を考ふるに、古事記に、少名毘古那神の事を、天神の御言に、故與汝葦原色許男命、爲兄弟而、作堅其國と有りて、兄弟の義なるに、此には、下章第六一書に、宜愛而養焉と有り、又垂仁天皇四年御紀に、狹穗彦王の、皇后に問ひ奉れる言に、汝孰愛兄與夫焉、(中略)皇后對曰、愛兄也と所見たれば、愛は兄弟と夫婦の間に云ふ言なりけり、(萬葉五卷にも、父母乎、美禮婆多布斗斯、妻子美禮婆、米具斯宇都久志などもあり、又右の于支、詩大雅に、本支百世、傳本宗子、支支子也と有りて、兄弟に當る字なり、又雄略天皇二十三年御紀に、今星川王、心懷悖惡、行闕友于と有る、其は書君陳に、友于兄弟と有る字を取られたるにて、字義別なり、)○不レ還不レ恨に、登賀米給波受恨給波受と訓めり、古事記には、此を故雖然爲、天照大御神者、登賀米受而告、云々登詔雖直、云々と見えたり、日誌に、不レ咎不レ恨者、神明以レ有過、見直之、聞直之謂也と有るは、其の意を得たる說にて、大殿祭祝詞別に、親王諸王諸臣、百官人等乎、己乖乖不令在、邪意穢心無久、宮進留進、宮勤留勤之米、咎過在乎波見直聞直坐氐、平久安久令仕奉爾依氐、云々と有るは、宮仕への事に就きて、咎む可きを見直し聞き直し給ふ意なり、又、御門祭詞にも、參入罷出人名乎問所知志、咎過在乎波、神直備大直備爾見直聞直坐氐、平久安久令仕奉留爾依氐、云々と有るも、御門に出入る人々の咎過をも有め容し給ふ由にて、此の不レ還不レ恨は、即ち右に當る事共なれ、(凡て

大らかなる皇神の大道はしも、甚々平和なる者にして、上古には、刑にも被行る可き程の罪行るにも、祓を負せられ、其の祓は、正しく罪有るに依りて、令レ被給ふ御事なるに、其の大祓詞に、過犯家牟雜々罪と云ひて、其の罪をも過ちて犯かる由に云ひ成せる、即ち右の不レ慍不レ恨の義、又見直し聞直し給ふ趣なると一事なり。）不レ慍の慍字は、正韻には、發禮を美伊加理坐氏と訓める事、傳十七に註へるが如し、然るに、名義抄を閲るに、慍を多豆奴又伊加流と訓みたるに、此に登賀牟と訓めるは古事記に據れる者なり、借此の言は、罪咎と云ふ咎の言より活けるにて、牟は辭なり、若て罪とは傳十七に云へるが如きを、咎と云ふも似たる事に用ひながら、猶其の差有る事なり、罪は都美須と云ひて、其の刑法已に究まるを、咎を登賀牟と云へるは、其の刑未だ究り畢らざるを云ふなれば、先づは失と云ふに近き程の事なり、續紀第三十詔に、「吉作乎、朝庭乃咎計乎、將進止謀計利」と有るは、天皇の御失と云はむが如し、源氏帚木卷に、「光君、名のみ悉しう云ひ消れ給ふ咎多在なるに云々」と有るも、好色の失有るを云ふなり、然れば、登賀は言擧の略にして、言に擧げて其の過失を指し云ふ由なる可し、（此に就きて思ふに、仁德天皇三十八年御紀に天皇與二皇后一居二高臺一、而避レ暑時、毎夜自二兎餓野一、有レ聞二鹿鳴一、其聲寥而悲之、共起二可憐之情一、及二月盡一以鹿鳴不レ聆、爰天皇語二皇后一曰、當二是夕一、而鹿不レ鳴、其何由焉、明日猪名縣佐伯部、獻二苞苴一、云々今推二佐伯部獲 鹿之日夜及山野一、即當二鳴鹿一、其人雖下不レ知二朕之愛一、以適逢獨獲上、猶不レ得レ已而有レ恨、故佐伯部、不レ欲レ近二於皇居一、云々と有るも、唯慣めしく所思すのみにて、罪する程に非ざるが故に流されしなるが、其の兎餓野を、攝津風土記に刀我野と作れば、其の咎め給ひしに依れるにこそ、）登賀牟は、記傳八（九丁）に、「何是問給共、止可賣自、其處乎止鹿

乃淵號𛀁、萬葉四（四十九丁）に、足引乃、山二四居者、風流無三、吾爲類和射乎、宿日鵙者、十八（三十五丁）に、
波利夫久路、應婢都々氣奈我良、住等其等通、天良佐比安流氣騰、比等毛登賀米受など有りと見え、續紀にも、第
十六詔に、人乃見可咎事和射奈世曾、第三十五詔に、無禮𛀁見咎𛀁事𛀁不知之𛀁、惡友𛀁所引率𛀁物在なども有り、
（土佐日記にも、其の詞何とは無けれど、物云ふやうにぞ聞えたる、人の程に合はねばとがむるなり、云々、古今集に
も、「百草の花の紐解く秋の野に思ひ戯はれむ人な咎めそ」など、常に多き事なるなり、）○平心、第三十一書には、平
恕と作せ給へり、此等の平は、太廣にて御心の廣く和やかに御在し坐す事にて、神功皇后御紀の天照太神の御誨に、
我之荒魂、不可近皇居、當居御心廣田國と有る續きも、此の平心に異ならず、又、顯宗天皇御紀、寶壽詞に、
取置掾掾者、此家長御心之齊也、取置蘆萑者、此家長御心之平也と云ふ事見え、大忠祭詞に、如此仕奉る幣帛乎、
安幣帛𛀁足幣帛𛀁、皇神御心平々、安々、聞食𛀁、風神祭詞にも、各此宇豆乃幣帛乎、安幣帛𛀁足幣帛𛀁、皇神𛀁御心
𛀁、平々聞食𛀁、又、遷却祟神詞に、皇神等乃御心も明𛀁、安幣帛乃足幣帛止、平々聞食𛀁、祟給ひ健給ふ事無く、
など有り、又出雲風土記に、意宇郡安來郷、郡家東北二十七里一百八十歩、神須佐乃烏命、天壁立廻坐之、爾時、來
坐此處而詔、吾御心者安平成詔、故云安來と見えたるなど、皆此の平心の例ならずや、又續紀第三十一詔に、国
乃績止方、皇太子乎置定天之、心毛安久於多比仁在止、常人乃念云所仁在と有る、於多比は、穩字の意なるを、此に
は平心の平字に當て用ひたりし者なり、）○容貌は、仁德天皇御紀に、夫君天下、以治萬民者、蓋之如天、容之
如地と有るは、漢文なれども、其の廣き御心ばへを云へるにて、容は見直し聞き直し給ふ事を云ふなり、偕此を由

達志豫布とも曳陀禾給布とも訓むべき中に、後の方や勝りたるらむ、其は其の罪を咎しむ可きを免べ宥る意なればなり、海宮遊行章に、火闌降命の罪有るを、於レ是、噬二其咎一、赦レ之と見え、景行天皇五十六年御紀に、因以免レ降者、而誅レ不レ服と云ひ、應神天皇九年御紀に、共出二于磯城川濱一、爲二探湯一、武内宿禰勝レ之、便執二横刀一、以殴二仆甘美内宿禰一、遂欲レ殺矣、天皇勅之令レ釋と見え、仁德天皇四十年御紀に、阿俄能胡乃獻二己之私地一、請レ免レ死、故納二其地一、赦二死罪一と云ひ、四十一年に、天皇既赦二臣罪一、故寄二汝而活焉など有り、又雄略天皇十三年御紀、猪名部眞根を罪なはるゝ所に、喟然頽歎曰、嗟夫、人哉、乃以二赦使一、乘二於甲斐黒駒一、馳而詣二刑所一、止而赦レ之とも有り、古事記同段にも、天皇看二行其浮レ盞之葉一、打二伏其婇一、以レ刀刺二充其頸一、將レ斬之時、其婇、白二天皇一曰、莫レ殺二吾身一、（中略）故獻二此歌一者、赦二其罪一也と見え、歌詞には、武烈天皇御紀に、飫禰能古等、耶陛耶都我耶積、瑜屢世登耶彌古と有り、又萬葉なるは、卷十三、勅レ許之一の下に已に引けるが如し、容字、名義抄に、伊流とも、宇久とも、由流須とも、富志伊麻々とも有り、（源氏桐壺卷にも、「罷出なむとしても、猶由流志宣はず、云々」と有るは、許可の意なるも、同言同義にて、字は種々に當つれども一なり、又須磨卷に、「由流々加に讀み給へる、云々」と有るは、緩を言ふ事の閑かなるなり、又若紫卷に、「唯海面を見渡したる程なむ、怪しく異所に似ず、由富毘加なる所侍り」と有る由富毘加を、寛大の意なりと注せるなど、同じ類の語共なる者なり。）又此の容字を曳陀禾と訓めるは、名義抄に、宥をも宜をも、曳陀禾又は由流須と訓みたるは、其の義の近く、適ふが故なるに、續紀第五十三詔に、隨レ法、斬乃罪爾行賜倍之、然思保之大御心坐爾依而、免賜比奈太牟賜比氏、遠流罪爾治賜奴止宣と有りて、免と宥とを重ね云

へる、由流須は緩く寄る由たり、那陀牟は長かる義たり、此を以て、其の用語かの眞言たるを曉る可し、源氏少女(八丁)に、「憚る所無く、例有らむに任せて、咎むる事無く、嚴しう行へ」と仰せ給へば、」匂宮(九丁)に、「御心然る物深く、世中を思し宥らしめ程に、云々」と有る、那陀良米も右に同じ、又夕霧(六十六丁)に、「甚若やかに心愛くしう、勞たき物に、心ばへ將御在する人なれば、和みつゝ物し給ふを、云々」と云へるなど、皆此の那陀牟の類なり、(又、桐壺卷に、「心ばへの能杼夜加たる事は、云々」と有るは、心の公然たるを云へり、箒木卷に、能杼米氏と云ふ語有るを、先づ差し置きてと云ふ事と註し、又、急ぎて爲さず、緩く置く意も有り、又、思し能杼牟など云へるは、押し鎭め閑やかなるなり、又、夕顔卷にも、「心ならぬ騷ぎ給へりと、思ひ能杼米氏」とも有り、)〇當背嚥之時は、傳十七に云へり、〇新宮は傳十七に云へり、〇御席之下は御座所の下を云ふなり、末に、此なるもそたるも、御席を美盧志と訓める、御座の義なり、天孫降臨章に、高皇産靈尊之座前と有るも、美盧志能麻幣と訓む可くして、此の御席と同じかる可し、續紀御遷都詔に、自此十一月朔、來十二月晦、至翌年、平々御坐所、令御坐給と有る御坐所を、大盧志所と訓み、又中昔の物語書などに、殿內に其の御席を構ふる事を、美盧志と云ふも、右の大盧志を約めたるにて、皆同義の言なる者なり、(傳四卷に云へる如く、盧斯とも、伊盧斯とも、美盧斯とも云へる、盧斯は坐なり、伊盧斯は在なり、美盧斯は御坐なり、皆て其の盧斯は、身又は御代の意にて、其の居所を指して云ふなるをも思ひ合す可し、)又、御席を、古史成文には、美座斯と訓まれたるは、其も一理有之事なり、仁德天皇四十年紀に、隼別皇子、率雌鳥皇女、欲納伊勢神宮而馳、(中略)於菟田素珥山、於是、皇子歌曰、波始多弖能、佐餓始枳

阿佐茂、和邇毛古等、世麻利古喩例此、阿須武志呂佐茂と有るは、梯を立てたる如き喩由も、妻と二人並びれば安席の心なる由なり、古事記穴穗宮段に、若日下王を大長谷王子に婚奉らむと令レ請給へる所に、其の復命を敷きて、大日下王者、不レ受二勅命一、日三己妹乎爲二等族之下席一而云々と有は、其の座の下に敷く物に比へて、妻を下席と云るなり、但馬養呂に席田と云ふ有りて、歌に、牟之呂太乃、也、牟之呂太乃、云々と見え、出雲神賀詞に、伊豆能眞屋爾、麁草乎伊豆乃席苅敷弖、和名抄坐臥具に、筵、和名無之呂、竹席也、席訓上同、薦席也と有れば、竹にても草にても、人の敷き寢と爲す物を云へれば、牟斯呂は身代なり、其の代は苗のトむる地を苗代と云ひ、又仁徳天皇四十年御紀に、伊勢蒋代野、履仲天皇元年御紀に、倭蒋代屯倉など有も、蒋のトむる地を蒋代とは云るにて、城郭を志呂と云ふ、將此に同じかる可し、（名義抄に、席字を、牟斯呂とも、草流とも、與流とも、志佐牟とも有るは身代なり、居るなり、寄るなり、敷居なり、此等の訓義を思ふに、御席を美麻志と有るは、當れる訓なる事を知るべきなり、）又、一條太閤御説に、御席、今新嘗時八重疊是也と宣へるは、當今の事實に合せて其の意を得易き御説になむ、其は、大嘗祭儀、大嘗宮條に、東爲二悠紀院一、西爲二主基院一、（中略）正殿一宇、構以二黒木一、葺以二青草一、其上以二黒木一爲二町形一、以二黒葛一結レ之、以二檜竿一爲二承塵骨一、以二黒葛一結レ之、以二小町席一爲二承塵一、壁蔀以レ草、表用二伊勢斑席一、裡用二小町席一、敷レ地以二束草一、（所謂阿都加草）以二播磨竹簀一加二其上一、竹簀上加レ席、鋪而掃部寮以二白端御疊一加二席上一、以二坂枕一施二疊上一、内藏寮以二布幌一懸レ戸（下略）と有りて、大嘗祭式右に同じく、白端御疊、即八重疊是なり、掃部寮式に、西刻、官人以下掃部以上、卜食人十人、持二御座等物一、自二大嘗宮北門一入、敷二白端御帖十一枚、布端御

坂枕一枚於悠紀正殿中央、又設打掃布一條（納揚筥）と有る、是れ大嘗宮正殿なる御座の様にて、謂ゆる神座と云ふ者是なり、（又、同式に、坂枕一枚、長二尺五寸、廣三尺、此料帛一枚、生絲四兩、長功一人少半、中功一人大半短功二人と見え、三箇重事抄に、坂枕は、神に奉る枕なり、古歌に、「深ぬとて今ぞ備ふる坂枕神も寝る夜の時や立つらむ」と有り、武烈天皇御紀云記に、餔設、古以薦爲枕と有る是なり、）偖六月十二月、二次祭新嘗祭は、共に大嘗祭と同じ状なる儀式なるが、其は中和院の神嘉殿に於て被行るゝ事にて、神座の御装束凡て右に同じき即事なり、建武年中行事に、「上卿以下、神殿の前に列なり立つ、左右近の中將各一人、進み出て靴を脱ぎて幔を褰きて、南の戸の左右の幌を褰ぐ、打掃の筥、坂枕、八重疊などを、上卿、參議、辨、少納言、外記、史、次第に此を傳す、内へ取り入れぬれば、掃部頭參りて、神座を敷く、南枕に敷く、先一丈二尺の疊、其上に六尺の疊四帖、枕の方二帖は裏有り、其上に九尺の疊七帖、其上に八重疊敷く、九尺の中、一帖を少し東に引き出でて打掃の筥を置く、坂枕は八重疊の下に枕に敷く、内侍參りて御衾を八重疊の上に奉る、御櫛、御扇側に置く、御沓後に置く、内侍退きて神殿に出御有り、神座の東に、辰巳向に半疊を敷きて御座とす、主上、御笏を正しくして拜み給ひ、拍手有り、其拜は人知らぬ事なり、云々」と書させ給へり、此の御文、公事根源にも引かれて、其の八重疊の状、其實明し、上に云へる白端御帖、卽ち此の八重疊なる者なりかし、偖此の例は、海宮遊行章に、天孫の御席の事を、海神於是敷設八重席薦（ヘダヽミ）此延內之、第四一書に、乃設八重席薦、迎入と見え、古事記にも、美智皮之疊敷八重、亦絁疊（アシギヌノタヽミ）八重敷其上坐其上と有りて、卽ち高御座の状是なり、又、其の日代宮段に、以菅疊八重、皮疊八重、絁疊八重、敷于波上

と有る、弟橘比賣命の、御子に代り奉る所なれば、其の御蔭の牀を穢せるなり、（冠辭考に云く、萬葉十六卷に、薦疊、平群乃阿曾我、云々、此は編みたる薦の疊を幾重も隔て重ぬる意にて、隔の一言に云ひ係けたり、疊ならねど、卷四に、燒大刀之、隔付經事者と有るは、精を隔てゝ身に付く意なり、九重などと云ふ重を以ても、隔つを閒とのみも云ひし事知らる、卷十四に、美奈刀能也、安之我奈可那流、多麻古須氣、加利古和我世古、等許乃敝太思爾とも詠めり、又卷十六に、韓國乃、虎云神乎、生取爾、八頭取持來、其皮乎、多々彌爾刺、八重疊、平群乃山爾、云々、此は、皮の疊を幾重も隔て敷くにて、續け樣は右に同じ、偖、古の疊は、表中重裏と三重なるを一として、其を幾重も敷くを八重敷とは云ふ、と見えたり、）何を以て、其の八重席を、高御座と云ふぞならば、儀式に、其の大嘗宮を作り畢りて、既而、中臣忌部、率二御巫等一、祭二殿及門一、其料云々と有りて、卯日、大嘗祭の御事御在し坐して、其の辰日儀に、神祇官、中臣忌部、率二御巫等一、擬二祭大嘗宮殿一、其幣如レ例と見え、又四時祭式に、大殿祭云々、有神今食、明日平旦、云々、忌部、取二玉懸二殿四角一、御巫等、散二米酒切木綿殿内四角一退出、中臣侍二御殿南一、忌部向レ巽、微聲申二祝詞一、云々と有るは、六月十二月月次祭の神今食に就きて被レ行る事なり、又新嘗祭儀に、有依二前件一、其御贖大殿忌火庭火等祭料、並准二神今食一と見えたるに、右の如くば、月次祭、新嘗祭の翌朝に大殿祭を被レ行るが如しと雖も、儀式の大嘗祭儀に、神今食、大嘗等祭前後、必有二此祭一、但祭前者不レ奏聞、亦無レ賜レ祿と所見たれば、彼の大嘗祭儀の如く、必ず其の前後に大殿祭は被レ行る事なるが、其の詞に、高天原爾、神留坐弖、皇親神魯企神魯美之命以弖、皇御孫之命乎、天津高御座爾坐弖、云々、皇我宇都御子皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐弖、天津日嗣乎、萬千

秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎、安國止平氣久所知食止言寄奉給比弖、云々と有りて、天津高御座の御事を宅つ云ひて、下に、御床都比能佐夜伎、夜女能伊須々伎、伊豆都志伎事無久云々と云へるは、高御座の事を此に御床と承けたるなり、其の同じ事を、中臣壽詞には、皇御孫尊波、豐葦原乃瑞穗國遠、安國止平介久所知食弖、天津日嗣乃天津高御坐爾御坐弖、天津御膳遠長御膳乃遠御膳止、千秋乃五百秋仁、瑞穗遠平介久安介久由庭仁所知食止事依志奉弖、天降坐之と有る由庭は、大嘗宮の事を齋場と云へる是なれば、天神の御子の天降り坐し始、高千穗宮を宮定めさせ給ひ、大嘗の齋場に、天津日嗣の瑞穗を所聞食し初させ御在し坐しける御事は、天皇の大御位の始なる事、大殿祭詞又中臣壽詞講義に委しく說けるが如し、此を以て、此の天照太神の、新嘗聞し食しゝ新宮の御席なむ、其の天津高御座の事の本なるを知るべく、又中古に、其の高御座の制樣、唐戎風の異しき物には成れゝども、大嘗宮又御嘉殿の御座は、即ち上世の高御座の遺制なる御事などをも思ひ明らめ奉る可くこそ、（但、右に引ける大嘗祭儀に、謂ゆる白端御帖の八重疊は、神座に設けたる者にして、天皇の御座には非ず、天皇の御は、建武年中行事に、「神座の東に、辰巳向に、半疊を敷きて御座とす」と云へる是なれば、其の大嘗宮神嘉殿なる、其に八重疊は神座なれば、此を指して高御座とは申す可からざるが如しと雖も、然に非ず、公事根源神今食條に、「此の神今食の儀は年に二度なり、伊勢天照太神を勸請申されて、天子御自ら神供を供せさせ給ふにや」と有るが如く、日神を勸請奉らせ給ひて、嘗を奉らせ給へるなれば、其の高御座は、神の御席に基より奉らせ給ふ可き御事になむ有りける、又其新嘗祭の條にも、「新嘗祭は神今食に同じ、葉盤の數十三なり、其外は異らず、此は今年の初稻を神に奉らせ給ふ儀なり、代の始には

大嘗會と云ひ、年毎のをば新嘗會と申すなり、云々、大抵は神代より事起れり、日本紀にも、「天照太神、新嘗聞し看すと見えたり」と有るをも思ふ可し。）○陰白送糞は、傳十七陰放二屎於新宮一の所に云へり、下に、送糞、此云二倶蘇摩屢一と註されたり、偖舊事紀には、此を於二新宮御席之下一、放屎送糞と有るは、理に於ても然も有りぬ可き事にて、送糞には必ず其れに就きて放屎の事有るを、紀記には、其の重き一を擧げられて、其の旁の一は例の省かれたりし者なり、偖此の事に就きて、甚々奇異に靈妙き事なむ有りける、其は傳七にも云へるが如く、伊弉諾、伊弉冊二神の珍子と爲て、天照太神、素戔嗚尊を生奉らせ給ひ、又風・火・金・水・土の五神をも特別けて相成し奉らせ給ひけるに其の風神・火神二神は、伊弉諾尊に屬きて天照太神に從奉らせ給ひ、金神・水神・土神三神は、伊弉冊尊に屬て素戔嗚尊に從ひ奉らせ給へる事は、天日の大御光を放ちて、宇宙を御照し坐々す其の御光は、風火二神の輔け相成し奉らせ給ふ所なり、又素戔嗚尊は、下章第五一書なる其の神の御言に、韓鄕之嶋是有二金銀一、若使二吾兒所レ御之國一、不レ有二浮寶一者、未二是佳一也、云々と有るは、金神を御心の任に治め給へるなり、又御父母二柱神の大御命以て、此の天下を事依し奉らせ給へるは、此の大地を所知看せとなり、土神の從ひ奉る所以此に在り、古事記に所見たる其の御孫に、大土神、亦名土之御祖神と云ふ神の御在し坐せるなど、大に由縁有る御事共なり、又其の天下を依し給へる御言を、四神生章第六一書には、可三以治二滄海原潮之八百重一也と所見たるに、出雲風土記には、國引の御政を、其の神の亦御名、八束水臣津野命と申す方を以て傳へたり、其は彌満水大水津主命と申す事にて、彼の滄海原潮之八百重を所知看す心の御名に御在し坐す御事は申すも更なり、其の荒魂は海神に御在し坐すを、古事記に所見たる其の海神の御言

に、吾掌レ水故、云々と云ふ事見え、又此の神を月讀尊と申奉れるに、萬葉十三に、月夜見乃、持有越水、伊取來而と詠み、又海水の潮汐する事は其大なる月に從ふ事など、水の其の神に屬き從ふ由當にて、彼の大神にしも、其の神に從ひ奉り給ふ所縁是なり、如此く、金水土の三神の從ひ奉る由、實に於縁の御事には御在し坐さゞるなり、（此等の委しき所由は、傳七卷より始めて次々に說き明らめ置けるを以て著明き事なれば、今悉に註すに及ばざるなり、立ち復りて、其の說共を見るべし、）倂四神出生章第四一書に、伊弉冊尊、且レ生二火神軻遇突智一之時、悶熱懊惱、因爲レ吐、此化二爲神一、名曰二金山彥一、次小便化二爲神一、名曰二罔象女一、次大便化二爲神一、名曰二埴山媛一と見えたる、其は鎭火祭詞に、神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、妹背二柱嫁繼給弖、國能八十國島能八十島乎生給比、八百萬神等乎生給比弖、麻奈弟子爾、火結神生給弖、美保止被燒弖、石隱坐弖、夜七夜、晝七日、吾乎奈見給比曾、吾奈妹乃命止申給比支、此七日爾波不足弖、隱坐事奇止弖見所行須時、火乎生給弖、御保止乎所燒坐支、如是時爾、吾名妹乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比都止申給弖、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申弖、石隱給弖、與美津枚坂爾至坐弖、所思食久、吾名妹命能所知食上津國爾、心惡子乎生置弖來奴止宣弖、返坐弖、更生子、水神、匏、川菜、埴山姬四種物乎生給弖、此能心惡子乃心荒比留者、水、匏、埴山、姬、川菜乎持弖鎭奉禮止事教悟給支と見えたる是にて、火神を生み坐しゝ爲に伊弉冊尊は石隱れさせ御在しつゝも、其の火を鎭めむと爲さに御在し坐して、其其器物の御事に及ばせ給ひけるが、即水神土神は生み出させ給ひけるなり、（但火神の生れ出でさせ給へるは、天照大神素戔嗚尊の已に生れ出でさせ給へる後なる事、四神出生章第二一書の文に續きたるを見て知るべきなり、其の第六一書

又古事記の如く御身滌の時に成り出させ給へる由なるは、悉に併傳なる事、已に傳六卷に註へるが如し。）斯るに、火神はしも伊弉諾尊に屬き給へる天照太神に從ひ奉りて、宇宙に御光を放たせ給ひて、御照し坐々す大御業を、幽贊け奉らせ給ひければ、日神と火神とは同一體の如く御在し坐しける所由の御在し坐すなるに、其の火を鎭め給へりし放屎逆剝のことを、其の伊弉冊尊に屬き奉り給ふ素戔嗚尊の行ひ給ふに依りて、日神の大御體なむ不平み給へりしは、上件の返さひに異ならざるを、又此の云々の事に依りて、天石窟に閉ぢ籠らせ御在し坐す御事の運びに至らせ給へるは、卽ち伊弉冊尊の石隱れに對ひて、伊弉諾尊に屬き奉れる日神の御上に在るも、信に得去らぬ理になむ有りける、若て伊弉諾尊は已く黃泉戸より還らせ御在し坐して、身滌の御事有りしを、此に日神の磐戸を出でさせ御在し坐しけるに就きては、先に罪犯の御在し坐しけるを責め徵りて、素戔嗚尊に解除を負する、是將伊弉冊尊の穢祓に當る幽理有る事、推して知るべきなり、如此く、伊弉諾、伊弉冊二神の遘合の始より別處の終までの御事と、倚父、天照太神、素戔嗚尊の此の故事と相通ひて、各此の事有れば其の事有りて、相平等しく成れるなむ、專ら天地を預ち鑄造らせる皇祖大神の使し然給ふ所にして、彼の鈴屋翁の謂ける、禍事に善事往繼ぐ、道の本なりけらし、（凡ての事共、其の時に取りては、甚々禍々しく有るを、其の禍事に依りて其を治むる法定りて、天地と彌遠長き世の幸福を起すに至れるは、神の御上は申すも更なり、人の世に於ても必ず正に然有るべき道理にして、天地の神隨にして止むべからざる事なり。）○眞體は、意富美麻許叙理氏と訓むべし、御體の事は、傳八に云へるが如く、奏二御卜一儀に、御體と有りて、下に詞云ニ於保美麻一と見え、三代實錄十三卷詔に、今毛今毛、御體乎天地日月共爾と有り、又傳廿七、廿九に

云へる天皇の御事を、皇御孫尊と申し奉れるも、天下を統べ所知看す大御身に渡らせ給ふ由なる是なり、擧を許叙理氏と訓めるは、擧國又は擧世など、常に書くは更なり、神武天皇御紀に、皇師大擧と見え、又孝德天皇白雉四年御紀に、合ㇾ船と有る合字を訓めり、稱德天皇御紀には盡を訓み、續後紀には闔字を訓めり、又萬葉十二（三十五丁）に、悪木山、木末悉とも見えたり、又土佐日記に、船中の人々の皆共に笑ふ事を、船許叙理て笑ふ、云々」と云ひ、新猿樂記に、天下男女、繼ㇾ踵來、遠近貴賤成ㇾ市擧と見え、名義抄に、盡字に、都久須、又許登巻久、又許叙流と云ふ訓有る、此を以て、許叙流は悉皆の義なるを思ふ可く、又言意は此其有なる可きをも曉る可くなむ、（又漢籍には、列集をも許叙理集流と訓めり、傍又、皇極天皇元年御紀に、又盡發擧國之民、幷百八十部曲と有る擧國を、釋紀訓に阿米能斯多と訓めるを以て、其の義を思ひ合す可し、）○不平を、夜久佐美給布と訓めるは古訓なり、古事記白檮原宮段に、大熊髮出入、即失、爾神倭伊波禮毘古命、倏忽爲ニ遠延一、及御軍皆遠延而伏、（中略）高倉下答曰己夢云、天照太神高木神二柱神之命以召ニ建御雷神一而詔、葦原中國者、伊多玖佐夜藝帝阿理那理、我之御子等不平坐良志、云々と有るは、御紀に據るに、天皇進至ニ熊野荒坂津一（亦名丹敷浦）因誅ニ丹敷戸畔者一、時神吐ニ毒氣一人物咸瘁、由ㇾ是皇軍不ㇾ能ニ復振一、云々と有る時の事なれば、記傳に、此の不平を夜久佐美と訓まれたる、允に當れり、又天武天皇朱鳥元年御紀には、近者、朕身不ㇾ和云々と云ふ詔命所見たり、倍、言義を思ふに、夜久佐美は、瘡臭病と云ふ事にて、臭氣を身に引きて犯さるゝ病を云へるにて、傳八、時置師神の下に云へる、時ニ犯ニ病を云ふなり、大同類聚方に、少彦名命乃美古登仁、阿久佐禮、阿久阿治咪美乃、不太津者那氣止乃門止南利、（中略）不太、

阿之廿乃、久知波奈理伊流毛乃波、布倶之良甲、下登豆治仁都多比伊富理毛、乃致奈訶倭太仁伊太利、淡塵奈須毛乃、美奈於訶世味乎登伊不、（下略）と有る是にて、阿旨佛玉邪とは、惡臭の薫りを身内に引きて疾病と成るを云ひて、此の不平は、族屎送糞の穢氣に犯され給へる如きを云ふは更なり、凡て臭氣より傳染る一切の諸病は、悉に觸臭病の類なるを知るべきなり、（此に就て思ふに、萬葉六卷二十六丁、石上乙麻呂卿、配土左國之時歌三首の中に、草管見、身疾不有、急令變賜根、本之國部爾と有る草管見を、冠辭考に、「此は流し遣らるゝ處にて、煩らひ有らせずして、早く歸し給へと云ふ語に、旅の草莚に在りてふ蟲名を冠らしめたり、說文に、恙蟲名、入腹食人心、古人草居被此害、故相問無恙乎と有る是なり、」と云はれたれども、恙蟲の說は僻事なり、）又詔詞解六卷、第五十八詔の下に、此の歌を引きて、「草字は、莫を誤れるにて、都々美奈久なり」と云はれたれども、共に其の意を得られざりつる誤說なり、抑、久佐豆都美と云へる久佐は臭にて、右に謂ゆる惡氣を云ふなり、都々美は共に犯さるゝを云ひて、即ち病と云ふ事の發語と成れるにて、右にて理甚能く聞えたるを思ふ可し、偖、夜久佐布は觸臭病なるに、不平又は不和の字を書かれたるは、其の平和ならざる狀を以て當てたるなれば、通證にも、此字其の出所を、通鑑漢武紀上嘗に、不平、集覽身體稍不平和也と有る事なれども、其の義理異なれば、然のみ字に泥みて拘はる可きに非ず、）〇故以恚恨は、正書に由此發慍と有る所なり、故以は、故以此の如く訓むべきなり、恚恨は、右と同じく美伊加理坐氐と訓めるに從ふ可し、此字因神出生章第六一書には、布都久牟と訓みたる、其の義は傳六に已に云へりき、偖此に、恚恨と有るは、此の第一一書に、故天照太神、謂素戔嗚尊曰、汝猶有黑心、不欲與汝相見と見えたる

は、即ち此の御志慢の御詞にて有るなりけり。（但、其の御祭り坐せる所由は、此の石窟宮の御事に因れるには非ず、彼の生剝・逆剝の御事に因れる所由、已に卷首に云へれば、考へ合はす可き事共になむ。）

于時諸神憂之。乃使鏡作部遠祖天糠戸者造鏡。忌部遠祖太玉者造幣。玉作部遠祖豐玉者造玉。又使山雷者採五百箇眞坂樹八十玉籤。野槌者採五百箇野薦八十玉籤。凡此諸物皆來聚集時。中臣遠祖天兒屋命則以神祝祝之。於是日神方開磐戸而出焉。是時以鏡入其石窟者。觸戸小瑕。其瑕於今猶存。此卽伊勢崇祕之大神也。

正書又第三一書等には、日神を招ぎ奉る諸神の作法を記して、其の使令の儀を書されず、此は其の使令の事を委く擧げて其の作法を詳らかに爲られざるなり、此の傳の大抵の狀、古語拾遺に類たるに、彼は高皇產靈神の命以て八百萬神等を會合へ給ひ、思兼神に令思て、其の議を以て各諸神等に任して、其の仕へ奉る可き事共を使令給ひ、其の物實に成りて、倶共に日神を招ぎ奉る事に任る迄、甚委曲になむ有りけるを、此は全く其の趣なる物から、甚く略たる傳なる者なり、然りと雖も、中には拾遺の漏を正し、其の闕を補ふに足る者も亦此彼有る事なり、偖其の拾遺に類

たりと云ふ一二を示さば、此に、纔居ニ于天石窟一閇ニ其磐戸一、于レ時諸神憂レ之、云々は、拾遺に、天照大神、赫怒入ニ于天石窟一、(中略)乃六合常闇、晝夜不レ分、群神愁迷、手足罔レ措、云々と有る是なり、次に、乃使ニ鏡作部遠祖天糠戸者造一レ鏡ニと有るは、拾遺に、爰思兼神、深思遠慮、議曰、(中略)仍令ト石凝姥神(天糠戸命之子、鏡作遠祖也、)取ニ天香山銅一、以鑄ニ日像之鏡上と有る是にて、天糠戸神と石凝姥神と、父子の間に疑きて、其の傳に少異有るのみ、又忌部遠祖太玉者造レ幣と有るは、拾遺の右に引ける上文に宜レ令ト太玉神率ニ諸部神一造中和幣上と有る是なるが、其は傳十七に辨へたるが如く、太玉命は、供作る諸部神を率ゐて幣帛を造り仕へ奉る總裁としてこそ、其の事を掌り給ひけれ、和幣は、別に仕へ奉れる神の有れば、右の造ニ和幣一は造ニ幣帛一の誤なる事、此の造レ幣と有るに合せて、其の誤なむ著明かりける、次に、玉作部遠祖、豐玉者造レ玉は、拾遺に、令ニ櫛明玉神作ニ八坂瓊五百箇御統玉一と有るに等しき事論無くなむ有りける、(但、拾遺には、右等の神の外にも長白羽神は青和幣、天日鷲神は白和幣を造るなど、其の餘の神等の依作り仕へ奉らるゝ條には有れども、此に、忌部遠祖太玉者造レ幣と有るは、諸部神を率て、仕へ奉らしむる義にて、其の彼の神等の事は、皆がらに略かれたる者なンめり、)偖此に、使ニ山雷者採ニ五百箇眞坂樹八十玉籤一、野槌者採ニ五百箇野薦八十玉籤一と有るは、山野神に令せて、八十玉籤を令レ採らるゝ事のみの如くなれども、其は多在る中より主と有る一事を取り出でて載せられたるのみこそ有りけれ、已に神武天皇御紀、頭而條には、薪名爲ニ嚴山雷一、草名爲ニ嚴野椎一と云ふ事有る、此を以て、山村野草の凡ては兩神の掌り給ふ事を知る時は、此の御祈の時の萬物を山野に令レ採給へるは、其の兩神の仕へ奉る業なりし事を曉らるゝなり、故に拾遺に當てゝ試みるに、令ト

ニ雲気負・彦狭知二神、以ニ天御量一（大小斤、量器等）伐ニ大峡・小峡之材一而造ニ瑞殿一と見えたる、此の二神は工匠の神にして、瑞殿は造り給ふ可し、其の料の木草は、山雷神、野槌神に令し採られたるらむと所思しき事有り、其は、傳十七に云へるが如く、伊勢神宮并大嘗宮の事に於ては、天上の儀式を擬ばれたる事なるに、太神宮式に、凡採下營ニ神宮一御料材上者、毎年二月、先祭ニ山口及木本一、然後採レ之と見え、又造宮條に、先山口神祭と云ふ有り、次に採ニ正殿心柱一祭、云々有造宮使、忌部、自余内人并役夫等、競ニ山木本一祭レ之と有るは、木を採る山神を祭り、又木に就きて木神を祭る事にて、大殿祭詞に、皇御孫之命乃御殿乎、今奥山乃大峡小峡爾立留木乎、斎部乃斎斧乎以、伐採弖、本末乎波山神爾祭弖、中間乎持出来弖、斎鉏乎以弖、斎柱立弖、皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止、造奉仕礼流瑞之御殿云々、平久安久奉護留神御名乎白久、屋船久久遅命（是木霊也）云々と有るは、山に生ずる方にては山神を祭り、其の木を用ふ時には木神を祓ひ祭るに同じきなり、但此の詞に、屋船豊宇気姫命と有るは、木神と共に草神をも、祓ひ祭る事にて有るを、如何にしてか神宮には草神を祓ひ祭る事の見えざるは、山神に属ふて祓ひ祭るは、又木神草神共に豊受大神の分霊神に坐せば、右の木本祭は此二神を祓ひ祭るゝか、如何にしても缺きては得有らぬ事なり、此に就きて考ふる旨有り、其は下野槌神の下に云ふべし　又大嘗祭儀造ニ大嘗宮一條に、爲レ採ニ内院料材一、向ニ卜食山一、（前一日、宣ニ申行事所一）即祭ニ山神一、云々祭畢、造酒童女、先執ニ齋斧一伐レ樹、工匠伐レ之、役夫伐レ之、（中略）又同云々、向ニ卜食野一、即祭ニ野神一云々、祭畢、造酒童女、先執ニ齋鎌一芟レ之、役夫等芟レ之と有る、此に合せて神宮の御事を思ふ可く、又此の山雷神・野槌神の、此時に許多くに御在し坐しける御功の御大略をも想像り奉る可き事なるぞ

かし、（又山口祭詞にも、遠山近山爾生立留、大木小木乎、本末打切氐、持參來氐、皇御孫命能、瑞能御舍仕奉氐、云々とも有れ、倭有に、山神・野神を祓レ祭るゝ事は、木草を山野に採るに就き、其の神等を祭る事の如くも思ふ物から、然らず、今此の時に材を伐り、草を苅りて、日神の新宮に仕へ奉られし跡の有るを以ての事なるにて、其の木草を採るは、工夫役人の業なれども、其の實は、神の仕へ奉り給ふ御手に代る由にて、彼の神宮にて、三時祭の朝大御饌夕大御饌も豐受大神の仕へ奉り給ふ所レ謂に依りて、其の有疊を設けて料理らせ奉る類なりと知るべし。）次に、凡此諸物皆來聚時、中臣遠祖天兒屋命、則以二神祝一祝レ之と有るは、拾遺に、其物既備、云々令二太玉命捧持幣帛、亦令二天兒屋命相副祈禱一、云々と見えたるは猶命令の文にて、此より上に同じきを、次に、儲備既畢、其如レ所謀、爾乃太玉命、以二廣厚稱詞一啓曰、吾之所レ捧寶鏡、明麗恰如二汝命一、乞開レ戶而御覽焉、仍太玉命、天兒屋命、共致二其祈禱一焉と有るに當れるが、拾遺には、右の如く太玉命を天兒屋命の上に立てゝ文を成し、此には專ら天兒屋命一神の御事と爲るは、中臣氏の傳と聞えて、共に事實に合はざるは、互ひに淺ましき事になむ有りける。然れども、此に一考ふる所有るべし、其は拾遺に、爰思兼神、深思遠慮、議曰と有るを、其の文此に無きを、右件天糠戶神より野槌神まで五神の事には、令二造又令一採と有りて使令の語有るなるに、此の天兒屋命の御事に至りて、神祝祝之と有りて、誰が令するとも無く自ら行ひ給ふ由なるは、傳十七思兼神の下、又天兒屋命の所に云へるが如く、右二神を同神と云ふ一證にも備ふ可くや有らむ、然れば、此も第三一書と共に、佗には思兼神の思慮ると云ふ事を、此にては、天兒屋命の業とは傳へたる者なりかし、又其の次に、以レ鏡入二其石窟一者、觸レ戶小瑕、其瑕於レ今猶存、云々の文は、

何れの傳にも漏れたる事なるを爰に存れるは、天徳御記に合せて、實に貴らしくなむありける、（御記に載せたるは、神代の古說にして、唯一人見奉りし人は有るべからざるに、唯古より云ひ傳へ語り傳へたりし侭に書き記されたるなるに、天徳御記なるは、内侍所に御在しまして其の御模造を見奉りて記して云ふ事なるに、其の長徑八寸許、頭有二小瑕一、等無レ損二蓋尾並帶等一、其分明見之者、無レ不二驚感一と有りて、正しく神代よりの傳說にかなひ違はざるを以て、御記の記され樣に、偽り無き御事を思ふ可くなむ、）（諸神遑之は、古語拾遺に、群神愁迷、手足罔措と有るなり、第三十一に、是時、天手力雄神、侍二磐戸側一、則引二開之一者、日神之光、滿二於六合一、故諸神大喜と有るは、此を遑之に當へて、大喜とは云へるなり、傳十七に引きて注へるが如く、古事記には、此の處に當る事を、萬神之聲者、狹蠅那須皆滿、萬妖悉發と有るは、此の時に諸神の共に迷ひたる事なるにて、此に遑之と有るは、其の狀況を云ふよなり、又其の大喜と云ふに當れるは、其の下に、高天原動而、八百萬神共咲と有るを、其の記し樣に同じ事なり、（右の如く、其の事實を熟く考ふるに、其の事は約めて遑之と又は大喜と云はれたるのみにて有りけれ、云ひ以て行く時は、皆共に別意有るには非ざるなり、）此は古事記へる例は、海宮遊行章に、故別作二新鉤一與レ兄、兄不二肯受一、而責二其故鉤一、弟患之、（中略）益復急責、故彦火火出見尊、憂苦甚深、（中略）老翁問曰、何故在レ此愁乎、對以二事之本末一、老翁曰、勿二復憂一、吾當二爲レ汝計一レ之と有りて、其の下の一書にも、其の意味の言共を存り、又事記遊行段に、卽代二其鉤一、補二我失釣一、我衣服、因二此漬典者一、云々、同作段に、然後者、其必有二是苦一、汝有二[illegible]一（中略）於是、大國主神問曰、吾何謂在二此國一耶、（下略）と見え、又海神言段に、其[illegible]

之時、云々、云ゝ猶欲ゝ得ニ其本鉤一、故泣患之、云々、故召ニ魚問之、頃者赤海鯽魚、於ゝ喉鯁、物不ゝ得ゝ食愁言、云々、然問其見云々、若其愁請者、云々更起ニ荒心一、迫來將ゝ攻之時、出ニ鹽盈珠一而令ゝ溺、其愁請者、出ニ鹽乾珠一而救と有り、又其の水垣宮段に、此天皇之御世、疫病多起、人民死爲ゝ盡、爾天皇愁歎而、坐ニ神牀一之夜、大物主大神、顯ニ於御夢一曰、是者我之御心、故以ニ意富多々泥古一而、令ゝ祭ニ我御前一者、神氣不ゝ起、國安平、（中略）於是、天皇大歡以、詔之天下平人民榮、即以ニ意富多々泥古命一、爲ニ神主一而、於ニ御諸山一拜ニ祭意富美和之大神前一と有る、此には、上に愁歎と云へるに對へて、下に大歡と有りて、此の例に用ひ樣相異ならざる者なり、言の義は、善事に心の進むを宇禮志と云ふは、情進なる可きに合せて、惡事に心の振り動くを宇禮布とは云へるにて、情綏の謂なる可し、（名義抄を見るに、右の憂愁患字の外に、愫をも、悑をも、惝をも、忙をも、惆をも、悍をも、悕をも、怨をも、惘をも、愋をも、忿をも、惡をも、惜をも、愠をも、懍をも、憤をも、懟をも、慘をも、慄をも、懐をも、悄をも、忡をも、悁をも、切をも、惰をも、懟をも、慲をも、恂をも、悚をも、憔悴をも、懼をも、惱をも、恙をも、慎をも、悵をも、愕をも、悄をも、情をも、悸をも、懇をも、忘をも、悩をも、惆をも、傷をも、何れも宇禮布、又は伊多布、又は阿波禮布など訓む字なるをも、思ひ合す可きなり、）○鏡作部は、字の如く訓く、部をも竝に訓む可し、次なる玉作部と同じ事にて、此は廣く其の鏡作の部を云ふなり、第三一書に、鏡作遠祖天拔戸兒石凝戸邊と有るは、其の證に、玉作部を、唯に玉作と云ひて、共に部を云ふに非ざれば、鏡作と共も字の如く訓むべきなり、天孫降臨章第一一書にも、鏡作上祖、石凝姥命と見え、古事記同段には、伊斯許理度賣命者、鏡作連等之祖と有る、其

は天武天皇十二年御紀に、鏡作造賜レ姓曰レ連と有る、其の姓を以て書されたるなれども、例に違へれば、若くは其も元は鏡作造と有りけむ事、已に記傳十五（六十二丁）に註されたるが如し、然るに、其より後に出來でたる古語拾遺石凝姥神の下に、天糠戸命之子、鏡作遠祖也と書し、靈異記中（三十三段）に、而時、大和國十市郡、菴知村東方有二大富家一、姓鏡作造、有二一女子一、云々、又舊本今昔物語二十（三十七段）に、「大和國十市郡菴智村東方に住人有りけり、家大きに富めり、姓は鏡造なり、云々」と云ふ事有れば、其の部なる氏々には姓をば賜はざりしにや、偖て又、其の連姓なるは、絶えたりしにや、姓氏錄にも所見ざるなり、天孫本紀に、饒速日命十一世孫、物部鍛冶師連公鏡作連等祖と見たるは、石凝姥命、亦名天香山命の弟、宇麻志麻治命の末なれども、其の御父天糠戸命、亦名饒速日命の流なるが故に、世々其の職に仕へ奉られけむを、其の物部氏より別れて、鍛冶師連公より殊に鏡作連の家として別れたりし者にて、紀記に謂ゆる鏡作氏は皆其の族と所見たり、（其は此の石凝姥命と相並て仕へ奉れりし天目一箇命の流にしも、傳十三卷に云へる如く、山背國造などの祖に在すを、拾遺に、天目一箇命、筑紫伊勢兩國忌部祖也と有るなども、遂に後世に、別に鍛冶の氏として別れたりけむと思しきに同じかる可し、）鏡作は、和名抄郡名に、大和國城下郡鏡作、加々美都久利と見え、神名式に、同郡鏡作坐天照御魂神社、（大、月次、新嘗）と有るは、鏡作の氏人の住める地名とは聞ゆる物から、拾遺に、至二于磯城瑞垣朝一、漸畏二神威一、同レ殿不レ安、故更令二斎部氏率二石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏一、更鑄レ鏡造レ劍、以爲二護身御璽一、是今踐祚之日所レ獻、神璽鏡劍也と所見たる、其の御鏡をども造り奉れる由に縁れる地名と聞えたり、大和志に、今在二八尾村一、社傍有二鏡池一、池今乾涸とも有るをも思ひ合す可

し、又同式に、鏡作伊多神社、鏡作麻氣神社と見えたる、其社頭注に、伊多神社を石凝姥命、麻氣神社を天糠戸命と有りて、傳十八に注へるが如し、（但、天照御魂神と天糠戸命とは、同神に御在し坐しながら、別々に御社に御在し坐す事は、一は其の氏人の銘に祀はれ奉へるに在るべく、一は右の鏡作の祠事に依れるなるべし、並て右の鏡作を加々都久利と訓めるは、東大寺奴婢陸納名帳に、此の社の事を鏡作大明神と書して、加々美都久利と訓めれば、右の地名の鏡作は加賀都久里なり、又、同抄郷名に、伊豆國田方郡鏡作、加々美豆久里と有るは、右と其の時同じからず）〇天糠戸は、箋注一書に、鏡作遠祖、天抜戸兒、已經戸邊と所見たれば、此にも天糠戸兒石凝姥などと有るべき事なるを、其の神の造らしゝ鏡に傳へたるも大に由有る事なりけり、其は、傳十八に引ける古史第四十六段注に、（伊斯許理度賣命天香山命同神なる由は、神宮雜例集に引ける神宮記に、鏡作遠祖、天香山命と見えたるを心得置きて、下に擧けたる次第置、六人部連、石作部連、伊福部連、尾張部人連、竹田川邊連、箭咋連等の諸氏の事を見らむる時は、並び無かる可く、又石凝姥命、天香山命同神なる上は、天抜戸神、天火明命同神なる事も疑ひ無し、と云はれたるは、實に見拔かれたる說になむ有りける、但其の水主直以下八姓の事は、古史傳に注されたる由なれども、此の安政四年に至るまで、未だ世に出でざれば、師の定説に本づきて予が思ひ寄れる事を云ふべきなり、先づ其の天糠戸神と申し奉れるは、上に引ける神名帳頭注に、鏡作麻氣神社を、其の神に御在し坐すなる由に傳へたるは、實に然る事にて、麻氣は所任の義なり、此の神の鏡を作り坐ひしと云ふ事、此より外には的に所見ざれども、右に引ける神名式に、鏡作坐天照御魂神社（大、月次、新嘗）と有るも、其の神に御在し坐すなど、少彦の由には御在し坐さざるに、

心を留けて考ふるに、古事記に、取天安河之河上之天堅石、取天金山之鐵而、求鍛人天津麻羅而、科伊斯許理度賣命而令作鏡と所見たる、鍛人天津麻羅を求給ふも、伊斯許理度賣命に科せ給ふも、共に其の天糠戸命の司として所作給へる所由を以て、鏡作神と申す亦名は御在し坐しけるにこそ、（然れば、此の時、高皇產靈尊の八百萬神等を會合へて、諸の事共令せ給へる中に、此の鏡作の事にしも、天糠戸命に事依し給へるにこそ有けれる、若て、其の天糠戸命の計らひにて、天津麻羅を鍛人と成し、伊斯許理度賣命を治工と定めて、鏡を令造め給へる事と所見たり、）故、其の天糠戸命は、書紀に天投戸と有る、其實の事を爾合には御在し坐しけり、其の名は鏡のみて、若戸にて、投とは、古事記に、闕天石屋戸而、刺許母理坐也と有るを、記傳八［十六丁］に、闕は闕とも作て、戸の口に、物を刺して固むるをいふ、萬葉十三［二十丁］に、門立而、戸毛閉有乎、又、門立而、戸者錮而有にする心得と作鏡と有る事を知るべし、云々と見えたり、其は然も有けむ、然ては、下に云へる事を以て知るべきなり、如此く戸は閉たる上に物を刺して固むる物なるを、其は其の固め閉たるを云ふ、其に此らて、天糠戸命とは負せ奉れる御名なり、但、石屋戸開の御事は、神代紀にも、然れば、天照大御神の二柱に任へ奉り給へる事ぞ、ふも過たるに、此の御神に然も御功の事も侍はむか、元に、鍛冶の爲に、御名にしも、然ありけむ、熟く考ふるに、此の神二柱に、思兼神と、吾思兼之命、乃思兼神に、御言問、今を思へ、以て今を此に日神を出で奉る事要と有る物は、唯、日像の鏡を作らしめ奉る、其の二柱を天照大御神の大御心に稱はせ奉りて御在し坐して、即ち其の磐戸を開きて終に出でさせ御在し坐しけるも、唯其の鏡に依れる事なれば、其の御饗に依りて、天糠戸命と

は負ひ奉れる御名なるに、違ひ有るまじくなむ有りける、其の時の事を、古事記に、於レ是、天照大御神、以為レ怪、細開天石屋戸一而、内告者(中略)爾天宇受賣白言、益汝命而、貴御坐故、歡喜咲樂、如此言之間、天兒屋命、布刀玉命、指出其鏡、示奉天照大御神之時、天照大御神、逾思レ奇而、稍自レ戸出而臨坐之(下略)と有る、此を以て思金神の謀慮に違はず、其の鏡の事より引きて、終に日神の磐戸を出でさせ給へる御事と成れゝば、鏡作神にも必ず其の戸を開き奉れる心の御名は　必ずしも御在し坐すべき御事なりかし。(但、戸には開とか披くとか云ふべき事なり、然るに、披と云ふ事は古今に未だ聞かざる言なり、如何にぞや思ふらむ人も有りなめども、其の刺し固めたる物は披と云ふ外有るべからず、且、開又披と云ふは、其の刺し固めたる物を外して後の事なり、今應に開披かむと為るには、先づ其の刺固めたる所より披く事なりければ、右の古事記の文を以ても、天石戸を細開かさせ給へるは、鏡に因れる事著明かりければ、披戸と云ふ由無しとは、更に云ふべからずとなむ。)　又、天照御魂神と申し奉る所以は、先づ天孫本紀に所見たる、此の神の本の御名を、天照國照彦天、火明櫛玉饒速日命、又は天照國照彦天火明命と申す由所見たるは、傳十八に引ける大倭本紀に、一鏡者天照太神之御靈、名天懸太神一也、今伊勢國磯宮崇敬拜太神也、一鏡者天照太神之前御靈、名國懸太神、今紀伊國名草宮祭敬拜太神也（下略）と有るが如く、伊勢の御を天懸太神と申し、日前の御を國懸太神と稱へ奉れるも、懸は借字にて鑄鉉の義なるに同じく、此も其の鏡作の事に依りて、天照、國照とは稱へ、火明は比加留の本語にて、古事記に、其の鏡を示し奉りて、益汝命而、貴神坐と申し、拾遺に、吾之所レ捧寶鏡、明麗恰如汝命と　申し成し奉れるが如く、其の光華明彩しき事、日神の大御光に異なら

さりける由にて、其の神の御身の光を云ふに非ず、其の仕へ奉り給ひし鏡の事に因りて、天照國照彦天火明命とは號け稱へ奉れる御名になむ御在し坐しける、下に云へるが如く、天照御魂神を唯に天照神と有るも、其の鏡に因りて稱へたる御名なり、右の如く、其の御名の事を先づ明らめ置きて、偖天照御魂神と申す天照は、右とは異にて、皇太神の御事なり、御魂は、其の日像之鏡の御事を申せるなり、其は、古事記御天降段に、於是、副二賜其遠岐斯八尺勾璁鏡及草那藝劒一云々、而詔者、此之鏡者、專爲二我御魂一而、如レ拜二吾前一伊都岐奉と有る是にて、天照御魂神と申すは、天照太神御魂と持ち齋く、鏡神と云ふ意味たる御名になむ御在し坐しける、（若て、又別に某魂神と云ふ例有り、傳八卷に云へるが如く、保食神は、稻穀を主り給ふ大神に御在し坐すなるに、古事記なる須佐之男大神の御子に、宇迦之御魂神有りて、種蒔陸養の事を掌り奉れるに依りて、其魂神と申す例にも通ひて、天照太神の、天石窟に幽居らせ御在し坐しけるを、其の御象を作りて出し奉れるを以て、天照御魂神と申す義をも兼ねて、甚々功績しく御在し坐す意の御名なる事、申すも更なり、）故其の天照御魂神は、其の天照國照彦天火明櫛玉饒速日命に御在し坐す由を明らめ奉る可し、先づ神名式に、山城國葛野郡木島坐天照御魂神社（名神大、月次、相嘗、新嘗）と所見たるを、山城志に、今在二太秦村東南一と有り、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二山城國從五位下木島天照御魂神正五位下一と有りて、其の後に、神階の事も所見ざるに、太秦廣隆寺記に、木島明神者、號二廣隆寺鎭守、蠶養之明神也、自二正五位上、至從四位下、承平六年丙申十月二十三日、其後正三位、正二位、一條院長保五年癸卯十月二十八日從一位、後朱雀院御宇長久四年癸未五月十日、被レ授二正一位一（宣旨在二寺庫一）冊當寺鎭守也と云へり、偖其の太秦は

秦の時に云ひける所なる秦氏の居地なるに、其の長として其の地に祀置たりけん、神名帳（山城国葛野郡、大社）
に坐す、神魂命之後也と有るに合せ、又木島社と云ふ名は永昌記にも見えたるに思ひ合すべき事也。同式に大
和国添下郡添御県坐神社と有るを、本に在木島村と云へるに、同録（左京神別、天神上）に、[illegible]六世孫、
伊香我色乎命之後也と見えたるに相叶へる。又礼聞饒速日命、天照国照神同体なる一の說なる旨なき、（猶又、和名抄
郷名に、山城国葛野郡木島（乎乃之末）と有るも、此は山城国より出でたるにて、郷名及び神名帳などに有るは、
な、神名にて、又[illegible]（和泉国神別、天神）に出でたる采女臣、韓国連、河内連以下、饒速日命の末なるに紛れ
ば、由有りて思ひなる事なれ。（右等の説に依りて、諸書の氏は、此に天照御魂神を氏神と有る事を聞きて、神名
式に、丹波国天田郡天照玉命神社有るを、合せ久安三年以下に、尊卑分脈等に云、分拝大夫、下向丹波国と云
ふ事有り、（或は丹波氏にて、姓氏録和泉上に、丹波史後漢霊帝八世孫、孝日王之後也と有るなれ、猶右の木島社
の事に就きて、本朝神仙伝文事の部に、醍醐天皇御巻之中、果得道仙翁、有紀兼備者、欲語秘事也、竊有無傳、
尋木伊時清蔵、于時、木島社頭、林木蓊々之所、拔木節草有老翁、問南楼名青衣、問其本仙翁日也、伊
時聞之、甚奇之日、幾年此処、仙翁答日、吾昔亦辞、[illegible]、吾曰、我幼少
自昔来此社、存偶然事、伊伯当日、重申、随負其志二度有、[illegible]、文無之誰、重亦
矜、翁而読之、有時付復有、殆一帙一軸、是謂之筆、遂録々吟誦、其跡見不信々、不見有、時以爲大明神之所
化現也、文保三年四月十四日記、云云と有り、右に云へる如く、木寄丹波などの諸家の氏神と持て称くも深き故有

る事と聞えたるに、崇神帝の詔はして其を美好を吉日を[illegible]く傳へたる者にて、古語、宣事に比へ奉る祝の功と成る事少からざるなり。此大神の奉り[illegible]御興者なりける」と又同式に、山城國久世郡水主神社十座（並大、月次、新嘗、就中、同天神坐御魂神、水主山背大國魂命神、二座並に相嘗祭）と見えたる。其の十座の中にある山背大國魂命は、僕上云山代直の下に云へる如く、國造本紀に、山城國に、以天目一命、爲山代國造、即山代直等是也と見えたれば、其の神に御在しますなるを、火主雷火明命は、新撰姓氏録山城國神別、天孫に、水主直火明命之後也と見えたるに合へり。僕此の火明命は古事記に、正勝吾勝々速日天忍穂耳命、云々、娶高木神之女萬幡豐秋津師比賣命、生子天火明命、次日子番能邇々藝命（二柱）也と有りて、瓊々杵尊の御兄に御在しますを、如何にして永所には、天孫降臨の際、其の二尊共に瓊々杵尊の鹿葦津姫命に合せ給へる御子と傳へたるに依りて、尾張氏族には、火明命を天孫とし饒速日命を天神として、同神とし、一柱に寄せて傳へたる事なれども、其の混淆なる事は、同じく神名式を始めて古書共に考へ合する時は、其の火明命と饒速日命と一時に御在しまして御事は、疑ふべからざる事なりける。是其の二座なり、天孫本紀に、天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊と世孫、主膳山代根子命、山代水主雀部連等祖と所見なり、神祭の御事に、仁明天皇實錄に、承和十一年七月甲戌、奉授山城國正水主神從五位下と見え、清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授山城國從五位上水主神從四位下、同八年十一月二十日、授山城國從四位下水主神正四位下と見え、和名抄郷名にも、水主郷水主と有りて、一宮在昭記に、大宝二年六月五日、賜正四位下、山城國水主神と見ゆ。又水主に關する古書に、賀茂別雷命也と有るに依りて、小[illegible]で、「水主神社十座の中に、雷

皆神も御在し坐すなるにやと云へり、但、十座の說は、已に傳十三卷に註せりき〕 又同式に、大和國城上郡他川坐天照御魂神社、（大、月次、相嘗、新嘗）清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授大和國從五位下他田天照御魂神從五位上、と有る是なり、然るに、姓氏錄（大和國神別、天神）に、志貴連、神饒速日命孫、日子湯支命之後也、又（和泉國神別、天神）に、志貴縣主饒速日命七世孫、大賣布命之後也と見え、天孫本紀に、饒速日命七世孫、建新川命、倭志紀彥王等祖と有るに合ひ、又駿河風土記に、鳥渡郡他田、云々、礒城之社所祭饒速日命也と有るは更なり、和名抄郡名に、有度郡他田乎佐多、新居爾比井と有れば、地名も大和と同じく、其所祭も大和と同神なる事、其面合叶へり、是天照御魂神、饒速日命、同神にて御在し坐す三證なり、又城下郡鏡作坐天照御魂神社、（大、月次、新嘗）清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授大和國從五位下鏡作天照御魂神從五位上、と有る是なり、天孫本紀に、饒速日命十一世孫、物部鏡治師大連公、鏡作連等祖と有る、是其の四證なり、但、右の志貴連と此の鏡作連と二氏は、饒速日命の兒、天香山命亦名石凝姥命の子孫の尾張連とは別にて、其の弟宇摩志麻治命の流にて、物部の族なりと雖も、其の祖饒速日命の神業を其々に受け傳へて仕へ奉れりけむ事云ふも更なり、然る時は、上に云へる如く、磯城瑞垣朝に、更に鏡を造り改め仕へ奉れるは、其の饒速日命の御子天香山命と宇摩志麻治命の子孫相共に仕へ奉られしなる可くや、其は天孫本紀に、饒速日命六世孫に伊香色雄命と有る、伊香は鑄鏡なり、色は石凝にて、鏡を鑄し仕へ奉れる義と聞え、七世孫建膽心大禰命と云ふも武鑄凝の義なり、心は凝の義なる事、已に傳十三に云へるが如く、大に由有るに合せて、其の天香山命の流に、七世孫建諸隅命、此命、腋上池心宮御宇天皇御

世、爲₌大臣₋供奉と有れば、孝昭天皇の御世の人なりと雖も、妹て海姫命、（亦名葛木高名姫命）此命、磯城瑞籬宮御宇天皇立爲₌皇妃₋と見えたれば、崇神天皇の御世に係れる人なり、又宇摩志麻治命の末に、八世孫物部武諸隅連公、（新河大連之子）此連公、磯城瑞籬宮御宇天皇御位六十年、詔₌群臣₋曰、武日照命、從₌天將來神寶、藏₌于出雲大神宮₋、是欲₌見焉₋、則遣₌矢田部造遠祖武諸隅命₋、使₌分明檢定獻₋、奏₌復命₋之時、乃爲₌大連₋（下略）と有るは、本より御紀に所見たる事なるが、其の武諸隅を、一書云、一名大母隅也と有り、偖右の健諸隅命と物部武諸隅連公と、別人にして同名なるは、諸隅は眞澄と云ふに同じく、下に云へるが如く、神名式に、尾張國中島郡眞墨田神社（名神大）を多く眞清田と作る、其の祭神は健速日命に御在して、眞澄鏡の謂れに因れる社號なるに同じく、此の二人の諸隅も共に功に依れる名と聞え、矢田部と云ふも、其の八咫鏡を改め造り仕へ奉れりし部と云ふ事にて、其の故由に謂聞なる名なれば、此に鏡作部遠祖天糠戸者と有る部字は、甚く心を用ひて書き傳へられたる者となむ所見たりける、（姓氏錄、左京神別上、天神に、矢田部連伊香我色乎命之後也、大和國に、矢田部、健速日命七世孫、大新河命之後也、攝津國に、矢田部造、伊香我色雄命之後也、河内國に、矢田部首神健速日命六世孫、伊香我色雄命之後也と有るを以ても、伊香我色雄命は鏡作石凝男なる事灼かり、鏡を和鏡と云ふは、此の大和國城下郡鏡作を、和名抄に加々美久利と有る是なり、石凝の事は傳十八卷に云へりき、偖又、上にも引ける神名式に、添下郡鏡作伊多神社は木島村と云ふに在りて、彼の山城國葛野郡木島坐天照御魂神社、大、月次、相嘗、新嘗の本社と聞え、又大和國城上郡鏡作坐神社は今外山村と云ふに坐すを、姓氏錄左京神別上天神に、爲美連、健速日命六世孫、伊香我色乎命之後也と見え、天孫本

紀に、饒速日命の天降りまし事を、乘天磐船而、天降坐於河内國河上哮峯、則遷坐於大倭國鳥見白庭山、云々と有るなど、共に由有る事になむ有ける。）又神名式に、丹波國天田郡天照玉命神社見えたり、國造本紀に、丹波國造、志賀高穴穗朝御世、尾張同祖、建稻種命四世孫、大倉岐命定賜國造と所見たるを、天孫本紀に依るに饒速日命十二世孫と有りて、此は天香山命の末なり。（猶又、和名抄郡名に、天田郡六部（ムトベ）、雀部（サヽキベ）、神戸（カムベ）など有る六部は、姓氏録（右京神別下天孫）に、六人部火明命五世孫、武礪目命之後也と見え、又（山城國神別天孫）六人部連、火明命之後也、又一本（和泉國神別天孫）六人部連、火明命五世孫、建刀米命之後也、又（河内國神別天孫）身人部連、火明命之後也と見え、天孫本紀に、饒速日命五世孫、建刀米命、六人部連等祖と見え、又六世孫、建手和邇命、身人部連等祖と有る是なり、猶其の六人部と云ふは、傳十七に云へるが如く、其の祖天火明命、彼の八咫鏡を作り奉る時に、日神の大御身の度に來著きて、其の御鏡を造り奉れるに因れる氏なるにて、身取部の稱なり、然に其の氏人の鏡作る事には仕へ奉らず成れゝども、六月、十二月晦の御贖に、天皇の御身の長を取り奉れる節竹は小竹は、山城國六人部氏より奉る例なる事、傳十七に云る如くなるを、御身取の義を傳へたる名なりけり、又[illegible]に、饒速日命九世孫、目[illegible]山代根古命、山代水主雀部連等祖と有りて、右の二氏共に天香山命の裔なるを、又神名式の郡の社名と見え、郡名の天田は天照の略と聞ゆるなど、少縁の事には非ずなむ有りける、然を以て、火明命、饒速日命一神にして、即ち天照國照彦に渡在し坐す、實に然に依る可き者なり、（猶又、[illegible]にも云ふべきは、和名抄郡名に、氷上比加三、郷名に、氷上比加美と有るなるに、熱田縁起に、宮簀媛命を火上姉子神と稱へるも、尾張氏の女なれば、思ひ合さるる

事、但二十三巻に云へる事見ゆ、又姓氏録左京神別上に、采女朝臣、石上同祖、神饒速日命六世孫、大水口宿禰之後
也、河内国神別に、水取、石上朝臣同祖、饒速日命十世孫、伊己灯宿禰之後也と見えたるを、天孫本紀には、饒
速日命十一世孫、物部鏡治田連公十二世孫、物部大首宿禰連公、共に水連等祖と有り、又神名式に、氷上郡高座神社
は、天孫本紀に、天香語山命、天降、名手栗彦命、亦名高倉下命の有るに合ひ、又新井神社見えたるは、次に云る摂
津国新井に坐す天目一箇神社に同じく、又神野神社、其の氷上郡にも見えて、饒速日命に坐す事をいへる如く、
又其の何鹿郡に見え、又八田、又吉美、又物部、又天方鄕の郷名有るをも思ひ合す可し、又神名式に同郡[illegible]神社見
え、倍、右の賀美は鏡なる可く、八田は、同式に丹後国与謝郡矢田部神社有る其と一にて、上なる大和国鏡作神の下
に云へる如く、八咫鏡の事にて、崇神天皇六十年紀に、矢田部造遠祖武諸隅と有る、此命に由有る名な
り、神社なり、吉美は吉見にて、鏡を借たるなり、物部は饒速日命の末なる事、今云ふ如くに非ず、[illegible]の社に、[illegible]
の丹波氏に由有る事、上なる本高社の下に云へるが、書紀二十八に、又田部大直、丹波国[illegible]に云ふ人名見ゆ、其こ
り此の郡に住みたるなどの由なゝめり、丹波忠[illegible]に、大江山は[illegible]を[illegible]とむ
[illegible]、摂津国島下郡新屋坐天照御魂神社、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、和名抄郷名に、新野、[illegible]と有り、此の国に[illegible]、[illegible]
[illegible]に坐す事、下に云へる如く、姓氏録[illegible]神別に、[illegible]、[illegible]
建刀米命之後也と有るなど、大に由有る事なり、[illegible]、仁明天皇[illegible]二年十二月[illegible]

奉レ授下在二攝津國島下郡一作馬立天照神、作酒著神從五位下上と有りて、作馬立神、作酒著神二座を合せたるなり、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二攝津國從五位下勳八等、新屋天照御魂神從四位下一と見えたるに、同年月廿六日辛巳、攝津國從五位下新屋坐天照神、作酒著神、並授二正五位下一と有る天照神は誤にて、作馬立神と有るべき所なり、新撰姓氏錄（河內國未定雜姓）に、新家首、汗麻惠足尼命之後也と有る、惠は志を誤れるにて、宇麻志麻治命なる事著明し、天孫本紀に、饒速日十一世孫、物部竺志連公、新家連等祖と見えたる、是亦天照御魂神、饒速日命同神なる第六證なり、猶云はゞ、宣化天皇元年御紀に、物部大連麁鹿火宜下遣二新家連一、運中新家屯倉之穀上と有るは、尾張國と伊賀國との間に被レ載たれば、伊勢國なる新家なりけり、上代本紀、豐受大神御遷幸の所に、次山邊行宮御一宿と有る下に、今號二壹志郡新家村一是也と見え、神名式に同郡物部神社有る、即ち新家村に坐すと云へり、皇太神宮儀式帳に、度會乃山田原立二屯倉一弖、新家連阿久多督領磯連牟良助督仕奉と有るは、孝德天皇の御世に其の新家の屯倉を度會郡に移されたる由なり、是亦新家は物部氏に由有る證にして、伊勢なるぞ本なりける、又、和名抄鄉名に、河內國志紀郡新家、伊賀國阿閉郡新居、尾張國海部郡新家など有るに、其の本國神名帳に、海部郡從三位上新屋神社見えたるを、天野信景が集說に、天照太神なる由云々は、右の天照御魂神に坐すにて、皇太神とは同じからざるなり、又右の物部竺志連公に思ひ合す可きは、和名抄鄉名に筑前國席田郡新居（爾比井）と有り、又郡名に伊豫國新居（仁比井）と有るは、本は神野郡と云ひけるを、嵯峨天皇の御諱に同じきを以て被レ改たる由、日本後紀に所見たるが、神野も新居も、共に饒速日命に緣有る事なり、其は傳十に委しく註へるを、天孫本紀に、饒速日命十四世

孫物部老古連公、神野連等祖と有るを證と爲べく、又神野は鏡主と云ふ事にて、鏡作の謂なるを思ふ可し、又神名式に、越後國磐船郡石船神社は、大同類聚方に、毛乃々部藥、物部臣等之家傳、天磐船神社、云々と云へるは、饒速日命の、天磐船に乘りて天降らせ給へる由の神名なるも、物部臣とは事合ひたるに、今岩船浦と云ふ地に坐せど、舊地は神野村なりと、桂擧重が話れるも思ひ合す可し、倭新家、新居、相通ひて同じ事なるが、攝津國、尾張國の新家は、爾比夜と訓むべし、伊勢國なるは、爾比能美なり、和名抄郷名に、讃岐國河野郷新居（爾比乃美）と云ふ例有り、又伊豫國、筑前國なる新居は爾比革なり、名義は、姓氏錄（右京神別下天神）丹比宿禰條に、即以二色鳴一爲レ宰、令レ領二丹比部戸一、因號二丹比連一、遂爲二氏姓一、其後庚午年、依レ作二新家一、加二新家二字一、爲二丹比新家連一也と有ると同じ義にて、物部氏の新家なる由なるが、新家を爾比能美と訓むは、公に請ひ奉りて、更に屯倉を建てたりし由來に因れる者と聞えたり、（右の作馬立神作酒著神の作は、大伴氏の事なるが、天照御魂神の御作神の由なるか、詳ならず、又馬立神も未だ考へ得ず、酒著神は、酒解神にて、彼の梅宮に坐す神と同神に御在し坐すにや、猶考ふ可き事なり、倭石の新居を、仁井と書く所も有り、周防國佐婆郡に仁井村と云ふ有るを、和名抄郷名に、吉敷郡八田と云ふ有る事、上に云へる矢田部の由に思ひ合す可し、又紀伊國名草郡に、仁井邊村と云ふ有る、此は其の名勝圖會に、「二井、此井を以て、仁井邊の名有り」と云へれば、此の新居の例には非ず、又、予が本生（ウブスナ）の地、即ち淡路國津名郡仁井村なり、隣りて久野々村と云ふ有るを、其の仁井村に跨りて、栗村山廣常隆寺と云ひて、高山上に崇道天皇の御寺有り、其の栗村は久流須の由なり、姓氏錄河内國神別天神に、栗栖（クルス）連、神饒速日命子、于摩志摩治命之後也と所見たれば、仁

井に鎮居にて、其の物部氏の族の住まれし處なりし事知らる、和名抄郷名に、津名郡郡家郷も乃倍と見え、神名式に、同郡河上神社。姓氏錄右京神別下天神に、川上首火明命之後也と有るなど、旁由有るなり。）又、播磨國揖保郡揖保坐天照神社（名神大）と有るを、臨時祭式には、粒坐と作り、和名抄郷名には、揖保、伊比保と見えたるなり、其の揖保は、五百木より伊福と約まり、其より伊保と轉れるなり、新撰古今集に、渡て後に揖保と則ち揖保郡伊保の湊に在る事へなりと所見たる是なり、然れば、和名抄に伊比保と有る、比字は衍字にて伊保と訓まれるなり、又、此の社、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授播磨國從五位下勳八等粒坐天照神從四位下と有れども、日本紀には御名を記さず、天照御魂神に坐せり、同錄、同四年の下に、播磨國揖保郡人、雅樂寮答生、伊福部直、復と姓五百木部連、火明命之後也と有るなり、姓氏錄（河內國神別天孫）に、五百木部連、火明命之後也と見え、又（左京神別下）伊福部宿禰、尾張連同祖、火明命之後也、又（山城國神別）伊福部、火明命之後也、又（大和國神別）伊福部宿禰、天火明命、天香山命之後也、又伊福部連、伊福部宿禰同祖なりと見えて、景行天皇四年紀に、天皇幸美濃、（中略）乃喚八坂入媛爲妃、生七男六女と有る中に、五百城入彦皇子、五百城入姫皇女在し坐すを、古事記には五百木と作るを、和名抄郷名に、尾張國海部郡伊福と有り、又神名式に、美濃國伊富岐神社、守夫須那神社など有るを、攷證に、垂栗云々、風土記、此神稱八二命降臨之所也と見えたる、此を以て其の降臨なる事を思ふべく、又其の地名を以て國名と負ふる事をも知るべし、伊富利は伊福と同じ、神名式に、河內國若江郡若江鏡神社、式後倍神社有るは、五部と云ふ事にて、五百木部の謂なり、其の祭神に、天香山命之末孫、若櫻

命、五百木部連祖、次置部與曾命と有る置部も、息部なる可きに思ひ合す可し、猶又、其の六世孫、建多乎利命笛連等祖と所見、又姓氏錄（河內國神別天孫）に、笛吹連、火明命之後也と有る、此を以て、右の五百木部は氣吹部にて、職員令義解に謂ゆる、雅樂寮、笛生六人、掌ㇾ習ニ雜笛一、笛工八人、（謂下供ニ此國樂一、而吹ㇾ笛者上、其唐國以下諸樂者、吹ㇾ笛之人、各在ニ其樂生中一也）と云へる笛生笛工などの部を云ふ稱なり、此等の所由を思ひ合すれば、此の天照神即天火明命に渡らせ給へる事著明し、是其の第七證なり、（又雄略天皇三年御紀に、阿閉臣國見、譖ニ栲幡皇女與ニ湯人廬城部連武彥一曰、武彥汙ニ皇女一而使ニ妊身一、武彥之父枳莒喩聞ニ此流言一、恐ニ禍及ㇾ身、誘ニ率武彥於廬城河一、云々と所見たるも其の氏なり、廬城河は、伊勢國一志郡家城村と云ふ所なり、里人は、家城と書きて伊保加と云ふとぞ、其の外、諸國に伊福と云ふ地名の多在るは、此の排保の如く、其の氏人の住めるに因れるなり、）右にて、天照御魂命と申すは饒速日命に御在し坐す御事を明らめ奉る時は、其の鏡作神と申すは、其の天照國照彥天火明櫛玉饒速日命に渡らせ給ふ事著ければ、此に鏡作部遠祖、天糠戶者と有るは、愈其の神に坐す事違ひ無く、又なる第三一書に天拔戶兒已凝姥と有るは、饒速日命、天香山命御父子の御事見え、又天照御魂神と申すは、天照太神の御事を通す神と申す義なる由、上に云へるが如く、又右に、新屋神排保神を、唯に天照神と申せるも、日神の御像を作り奉らしゝ由に依れる御名なるを、猶諸國に鏡作神の證とも成るべき事もやと見以て行くに、神名式に、河內國高安郡天照大神、高座神社二座、（一座大、月次、新嘗、元號ニ春日戶神一）と有る、此を清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉ㇾ授ニ河內國從五位下春日戶神從五位上一、と有りて、春日戶神と申せるを、同式に春日社坐御子神社有るは、和名抄

郡名に、尾張氏の日置部卽須我俗と所見たる其職より出しなれたるなるべし、然れば、此天照る、上つ何に阿麻氏宿と謂ふて、其の天火明命の御事たり、尚此神は其の御子高倉下命に坐せば、饒速日命、天香山命二柱並び坐せるにて、其の御子神は、宇摩志麻治命に坐すにや、神名式に、尾張國春日部郡味鋺神社、物部神社相並び給ひ、山田郡尾張神社あり、又に云ふ如く、天香山命なるを以て稱と爲すべし、又、河内郡石切劔箭命神社二座は、石凝姥命、天津麻羅命に坐す事、傳十八に云へるが如し、又、若江郡若江鏡神社の此在れ坐し、姓氏錄（河内國神別天神）に、矢田部首、神饒速日命六世孫、伊香我色雄命之後也と見えたる矢田部は、八咫鏡を造る部を云ふは更なり、和名抄郡名に、矢田郡伊香、以加々と有るは、上に云へるが如く、鏡作の意なるに思ひ合す可くなむ、是其る時八咫なり、鏡を加賀と云ふは、和名抄郷名に、大和國城下郡鏡作、加々美都久利と有る是なり、又、河内國郷名に、若江郡鏡作、河内郡若居など有るも、皆天照御魂に由有る事已に註へるが如し、又、尾張國中島郡眞墨田神社（名神大）と有る、本國神名帳に、正一位眞墨田大明神と有る是なり、墨字諸本には澄に作り、一本には隅と書けり、仁明天皇紀に、承和十四年十一月癸丑、以尾張國無位眞墨田神、預名神、眞清田大神二前、並授從五位下、文德天皇實錄に、仁壽元年十一月辛巳、授以尾張國眞清田。大縣兩神、列于官社、同三年六月辛亥、尾張國從五位上眞清田神、並無位大縣神、並從四位下と有る、此の無位は不審なれども、此の二神、相並びて其の事に預り給ふに故有るべし、同七年七月二十六日、授尾張國從四位上眞清田神正四位上とも有り、倍、眞清田は、上に云へるが如く、眞澄鏡に依れる神名なるに、其の相並び給へる大縣（オホカヽスノ）天神（アマツカミ）は、丹羽郡大縣神社、（名神大）と有る是なり、右の縣字は、縣の本字なれば、加々須

と訓むべくして、倭十六に已に載ける、天照太神、國懸太神の聯に同じく、鏡を鑄たる御名なれば、其の大國神、
眞清田神社は御在し坐す事、必ず所由有るべき者なり、彼此く思ひ按ては、吉見幸和が宗廟社稷問答を閲るに、
眞清田神社者、一宮記、倭大己貴命一作也、成務天皇朝、以天火明命十世孫、小止與命、定賜尾張國造、今
所祭愛智郡熱田神社是也、先是、尾張氏上祖等、歴世居當國、景行天皇朝、日本武尊東征之日、所從帥
之建稻種命者、小止與命之子、而祭春日部郡内々神社、其弟天香語山命者、祭同郡尾張神社、凡尾張氏遠祖等、所
祭國内者、三十餘座、其所出、日饒速日天照國照彦火明命、然之中島郡眞清田神社、以稱當國一宮、眞清田首、
眞清田首ハ、饒速日命之遠祖也（下略）と云へる、信に然る事なり、但、右に眞清田首と云へるは、姓氏錄（大和
國神別天神）に、眞清田首、伊香我色乎命之後也と有る、此等を話に作れるなりしにや、又（左京神別上）眞神
田曾禰連、饒速日命六世孫、伊香我色乎命男、□□□□之後也、又（山城國神別）眞神田曾禰連、神饒速日命七世孫、
大新河乃命之後也と有る是にて、何れも天火明命の末なる、但し本書に是れ、是て右の時の稱尾張大國魂神社に、天野信
景が、本國神名帳集説に、眞清田神社、宮は本宮市山、在□□□□、一宮與由□社、本州一宮也と云へり、右の眞神田、眞
清田其れ、神は饒速日命にて、眞清田、眞清山の名と聞ゆれば、眞清田の郡に同じくして、國の名に因れる名なるべき
なるべく、又上に云へる伊香我色乎命の眞清田、祖なるを知らめ、然此の眞清田、出□國云、饒速日命に御在し
牛十八の事を思ふ可きなりけらし、是此の國見在なり、（其の大國魂神、三代實錄に、貞觀元年二月十七日癸
卯、授尾張國從三位眞清田神正三位、從四位下大縣神從四位上、伊勢國正三位□□從二位、其十四日巳□正六位

下等官中辨兼行式部少輔大枝朝臣音人一、向二伊勢國多度神社、尾張國熱田・大縣等神社一、奉二神位記財寶一と有る、熱田神は草薙劒なり、多度神は天津日子根命なり、大縣神は饒速日命なり、其の三神に如此く會釋し奉る事、故有るべし、又同十五年八月十三日、授二尾張國從四位上大縣神正四位下一とも有りて、眞墨田神社よりは神階も後れさせ給へれども、本國神名帳には、同じく正一位大縣大明神と見えたるなり、但、天孫本紀に、邇波縣君祖大荒田と云ふ人名有れば、縣は阿賀多と訓むべきが如くなれども、此の大縣神社を、眞神山に坐すと云へれば、猶其も縣を加々須と訓むべく、又承和十四年御紀に天神と有るを以て、其の縣君の祖には非ざる事を知るべし、偖、右の神田の事に就きて、三代實錄貞觀四年の下に、眞神田朝臣今雄、賜二姓大神朝臣一、大三輪々根子命之後也と有るは朝臣の姓なれば、右とは別なり、但此等の事に依りて、眞墨田神社を、大己貴命と云ふ一說も有りしなる可し、何れにしても、此は天火明命を祀れるなり。）又、和名抄鄕名に、伊豆國田方郡鏡作、加々美豆久利と見え、新居は上新居坐天照御魂神社の下に云へるが如く、直見（多々美）は鏡に就きたる美詞なれば、此の三鄕共に其の鏡作氏の住へる處なるを、戶令に、凡戶以二五十戶一爲レ里と有る御定より後に、唱へ別てる者なる可し、若て、神名式を閱るに、同郡金村五百氣和氣命神社金村五百(イホキ)村咩命神社と所見たる金村は、金之村と訓むる可し、天孫本紀に、天火明命十五世孫、尾治金連と云ふ人所見たるに、式に、尾張國山田郡金神社、本國神名帳に、從三位上金大神と有る是なり、又、中島郡正一位金天神と有る、其は式外なれども同神なるにて、金とは鏡を造る料の金に由有る神名又は人名なりと聞ゆ、傳十三に註せる伊豆權現の山を日金嶺と云へるが、其の神は相模國高來寺村と云ふより神鏡にて移し奉れるが、本名久地良山を

改めて其より日金嶺と云ひ、日金者、光如レ日、昔如レ金故也と云ふは、全く鏡の事を云ふなり、若て和名抄に、相模國高座郡高座郷有るは、天香山命に由有るなど、其の本國尾張より先づ其の國に移り、其より伊豆に移れるなめり、五百君は五百村と書けるも、共に上に謂ゆる五百木にて、姓氏錄（河内國神別天孫）に、五百木部連、火明命之後也と有るに思ひ合す可く、又同式に、尾張國葉栗郡伊富利部神社見え、愛智郡伊福神社、其を本國神名帳に、從三位上伊富利之神と見え、又、和名抄郷名に、海部郡伊福とも有りて、其の本國尾張の地名なるを、其の祖神に負せ奉れるにて、鏡作連は、天火明命、天香山命の裔なるを思ふ可し、是れ其の第十世なり、備、又其の田方と云ふ郡名も、尾張より移せりと聞えて、式に、丹羽郡田縣神社、其を本國神社帳に、從三位上田方天神と有るを以て證と爲べし、如此く、其の郡名をさへに、本國の神名を以て移せるは、此も鏡作の謂れなどを以て云へるにて、若くは八咫鏡と云ふ事にて、其の作る鏡の形より云ひ出でたるには非じか、古事記に、日本武尊子武田王、尾張丹羽建部君祖と有るも、右の尾張の田方の地名を以て負せたる者なるにこそ、）又神名式に、美濃國各務郡村國眞墨田神社有るは、村國と云ふ地に、右の眞墨田神社を尾張より移し奉れるなり、和名抄郡名に各務加々美と有るは、鏡と云ふ事と聞えて、慈由有り、又郷名に、村國郷、各務郷も所見たり、清和天皇實錄に、貞觀四年五月十三日、美濃國厚見郡人、六人部永貞等三人、賜姓善淵朝臣、天孫火明命之後、武魔日命之裔孫（下略）と有るに、神名式に、厚見郡物部神社有るは、其の祖天火明命を祀れるなり、同八年七月廿六日戊辰、美濃國各務郡大領、各務吉雄、厚見郡大領、各務吉宗と云ふ二人同じ各務氏にて厚見各務兩郡の大領なるは、其の頃世に榮えたる家族と所見たり、天孫本紀に、天火明命十

一世孫、物部鏡作師連公、鏡作連等祖と有れば、其の同族たるにて允に當れり、若て六人部は、上に云へる如く身部取にて、日神の御身代に坐まして、八咫鏡を仕奉れる、天香山命の祖名を傳へたる氏なり、又各務氏は其の鏡作の謂にて、上なる星炭の宮畢田神社の下に云へる事共に信に相叶へり、其天火明命、饒速日命、二神に御仕し坐して鏡作神と坐す事十一證なり、（又醇見と云ふも、鏡の清く見ゆる義を以て云ふには非ざるか、又六人部を改めて、善淵朝臣の姓を賜へるは、其の善淵者地名ならずば、善録にて、鏡の緣を善く成し工める由ならむか、又續紀に村國連と云へる氏は、右の各務と同氏にこそ、和名抄郷名に、大和國添下郡村國矢田と有る、矢田は上に云へる如く、八咫鏡の謂なると、此に村國宮畢田神社を續きたると、大に合へり）又日本後紀に、弘仁十三年三月丙辰、制ニ越前國江沼加賀二郡、借ニ加賀國ニと有りて、和名抄に加賀國加賀郡と見えたる加賀は、鏡の義なる事、上に引ける和名抄郷名に、大和國城下郡鏡作、加々美久利と見え、又其の饒速日命の六世孫伊香我色乎命と申すも、鏡鏡作醜男命の義なるなど是なり、神名式に、野間神社、神田神社、下野間神社見えたる、其は天孫本紀に、饒速日命十四世孫、物部金連公、野馬連、借馬連等祖、日大連之子と有る、金連は右に云へる尾張金連と同じく、金とは鏡の謂なり、又神田神社は、上の宮畢田神社の下に云へる宮神田の略にて、其も本より鏡に由る事なるに、和名抄郷名に、江沼郡八田、也多、能登國能登郡八田、也太、越中國礪波郡八田、越中國新川郡布留などの有るは、神名式に攝津國能勢郡野間神社有るを、志に、今稱ニ布留宮ニと云ひ、和名抄郷名に兎原郡覺美有り、村名に今も御影と云ふ地有り、又鄕名に八部、夜々倍、郷名に八倍、也多倍と有るなどの所以に、何れも思ひ合す可き所謂になむ有りける、偖、此の野間神社は、尾張國本國神名帳に、智

多郡從三位上野間天神と同見たれば、其に起れるなり、式に云ふ伊豫國野間郡野間神社（名神大）を、三代實録に、天皇神と見えたるは、皇神と云ふ事の由、下に云ふが如くなれば、其の物部の遠祖にて、然稱へ奉る程の貴神は、何神か御在し坐さむ、決めて饒速日命に御在し坐しつ可き事、心を平らにして考ふ可き者なり、是其の饒速日命御鏡作神に坐す第十二證なり、（但、其の金連公は、舊天孫本紀に、十三世孫物部金連公、借馬連、野間連等祖と有りて、物部目連公の弟なり、然るに右に引けるは十四世孫にて、下に目大連之子と見えて、世も隔しきるに同名の人の續きに二人有るは甚疑はしき事なり、故に思ふに、其の實は十三世孫なるを、目連の子と成して其の家を續ぎたりし故に、十四世孫にも出でたるにや、何れも其の下に子孫の庶民を擧げたるに、目連公の下に其事無きを以て證と爲すべし、右の借馬連は、和名抄郷名に、加賀國石川郡[illegible]、加佐萬と見え、神名式に同郡笠間神社有る、其の地に因れる姓なるにこそ、）又和名抄郷名に、阿波國阿波郡[illegible]、加々美と有るも、鏡の謂なり、又板野郡郷名、有方[illegible]（同比井）、麻油郡新居（同比乃井）と有る郷名は、饒速日命の裔の住める地たる事、上[illegible]神社の下に云へるが如し、若て、神名式に、[illegible]郡天村[illegible]神、伊自波夜比賣神社見えたる、其は天孫本紀に、天火明命孫天村雲命、（亦名天五多底）と有る此の神にて、亦名を天五多底命と有るも、[illegible]と申す事にて、[illegible]の謂なり、又[illegible]世孫天忍人命、[illegible]、亦名葛木出石姫[illegible]妻と有りて、右の天村雲命の女なる故、[illegible]を云へるにて、伊自波夜は石榮の義なる可きを思ふに、決く右の二神に坐すべし、其[illegible]の事は[illegible]十八に已に註へり、又、同郡[illegible]、[illegible]命なる可く、其[illegible]命なる由、已に註へり、又天水沼間比古神社有

り、天孫本紀に、饒速日命十四世孫物部阿遲古連公、水間君等祖と有りて、由る事共なり、此を以て、右の香實は鏡の謂なる事を知るべく、又、天香語山命の兒、天村雲命にも、鏡作の功坐すを思ふ可く、是天山命、石凝姥命、同神なるを明らむる證なる上は、饒速日命、天糠戸命、同神に渡らせ給へる第十三證なり、（又、同式、那賀郡和耶神社、和名抄郷名に、和射と有るは和耶の訛なる可し 又海部、加伊布見えたるに、天孫本紀に、天香語山命十世孫、淡夜別命、大海部直等祖と有るは、其の本國尾張國海部郡海部郷より移せる地名なる可し、陽成天皇元慶二年實錄に、山背忌寸大海今子、以レ奉レ幣ニ氏神一、向ニ阿波國一と有る山背忌寸は、傳十三に云へる天津彦根命の末なるには非ずして、山代直の族にて、饒速日命の後なり、若て其の淡夜別命は、其の阿波國に別れ給へる意の名にて、和耶は其の略なる可し、淡は阿波、沫は阿和、假名違へれども拘はる可からず）又、和名抄郡名に、讃岐國香川介加波と有るは、鏡川の略なる可し、神名式に、同郡田村神社、（名神大）一宮記に猿田彦命と所見たり、然るに、同抄郷名に、土佐國香美郡田村、多無良と書せり、其の地より移せる地名ならむか、大同類聚方に、鏡薬、讃岐國香川郡田村社傳方云々と有る、此を以て郡名川鏡川なる事を知りて、更に其の所由を索むるに、神名式に那珂郡神野神社、天孫本紀に、饒速日命、物部老古連公、神野連等祖と所見たれば、上に云へるが如く、其の饒速日命に渡らせ給へる事論無し、然れば、神野は鏡主と云ふ事の約りたる者とぞ聞えたる、又苅田郡高屋神社、姓氏錄（河内國神別天神）に、高屋連、饒速日命十世孫、伊已止足尼大連之後也と有る、此は天孫本紀に、九世孫物部五十琴宿禰連公、（膽咋宿禰之子）と有る人なるが、其の父膽咋は鑄組なるに對ひて、鑄事と云ふにて、事は業なり、共に鏡作の事に因れる名なり、其の膽咋宿

爾の從弟、武諸隅連公、大母隅連公二人の諸隅は、直澄と云ふに同じき由、上に已に云ひ、其の膽咋宿禰の弟、物部片堅石連公と云へるも、傳十八に云へる古事記に、取二天安河之河上之天堅石一、云々令レ作レ鏡と有ると同じ義の名なり、又其の弟物部印岐美連公と云ふも、鑄石と云ふ意なる可きなど、皆其の鏡作の功に依りて負へる名なるを知るべし、又大内郡水主神社は、上に云へるが如く、山城國水主坐天照御魂神と同神に坐す事、申すも更なる上は、讃岐國にても鏡作の氏人の住まへるを知るべし、其祖饒速日命は即ち鏡作神に御在し坐す、第十四證なり、（又和名抄鄕名に、三木郡氷上、比加美、阿野郡新居、爾比乃美、刈田郡高屋、多加也と有るも、皆由有る事なり、氷上は丹波國氷上郡有り、式に高藏神社、新井神社、神野神社有り其の由上に云へり、天孫本紀に十一世孫物部鍛冶師連公、鏡作小竹祖と有るに思ひ合す可し、新居の事は右に云へり、又其の高屋は、神名式に河内國古市郡高屋神社見え、同抄郷名に古市郡新居と見え、又右に引ける高屋連も、其の國の神別に有れば、本國河内國なるべし、）又神名式に、伊豫國野間神社（名神大）は、上に云へる加賀國加賀野間神社の例なり、三代實錄貞觀六年閏三月に野間天皇神と見え、元慶元年十二月に野間神天皇神と有る上の神字は衍にて、天皇神は皇御孫尊の謂には非ず、神を崇まへて皇神と云ふ例の事なり、偖又、風早郡國津比古命神社、櫛玉比賣命神社相竝べる、此の兩神はしも正しく其の饒速日命夫婦に在す御在し坐しける、其は國造本紀に、風速國造、輕島豐明朝、物部連祖伊香色男命四世孫、阿佐利定二賜國造一と出でたるに、續後紀承和六年の下に、風早直豐宗、賜二姓善友朝臣一、天神饒速日命之後也と見え、三代實錄貞觀二年の下に、物部朝臣廣宗等、本伊豫國風早郡、姓物部首と有る、此を以て其の祖饒速日命を、國津比古として祀奉れる由所知

たり、其て神名式に、大和國添下郡矢田坐久志玉比古神社二座（並大、月次、新嘗）と有るは、其の饒速日命を天照國照彦天火明櫛玉饒速日命と申し、姓氏録に、櫛玉饒速日命、又は櫛玉命と申すに同じければ、此も其の夫婦二柱なる事を知るべきなり、和名抄郷名に添下郡村國矢田と有る村國は、上に註へる式に、美濃國各務郡眞墨田神社は此の饒速日命に坐し、又矢田は上に引ける姓氏録（左京神別上天神）に、矢田部連、伊香我色乎命之後也、又（大和國神別）矢田部、饒速日命七世孫、大新河命之後也、又（攝津國神別）矢田部造、伊香我色雄命之後也、又（河内國神別）神饒速日命六世孫、伊香我色雄命之後也と所見たる是にて、八咫鏡を造り奉れる部なるにて、其國に八部又八田と云へる郡郷の名も、其に縁れる事、右に次々云へるが如し、此を以て、其國津比古命を矢田坐久志玉比古神と知る時は、此の櫛玉比古命は其の后神にて、右の二座の一なる事、又明らかに知られたり、又和名抄郡名に、伊豫國越智と有るを、國造本紀に、小市國造、輕島豐明朝御世、物部連同祖、大新川命孫、子致命定賜國造と見え、姓氏録（左京神別上天神）に、越智直、神饒速日命之後也と有り、又上に云へる和名抄郡名に、新居、爾比井と有るは、續紀神護二年の下に神部と有るを、後紀に、以郡名同天皇諱、改新居と有るも、其の同じ筋の事を以て改め給へるにて、天孫本紀に、饒速日命十四世孫、物部老古連公、神野入州祖と有る、神野は鏡王にて其の祖神の鏡作神に坐す謂なり、新居は、上に云へる、新居坐天照御魂神社の御事に考へ合す可きなり、右の件の伊豫國の事に於て鏡を造れりし趣は見えざる者から、饒速日命の鏡作神に御在し坐す證、其のみ有るなり、其其の第十五證なり、（猶和名抄郷名に、新居郡新居、越智郡新屋爾比也、喜多郡新屋爾比也と有るを、續後紀嘉祥三年七月の下に、伊豫國喜多郡人、物部連道吉と云ふ人

名所見たり、又神名式に、伊豫郡伊豫豆比古命神社有るは、右の風早郡國津比古命神社と同神にて、即ち櫛建日命に御在し坐すなるにや、姓氏録右京神別下天孫に、伊與部、火明命五世孫、武礪目命之後也と有るを思ひ合す可し、）又神名式に、土佐國香美郡天忍穗別神社は、傳十三に註せるが如く、天忍穗耳尊の亦の御名なる事、今云ふ限に非ずと雖も、又此に一の考有り、其の郡名は、和名抄に香美、加々美と有りて、右に云へる阿波國阿波香美郷と同じく、香美は鏡の謂なるにて、美濃國各務郡、又は加賀國など云へる、皆同じ事なり、又和名抄郷名に、香美郡物部、毛乃倍、田村、多無良と云へる、二郷共に由有る事は、續紀に、土佐國香美郡人、物部文連と云ふ人名有るに、後紀延暦二十三年に、土左國香美郡少領、物部鏡連家主と云ふも有りて、已に鏡連と云ふ姓氏有るを、天孫本紀に、天照國照彦天火明櫛玉饒速日命十一世孫、物部鍛冶師連公、鏡作連等祖と有るを、郡名の鏡に係けて思ふ可く、又田村は、上に云へる神名式に、讃岐國香川郡田村神社（名神大）有るを、大同類聚方に、讃榮、讃岐國香川郡田村神社傳方と有る、此を以て其の香川の鏡川なる事を知る時は、土佐と讃岐と二國に、相同じき地名有るは、實に所由有る事なりけり、此に就きて考ふるに、天忍穗別神は天忍火明神と申す事にて、本より天忍穗耳尊の亦の御名を天忍穗別尊と申すは、稻穗を以て稱へ奉れる御名、此の穗別は火明にて、上に云へる如く此の神の作らしゝ鏡の明徹しき由に依りて稱へ奉れる御名なれば、此は饒速日命の御事になむ有りける、谷重遠が式社考に、山田郷東西、舊有二八王子一、在二物部川一、此社歟、物部川舊有二鏡岩一と有るも、鏡作神の由に相叶ひ、又傳聞、天上浮橋の時に引ける土人の説に、「香美郡大里鏡東川村に、石船明神と云ふ古社有り、古老の傳に、石舟に乘りて天降り給ふ神なり云へり、社傍に石船有り、古代神

造の物と所見たり」と云へるは、其の神饒速日命に坐す事著明し、其の石船に乘りて天降り給ふとは、神武天皇三十一年御紀に、及下至饒速日命、乘二天磐船一而、翔二行大虛一也、睨二是郷一而降之上、故因目レ之曰二虛空見日本國一矣と有るは、此は大和國にての故事なれども、其の御名を失ひて傳へたるなゝめり、又上に云へる越後國蒲原郡蒲原神社は、饒速日命に御在し坐すにも思ひ合す可し、斯れば、右の天忍穗別神社を此の神と定めむ事、如何は謂はれざる事ならむ、是卽ち天火明命、饒速日命本より一神にして、鏡作の御功御在し坐す御事を明らめ奉る可き、其の第十六證になむ有りける、（大里莊と云へるは、和名抄郷名に、大忍、於保左止と有る、是なる可し、今本に、止を比と誤りながら、猶片假字にて於保左止と訓めるを以て、其の誤り灼ければ、今改め引きつ、又、石村、伊波牟良と云へる郷名有るも、由有りげなる事なり、倩、其の天忍穗別神社を、天孫本紀に天村雲命の子にて天忍男命と有れども、其に當てて心得べきに非ずなむ。） 故右の如く明らめ以て、此より彼に校べ、彼より此を訂し辨ふる時に、此に鏡作部遠祖、天糠戸者と有るは、卽ち天孫本紀に謂ゆる天照國照彥天火明櫛玉饒速日命に渡らせ給ふ事、實に明らけく、又石凝姥命と申すは、其の御子天香語山命の御事なるも、甚能く相叶へる事なり、若て、天孫降臨章第一一書にも、鏡作上祖、石凝姥命と所見たれば、其の天香語山命の子孫に必ず其の鏡作氏は有るべき事なるに、抑りて其の弟宇摩志麻治命の末に、鏡作連と云ふ有れば、右と合はざるが如し、然れども、此に鏡作部遠祖、天糠戸者と有る鏡作部とは、其の兩神の子孫にて、鏡作に仕へ奉れる部なむ甚多在りけらし、此を以て、右の尾張氏と物部氏とに各其の鏡作の部有りて、相共に仕へ奉れりけむから、此は其の二氏の太祖と御在し坐す故に、漏さじと爲て、鏡作部遠祖とは書させ

給へるにて、甚く心を用ひさせ給へる文なる者なり、倚、神名式に、此の神を、大和國城下郡鏡作坐天照御魂神社（大、月次、新嘗。）と祀奉らせ給ひ、又同郡鏡作麻氣神社を、頭註に天糠戸命と有るも、此の時の長と御在し坐して、天香山命を使ひて造り奉らしめ給へる義にて、麻氣は所任の謂なり、又、鏡作伊多神社を、頭註に石凝姥命也と有る、伊多は鑄立にて、御父天火明命の指揮給へる任に鍛し作り仕へ奉らしゝ由なり、此を以て、其の鏡作の御事には、其の鏡速日命、其の主宰と御在し坐すを以て、天照御魂神と御名に負はせさせ御在し坐す御事を、明らめ奉る可くなむ有りける、（然れば、師の古史徴に、石凝姥命、天香山命を同神と見定め、又天糠戸命、天火明命一神なる可き由に云はれたる一言は、一千年以來、世に天火明命と鏡速日命とを別々に思ひ違へたる謬を正して、萬世の惑を解く可き言にて、其の功古今に肩を比ぶる者なむ無かりける。）○造鏡は、令レ造レ鏡の義なり、倚、此は天糠戸命をして令レ造給へるには非ず、古語拾遺に、宜レ令下太玉神、率二諸部神一造中和幣上と有るは、太玉命の幣帛を造り給ふに非ず、其の率る給ふ諸部神をして令レ造給へるなれども、此には忌部遠祖、太玉者造レ幣と書されたると同じ文體なり、然れば、上に引ける古事記に、取二天安河之天堅石一、取二天金山之鐵一而、求二鍛人天津麻羅一而、科二伊斯許理度賣命一、令レ作レ鏡と有る其の二神の所置は、卽ち此の天糠戸命の所任給へるになむ有りける、故此の事に依りて、天照御魂神と申して、其の鏡作の御事は專ら此の神の御功とは言つる者なり、（但第三一書に、鏡作遠祖、天抜戸兒石凝戸邊所レ作八咫鏡と有るは、其の鏡を作り上げ給へるは、其の石凝姥命なるにて、天糠戸命は其の長と御在し坐して、其の事を監督はし給へる耳なり。）○忌部遠祖、太玉者造レ幣は、古語拾遺に、爰、思兼神、深思遠慮、議曰、宜レ令二太玉神、

率ニ諸部神一、造ニ和幣一と有る是なり、然れども、傳十七に具へたるが如く、造ニ和幣一は造ニ幣帛一の謂なり、其の次に、令ニ長白羽神、種ニ麻以爲ニ青和幣一、（古語、白伎弖）令ニ天日鷲神、云々以作ニ白和幣一と有るが如く、和幣は其の太玉神の率ゐ給へる者の二神の造り給ふ所なり、且其の字の訓は、初めて出でたる所に注さるゝ凡ての例なるを、此に、造ニ和幣一の下には何とも無くして、後に出でたる青和幣の下に、古語白伎弖と有る、此を以て、初めなるは和幣には非ざる事を知るべし、又、其より前文に、太玉命所レ率神者、日ニ天日鷲命一、（阿波國忌部等祖也）手置帆負命、（讃岐國忌部祖也）彦狹知命、（紀伊國忌部祖也）櫛明玉命、（出雲國玉作祖也）天目一箇命（筑紫伊勢兩國忌部祖也）と有る、此を以て見る時は、此の幣帛は、皆がらにして、太玉命の掌どらせ給ふ事灼然し、此れ即ち、右の和幣は、幣帛を謂れりと云ふ見識の定まる所以なり、猶云はば、其の御天降段に、宜ニ太玉命、率ニ諸部神一、供ニ奉其職一、如ニ天上儀一、仍令ニ諸神亦與陪從一と有るに、神武天皇段に、又令下天富命、率ニ齋部諸氏一、造中作大幣上と有るは、同じ趣の言なるを、其の前文に又、令ニ天富命、率ニ齋部諸氏一、作ニ種々神寶一、鏡・玉・矛・盾・木綿・麻等と所見たる、此彼考へ合せて、太玉命の供作る諸部神をして、令レ仕奉り給へるは、和幣のみには非ず、凡ての供神之物の事なれば、右の造ニ和幣一は此の造レ幣と同じ事なれば、和は後人の猥意に加へたりし者にして、造レ幣とか造ニ幣帛一とか必ず有りつらむ事、云ふも更なる事なりけり、（此の造レ幣の事を知るには、先づ右の拾遺の文より正しく辨へずては、其の意を曉る可からざる傍に云ふなり、）神名式に、因幡國八上郡賣沼神社、因幡志と云ふ物に、八東郡私部郷篠波村、齋部大明神社傳に云ふ、天太玉命と云へるも由有る事なり、然れば、美賣沼に御幣主と申す事にて、齋部神をして、幣帛を令レ造ら

る〻意たゞめり。」幣は、記傳八（四十三丁）に、「和名抄祭祀具に、幣、和名美天久良、齋買記に、幣帛、美天久良と有り、何物にまれ神に献ける物の總名なり（採要）」と有るが如し、名義一ッ有り、御手座又充座の二義なるが、何れにしても、座は其の献物を居置く臺なる事、已に傳十七、千座置戸の下に註へるが如し、此にては、其の臺に成れる者、即ち天香山之五百箇眞賢木を云ふ事、次に云ふを見るべし、偖、御手は第三一書に、乃使忌部首遠祖太玉命執取、云々、古事記に、天香山之五百津眞賢木矣、根許士爾許士而、（中略）此種々物者、布刀玉命、布刀御幣登取持而、云々、古語拾遺にも、其物既備、（中略）令太玉命捧持稱讚」と所見たる、執取、又登取持而、又は捧持など有る、此方の事に云ふ手には非ず、神の御手に献り奉るを云ふと聞ゆ。其は、傳十七に註する神に捧物祭る事に、本方、美天久良賽、上網仁波留良須、時位仁波曾賽、幣與呂阿比友乃、宮乃美天久良と所見たる、幣帛我奉献る非ず、又に宰寸皇國乃御神乃御前へて延き給ふ物なり、」と有り其の幣をせらるゝ所以を云ひて、又に平方、美天久良仁、奈良萬志毛乃美、字遠加麻乃、美天仁止良許曾、奈津佐良萬之遺に有るは、幣に寄る語りなさし、白神の御手に取る社ご、國ひ奉らむ者をと云ふ事にて、皇神の前を清て給ふ歌を讀たる者なり、幣をも美天久良と云ふ美天、即ち有る美天仁止良轄其の美天、然に同じ事を思ふ可し、偖云に、貫木に纏ふ和幣等を懸けて、大御前と紙れる事を云ひして、凡て上古には、神に献る物をも人に贈る物にも、木の枝に附くる例なりつれば、其の附くべき木の枝を久良と云ひ、其の物を附けて、美天久良とは云ひたりけむ、今後世の方言に、供物の器物に供へ置けるを、ダ久良と云へるは、其の事は替りながら、猶古言の亡せずして傳はれるなりけり、」と云ひ、記傳に、「雄略紀に非違其具一貫二貫」と有るに、調

布などを串に挟みて奉るを云ふなり、太神宮年中行事、六月月次祭條に、抑、一禰宜、賚幣串時云々、又賚幣者、長串用ﾚ紙挟也云々」と云はれたるは、神樂採物の幣も、其頬なるにて、本は木の枝に供神の物を著けたりしも、當昔已く然る事は止みて、楉木の串に夾む事に移り、其より絹布に代へて紙を用ふる事と成れるにて、後世、世に專と用ふる幣と云ふ物の始なり、(記傳に、美氐は御手なり、卽ち此に取持而と有る如く、手に取り持ちて獻る意にて云へり、又、氐は多牟氣の切りたるにて、御手向久良の意にても有るべし、何れに在れ、御は下の久良に係るなり、手又手向に附きたる辭には非ず、云々」と云はれたるは如何なり、御手は、其の獻りて取らせ奉る神の手なればこそ御とは云へ、其の上久良へ係れる御なる由に云はれたれども、迂遠き事なり、偖、詔書などに、給祿の事を、御物給布とも、大御物賜布とも常に云ふを、又時としては、御手物賜布と云へるは、天皇の御物を人臣に下し賜はる事なる故に、其の天皇の御方を崇め奉りて、御手物とは云ふなり、此も、御手は記傳に、「後の天皇の、御手づから神に獻り給ふ物を御手久良と云ひ習へる、其の名を始めへも與らして、此の段にも然云へるにも有るべし、御手向も同じ」と云へる義にて、天皇の、神に獻らせ給ふ久良なる故に、御手座と云へると思ゆれども、其は天皇の御上ならばこそ有りけれ、凡人にても、神に獻る物を美氐具良と云へるには、餘りに神を蔑如し奉る事なるに非ずや、然れば、御手を神の御方に屬けて心得むこそは、平穩なる可き事なりけれ、)又記傳に、「師說には、充座の意として萬物を置座に充て奉るを云ふと有れども、然ては、賢木の枝に著けたるに叶はず、且、此に御字を添へて書けるにも叶はざるをや」と云はれたれども、充座の說甚妙なり、然るは、座とは物を置き居うる所を云ふなれば、賢木に著けたるも座なり、又

案上に並ぶる共も座なり、其の置き居うる義に於て更に異ならざるなり、然るに、充は大殿祭詞後釋附錄に、○稱辭竟奉の多々閉は、水の満ふると同音にて、滿足はす意なり、今世の言に、海潮の滿ち極まれるを汐の満と云ふも同じ、凡べて神を祭るには、事をも物をも滿足はし盡し究めて、其の由を申す事にて、即ち祝詞に云是なり、（下略）と云はれたる、稱と同じ様なる語なり、祈年祭詞に、初穂者、千穎八百穎爾奉置氏、瓺閉高知、瓺腹滿雙氏、汁爾母穎爾母氏、稱辭竟奉牟と有るを始めとして、瓺上高知、瓺腹滿雙と云ふ語共多く、又大忌祭詞、風神祭詞等に、其宇豆乃幣帛者、云々（中略）、如横山打積置氏、奉此宇豆乃幣帛乎、安幣帛能足幣帛止、皇神能御心爾、平久聞食氏、云々と有る宇豆は、古語拾遺に、蠶織貢調、充積庭中、賜姓宇豆麻佐と有りて、古語積聚之意也と云へれば、宇豆に充の意有る義有るが上に、安幣帛の安は安息す義なり、足幣帛の足は滿ち足らはせる義なれば、右の安足共に、本より充の意有り、如横山打積置氏は、平野、久度古開、鎮火祭、鎮御魂齋戸祭等詞に、如横山置高成氏、道饗祭詞に、積山之如久、置所足氏、太神宮月次、神嘗祭等詞に、如横山久、置足成氏、などとも云ひて、此にも充の義能く徹れり、然れば、神に獻る座は、心の限り盡し究め、滿ち足らはして奉る物なる謂に依りて、充座とは云ふなりけり、（充座充座の義ならむには、御字叶はずと云はれたれども、其の幣字も、案疏に、幣帛、束帛也、謂、布帛獻之物也と有る如くなるに、即ち上に引ける拾遺に依るに、鏡・玉・矛・盾・木綿麻と見えたれば、其の具共に幣字に該らず、されども、外に當つべき字無きが故に、古より用ひ来れるなれば、其の幣字の上に、唯御を加へて崇めたるなれば、古言に於て、拘らざる事なり）久良は、傳十七に引ける和名抄に、座者是置物之名也と有り、其の本文に、置之百取千座

置戸と有るを、此には直に祓具と有りて、下に、祓具此云波羅閉都母能と見えたる、此を以て、其の座と云へるは即ち物なる事を知るべし、記傳八の四十四丁に、貞觀儀式大嘗祭儀に、倉代十輿と云へる、代は借にて、即ち其物を云ふ、續後紀に、天長十年四月壬午、出雲國司、率出雲國造豐持等奏神壽、獻白馬一疋、生鵠一翼、高机四前・倉代物五十荷と有る、此國造神吉事を奏す時、白馬、鵠と共に劔、鏡をも献りし例、神龜三年御紀に見え、又五種神寶、倉代、出雲臣を献りし例、天長七年御紀に見え、又神壽詞に、白馬、白鵠の外に、玉、横刀、鏡などを献る由有れば、此の倉代物とは、斯る種々の物を總べ云ふなりと所見たる例共に就きて案ふに、右に高机四前と有るは、千座、置座の座に同じくして、此の倉代の倉是なり、劔、鏡又は五種の寶物と云へるは、倉代の代にして、其の高机の上に並べ置く寶を云ふなりけり、右は座に置くべき寶なる故に倉代とは云へるを、其の寶の言を略きても、其の寶の稱と成る事、右の千座置座、又は此の御手座又充座の義などに、思ひ合せて曉る可き者なりかし。但、机を云ふも、木の枝を云ふも、物を其れに著くる事に於て等しければ、何れにしても座なるを知るべし、倉代も代は寶なる事は、第十三章の下に注せるが如し。偖又、此に忌部遠祖、太玉命と有るに合せて、第三一書に、於是、天兒屋命、掘天香山之眞坂木、而上枝懸以鏡作遠祖、天拔戸兒、石凝戸邊所作八咫鏡、中枝懸以玉作遠祖、伊奘諾尊兒、天明玉所作八坂瓊之曲玉、下枝懸以粟國忌部遠祖、天日鷲所作木綿、乃使忌部首遠祖、太玉命執取而、廣厚稱辭祈啓矣と見えたるを以て、凡ての幣帛の事を、其の神の掌り給ふ由著明く、又天孫降臨章第二一書に、即以紀伊國忌部遠祖、手置帆負神、定爲作笠者、彦狹知神爲作盾者、天目一箇神爲作金者、天日鷲神爲作

木綿者、猶日臣神倍作臣者、乃使太玉命、以弱肩被太手襁而、代御手以祭此神者、始起於此矣と所見たるは、上に引ける古語拾遺に、太玉神所奉神名、云々と有る、齋部神をして幣を令造て、神祇の祭祀を典どり給ふ由なり、同傳にも、其の文を引きて、祈年、月次、大嘗等の詞の辭別にも、辭別、忌部の弱肩に、太多須支取掛て、持由麻波利、仕奉禮留幣帛乎、神主祝部等受賜弖、事不過捧持奉れと宣と見ゆ、諸の御幣を造り備ふる事も此氏の職たり、神祇令にも、其祈年、月次祭者、百官集神祇官、中臣宣祝詞、忌部班幣帛と所見、又四時祭式、祈年祭條に、（前祭十五日、充忌部八人木工一人、令造供神調度、（但、楯者、楯縫氏作、桙木者、讃岐國送納、前祭五日、令木工寮造之）當齋忌部官一人監造、若齋内無忌部官人、及神部之中忌部不足九人者、就取諸司充之、其濫失料布、人別二丈七尺、（官人絹布一疋）一人日米二升、酒六合、（五位二升）鹽三兩、（五位五兩）又與東鰒、烏賊、雜魚各二兩、（鹽二勺、（五位五勺）海藻二兩、但木工者不給濫失料、其齋之日、平明、神祇官設幣物於案上神祇官下、（所司預設案下幣綿）云々、伯命云、分班幣帛、史唱、忌部二人、進就案前、史以官次唱諸社、忌部随唱、忌部頒幣帛畢、（大神宮幣帛者、既別置案上、宮使進之、忌部取授之）諸司退出、（日式等俱准之）など所見たり、（齋部とも云はれて、即ち太玉命の、諸の神等を率ゐて此に幣を造り仕へ奉り給ひし其の職をうけ繼ぎて、其の神等の末なる忌部氏、其の作る幣帛の事は此氏を率ゐて、朝廷の事に仕へ奉れる古職なり、（其作る忌部の諸氏とは、已に引ける拾遺に、天日鷲命、阿波國忌部等祖也、手置帆負命、讃岐國忌部祖也、彦狭知命、紀伊國忌部祖也、櫛明玉命、出雲國玉作祖也、天目一箇命、筑紫伊勢兩國忌部祖也と有る、此等の氏々を云ひて、太玉命の率服

たる譯は前の下風と成りて、世々に仕へ奉れるなり。）○玉作部は、第三ノ一書に、玉作遠祖、伊弉諾尊兒、天明玉と有り、又、天孫降臨章第二ノ一書に、玉作遠祖玉屋命と所見、古事記同段には、玉祖命者、玉祖連等之祖と書され、古語拾遺に、櫛明玉命、出雲國玉作祖也と見えたる、其の玉作部は玉を作る部を云ひて、玉祖連は其の部の長なるにて、上に云へる鏡作部と鏡作連との差異有るが如くなり、偖、其の玉作は、天孫降臨章第二ノ一書に、櫛明玉神為作玉者一と有るなどを、共に多麻須理と訓める事なれども、仁賢天皇六年御紀に、遣ニ日鷹吉士一使ニ高麗一召ニ巧手者一、是秋日鷹吉士被レ遣後、有ニ女人一、居ニ于難波御津一哭之曰、於レ母亦兄、於レ吾亦兄、弱草吾夫何怜矣、（中略）住道人山寸、娶ニ玉作部鯽魚女一生ニ鹿寸一、鹿寸娶ニ飽田女一、於是、鹿寸從ニ日鷹吉士一、發ニ向高麗一、由レ是、其妻飽田女、徘徊顧慕、失レ緒傷レ心、哭聲尤切、令ニ人腸斷一と有る住道は、和名抄郷名に、攝津國住吉郡住道（須無知）と有り、玉作部の玉作は、今も玉造と書きて、東生郡の地名なり、鹿寸は、姓氏錄（右京神別下天神）に、玉祖宿禰、高御牟須比乃命十三世孫、大荒木命之後也、又（河內國神別、天神）天高御魂乃命十三世孫、建荒木命之後也と所見たるは、下に引ける國造本紀に、伊豫國造、志賀高穴穗朝、阿岐國造同祖、久志伊麻命四世孫、大荒木直定ニ賜國造一と有る同じ人と聞ゆれば、鹿寸は其の末にて、祖名を繼けたりしなりけり、又和名抄郷名に、陸奧國玉造、太萬豆久利と註し、出雲風土記に、意宇郡玉作湯社、今忌部郷玉作村と云ふに鎭在し坐せるなどを見るに、作を都久理とこそは訓みたりけれ、須理とは云はざるなり、且須流とは其の玉を磨く事に限りて狹きを、都久流と云ふ時は、其の玉を磨くより緒に貫通らぬる迄に亘りて廣ければ、多麻都久理と云ふなむ具はしかりける、然るは、同錄（右京神別上天神）に、玉作

連、高魂命孫、天日玉命之後也、天津彦火瓊々杵尊、降ニ幸於葦原中國ニ時、與ニ五氏神部ニ、陪ニ從天孫ニ降來、是時、造ニ作玉璧ニ、以爲ニ神幣ニ、故號ニ玉祖連ニ、亦號ニ玉作連ニと有る、造ニ作玉璧ニと玉作連とを並べ見る時は、玉作は多麻都久理と決めて訓むべき事灼然く、又、古事記玉垣宮段に、沙本毘賣命の稻城に入り坐しゝ所に、取ニ其御子ニ之時、乃掠ニ取其母王ニ、或髪或手、當ニ隨ニ取獲ニ而、掬以控出、云々亦腐ニ玉緒ニ、三重纒レ手、云々、爾其力士等、取ニ其御子ニ、即握ニ其御祖ニ、爾握ニ其御髪ニ者、御髪自落、握ニ其御手ニ者、玉緒且絶、云々、亦所レ纒ニ御手ニ之玉緒便絶故、不レ獲ニ御祖ニ、取ニ得御子ニ、爾天皇悔恨而、悪ニ作レ玉人等ニ、皆奪ニ其地ニ、故諺曰ニ不レ得レ地玉作ニ也と所見たる、此にて玉作と云ふは、玉をも緒をも、合せて作るを云ふなる事知るべし、右の作レ玉人等と云へるに、即ち此の玉作部に當れり、令義解令に、典鑄司、正一人、掌ニ造ニ鑄金銀銅鐵ニ、塗ニ飾瑠璃ニ、玉作及工戸戸口名籍事ニと有る瑠璃の義解に、謂ニ火齊珠ニ也と所見たるは、當昔已に上古の玉緒などを被レ用る事は止みたりし故に、火齊珠を專と作られしにや、然れば其の明る玉作は唯の玉緒なりし故に、此の玉作部などをも多麻須理と云ひ習へるを以て、世人何の心も無く然る事とは成れるにこそ、」倚、右の如く、古語拾遺に、櫛明玉命、出雲國玉作祖也と有りて、此の古語拾遺に、令ニ櫛明玉命ニ作ニ八坂瓊之五百箇御統玉ニと見え、神武天皇段に、櫛明玉命之孫、造ニ御祈玉ニ、（古語、美保伎玉、言祈禱也、）其裔今在ニ出雲國ニ、毎年與ニ調物ニ貢ニ進其玉ニと有るは、傳十五に、已に註へるが如く、上古紀二書に、素盞嗚尊、將ニ昇天ニ時、有ニ一神ニ、號ニ羽明玉ニ、此神奉ニ迎而、進以ニ瑞八坂瓊之曲玉ニ、故素盞嗚尊、持ニ其瓊玉ニ而、到ニ於天上ニ也と有る、此の事拾遺にも見えて、御父大神より昇天の表物と爲して、櫛明玉命をして、令ニ調給へる神寶なれば、此も櫛明玉なし

も天照大神に奉らせ給ひて、三女神を生み成し奉らせ給へるを、其の物根に因りて、素戔嗚尊の御子と御在し坐す、由縁有る御事なり、神名式に、出雲國意宇郡熊野坐神社（名神大）は、其の素戔嗚尊大神に御在し坐すなるに、同郡玉作湯神社御在し坐すは、右等の所縁に由りて、皇御孫尊御天降の後に、其の神の此に住ませ給へりしが故に、已く神武天皇の御世に、玉を貢上りしたる可し、先づ大殿祭詞に、齋玉作等我、持齋波利、持淨波利、造仕留瑞八尺瓊乃、御吹支能五百都御統乃玉爾、明和幣（古語云ニ爾伎氐ニ）曜和幣乎附氣氐と有るは、拾遺に謂ゆる御祈玉にて、臨時祭式に、凡出雲國所レ進御富岐玉六十連、（三時大殿祭料三十六連、臨時二十四連、）毎年十月以前、令ニ意宇郡神戸玉作氏備作一、差レ使進上と有る是なり、又出雲國造神賀詞に、神乃禮白利、臣能禮白登、御禱乃神寶獻良久登奏、白玉能大御白髮坐、赤玉能御阿加良毘坐、青玉能水江玉乃行相爾、明御神登、云々と所見たるに、臨時祭式奏ニ神賀詞ー條に、玉六十八枚と有る下に、赤水精八枚、白水精十六枚、青石玉四十四枚と見えたる是なり、出雲風土記に、忌部御戸、郡家正西廿一里二百六十歩、云々と有るは、右の出雲忌部の本貫にして、玉作湯神社の神戸なるを、和名抄には忌部郷と成れり、又、玉作山、郡家西南廿二里（有レ社）と云へる其の社是なり、又玉作川、源出ニ郡家正西一十九里拜志山一、北流入ニ于海一（有ニ年魚ニ）とも所見たり、（但、右の忌部神戸云々の下に、國造神吉詞奏參ニ向朝廷ー時、御沐之忌里故云ニ忌部ーと云ふ文有るは傳の誤なり、右に引ける拾遺の神武天皇段に、已に出雲忌部の、御祈玉を奉る事見えたれば、忌部氏の本貫なる由知られたり、然るを、國造は、其の國の豪族なりしが故に、其の部内に往へる忌部は、其の下風に立つ者なるから、沐浴して清むる事に引き附けて、故云ニ忌部ーとは云ひ掠めたりけめども、此は甚

々當らぬ事なり〕又右に引ける陸奧國玉造郡は、出雲より移せる地名なりけるにや、神名式に、同郡温泉神社、温泉石神社は、彼の玉作湯神社と同じきなる可し、又、志太郡敷玉早御玉神社御在し坐せるを、文武天皇御紀、慶雲四年五月癸亥の所に、陸奧國信太郡生玉五百足と云ふ人の名出でたる、生玉は、玉作の種族などなる可し、此に就きて按ふに、敷玉は繁玉にて、五百箇御統の赭に貫き連らねて數の多きを稱へ、早御玉は、映瞭玉にて、傳十五に註せる羽明玉神は、映明玉神の義なるに合へれば、決めて此の櫛明玉命の亦名と聞えたり、和名抄郡名に、陸奧國玉造郡玉造信太と見え、信太郡信太と有れば、信太郡の方や本ならむ、倩、傳四に引ける國造本紀に、阿岐國造、志賀高穴穗朝、天湯津彦命五世孫、飽速玉命定-賜國造-と所見たるは、玉作の上祖と聞えたるに、阿尺國造の下、伊久國造の上に、思國造と有るは、今の安積郡、伊具郡なるに、思國造と云ふ事、語を成さゞれば、若くは、思太國造と有りつらむ太字を脱せるなる可し、其の下に、阿岐國造同祖と云ふ事、必ず故由有りぬ可き事、次なる玉祖神社の下に云ふを合せ考ふ可き事なりかし、倩、其の敷玉早御玉神社に就きて、志太郡も敷玉の略かと思ひ、今仙臺領志太郡古川と云ふ驛の邊に中志田村と云ふ有り、此の地の本なりと思え、又後拾遺に、「陸奧の緒絶の橋や是ならむ踏みゝ踏まず見人を惑はす」續後拾遺に、「白玉の緒絶の橋の名もつらし碎けて落つる袖の涙に」と有るも、其の橋は古川の驛に在りと云へり、玉に所以有る事、此にて知るべし、然れば、右等は、本國は必ず出雲なる可し、但、先に云へる如く、玉祖命の上世に住み給へりしは、周防國なる如く所思しき由有れば引き合せて心得可きなり、後に國造本紀を書ける人も、今と同意にて、和名抄に、陸奧國志太郡志太郷有れば、思は志を誤り、太字を脱せりと云へり、但、玉屋命

、の所以、有る事か、、ば云はず、）借、右の玉祖連は、天孫降臨章第一ノ一書に、玉作上祖玉屋命と所見えたる其を、玉祖命と古事記に出でたる其の神名に因れる氏にて、鏡作神の末に鏡作連有ると專ら同じ例なり、和名抄郷名に、河内國高安郡玉祖、（多末乃於也）周防國佐波郡玉祖、（多萬乃於也）と有る、何れか本ならむと考ふるに、周防なるぞ本なりける、但、河内國なるも甚古き事と聞えて、神名式に高安郡玉祖神社在し坐せるは、姓氏録（河内國神別天神）に、玉祖宿禰、天高御魂乃命十三世孫、建荒木命之後也と有る、此の人は、上に云へる玉作部[illegible]寸と云も、其の祖名を負ひたりと聞えたれば、難波の玉造より係けて其の邊に多く玉作部の住へる其の韓主なりしなるべし、天武天皇十三年御紀に、玉祖連賜レ姓曰二宿禰一と所見たり、上に引ける左京神別の玉祖宿禰は、其より支れて、京に在りて仕へ奉れるなり、又、其の玉作連を一本に忌玉作と有るは、其れとは別にて、出雲國の忌玉作と同族なる可し、又、今昔物語十七巻に、「今は昔、周防國一宮に、玉祖大明神と申す神在す、其の社の神主にて、玉祖惟高と云ふ者有りけり」と所見たるは、元亨釋書十七巻に、周防國玉祖神宮司惟高者、異世神官也、云々と有る、同じ人なれば、近昔までも世に玉祖氏と云へるなむ、此後遷りて有りけらし、（予、先年、宗像詣の歸るさ、其の社に詣でて、弟子原田年實に聞かしむるに、今玉祖神社の神主に玉屋氏有り、古より玉屋を氏として、異世此の地に住めり、今玉行宿の邊に玉屋々敷と云ふ田字有るは、其の舊跡なる由、土人云ひ傳ふる所なり、家傳に天文七年、職人宜久と云ひし時までは、玉屋と名乘りけるを、其の仕へ奉る神名と等しきを恐みて、玉字の一點を省きて、其より王屋氏と云ひ來る事に成りたりと云へり、文華の開けざりし時世とて、甚々愚なる事を成したり、）○豐玉（トヨタマトイフカミ）者は、第三一書に、玉作遠祖、伊奘諾尊

見、天明玉所作八坂瓊之曲玉と有るを、右に引ける神氏録玉作連條には、高魂命孫天明玉命と所見たる、是なり、瑞珠盟約章第二一書に、素戔嗚尊、将昇天時、有一神、號羽明玉、此神奉迎而、進以瑞八坂瓊之曲玉と有る、其の羽明玉神は、古語拾遺に、櫛明玉命、奉迎獻以瑞八坂瓊之曲玉と所見え、其の寶鏡段に、令櫛明玉神、作八坂瓊五百箇御統玉と有る、此を以て、天明玉命とも羽明玉神とも櫛明玉命とも申す御名御在し坐すを知るべし、古事記の此段には、科玉祖命、令作八尺勾璁之五百津之御須麻流之珠而、云々と所見たるに、此の天孫降臨章第二一書には玉作上祖玉屋命と所見たり、如此様々の御名は御在し坐せども、同神に渡らせ給ふ事、其の事實を一に合せて曉る可きなり、偖、此の豐玉命と申す豐は、例は稱名なるが、此の神と同名にして異神二柱なる御在し坐しける、一には、此の神を神祇本紀に、玉作部遠祖豐球玉屋神と見え、古謨に、豐玉天明玉也と有りて、右は玉作神なり、二には、神名式に阿波國名方郡天石門別豐玉比賣神社と有るは、此の天磐戸の事を以て御名に負ふと坐すなり、比賣神と申すも、神名祕書に引ける古語拾遺異本に、櫛明玉命、一玉作祖也、高皇産靈神女、栲幡千々姫命之妹也と所見たれば、此の天明玉命は女神に御在し坐せる狀なるに、已に玉祖連、玉作部等の祖に御在し坐せるに、男女神などの如く、其の職を以て繼げる氏とも所見ず、又女神ならむには、何れの神にか嫁ぎ給ひて、御子は生み給へるを、其の夫とも申す可き神の御在し坐さするなく、甚々不審しきに就きて考ふるに、右の天石門別豐玉比賣神と申すは別神にて、此の第二一書に謂ゆる稚日女尊に渡らせ給へる事、當に定めて、已に傳十八に委しく註せるが如し、三には、海神豐玉彦命、豐玉姫命御在し坐せる是なり、然れば此の豐玉神を女神と云へるは、古語拾遺異本に誤れる

誤傳になむ有りける、（其は、有の天石門別豐玉比賣神社の御在し坐せる、其の事實を能くも正し敢へずして漫に云へる者なり、但、攝國風土記に、河内國高安郡玉祖莊玉祖神社、云々、所レ祭玉依比咩也、天智天皇四年、始奉二圭田一行二神禮一と所見たるは、其の並びに、御祖神社云々、所レ祭別雷神也、欽明天皇三年、始行二神禮一と有るを合せて思ふに、山城國愛宕郡賀茂御祖神社、賀茂別雷神社御在し坐すに引き當て、御祖神を強ひて別雷神とし、玉祖神をも賀茂御祖神と同じく、玉依比咩也とは僞り云へるなれば　此を以て、玉祖神を女神と云ふ證には立て難くなむ有りける。）偖、此の神の本社は、神名式に、周防國佐波郡玉祖神社二座と有る是なり、風土記に、玉祖神社玉田二千束、祭神玉屋命、天鏡命社號二一宮一と所見たり、社傳に、一當社は伊弉諾尊御子、御名を玉屋命、又は羽明玉命、又天明玉命、又豐玉命、又櫛明玉命と申し奉る、云々、天孫を輔け傳(カシ)づきて、日向國襲高千穗峯に天降り、葦原中國を治め令め給ふ、此の時、天下未だ穩ならず、未だ廣き御惠に順はぬ國有りしかば、玉屋命に仰せて當國に下り、當佐波郡大前の里に鎭座成さしめ、側の國々をも治め令平給ふ、終に當國に於て神去り給ふに因りて、此の地に葬め奉る、其所を玉の岩屋と云ひ、近邊に社を建てて崇め奉る、玉祖大明神是なり、云々、其の後景行天皇熊襲征伐の爲筑紫に行幸し給ふ時、秋九月、御船を此所に寄せられ、行宮を設けて暫く渡御在し坐し、朝敵退治の策を巡らし給ふ、國神、神夏磯媛の奉れる八握劔、八咫鏡、八坂瓊を當社に納め、朝敵退散を祈り給ふ、其の神寶永く當社に傳れり、行宮の趾は宮城とて今も遺れり云々、仲哀天皇、神功皇后、熊襲を征伐し給ふ時、御船を此の浦に寄せられ、高田の土を以て土器を作らしめ、軍の吉凶を占ひ給ふ、今卜手(ウラテ)の相撲其の遺なり。又當地に陶師(スヱツクリ)の居住するも其れに始まれるなり、

其の天皇の御形を寄せ給ひし所は、寄江とて、御社の西北に在り、云々」と云へる此傳は、甚々正しき事と聞えたり、（有の神夏磯媛の事は、景行天皇十二年御紀に、秋七月、熊襲反之、不朝貢、八月乙未朔己酉、幸筑紫、九月甲子朔戊辰、到周芳娑麼、時天皇南望之、詔群卿曰、於南方烟氣多起、必賊將在、則留之、云々、令察其狀、爰有女人、曰神夏磯媛、其徒衆甚多、一國之魁帥也、聆天皇之使者至、則拔磯津山賢木、以上枝挂八握劍、中枝挂八咫鏡、下枝挂八尺瓊、亦素幡（シラハタ）樹于船舳、參向啓之曰、願無下兵、我之屬類、必不有違者、今將歸德矣、云々と有る、此の時の事なり、若て、仲哀天皇神功皇后の御形を寄せられし事は、其の八年御紀に、春正月己卯朔壬午、幸筑紫、時岡縣主祖熊鰐、聞天皇車駕、云々、參迎于周芳沙麼之浦、而獻魚鹽地、云々と有る是なり、其の土器を令造られて、此の神に備へ給ふ事は、傳十三に註へるが如く、土師宿禰連と云ふも、此の地に出でたる姓なれば、其の頃より此に住み着きたりしなる可し、古手の事は、相撲節儀に、次出古手と有る下に、用四尺以下少童、前一日於内裏定長短、或有過四尺者、當日不相撲、以為負と有る是なり、此は、土師氏は最の垂仁天皇御紀に所見たる野見宿禰の末なれば、其の相撲の古手の事を仕へ奉りて、命婦を下ひ奉れるにこそ、」猶、有の社傳は、文章こそは雅正にも非ざりけれ、事實に於ては甚々正しき古說になむ有りけれ、其は凡て其の御天降の時に供奉りし、彼の諸神等は、皆其の任所に就き給へるが如く、所思しき由有りて、已に傳十七に註へるが如く、神代に、天兒屋命の住ませ給へるは、攝津國島下郡寺久山なる由、春夜神記に所見、又、此の事の一書に出でたる有饒速日命の、亦名を天香山命と申せるを、亦名を手栗彦命とも、高倉下命とも申せるに、其の神社所野に鎮在し坐し、

由、神武天皇御紀に、其の事跡正しく傳はれるなどを思ふに、此の社傳の趣も誣ふべからざる事なむ有りける、其は傳内に註へるが如く、古事記國生段に、次生二大島一、亦名謂二大多麻流別一と有るは、和名抄に謂ゆる大島郡にて、周防國の屋島なり、其の亦名は大玉流別にて、玉に因れる名なり、此に就きて思ふに、國造本紀に、阿岐國造、志賀高穴穗朝、天湯津彥命五世孫、飽速玉命定二賜國造一と有るは、大に由有る事にて、天湯津彥命と云ふは、天五百箇彥命と云ふ事と聞ゆれば、此の天明玉命の子か孫かなる可し、次に引ける、白河國造條に、天降天由津彥命と有るを證と爲べし、其の飽速玉命は明映玉の意、又國名を安藝と云ふも其の玉に因れるなり、神名式に、佐伯郡速谷神社、（名神大、月次、新嘗、）伊都伎島神社（名神大）御在し坐せる、其の速谷神社は其の玉祖氏の遠祖にして、瑞珠盟約章第二一書に謂ゆる羽明玉神に坐せば、嚴島に御在し坐す三女神の御許に近き由緒と聞ゆるなど、甚々少様の御事には御在し坐さざりけり、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二安藝國從五位上速谷神從四位下一、同九年十月十三日戊寅、授二安藝國從四位下速谷神從四位上一と見え、長寬勘文に、天慶三年二月一日、授二正四位下一、爲レ依二海賊誅伏之御祈一也と有り、嚴島道芝記と云ふ物に「御社、嚴島より海上五十町、陸地十町餘、都べて六十町餘有り、佐伯郡平良郷に鎮座なり、二宮速谷大明神と號し奉る、玉殿の內、瓊にて坐します」と云へるは、瓊を以て神體と崇き奉れるにや、上に云へる出雲國意宇郡玉作湯神社も、神體は瓊に御在し坐せるにも思ひ合す可き事なり、（右の續きに、「抑も速谷大明神は、三柱の女神、嚴島に天降らせ給ふ時の從神、五島鎮座の地なり、始め三柱の女神の御前に侍りて、浦々島々を七所見行はし給ひ、笠の濱に宮所を求めさせ給へる後に、五島は笠の濱より艮に當りて、此の平良鄕

に御光臨有り、巖の上に御光臨有り岩木の脊に神乍坐し坐して、鎮座し給ふ、云々」と云へるは、信み難き事ながら、三女神の從神、五島鎮座の地なりと云へるは、此の速谷神社は羽明玉神に坐して、三女神の虔り坐しゝ物根(モノザネ)を作らしゝ神なる故に、此の神を三女神の部曲(カキベ)の如く傳へ訛りし者なる可し、岩木の脊と云へるは、岩切脊と云ふ事にて、其は玉を作れる人を云ひて、右に謂ゆる阿岐國造なる可き事、其の地主と云ふにて知られたり。）右の如く、阿岐國造を玉祖氏の同族と見定め置きて、猶國造本紀を見るに、大島國造の後、周防國造の前に、波久岐國造、[illegible]、周防國造同祖、金波佐彦孫、豐玉根命定賜國造」と所見たるを、度會延佳說に、波久岐可作與之岐、疑今周防國吉敷郡（與之岐）と云へるは、實に然る言にて、和名抄郡名に、周防國佐波（波音馬）吉敷（與之岐）と所見たるに、佐波は、豐後風土記に、景行天皇十二年御紀の事を書せるに、佐婆津と云ひて本は津の名なり、今郡名と成りてあり、玉祖神社は其の郡の西端にて、吉敷郡の境に甚近ければ、古には其の二郡を係けて吉敷郡にて有りけらし、其の國造に所任(ヨザ)されたる豐玉根命と云も、此の豐玉神の名を負ひ持てるにて、玉作の謂なる事云ふも更なるに、佐波國造、志賀高穴穗朝、阿岐國造同祖、久志伊麻命四世孫、大荒木直定賜國造」と有る、大荒木直(オキアラキノアタヘ)は、上に引ける本氏錄玉祖宿禰の部首を、大荒木命とも健荒木命とも、云へるに同じ人と聞え、久志伊麻命は高魂命にて、其は玉祖の祖たる可し、又上に引ける神名式に、陸奥國玉造郡溫泉神社、溫泉石神社は、出雲國意宇郡玉作湯神社に相通ひて聞え、又志太郡敷玉早御玉神社を、淡く羽明玉神と所思しきに合せて、國造本紀に、阿尺國造、志賀高穴穗朝御世、阿岐國造同祖、天湯津彦命十世孫、比止禰命定賜國造」と有るは、今安積郡なり、思國造、同朝御世、阿岐國造同祖十世孫、志

久佐彦定賜國造」と有るは、本字を略せるにて、思太國造なる可き事、上に註せるが如し、又云、志久佐彦は、神功皇后四十六年紀に、遣千熊長彦于新羅」と有る是なる可し、又なる豐島命の名にて、武藏國豐島郡有るなど由有りと云へり、又、伊久國造、同朝御世、阿岐國造十世孫、豐島命定賜國造」と有るは、今伊具郡なり、又染羽國造、同朝御世、阿岐國造祖十世孫、足彦命定賜國造」と有るは、今標葉郡なり、又、信夫國造、同朝御世、阿岐國造同祖、久志伊麻命孫、久麻直定賜國造」と有るは、和名抄郡名に、信夫（志乃不國分爲伊達郡）と所見たる是なり、久麻直は、常陸風土記に、陸奥石城郡苦麻之村と見え、今も相馬領の内、岩城界に熊野村有り、其の地に川有り、熊川と云ふ有り、此れを按するに、標葉郡の大熊瀧より流れ出づる河を、白河、標葉、安達、信夫、伊達の五郡に、此を大熊川と云ひて、阿武隈に至る川有り、又信夫郡熊倉村有り、此等の久麻と云ふより負へる名なる可しと云へり、又白河國造、同朝御世、天降天由都彦命十一世、鹽伊乃己自直定賜國造」と有るは、和名抄郡名に、白河（之良加波國、今爲高野郡一今分爲大沼河沼二郡）と所見たる是にて、今の大沼郡まで係けて白川國と云ひしなり、右等は、悉くに玉に由有るには非ざれども、玉祖氏の同種たる事を明さむとて擧げたるなり」、尚、玉屋命はしも、五部神の其の一に御在し坐すに、其の裔と云ひては、僅に右京神別の、玉祖宿禰、玉作連、河内國の玉祖宿禰の二三氏より外に所見ざるは、甚可惜しき事に思へりしを、先年、八洲起元章を記すとて、傍ら古事記の、生二大島一、亦名謂二大多麻流別一と云ふ事の説より起りて、玉祖神社の事に及び、其れより阿岐國造の事を明らむるに至りて、稍々に其の玉祖命の子孫なる事を知り初めたるに、今此に至りては、心の底際少なき隈々しき所無く説き得て、如此く其の神裔を

多く見出でたるなむ、玉の光の行相に照耀（テリカヾ）よひて、甚映（イトハエ）有る心ちする事なりける、此は實に神の賜物になむ）併、立ち返りて、上に引ける周防風土記に、玉祖神社、圭田二千束、祭神玉屋命、天鏡命、社號二宮一と有る、天鏡命は、傳十八に云へるが如く、石凝姥命に御在し坐して、共に五部神に連ら在給へれば、相並びて鎭り御在し坐せるなゝめり、東大寺藏、天平十年周防國正稅帳殘簡に、佐婆郡玉祖神稅、天平九年、定二穎稻參仟捌佰參拾肆束一と所見たる、此を以て見れば、神名式には小社の部に收め給へれども、上古には甚々盛りに御在し坐しける事、灼然くなむ有りける、神階の御事は、清和天皇實錄に、貞觀九年三月十日、周防國從四位下玉祖神、授二從三位一と見えて、此まで從四位下に成されたる事見えず、又紀略に、康保元年四月二日、授二周防國正二位玉屋神從一位一と有りて、貞觀九年より此の康保元年まで九十八年の間に、正二位を奉らせ給へる事の有りつらむを傳へ漏らせるにこそ、（右の如く、圭田も若干に御在し坐し、神階も諸社に超えさせ給へるのみならず、上に云へるが如く、神主には玉祖氏有りて、其の神裔なるに、如何にしてか名神大社の列にも加はらせ御在し坐さざるは、當昔、周防國は、菅家に由有る土師宿禰の世を經て住める地なりし故に、菅神左遷の御時などより、共に衰へさせ給へるなどには非ざるか、然れど此は別に云ふべきなり）右の社傳の如くば、玉祖命、彼の御天降の時に供奉らせ給ひて、天降り坐しし後に、初めて住み着き給へるは、右の周防國なり、然るに、上に引ける古語拾遺神武天皇段に、櫛明玉命之孫、御祈玉、（古語美保伎玉、言祈禱也、）其裔今在二出雲國一と所見たるを以て考ふるに、其の御世より以前に、已に其の神の孫、彼の國に遷れ住みたりけむを、其は猶、瑞珠盟約章第二一書に云へるが如く、此の神、素戔嗚尊に、八坂瓊之曲玉を獻ら

せ給へるに事起りて、三女神の物根としも成りぬる事にし有りければ、其の御緣に由りて、出雲神には殊に親しく御在し坐すが故に、彼の國に行きて仕へ奉れるにこそ、此の玉屋神社二座に次ぎて、出雲神社二座御在し坐せるを、祭神大己貴命、事代主命なるに、此を二宮と申せるは、玉祖神社を一宮と申すに對へたるなり、又、傳十三に註せる同郡式外にて、勝間神社と申す舊社の御在し坐せる、卽ち三女神にて渡らせ給へるなど、故由有る御事共なりかし、(但、右の出雲神社は、右に引ける社傳に依るに、已く仲哀天皇八年に土師の事有り、又推古天皇十一年御紀に、土師連猪手、云々、故猪手連之孫曰₂娑婆連₁と有り、又、皇極天皇二年御紀に、土師娑婆連猪手と云ふ人名見えたる、其の土師氏は天穗日命の子孫なれば、其の氏人の仕へ奉る神として、出雲より勸請りしなる可し、但、此は事に因みに少か云ふのみなり、)○山雷者は、神武天皇御紀、顯齋條に、嚴名爲₂嚴山雷₁と所見たり、卽ち大山祇命の御事なり、若て雷字は伊加豆智と訓むべし、然るは、四神出生章第七一書に、伊弉諾尊、拔₂劒斬₁軻遇突智₁爲₂三段₁、其一段是爲₂雷神₁、一段是爲₂大山祇神₁、一段是爲₂高龗₁と所見たる、其の軻遇突智命を火雷神と申すは更なり、其の三段に成り坐せる雷神の外にも、傳九に云へるが如く、其の高龗神をも雷神と申す跡古書に所見たれば、此の大山祇神にも、山雷神と申す御名の御在し坐すらむは、甚々然る可き御事なるにこそ、此に山雷神、野槌神、相並ばして御功の御在し坐すなるに合せて、古事記に、此の大山津見神、野椎神二神、因₂山野₁持分而生神名云々と云ふ事も所見たる、此を以て、其の二神の御力を合せ御在し坐す御事を問らむる時は、此の山雷神卽ち大山祇神の亦名なる事著明くなむ、(此の山雷を、古くより夜麻豆智と訓み、又口訣にも、山雷、山祇也、野槌、野祇也と所見たる、

其の如くにて、野槌神と相並ばせる御名なれば、夜麻豆智と唱へて、例の山津持の義ならむと思ひしかども、猶雷字を伊加豆智と訓むには勝らざりけり。）偖此に、使三山雷者採二五百箇眞坂樹八十玉籤一、野槌者採二五百箇野薦八十玉籤と所見て、此には坂樹と野薦の八十玉籤をのみ令レ採らるゝ如く所見たる事なれども、其は此の御祈の場に用ひて、尊要と有る物をしも抽き出して、其の一を云へるのみこそ有りけれ、此の時に、山野に令採られし物の皆は、其の山雷神、野槌神、二柱に所レ任させ給へる山の傳と聞ゆ、其は神武天皇顯齋の所に、嚴名爲二嚴山雷一、草名爲二嚴野椎一と見えたるにても灼かり、猶傳十七に具々も心著きて云ひ例め、又已に上にも委しく明らめ云へるが如く、此に令レ採られし八十玉籤は、日神を招ぎ奉る料なるを以て殊に重きを、其に亞ぎては、新宮を造り仕へ奉る可き山材野草を令採られけむと甚に所思ゆる事有りて、其所に註へる上古の天皇等の大宮造の御事は申すも更なり、後世と雖も、伊勢神宮の造り替に山口、木本の二祭有り、儀式又式文に載れる大嘗宮□、山材、野草を令レ採らるゝ時に、物部の人共、卜食の山野に入りて、山神・野神を被レ祭るなど、其の事の起はしも必ずしも、此に始まれる故事に本づきてるゝ事にし有りければ、其の後略は推して知るべき者なりかし、（凡て、神宮・朝廷に於て、古より恒例として取り行はせ給ひ御在し坐す諸の神事はしも、此の時に始れる佳例を取りて行はせ給へる事、今更に云はむも事新りにたれども、此の時の新宮仕へ奉る事に、右の二神の預り給へる傳は、古今の書典に且ても載せざる事なるを、其の中古に行はるゝ儀式作法を以て、其の本を知る事なり。）〇五百箇眞坂樹八十玉籤は、傳十七に引ける古事記には、復令二山雷者掘一天香山之五百箇眞賢木一（古語佐麻古自乃麻古自）と有りて、此の書に中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉

令下掘二天香山之五百箇眞坂樹一而云々と有る事を、山向神の行事と爲るは、甚く誤れる事なり、其は、皇太神宮儀式帳山向物忌職掌條に、有卜食定、補任之日、參レ來被レ請齊敬、供奉職掌、太玉串并天八重榊取備、供奉職掌忌敬供奉、齋内親王二枝、太神宮司二枝、禰宜四枝、宇治内人八枝、并枝別木綿懸レ之、卽第三重御門東方、一列八枝、八重數六十四枝、右方亦如二左員一、並高四尺、枝別木綿懸レ之、此太玉串并天重加岐乃、元發由者、天照坐太神乃、高天原爾御坐時爾、素戔嗚尊、依二種々荒惡行事一、天磐戸閉給時爾、八十萬神、會二於天安河邊一、計二其可レ禱之方一、時爾天香山仁立弖、掘二眞坂樹一弖、上枝懸二八咫鏡一、中枝懸二八尺瓊乃曲玉一、下枝懸二天眞麻木綿一弖、種々禱申支、此今賢木懸二木綿一、太玉串止號レ之、以二此天乃八重佐加岐一、并禰宜乃乃捧持太玉串在、大中臣隱侍弖、天津告刀乃太告刀乃、厚廣事乎多々稱申、玉串發由如レ件と書せる、此を以て見れば、此の時の太御幣はしも、謂ゆる太玉串と云ふ物の始是なり、其の六月例、月次祭條に、卽以二十六日一、此禰宜内人物忌父等引率、正殿院參入、御内淨仕奉畢、山向物忌之天八重佐加岐令二造立一、林飾弖、并宮之御垣之廻、令二造立一林飾奉レ之、卽此、從二宮司一充二給木綿一、令二掛附一奉と所見たれば、其の太玉串を多く刺し立てゝ、林飾れるを以て、天八重榊とは云ふなりけり、猶此に就て、玉、和幣を取り懸けたる五百箇眞坂樹は、本より唯一本には有りけれども、此の場に參り侍らはれし神等にも、各々其の玉串は取り捧げられけむを、此に八十玉籤と云へるは、其までをも係けて令レ採られし者なりけり、〔又、建久行事記、四月十四日、神衣神事勤行次第に、今日、内院南面番垣、并玉串、及四御門、合三重玉垣、御榊奉レ差、是公使氏之勤也、又八重榊奉レ差、其數且百二十七枝也、是山向内人之役也、又荒垣鳥居、并一二鳥居與玉榊等同、今日所レ奉レ差也、荒

祭神拜所差レ神、被宮下部役也、玉串料神、山向内人之勤也、搃御神奉レ幣事、年中四箇度也、四月、六月、九月、十二月御祭度也云々と見えたり、儀式帳に、東方一列八枝、八重榊六十四本、右方亦如ニ左方一と有るを、或説に、「東西八枝づゝなり、合せて六十四枝、東西合せて百二十八枝なり、然るを東の端を一本闕く故に百二十七枝なり、其不滿の意なり」と云るは、右に天八重佐加岐令ニ差立一林防奉と云る是なり、又齋宮式にも、凡齋宮諸門、常立レ賢ニ木綿一賢木」と有て、下に、月毎立替、所レ須木綿一斤、麻一斤八兩と書されたり」）借此の状を思ふに、五百箇眞坂樹の太幣御は、第三一書に、於是、天兒屋命云々、乃使ニ忌部首遠祖、太玉命執持一而、廣厚稱辭祈啓矣と有る如くたるに、又其の八百萬神も、各太玉串を持ちて神庭に參向はれし料は、即ち此の八十玉籤にぞ有りけらし、其は神名祕書に、令ニ太玉命捧ニ持幣帛一、令ニ天手繦天命捧ニ持太玉串一、亦令ニ天兒屋命以ニ廣厚稱詞一祈啓一矣と云ふ等所見たれども、太玉串を捧持つ事は太神宮月次祭詞に、大中臣、太玉串に隱侍て、今年六月十七日の、朝日の豐榮登に、稱申事乎云々、神嘗祭詞に、大中臣、太玉串に隱侍て、今年九月十七日、朝日の豐榮登に、天津祝詞の太祝詞事乎、稱申事乎云々」有るは、右に引ける儀式帳に、宮司捧持太玉串て、大中臣隱侍て、天津祝詞の太祝詞を、廣厚稱申す云々給ひ」も見えたるを此に引き比ぶるに、右の第三一書に、太御幣を太玉命に執り持たしめて、天兒屋命の、稱辭竟奉し給へるに相當れゝば、此の神代の太御幣に當るべきことなれば、別に太玉串は捧持ち給ひしにはあらずと云ふべし、然れども、儀式帳六月月次祭條に、齋内親王、以ニ十七日午時ニ參入坐云々、大神宮司、捧ニ持太玉串一、參入、陛列侍、即命婦取ニ木綿、受取奉ニ親王一、即親王拍手、自取ニ玉串ニ參入、內玉垣御門就ニ座席一（命婦二人從レ之）

即避レ席進レ前、再拜兩段訖、即命婦一人、進受二太玉串一、授二大物忌子一、即大物忌子受立二瑞垣御門西頭一、進置畢、即禰宜避二本座一跪、然後云々、即太神宮司進二版位一跪、告刀申畢、即返二就本座一、宮司之手捧二持玉串一宇治大内人立、太神宮司太玉串取、本座傳、即禰宜召二大物忌父手一、即太玉串給、立二御門東頭一、進置退二本座一傳、又宇治大内人立、禰宜太玉串受本座退傳、即禰宜召二宮守物忌父手一、太玉串給、即立二御門西頭一進置畢、本座返傳、禰宜又召二地祭物忌父一、即宇治大内人、太玉串内捧給、即立二御門東頭一進置、還二本座一傳、即宇治大内人、捧二太玉串手一、自進御門西頭進、置畢本座返傳と所見たる、即ち玉串行事是なり、其の宇治大内人職掌條に、三節祭、并春秋神衣祭、及時々幣帛驛使時、太玉串、并天八重榊儲備供奉と有る、此の事に依りて玉串大内人と云ひ、其の第三重門は、太玉串を進る所なるを以て、玉串御門と云ふ、何れも建久行事記に出でたり、如此く、神宮に參向ひて、神事に仕へ奉る主々しき際は、悉くに太玉串を捧げ持ちて進れる例を、古に及ぼして思ふに、此の山雷神は右の山向物忌の職掌に當り、天牟羅雲命は、玉串大内人に當れゝば、此を以て、此に神會はれし諸神も、各太玉串を捧げ持ちて、祈啓されけるに當りて、其の都てを、五百箇眞坂樹八十玉籤とは云ひ傳ふるならむ事、推して知るべき者になむ、（然れば、神宮にて云ふ、八重榊と太玉串との起は、此に在りて、彼の太玉命の取り捧げ奉らしゝ太御幣より、八重榊は出來、天牟羅雲命の太玉串は、後にも傳へて、玉串行事の始なり、神名祕書に、右の太御幣の事を指して、下に、伊勢太神宮寶前、奉レ立之處八重榊此之緣也、載二大同本記一具也と所見たれ、猶此の玉串行事の事に就きては、委しくも云はま欲しかれども、已に祝詞講義に註せれば、今云ふ限に非ざるを、此は、其の始の事を少か云ひ知らせむとなり、）玉籤は、和

名抄祭祀具に、日本紀云、玉籤太萬久之と見えたり、其の意は、私記に、問、玉籤者是何物哉、答、坂樹也、玉者寶貴之名也、用二此坂樹一刺二立於地一、爲レ祭レ神之木一、故謂二之籤一耳と有るが如し、但、玉者寶貴之名と有るは如何なり、此は神の御靈を招ぎ奉る事と云ふ事にて有るべくや、中臣壽詞に、水取の御事を、天忍雲根神、天乃浮雲に乘て、天乃二上に上坐て、神漏岐神漏美命乃前に申せば、天乃玉櫛を事依奉て、此玉櫛を刺立て、自二夕日一至二朝日照一まで、天都詔刀乃太詔刀言を以て告れ、如此告ば、麻知は弱韮に、由都五百篁生出む、自二其下一天乃八井出む、此を持て、天都水と所聞食せと、事依奉きと所見たる、天乃玉櫛も同物なるにて、此の物を標に立て、其に向ひて天津祝詞の太祝詞を告らば、其の事に對へて、天都水を降し給はむとにて、此に太玉命太御幣を取り持ち、諸神等もみな其の八十玉籤を刺し立てゝ、日神の御靈を招き請ひ奉らしゝと、專ら一事になむ有りける、又、天孫降臨章第二一書に、高皇産靈津神籬を、素より此の事に因りて起樹させ給へる物なる事、其の傳に説きて註せるが如く、其の内意に近きは、又、垂仁本紀に、宇摩志麻治命、先獻天瑞寶、亦堅二神楯一以齋矣、謂二五十櫛一、亦云二今木一、刺二繞布都主劒大神一、奉レ齋二殿内一と有る五十櫛に、萬葉十三（四丁）に、五十串立、神酒座奉、神主部之、雲聚玉蔭、見者乏文と見えたる五十串にて、齋串の義、又其の今木は、齋木の義と聞ゆれば、此の玉籤の意に等しかりし四手を挿たり、然、而、下、所及ばぬ日祭等に云ふをも合せ見る可し、且の古に玉矛、玉咋など云へるは、正しく眞の玉を着けたる故の事にて、其より轉りて、玉桙、玉椿なぞの如く冠字に云へるも、玉はその世に美好き物なれば、其に比へて稱美たる事にては有れども、此なる玉籤は齋串の義なれば、私記に、玉者寶貴之名也と云へるは、本旨に違へる説にぞ有りける、

倚、太玉串、天八重榊の制は、右に引ける儀式帳に、高四尺、枝別木綿懸レ之と有るを始として、太神宮式に、著二木綿一賢木、是名二太玉串一と見え、建久行事記に、榊玉串云、榊枝毎木綿結付也と有るなり、（永久勅使記にも、外宮神事、宮司、禰宜等、取二賢木一枝一、謂二之玉串一、内宮取二玉串二枝一、不レ取二替左右手一也と有り、倚籤字は、名義抄に、斯留志とも、保會志とも、竹能久志とも有り、凡べて、久志とは物に刺し立つるを云へれば、櫛久は串の類も同言なるなり。）〇野槌（ヌツチトイフカミ）者は、此も神武天皇御紀、顯齋の所には、草名爲二嚴野椎一と所見たり、偕有の山雷神の下に註へる如く、此の御宇の度に被レ用たりし限の、山野に出づるは、悉くに、此の山神、野神に令レ採られたる中に、此の野神に就きて、殊に重きは、此の五百箇野篶之八十玉籤にて、其の用は、此の次に明らめたるが如くなる、其の專要たる方の一を舉げられたるにこそ有りけれ、上に粗云へる、此の時、日神を鎭め奉る新殿の山材を、山神に令レ採るに就きて、其の萱（カヤ）草を令レ苅られし事は、傳六に說ける草野姬（カヤヌヒメ）命と申す御名にても灼たり、其の大嘗祭儀、及び大嘗祭式、在京齋場條に、卜部率二國郡司以下及役夫等一、入二卜食山一採レ材、即祭二山神一、訖造酒兒入取二齋斧一始伐レ木、然後諸工下レ手（採二大嘗宮材一准レ此）又、卜部率二郡司以下雜色人等一、入二卜食野一苅レ草、即祭二野神一、訖造酒先苅、次諸人下レ手（苅二大嘗宮草一准レ此）と所見たる、是人の世と成りて、其の木を伐り草を芟るに就きて、其の山野神を被レ祭るにこそ有りけれ、此にては、其の山野神、其に然る御功の御在し坐して、日神の新殿供奉る木草、各採りて被レ進れし例に倣ひて、其の神と齋奉らせ給へる由なり、又神宮の御事に於ても然り、太神宮式、（儀式帳歟）新宮造奉時行事條に、次取二吉日一、山口神祭用物、幷行事云々、右祭造宮驛使、忌部宿禰告刀申畢、即山向物忌、以二忍鎌一

り、草木苅初、然以後役夫等、草苅木切、所々山野散遣と所見たれば、此の山口祭の時に、兼ねて山野の事共を取り
行ひ仕へ奉れるにて、次に、取吉日一、爲二正殿心柱（シンノミハシラ）造奉一云々、入二杣木本一祭用物云々、有祭、告刀申造宮驛使、
忌部宿禰、其忌柱造奉畢、自レ杣出前追運來、置二正殿地一也と見え、又、次取二吉日一、爲レ造二御船代木一云々、杣山木
本祭用物云々、有如レ之祭告刀、申二御巫内人一畢、時山向物忌、先以二忌斧一り、木本切始（下略）と有る、此二つの木本
祭と云ふぞ、全く山神の祭には有りける、外宮儀式帳の趣も然り、次取二吉日一、山口神祭云々、有作物、祭奉畢時、
御巫内人告刀申畢、卽菅裁物忌以二忌鎌一氏、草木苅始、然以後諸役夫等、草苅木切、所々山野散遣云々、次取二吉日一、
爲二正殿心柱造奉一云々、入二杣木本一祭奉云々、次取二吉日一、爲レ造二御船代木一云々入レ杣、山口祭用物云々、如レ之祭
告刀申、御巫内人畢時、菅裁物忌、先以二小斧一、木本切始、然後役夫等切遣と所見て全く同じ事なり、太神宮にては、
山向物忌の仕奉る行事を、外宮にては、菅裁物忌の職掌なり、如此く山口、木本の二祭は、共に山神あての祭の如
くなるに、始なる山口祭に其の事を云はざれども、野神の祭をも合せ行ふ意味なる事、其の兩宮共に被レ行るゝ同じ
儀式作法を以て行へ合せ曉る可き者なり、（予先には、大嘗祭儀式式などに、卜食山に入りて山神を祭り、然る後に
木を伐り、又卜食野に入りて野神を祭らるゝ事なるに、神宮に於ては、神代の古式の殊に傳はる可き者なるを、然も
爲は、如何なる事と、常に不足す思へりしを、右に云へる如き子細有るが上に、又其の沿革る所以も有るなりけり。）
偖上、山宮神の下に引ける如く、皇太神宮にては山向物忌の職掌として仕へ奉る事を、度會宮にては菅裁物忌と云ふ
有りて、其の職相同じきは、若くは、豐受大神を丹後國より勸請れる以前には、其に内宮に在りて、山向物忌は山村

を採る方にのみ仕へ奉り、菅裁物忌に野草を採る方にのみ仕へ奉れりけるに依りて、各其の意味の名有りつる者なる可し。然るに菅裁物忌は、本度會の地などに住みたりけむから、其の宮に贄を奉る事には行れども、内外宮の隔、儀式以後の如く、然計り際々しくも非ざりけむ程は、互に相通ひて仕へ奉りけむを、何時と無く山向物忌にて菅裁の事をも兼ね、菅裁物忌にて山向の事をも相兼ねる事とは、終に成りにたるなめり、外宮儀式帳、菅裁物忌條に、右人行事、卜定任日、後家雜罪事被淨弖、立二忌館造一、別春始二所太神宮乃大御饌爾佃奉、拔穗乃御田始奉時尓、禰宜率二菅裁物忌、竝諸内人等一、湯鍬山爾參上時爾、山口祭供奉、其祭物云々等以弖、祭供奉畢時、菅刀申、御鍬内人祭畢、即深山祭弖、榛木本刻弖・木本祭供奉、其祭物如二山口祭一、其菅刀申菅裁物忌父卓畢時・菅裁物忌淨弖以弖、其木切始、然後禰宜内人等並戸人夫等祭時、其起一時令二切弖、湯鍬爾造得弖、眞佐支乃鬘弖・戸別給弖、菅裁物忌前立弖、禰宜率二諸内人等一下來弖、二所太神乃・御贄處乃御田爾下立弖、先菅裁物忌、湯鍬持弖、東向拜個、湯草湯種下始、然畢時、諸内人等二戸人夫、以令二佃耕作一状、即菅裁物忌父田作仕奉云々、然畢時、饗膳給畢、皆悉罷去、然後、禰宜、内人、物忌、竝諸百姓等、耕田耕作也、又新宮造時、宮地草木苅拔始、又野山草苅拔始（下略）と所見たる其の山口、木本祭の行事は、右の山向物忌の職と同じきを、以下は菅裁物忌の掌として、甚似合はしきを以て、其に然る所以を曉る可きなり、若て、其の山向物忌は男なるを、此の菅裁物忌は女なる、其も此に山宮神、野槌神に男女に渡らせ給へるに合へれば、上古には必ず據有りて起れる職掌と聞ゆれば、元は二宮を兼ねて、相並び仕へ奉れりける事を思ふ可き者なり、（猶又、右に引ける内宮山口祭條に、即山向物忌、以二忌鎌一弖、草木苅初、然以後、役夫

等草苅木切、所々山野散遣と有るを、外宮たるも同じ文にて、即菅裁物忌、以忌鎌一丁、草木苅始、然以後、諸役夫等草苅木切所々山野散遣と有りて、其の掌る所同じと雖も、此の山口祭は山野の神等を被レ祭る事、右に已に云へる如くなるに、山向物忌には、草苅の事似氣無く、菅裁物忌には木切の事看無しと雖も、相兼ねたるは、木は相共に仕へ奉る事なりけむを、兩宮に相別れたりし以來、右の如く成れりしものと見ゆ、又内宮地鎮謝祭の所に、右の祭告乃申、地祭物忌父仕奉と有るは、其の職名に合せて思ふに、然も有るべきを、次に地祭物忌、以忌鎌一丁、宮地草苅始、次以忌鋤一具、宮地穿始奉と有る、此を外宮同祭には、菅裁物忌、以浄鎌一具、宮地草苅始、次以浄鋤一具、宮地穿始奉と見えたれば、古より沿革有りて、延暦の儀式と定れるなれば、猶其始を思ふ可き者なり」〇野篶八十玉籤は、口訣に、野篶者茅也、茂生以稱之、篶進也と有り、萬葉二（十一丁）に、水篶苅、信濃乃眞弓、吾引者、云々、三篶苅、信濃乃眞弓、不引爲而、云々と見え、新古今集に、「今宵誰篶吹く風を身に占て吉野の嶽の月を見るらむ」と有るは更なり、旅人の篶の篠屋など、後世の歌に多く詠める是なり、冠辭考に、「篶は志の篠竹の事にて、其の小さくて色黒き竹なり、其を阿波土佐などの國にては、須受と云ふと云へり」と有り、右につきては、口訣に茅也と註せるに違ひたれば、何れか其と云ふべからざる狀なるに就きて、熟思ふに右の志能竹は、古事記傳に、[illegible]植損似る篠竹」と有る篠竹是なる可し、和名抄竹類に、篠和名之乃、一云佐々、俗用小竹二字、[illegible]竹也と所見れ、又文選註に、篠を志能多[illegible]と有るも其の略にて、謂ゆる篶竹のことと聞えたるに、[illegible]、小竹之名と有るも合へり、然るに神功皇后御紀に所見たる、幡荻穗出吾也、と有る頃の波を[illegible]、[illegible]

く、志能須々伎と訓ず事なるが、字は薄芒と書くなる可し、芒は芭茅とも芭芒とも作きて、時珍說に、葉如ㇾ茅而長四五尺、甚快利、傷ㇾ人如ㇾ鋒刀ㇾと云へるは、須々伎の須々は、口訣に謂ゆる進の意、伎は其の芒刺を云へるなれば、右に如ㇾ鋒刀ㇾと云へる狀に異ならず、右の如くば、芒と茅と同種の物なれば、篠竹と云へるも、茅也と云へるも、其の異り無かる可き事なり、倭名鈔には、野篠と作かれたる篠は、葦の一名にして、蘆と同物の由、本草に所見たれども、諸本共に野篶と作る、篶と篠と共の音同じければ、義も通へるにや、今野篶と作けるは、通解考、古史徵に引かれたるに依れり、（通證に、右の口訣の文を引きて、今按、此乃前章草野姫爲ㇾ野茅之意、私記亦謂ㇾ野篶ㇾ爲ㇾ須々岐ㇾ、延喜式食薦、訓ㇾ須古毛ㇾ、爾雅薦黍蓬茅蒿也、廣韻藉也、又韻會進也、洪子興嚴陵祠詩、垂ㇾ釣想ㇾ遺芳ㇾ、援ㇾ蘋羞ㇾ野薦ㇾ、穀梁傳注、無ㇾ牲而祭曰ㇾ薦と有り、名義抄に、薦字を、古毛とも、須々牟とも、牟志呂とも、久佐とも、能夫とも、阿貝とも、加佐奴とも有り、俗右に云へる篶は、和名抄竹類に、篶和名乃、篶竹名也と有りて、篠の事なり、通證に、字典竹之小者曰ㇾ篶、周禮注篶篠也と有り、）俗、此の野篶八十玉籤を、此の事實に合せ解ふるに、此の玉籤は、右の太玉串とは別にて、正書に謂ゆる、茅纏之矟は更なり、又、古事記に、手ㇾ草結ㇾ天香山之小竹葉ㇾ而と有る、此を拾遺に、以ㇾ竹葉飫憩木葉ㇾ爲ㇾ手草ㇾと所見たる、飫憩木葉は、手草に採れる賢木を云ふ由、已に傳十七に云へる如くなれば、此の二を以ても、眞坂樹と野篶との玉籤に當り、又其に註へる此の瑞殿の山材野草、共に山雷、野槌二神をして令ㇾ採しめれし事にし有りければ、日神出生章に、此の御名を草野姫と所見たる其は、屋の萱草を所知し給ふ義なるは然る物にて、共の神食薦ㇾ又神奏採物の後は更なり、韓神に取る枯荻などの如きも、共の神の仕へ奉り給ひ

し事、今云ふ限に非ざるなり、又、其に云へる、素戔嗚尊の節折ノ篠竹、又蔽其の菅麻を令レ採らるゝ如きも、此の神の所任し給ふ可き御事なり、此を以て、此の野篶之八十玉籤は、上に謂ゆる天八重榊、太玉串の類とは、其の用ひ状甚異なるを知るべきなり、（然るを、谷重遠説に、篶小竹也、野篶籤、萬葉集所レ謂、竹珠而貫垂以献レ神者と有るは誤なり、通證に、但玉籤、不ニ必竹珠之謂一、竹玉爲レ輪者、不レ可レ謂ニ之籤一耳と云へるは、實に然る言なり、思ひ混ふ可からず、）〇凡そ此諸物皆來聚時と云ふは、右件は、已に註へるが如く、命令の文にて、古語拾遺に、宜レ令ニ太玉神、率ニ諸部神一造ニ和幣一云々と有る文に當り、其の終に、其物既備云々と有りて其の作法の梗略を云ひ、次に儲備既畢、其如レ所レ謀と云ひて、其の行事を云へるに此は相當れゝば、其の心して見るべきなり、偖、此に、此諸物皆來聚と云へるは、譬へば、山雷神をして、五百箇眞坂樹、八十玉籤を天香山に採らしめ、野槌神に、五百箇野薦、八十玉籤を郊野に令レ採られしを、其此祭場に持ち聚まり來るを云ふ事なり、（四時祭式祈年祭條に、前祭十五日、充ニ忌部八人木工一人一、令レ造ニ供神調度一とは、此に謂ゆる右件ノ諸神に幣帛の事を合せて、各々相造らしめらるゝに同じく、次に、散齋之日、平明奠ニ幣物於齋院案上幷案下一と有ると此の文と等しき所なり、）〇神祝祝之此云ニ加武保佐枳保佐枳一は、第三ノ一書に、於レ是天兒屋命云云、而廣厚稱辭祈啓矣、于時、日神聞レ之曰、頃者人雖ニ多請、未レ有ニ若此言之麗美者一也云々と見え、古事記には、天兒屋命、布刀詔戸言禱白而云々と有る是なり、私記にも、問、以ニ神明之祝文一而祝申すと云ひ、日本紀にも、神祝祝之祝詞也、上件天兒屋命太玉命、相與致ニ其祈禱一云々とも所見たり、偖、祝字は、常に祝具と用ふる字なるにて、神功皇后十三年紀に、皇太后、擧ニ觴以壽ニ于太子一因以歌曰と有る御歌の中に、

筆豫保根、保根茂苦保之訶武保根、保根玖流保之と有るは、私記に、豐饒々還、神饒々狂と有るが如く、保根と云ふに實に當れり、大殿祭詞に、言壽(コトホギ)と有る下に、古語云ニ許止保企一と所見たる、此の保の言はしも、神功皇后御紀なる、神の御託言に、幡荻穂出吾也と有る穂にて、思の外に表はるゝを云ひて、四神出生章第十一書に、作色を意母保傳流と訓み、又萬葉に、榜許眞帆爾妹爾云云と詠めるなどは更なり、保能頬能、又保賀良加など、何れも同意なる是なり、具(グ)は擧(アグ)の略にて、此を保具と云へば、穂擧(ホアグ)にて、心に思ふ事を言擧(イヒアゲ)て、仄(ホノ)めかすを云ふなり、(然らば、如此く物を擧げ稱へて保具と云ふより、外に、悪しき方に通はして云ひても、然云ふべき語なりと聞えて、天孫降臨章第一一書に、呪字を保岐氏と訓み、欽明天皇二十三年御紀に、呪字に保佐岐と云ふ訓有るを以て、善きにも悪しきにも通はして云ふ事を知るべし、猶次に云ふを思ひ合す可し、)偖、此の保佐久は、右の保具とは等しきが如くなりと雖も、熟思ふに等しからざる可し、保は、右に云へる穂出吾也、又作色などの保にて、日太神の御禱祭り坐せる大御心を、宥め奉らむと思ふ心を云ふなり、佐久は前(サキ)にて、其の思ひを言に出して、先に進ますを云ふなめり、古語拾遺に、於レ是、大地主神、令ニ片巫肱巫一、占ニ求其由一、御歳神爲レ祟、宜ニ云々解ニ其怒一、依レ教奉レ謝、御歳神ニと見え、又日本後紀、延暦二十四年二月、石上大神の御祭り坐せる所に、召ニ彼女巫一、令レ鎭ニ御魂一、女巫、通宵忿怒、託語如レ前、遅明乃和解とも所見たり、今も、人の怒の稍くに和らぐを解くると云ひ、又人の心の和やかにして、憤(イキ)ましき状無きを、佐久伊と云へるも同義なるが、此方に云ふ言を彼方に回らして云へるなる可し、記傳八(四十五丁)に、ニ詔戸は宣説言(ノリトキゴト)なる可し、説(トク)は、書紀に太諄辭(フトノリトゴト)と書ける諄字の意なり、説文に告曉之熟也と云へり、久度久と云ふ言も此の

宣說言の意に近し、倭國國語歌に、「始無き罪の積りの悲しさを叩頭の聲々久度使つる哉」と有る久度久に、世に、詢をも、謟をも、口說をも訓みて、諄說の義なるが、其も俗に云ふと同じく、人の心に非が云ふ事を顧ひて甘なはせむと爲る由なれば、保佐久の佐久と、久度久の度久と、同じ意味なれば、此の神祝祝之は、皇太神の御惑を解き奉らむと爲て、奉謝られしを云ふなれば、言壽など云ふ保佐とは同じからざれども、言意は同じ事なる可くぞ所見たる。周禮に、大祝掌二六祝之辭一と云ひ、字典に、祝丁寧也、請求之辭と有るを借りて、祝字は書かれたりし者になむ有りける、（通證に、或謂、今俗不レ應二情而盡一言、曰保佐久、蓋祝之遺也と云ひ、又人の情の打ち亂れて、言らず戯ゝを、布那布流と云へるを、東國にては小兒の事に云ひ、西國にては多く男女の間に云ふも有の轉なり、又大同類聚方に、保佐紀可太と云ふ條有りて、贄豆支、又波那非們、又斯波不奇、又保左四用、又無南週反里、又於里波起、又他□非、又反比們と有るなどは、身中に含める火氣の、外に出づる病の類を云へれば、此の保佐紀可太は、火病ともと云ふ義なるも、佐久の例なり、思ひ合す可し。）倍、神祝祝之と如此く重ねて云へる語は、神作々神議でと云ふに等しく、其の事を諄々と成し行ふ義なり、其は、此の事を古事記には、天兒屋命、布刀詔刀言禱白而と見えたるに、此には第三一書に、乃使二天兒屋命、掌二其解除之太諄辭一、而宣之焉と有りて、其の行ふ所は異なれども、祝詞の言は同じきを、右に諄辭の字を取り用たるは、其の事を諄返し申し言ふ事にて、中臣壽詞に、此玉櫛を刺立て、自夕日至朝日照まで、天都詔刀の太詔刀言以ちて告れ、如此告らば、麻知は弱韮に由都五百篁生出む、自其下天八井出む、と有りて、夕日より朝日照に至る迄其の同じ事を諄返し申す可き由を、已に天神の教へ賜ひし故に、此の

時に天兒屋命の然傳させ給へる例を以て宣へるたり、右に、右上大神の御祟の事を云へるに、通背忿怒、託言如前、運明乃和解とも有るが如く、神の御怒の解けさせ御在し坐す迄、猶諄返し祈言せる趣なるも右に同じ、猶、傳二十に云へり、考へ合すべし、今俗にも、眞言を諄など云ふ時は、幾百千返と無く返さひ唱ふるは、我が古義の、神家に絶えて釋徒に遺れる者なり、（萬葉十三卷六丁に、奥浪、來因濱邊乎、久糙々々登、獨曾我來、妹之目乎欲と有る久禮々々は、毛詩に諄々を然訓めるに同じく、俗に與々と書く、是なり、右の諄々を、註に詳熟也、朱子云、詳ニ語之貌と見え、廣韻にも、諄告之丁寧也と有りて、視に又同じ。）○於是日神方開ニ磐戸ニ而出焉と有る此は、其の神祝々奉りし事を聞看し、感けさせ御在し坐して出で坐せる趣たるを、甚く切めたりし者なれば、第三一書に、於是天兒屋命云々、而廣厚稱辭祈啓矣、于時日神聞之曰、頃者人雖ニ多請一、未レ有ニ若此言之麗美者一也、乃細ニ開磐戸一而窺之、云々と有る所に、引き當てゝ心得べき者なり、又正書に、猿女君遠祖天鈿女命、則手持ニ茅纏之矟一、立ニ於天石窟之前一、巧作俳優ニ云々とある一節は、凡て略れて、唯其祈言に感けさせ給ひて、御身自ら其磐戸を開かせ御在し坐して、出で坐せる趣なれども、別に一傳と云ふにも非ず、此は、其の事に依りて竟に出でさせ給ひし大綱を云ふにて、右の如く、上より幣物の出で來れる事を云ひ下して、其の祭主と坐す天兒屋命の、專ら神祝に祝ぎ給ひし事を立てゝ云ふ故に、其の緣に引かれて、其の餘の事共に漏れたる者なれば、他の傳々に比挍べ考ふ可き事、云ふも更なり、（然らざれば、天鈿女命の、俳優して其の大御心を取り奉られし事件は更なり、天手力雄神の御戸開の功用も何も隱ろひ竟る事なり、然るは、御紀の例として、正書に委しき事は一書に書されず、一書に詳なる事は正書に略かれて、相交べ讀

むべく御心しらひ給へればなり。〕○以鏡入其石窟者は、傳十七に此の文を擧げて論め云へるが如く、日神の全く磐戸を出で離れさせ御在し坐さゞりつる以前の事にて、正書に、乃以御手細開磐戸窺之と見え、又右に引ける第三一書にも、乃細開磐戸而窺之と有る程の御事にて、其の委しき狀は、古事記に、此種々物者、布刀玉命布刀御幣登取持而、天兒屋命、布刀詔戸言禱白而、天手力男神、隱立戸掖而、天宇受賣命云々、於是、天照大御神、以爲怪、細開天石屋戸而内告者、云云、爾天宇受賣白言、益汝命而貴神坐故歡喜咲樂、如此言之間、天兒屋命、布刀玉命、指出其鏡、示奉天照大御神之時、天照大御神逾思奇而、稍自戸出而臨坐之時、其所隱立之天手力男神、取其御手引出と所見たる、其の御戸より出でませ御在し坐して、彼の御鏡を見しと見行はし坐しける時に、其の御鏡に大御心の移ろはせ御在し坐々す、其の閑隙を得て手力雄神の御戸を掲げ給ふ時に、遂ます天鈿女命其の御手を承奉りて、引き出し奉らす時に、其の御鏡を石窟に入れ奉りて、中臣神、忌部神、則界以端出之繩奉れるなれば、其の次第を思ふにも、此に日神方開磐戸而出焉と有るは、其の事の前後を云へる文にて、未だ全く出で離れさせ御在し坐さざりし以前なる可き事、又に細戸小縫と有るには、其の磐戸に在りすりして何をか云はむ、此を以て其の戸を未だ引き開け竟へざりし程の事なるを思ふ可き者なりかし、（其の御戸開神と申すは、天手力男命、天鈿女命二神に御在し坐す由、其は傳六卷に云へり、此の事は、詳しく心得置く可き事にて、古より、傳に定めたる說無きを、師の古史傳五十六段にも、磐戸を出でませ給へる後の事と爲て、文を其の事の序に顯せ次けられたるは、思ひ誤られたるなり、〕其の事、古語拾遺にも、於是、以其鏡、令石凝姥神鑄日像之鏡、（中略）傳作盛事、

其知レ所レ謀、實乃太玉命、以二鷹厚稱詞一啓曰、吾之所レ捧寶鏡、明麗恰如二汝命一、乞開レ戸而御覽焉、仍太玉命、天兒屋命、共致二其祈禱一焉、（中略）于レ時開レ戸而窺之、爰令二天手力雄神、引二啓其扉一、遷二座新殿一云々と出でたり、其も、古事記と同じ意なりければ、此に以二鏡入一其石窟一と云ふは、其の扉を引き啓けざりし以前なる事、右に註へるを以て知るべし、僧、此の鏡を以て其の石窟に入れ奉れるに、別なる意有るべからず、其は、日神を奇しませ奉らむとて、彼の鏡を、古事記に、益二汝命一而貴神坐と云ひ、此に寶鏡明麗恰如二汝命一と拾遺に見えたるは、日神を戸より出し奉りて、臨ましめ奉らむと云ふ事の下構へなるを、其の謀りつる如く、稍に日神の御戸を開きて出でさせ御在し坐しゝかば、是ぞ八百萬神等の祈り思ふ事なりければ、眞に日神を出し奉りて、新殿に移えはし奉りて、復還り入らせ給ふまじき事に勤めて、其の鏡の事に心を懸くべきに非ざる可ければ、日神の御手を奉承りて、引き出し奉る引き替へに、其の鏡は抛げ入れられたる者なり、（然始より思を凝して、日神の御像と仕へ奉れる鏡を抛げ入れむ事は、甚無禮き業には有れども、其の鏡を作ると云ふも、日神を招ぎ出し奉らむと爲られし者なれば、今現に日神の出でさせ給へるを余に見て、其の鏡をのみ守り居らる可きに非ざるを思ふ可き者なり、僧此の鏡を入れられたる事に就きて、纂疏に、天照二日、日神已出レ窟、故以レ鏡入二其窟一、蓋意恐二日神復還入一、故豫防レ之也と宣ひ、直指に、「日神已に岩屋を出で給ひぬる上は、彼の舊時の鏡用ひて何にかは爲む、所願成就する故に、岩屋の内へ入れ奉るなり」と云へるなど、日神の石窟を出でさせ御在し坐しける後の事に見るは誤なるが上に、其の鏡を入れ奉る事に理屈を附け云ふにも足らぬ推度なりかし。）○觸二戸は、戸爾都佐布禮氐と訓めり、俗に戸に突き當りてと云はむが如し、僧此

の戸は磐戸なる事、已に右に註へるが如し、第三ノ一書に、是時、天手力雄神、侍二磐戸側一、則引開之者、日神之光滿二於六合一と所見、又古語拾遺にも、爰令下天手力雄神、引二啓其扉一、遷中座新殿上と見えたれば、其の扉を引き開きて、拋げ給ふ時に突き觸れたる事なり、又此を以て、日神の磐戸を出でさせ御在し坐しける後に鏡を入れ奉れるに非ざる事を曉る可し、右に引ける古事記に、天兒屋命、布刀玉命、指二出其鏡一、示二奉天照大御神一之時、天照大御神、逾思レ奇而、稍自レ戸出而臨坐之時、其所二隱立一之天手力男神、取二其御手一引出、即布刀玉命、以二尻久米縄一、控二度其御後方一白言、從レ此以内不レ得二還入一と見えたる如く、彼の鏡を指し出して示し奉る時に、日神の奇しと所思して臨み坐せる、即ち手力雄命は御戸を開き、天鈿女命は御手を取り引き出し奉れる其の間に、鏡を投げ入れて、直に端出之縄を界以して、復還り入らせ御在し坐すまじき設を成せるなどの次序を、竝べ舉げて思ふに、其の扉を引き啓き奉れる時なむ、其の鏡を拋げ入れて、戸に突き觸るゝ頃なりけらし、（都使布留氏と訓めるは、古義を傳へたりし者にて、戸を引き開きて、容に拋げ落す事の急なると、日神を還り入らせ奉らじとて、後へ觸るとて鏡を投げ捨てゝ、其の戸を鎖す事の窄閉なるとにて、相突き當れる由を傳へたりし者なり、觸レ戸と云ひて、觸二宿戸一と云はするに、心を就けて思ふ可し。）都使布留は、萬葉八（三十五丁）に、草枕、客行人毛、往觸者、爾保比奴倍久毛、開流芽子香聞、十一（二十六丁）に、劔刀、諸刃之於荷、去觸而、所殺鴨將死、戀管不有者と見え、又源氏ノ椎本に、一目觸る伎布留に係らせ給ふぞや云々」と有るは、行きて物に觸るゝを、伊伎布留とも由伎布留ともいふなり、此は其とは別にて拋げ落す戸と、投げ入るゝ鏡と、行き合ひて突き當れるなれば、都使布留と云ふに叶へり、決めて古言なる可

し、偖、觸と云ふ例は、古事記に、其大沼之、振樹而、地鳴動と見え、應神天皇二十一年御紀に、枯野船の事を、由羅能斗能、斗那訶能異句離珥、敷例多菟、那豆能紀能、佐椰々々と有る、敷例多菟は、釋に觸立也と有り、又石に物の觸るゝ事を云ふは、萬葉十（五十八丁）に、雨零者、瀧都山川、於石觸、君之摧、情者不持と見え、相模風土記に、鎌倉都見越崎、毎有ニ速浪崩レ石、海人號ニ伊曾布利一と有るを、萬葉十四（六丁）に、可麻久良乃、美胡之能、佐吉能、伊波久叡乃、伎美我久由倍伎、己許呂波持多自と詠みて、石觸と石崩とを一にし、又二十（十七丁）伊蘇爾布理、宇乃波良和多流なども有り、（名義抄に、觸字を、布流とも、加々流とも、許登爾とも、宇恭久とも、宇都とも、都久とも、阿伎良加爾とも訓むに、説文に、觸抵也と云ひ、字書に、突也、犯也と註せれば、觸を都伎布流と訓めるは實に然る可し。）○小瑕は、古伎受都祁理と訓めり、此は其の磐戸に突き當りて、帯の落ちさせ給へるを云ふなり、此小瑕の御事は、釋に引ける天徳御記に、天徳四年九月二十四日、令ニ求溫明殿所レ納之神靈鏡、并大刀契等一、中時重光朝臣來申云、瓦上在ニ鏡一面一、其鏡徑八寸許、頭雖レ有ニ小瑕一、專無レ損ニ圓規幷蒂等一、甚分明、見レ之者無レ不ニ驚感一云々、先師申云天徳回祿之時、件神鏡（内侍所）在ニ灰燼之中一、不ニ燒損一、其鏡徑八寸許、頭雖レ有ニ小瑕一、專無レ損之由、御記文炳焉と所見たる頭は、下に、先師申云、御記文頭之瑕者、端之蒂歟、且以ニ頭字ニ讀ニ波多ニ者、當記之意也と有りて、次に云ふ蒂の事なり、偖此の御鏡の御形象はしも、傳十七に、此の御記を引きて註へるが如く、神宮古記に、八咫古語八頭也、八頭花崎八葉形也、故名ニ八咫一也、中臺圓形座と有りて、右に引ける圓規は、中臺圓形なる所を申し、蒂は圓外花崎なる頭を申せるなれば、其の圓外なる蒂の所の一葉、缺けさせ御在し坐すを以て、頭雖レ有ニ小瑕一と

は記されたる者なり、若て、其の文を擧へて、次に、先師申云と云へるは、釋者の其の文に就きて言を成せる所たるが、下文に、大仰云、御記文、神鏡小瑕如何、先師申云、如二舊事本紀一者、以レ鏡入二其石窟一者、觸二戸小瑕一、其瑕於レ今猶存、云々、此文卽載二當紀之一書一、就レ之思レ之、崇神天皇御宇、被レ奉レ寫二此神鏡一之時、不レ違二本鏡一、鑄二付件小瑕一之條、於レ焉明白者歟と所見たるが如く、瑞籬朝廷に、鏡を改め造らるゝ時に、其の本鏡に違ふ所無く造作し仕へ奉らると爲ては、此の時に付きたりし小瑕をも其の有りし如く仕へ奉られし故に、威所に御在し坐す御にも、其の等に小瑕の御在し坐せる狀を見奉り、被レ傳たりし者になむ有りける、一右の御記文を、其東寺記文帝王編年記等に、御日記云と出でたる、此に同じ、倩、此の等は、八咫花崎の磐戸に突き觸れて、缺けさせ給へる御事に御在し坐すを、寶鏡に、天照二日、日神已出レ窟、故以レ鏡入二其窟一、觸二戸小瑕一、其瑕、日神久住二石窟一、而損二其明一、故、日像之鏡、亦觸レ窟向生二小瑕一、物之相感、自然之理也と有るなどは、理屈に泥みたる御說なり、口決に、觸二戸小瑕一者、不レ獲二手足跡一、貴狀之甚也と云へるは、少く穩なる狀なれども、猶此の次序に闇き說なり、倩、其の磐戸に突き觸れて小瑕付かせさせ給へる御鏡の御狀にしも、其の八咫花崎の中に、僅に一所の痕のみなり、其の由は、寛弘二年十一月十日記云々、内侍所燒亡者云々、火起二自温明殿一、神鏡二所雖レ燒、大刀契等、不レ能二取出一云々、[illegible]中神鏡無二損事一云云、神鏡大刀等燒亡、猶作有レ帶、自然燒損無二圓規一、不レ[illegible]形一云々、[illegible]記云、又信同所[illegible]廿四日、燒亡云々、廿四日、中光朝臣申云、被レ奉レ同[illegible]所一求、見レ之左上件鏡二面一云々、廿五日、[illegible]寺中、文永[illegible]一面二云々、故民部日記云、恐所レ燒在二火爐之中一、皆不二燒損一云々、如二件鏡一、二[illegible]僅三面一云々、十二月九

日、左頭中將來、午レ立云、今日酉刻、神鏡、自二太政官一奉レ移二東三條院一、可レ使下奉二其事一者上云々、十日、頭中將示送云、神鏡昨奉レ移、但開二舊御韓櫃一待、奉レ納二新辛櫃一之間、忽然有レ如二日光照耀一、內侍女官等、同見二神鏡銜者一、故是足二悲歎一者と有り、右の村上御記と云ふは、上に引ける、天德御記の事なるが、此の、見二在上在鏡一面一と有る御書に、其鏡徑八寸、頭雖レ有二小瑕一、專無レ損、同見井帯等、甚以分明云々と有りて、右の小瑕を、此には一疵と出てたる也、其の一疵の御缺は、熱田大神宮鎮座記に謂ゆる天火織と云ふ御火打なる事、次に記けるが如し、書に動くまじき說になむ有りける、其の據は、景行天皇四十年御紀、東征の所に、冬十月壬子朔、日本武尊發二路之一、戊午、枉レ道拜二伊勢神宮一、仍辭二于倭姫命一曰、今被二天皇之命一而東征、將レ誅二諸叛者一故辭レ之、於是、倭姫命、取二草薙劍一、授二日本武尊一曰、愼之莫怠也、是歲、日本武尊、初至二駿河一、其處賊陽從レ之欺曰、是野也麋鹿甚多、氣如二朝霧一、足如二茂林一、臨而應レ狩、日本武尊、信二其言一入二野中一而覓レ獸、賊有二殺レ王之情一、(王謂二日本武尊一也)放レ火燒二其野一、王知レ被レ欺、則以レ燧出レ火之向燒而得レ免、(一云、王所レ佩劍藂雲、自抽之薙二攘王之傍草一、因レ是得レ免、故號二其劍一曰二草薙一也、藂雲、此云二茂羅玖毛一)王曰、殆被レ欺、則悉焚二其賊衆一而滅レ之、故號二其處一曰二燒津一と所見たる、右には草薙御劍のみを賜へる狀なれども、古事記には、倭比賣命、賜二草那藝劍一、亦賜二御嚢一而詔、若有二急事一解二茲嚢口一云々、於是、入二坐其野一、爾其國造、火二著其野一、故知レ見レ欺、而解二開其姨倭比賣命之所レ給嚢口一而見者、火打有二其裏一、於是、先以二其御刀一苅二撥草一、以二其火打一而打二出火一、著二向火一而、燒退還出と有りて、此には、其の御劍に燧を添へ賜へる事、正しく所見たり、又熱田大神緣起にも、倭姫命、感二其心一、授二一神劍一曰、努

々刀々、莫レ離ニ於身一、又賜ニ一嚢一曰、若有ニ急事一、解ニ茲嚢口一、倭武尊、拜ニ祠劍嚢一行、（中略）倭武尊、到ニ駿河之時、賊師陽從レ之、（中略）放レ火燒レ野、（中略）其所レ帶神劍、自然抽出、薙ニ四面之草一、又開ニ所レ持嚢一、中有ニ火打一枚一、驚青敲レ火、向燒得レ免と有り、又貞庵記にも、皇女、取ニ靈劍一與ニ嚢授一曰、慎莫レ怠也とも所見たれば、御紀に其の嚢を賜へる事の載せられざるも、事實の上には、其に相同じく有れば、其の主たる方を擧げて、其の一を省略かれたる者なりけり、（其の古本要書に、倭女柴レ之、今世俗、號ニ火打嚢一付ニ于刀一者、可レ謂ニ此因縁一也、有ニ頭事一也と云ひ、後撰集に、東へ行く人に、火打を贈るとて「折々に打ちて燒く火の煙あらば心佐須賀を思へとぞ思ふ」と有る節に、佐須賀は腰刀なり、燧に附くと云ひ、又同集、逢を逢へ羅りける女等に、火打に添へて遣はしける、「其の燧に喜き思れぬ胸ならば打ち見ぬ程に思ひ出でなむ」と有る頭、猶も在るを、委しくは其の御紀の條に云ひこむなし、」（倭姫命の、嚢に、此燧、後人火嚢燧者之、俗號ニ燧袋一、付ニ于太刀一也と所見たる、其を、源の爲義に、（中略）御紀に有きて行ひけるに、取り付けて賜へる、彼の燧と申すは、天照太神、倭姫命に授け給ひたる燧を見さて給ふとて、御紀に有きて行ひけるに、今世に、いはゆる腰刀に附けたる事を下着して持されたるを燧に使し給へり、其の燧を帶負に入れて腰に付けられしなり、今世に、いはゆる燧刀に附けたる事なりけり、て燧嚢と云ふは、此の事なり　と有る、天照太神云々の事は疑はしけれども、取り添ふる御意は謂はれ、腰なる火打なる事は出雲たる儀なり、若て、其の燧をしも傳へて火燧と云ふは、後に燧けたりし者と疑ひ思はるなし、然れども今はえたり、偖、倭姫命の、其の時に、拙なくも高く思ひ合はせ、天照太神の御靈と御名を云ふべし、大御神の御心をに御心を持ち奉り、慎しみ讀して、日本武尊に賜はり給ふと云ふ事、此の御靈の御心を見ても其を捧ぐるに實をそ、厚く

其の事の本を探り索むるに、其の磐戸に突き觸れて小瑕の付けりし時に、大に激り、其の鏡の眞鐵なると、戸の磐石なるとの間より、火炎の透徹り出でたりけむに起りて、世に燧と云ふ物の始と成れるなる可ければ、已く、古に、此を天火徹と云ふ名の有りけるなり、龜卜祭文に、採天香山之布毛里木、造火燧、鑽出天香火、吹著天母香木と有るを以て、天上に已に燧の制有りし事を曉るべし、偖此に、然計り此事無き御物を、草薙劍に副へて賜はせりしは、全く其の危事を防がせ給はむと、皇太神の教へ諭させ給ひなどぞ爲たりけむ、其の事、傳廿四に注せるを見るべし、神名式に、尾張國愛智郡日割御子神社（名神大）を、鎭座記に、一云、燧面坐と書けるは、此の天火徹を祀き奉る社なるか、考ふるに、其の天火徹はしも、傳廿四に註せるが如く、熱田神宮の正殿に御在し坐して、皇太神の御靈に坐せれば右の燧面坐は燧石の御事なる可し、鐵を以て石を打てば、火其より割き出づるを以て云ふ稱なゝめり、仁明天皇御紀に、承和二年十二月辛未朔壬午、尾張國日割御子神預名神、熱田大神御兒神也と有るは、熱田本宮の天火徹に屬きたる燧石に憑らせ給ふ由を以て、御子神とは申せるなり、本國神名帳には、正二位日割名神と有り、偖、日割を比佐伎と訓めるは火拆の義なり、龜卜を成すに、町を掘り、朱櫻皮に火を著けて燒き行くに、其の火氣の徹りて、割目の見はるゝを火拆と云ふも、火徹の義に異ならざるを思ひ合す可し、然れば、天火徹に屬きたる燧石の、此の日割神社に鎭り御在し坐すと云ふ事、現に日割と申し奉る神名にて、更に疑ふ所無き者なりかし、△今、其の神社を火伎給子神社と作るは、割を和理と僻讀しつる誤なり、又神名帳頭註に、日本武尊五男、武殼王也と云へるは、熱田大神御兒神也と云ふより、推し當てたりし者なゝめり、偖又、此の天火徹は、右に云へる如く御鏡の缺に御在し坐

すを、其の御鏡を作り奉らし〻天火明命、天香山命裔と有る、尾張氏に持ち斎かれさせ御在し坐すも、故有る御事なる可し、偖、天火徹に就きて、天孫降臨章には、熱字を富登富理と訓めるをも、思ひ合す可し、又、縁起に、於是、宮簀媛、會ニ集舊老一、相議曰、云々、昔ニ社ニ奉レ遷ニ神劍一、衆議感ニ之、定ニ其社之地一、有ニ楓樹一株一、自然炎焼、倒ニ水田中一、光焰不レ銷、水田尚熱、仍號ニ熱田社一と云へるは、熱田の字に就きて説を成せる者如しと雖も、若くは、有の天火徹より自然に火の炎出でて、然る實事の有りて神號と成り地名と成りつらむを、自然神の御心なりけむかと思はる〻なり〕〇其瑕於ニ今猶存の存字は、宇世受と訓み來れり、然る可し、偖此に、以ニ鏡入ニ其石窟一者、觸ニ戸小瑕と云へる、此の日神の大御鏡はしも、次に、此卽伊勢崇秘大神也と所見たる、崇秘の字を以ても、古より醜かは見奉り知る事の有らむ、然るに、此の御紀を撰り成し給へる養老四年庚申より、年數凡二百四十年を經て、天徳四年庚申に、其の小瑕の御在し坐す御有狀を見奉りて、其の御記にも書され、世人の驚き奇しみ奉るに就きても、神代の古傳の、信に疑ふ可からざる事をなむ知るべかりける、斯る例はしも、猶外にも有る事にて、下章第六一書に、其後、少彦名命、行至ニ熊野之御碕一、遂適ニ於常世郷一矣と見え、又天孫降臨章第二一書に、大己貴神の事を、吾將ニ自此避去一、卽躬披ニ瑞之八坂瓊一而、長隱者矣と有るを、大倭神社注進狀に引けるには、卽躬披ニ瑞之八坂瓊一而、長隱ニ常世郷一者矣と見えて、二神共に常世郷に御在し坐し〻古傳なり、然るに、文徳天皇實錄に、齊衡三年十二月、庚午朔戊戌、常陸國上言、鹿島郡大洗磯前、有ニ神新降一、（中略）時神憑レ人云、我是大奈母知、少比古奈命也、昔造ニ此國一訖、去往ニ東海一、今爲レ濟レ民、更亦來歸と見えたるは、此は御紀の御撰有りしよりは百三十七年後の事なるに、斯る傳說有り、天

地の彌遠長き間には猶幾許りか出で來るらむ、御紀の撰者等、然る未來まで知りて、爭でか記し置く事の有らむ、神代の古傳も凡て然り、凡俗の輩には意表なる事なる故に、人皆此を疑ふと雖も、生狭しき己が狭智に引き合せて、信はざるにこそ有りけれ、天地の彌遠長き間には、如何なる奇異なる神の御所置を、眼前に見奉る事の、世に絶えて無かる可き者とは、如何は定め云ふべからむ、(其の時に至りて後悔ゆとも所詮無かる可かりければ、御紀の所文の、後に合ふ事有るを以て、其の餘なる萬事にも、必ず合ふ所有らむを思ひ量る可き者なり、是ぞ我が皇學の學則なりける、因に云ふ、右の小瑕は、上に引ける天徳御記にも出でたるを、小右記に、村上御記とて引けるには、一瑕と有りて、其八頭一蒂の缺けさせ給へるなり、若て其の圓規に其の瑕の係らざる證は、權行記と云ふ佛書に、巨之外輪傷瑕、巨之内輪傷、蚍と言へる、瑕の字是たればなり、)○此卽伊勢崇祕之大神也は、傳十八に注へる如く、古語拾遺に、於是、從二思兼神議一、令三石凝姥神、鑄二日像之鏡一、初度所レ鑄、少不レ合レ意、(是紀伊國日前神也)次度所レ鑄、其狀美麗、(是伊勢大神也)と所見たる、其の初度所レ鑄と云ふは、第一一書に、故卽以二石凝姥一爲二冶工一、採二天香山之金一、以作二日矛一、又全剝二眞名鹿之皮一、以作二天羽鞴一、用レ此奉レ造之神、是卽紀伊國所レ坐、日前神也と有る是にて、日矛は謂ゆる茅纏之矟にて、鏡は其の鋒端に著けたりし故に、矛に日矛の名有る由、已に云へるが如し、若て、次度所レ鑄と云ふは、此に此卽伊勢崇祕之大神也と有る是なり、大倭本紀に、天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面、小鈴一合也と有る本注に、一鏡者天照太神之御鏡、名二天懸太神一也、今伊勢國磯宮崇敬拜太神也、一鏡者天照太神之前御鏡、名二國懸太神一、今紀伊國名草宮崇敬拜太神也(下略)と有りて、此伊勢の御を天懸太神と申し奉り、日前の御を

国懸大神と稱へ奉れるは、天照し国照し坐す義を以て、號け分け奉れる者なり、（但、天懸大神、国懸大神と申せるは、本より日神の大御名にも御在し坐さず、又五十鈴宮、名草宮に御在し坐す御靈の御名を、然稱へ申せるにも非ず、此は唯、其の御鏡の、天地に照耀やかし給へる由を以て稱へ奉れるなれば、卽ち其鏡の御名なる事を明らむ可き者なり。）日訣に、伊勢崇祕之大神也者、此御鏡、自天孫至（九代）開化天皇御同床、（十代）崇神天皇、畏其神威、所遷笠縫邑、（十一代）垂仁天皇御宇、大倭姫命、頂戴覓詣而、遂坐度會郡五十鈴河上、大神宮之御正體也、（以垂仁天皇以來之說也）と所見たる如く、此は、後に其の大御鏡の鎭り御在し坐す御在所を申し傳へたるなり、猶天孫降臨章第二一書に、故、天照大神乃賜天津彥々火瓊々杵尊、八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劍、三種寶物とも有る、其の御鏡の御事を、第二一書に、是時、天照大神、手持寶鏡、授天忍穗耳尊、而祝之曰、吾兒、視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡、復勅天兒屋命、太玉命、惟爾二神、亦同侍殿內、善爲防護と見え、又古事記にも、於是、副賜其遠岐斯八尺勾璁、鏡、及草那藝劍、亦常世思金神云々、而詔者、此之鏡者、專爲我御魂而、如拜吾前、伊都岐奉、次思金神者、取持前事爲政、此二柱神者、拜祭佐久久斯侶伊須受能宮と有るを、御記なるに、崇神天皇の御世に御殿を出で來にたれども、永く其の御祝詞をおもに、中にも其の[illegible]に係けたる傳なり、又古事記は其の宮の御鏡の、五十鈴宮に大坐し坐す御事を、申し傳へたる者なり、但、第二一書には、其の三種寶物を、瓊々杵尊に授け給ふとし、第二一書には、忍穗耳尊に傳へ給ふと云へる、此に違へるに非ず、其は、其の末に、天忍穗耳尊云云降之、故時居於虛天而生兒、號天津彥火瓊々杵尊、因欲以此皇孫代

レ觀而降ル、故以ニ天兒屋命、太玉命、及諸部神等一、悉皆相授、且服御之物、一依レ前授、然後天忍穂耳尊、復ニ還於天一、云々と所見たれば、天照太神より、忍穂耳尊に授け賜ひ、又其の天忍穂耳尊より、瓊々杵尊へ授け進らせ給ひて、天降し給へる趣なるにて知られたり、又、其の古事記には、思金神の下に布刀玉神の御名を脱せるなり、此の事、古史第百三十三段後に、委しき考を載せられたるを、此にも猶其の證を添へ加へて、傳十七卷に已に註へりき。）倩、崇神天皇六年御紀に、先是、天照太神、和大國魂二神、並ニ祭於天皇大殿之内一、然畏ニ其神勢一、共住不レ安、故以ニ天照太神一、託ニ豐鍬入姫命一、祭ニ於倭笠縫邑一、仍立ニ磯堅城神籬一（下略）と有るは、古語拾遺にも、御天降の時の詔命は、此と同じく、即勅曰、吾兒、視ニ此寶鏡一、當ニ猶レ視レ吾、可ニ與同レ床共レ殿、以爲ニ齋鏡一、云々と有りて、其の神武天皇段に、當ニ此之時一、帝之與レ神、其際未レ遠、同レ殿共レ床、以レ此爲レ常、故神物官物、亦未ニ分別一と見えたる、是即ち上世皇宮の御有狀なり、其の崇神天皇段に、至ニ于磯城瑞垣朝一、漸畏ニ神威一、同レ殿不レ安、故更令ニ齋部氏、率ニ石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏一、更鑄レ鏡造レ劍、以爲ニ護身御璽一、今踐祚之日所レ獻、神璽鏡劍也、仍就ニ於倭笠縫邑一、殊立ニ磯城神籬一、奉レ遷ニ天照太神及草薙劍一、令ニ皇女豐鍬入姫命奉レ齋焉（下略）と所見たる、此時より始めて皇太神の神威を畏み奉らせ給ひて、鏡劍をしも、別處に出し奉らせ給ひて、皇宮には其の御摸造を留めて、上世の眞の御物の狀に、持ち齋き奉らせ給ふ御事とは成れるなり、然らば、皇太神の大御言に、吾兒、視ニ此寶鏡一、當ニ猶レ視レ吾、可ニ與同レ床共レ殿以爲ニ齋鏡一と詔り給へる趣に違ひ奉らせ給ふ如くなれども、其の共住不レ安と云ふは、已に其の時の大御心に御在し坐せば、其の御摸造を造り奉りて、上古の神勅の如く皇太宮に齋き奉らせ給ふと云ふも、亦皇太神の大御心に御在し

坐せば、其の神物に露も背き奉らせ給ふ所、御在し坐さざる事、次條に云ふを見て知る可きなり、（世人、此の御事を愁たみて、上古の神物に相違有る如く思ひ取りて、其の首尾相貫ぬかざる如く云ふめるは、却に心の至り淺き空歎きと云ふ者なり、若し此を惡しき事と爲る時は、後に皇太神の伊勢に鎭り御在し坐して、其の神威の貴盛りに大坐し坐す御事をも係けて、世に褌はしからぬ事と云ふに當れゝば、甚々可畏き事なりけり、皇太宮の内に留らせ給へるは、御摸造には御在し坐せども、其の眞物に少かも違ふ事無く寫し奉り、又其の皇太神の御靈と崇き奉らせ御在し坐す上は、何の異なる事かは坐さむ）若て、垂仁天皇二十五年御紀に、三月丁亥朔丙申、離天照太神於豐耜入姫命、託于倭姫命、爰倭姫命、求鎭坐太神之處、而詣菟田筱幡、（筱此云佐々）更還之入近江國、東廻美濃、到伊勢國時、天照太神、誨倭姫命曰、是神風伊勢國、則常世之浪重浪歸國也、傍國可怜國也、欲居是國、故隨太神教、其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮、則天照太神、始自天降之處也と所見たる、其の割注の御事は、其の下に、一云、天皇、以倭姫命爲御杖、貢奉於天照太神、是以倭姫命、以天照太神、鎭坐於磯城嚴橿之本而祠之、然後、隨神誨、取丁巳年冬十月甲子、遷于伊勢國渡遇宮と有る、其の丁巳年冬十月は、倭姫命世記に、垂仁天皇二十六年秋九月甲子、奉遷于天照太神於度遇五十鈴河上と有る如く、秋九月と有るぞ據る可かりける、其は、通證に、冬十月當作秋九月、諸川氏曰、以長暦推之、此年十月無甲子、九月十七日得甲子、蓋今内宮祭日也と有るに據りて云ふなり、然るに、元々集及神名祕書に引けるには、倭姫命世記曰、二十六年丁巳冬十月甲子と有るは、却りて御紀の文に合はせたるを以て、改め引かれたる者なるにて、中々に誤なり、（補注に、

故随ニ太神教一、其祠立ニ於伊勢国一と有るは、始より皇太神の志し給ふ所なる由と聞えたり、其は、神代の御鎮坐の所に、爾時、皇太神、倭姫命ニ御夢ニ誨給久、我高天原ニ坐、甍戸押張原、如シ見シ見、眞佐ニ國宮處ニ定ハ是處也、鎮リ定メ給ニ覺給と見え、此のみならず、等由氣宮儀式帳にも、天照坐皇太神、始巻向玉城宮御宇天皇御世、國々處々大宮處求賜時・度會乃宇治乃伊須々乃河上乃大宮供奉、爾時、大長谷天皇御夢ニ誨覺賜久、吾高天原坐ニ、見志眞岐賜志處ニ、志都眞利坐、云々と見えたる・一は珠城朝の御世、一は朝倉宮の御時の御誨なれども、共に同じ様に、高天原ゆ朝廷より押審かし見求し給ひし地に、鎮り定らせ給へる由に誨給へるは、此の同床共殿の神勅には、違はさせ給へる如く聞ゆる事なれども、然る神勅の御在し坐しながら、已に崇神天皇御世に至りて、然畏ニ其神勢一、共住不レ安と云ふは漸くに、其の始より志し給へる所に鎮り定り給はむと、所思し看す時の至れるにて、本より其の御摸造の出で来ると云ふも、皇太神の大御心に御在し坐して、其の眞の御も、寫しの御も、御鏡に於て異ならせ給はざりければ、其を皇太宮の内に留かせ給ひて、天壌と無レ窮き寶祚を守り給ふ可き、同床共殿の神勅に、信に違はせ給はざる御事になむ有りける、(然れば、伊勢に鎮り御在し坐さむと云ふも、皇太神の、始よりの大御心、又其の御摸造を留めて、皇太宮を守り在らせ給ふと云ふも、本より皇太神の大御心なる事、申すも更なり、) 然るは、則天照太神、始自レ天降之處也と有るに、甚く味はひ有る事にて、泊ニ于巻向玉城朝一、令ニ皇女倭姫命、奉ニ斎天照太神一、仍随ニ神教一、立ニ其祠於伊勢国五十鈴川上一、因興ニ斎宮一、令ニ倭姫命居一焉、始在ニ天上一、預結ニ幽契一、衢神ニ先降、深有レ以矣と見えたる、此に引き合せて心得べき事なるが、其預結ニ幽契一衢神ニと云ふは、天孫降臨章第一一書、猿田彦神の出で迎へ奉れる所

に天鈿女命の行き向はれしかば、其時、衢神問曰、天鈿女、汝爲レ之何故耶、對曰、天照大神之子所レ幸道路、有レ如
レ此居レ之者誰也、敢問之、衢神對曰、聞二天照大神之子今當一レ降行、故奉レ迎相待、吾名是猨田彦大神、時天鈿女復問
曰、汝將レ先レ我行乎、將抑我先レ汝行乎、對曰、吾先啓行、天鈿女復問曰、汝何處到耶、皇孫何處到耶、對曰、天神之
子、則當レ到二筑紫日向高千穗槵觸之峯一、吾則應レ到二伊勢之狹長田五十鈴川上一（中略）果如レ期、皇孫則到二筑紫日
向高千穗槵觸之峯一、其猨田彦神者則到二伊勢之狹長田五十鈴川上一、即天鈿女命、隨二猨田彦神所一レ乞、遂以侍送焉と所
見たる、此の文中に著き所有り、其は此の時に猨田彦神はしも皇御孫尊を待ち迎へ奉りに、天八達之衢に出て居給へ
るなれば、皇御孫尊の行き著かせ給ふ可き處に、何方にか降行き奉る可き理なるに、天鈿女命の問に、汝何處到
耶、皇孫何處到耶と有る事疑ふ可く、又猨田彦神の對へに、天神之子、則當レ到二筑紫日向高千穗槵觸之峯一、吾則應
レ到二伊勢之狹長田五十鈴川上一と有るも疑ふ可く、又其の神の言に、因曰、發二顯我一者汝也、故汝可二以送レ我而致一レ之
矣と乞ひ給へるなどは、殊に皇御孫尊を奉レ迎る神として、其の侍奉も仕へ奉らず、却りて、其の方に其の送り神を
乞ひて送らしめたるなど、甚々疑はしき事の極みになむ有りける、偕其の故はしも[illegible]、皇御孫尊の天降り坐させ
給ふ所と、皇太神の天降りに著かせ給ふ所の別なるにて、且ぞ[illegible]に、皇孫在二天上一、[illegible]
有りて[illegible]にて、考ふ可き所なるにて、其の天鈿女命の問に、汝何處到耶と有るは、皇太神の[illegible]著かせ給
ふ處を問へるなり、猨田彦神の對は、皇太神は、應レ到二伊勢之狹長田五十鈴川上一と申せるなれ、其の、汝可二以送レ我而致
之矣と乞へるは、皇太神を送り奉りて、我と共に致る可しと云ふ事にて、此の時に伊勢に[illegible]

在し坐して、五十鈴川上に天降り着かせる給へるなり、其より日向宮に幸行しめ奉り、其より以來、皇太宮に大坐し坐けるを、果して、神教に因りて五十鈴川上に鎭り給へる御事なるが、其の始、猿田彦神の啓行き奉らしゝ地たるを以て、則ち天照太神、始自㆑天降之處也とは有るなりけり、（其は、皇太神宮儀式帳に、天照坐皇太神乃、伊勢國度會郡宇治里、佐古久志留伊須々乃川上爾、御幸行幸時云々、百船乎度會國、佐古久志呂宇治家田々上宮坐支、爾時、宇治大内人仕奉、宇治土公等遠祖、大田命乎、汝國名何問賜支、是川名佐古久志呂伊須々乃川止申、是川上好大宮地在申、即所見好大宮地定比支、朝日來向國、夕日來向國、浪音不㆑聞國、風音不㆑聞國止、弓矢鞆音不㆑聞國止、大御意鎭坐國止悦給比、大宮定奉支と有る、其の大田命を、倭姫命世記には、猿田彦神裔宇治土公祖大田命と見えたれば、猿田彦神より以來、其の五十鈴川上を、皇太神の鎭り坐すべき宮處と定め掟てゝ、其の時の至らむを待ち奉りし趣なるにても、其の始めて天降り坐しゝ地なる事著かり、又此に就きて思ひ出でたる事有り、傳四巻に已に書せる、此の五十鈴川上に、鰒石と云ふ大岩許多有り、其は鰒と云ふ貝の狀に似たるを以て、然稱けたる由にて、外に傳へも無しと云へど、予行きて見たるに、鰒には非ず、全く鈴の形になむ有りければ、此なむ彼の謂ゆる天磐靜の類なると、先に思ひて註せるを、今此の說成りて思ふに、皇太神の天降らせ御在し坐しける時の、磐靜と云ふ者なる可く思ひ定めたり、此は餘りに人知らぬ所なり、其の狀を行き見ては、必ず其の思ひに過ぎざるなむかし、）又右に、興㆓齋宮于五十鈴川上㆒、是謂㆓磯宮㆒と有るは、拾遺に、因興㆓齋宮㆒、令㆓倭姫命居㆒焉とも見えて、此は齋内親王の宮室の事なれども、然のみは云はれざる事有り、神功皇后御紀に、更造㆓齋宮於小山田邑㆒と云ひ、又皇后選㆓吉日㆒入㆓齋宮㆒、親爲㆓神主㆒

と見え、天武天皇七年御紀に、是春、將レ祠二天神地祇一、而天下悉祓禊之、竪二齋宮於倉梯河上一など有るは、神祇を齋かせ給ふ宮を云ひて、其の祭主の居を云ふには非ず、此の齋は、右に引ける天孫降臨章第二ノ一書に、吾兒、視二此寶鏡一當レ猶レ視レ吾、可下與同レ床共レ殿以爲中齋鏡上と見え、古事記にも、此之鏡者、專爲二我御魂一、而如レ拜二吾前一、伊都岐奉レと有る伊都岐にて、皇太神を齋き奉る宮と申す義なり、萬葉二（三十五丁）に、渡會乃、齋宮從、神風爾、伊吹惑之、天雲乎、日之目不令見、常闇爾、覆賜而、定之、水穗國乎と有るも、皇太神宮の御事を齋宮とは申せるなり、然るを、皇太神の御杖代と貢奉り給ふ齋王は、其の大宮の傍に御在し坐して仕へ奉り給へりし時は、磯宮と云ひてぞ、齋宮の名無かりし事、右に、是謂二磯宮一と有るにて知られ、又世記に、倭姫命、宇治機殿ノ磯宮坐給ヘリと有るを、殿合考證に、儀式帳所レ謂、齋內親王川原殿院、疑古磯宮之地と有るを以て曉る可し、然るに、其の磯宮と云ふも、上に引ける大倭本記に、一鏡者天照太神之御靈、名二天懸太神一也、今伊勢國磯宮崇敬拜太神也と有るを思ふに、磯宮と申せるも、五十鈴宮の御事になむ御在し坐しける、然るは、五十鈴宮と申すは、礒洲宮と申す事にて、賀茂川の事を、山城風土記に、石河瀨見小川と稱へ云へる如く、河洲の淸く潔き由を以て、磯洲川と云ひければ、何時しかと伊須受と云ふ事には轉り成れるなる可し、此を以て、五十鈴宮の御事を磯宮とも申せりしなりけり、然るを、古には、齋王は皇太神宮の大宮地に御在し坐して、別に宮地としても御在し坐さざりしかば、其の稱を別たずして、齋宮とも磯宮とも云ひけるを、皇太神を五十鈴宮と申すに就きて、其の川原殿を磯宮と稱け別けたる、此は倭姫命を崇す去りて後の事にも有る可くや、又世記に、大足彥忍代別天皇、庚寅歲、倭姫命、年既老而不能仕、吾日足止宣天、

云々、遣二五百野皇女一、御杖代と爲て、多氣宮造奉て、齋愼ミ令レ侍給と有るは、多氣齋宮の例なれば、此の時など
や、皇太神に齋愼しみ侍ひ給ふ意を以て、其の齋王の宮をも、齋宮とは申す御事には成れりけむ、（斯れば、皇太神
宮を齋宮と申すと、後に齋王の宮をも然申すと、其の名は同じき物から、齋き奉ると齋きせ給ふと、齋き奉らせ給ふ由
なると、其の意に自他の相違有る事なり、思ひ混ふ可からず、又五十鈴宮は、磯洲宮の義なるが、轉りて伊須受能宮
と云ひ、切めて磯宮とも申せるを、又世記の如く、倭姫命の御在し坐しし川原殿を、殊に磯宮と申せるは、其の五十
鈴川の清灑なる意を以て稱けたるなめり、偖、右に磯洲と云ふ磯は、字書に水中磧也と見え、韻會に、磧也、又大石
激水也と云ひ、磧は、活法に、水渚有レ石、沙漠曰レ磧と有りて、海にも川にも、水際に石の在る處を云ふなり、洲は、
和名抄に、水中可レ居者曰レ洲、和名須と、又御紀、萬葉等には渚の字をも作ける、其は咒部誌註に、水中可レ居曰レ洲。
小洲曰レ渚、又洲中有二草木一曰レ渚と見えたる是なり、倭姫命世記に、皇太神の大宮造の事を、今讀、倭姫命、副二大
幡主命、物部八十氏諸人等一、五十鈴原乃荒草、木根苅掃比、大石小石遣平氐、云々と有るをも思ひ合さば、磯洲原と
云ふ事も、（知られむかし、）又右に引ける拾遺に、仍就二於倭笠縫邑一、殊立二磯城神籬一、奉レ遷二天照大神及草薙劔一、令二皇
女豊鍬入姫命一奉レ齋焉と有るが如く、其の始二種神寶共に伊勢神宮に鎮り奉らせ給へるなり、若て其の御劔は、素戔
嗚尊の御靈になむ御在し坐しけるを、皇太神宮儀式帳に、此拝奧、天照坐太神、月讀大神二柱、所レ稱伊弉諾尊、伊
弉冊尊、其爲二夫婦一合所レ生神也、御形鏡坐と有るは、御形鏡坐と云へれば、皇太神の御上のみを申し奉れる状なれど
も、此に月讀大神の御生まれ坐せる御事までも並べ云へるは、剰物と謂ふべし、然るに、此の二大神の御名の共に出で

たるは、草薙御劒の並び坐しゝ御時の傳となむ聞えたるを、儀式帳の今と成りては、御鏡は尾張に御在し坐すが故に、其を並べ擧げずて、唯御形鏡坐と、皇太神の御をのみ申せるにて、右の前文は、已に傳六に云へるが如く、素戔嗚尊と月夜見尊とは異名同神に御在し坐す正しき證とも成るべき事なりかし、其の體に從ふ可き事を見出でたり、神名式に謂ゆる、丹後國加佐郡笶原神社は、風土記に、稱二眞名井原匏宮一と有る是なり、與主の[illegible]せられたる梁[illegible]銘に、崇神天皇卅九壬戌歲、使下豐鋤入姬命遷二天照太神草薙劒、月夜見命于此地一、以奉上レ齋一年三月癸、然後、鎭二其御鏡代一、又遷二與佐郡九志渡島一以奉レ齋、此時始行二與佐郡名一焉と所見たるは、倭姬命世記に、同年三月三日、遷二幸但波之吉佐宮一と有る、此時の御事なるが、其の天照太神と申すは、例の御鏡なり、次に草薙劒、月夜見命と有るは、草薙劒は月夜見尊の御佩なる由にて、儀式帳の文、此を以て解くべき事なりかし、倩、景行天皇四十年紀に冬十月壬子朔癸丑、日本武尊發路之、戊午、枉二道拜二伊勢神宮一、(中略)於是、倭姬命、取二草薙劒一授二日本武尊一曰、愼之莫レ怠也(中略)と所見たる、此の御時よりぞ、別れ放らせ給へりける、然れば、高天原に事始まりて、高千穗宮より以降、日嗣御世まで、本よりの任に、鏡劒の二種共に相並ばせ御在し坐しけるを、其の六年己丑より、垂仁天皇二十五年丙辰まで、凡そ八十八年の間は、鏡劒二種共に處々に御遷行坐々けるを、其の翌二十六年丁巳に鎭り定まり給へるより、日代宮の四十年庚戌まで、凡そ百十四年の間、鏡劒共に五十鈴宮に御在し坐しけるを、其の劒をしも、日本武尊に授けさせ給へる事、此も亦皇太神の大御心ならずば、倭姬命の私に行はせ給ひ難き御事になむ有りける、但、熱田太神宮縁起に、熱田太神一座、在二尾張國[illegible]松姤島千竈[illegible]、合祭神一座[illegible]、相殿神三座日本武

尊、宮木造命、建日咩命、凡存二座神一、次第割レ上、同時設二別高座一、以レ西爲レ上、于レ東次第爲、元是二座也、至二于淨御原朝御世二三所、但相殿之内、一禰宜別坐奉と有りて、元是二座也と云へるも、合祭神一座を素戔嗚尊と所見たれば、其の始は草薙劒を一座として、天照大神を祭れるなり、然るを、此は本、素戔嗚尊の御靈物なるを以て、更に祭り加へられたるなめり、又同記に、景行天皇四十三年、一云四十九年、己未經二營大宮一、又殿内合二祭素盞嗚神一、分二二種寶物一者、以二靈寶之御宮一、云々と有り、二種寶物とは鏡と劒との二を合せ云ふなり、猶其の委しき事は、寶鏡出現章に就くべき事なれども、此は因に云ふのみ、）神名式に、伊勢國度會郡太神宮、（相殿坐神二座、並大、預二月次新嘗等祭一）と見え、伊勢太神宮式に、太神宮三座、（在二度會郡宇治郷五十鈴河上一）天照太神一座、相殿神二座、禰宜一人、（從七位官）大内人四人、物忌九人、（童男一人、童女八人、）父九人、小内人九人と所見たり、伊勢太神宮と申す例は、古事記、水垣宮段に、豐鉏比賣命者、拜二祭伊勢大神之宮一也と有るは、此の時は、未だ伊勢に鎭り坐らせ給はざりし以前の事なれば、後の事を始に回らして書かれたるにて、其の玉垣宮段に、倭比賣命者、拜二祭伊勢大神宮一と有る、此なん正しく其の始なりける、其の日代宮段、倭建命の東征の所に、故受レ命罷行之時、參二入伊勢大御神宮一、拜二神朝廷一と見え、皇極天皇四年御紀、持統天皇六年御紀等には、唯に伊勢大神と出でたり、當年、月次等の祭詞に、辭別、伊勢爾坐、天照太御神能大前爾白久、云々とも見ゆ、又景行天皇四十年御紀、仁徳天皇四十年御紀、天武天皇四年又朱鳥元年御紀、及古事記玉穗宮段には、伊勢神宮と書かれ、又景行天皇四十年御紀には、其の伊勢を除きて、唯に神宮とも載せられたり、本朝事始に、神宮以二伊勢神宮一爲二濫觴一也、但御鎭座以後、有二神宮之號一也、安人

御鎮座之日記日、成務天皇三年癸卯九月十一日、定二太神宮之御事一、亦豐受神宮之御事者、垂仁天皇二年己巳九月十六日と所見たるなり。○太神宮とも、唯に神宮とも受張りて申すは、此の伊勢太神宮に限り奉る事にて、餘には、且て其の例なき御事なり。古語拾遺に、天照太神者、惟祖惟宗、尊無二、因自餘諸神者、乃子乃臣、孰能敢抗と有るが如く、天下に無二く尊く御在坐す神なる御事、申すも更なり。（かし）儀式に有に謂ゆる、祈年、月次祭祠に、皇神等の見霽志坐四方國者、天の壁立極、國の退立限、青雲の靄極、白雲の墜坐向伏限、青海原者、棹柁不干、舟艫の至留極、大海に舟満都々氣弖、自陸往道者、荷緒縛堅弖、磐根木根履佐久彌弖、馬爪至留限、長道無間久立都々氣弖、狭國者廣久、峻國者平久、遠國者八十綱打掛弖、引寄如事、皇太御神の寄奉者、荷前者、皇太御神の大前に如横山打積置弖、残をば、平聞看。又皇御孫命御世乎、手長御世と、堅磐に常磐に齋奉り、茂御世に幸閉奉故、皇吾睦、神漏伎神漏彌命と、宇事物頸根衝抜弖、皇御孫命の宇豆の幣帛乎、稱辭竟奉くと宣ふと所見たる、此を以て、皇太神の皇御孫尊を守り奉らせ給へる御事の大概は、伺ひ知り奉られたり。此を以て、其の御威稜の廣く厚く御在しまする御事は、申すも事も有にたれども、近くは建暦御記に、凡禁中作法、先神事後他事、旦暮敬神之叡慮、無懈怠、白地以其神宮并内侍所方、不為御跡、萬物出来、必先置[illegible]、[illegible]之云、云々、自余是後人亦、所不行[illegible]、云々、自神代神宮、如神宮本朝、[illegible]也。[illegible]同伊勢、往昔同殿同床之間、主上、朝夕不離御本身、仍宮中[illegible]皇御守、歴代別殿、即温明殿（下略）と所見たるは、其の御寫の長所に御在しまして[illegible]たるが、其の御威稜など

神宮に准らへて行はせ給ふ事、右の如し、此を以て、神宮の御崇敬の、又格別に渡らせ給へる御事を伺ひ奉る可きなり、但、右の垂仁天皇御宇と有るは、江家次第に然記せるを承けさせ給へる御誌なり、本朝事始に、崇神天皇六年己丑、始制_二温明殿_一、以_二三種之神器_一、安_二置此殿_一、後代之内侍所、以_二右之温明殿_一、爲_二之始_一也と有るは、上に引ける前記の文に合へるを以て知るべし、鈴、其の賢所の御事は、傳三十、八咫鏡の下に注し申す可きなり、（江次第に、垂仁天皇御世、始御_二別殿_一と有るは誤なる事、右に云へるが如し、倚、温明殿は、如何に誤なるにや、此の御紀の通證にも賢所と書きせ給ひ、又上に引ける天徳御記には、威所と作かせ給ひ、又或は畏所と書けるなど、後の崇神天皇六年御紀に、然畏_二其神勢_一、共住不_レ安と有りて、其より別殿に出し奉らせ給へるなれば、神威を畏み奉らせ給ふ所と云ふ意と聞ゆれば、温明殿と云ふ字は後の事にて、其の唱は賢所なる可し。）如此く、御歳殿の御事、天下に比類無く御在し坐すなるに、皇太神の五十鈴宮に鎮り坐り給へる、垂仁天皇二十六年丁巳より、四百八十年を經て、雄略天皇二十一年丁巳冬十月に、御夢の御事御在し坐して、翌二十二年戊午秋七月七日、豐受太神を、外宮の度相に遷し奉らせ給ひ、此より、伊勢兩宮と申し奉る御事なり、其の事件は、等由氣宮儀式帳に、天照坐皇太神云々、爾時、大長谷天皇御夢爾、誨覺賜久、吾高天原坐弖、見志眞岐賜志處爾、志都眞利坐奴、然吾一所耳坐波甚苦、加以、大御饌毛安不_二聞食_一坐、故爾、丹波國比治乃眞奈井爾坐、我御饌都神、等由氣太神乎、我許欲止誨覺奉支、爾時天皇驚悟賜弖、即從_二丹波國_一令_二行幸_一弖、度會乃山田原、下石根爾宮柱太知立、高天原爾知疑高知弖、宮定齋仕奉始支、是以御饌殿造奉弖、天照坐皇太神乃、朝乃大御饌、夕乃大御饌乎、日別供奉と見えたる、此の御饌都神と申すは、傳十七に已に注へる如く、

御饌處神と申し奉る御事にて、即ち天照坐皇太神の大御饌を、調へ備へ奉らせ給ふ意の御名になむ御在し坐しける、若て其の御饌處と申すは、右に謂ゆる御饌殿の御事なり、其は、儀式帳に載する大同本紀にも、雄略天皇御宇ニ給ス、云々、即度會乃山田原ニ、荒御魂宮和御魂宮造奉テ、令ニ鎮リ坐ニ、其宮之内、長御饌殿ヲ造立テ、其殿内ニ、天照坐皇太神御坐奉ニ東方ニ、止由居大神御座奉ニ西方ニ、又御伴神三前御坐下奉テ、大佐々命ヲ定奉テ、授御日ヲ、従奉始、神主等労作テ、抜穂ニ抜テ、神主乃女子等、未ダ夫嫁ヌ、物忌ニ定テ令ニ炊、最持云々、毎日朝夕ニ供奉と見え、又諸雑事記に、雄略天皇即位二十一年、(丁巳)天照坐伊勢太神宮ヨリ禰宜ニ託宣給、我御食津神ハ、坐ス丹波国與謝郡眞井原ニ、早奉レ迎彼神ヲ、可レ奉ニ令ニ調ニ備我朝夕御饌物ニ也、託宣賜既了、仍従ニ眞井原ニ奉レ迎テ、伊勢国度會郡沼木郷山田原宮仁奉ニ鎮給倍利、今號ニ豊受太神宮ニ是也、云々、即依ニ託宣ニ、豊受神宮之艮角、造ニ立御饌殿ヲ、毎日朝夕御饌物調備、令ニ捧ニ令レ参ニ向太神宮ニ、云々、彼天皇即位二十二年(戊午)七月七日、豊受神宮ヲ奉レ迎也と見えたる、此を以て、御饌都神と申すは、皇太神の大御饌に仕へ奉らせ給ふ御職掌を以て、負ひ持たせ坐する御名に御在し坐すぞかし、但し如レ此云ふ時は、其の大神はしも、甚く品劣らせ給ふ如く思ふ輩も有りぬ可けれども、其は申すに俗意なり、天照皇太神御身自ら聞食す大御饌の事は、其の神をして調へ奉らしめむとこそ乞はし給へれ、事記にも、其後、太皇神宮中御託宣偁、我祭奉仕之時、先可レ祭ニ豊受神宮ニ也、然後我宮祭事可ニ勤仕ニ也ト、有ニ左如ク、先ヅ其の神を令レ祭給へる、此の事を以ても、皇太神の、殊に重みし崇めさせ給ふ大神に御在しまし事を明らむ可きなり、又五十鈴宮と相並ばせ給ひて、伊勢両宮と具さへ奉らせ給へるなど、少しきの御事には御在しまさぬ由なり、神名式

に、伊勢國度會郡度會宮四座・(相殿坐神三座、並大、月次、新嘗)太神宮式に、度會宮四座、(在二度會郡沼木鄕山田原一、去二太神宮一西七里一)豐受太神一座、相殿神三座、禰宜一人、(從八位官)大内人四人、物忌六人、父六人、小内人八人と所見たり、(偖、右の雄略天皇の御夢に諭し奉らせ給へる御事は、儀式帳、大同本記、雜事記共に合へるを、世記又上代本記を始て、神宮の諸書に、倭姫命の御夢に誨へさせ給ふ事に取り換へたるは、外宮神人の、心有りて私に設けたる說なる可し、但、其の御時は、年月は、雜事記に、雄略天皇即位二十一年丁巳と見え、世記には同年冬十月と云ひ、上代本記には冬十月朔と有れば、三共に合へり、若て、其の翌戊午年七月七日、御遷座の御事は諸書共に同じ事なり、偖上に云へる如く、皇太神の五十鈴宮に御遷座の年は、垂仁天皇二十六年丁巳にして、其の御饌都神の御事を乞はせ給へるも、雄略天皇二十一年丁巳なり、今予が、其の伊勢崇祕太神の御事實を明らめて、此の寶鏡開始章の傳を仕へ奉れるも・安政四丁巳年なり、然るに、此の伊勢太神の御事を・斯く傳し仕へ奉る事は、七月の朔日なるも、竊に奇しみ思ひ惑くる事無きには非ざるぞかし。) 其より以降、伊勢兩宮と申して、相等しく崇敬ひ會釋ひ聞えさせ御在し坐して、兩宮の御事と申せば朝家の大事として、二無き大御政に物爲させ給ふ、世降りての書ながら、中右記に、天永二年三月四日、早旦、祭主三位來云、去十一・二月間、内外心御柱、依二日時勘文一奉二改立一了者、是朝家大事、無二事障一了、誠可二謂悦一也(下略)と所見たる是なり、斯計の御事に御在し坐すが故に、神宮正遷の年には、内裏の御造營をすらに、憚り奉らせ給へり、同記、永久二年八月六日、於二院御所一、被レ議二内裏造營一條に、今年伊勢内宮正遷宮也、又明後年外宮正遷宮也、然者、明年、其隙可レ被二作歟、往年、伊勢遷宮之間、内裏雖レ有二造

營例、猶於正遷宮者、尤可有憚也、人々被同此旨と有る程の御事に御在し坐すめり、又長秋記に、長承三年六月二十一日、按察使語云、明日可有使議事、朝家大事必可参、豐受太神宮、上宮、彼外宮地主也、然而、年來無頒官幣、而今度准七所別宮、可頒官幣之由、自本宮依申請、已蒙裁判、仍重申請云、御殿元高五寸尺也、准七所別宮、毎年荷前幣物、可納御殿内也、件幣物、二十年遷宮外、無取出事者、不大造尽御殿、件物無可置之處者、准内宮荒祭外宮高宮等、可被造此御殿一丈五尺、有何難哉云々、同宮自本東向也、而太神宮并七所神宮、皆南向也、今度准他社、可造南向歟、又件社未有鳥居、而内垣内無有鳥居之例者、今度可立鳥居、哉否事也、件之事可依使議也（下略）と見えたる、此は別宮の處分には有れども、神宮に拘はりたる御事なる故に、朝家大事とは云ふなり、又玉海に、承安五年改元、安元元年五月十二日庚時、中魁作、左少辨兼光來仰曰、太神宮事可計行之由、有法皇詔者、對曰、朝臣大事莫過神宮、故先代之上卿是國之重事也、云々と有る、朝臣大事とは人臣大事と云ふ事にて、神宮上卿に仕へ奉るを云ふなり、又玉葉に、建暦元年三月二十日庚戌、早旦、遣消息於頭辨許、辭神宮上卿事、其旨如左、一日仰下神宮上卿事、朝之大事、莫過神宮、故先代上卿、皆國之重臣也云々と有る、朝之大事とは、朝廷の大事と云ふに同じ、是を以て、神宮上卿の事を、恒例に任せて、重臣に被仰任る可しとなり、○但、寛平五年三月二日太政官符に、二月祈年、六月、十二月月次、十一月新嘗祭者、國家之大事也、云々と云ひ、同六年十一月十八日太政官符にも、寛、奉幣物、國之大事、莫過祭祀と有りて、年中四箇度の祭事を以て、國家之大事、國之大事とも云へるを、神宮の御事には、朝家大事、又朝之大事、又は朝臣大事とも云ふ

事たるが、少かれ心ばへの異なる所有る可し、然るは、右の二月祈年、六月十二月月次、十一月新嘗等祭は、神宮を始め奉り、遍く天下の諸社に官幣を奉らせ給ふ大御政にし有りければ、遍く天下の諸人の上に追係れる大事と云ふ事にて、國家之大事とは云ふなり、然るに、神宮の御事は、太神宮式にも、凡王臣以下、不レ得ニ輙供ニ太神幣帛一其三后・皇太子、若有ニ應レ供者一、臨時奏聞とも有りて、遍く天下の預らぬ事なるにて、朝廷御一己にて執り行はせさせ御在し坐す大御政なる故に、朝廷の大事と云ひ、又其を奉り行ふ人の上にも、其の意にて朝臣の大事とは云ふなりけらし、）又貞觀二年十一月九日太政官符に、不レ可レ割ニ取伊勢太神宮神戸百姓一、云々、望請、件太神宮封戸丁、雖レ有ニ餘剩一、永無ニ減省一、以供ニ神宮一、請ニ官裁一者、右大臣宣、奉レ勅、凡太神宮事、異ニ於諸社一、宜下依ニ延暦二十年四月十四日格一、永無中改減上、若有ニ乖忤一者、科ニ違勅罪一者と有るが如く、神宮の御事、一度奉らせ給ふ上は、追て減少の御例御在し坐さゞる、古よりの常典と聞えたり、中右記にも、保延元年六月一日癸卯、藏人辨送ニ消息一云、太神宮禰宜六人也、番使繁多也、今可レ被レ加ニ一人一之由、祭主卿所ニ申請一也、可ニ量申一者、予申云、件禰宜本數僅二人也、如レ此申請時、被レ加常事也、祭主申請者可レ被レ加也、就レ中、太神宮事、有ニ增加例一無ニ改減一、然者被レ縮何事之有哉、四日、藏人辨示送云、外宮禰宜、今一人被レ加申請也、可ニ量申一也、予申云、內宮已被レ加了、外宮申頗有ニ其理一、申レ可レ被レ加者と見え、吉部秘訓抄にも、産穢、神宮忌三十日、問條日、建久三年七月二十五日同記云、權辨（定經）示送云、一昨日罷ニ著行事所一、（役夫工米）又向ニ上卿源納言（通親）亭一、産穢、神宮近代三十日忌之由被レ申、仍相ニ尋本官之人等一之處、申條同レ前、今日可ニ參ニ入殿下一、於ニ門外一可レ申ニ入子細一之由存レ之、神事之法、有レ增無レ減、嚴重之條、不

レ可レ過ニ伊勢遷宮ニ歟、就中、連日罷ニ寄行事所一、致ニ沙汰之間、頗令ニ一重歟、又明後日奉幣、殿下御座混合候者、尤不審可レ依ニ時宜一之由奏了などゝ有りて、神宮の御事に於ては、有レ増無レ減の制度になむ行われける。一所ニ中右記に、長承三年九月十三日、關白殿給ニ御消息一云、自ニ内裏一被レ尋仰一云、伊勢正遷宮年九月十七日以前修ニ神事一、天永以來日出來一也、云々、其間被レ行ニ佛事若佛事一何、可レ被レ尋不ニ分明一也、但神今食齋中、被レ行ニ佛事一何樣之由、天仁例可レ申也、相准如何者、御旨如レ此、相尋可ニ參給一之狀如レ件、予進ニ返事一云、康平以來、九月十七日以前被レ用ニ佛事一者、不レ可レ被ニ佛事一候也、其故者、一度被レ行ニ佛事一不レ被レ留也、是有レ増無レ減之詞也、然可レ被レ立行、佛事不レ可レ候者、此間猶可レ被レ過候歟とも見えて、一度も行はれたる御事は、以來留められざる御法なりしこそ、神宮の御事には有れば、必ず二宮に申さしめ給ふ御例なり、中右記に、永久六年十一月十六日、今月朔日、假殿下[illegible]、今日火事之由依レ被レ申、有ニ奉幣使一、予得ニ其使一、仍午時參内之次、先參ニ院御所一、[illegible]之間、[illegible]候陣、臨ニ申魁一、右大臣被ニ示云、唯可レ被ニ申ニ下御在所一歟、尋ニ大内記宗光一之所、申云、[illegible]間、上下之間不ニ分見一如何、予申云、伊勢太神宮、一所有ニ事時一、必被レ申ニ二宮一也、其上[illegible]、今ニ上下共一之可レ被ニ申事也、重被レ尋ニ宮外記一之所、嘉承元年之例、上下共被レ申也、叶ニ理者一也、召ニ大内記宗光一[illegible]令ニ召一、則々可レ被レ申也、下社者、文事[illegible]、不レ可レ被ニ道理一之由也、上社者、下社之文事[illegible]、尤可レ然也、先々被レ申ニ時事一、有ニ宣命二通一、但於ニ年例事一、[illegible]年被ニ奉幣一者、二通テ中ニ上下社一也、今度可レ有ニ二通一歟、大内記召ニ草進一、（一ヘレ宮）有レ付、推見之後、被レ内ニ殿下一と見えたる、此[illegible]、伊[illegible]以て遷

らせ給へるにて、伊勢にて、一所御事御在し坐す御時は、必ず二宮に申させ給ふ御例を引かせ給へるなり、（又、下の中截の下に引ける雜事記天平三年六月十六日御祭に、一見鄕長足部島足が豐受神宮の邊に倒れ死にける時に、二宮の神主に中祓を科せられたるも、右の例なり、且右にも引ける同記に、「其後、皇太神宮、重ニ御託宣ー偁、我祭奉仕之時、先可レ祭ニ豐受神宮ー也、然後、我宮祭事可ニ勤仕ー也と有りて、皇太神宮を祭り奉らせ給ふには、必ず先づ豐受神宮を祭り奉る可く、掟させ給へれば、全く、皇太神の大御定になむ有りける、）其の御敬信の御事などは、申すも更なる事なれども、右に引ける建曆御記に載せさせ給へる、禁中作法に、「白地、以ニ神宮并内侍所方ー、不レ爲ニ御跡ーと所見たる、此の一事を以ても、其の御崇敬の譬しへ無く御在し坐す御事ぞ、大抵は伺ひ知り奉らるゝなり、但ン此は、上古よりの御作法にて、近く物に所見たるは、續古事談に、「白河院御前にて、爲隆事を奏しけるに、隨日棟の外に直なりて、頓さげに思し食したりけるを、此の次に、中文の有る限を奏して竟てむと思ひて、知らぬ貌にて申し居たりけるに、中文今五六道許りに成りて、院立たせ御在し坐むと爲けるを、爲隆見ぬ貌にて、祭主大中臣某讀申、請ニ天裁事ーと讀み聞せ參らせたりければ、太神宮の訴よなとて、返り居させ給ひにけり、其の力にて申し竟へてぞ出でにける、凡て簡様に押力有りて由々しかりける人なり」と有る、爲隆は、次に見えたる、防門左大辨の事なるが、神宮の御事とだに申せば、如此く恐み奉らせ給へる御狀にて、甚辱なき御事なり、又同書に、「堀河院在位の御時、防門左大辨爲隆職事にて、太神宮の訴を申し入れけるに、御笛を吹かせ給ひて、御返も無かりければ、爲隆白河院に參りて、内裏にて御物氣起らせ御在し坐したり、御祈始る可しと申しけり、院驚かせ給ひて、内裏に問はせ給ひければ、然る事夢

にも侍らずと申しけり、怪しみて篤隆に御尋有りければ、其の事に侍り、一日、太神宮の訴を奏聞し侍りしに、御笛を遊ばして勅答無かりき、是御物氣などに非ずば、有るべき事に非ずと思ひて申し侍りしたりと申しければ、院より内へ其の由申させ給ひけり、御返事には然る事侍り、又唯事には非ず、笛に秘曲を傳へて、其の曲を千遍吹きし時、篤隆參りて事を奏しき、今千遍に成りたりければ、吹き竟へて云はむと思ひし程に、尋ねしかば、罷り出でにき、其を然申しける、甚辱かしき事なり、とぞ申させ給ひける とも有り、又通海參詣記に、後鳥羽院御遊の内に、神宮の解状到來の間、按察使光親卿、故實を存じ、機嫌を顧みず奏聞の所に、逆鱗の氣色有りて入らせ給はむと爲けるに、二所太神宮注進言上すと讀み申しければ、寢殿立ち直りて被聞食ける、臣も公平を存して私を忘れ、君も敬神の御心深く侍りけるにや、嘉しくこそ承給はれ と有るなど、斯る例猶多かり貴可き事なり、神宮御崇敬の御事に於ては、吾上の御愼しみ御在し坐す事、右の如くなるを以て、今其の御事を申し奉るにも、必必す可き者なりかし。（右の、白河院天皇、堀河院天皇、後鳥羽院天皇など主杯は 共に値たかなる佛天子の如く、世には申し奉る事たれども、右等の御敬信の深く御在し坐すを以て思へば。佛は唯其の世俗の流行物たるに依りて、實は大御心に、有の如くなき御在し坐しける、偕、右の白河院天皇の御事に就きて思ひ出でたり、神名式なる、大和國山邊郡石上に坐す布都御魂神社、名神大、月次相嘗新嘗の相殿に、後に其の天皇の御靈をも合せ祀り奉る由、其の古記に所見、又鳥羽院天皇御靈の事は、筒岡八幡宮末社攝社等に、一条、県、神宮社の事、後鳥羽院御靈、寶治元年丁未自御以後、九年二月廿五日奉を勧請、嘉禎元年乙亥二月二十二日、於隱岐國途島崩御、年御齡六十と見えたり、右の故事を今記

し給へて、儀りに俗く所思る任に、其の御在所を今云ふ〕右等は、近古の物に見えたる故事にこそ有りけれ、上古は、猶其よりは勝りて、御崇敬も深かりけらし、罪咎有りて刑罰はるべき者も、神宮に参入る時は、免させ給ふ御制などもや有りけむ、仁徳天皇四十年御紀に、納雌鳥皇女欲為妃、以隼別皇子為媒、時隼別皇子、密親娶、而久之不復命、(中略) 爰天皇、知隼別皇子密婚、而恨之、然重皇后之言、亦敦干支之義、而忍之勿罪、俄而隼別皇子、枕皇女之膝以臥、乃語曰、(中略) 天皇聞是歌、而勃然大怒之曰、朕以私恨不欲失親、忍之也、何覺矣私事將及于社稷、則欲殺隼別皇子、時皇子率雌鳥皇女、欲納伊勢神宮而馳、於是天皇聞隼別皇子逃走、即遣云々曰、追之所逮即殺、(中略) 爰雄鯽等知免、以急追及于伊勢蔣代野而殺之と見えたる、此の欲納伊勢神宮には、神境を犯して、刑官の入る事能はざる御定有り、又罪有りと雖も、神地に納る者は、免して指し置かせ給ふ御存想に匿ひ御在し坐す公法を知りて、逃げ出でさせ給へるが、天皇も、其の神宮を指し給ふ事は所知食ざりし故に、追及て令殺給へるにて、甚逆隠しき事なりと雖も、當昔、斯る例幾許も有りしかば、神宮に納らむと為させ給へるなり、但此も、掛まくも恐き朝廷の御事なれば、格別きを、猶餘社にても必ず然有りけらし、雄略天皇三年御紀に、阿閉臣國見、(亦名、磯特牛) 譖栲幡皇女與湯人廬城部連武彦曰、武彦汙皇女而使任身、(湯人此云臾衞) 武彦之父枳莒喩聞此流言、恐禍及身、誘率武彦於廬城河、偽使鸕鷀沒水捕魚、因其不意而打殺之、天皇聞、遣使者案問皇女、云々、得皇女屍割而觀之、腹中有物如水、水中有石、枳莒喩由斯得雪子罪、還悔殺子、報殺國見、逃匿石上神宮と有るは、廬城部連枳莒喩、其の子武彦の仇國を報殺したれども、

其罪の身に及ばむ事を、懼れて石上神宮に逃げ入りたりしを、公よりも強ひて探し索めさせ御在し坐さゞりけらし、
枳莒喩を追捕し給はざる趣なり、延暦二十年五月太政官符に、又祝禰宜等、與レ人鬪打、及有ニ佗犯事一、須ニ科決一者、
先解ニ其任一即決罰と有りて、神社に仕へ奉る神人と雖も、其の任を解かれざる間は、決罰はせ給はざる御定なるを以
て、古の御有狀を知るべくなむ、然るを、中古より、此の事寺家に移りて、神宮には此の古法廢れたり、（若此く、
神宮に在りし事の、僧徒に移れるは、彼等に被レ掠たりし者なり、中古以來、少か罪有る者も、刑を恐れて寺家に入
れ、圓頂に成れば、刑を加へざるなど、全く神宮の法を取れるなり、刑部省式に、僧尼犯レ罪應レ訊者、皆據ニ衆證一定
レ刑、不レ須ニ捶栲一者と有るなどは、神家に在るべき事なるを思ふ可し、其は、通證に、後漢三韓傳曰、諸國邑、各以ニ
一人一主ニ祭ニ天神一、號爲ニ天君一、又立ニ蘇塗一、建ニ大木一、以懸ニ鈴鼓一、事ニ鬼神一、其南界近レ倭、註引ニ魏志一曰、諸國各有ニ
別邑一、爲ニ蘇塗一、諸亡逃至ニ其中一、皆不レ還レ之、蘇塗之義、有レ似ニ浮屠一、海東諸國記曰、對馬島南北有ニ高山一、皆名ニ天
神一、俗尚レ神、家々以ニ素饌一祭レ之、山之草木禽獸、人無ニ敢犯者一、罪人走入ニ神堂一、則亦不ニ敢追捕一と見えたる、一は
韓地の風俗、一は對馬島の事なれども、其の習俗等しきを以て、古の神宮の狀をも思ふ可し）故其の伊勢の名義は、
神武天皇御紀歌に、伽牟伽筮能、伊齊能于彌能[illegible]傳に云ふべし、崇嚴を[illegible]と讀める古言にて、[illegible]の
下に註せり、崇字は、上に引ける大倭本記に、今伊勢宮崇稱拜大神也と有るが如く、崇嚴の意に用ひたる字な
り、祕字は、[illegible]意を取れり、借如此く、崇嚴に[illegible]、所祭に當て被用たるは、後世にては、神寶を[illegible]
る方を主と云へるを、神宮にて、神寶を持ち齋き奉り仕給ふ、大御鏡はしも、措きて可畏き日大神の、日御[illegible]

の寶鏡を奉傳し奉らせ給へる御時に、吾兒視二此寶鏡一、當下猶レ視レ吾、可三與同レ床共レ殿、以爲二齋鏡一上と宣給ひて、皇太神の御靈實を仰ぎ見奉らせ給ふが如く、同大殿の内に大坐々しめ奉り給ふ可き、天津御璽の寶鏡に御在し坐すが故に、深く崇敬び奉りて、敬戴め奉らせ給ふ意味にし有りければ、崇祕の字は、神靈に就きて書けるにて、甚能く當れるなり、（此に、此の書宮の御事をしも、斯まで長々しく記せ奉れる事には有れども、此は唯、伊勢崇祕之太神也と云ふ事のみを、僅に説けれるにこそは有りけれ、伊勢太神宮の御事の委細きには、猶千重の一重にも及ばざりけり、故に天孫降臨章第一一書、第二一書、又崇神天皇六年御紀、垂仁天皇二十五年御紀の傳を始として、所々因々に又云ふべし）

已而科二罪於素戔嗚尊一、而責二其祓具一。是以有二手端吉棄物、足端凶棄物一。亦以レ唾爲二白和幣一、以レ洟爲二青和幣一。用レ此解除竟、遂以二神逐之理一逐レ之。送糞此云二倶蘇摩屢一。玉籤此云二多摩倶之一。祓具此云二波羅閉都母能一。手端吉棄此云二多那須衛能余之岐羅毗一。神祝祝之此云二加武保佐枳保佐枳一。遂之此云二夜羅賦一。

此解除の大旨は、傳十七に已に委しく説き註せるを、右の正書と此と大凡の旨は同じくして、又少か物に依りて精しき粗きと有るなり、此に、科二罪於素戔嗚尊一、而責二其祓具一と有るを、正書に、然後、諸神歸二罪過於素戔嗚尊一、而

科レ之以二千座置戸一、遂促徴矣と有りて、其の方委曲なるに似たり、然れども、此の祓具に其の千座置戸に置くべき器
にして、上に載する物を云ふと、下に敷く臺を云ふと、其の事同じからざれば、左に照し考へて読る可き所なるな
り。其の祓具と云ふは、次に是以有二手端吉棄物、足端凶棄物、亦以二唾爲二白和幣、以二洟爲二青和幣一と有る。此を云
ふ事、下に論へるを以て知るべきなり、正書には、唯に、拔二其手足之爪一贖レ之と有りて、其の吉棄物・凶棄物の稱無
きを、第三一書に、以二手爪一爲二吉爪棄物一、以二足爪一爲二凶爪棄物一と有るは、此ぞ其に其の正しきを得たり、と云ふべ
し、又右に云へる白和幣・青和幣等の、唾と洟より生れる物の稱は、甚だしくなむ有りける、又下に、遂
以二神逐之理一逐レ之と有るは、漢風めきて言精ノ聞ゆる事なれども、此は其の時の、其の理趣に就きて罪を云
ふにて、其に解除を科せたれば、其を罰ならず可き道に非す、神逐ひに逐ひ給ふ可き罪なる事をなん云ふにて、此ぞ八
百萬神等の議らせ給へる事を議せる所なれば、正書には諸神云々と云ひ、第三一書にも然見えて、古事記にも、八
百萬神共議、云々と有る、其の趣を取りて一字にて聞かせたる者なりければ、甚くあやまりて見ゆれども、然る
は、罪と云ふは物の帳目にて、其の神直なる正しき所を云ふ語にて有ればなり、此の故に帰れたる事は、千座置
戸の事なり、其は、正書に、遂促徴矣と云へる拔き給は、其の罪の料の、それ未だ
る事にて、能く其の味ひを知るべきなり、其の由は十七卷に云へれば、吉棄物・
凶棄物の二は、其は下に註へるが如く、其の祓解除と云ふは、罪穢の有るに就きて、
其の祓具を出して、其の罪過を祓ひしむるなり、善解除と云ふは、其とは異にて、中古に謂ゆる祈禳と云へるな

にて、此は然せる罪兒は無からむにも、神事に仕へ奉るには、先づ解除の事をして、家をも清め身をも清むると云ふなり、又其の罪兒有る人には、右の吉凶二祓を令行る例と聞えて、此に已に、手端吉棄物、足端凶棄物の御事御在し座し、又履仲天皇五年御紀に、車持君罪有りければ、則負悪解除善解除、而出於長渚崎令祓禊と有るなど是なり、又延暦二十年格に、承前神事有犯、科祓贖罪、善悪二祓、重科二一人と有りて、善悪二共に重ねて令行らるゝ由見え、皇太神宮年中行事、二月十一日條に、悪祓勤仕、次吉祓勤仕、御麻奉と有るが如く、先づ悪解除を成して罪過を祓ひ、次に善解除を行ひて家身を清むる事と所見たり、釋紀述義にも、凡解除之道、必有兩種、吉凶是也、吉解者是招吉事也、凶解者即除凶事、欲招吉事也、吉解者貴故用手爪、凶解亦賤故用足爪也、解除之道、闕一不可也、故欲用吉凶二解也と云へり、信に然る事なり、纂疏にも、右に據りて、手端吉棄物、足端凶棄物者、凡解除之事、有吉凶二道、吉招福、凶攘禍也、人之體、手貴足賤、故爲吉凶之棄物、即祓具也と書させ給へり、口訣にも、神道貴賤有、素戔嗚尊、以手足之爪、爲善悪之置戸、云々と所見たり、是の吉棄物・凶棄物、即ち悪解除・善解除の本是なり、（但、此の時の手足の爪は、吉棄物・凶棄物と成れゝども、今しも、解除に手足の爪を抜き棄てて、悪祓・吉祓成すには非ず、此の事に始まりて、悪解除・善解除と云ふ事の、出来起れる者と心得て有るべし）

○科素戔嗚尊、而責其祓具は、正書に、然後、諸神歸罪過於素戔嗚尊、而科之以千座置戸と有るに同じ、第三一書には、即科素戔嗚尊千座置戸之解除と所見たり、此の科の事、傳十七に云へり、○祓具此云波羅閉都母能と有る、此を天武天皇五年又十年の御紀には、祓柱と書きて、訓は右と同じく、波羅閉都母能と付けたり、又大

嘗祭儀には、祓物と書かれ、歌詞には祓草と云へり、大祓詞後釋に、「波良比は自ら為るに云ふ、波良閇は令ㇾ為の約りたるにて、人に為しむるを云ふ言ふて、自佗の違なり」と云はれたる、實に然る事にて、彼の伊弉諾尊のは、御自ら其の穢繁國の汚穢に觸れさせ御在し坐しゝ事を所思し坐して、拂ひ濯がせ給へるなれば、右に云はれたる波良比に當り、又此に素戔嗚尊の犯し給へる其の罪甚く大なりと雖も、御自ら其の罪に伏し給はざりけるから、傍より諸神の其の罪を徴りて、祓柱を令する所なれば、即ち此は波良閇の方なるなり、故に四神出生章第六ノ一書に、則往ニ至筑紫日向小戸橋之檍原ー、而祓除焉と有る祓除を、美曾岐波良比給布と訓み、其の第十ノ一書に、但親見ニ泉國ー、此既不祥、故欲ㇾ濯ニ除其穢惡ー、乃往云々、故還ニ向於橋之小門ー、而拂濯也と有る濯除を、須々岐波良波武と訓み、拂濯を波良比須々岐給布と有るは、御自ら為させ給ふ義を以て、波良比とは訓み來れるなり、如此く自ら祓ふと人に令ㇾ祓るとの差有るが故に、此に祓を波羅閇と注させ給へるは、甚く心を用ひさせ給へる者なりと知るべし、第三ノ一書に、乃使ニ天兒屋命、掌ニ其解除之太諄辭ー而宣ㇾ之焉と見え、古語拾遺に、仍解ニ除其罪ー逐降焉と有るなど、此の素戔嗚尊の罪除は共に波良閇なる事、右の祓具の注に依りて曉る可き者なり、此の事に限らず、六月・十二月晦日大祓などの如く、朝廷より令せて、天下諸國の為に物為させ給へるは、何れも此の波良閇の例なるにて、古語拾遺神武天皇段に、令ニ天種子命（天兒屋命之孫）解ニ除天罪、國罪事ー云々、其事具在ニ中臣祓詞ー と見え、天武天皇紀五年に、四方為ニ大解除ー、七年に、將ㇾ祠ニ天神地祇ー、卽天下悉祓ニ禊之ー、十年に、令ニ天下ー、悉大解除、朱鳥元年に、詔ニ諸國ー大解除など有る有なり、萬葉六（十九丁）に、右二年、菅根取而、之努布草、解除而益乎、十七（五十一丁）に 奈加等

壽乃、岐刀能里等其等、伊比波良倍と見え、古今六帖第一に、「六月の名越の波良閇爲る人は千歳の壽命延ぶと云ふなり」、後撰集に、六月祓しに河原へ罷り出で、月の明きを見て、「賀茂川の水上澄みて照る月を行きて見むとや夏波良閇する」、又後拾遺集に、六月祓を詠み侍りける、「思ふ事皆盡きねとて麻の葉を、切りに切りても波良閇つる哉」と有る、其の餘にも、夏祓、六月祓を云ふ祓字は、何れにも波良閇と訓める事常なれば、六月晦大祓は更なり、詞に、祓給へ清給事乎諸聞食止宣と有るは、中臣氏をして、令ゝ祓給ひ、令ゝ清給へる意なれば、即ち波良閇なり、拾遺集に、「底清み流るゝ川の清ければ祓ふる事を神は聞きなむ」六帖五に、「憂き人忘れなむとて祓ふれば身も潔く念無く戀こそ勝れ」など、布流、布禮とも活くを以て知るべし、然れども、神楽酒殿歌に、奈加等美乃、安末乃古須氣乎、佐紀波良比、伊能利志吉登波と見え、馬見神社正遷宮宣文に、伊都乃牟志呂止莇敷弖、天乃小菅乎遊伎掃比とも有る、此に波良比と有るは、其の解除を行ふ人の、自ら祓ひ爲る意を以て云ふなれば、右の令ゝ祓への例には非ずなむ有りける、(右の大祓詞の、祓給比清給事乎と有る事に就きて、後釋に、「此は上に大祓閇と有る祓は體に云へる言なり、祓給比と云ふは用言なる事卜よりなり、偖て、一二共に波良比と訓むか、波良閇と訓むか、百官男女に物を出させて、罪を祓はしむる方を以て云はゞ、波良閇と訓むべし、又百官男女に、各罪を祓ふ事なれば、廣く云ふ時は波良比と訓むべし、今は、廣く云ふ方に就きて、波良比と訓みつ、祓給は、朝廷より、此の事を爲て、百官の罪を祓ひ給ふなり」と有り、然許の説は有りながら、右の二を波良比と訓まれたるは、思ひ漏されたるなゝめり、然るは、右の大祓詞はしも、天下の人に、解除を成す儀式作法を示し給ふ命令の文なれば、波良閇なる可き事云ふも更なり、）偖其の祓具は、

解除に用ふる料理を擧べて云ふなり、此にては、次に所見れる、吉棄物・凶棄物、又白和幣・青和幣等なり、古事記訶志比宮段に、更取二國之大奴佐一、而種々求二生剝、逆剝・阿離・溝埋・屎戸・上通下通婚・馬婚・牛婚・鷄婚・犬婚之罪類一、爲二國之大祓一と有る大奴佐は、即ち右に謂ゆる白和幣・青和幣なる事、下に論ずるを以て知るべし、天武天皇五年御紀に、八月、丙申朔辛亥、詔曰、四方爲二大解除一、用物、則國別國造輸二祓柱一、馬一匹、布一常、以外郡司、各刀一口、鹿皮一張、钁一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束、且毎戸麻一條と有るは、當年十一月大嘗の大御政を執り行はせさせ給ふに就きての御事なゝめり、大嘗祭式に、凡大祓使者、八月上旬卜定差二遣左右京一人、五畿内一人、七道各一人一、下旬更卜二定祓使一差遣、左右京一人、五畿内一人、近江伊勢二箇國一人、在京諸司、晦日集祓、如二二季儀一と有るに當りて、此は清祓の例なり、又十年御紀に、秋七月戊辰朔丁酉、令二天下一、悉大解除、當二此時一、國造等、各出二祓柱、奴婢一口一而解除と所見たる、祓柱に奴婢一口を出せるは、不審しきに就きて思ふに、奴婢一口の代にて、其の輸す物を調ふる事と聞ゆれば、上なる五年の祓柱の料に當れるにや有らむ、又は、政事要略に載せたる多米連本系帳に、賜二天皇御命贖之政一と見え、其の系圖に、志賀高穴宮御宇云々、爾時天皇、御命贖人乎、四方國造等獻と所見たれば、右の國造等、各出二祓柱奴婢一口一と有るは、右の御命贖の人に當る是か、贖婢祇令に、凡諸國須二大祓一者、毎郡出二刀一口、皮一張、鍬一口、及雜物等一、戸別麻一條、其國造出二馬一疋一と所見たるに引き合せて考ふ可き事なり、（其は、孝徳天皇二年御紀に、凡仕丁者、改二舊毎三十戸一一人、而毎二五十戸一一人、以充二諸司一、以二五十戸一充二仕丁一人之粮一、一戸庸布一丈二尺、庸米五斗と見えたるを、賦役令に、凡正丁

歳役十日、若須收庸者、布二丈六尺、一日二尺六寸、云々、其丁起役之日、長官親自點檢、並閲衣粮、周備然後發遣、若欲雇當國郡人、及遣家人代役者聽之と有る、義解に、謂奴婢亦同也と有れば、此の正丁一人を、右に奴婢一口と出でたるにて、其の一人分の庸布の料を以て、右の祓柱の員數に代へ謝ふる事なる可し。）偖、其の祓柱を輸すに、大上中下の差等有り、但此は右の如く、天下のには非で、神事に預れる人の犯罪有るには、此を科せて令祓給ふ御政なり、其は類聚三代格に載れる延暦二十年五月十四日の太政官符に、定准犯科祓事、一大祓料物二十八種、（承前、悪祓料物、准此、重輸、今除一蔵、下條亦同）馬一匹、大刀二口、弓二張、矢二具、（以十隻爲一具、以上三種、並不限新舊、）刀子六枚、木綿六斤、麻六斤、庸布六段、鍬六口、鹿皮六張、猪皮六張、酒六斗、米六斗、稲六束、鰒六斤、堅魚六斤、腊六斤、鹽六升、海藻六斤、滑海藻六斤、食薦六枚、薦六領、坏六口、盤六口、楉十五把、（枚手六十枚料）匏四柄、楉四枚、（長各一丈）席一領、有闕忌營祭事、及同齋月中、弔喪問病、判署刑殺文書、決罰食宍、預穢惡之事者、宜科大祓、所輸雜物、其如前件、官人有犯、兼解見任、一上祓料物二十六種、大刀一口、弓一張、矢一具、刀子二枚、木綿三斤、庸布三段、鍬三口、鹿皮三張、酒三斗、米三斗、稲三束、鰒三斤、堅魚三斤、腊三斤、鹽三升、海藻三斤、滑海藻三斤、食薦三枚、薦三領、坏四口、盤三口、楉十把、（枚手料）匏一柄、楉三枚、（長各一丈）席一領、有闕怠新嘗祭・鎭魂祭・神嘗祭・祈年祭・月次祭・神衣祭等事、闕伊勢太神宮禰宜内人、及穢御饌物、并新嘗等諸祭齋日、犯弔喪問疾等六色禁忌者、宜科上祓、輸物如右、一中祓料物二十四種、刀子一枚、木綿一斤、麻一斤、庸布一段、鍬一口、鹿皮一張、酒一斗、米一

斗、稲一束、鰒一斤、堅魚一斤、雑腊一斤、塩一升、海藻一斤、滑海藻一斤、食薦一枚、葉薦一領、杯四口、盤四口、匏一柄、柏五把、（枚手廿枚料）楉一枝、（長各一丈）右闕怠大忌祭、風神祭、鎮花祭、三枝祭、鎮火祭、相嘗祭、道饗祭、平野祭、園韓神、春日等祭事、及物忌斤座御火炬、奸物忌女、觸穢悪事預御贖所、并忌火等祭齋日、陵祝禰宜及預祭事神戸人等犯弔喪問疾等六色禁忌者、宜科中祓、輸物如右、一下祓料物二十二種、刀子一枚、木綿六両、麻六両、庸布一段、鍬一口、鹿皮一張、酒四升、米四升、稲四把、鰒六両、堅魚六両、雑腊六両、塩四合、海藻六合、滑海藻六両、食薦一枚、葉薦一領、杯二口、盤二口、匏一柄、柏五把、（枚手廿枚料）楉一枝、（長各一丈）右闕怠諸祭祀事、及齋日陵祝禰宜並預祭神戸人等犯諸禁忌者、宜科下祓、輸物如右、以前被右大臣宣称、承前神事有犯、科被贖罪、善悪二祓重科一人、條例已繁、輸物亦多、事傷苛細、深損黎元、仍今強張立例如件、其殴傷若重者、祓浄之外、依法科罪、齋外闘打者、依律科決、不在祓限、又祝禰宜等、與人闘打、及有他犯事、須科決者、先解其任、即決補神戸百姓、有犯失者、行齋之年、決罰同法、今其奏状を聞、奉勅依請と所見たる、是れ大上中下と四等の祓法を定めさせ給ひて、其祓を輸さしめ給へる、闕怠なり、右の大祓の細注に、承前悪祓料物准此重輸、今除一祓、下條亦同と有るは、犯罪に依りて科するには、必ず善悪二祓共に、右の員数の如く、同じく重ねて令輸るを、今一祓を除かるるとなり、其は下に、承前神事有犯科被贖罪、善悪二祓、重科一人、條例已繁、輸物亦多、事傷苛細、深損黎元、仍今強張立例と有れば、右の如き犯罪有る者にも、悪祓の一を除きて、唯善祓のみの料を輸さしめ給ひて、其の祓物を減め、其の犯罪重く甚しきに至

りては、別に律に依りて科決なはせ給はむと成り、此より其の惡祓の事は停められて、決罰の事多く出來て、後には六月十二月晦大祭、又は神事の清祓などの如く、差せる事も無きに行はるゝ善祓のみ、盛に祓レ行るゝ事と成り以て來ぬる者なり、記傳三十卷に有の格文を引きて云く、有の內に大祓と有るは、大上中下と定められたる祓の品にして、國之大祓など云ふ大祓の謂には非ず、思ひ混ふ可からず」と云はれたり、心得置くべし、偖、有の大上中下の祓を料せらるゝ事は、公には然のみ罪と爲させ給ふ程の事には御在し坐さゞれども、神事を重みし給ふに就きて、其の祓を科せ給ふ者なり、律に死・流・徒・杖・笞の五刑を犯せるか、又は八虐故犯に非ざれば、六議に預かる限の人には、銅を令出て罪を贖はしめ給ふに同じ、然る時は、公事の贖銅は、神事の祓物に異ならざりける狀なり」）故に其の大上中下の祓を科せ給ふ狀は、四時祭式に、大祀・中祀・小祀の三等有る、其の大祀の違例には大祓を科せ、中祀の闕怠には上祓を科せ、小祀の犯罪には中祓を科せ、神戸百姓に事有るには下祓を科せらるゝ、大凡の御定なり、然れども、其は大凡の法にして、譬へば、大祀ならずと雖も、其の犯罪の重さには、大祓を科せらるゝ如き、時機の御政御在し坐す御事と所見たり、偖其の大祓を科せられたりし迹の、物に見えたるは、太神宮諸雜事記に、天平三年六月十六日御祭在、二見鄕長足部島足、參二入神宮一、而頓二霍亂一之間、於二神宮近邊一、個死、云々、仍宮司奏二上之一、因レ之度會郡大領神主乙丸、少領磯部宗連人丸等、科二大祓一と見え、類史に、弘仁七年六月丙辰、伊勢太神宮司、從七位下大中臣朝臣清持、有レ犯二穢幷行二佛事一、神祇官卜レ之有レ祟、科二大祓一解二見任一と見え、延長五年四月二十三日、太神宮北御門偸閇、竊盜參二入正殿一云々、即以二同年六月三日一、大宮司良扶幷宿直大內人物忌等合九人、令レ科二大祓一、解二却見任一、云

々、紀略に、寛弘七年九月二十五日庚子、大原野邊有葬送事、仍預等負大祓了と見えたる、此の三條は、大祀に預かる事ならざれども、神宮の御事又は大社の神地を穢し奉れるに就きて、大祓を科せ給へるなり、雄略天皇十三年御紀に狭穂彦玄孫、齒田根命、竊奸采女山邊小島子、天皇聞、以齒田根命、收付於物部目大連、而使責讓、齒田根命以馬八匹、大刀八口祓除罪過、と所見たるは、若くは、采女は、大嘗祭儀行立次第に、采女十人と有りて、大祀又神今食、新嘗祭等には、甚由事無き職なる事、中臣壽詞講義に註へるが如くなれば、其を犯せるを以て、祓を科せらるゝなる可し、馬八匹、大刀八口を令輸給へるも員數は違へれども、右の大祓の料物に似たり。（其の九年御紀にも、遣凡河内直香賜、與采女、祠胸方神、香賜與采女、既至壇所、及將行事、奸其采女、天皇聞之曰、祠神祈福、可不慎歟、乃遣難波日鷹吉士、將殺之と見え、十三年に、天皇使疑御田奸其采女、自念將刑而付物部と有り、其より以前にも、允恭天皇四十二年御紀に、宴新羅人、恒愛京城傍耳成山、畝傍山、則到琴引坂顧之、曰宇泥咩巴椰、彌々巴椰云々、時倭飼部從新羅人聞是辭而疑之、以爲、新羅人通采女耳、乃返之啓于大泊瀨皇子、皇子則悉禁固新羅使者而推問と有るなど、如此く采女の事に依りては、時々に然る御事共の聞在し事しけるなも、采女は、專ら神膳の事に仕へ奉る者なるに就きての御事と聞えたる。）上祓の祓物は、大凡大祓の半減に當れり、貞觀十年六月廿八日太政官符に、應科上祓、祈年、月次、新嘗祭不參、五畿內近江等國諸社祝事云々と有る、是なり、又貞觀式記に、伊勢太神宮神主、大小內人、物忌部等、諸祭之日、解怠違例、不從公之監祢宜、人與同宿往反、齋日犯弔喪問病等六色禁忌者、宜科上祓、云々と有るは、何れの御代の御定とも知ら

れざれども、右の官符に合へり、貞觀四年十二月五日太政官符に、應レ令レ科二淸路穢一并日以上穢六事不レ得ニ神祇官、備撿ニ案内、奉ニ伊勢太神宮ニ九月十一日神嘗祭、并二月四日祈年、六月十二月月次祭、及臨時幣帛使等、出ニ宮城之日、云々、今件等國頃年之間、不レ勞ニ祗承、不レ掃ニ汚穢、路頭多有ニ人馬骸骨、既見ニ穢惡、豈云ニ淸情望請、毎遣ニ件等祭使、依レ例令ニ國司一人祗承并掃ニ淸穢惡、若有ニ致怠、准レ闕ニ祭事、科ニ上祓ニ者、右大臣宣、依レ請とも見えて、元慶六年九月廿七日の格も同じ趣なり、齋宮式に、凡雜色人以上、與レ人鬪毆者、科ニ上祓ニと見え、春記に、長暦二年十一月十七日、豐受宮權禰宜季頼參上付ニ申文云々、禰宜等神事懈怠、仍可レ科ニ上祓ニ者と見えたる、以上は神宮の御事なり、又次に引ける延暦十一年三月十一日の太政官符に、高橋波麿、安曇廣吉二氏相爭ふに依りて、更有ニ勅判 上申之祓科ニ廣吉ニ訖と見え、淸和天皇實錄、貞觀七年八月十一日己未に、内膳典膳正七位下安曇部朝臣貞道、隱ニ匿司中人死之穢ニ、仍科ニ上祓ニと有り、又扶桑略記に、寬平三年八月五日下ニ宣旨於太神宮司ニ云々、宮司等以ニ六月、發死人事注進、因ニ之祓ニ祈中ニ於ニ宮ニ了云々、六月祭使時、當宮司良臣等科ニ上祓ニとも有るは、右の二條共に、官符に、穢御膳物ニと有るに依れる者なり、（臨時祭式に、凡祈年、賀茂、月次、神甞、新甞等祭前後、散齋之日、僧尼及重服奪レ情從レ公之輩、不レ得レ參ニ入内裏ニ、雖ニ輕服人ニ、致齋並散齋之日、不レ得ニ參入ニ、自餘諸祭、齋日皆同ニ此例ニと見えたるは、常を云ふにて、其に反へれば、上祓を科せらるゝ事、官符に引き合せて知るべきなり、太神宮式にも、凡祈年、月次祭使參入者、太神宮司、卜部、祗候多氣河解除ニ、若有ニ闕怠、奪ニ其衣服ニと有るは、解除の闕怠なる故に、上祓には至らざれども、其の衣服を奪はしめらるゝは、此も祓を科する例なり、）中祓の料物は、大凡右の

上祓の三分の一に當る可し、右に云へる延暦十一年三月十一日太政官符に、神祇官、定₂高橋、安曇二氏、供₁奉神事御膳₁、行₂先後₁事、右被₂右大臣宣₁偁、奉レ勅、如レ聞先代所レ行神事之日、高橋朝臣等立レ前供奉、安曇宿禰等更無レ所レ争、（中略）至₂于寶龜六年六月神今食之日₁、安曇宿禰廣吉、强進前立、與₂高橋波麻呂₁相争、挽₂却廣吉₁、事之後、所司科レ祓、于レ時波麻呂固辭、無レ罪何其償レ祓、者上聞、更有₂勅判₁、上中之祓科₂廣吉₁云云、下略と有る上祓は、二十年官符に、穢₂御膳物₁と有るに當り、中祓は獨₂穢惡事₁、預₂御膳所₁と云ふに當れり、如此く、其の犯甚しき時には、二品の祓を科せらるゝ例と聞えたり、又上たる大祓條に引ける雜事記に、度會郡大領神主乙丸、少領神主宗達人丸等者、科₂大祓₁と有る並びに、太神宮禰宜神主野守、豐受神宮禰宜神主安丸等者、科₂中祓₁と見えたるは、郡司は其の郷長の領うる司なる故に其罪重く、次に豐受神宮の事に共に太神宮禰宜の罪を蒙りしは、上に所謂る、一所事有れば二宮共に係列ふ例に因れるなる可し、又雜事記に、延喜十七年四月十三日、修行僧寄₂宿於高原宮御前₁之間其中一人頓滅已了、仍番直內人五人進₂怠狀₁、即科₂中祓₁、云々、又右の大祓條に擧げたる、延長五年四月、豐受宮に參入れる度に、至₂于權大司坪井少司禰宜從五位下神主勝世等₁科₂中祓₁、猶又齋宮寮式に、凡、寮官諸司、及宮中男女、修₂佛事₁和₂姧寄婚₁者、科₂中祓₁とも所見たり、（右の和姧寄婚は、官符に、姧₂物忌女₁と有るにたり、右に引ける雄略天皇御紀なる、齒田根命の、采女を犯し給へるは、寄婚なれば、中祓に當る可きを、采女は天皇に仕へ奉る者なる故に、大祓に當る程の物を輸さしめ給へるなめり、）下祓の料物は、大凡中祓の三分の一に當りて、大祓料に計較れば、其の十五分の一程の量なり、此には慥に行はれたる迹も見えざるは、其の祓の小さく輕きが故なめり、官符に、右

闕二怠當祭神事一、及有レ殴二詈國宜并預レ祭神戸人一と有りて、物に其の例見えざれども、弘仁二年九月甲寅太政官符に、應レ令二神戸百姓修一理神社一事・右奉レ勅、諸國神戸、例多二課丁一、供神之外不レ赴二公役一、宜下役二其身一修中理神社上、且修且致二大損一、國司毎年巡二檢修造一、若不レ遵改更致二破怠一者、隨レ狀科祓云々、又寛平五年三月二日太政官符に・應下殊加二修養一敬中祭四箇祭上事、右檢二案内一、二月祈年、六月十二月月次、十一月新嘗祭等者、國家之大事也、云々、特致二潔齋一、慎令二祭祀而敬一惟其簡、偏非二如在一云々、祭禮之日、必致二齋敬一、若祭事不レ慎、監察有レ怠者、宮司處二之重責一、神主禰宜祝部等、科レ祓解レ職、一如二貞觀十年六月八日格一、曾不二寛宥一など有るは、諸國神社の事なれば、此の下祓の例なる事、云ふも更なり、偖、履仲天皇五年三月御紀に、於二筑紫一所レ居三神、見二于宮中一言、何奪二我民一矣、吾今慚レ汝、於是、禱而不レ祠、（中略）冬十月甲寅朔甲子、葬二皇妃一、既而天皇悔下之不レ治二神祟一而亡中皇妃上、更求二其咎一、或者曰、車持君行二於筑紫國一、而悉校二車持部一、兼取二充神者一、必是罪矣、天皇則喚二車持君一、以推二問之一、事既實焉、因以數之曰、爾雖二車持君一、縦檢二校天子之百姓一、罪一也、既分二寄于神祇一車持部兼奪取之、罪二也、則負二惡解除・善解除一、而出二於長渚崎一令二祓禊一、既而詔之曰、自レ今以後、不レ得レ掌二筑紫之車持部一、乃悉收以更分之・奉二於三神一と有る此は、下祓の例には非ざる事なるが、官符の中祓にも神戸人を陵つをだに罪として、祓を科せ給ふ御定なれば、其の神戸の民を奪ひ取れる罪は、何許の大たる祓を科せらるとも、飽き足るまじかりければ、此は、事の因に引けるのみ、（此は亂世の武士には殊に多き事にて、珍らしからざる事なれども、世治りて後にも、神祇を蔑如し奉りて、其の神地を狭め、神戸の人等にも課役を多く充て、其の祭祀を闕怠しむる領主地頭も多在りと聞

くは、其れ若し實ならば、千座置戸の祓具を徴るとも贖ひ得まじき大罪になむ。）故に、右の大上中下の祓に就きて物を令₂輸納₁へるは、此に謂ゆる祓具の事にして、其は此の解除を成し行ふとて、神に奉る物は更なり、其の祓場にて用ふる限り、凡ての調度までを係けて云ふ事、右に引ける天武天皇御紀、又延暦官符に出でたる祓柱を以て知るべきなり。即ち四時祭式に、六月晦日大祓。（十二月准₂此₁）五色薄絁各一丈、絲帛一丈五尺、絹二疋、金装横刀二口、金銀塗人像各二枚。（以上東西文部所₂預₁）庸布三段、木綿五斤二兩、麻三十斤十兩、葉十二兩、烏装横刀六口、弓六張、箭二百隻、鍬六口、鹿角三頭、鹿皮六張、米二斗、酒六斗、稻四束、鰒二斤、堅魚七斤、腊一石五斗、海藻卅斤、鹽六斗、水盆六口、匏六柄、槲廿把、馬六疋、祝詞料庸布五段、短帖一枚、右晦日申時以前、親王以下百官、會₂集朱雀門₁、中臣讀₂祝詞₁、（事見₂儀式₁）と有るは、天下大祓の祓柱なるに、其の物に多少の差こそは有りけれ、其の官符に出でたる大上中下の祓物に、少かも異なる趣ならざる、此を以て、祓具とは、祓に用ふる物の全を云ふ語なるを知るべきなり。然るを、正書に、科₂之以₂千座置戸₁と有るには、此の祓具の事を略かれたるを、此には、其の千座置戸を云はずて、唯に責₂其祓具₁と有るも、事足らざるに、第三一書に、即科₂素戔嗚尊千座置戸之解除₁と所見たるは、殊に委しく調べる者にして、其の解除を科するなむ、即ち其の祓具を課せ在れるなりける、（其は、右に引ける官符を始として、諸書に、科₂大祓₁、又は科₂上祓₁、又は科₂上中之祓₁、又は科₂中祓₁など云へるは、其の大上中下の祓に就きて、其の祓具を負せらるゝなり、八雲御抄三下に、人形の下に、水草、祓草、撫物と云ふ事見ゆ。）

○是以有₂手端吉棄物足端凶棄物₁と有るは、是以有₂善解除惡解除₁と云ふに同じくして、其の是以と云ふ言は、右に出

でたる其の祓具の事なるが、其の貢りつる祓具を二に成して、其の一分は善解除と成し、其の一分は悪解除の料と成したる趣なり、其は、上に出せる、延暦官符、大祓料物二十八種の細書に、承前壌祓料准ㇾ此、重輕、令ㇾ除二一祓一、下條亦同と有りて、右は善祓料物なるに、又右の外に、悪祓料物二十八種有りて、同じく其に重輕す事にて、其の料各二十八種なりけるが、善悪二を合せて、總て五十六種なる由なり、其の上中下の祓も、此に准らひて重輕すとなり、其の下に、承前神事有ㇾ犯、科ㇾ祓贖ㇾ罪、善悪二祓並科二一人一と有るにて、彌明らけし、其の委しき由は下に云ふを以て曉る可き者なりかし、（然れば、此なる是以は、右に責二其祓具一と有る其の祓具を中分して、善悪二祓の料物に成せる由を、明らかに爲むとにて、次なる用ㇾ此云々に相並び對ふ所にて有るなり、）○手端を、下に、此云二多那須衛一と有り、此の手端吉棄を、私記に、太奈須惠乃與之支良比と訓み、大同類聚方にも、太南須惠と出でたり、借此を第三一書には、以二手爪一爲二吉爪棄物一と有り、此を以て、手端即ち手爪なる事を知るべし、若て、借此の多那須衛と云ふ言、古事記平國段に、其建御名方神、千引石擎二手末一而來、誰來二我國一而忍々如ㇾ此物言と見え、又水垣宮段に、於是、初令ㇾ貢二男弓端之調・女手末之調一と有る、其を此の十二年御紀にも、始校二人民一、更科二調役一、此謂二男之弭調、女之手末調一也と所見たる手末をも、同じく多那須衛と訓む事には有れども、其は手業を以て物を作り出す事を云へるなれば、唯手指の事なり、言の同じきを以て、思ひ混ふ可からず、借、此に手端と作れたるは、爪は手の最端に在るに依りて、其の義を見せられたるなり、（和名抄に、遊仙窟云、手子、師説云太奈須惠と有るは、俗に云ふ指頭の事なれば、爪をも多那須惠と云ふも、其の義に合へり、又、爪和名豆女と有るも、物の端と成りて、行き盡くる

所を、都牟流と云ふと同言にて合へるなり、）〇足端、私記に、安那須惠と有り、此にも、訓注此云阿那須衛など
も有るべきが如き所なり、即ち第三一書に謂ゆる、以足爪為凶爪棄物と見えたる、足爪を云ひて足末(アナスヱ)の義なる
事、右の手端の例の如し、谷穗忠社（六丁）にも、一頭より阿那須惠云々、と有るも、右に同じ、然して、景行天皇
四年御紀に、夫天皇之男女前後并八十子、（中略）故當今時、謂諸國之別者、即其別王之苗裔焉と有る、苗裔
を、私記に美阿那須衛と訓み、顯宗天皇御紀に出でたる天皇の御詔に、於市邊宮治天下、天萬國萬押磐尊御裔僕是
也と宣へる御裔をも、阿那須衛と訓せたるは、俗に子孫の事を阿登と云ふに同じくして、即ち此の足端に等しく、
先祖を頭として對へたる稱なり、是を阿登と云ふ事は、傳八脚邊の所に委しく云へり、合せ考ふ可し、（右の二の裔
字を阿那須衛と云ふは、此の足端に同じきを、阿の字と美の乃と、片假名の混ひはしきに依りて、通音に御名末也と
云へる、其も然る事には有れども、今も俗に人の後を續ぐ事を、跡目とも跡續とも云へる、此の例に依らば、阿那須
衛と云はむも、強言(シヒゴト)には非ざる可し）〇吉棄物惡棄物の吉凶は、吉は清き意、凶は穢き意なり、喪服を凶服と云ひ、
其喪除きて常に復るを、吉服など云へる、吉凶是なり、下に云へる伊弉諾尊黃泉國の穢に觸れさせ給へる御衣を脫き
棄てさせ給へるは、即ち其此なる凶棄物に當れるを知るべし、如此相並び對へる例は、傳十四に注へるが如く、瑞珠
盟約章第一一書に、善意と惡意と相對ひ、又右にも云へる履仲天皇五年御紀に、惡解除、善解除の語有り、又古事記
朝倉宮段に、吾者雖惡事而一言、雖善事而一言、言離之神(コトサカノカミ)とも有る、此の惡事は、記傳に、御門祭詞に、惡事、古
語直我許登と注せるに依りて、惡を直我と訓まれたる、其も同意なる事、下に注せるが如し、俗言凶の言の本は、直

と同とにて、牒と謀とにて、謀合の義なり、其の與は御なる例は、天孫降臨章第一一書、下照媛命の歌に、箇柁輔智爾、阿彌播利和柁嗣、妹慮豫嗣爾、豫嗣豫利據禰と有るは、片淵に網張り渡し、見る縁に、縁々來ませなり、此の豫嗣て、特に吉也と有るは、說き得ざる者なり、萬葉一（十八丁）幸于吉野宮之時歌に、山川之、清河内跡、御心乎、吉野之國と有るも、御心を寄すと云ふ續きなり、又（七丁）山常庭、村山有等、取與呂布、天乃香具山と有る、取與呂布は、其の（二十三丁）藤原宮御井歌に、春山跡、之美佐備立有、又、瑞山跡、山佐備伊座と有るに並びて、宜名倍、神佐備立有と有る宜名倍に同じく、形の具り足へるを云ふなり、又、（十九丁）山川毛、依弖奉流、神乃御代鴨、又、山川毛、因而奉流、神長柄、云々と有るなどの與流は、神の隨ひて仕へ奉る意なる事、云へば更なり、又、（十六丁）淑人乃、良跡吉見而、好常言師、芳野吉見與、良人四來三と有る良跡と、次の好常言師は、有の取與呂布と同じく、山の形容に就きて、其の整ひ備はれる事を宜ひ、又吉見而・吉見與、四來三の三は、熟視し給ふ事にて、心を寄せて見行はし坐せる趣なる其なり、（凡て、熟讀又は熟視など書く、熟字に當る言をしも、古今ともに與久と云ふは、右に云へるが如く、寄に等しくして、其の物に心を深く寄する義なるを思ふ可し）惡は離にて、吉の縁なるを反對へりと云ふは、阿の言に、此に對ひて彼、地に對ひて天、人に對ひて我、身に對ひて足、田界を分ちて畔など云ふも、共に阿とのみも云ふ言なるは、離放る義なり、故に四神出生章十一一書に、天照太神怒甚之曰汝是惡神、不須相見、乃與月夜見尊、一日一夜隔離而住と有るも、隔離り坐給ふに就きて、惡神と宣給へる如く聞え、瑞珠盟約章に、素戔嗚尊の御事を、天照太神、素知其神暴惡と有る暴惡は、傳十三に云へるが如く、阿

良比鹿領と訓むべき所なるにて、其は、此の時未だ天神の御許にも依り来坐さずして、疎々しく御在し坐すに就きては、其の御心にも背かせ給ふ如き御行状も為させ給へる趣なり、又下章第六一書に、大己貴神、云々、順言曰、夫葦原中國、本自荒芒、至及磐石草木、咸能強暴と有る荒芒は、誰を主宰として仰ぐ可き君主も御在し坐さざりし間なりければ、疎々しくして依り来ざりしを云ふ、其に對へ云ふ強暴は、悪在に同じく、離け放る由なり、又古事記日代宮段に、天皇、詔小碓命、何汝兄於朝夕之大御食不参出來、専汝泥疑教覺云々、答白、朝署入廁之時、待捕搤批而、引闕其枝、裹薦投棄、於是、天皇惶其御子之建荒之情而、云々と見えたる、建荒は更なり、雄略天皇二年紀に、天皇以心為師、誤殺人衆、天下誹謗言、大悪天皇也と有るなど、同類の言なるを以ても、荒く疎しき、其に離放る謂の言なるをなむ暁る可かりける、（又、右の御門祭詞に、悪事、古良比我許登と云へる、良比の義は、已に傳八巻に委しく云へるが如くなるに、其も余井良と對へる言なるさへ有るに、同じく悪字を訓むに就きて考ふるに、良比は物の行過たる義にし有れば、阿志の離放るに大意同じき者なり、故に悪しき事を禍事と云ひ、其の禍々しき事をしも、悪しき事とは言ひ通はすなり、）故に右の如く、吉は縁なり、悪は離にして、離合の義を以て言を成せる者なるが、右の手端吉棄物、足端凶棄物に就きて、私記に、凡解除之道、必有兩種、吉凶是也、吉解者、是招福吉事也、凶解者、即除却凶事、然則招吉事也と云へる、其の吉事を招福と云へるは、即ち吉事を寄り来らしむるを云ひ、凶事を除却と云へるは、即ち其の凶事を離放らしむる義にして、右の招福・除却との言にて、吉凶の言の義を盡し究めたりと云ふ程の事にたむ有りける、一箇文に云ふ悪解除・善解除の件に、

又云ふ可き事共の有るを、此に引き合せ讀みて、其の味ひ有る事を曉り得つ可き者ぞかし。）〇棄物の物は、上に謂ひる岐具の事なり、口訣に、岐羅毘毛多賦物也、以祓捨爲レ棄と云へり、偖、此の棄を岐羅毘と訓める事、續紀の詔に、此彼有る事なるにて、其の第十九の詔に、掛畏、開闢已來、御宇天皇大御號多知乃、穢奴等乎、伎良比賜弁賜閇依弖、云々、此道在惡奴等者、顯出而、悉罪爾伏（岐良比之止宣給）、神奈我良も所念行す、云々、第二十八の詔に、皇位手擇、先にも捨岐良比賜弖之、云々、第三十五の詔に、必法乃末爾末爾、罪奈比給、岐良比給止勅、第四十三の詔に、掛畏、先朝乃、依遣弖、奉給弖之、賢人好女計利、竊往年、岐多奈支惡奴止母止、相結弖、謀事良久、傾朝庭、亂國家弖、岐良比給弖之、氷上鹽燒我子云々、由此弖、理波、法末爾末爾、岐良比給倍在利、云々、遠流罪爾、治賜布止宣布、第四十五の詔に、賤必天翔給弖、見行之、退給比、捨給比、岐良比給布物爾在止見えたるなど、何れも、捨と棄とを並べ云へるは、其の義大抵相同じきを以てなり、又孝德天皇二年御紀に、復有爲レ妻被レ嫌レ棄者、特由二慚愧所レ纏、强爲二事奘之婢一（事瑕、此云二居騰作柯一）と有る、被二嫌棄一は、戸令に謂ゆる、棄妻の事なれば、岐羅布は、即ち捨つるに近き詞なりけり、（又右の詔共に、身を退ぞけ給へる事をも、流罪に治め給へる事をも、共に岐良比給布と有るも、其の意同じきを以てなり、）然れば、此の吉棄物、凶棄物を、口訣に岐良毘毛多賦物也、以二祓捨一爲レ棄と有るは、實に然る言にて、大祓詞の後に、四國卜部等、大川道爾持退出弖、祓却止宣と有るは、即ち其の祓具を令レ持て、大川道に祓ひ棄てに被レ遣る由を仰せ給へるなり、神祇令に、凡六月十二月晦日大祓、云々、百官男女、聚二集祓所一、中臣宣二祓詞一、卜部爲二解除一と有る、卜部爲二解除一は、即ち大川道に罷り

出づるを云ふなり、其は、四時祭御贖式に、中臣率ニ卜部執ニ荒世一者上、就ニ階下一置ニ於席上一、云々と有りて、其の事畢
て、卽執ニ捉ニ卜部一人一、令ニ向ニ祓所一と、和世儀も、同じく其の如く成し行ふ事なるが、其の荒世・和世を奉り竟たる
後に、其荒服(アラヘノミソハ)者賜ニ卜部一、和服(ニギタヘノミソハ)者賜ニ宮主一、訖皆退出、臨レ河解除而去と有る宮主は、前文四國卜部の下に、宮主
在ニ其中一と云へれば、其に卜部なる者なり、其の荒世和世と云ふも、卽ち此の吉棄物・惡棄物の類にして、此の次に
擧げたる惡解除善解除の趣なるに思ひ合せて曉る可き者なり、（倩、棄物と云ふは、右に云へるが如く、祓ひ捨つ
る物の義なり、然るを、或說に、一人の嫌ふ物は、溝壑に捨つる故に、嫌ひ物を棄物と書く、と云へるなどは、心
淺き說なりかし、）若て、此の吉棄物・凶棄物を、第三一書に、以ニ手爪一爲ニ吉爪棄物一、以ニ足爪一爲ニ凶爪棄物一と見え
たるは、傳十七、正書、拔ニ手足之爪一贖レ之の下に云へるが如く、其の手の爪を以て吉棄物と爲し、足の爪を以て
凶棄物と化して、祓具に用ひさせ給へりしにて、其の手爪、足爪の任にての事には非ざるなり、此にも、次には、
亦以レ唾爲ニ白和幣一、以レ洟爲ニ青和幣一と有るを、唾を以て白和幣と爲し、洟を以て青和幣と化せる謂にて、其は
化生(ナリイデ)たる物も、傳へ有りて著きを、此には何物と變(ナレ)化りとも知るべからざれども、上に貢ニ其祓具一と有るからは、
決めて、解除に用ふる祓柱(ハラヘツモノ)と成れる事、推し准らへて曉る可くなむ、（其に、其の手足の爪は更なり、髮・鬚又は
唾・洟など、共に其の身に在る間こそは、穢き物に非ざりけれ、其の體を離れて後は、本より清き物とは云はれざ
りける理なれば、其等の物をば直に用ひらると云ふ事、有るまじく思えたり、）○手端吉棄物、足端凶棄物の事をし
も、惡解除・善解除の本なりと云へるは、上に引ける釋の私記に、凡解除之道、必有ニ兩種一、吉凶是也、吉解者是招ニ

爲吉事也、凶解者卽除去凶事也、吉解者貢、故用手爪、凶解亦賤、故用足爪也、解除之道、闕一不可也、故兼用吉凶二解也と見えたる如く、此に素戔嗚尊をして、先づ悪解除を科せ奉らして、其の犯し給へりし天罪の凶事を除却り奉り、次に善解除を科せ奉らして、其の素戔嗚尊の御爲に吉事を招禱らしゝなりけり、第三一書に、乃使天兒屋命、掌其解除之太諄辭而宣之と所見たる是なり、然れば善悪二祓を重ね科するは、悪祓にて、其の穢れたる物を除き去りて、善祓にて、其の清き物を幣帛として、神に奉る謂なり、偖、此にも其にも、吉棄物を先にし、凶棄物を後に書されたるが、其の解除を行はるゝには、先づ悪解除、次に善解除なる可きなり、其は、履仲天皇五年御紀、直打君罪有りて令し被給へる所に、則負二悪解除・善解除一、而出二於長渚崎一令二祓禊一と有るは更なり、皇太神宮年中行事、二月例に、與蔵勤仕、次吉祓勤仕、次御贖奉と有る作法を以て、推して知るべき事なり、又上に引ける、延暦官符に、定二准犯科一祓事、大祓料一廿八種と有る細書に、承前、悪祓料物、准レ此重輕と見え、其の後に、承前神事有レ犯、科二祓贖罪一、善悪二祓重科二一人一と有る、此其の料物を竝べ擧ぐる所にし有れば、善悪二祓と續け云ふ事、此の吉棄物・凶棄物の例にて、何れか先、何れか後と云ふ所にて非ざれば、其の次第を見つ可き物は、右に出でたる二例のみなり、然るに、儀式又四時祭式に載れる、御贖の荒世・和世は、又善悪二祓の例なるを、其の荒世を先にし、和世を後に爲る事、右の悪解除・善解除の例に於けるが如くなむ有りける、(其の道理に於ても、悪解除を成して、先づ其の罪穢を清め、次に善解除を成して、吉事を祈る可き事なるを、思ふ可き者になむ有りける) 偖、悪解除・善解除はしも、素戔嗚尊に始まれるが如しと雖も、其の起りはしも、伊弉諾尊に已に出で來れる事なりけり、其は四

神出生章第十一書に、伊弉諾尊、追至伊弉冉尊所在處、（中略）因將出返、于時、不言直默歸、而盟之曰、族離、又曰、不負於族、乃所唾之神、號曰速玉之男、次掃之神、號泉津事解之男、凡二神矣と有るは、先には心も清からざりし事には有れども、其の所唾云々は、此に以唾爲白和幣と云ふに當り、掃之は、此の解除の謂なるに就きて、今思へば、此は禊祓除の始にてぞ有りける、若て、第六一書、絶妻之誓の所に、又投其帶、是謂長道磐神、又投其衣、是謂煩神、又投其褌、是謂開囓神、又投其履、是謂千敷神と有るは、其の惡解除に就きて脫ぎ捨てさせ御在し坐せるに、即ち其の凶棄物にて有るなりけり、其の凶とは、穢れたる物を云ふ、喪服を凶服と云ふ類是なり、偖、此は下に引ける桓武天皇延曆元年御紀に、神祇官陰陽寮並言、雖國家恒祀依例奠幣、而吉凶混雜、因茲、伊勢大神、及諸神社、悉皆爲祟、如不除凶就吉、恐致聖體不豫歟、云々、仍除凶服以供神祇と有るが如く、然る凶服を著る事、禍を招く緣となる者なれば、速に脫ぎ棄てさせ給ふ可き御事なり、猶、此をも、古事記には、御身禊の時の事を書かれたれども、已に、傳八に辨へ云へるが如く、此の時の事を其處に引き付けたるにて、全く混傳なりける者になむ有りける、其の文に、故於投棄御杖所成神名、衝立船戸神、次於投棄御帶所成神名、道之長乳齒神、次於投棄御囊所成神名、時置師神、次於投棄御衣所成神名、和豆良比能宇斯能神、次於投棄御褌所成神名、道俣神、次於投棄御冠所成神名、飽咋之宇斯能神、次於投棄左御手之手纏所成神名、奧疎神、次奧津那藝佐毘古神、次奧津甲斐辨羅神、次於投棄右御手之手纏所成神名、邊疎神、次邊津那藝佐毘古神、次邊津甲斐辨羅神、右件自船戸神以下、邊津甲斐辨羅神以前十二神者、因脫著身之物所生神也と有るは、右と同じ

く、伊弉諾大神の、黄泉戸より出でさせ御在し坐しける時に、悪解除を爲させ給へるに就きて、御身に著けさせ御在し坐しける、黄泉國の穢に觸れ給へりし物を、脱ぎ棄て給へるにて、其は此に謂ゆる、因棄物の起りなる可き事、云ふも更なり、（但、右の傳の中には、入り混ひたる事共も多在り、其は、其の御杖を投げ棄てさせ給へるは、此の解除の度とは別なる時の事にして、其の雷等に追はれさせ給ひける卽ち有りし事なれば、右の棄物の中には入る可からず、又、其の脱ぎ棄てさせ給へりし物も、實には、御帶と御衣と御褌と、左右の御手纒との五にて、其の成れる神も、時置師神、煩神、開囓神と云ふ、狹精を主とる三神と、奥疎神、邊疎神、奥津那藝佐毘古神、邊津那藝佐毘古神、奥津甲斐辨羅神、邊津甲斐辨羅神と云ふ六柱の禍神と、合せて九神なり、其の事、傳八卷より次々委しく論ひ定めて云へるが如し。）倩、右の悪解除の事竟へさせ御在し坐して、後に、其の第六一書に、伊弉諾尊既還、乃追悔之曰、吾前到ニ於不須也凶目汚穢之處一、故當ニ滌ニ去吾身之濁穢一、則往ニ至筑紫日向小戸橘之檍原一而祓除焉、（下略）と有り、又古事記にも、是以、伊邪那岐大神詔、吾者到ニ於伊那志許米志許米岐穢國一而在祁理、故吾者爲ニ御身之禊一、而到ニ坐竺紫日向之橘小門之阿波岐原一而禊祓也と所見たるは、正しく善解除にて、此は右の悪解除の御事已に御在し坐し過ぎて、其よりは遙に後の御事になむ御在し坐しける、其は、第六一書に、右の黄泉戸を出でさせ御在し坐して、直に御帶以下の物を投げ棄てさせ給へりしは、卽ち因棄物なる事は、云ふも更なり、既還、乃追悔之曰、吾前云々と有るは、以前に御在し坐しゝ御事を、後に悔いさせ給へる御趣なるに、其の第十一書には、右に引ける如く、又曰、不レ負ニ於族一、乃所レ唾之神、號曰ニ速玉之男一、次掃之神、號ニ泉津事解之男一、凡二神矣と有りて、其の次に、但親見ニ泉

門一、此既不祥、故欲ㇾ濯ニ除其穢悪一、乃往ニ見粟門及速吸名門一、然此二門潮既太急、故還ニ向於橘之小門一而拂濯也と見えたるは、已に悪解除の御事を行はせ御在し坐して、今茲に善解除の御事に及ばせ給へるなり、其に先の凶棄物は、素より其穢に觸れ給へるなれば、其に因りて、種々の禍々しき神も出で來にたるを、此の大御身滌には、八十枉津日神、大枉津日神、神直日神、大直日神、底津少童命、底筒男命、中津少童命、中筒男命、表津少童命、表筒男命は更なり、大地・海原之諸神も共に成り出でさせ御在し坐せるは、取りも直さず、善解除に當れる者なり、然るに、此の時の吉棄物や何なると云ふに、傳八に註へるが如く、其の散居たりし檍原の樹は、謂ゆる天津金木にして、此の千座置戸に當れゝば、又其の白和幣・青和幣の御設など形の如く、調備させ給へりけむ御事、申すも更なりかし、但、此の御時はしも、其の祓禊の事の起りにし有りければ、未だ悪解除・善解除と云ふ稱有る事無く、又右の設作でさせ給へりし物にも、吉棄物・凶棄物と云ふ稱有るに非ざれども、釋の私記に、吉解者、是招ニ吉事一也、凶解者、即除ニ却凶事一、兼ニ招吉事一也と有るに引き合せて、其の事跡の、正しく其に當れるを以て云ふなり、常にも云ふが如く、大凡祓禊の本はしも、申す迄も無く、伊弉諾大神に始まれる事なるを、此の時の素戔嗚尊に定りし事、大祓詞に、天津宮事以氏云々と有るを以て知るべきなり、然れば、左に相通はし以て、心得なむ、其の旨は得らる可きかし、故、悪解除・善解除は、罪穢の有る時には、重ね行はるゝ事、右の如く、伊弉諾大神・素戔嗚尊二柱の御上に起りて、後世と雖も並び行ふ事にて、右に引ける延暦官符に、承前、悪祓料物、准ㇾ此重輕、令ㇾ除ニ一祓一上と所見たるに、儀式には、其の法已に古に違ひぬるを、神宮には、其の舊を傳へて、悪祓勤仕、次吉祓勤仕と有り、然るに、其の天津宮事、

豈其の天神御子の朝廷に亡び失する事の御在し坐さむ、傳十七に、四時御祭贖式を引きて注へる其の荒世・和世の御贖は、全く吉棄物・凶棄物の御制になむ御在し坐しける、其は、儀式の、二季晦日御贖儀（六月・十二月、）に、其日、卜部各著ニ明衣一、其一人執ニ御麻一、一人執ニ荒世一、一人執ニ和世一、宮主・史生・神部等、左右分頭前行、中臣官人次レ之、御麻次レ之、東西文部次レ之、（各執ニ横刀一）荒世次レ之、和世次レ之、（並著ニ木綿鬘一）云々、喚ニ中臣一稱レ唯、率ニ文部四國卜部一入、（宮主在ニ其中一）候ニ宜陽殿南頭一、縫殿寮先以ニ荒世・和世御服一、率ニ女孺一參入、即內侍縫司（掌縫以上供レ之）傳取、令ニ藏人供奉一、訖縫殿寮退出、（荒世賜ニ卜部一、和世賜ニ宮主一、）云々、次中臣率ニ宮主卜部執ニ荒世一者上、就ニ階下一置ニ於席上一、（掃部寮敷ニ席於階下一、縫殿寮置ニ荒世御服於席上一、）宮主披ニ荒世一授ニ中臣一、中臣取授ニ中臣女一、即執ニ量御體一總五度、訖宮主取視、訖授ニ後取卜部一、宮主取レ坩授ニ中臣一、中臣轉授ニ中臣女一、執奉レ御訖退授ニ中臣一、轉授ニ宮主一、宮主取視、訖授ニ後取卜部一、荒世事畢退出、次中臣引ニ和世一進退如ニ荒世儀一、其荒世者賜ニ卜部一、和世者賜ニ宮主一、訖皆退出、解ニ除河上一と見えたる、荒世・和世を、四時祭式には、荒服・和服と作れたり、是れ荒妙を以て惡解除の凶棄物とし、和妙を以て善解除の吉棄物と爲させ給へる由なりと所見たり、其の又、荒世・和世と云へる世は、江次第に謂ゆる節折の事にて、小竹を云ふなり、萬葉三（四十五丁）に、天有、左佐羅能小野之、云々と有るは、此の故事に因りて詠める者なり、左佐羅は篠在にて、罪穢を流離ふるに、此の事を爲す故なめり、然して、貫之集に、內の御せ事にて、夏祓、「川社篠に折り延へ乾す衣如何にせばかも七日干ざらむ」と有るも、此の事を詠み、新拾遺に、「今日は又篠に折り延へ身潔して庭の露散る蟬の羽衣」千五百番歌合に、「六月の今日呉竹の夜折

にぞ、君が千年の数は添ひける」など有るも同じ、年中行事歌合に、節折、「霜冷か竹の羽風は荒妙にて夜折の袖は猶や冴ゆらむ、」節折と申すは、御禊官に十二月晦日御贖物奉るなり、云々、」是神代より始まりて、神膳の義なりと見えたり、有の、即執二带御禮一撫左度と云ふは、宮主秘事口傳抄に、謂二之節折一者、以レ篠量二左體之四肢一と有る是なり、其の作法に、「事具之後出御、次宮主参二上御殿階下一也、云々、次六人部（居二住西京一云々）進二篠等一、先一節獻レ之、次宮主取二傳女官一。次女官取二傳命婦一、次命婦進二主上一、主上量二御身長一返二給命婦一、次命婦授二女官一、次女官傳二宮主一、次宮主折二懸之一也、（中略）次獻二二筋一、自二兩肩一至二御足一合二量之一、次又二筋獻レ之、如二先度一、量二左右御手一、自二胸中一至二指末一、返二給之一、宮主折二懸之一（中略）次又二筋獻レ之、量レ自二左右腰一至二御足一、次又二筋獻レ之、量レ自二左右御膝一至二御足一、宮主折二懸之一如二先度一也、（以上左度量二御體一）云々、返二給之一後宮主座庭一、讀二祝詞一」と所見たる是なり、其の左體の四肢を量り奉れるに、御手の指末に至り、御足に及べるに、手端・足端の義有り、荒世・和世の荒和に、拒ると直きとの意を備へて、即ち悪と善との趣なるなむ、妙なりとも妙なる御事には御在し坐しける。「其は、有の悪解除、善解除などの悪字を、御門祭詞に、悪事、古語麻我許登と有りて、其の意同じきを、彼の枉津日神、直日神と申し奉れるは、即ち天照大神の荒魂、和魂神に御在し坐すなど、各其の意に通ふ所有るを以て、其の意を明らむ可く、又大祓詞にも、有の二神の御事をしも、瀬織津比咩神・気吹戸主神と申し奉りて、解除には、主と御在し坐す神に波らせ給へる御事なるを、考へ合せ奉るにも、善悪二義の一を闕く可らざる可き趣も知られ、且其の荒世・和世の御式は、即ち其の二義に二有るなど、思ひ合せらば、大に得る所有りなむ者ぞ。」故に右の如く、善悪二義を具

ば行はるゝ事、甚も美たき上古の政迹なるが、罪穢の事に依りて解除するは、專ら惡解除と云ふ者なり、神事に依りて祓ひ清むる謂ゆる清祓と云ふ事は、卽ち是善解除と云ふ者になむ有りける、偕崇神天皇十二年御紀に、寒暑失レ序、疫病多起、百姓蒙レ災、然今解レ罪改レ過、敦ニ禮神祇一、又神功皇后御紀に、皇后、傷下天皇不レ從ニ神教一而早崩上、以爲知ニ所祟之神一、欲レ求ニ財寶國一、是以命ニ群臣及百寮一、以解レ罪改レ過、更造ニ齋宮一と有る、此の二は、神の御祟に依りて解除を爲させ給へるなり、然るを、古事記の其訶志比宮段に、更取ニ國之大奴佐一、而種ニ々ノ求生剝・逆剝・阿離・溝埋・屎戸・上通下通婚・馬婚・牛婚・雞婚・犬婚之罪類一、爲ニ國之大祓一(下略)と所見て、罪類を天下に求めさせたれば、本より是卽ち惡解除にして、善解除を兼ねたる事、其の末の神事に及べるを以て明らめ奉る可きなり、此に就きて思ふに、穢にも淨にも、右二祓を兼ね行ふ事には有れども、六月・十二月晦日大祓の如く、何と無きに解除はせ給へる類は、善解除に近く、又、上に云へる犯罪の事に依りて、大上中下の祓を科せらるゝは、本より惡解除を本と爲るにて、善解除は此に次ぐ者なり、宮中の觸穢に依りて被行るる臨時大祓の如きは、惡解除と云ふになむ當りつ可き、續紀に、文武天皇慶雲四年春正月乙亥、因ニ諸國疫一、遣レ使大祓、光仁天皇寶龜元年九月辛巳、是日、京師及天下諸國大祓、壬午、停ニ一年服期一、天下從レ吉、同六年八月辛卯、大祓、伊勢美濃等國、以ニ風雨之災一也、同冬十月辛酉朔甲申、大祓、以ニ風雨地震一、同七年五月乙卯、大祓、以ニ災變屢見一也、同八年三月癸丑朔辛未、大祓、爲ニ宮中頻有ニ妖怪一也、桓武天皇延曆元年正月癸未、大祓、百官不レ釋ニ素服一、同七月庚戌云々、神祇官陰陽寮並言、雖ニ國家恒祀依レ例奠レ幣、而天下縞素、吉凶混雜、因レ玆、伊勢太神及諸神社、悉皆爲レ祟、如不ニ除レ凶就レ吉、恐致ニ聖體不

豫歟、云々、仍除二凶服一就二神祇一、詔報曰、云々、其諸國釋二着服一、待二祓使到一、祓二潔國内一、然後乃釋、同九年正月丁卯、百官釋服從レ吉、是日大祓、閏三月丙申、百官釋二服大祓一、平城天皇御紀に、大同元年五月庚午、左右京並天下待二大祓使到一祓清、然後釋レ服、仁明天皇御紀に、承和八年五月丙申、會二諸司於朱雀門一大祓、爲レ除二太上天皇之服一也、文德天皇實錄に、嘉祥三年夏四月辛亥、爲レ除二凶服一、先遣二大中臣氏人於五畿内七道一、以修二大祓一、發往、當凶除、百官吉服、大二祓於朱雀門前一、又三代實錄に、天安二年九月十四日壬申、遣二大中臣氏於左右京五畿七道一修二祓禊一、以釋レ服也、十六日甲戌、今上凶除、百官吉服、仍大二祓於朱雀門前一、貞觀元年四月廿一日丙午、大二祓於建禮門前一、以下觸穢之人入二於御在所一也、同四年十一月廿日甲申、先レ是、少主鈴從八位上美和眞人清江[illegible]、[illegible]內印[illegible]至レ是、神祇官卜云、觸穢之人供二神事一、仍成レ祟、由レ是、大二祓於建禮門前一也、同五年十月卅日己丑、大二祓於建禮門前一、以下犬嚙二人死骸一、入中神祇官上故也、同七年七月廿九日、先レ是、武德殿前有二人死一、仍大二祓於建禮門前一、以攘二邪氣一也、同八年四月廿一日乙未、大二祓於建禮門前一、以三縫官大藏省並有二穢也、同十六年正月廿九日庚寅、右近衛舍人[illegible]保貞主伏二下使下一、頓得レ病死、或稱レ氣絶二於宮中一、或云下出二於宮外一而命終上、來月上旬、[illegible]祈年[illegible]大原野・春日等神一、仍是日大二祓於建禮門前一、同十一月十六日辛丑、先レ是、十月廿七日、木工寮史生出雲島成死、其[illegible]人入二寮一、寮官人參二入内裏一、由レ是、平野・梅宮・春日・大原野・園韓神・鎭魂等諸祭、皆從二停廢一、大二祓於建禮門前一、同十二月十一日乙丑、緣二右近衛府失火之穢一、停二月次・神今食祭一、大二祓於建禮門前、同十七年十二月十一日庚申、停二月次・神今食祭一、先レ是、今月六日、左近衛府人死、神祇官染二汚其穢一、大二祓於建禮門前一、又陽成天皇元慶二年九月十

一日癸卯、大祓於建禮門前、昨日、雜官有人死穢、今日不得發奉幣伊勢太神使、故修此祓也、同七年十一月十六日己卯、停新嘗祭、於建禮門前大祓、以内裏人死穢也、又光孝天皇仁和二年四月六日乙卯、大祓於建禮門前、以去三月有人死穢也など、有りて、建禮門前にて祓行るゝ、臨時大祓は、右の如く、京中の觸穢又は内裏を除きて、吉凶に拘らむと爲る時に當りて有る事にて、次に云ふ神事清祓の例には非ざるなり。(但、太政官式に、凡六月・十二月晦日、於宮城南路大祓、大臣以下五位以上、就朱雀門云々、臨時大祓亦同と見え、又右に引ける仁明天皇御紀、文徳天皇實錄なるも朱雀門前なるに、三代實錄なるは、何れも建禮門前なるは如何と云ふに、右等の宮中の觸穢に就きて行はるゝは、廣く百官男女と云ふには非ず、諸司の官人の内にても、觸穢に觸りたるのみ被ひ行る事なる故に、建禮門前にて行はれ、又雨儀には八省院の東廊を被用る事見ゆ、同錄に、貞觀元年九月三十日壬午、雨、大祓於八省院東廊、依大嘗會近也、依雨行事、用東廊と有る是なり、江家次第、八省東廊大祓條に、依雨儀無出立と有り、若て、臨時大祓と雖も、内裏を除ける時、又大嘗祭の大祓などの如きは、朱雀門前を被用る事、其の例、委しくは大祓詞講義に云へり、又三代實錄に、元慶六年四月廿六日甲午、於朱雀門前修大祓、以去六日大膳職人死、平野・梅尾・賀茂等祭停止故也、臨時大祓、於建禮門前行之、因穢不可用大藏省幄、仍用朱雀門也と有りて、抑りて、朱雀門前の方を代へ用ひられたるを以て、右に云へる事共を曉る可き者なり。其の幄と云へるは、大藏省式に、凡臨時大祓所立五丈幄二宇、七丈幄一宇と有る、其の三宇の幄の歸りの位は、後式のに、五丈一宇、親王參議以上一人座、一宇設雜官座、七丈一宇、諸司立祓と見えたる是なり、)其の神事の清祓

と云ふは、天武天皇五年御紀に、八月丙申朔辛亥、詔曰、四方爲大解除、用物則國別國造輸祓柱、馬一匹、布一常、以外郡司、各刀一口、鹿皮一張、钁一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束、且毎戸麻一條と有るは、當年大嘗の大御祭御在し坐すに就きて、行はせ給ふ御政なる事、上に註へるが如し、其の七年に、是春、將祠天神地祇、而天下悉祓禊之、竪齋宮於倉梯河上と有るは、謂ゆる清祓なり、又淡路天皇御紀に、天平寶字二年八月乙卯、遣使大祓、天下諸國、欲行大嘗故也と見え、桓武天皇御紀に、延曆三年十一月癸酉、遣使畿內七道大祓、奉幣於天神地祇と有るは、其の頃長岡に都を遷させ御在し坐さむと爲させ給ふに就きてなり、平城天皇大同三年御紀に、十月乙亥行幸近江國大津修禊、以御大嘗也、嵯峨天皇弘仁元年御紀に、十月甲午、禊於松崎川、縁大嘗會事也、淳和天皇御紀に、天長六年十二月庚午、天皇幸賀茂河、修禊事也、禊畢賜祿、七年春正月丙子、同庚子、天皇幸鴨川禊之、夏四月甲辰朔乙卯、幸鴨河禊之と有り、此の三度所由、今詳ならず、同八月戊辰、齋女王爲參入伊勢太神宮、禊於賀茂川、辛未、大祓於建禮門南庭、爲齋女王參入伊勢太神宮也と有るは、齋宮式に、凡天皇卽位者、定伊勢太神宮齋王、（中略）其後、擇日時、百官爲大祓、（同時差使）又、凡齋王、將入太神宮、在前七月晦八月、同時遣大祓使、（左右京一人、五畿內一人、七道各一人、）凡齋王、將入太神宮、八月晦日、朝廷大祓、云々と所見たる是なり、仁明天皇御紀に、天長十年冬十月癸未朔辛丑、爲大嘗會、將修禊事、行幸賀茂川、承和二年四月甲午、亮子內親王、禊于賀茂川、始入齋院、同八月辛丑、齋內親王、禊于賀茂川、爲可入伊勢齋宮也、文德天皇實錄に、齋衡三年九月庚子、云々、以賀瑞之由、大祓於建禮門前、以[illegible]也、仁壽

元年八月庚子朔己巳、大ニ祓於朱雀門前一、百官盡會、爲ニ大嘗一豫除ニ罪穢一と見えて、次に十一月辛卯、爲レ行ニ事一於八省院一、緣ニ大嘗祭一也、丁酉晦、大ニ祓於朱雀門前一、爲ニ之解齋一と有るに、大嘗祭儀に、晦日、於ニ朱雀門一大祓、如ニ二季儀一と出でたる是なり、天安元年冬十月癸巳、冷然院南大庭大祓、緣下奉ニ幣八幡大菩薩宮一使進發上也、同二年夏四月辛丑、於ニ冷泉院南路一大祓、爲レ遣下諸名神社奉ニ幣帛一使上、淸和天皇實錄に、貞觀元年正月十日丁卯、是日、始奉ニ天下諸社神寶一、仍大祓於建禮門前、同廿九日丙戌、大ニ祓於建禮門前一、以ニ明日一將レ發下班ニ幣諸社一使上也、六月十三日丙寅、大ニ祓於建禮門前一、以ニ明日一將レ發下奉ニ諸神社幣並財寶一使上也、十四日丁卯、遣ニ使諸社一、奉ニ神寶幣帛一など、猶斯る類甚多在り、右等は、上に擧げたる凶事淸祓とは異にて、神事淸祓なれば、善解除に類ひつ可し、（台記に、久安三年九月十一日、傳聞、去十一日夜、外祖父入滅、仍於ニ河原一行ニ由祓一、同天養二年九月一日、依ニ天下不淨一、御燈由祓、又百練抄に、建久四年三月十五日正午、諒闇終由大祓也と見えたる由祓、又由大祓など云へるは、即位、大嘗會等を行はれむと爲るに就きて、豫め神宮などに令レ申給へるを、申奉幣など云ふ例とも違ひて、右等の二は、凶事淸祓なり、一は九月三日、北辰燈を被レ行るゝに就きたる神事淸祓なり、斯れば、罪犯に非ずして行はるゝは、何れも右の由祓の類にして、總てを善解除と云ひても然る可き事なるにや、）但シ、右に擧げたるは、其の解除の事の、吉凶に亘るに就きて、凶事淸祓を姑く惡解除の例に擧げ、神事淸祓をば、假に善解除の例に出す事にては有れども、其の解除を行ふと云ふは、罪穢の有るを祓却ふが主たる意趣にし有りければ、凶事に就きても吉事に依りても、罪穢を祓ふと云ふに二無ければ、吉より凶を兼ね、凶より吉を兼ねて並び行ふ事なり、然れば、私記に、解除之道、

必有二兩種一、吉凶是也、（中略）解除之道、闕レ一不可也、故兼二用吉凶二解一也と云へるは、當時、其の世に被レ行るゝ狀に合せて云へる者なれば、何れにしても、其の二を闕くべからざる事になむ有りける、（又、吉解者、是招二請吉事一也、凶解者、卽除二却凶事一、兼二招吉事一也と云へるなどは、實に美たき古傳にして、大に其の謂有る事なりけり、）

○以レ唾云々、以レ洟云云は、其に口中の液なり、其の起原は、上に引ける四神出生章第十一書に、伊奘諾尊云々、盟之曰、族離、又曰、不レ負二於族一、乃所レ唾之神、號曰二速玉之男一、次掃之神、號二泉津事解之男一、凡二神矣と有るは、其の大神の、惡解除を物爲させ給へる御時に、其の唾爲させ御在し坐しける御事に象どれる者なめり、口訣に、其の事を、祓除之時必吐レ唾と云ひ、纂疏に、今世、解除之時、必爲レ唾也と云へる是なり、穢物を見て唾を出す事はしも、古語拾遺に、昔在二神代大地主神一營レ田之、以二牛宍一食二田人一、于時、御歲神之子、唾レ饗而還、云々と有る是にて、解除の義なり、又、天孫降臨章第二ノ一書に、磐長姬を御すて罷らしめ給へる所に、磐長姬恥恨而唾泣之曰、顯見蒼生者、如二木華一之、俄遷轉當二衰去一矣と有るは、物を耻恨みて唾し給へるにて、其れも右の意に通在る可し、備此の事除に、唾を出させ奉りて、其の祓具の白和幣と化し給へる、其の故事に依れりと云ふべくして、江次第下野宗像に、文、宮主奉レ仕二祓詞一と有る細註に、到二祓詞之處一以二人形一吻令レ給、到二中臣祓八張取副之處一、解二繩給一、草樹在退出、進二御贖物一と見え、八省東廊大祓條に、祝師、置二上卿幷辨座祓物一、祝師著レ座臨レ祓、詞及二八張一解一纜了、退隔奉二大麻一、（先上卿、次辨、）手レ令レ持、祝師一撫一吻返給了など有る、一撫は其の身を撫づる事なり、一吻は其の口にて吻く事なるが、此は唾を成して解除たりけむ、右の古儀を傳へたるらむとぞ所思たりける、（今も、所汚る物を

見、或は穢らはしき事などに遇ひても、我知らず唾を吐くは、自然にして解除の事を行へるにてぞ有りける、傳十一卷に云へる事共をも考へ合す可し、）○涕を與陀理と訓める、其を釋紀に、私記曰、問、案二玉篇一、自レ鼻曰レ涕、自レ目曰レ涕也、然則、此涕者、非二自レ口出之名一、何讀二與太利一哉、答、案二古本一、云二與多利一、然則、此所レ用者、自レ口所レ出之液也、故、古本云レ爾、云々、凡、書者以レ立二本意一爲レ宗、何得レ拘二字假一意哉、故、先師、不レ從二讀本一、適レ用二古辭一（今亦依用耳）と有る、此の說實に然る可し、然れば、唾も涕も、同じく口中の液には有れども、唾直に吐を都婆伎と云ひて、津吐の意なり、自然に垂るゝを與陀理と云へるは、青垂の義にて、和名抄に、津頭蔣魴切韻云、津頭與多利、小兒多涎唾、流二出於頤下一也有りて、小兒に限れる物には有れども、大人と雖も、物を責讓げる時には、自然に出づる者なればなり、涕字は、名義抄に、須々波那、又與陀理、又那美陀、又波那陀理、又那久、又波那須々利など訓まれたる字なれども、和名抄に、涕、字書曰涕、和名須々波那、鼻液也、文字集略云、涕俗云、波奈加無、以レ手去二鼻液一也と有りて、與陀理の訓無きは、右の津頭を云ふが本にて、鼻液も同じ状に青く垂るゝ者なれば、與陀理は口を通はし用ふるのみこそ有りけれ、受張たる稱には非ざるなり、故に大同類聚方を見るに、涌志流可多と云ふ一條有りて、南美陀（涙）、須之牟娜（洟）、無案波那（鼻）、牟奈致（胸）、津波岐（唾）、與陀頗（津頭）、安波々奇（沫）、云々と有りて、與陀理を鼻液の中には入れずして、口中津の列に加へたるを以ても、此に涕字を書けるは、字書に、自レ鼻曰レ涕と有りても、私記に、字を棄てゝ意を取るべく云へれば、此に唾と相並べる涕は、全く津頭（ヨダリ）なる事、云ふも更なる者なりかし、（然るを、釋に、私案、古事記云、爾大氣都比賣、自二鼻口及尻一、種々味物取出、而種々作具云々、然則、

此一書、自レ口所レ出者唾也、以レ之爲二白和幣一、自レ鼻所レ出者洟也、以レ之爲二青和幣一歟。然則、猶讀二波奈多利一之[illegible]。且借二叶字一書之釋、且不レ違二古記之意一歟と云ひて、右の私記の說を是きたるは、大なる非と云ふべし、凡、目より出づるを那美陀と云ふは、哭水垂なり、鼻より出づるを波那陀理と云ふは、鼻垂なるに合せて、目より出づるを[illegible]陀理と云へるなるを、其の津[?]の青き狀と、鼻液の青きと、大凡同じ狀なるに依りて、鼻にも然云へるは、其の似たる狀を以て、假借せる者なり、然れば、洟字に拘はりて心得べきに非ず、）〇爲二白和幣一爲二青和幣一の爲字は、化爲の義なり、其は、傳十七にも已に註へるが如く、正書に、至レ使レ拔レ髮以贖二其罪一と見え、古事記に、亦切レ鬚、及二手足爪一令レ拔、而云々、古語拾遺に、令レ拔二首髮及手足爪一、以贖レ之と有る、其の髮鬚はしも、謂ゆる千座置戶の料材と化出でつらむと所思しき由有るに合せて、此唾洟の類も、右の二物に化爲つらむ事、推して知るべき者なりかし、若て、其の唾・洟共に同じ口液と雖も、唾の色は白く、洟の色は鼻液と同じく、凝固る時は青く成る物にし有りければ、其の物變りて白和幣、青和幣と化爲りけむ事は、實に疑ひ有るまじうこそ所思えたれ、然るを、口訣に、唾洟准二青白之和幣一と云へるは何事ぞ、唾・洟は口中の液なり、和幣は衣服の設なり、何ぞ、唾・洟に青白の色有りとて其に准ふと云はむ、殊の外なる僻と云ふ者にて、諾冉神を欺ちて、荷合はする諸神をも誣ふるなれば、此は思ひも寄らぬ僻言と云ふ者なりけり、又纂疏に、以二唾洟一爲二幣者、贖物貴二面無一可レ贖故也と言へるも心得ず、此の時に、素戔嗚尊の罪過甚大なるが爲に、其の有る限の物を輸させ奉るが故に、千座置戶の贖物有し、然るに、爪鬚を以て先を化し、被其には、手足の爪を以て輸さしめ、此れ物に變へて其の料に充てられたるなり、又に、此には唾・洟を以て、

和幣と化さしめ奉りて、祓はせ奉れるにて、其の神の身に有る限の物を出さしめ奉りて、猶其にても足らざるが故に髪鬚をも抜き去り、手爪足爪をも抜き取り、唾液までも強ひて吐き出さしめ奉れると云はゞ、解除には非ずして、大なる刑罰の狀なるを、昔より以降、此の解除の事に心を用ひて、明らめ得たる人無きが故に、然る拙劣き說のみ多在るは、神典の妙に奇しき趣を、大凡の人の上に比挍べ見る誤なりかし、(又、或說にも、唾自レ口出、涕自レ鼻出、以二其色一寄二之白青和幣一也、蓋既傾二財寶一、爲二之祓具一、復竭二身體之所一レ有、以補二足之一也と云ひ、又或人も、身體而物疎、以二指甲唾液一爲二祓具一、所三以非二外物一能可二レ解之罪一也と云へるなども、有等の說に本著きて蛇足を添へたりし者なれば、云ふにも足らずなむ有りける。)○白和幣・青和幣は、正書に、青和幣(和幣、此云二尼枳底一)白和幣と所見たるが如く、青白と云ふ次序なるを、此に白青と有るは、如何と云ふに、其の唾・より、白和幣・青和幣と成れる次第に隨へる者なり、其の白和幣の事は、傳十七に云ひ、青和幣の事も、同巻に云へり、偖、其所に引ける古語拾遺に、令三長白羽神、(伊勢國麻續祖、今俗、衣服謂二之白羽一、此縁也。)種レ麻以爲二青和幣一、(古語爾伎氐)令二天日鷲神造二木綿一、津咋見神、殖二穀木種一殖之作二白和幣一、(是木綿也。以上二物、一夜蕃茂也。)と所見たるが如く、已に此より以前に、磐戸隱の御時に出て來り初めて有りけるを、大神御子の御天降の時に供奉りて、其の神等は天降坐し、神武天皇の中洲に入らせさせ御在し坐しける程より、其の神の裔等の、國々に種殖られたる事、拾遺に所見たるが如し、然るに、此の素戔嗚尊の御身より吐き給へる唾・涕に、然る物共の化爲たりと云ふ時は、其の事の始、二途に在るが如く聞ゆれば、一應は如何とも云ふべき狀なれども、熟思ふに、譬へば、寶劍出現章第五ノ一書に、素戔嗚尊(中

略）乃拔₂鬚髯₁散之、即成₂杉₁、又拔₂散胸毛₁、是成₂檜₁。云々と見えたるは、實に、此の時台の杉檜の始なるが如し、然るを、古事記肥河段、八俣遠呂智の事を語れるに、身一有₂八頭八尾₁、亦其身生₂蘿及檜椙₁、云々と云へれば、本より其の檜榲の有りけるに、今又素戔嗚命の生し立しめ給へる如くなるが、其には所由有る事、傳二十に云へるが如し、若て、此なる千座置戸は、天津金木を以て作る物なるに、已に伊弉諾尊の祓除は、橘原にして行はせ給へる、即ち橘原は橿原と云はむが如く、金木は猶橿木と云はむが如く、本より橿木の有るが上に、此の祓具の金木は成り出でたるなり、又、此も其白羽津咋見神にして、青白の和幣は、已に出來にたるを、此にても、其の同じ物の再び成り出でたるなめり、出雲風土記に、大原郡高麻山、（中略）古老傳云、神須佐能袁命御子、青幡佐草日古命、是山上麻蒔初、故云₂高麻山₁、即此山峰坐其御魂也と有るは、天孫降臨よりは以前の事なるに、已に、其の素戔嗚尊の御子神にして、此の物を蒔き初め給へるを以ても知らるべくなむ、（又、意宇郡大草郷、云々、須佐乃乎命御子、青幡佐久佐日古命坐故云大草と云へる、神名の青幡は青畑と云ふ事なり、佐久佐は、麻草と云ふ事なり、此を以て、其の神の麻蒔弘めさせ給へる事を思ふ可き者なり、又、駿河風土記に、富士郡關麻神社一座、所祭、大己貴命與少彦名命也、云々と有るも、此の素戔嗚尊の御事に合せて、由有りげなる御事なりかし）猶、右に引ける御鎮座傳記に、大中臣祭神御宣、進₂就₂版位₁、勅曰₂參來₁、即稱唯、進₂就₂階下₁、中臣女（闇₂氏女₁事者₁侍定）於₂殿上₁執₂取賢木₁、尊授₂中臣₁、還₂本座₁即授₂卜部一人₁、令₂向₂祓所₁と所見たる、其の儀奉の狀は、江次第に、天皇、親取₂御幣₁、即還給と有りて、註に「御幣とは木に幣を附けたるなり」と云へれば、上に註せる太玉串と同じ狀なるが、彼は太枝に著くるを、此は

木串に挟みて奉る物なりけり、四時祭御贖式料物の中に、安藝木綿二斤、凡木綿一斤麻一斤と見え、儀式に、挾ニ幣帛一木二十四枚など見えたる是なり、又大祓儀に、神祇官、陳ニ祓物於朱雀門前路南一（令レ置六處一、但馬在ニ其南方一）云々、立定、神祇官、須ニ切麻一（参議以上史、五位以上史生、女官並諸司神部、）訖中臣趁就レ座、讀ニ祝詞一、稱ニ開食一、刀禰稱唯、祓畢行ニ大麻一、次撤ニ以上切麻一、既而散去と有る、大麻、切麻の事は、大麻の事は大麻は串に挟みたるを云ひ、切麻は串無きを云ふと見えたり、然して、一人々々に頒ちて令レ祓るは切麻なり、又一所に集め、其を著座の人々の許に廻はして、引を執らしむるを、大麻と云ふ、西宮、北山の二抄、及江次第の分註に、神祇官人以下執レ之、上卿以下、座レ前引レ之と見え、古今集に、「大麻の引く手數多に成りぬれば思へど得こそ頼まざりけれ」と有る是なり、顯昭本三句止らねばと有りて、註に、「大麻は、祓するに、陰陽師の持ちたる串に刺したる志傳なり、祓ひ竟へぬれば、是を各引き寄せつゝ撫づる者なれば、人の許毎に寄れども、留らで過ぐれば、引く手數多に止らねばとは詠めるなり」と所見たる是なり、（又顯註に、「此の返歌に、大麻と名にこそ立てれ流れても終に寄る瀬は有りてふ物を、」と詠めるは、「如レ此留まる所は無き樣なれども、川に流れつる時は、流れ留る所無くてやは有る、」と詠めるなり、數多の所へ通へど、終には君が許にこそ留まれ、と云ふ意なり、」當昔、已に陰陽師の所作とは成れる趣なれども、大麻の事、右にて聞えたり。）偖、古事記訶志比宮段に、更取ニ國之大奴佐一而云々、爲ニ國之大祓一而云々と有る大奴佐は、右に云へる大麻の例とは異にて、其の時、種々求し、罪類の有る人毎に物を輸さしめ給へるを以て云ふなるにて、切麻に對へたる大麻とは同じからず、國の大祓の料なるに依りてなり、天武天皇五年御紀に、詔曰、四方爲

二大解除一、用物則國別國造輸二祓柱一、云々、且毎戸麻一條と書され、神祇令にも、凡諸國須二大祓一者、云々、戸別麻一條など有るも、右の大奴佐の例なり、記傳三十に、「奴佐は、麻布佐にて、其罪穢を除き清め給へと禱ぐ意を以て出すなれば、神に獻りて禱ぐと意味一なり、偖、布佐は麻なり、古語拾遺に、好麻所レ生、故謂二之總國一、古語、麻謂二之總一也、云々と有り」と所見たるが如し、皇太神宮儀式帳、三時祭川原祓の儀を書せるに、「各奴佐麻令レ持、而先宮東方皆悉令二向侍一、而人別之序、並後家穢雜事令二申聞一、然疾御巫内人、各所レ持之奴佐麻一條令レ袋、即御巫内人管集取持、其人別所レ申穢事、令二傳申聞一、云々と有る、此に奴佐麻と云へるは、奴佐と麻と別に在るに非ず、此にて奴佐と云へるは、其の解除に用ふる稱呼と成れるにて、其の麻を云ふなり、建久行事記に、神麻木綿付、南方河邊立二置於彼本一と有る是なるが、堀河百首に、荒和祓を、「六月の清き河原に五十串立て祓ふる事をぞ神受けつらし」と、木佐丘には、下向、祓ふる事を神は受くるらむ」と詠める五十串の事なり、若て、四時祭大祓式の料物の中に、木綿五斤二兩、麻二十斤十兩、菜十二兩と見えて、此にては、木綿と麻とを並び出せるに、右に引ける大祓儀には、行大麻一、又頭切麻一と云へる麻は、何れも奴佐と訓むなるにて、次に註へる天津金木、天津菅曾となり、傳十七に引ける記傳に、「麻は、木綿に比ふれば、稍青き故に、青和幣と云ふなり、偖、書記に、下枝懸二青和幣一と云ひ、又下卷に、天日鷲神爲二作木綿者一など云へるは、白和幣のみには非で、必ず青和幣も具ふ可ければ、如此云ふ時は、麻と麻と、二種を凡ても木綿と云へりと見ゆ、又式などに、其の料物を擧げたる所には、木綿と麻とを出せるに、其を用ふる所には、唯木綿の事のみ云ひて、麻の事の見えぬが多きも、二種を合せて木綿と云ふ故なり」と云はれたるは、

然る説にして、賢木に木綿を著けなど云へるは、二種を合せての名なるに、解除に奴作と云ひ、麻と云へるも、其の二種を合せて云ふ稱なるを、合せて曉る可き者になむ、（然れば、天武天皇御紀、及神祇令に、毎戸麻一條と云へるには、木綿と麻との二種を、合せたる可き事、右に云へるに合せ思ふ可く、又此に、素戔嗚尊をして輸さしめ奉れる物に、白和幣・青和幣の二種有るに考へ合はす可き者なりかし、）偖、此に素戔嗚尊の解除に、此の白和幣・青和幣を輸させ奉る事の起りはしも、上に引ける四神出生章第六一書に所見たるが如く、伊弉諾大神の、其の御帶を投げ給ひ御衣を投げ給ひ、又御褌を投げさせ御在し坐して、先づ惡解除の御事を行はせ給へるに本據きて、次に筑紫日向の御身滌にて、檍を以て置座と成させ給ひて白和幣・青和幣の御衣物を掛けさせ給ひて、吉解除の御事を物爲させ給へりけむ、即ち此にて素戔嗚尊の、唾を以て白和幣と爲し、洟を以て青和幣と化さしめ奉る事の基本なむ、右に在る御事とぞ、思ひ當り奉らるゝ事なりける、斯かれば、後の解除に麻を出す事は、其の御衣物に代へたるにて、其を以て身を撫で祓ふは、眞の衣服を投げ棄つる意味になむ有りける、（凡、罪犯有る人こそは有りけめ、何と無きに、戸毎に輸さしむるに、然計・著服を出さむ事は、其の力及ぶまじかりければ、右にて解除の趣意はしも、悉に立つ事なりかし、）○用、此は、右に謂ゆる白和幣・青和幣等の千座置戸の祓具を云ふなり、上に引ける、天武天皇五年御紀に、詔曰、四方爲大解除、用物則國別國造輸祓柱、云々と所見たる用物と、全く同じ事なり、又、上に擧げたる、延暦二十年太政官符なるを見るにも、祓物と云ふは、其の解除に出す所の贖物は云ふも更なり、其の解除を行ふ時に當りて、其の用ふ可き限の色物を、悉に出さしむるを云ふなれば、此に、素戔嗚尊より輸さしめ奉れるも、八百萬神等

の此の祓處に集會はして、其の解除の事を執り行はるゝ料物の、皆を出させ奉りて其の用途と成せる由になむ有りける、○解除竟は、祓はせ奉り終へて、次に素戔嗚尊を處分する所なり、即ち祓ひ盡して、一物をも遺さゞる謂なり、備、正書に、然後、諸神歸罪過於素戔嗚尊、而科之以千座置戸、遂促徴矣、至使拔髮、以贖其罪、亦曰拔其手足之爪贖之、又第三ノ一書に、即科素戔嗚尊千座置戸之解除、以手爪爲吉爪棄物、以足爪爲凶爪棄物、と有るは、此に、科罪於素戔嗚尊、而責其祓具、云々と有るに當りて、即ち右に註せる同じ趣と見えたる、即ち解除の用物を輸さしめ奉らるゝ事なり、若て、此に解除竟と有るは、其の祓具已に備はりて、其の解除の所作を成し行ふ事を云ふなり、其は、傳十七にも註へるが如く、素戔嗚尊の此度なるにも、解除と水滌とを兼ね行はれたる事にて、其の時の水潔の事は、紀記には如何にしてか傳へ漏されたる事なれども、古書中に、處々に所見有りて、已に其所に註へる如くなれども、水滌も、其の解除を行ふに就きて有る事なるが故に、其の良き方を以て、解除竟と、如此しも傳へられたる者になむ有りける、○其の事は、傳十七卷に云へるが如く、伊邪那岐大神の、禍事に觸れさせ御在し坐しける故に、御身滌の方主と成り、素戔嗚尊はしも、罪過を犯させ御在し坐しけるを以て、右の限りに物を輸させ奉られしなれば、此は解除の方を以て、主と立つる理なるが、但其に、其の二ながらに行はせ給へるにこそ有りける、○若て、其の解除の所作と云ふは、第三ノ一書に、乃使天兒屋命、掌其解除之太諄辭而宣之焉、と有る是にて、大祓詞に、天津罪と云々、國津罪と云々、許々太久乃罪出氣、如此出婆、天津宮事以氐、大中臣天津金木乎、本打切、末打斷氐、千座置座爾置足波志氐、天津菅曾乎、本苅斷、末苅切氐、八針爾取辟氐、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮、

云々と所見たる、此の所作を行ひ給へるを云ふなり、然して、天津金木、天津菅曾と云ふは、祓に用ふる大麻の事にて、儀式以下に、中臣作大麻と有る是なれ、神宮古記に、天津金木串料、天津菅麻四手料と云ひ、伯家祓法に、噴物一座毎、金木八本、菅麻手束置足座也と有るは、然すがに古傳の遺れる者と見えたり、古今著聞「大麻の引く手數多に云々」の顯註に、「大麻は祓するに陰陽師の持ちたる串に刺したる四手なり」と云ひ、袖中抄十七（十一丁）に、「中臣の夾の須賀曾を斷つ身潔斎りし神は今日の例に」顯昭云、須賀は菅なり、曾は麻なり、故には、麻も菅も入る物なる、初句の中臣は、中臣祓の心なり、中臣の太祝詞事とも詠めり、採舞式云、裂菅麻、尚清神云々と有り、此の二を合せて、其の趣を知るに足れり、然して、拾遺愚草に、「誰が身潔同じ淺茅の木綿懸けて先づ打ち麻く賀茂の川風」と詠めるは、麻と同じ名の淺茅を共に懸くる義にて、茅と菅とは、同種の物の異名なる由、傳十七に註へる如くなれば、其の天津金木を串として、淺茅と青麻とを清々しく取り垂て、大麻とは爲しつるなりけり、又此を齋串と云ひ、後には祓串とも云へり、祝詞考に、「萬葉三（四十五丁）に、木綿手次、可比奈爾懸而、天有、左佐羅能小野之、七相菅、手取持而、久堅乃、天川原爾、出立而、潔身而麻之乎、六（十九丁）に、其佐保川丹、石二生、菅根取而、之努布草、解除而益乎、往水丹、潔而益乎、又神樂酒殿歌に、也戸久毛能、奈可奈留久毛乃、奈加止三乃、安萬之古賀介乎、佐支波良比、以乃利之古止波、計不乃比能多女など有るを引きて、其の説に、古の祓には、割きたる菅を、手に取り持ちて、塵などを拂ふが如き態を成しゝなりけり」と云はれたるが如く、其の割祓を以て、千座置座の上に積み置きたる祓柱を打拂ひつゝ、其の解除之太諄辭は宣り申されたる事、傳二十に委しく註せ

るを見て、其の時の状を想ふ可き者なりかし、釋に、問云、祓其人形、解繩、其意如何、答師申云、人形者、所謂、素戔嗚尊之濫觴、拔二手足之爪一、贖二其罪一、身代之義也、號二贖物一是也、解繩者、解二謝罪一也、散米者、解二謝其罪一以米、分散之義也、口決に、於二祓其一今置二人形一、解祟、散米一者、遷移二人形一、罰切レ祟節、如二散米一祓除儀也、又、簠簋に、解除謂下解二禍難一除中汚穢上之義也、後世、祓其有二人像一、解繩、散米等物事、人像移二其禍於彼一之謂也、解繩者、其禍如二糾纏一、故解去也、散米者、已解而又散レ之也と見えたる、實に然る說にて、其の源此に在る事、云ふも更なる者なりける）、右等は後世に起り始まれる事の如くなれども、此の天津宮事に本着きて、古人の定めたりし者なり、倩、谷重遠說に、解除、祓、謝二罪過一也と云へるは、唯字に就きたる說にして、委しからざるなり、通證に、解除字出二後漢書袁紹傳一、註謂レ謝二過也、禮衡曰、世信二祭祀一、謂二祭祀一必有レ福、又然二解除一、謂二解除一必去レ凶と云へる、其の字を用ひられたりし者なり、）（以二神逐之理一逐之は、神逐布倍伎理能麻爾麻爾逐比伎と訓むべし、高山寺なり、此の神逐之を神逐布倍伎と訓めるは、八洲起元章に、理レ當二先唱一と有る、傳四に註へる如く、理とは、物の條理を云ひて、其の當然に成るを成し行ふ可き事を云ひて、即ち法を云ふなり、以て麻爾麻爾と訓む由は、次に云ふべし、逐之に夜良比伎と訓むべき所なれども、下に、逐之、此云二夜羅比一と註せるは、其の言の屈したる方を以て註せる者なり、第三一書に、諸神嘖二素戔嗚尊一曰、汝所行甚無頼、故不レ可レ住二天上一、亦不レ可レ居二於葦原中國一、宜三急適二於底根之國一、乃共逐降去と有る、共逐降去に有ると等しき所なるなり、（本に、以二神逐之理一を、神逐比能理伎以と訓みたれども、神逐の理と云ふ事やは有るべき、其は、中頃、訓點に委しからざりし程の、俗訓にこそ、」神逐

之罪と云ふは、解除の事已に竟へて、其の罪に應く可き道を科斷る事にて、右に引ける第三一の書の趣是なり、履中天皇五年紀に、車持君罪有ければ、則負₂悪解除・善解除₁、而出₂於長渚崎₁、令₂祓禊₁、既而詔之曰、自今以後、不得₂掌筑紫之車持部₁、乃悉收以更分之奉₂於三神₁と見えたるも、同じ例なるにて、上は解除を云ひ、其の事竟へて、次に、既而詔之曰云々に、其の罪を科斷らせ給へるなり、若て、上に引ける延暦官符に、定₂准犯科₁被₂事、一大祓料物、云々、右闕₂怠大嘗祭事₁、攻同齋月中、弔₂喪問₁疾、判₂署刑殺文書₁、決₂罰笞₁決、預₂穢悪之事₁者、宜科₂大祓₁、所₂輸雜物₁、具如₂前件₁、官人有₂犯、除₂解見任₁、云々と有りて、祓を科せて後に見任を解かるゝも、全く上の二例に異ならざるを思ひ合す可し、理と云ふは、神祇令に、凡散齋之内、云々、亦不₂判₂刑殺₁、不₂決₂罰罪人₁と有る判を、許答和理と訓み、職員令神祇伯に、總₂判官事₁と云ひ、左大臣に、總₂判庶事₁と云ひ、左大辨に、糺₂判官内₁と云ひ、刑部省に、卿一人、掌₂鞫獄、定₂刑名₁、云々事₁と有る、義解に、謂覆、審解部所₂鞫₁、與₂判事₁以上₁共₂斷定₁也と見え、大判事二人、掌₂案₂覆鞫状₁、斷₂定刑名₁、判₂諸爭訟₁など有る是にて、法を云ふなり、獄令にも、凡犯罪、皆於₂事發處₁、官司推斷、云々、凡犯罪、笞罪郡決₂之₁、杖罪以上、郡斷定送₂國₁、云々、凡國斷₂罪₁、應₂申覆₁者、云々、凡斷₂罪行₂刑之日₁、云々、凡流人科斷已定、云々など見え、法曹至要抄に、須₂任₂此律₁取₂科斷₁矣と云ふ類の斷又は科斷の字も、共に許答和流と訓みて、同義の言なるなり、）理の例は、續紀第十詔に、天下人師、君臣祖子乃理乎、敎賜比、趣賜布奈何有良志、所思行須、第十一詔に、今日詔大命乎、君臣祖子乃理遠、忘事無久、繼坐牟、第十三詔に、天下乃撫惠賜事、理爾坐君乃御代爾當弖、可在物乎、第二十三詔に、是以、此位避弖、間乃人

爾在止之如く理、婆婆爾波仕奉倍自止、所念行止奈母、第二十八詔に、復勅久、悪久奸岐奴乃、政乃柄乎執天、長多未不事乎
以天、諸氏々人等乎毛、進都可方自止、理乃如毛不在尔利牟など有るは、物の條理を云ふ理にて、即ち傳四に註せる
が如し、猶第三十五詔に、是以、此奴等毛、如是久逆穢心乎發天在計利止方、既明爾知奴、由此天、理乃、法乃末爾末
爾、治給倍久在、第三十六詔に、内外二種乃人等在置天、其理仁慈哀天、過無久毛奉仕之天之豊可等、念倍之天之、第四十
三詔に、其等我、穢久謀止爲留、厭魅事、皆悉發覺奴、是以檢法爾、皆當死刑罪止、由此天、理乃法末爾末爾、岐良比
給倍久在利、然止毛、慈賜止爲天、一等降天、其等我根可婆頼止止、遠流罪爾、治賜布止宣布と有るなどは、其の處す
す可き事を理と云へるにて、此に、神逐之理と云へる理是なり、纂疏に、神逐、言諸神相議而放逐之也と有るが
如く、諸神相議りて、高天原には住ませ奉る可きならず、葦原中國にも居らしめ奉る可からざる理なるを以て、其の
理の隨に神逐ひ奉る可き律なる事の、此にして定まれるを云ふなり、（谷重遠說に、以神逐之理逐之者、諸神、
喩素戔鳴尊、以罪過斥逐之義、服其心、然後逐之、是罪責犯人、而不容私之道也と云へるは、此の理と云ふ事
を、甘く說き得たりし者なり、）以を、麻通麻道とは訓むべからざる字なり、然れども、此を毛以氐と訓みては、漢籍
訓に近くして、落著かぬを、右に引ける法乃末爾末爾と有る例に隨ひて然訓みたるなり、逐之は、此の下に、逐之、
此云波羅賦と有れども、由證に、波は夜の誤なる由云はれたるは、實に然る言にて、正書に、且、遂、降居、第三
一書に、乃共逐降去など有る、共に夜羅賦と訓み、殊に、古事記には、正しく神夜良比夜良比伎と見えて、其の誤書
ければ、今、夜羅賦に改め、古く此の逐之を、波羅賦と訓みたるをも正し訓みつ、其は、右に解除之と有るを、今

將、重ねて成とは云ふまじき所なればなり、此の神逐に依りて、素戔嗚大神の御心、清々しく成らさせ御在し坐して、天下に二無く尊き御功共の御在し坐しける御事など、委しくは、傳十七に云へり、必ず考へ合はす可くなむ、又此に然神逐はれさせ奉り給へる後に、再び上らせ給へる御事に就きても、猶申し顯はし奉る可き御事少からぬを、其は、傳二十に註してむかし、（世の識者、此の神逐の御事を深く思はざるが故に、此の大神の御事とし云へば、甚く惡し樣に申し奉ることそ心憂けれ、其の逐ふ諸神にも、逐はれ給へる此の大神にも、決めて、云り較へぬ所由有る事なり、）○神祝祝之、此云加武保佐枳保佐枳の十五字は、當に、上に、被其此云の以前に在るべき事なり、善本を得て、正し改む可し、○逐之、此云夜羅賦の說、上に出づ、

安政四年六月二日始焉、至于七月十三日、百九十五張成、同二十三日終之

昭和十三年七月二十日印刷
昭和十三年七月二十五日發行

鈴木重胤全集 第四
（非賣品）

編輯兼發行者　東京市世田谷區代田一丁目六五二番地
樹下快淳

印刷者　東京市本郷區眞砂町三十六番地
日東印刷株式會社
龜谷良一

發行所　東京市世田谷區代田一丁目六五二番地
鈴木重胤先生學德顯揚會
振替東京一五五五〇七番

不許複製

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 02996 3931